**○令和７年１０月８日（水）**

開会　午前１１時５３分

散会　午後　０　時００分

**○出席委員（１５名）**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 品田　ときえ | 委員 | 塩尻　英明 |
| 副委員長 | 笠井　まなみ | 委員 | 中野　ひろゆき |
| 委員 | 横山　啓一 | 委員 | えびな　安信 |
| 委員 | 中村　みなこ | 委員 | 菅原　範明 |
| 委員 | 上野　和幸 | 委員 | 石川　厚子 |
| 委員 | 植木　だいすけ | 委員 | 中村　のりゆき |
| 委員 | たけいし　よういち | 委員 | 松田　卓也 |
| 委員 | 沼﨑　雅之 | | |

**○欠席委員（１名）**

委員　高見　一典

**○出席議員（１名）**

議長　福居　秀雄

**○説明員**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 副市長 | 中村　寧 | 教育長 | 野﨑　幸宏 |
| 税務部長 | 金澤　匡貢 | 監査事務局長 | 酒井　睦元 |
| 健康保健部長 | 山口　亮 | | |

**○事務局出席職員**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局次長 | 林上　敦裕 | 議事調査課主査 | 岡本　諭志 |
| 議事調査課長補佐 | 小川　智之 | 議事調査課書記 | 桐山　未悠 |
| 議事調査課長補佐 | 浅海　雅俊 | | |

開会　午前１１時５３分

---

**○品田委員長**　ただいまから、決算審査特別委員会民生子育て文教分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、ただいまのところ１５名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に、高見委員から欠席する旨の届出があります。

ここで、審査に入ります前に、若干のお願いを申し上げたいと思います。

本分科会に分担を受けております案件は、先ほどの決算審査特別委員会で決定されましたとおり、認定第１号、認定第２号、認定第５号ないし認定第８号及び認定第１１号の令和６年度旭川市一般会計決算の認定の分担部分、国民健康保険事業特別会計決算の認定、育英事業特別会計決算の認定、介護保険事業特別会計決算の認定、母子福祉資金等貸付事業特別会計決算の認定、後期高齢者医療事業特別会計決算の認定、病院事業会計決算の認定の以上７件であります。

本分科会におきましては、分担を受けております各号議案に対する質疑のみを行うことになっておりますので、御了承願います。

なお、決算審査特別委員会において総括質疑の御意向がある場合は、本分科会における質疑の中で、その旨、御発言いただきますようお願いいたします。

次に、本分科会の開催日につきましては、本日を含め、１０月１０日及び１４日から１７日までの以上６日間でありますが、この日程の中で本分科会の質疑を終了することになっておりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

ここで、各号議案に対する質疑の方法について御相談させていただきたいと思います。

質疑の方法につきましては、この際、正副委員長としての案をお示ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

**○品田委員長**　それでは、正副委員長といたしましては、分担議案を所管ごとに２つに区分し、まず、民生常任委員会所管分、次に、子育て文教常任委員会所管分の順で質疑を行っていきたいと思います。

そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

**○品田委員長**　それでは、そのように決定させていただきます。

次に、発言方法についてでありますが、発言される際は、必ず委員長の許可を得た上で発言されるようお願いいたします。

なお、理事者においては、明確に職名をもって発言の許可を得られますようお願いいたします。

また、理事者からの反問につきましては、その趣旨を説明の上、発言の許可を得ることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、資料要求についてでありますが、既に提出されました関係資料につきましては、委員各位に配付されているわけでありますが、さらに、本分科会として審査に必要な資料がございましたら、できるだけ早めにお申出をお願いいたします。

ここで、特に資料の要求がございましたら、お受けいたしたいと思います。

御要求はございますか。

**○えびな委員**　健康保健部に過去３年間の行政検査及び依頼検査の検体数が分かるものをお願いいたします。

**○石川厚子委員**　税務部に２点、平成２０年度及び令和２年度から令和６年度までの差押え実施件数及び差押えに係る滞納額が分かるもの、平成２０年度及び令和２年度から令和６年度までの差押えに係る換価充当件数及び換価充当額が分かるものをお願いします。

**○品田委員長**　他にございませんか。

（「なし」の声あり）

**○品田委員長**　暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時５８分

---

再開　午前１１時５９分

**○品田委員長**　再開いたします。

ここで、御要求のありました資料につきまして、提出の可否と時期について、理事者に発言を求めることといたします。

**○山口健康保健部長**　えびな委員から要求がありました過去３年の行政検査及び依頼検査の検体数が分かるものにつきましては、次回の分科会開催時までに提出させていただきます。

**○金澤税務部長**　石川厚子委員から御要求のありました、平成２０年度及び令和２年度から令和６年度までの差押え実施件数及び差押えに係る滞納額が分かるもの、同じく、平成２０年度及び令和２年度から令和６年度までの差押えに係る換価充当件数及び換価充当額の分かるもの、以上の２点に関する資料につきましては、次回の本分科会開催時までに提出させていただきます。

**○品田委員長**　ただいま御要求があり、提出可能な資料につきましては、決算審査特別委員会の資料といたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次回の分科会は、民生常任委員会所管分から質疑に入りますので、よろしくお願いいたします。

本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、１０月１０日午前１０時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

---

散会　午後０時００分

**○令和７年１０月１０日（金）**

開議　午前１０時００分

散会　午後　４　時４５分

**○出席委員（１６名）**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 品田　ときえ | 委員 | 塩尻　英明 |
| 副委員長 | 笠井　まなみ | 委員 | 中野　ひろゆき |
| 委員 | 横山　啓一 | 委員 | えびな　安信 |
| 委員 | 中村　みなこ | 委員 | 菅原　範明 |
| 委員 | 上野　和幸 | 委員 | 石川　厚子 |
| 委員 | 植木　だいすけ | 委員 | 高見　一典 |
| 委員 | たけいし　よういち | 委員 | 中村　のりゆき |
| 委員 | 沼﨑　雅之 | 委員 | 松田　卓也 |

**○出席議員（１名）**

議長　福居　秀雄

**○説明員**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 副市長 | 中村　寧 | 福祉保険部障害福祉課長 | 水上　明子 |
| 税務部長 | 金澤　匡貢 | 福祉保険部障害福祉課主幹 | 紺野　恒義 |
| 市民生活部長 | 樽井　里美 | 健康保健部長 | 山口　亮 |
| 市民生活部市民生活課長 | 今　賢太郎 | 健康保健部次長 | 渡辺　顕久 |
| 市民生活部市民生活課主幹 | 鈴木　智子 | 環境部長 | 太田　誠二 |
| 市民生活部市民課長 | 齊藤　淳起 | 環境部環境総務課長 | 後藤　篤 |
| 市民生活部市民課総合窓口担当課長 | 近藤　淳 | 病院事業管理者 | 石井　良直 |
| 福祉保険部長 | 川邊　仁 | 市立旭川病院事務局長 | 木村　直樹 |
| 福祉保険部保険制度担当部長 | 高田　敏和 | 市立旭川病院事務局次長 | 北嶋　一雅 |
| 福祉保険部次長 | 鈴木　裕幸 | 市立旭川病院事務局次長 | 吉田　朋生 |
| 福祉保険部福祉保険課主幹 | 尾藤　真紀 | 市立旭川病院事務局地域医療連携課主幹 | 古川　雄輔 |
| 福祉保険部長寿社会課長 | 宮川　浩一 | 監査事務局長 | 酒井　睦元 |

**○事務局出席職員**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局次長 | 林上　敦裕 | 議事調査課主査 | 岡本　諭志 |
| 議事調査課長補佐 | 小川　智之 | 議事調査課書記 | 桐山　未悠 |
| 議事調査課主査 | 長谷川　香織 | | |

**○品田委員長**　ただいまから、決算審査特別委員会民生子育て文教分科会を開会いたします。

本日の出席委員は全員でありますので、これより会議を開きます。

ここで、過日の分科会で、えびな、石川厚子両委員から要求のありました３件の資料につきましては、委員各位に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は必要でしょうか。

（「要りません」の声あり）

**○品田委員長**　それでは、資料の説明につきましては省略させていただきます。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

それでは、認定第１号の分担部分のうち、民生常任委員会所管分、認定第２号、認定第６号、認定第８号及び認定第１１号の以上５件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

**○沼﨑委員**　おはようございます。

自民党・市民会議の沼﨑です。この決算分科会での最初の質疑を行わせていただきます。

決算ということで、令和６年度予算がどう執行されたのかを振り返って、また、今後、よりよい市政に生かしていくのが趣旨ということでございまして、今回、民生所管分について、私からは２つの事業についてお伺いをしたいと思います。

まず、１点目は、３款１項３目の介護予防高齢者補聴器購入助成費です。これは、さきに行われた一般質問でも取り上げさせていただきまして、一般質問では今後どのようにしていくのかというところをメインにお伺いをさせていただきましたが、今回は決算ということですので、令和６年度、７年度とやって、さらに続けていく事業でございます。令和６年度は最初にスタートした年度ということですが、最初の立ち上げがどうだったのかというところからお伺いをしたいと思います。

まずは、事業の概要と決算額についてお聞かせください。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　本事業は、聴力低下により日常生活を営むのに支障がある在宅の高齢者に対し、補聴器の購入費用を助成することで、外出及び地域交流を支援し、高齢者の介護予防と福祉の増進に資することを目的としております。

聴力レベル等の要件を満たした方を対象として、５万円を上限に補聴器購入費用の一部を助成するもので、モデル事業への参加募集５０人に対して３１４人の応募があり、抽せん等を経まして３９人に助成をしております。本事業の決算額は１９６万９千４８円で、執行率は７６．５９％となっております。

なお、財源は全額介護保険事業特別会計繰入金となっております。

**○沼﨑委員**　最初の年度ということで、新しい事業ということなので、市民の方も、具体的にどういうふうな手続というか、フローで補助をしてもらえるのかというところに大変関心があったかと思うのですが、この事業の参加者募集から実際に補聴器販売店へ市から補助分が支払われるまでの流れについてもお聞かせください。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　モデル事業の参加者募集後、抽せんによりモデル事業の参加者を

決定し、参加申込者全員に参加の承認または非承認を内容とする参加決定通知書を送付しております。その後、助成申請書及び医師意見書等の必要書類の提出を受けた者から順次審査を行い、終了後、助成決定通知書を送付しております。

参加者は、助成決定通知書等を補聴器販売店に提示して補聴器を購入し、市は、補聴器販売店からの請求により補聴器販売店に助成金額相当額を支払うとともに、購入が確認できた参加者に、購入後、アンケートを送付し、参加者は返信用封筒により提出することとしております。

**○沼崎委員**　スタートの立ち上げの時点から非常に市民の関心も高かったとお伺いしていますし、多分、いろいろと問合せもあったと思いますが、何か立ち上げに当たり留意したことがありましたらお聞かせください。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　本事業の参加者募集に当たり、予算上の５０人を上回る申込みが想定され、医療機関を受診され、検査等の負担をされた方も抽せんにより事業への参加をお断りすることがあり得ることから、募集時は聴力レベルや補聴器の必要性に関する書類等の添付は要さないこととしております。

そのため、抽せんにより参加者を決定する際、その中に補聴器の必要性がない方なども含まれていることが想定されることから、５０人のほか、そのような場合に、順次、繰り上げて参加していただく方を１０人それぞれ選定しております。

**○沼崎委員**　５０人の定員に対し、その応募者の対象とならないような方も含まれている場合も想定して、１０人を繰上げになる方として考えていたということですが、最初にお答えいただいたように、モデル事業の参加募集者は５０人だったところ、最終的に助成決定をしたのは３９人と。ただ、やっぱり非常に大人気な事業で、応募は３１４人であったと。

事業自体も非常に話題にもなっていたなという肌感覚がありますし、実際に応募も３００人超えということで、市民の期待もかなり大きな事業だと思うのですが、ただ、結果的には、５０人分の予算を確保していたけれども、３９人になったということに関して、この５０と３９という差についてはどういった事情があったのか、お聞かせください。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　参加者募集において、３１４人の応募があり、抽せんにより参加決定者５０人を選定しましたが、そのうち、検査の結果、聴力レベルについて、補聴器の必要性がないことが判明した方、逆に身障手帳の対象となる方が９人、補聴器の購入を中止した方などが７人生じたため、３４人に対して助成決定を行っております。

同時に、繰り上げて参加していただく方については、１０人のうち、聴力レベルについて、補聴器の必要性がないことが判明した方などがおりましたことから、５人に対して助成決定を行っております。それらの結果、合計で３９人に対する助成となったところであります。

**○沼崎委員**　事情について御説明いただきまして理解いたしました。

令和６年度は、立ち上げということで、そういうこともあったのだと思うのですけども、やっぱり市民に人気のある事業でもありますので、申し込んだけど、落とされちゃった人が、結果を見ると、何だ、まだ枠があったのに自分は落ちちゃったのかと御不満に思われる方も今後出てきてもあまりよろしくないことだと思いますので。

今回、最初の年度だからいろいろとあるのはしようがないと思うのですが、令和６年度１回して、今もやっているわけですよね。一般質問のときは事業自体の今後の方向性みたいな感じの質問でし

たけど、実際の定員よりも少ない助成決定だったということを今後どのように生かしていくかという点についてもお聞かせください。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　今年度につきましては、補聴器の利用による介護予防への効果等をより効率的に検証するため、モデル事業への参加者数の上限を１００人としており、また、令和６年度は上限５０人に対して３９人の助成にとどまったことから、スケジュールの前倒しを図るとともに、繰り上げて参加していただく方を４０人として実施しております。

**○沼崎委員**　よく分かりました。ぜひ、定員に近い人数に助成がされるように期待しております。

これは一般質問のときにも申し上げましたけれども、全国でもかなり進んでいるというか、もともと、東京都港区とか、山形県山形市とか、幾つかの自治体で始めたもので、２年前、民生常任委員会の委員会視察で港区に行って、いろいろと伺ってきて、それもあって旭川市でも行われているようなものと考えており、私としても割と思い入れのある事業でございますので、ぜひブラッシュアップしていっていただければというふうに思います。

この項目については以上で終了させていただきます。

では、２つ目として、４款１項２目のがん対策費についてお伺いいたします。

がんというと日本人の死因の第１位ですので、がん対策というのは常にどんどんやっていかなきゃいけないものであろうと思っておりますが、がん対策費の令和６年度の事業概要及び決算について、まずお聞かせください。

**○渡辺健康保健部次長**　本市のがん対策事業につきましては、がんの早期発見、早期治療により、がんによる死亡者数の減少を図ることを目的として、がん検診やがん予防意識の普及啓発を実施しております。

がん検診につきましては、厚生労働省が定めるがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に準拠し、胃がん、子宮がん、肺がん、乳がん、大腸がんのほか、旭川市独自の検診として、２０歳から４９歳までの方を対象に、子宮がん検診と同時受診できるＨＰＶ検査と２０歳の方を対象にピロリ菌検査を実施しております。

また、がん治療に伴う脱毛等の外見変化による心理的負担を軽減することで就労等の社会参加の継続及び療養生活の質の向上に寄与することを目的にアピアランスケア助成事業を行っております。

次に、令和６年度がん対策費の決算額についてですが、歳出の予算額は、２億４千６１７万１千円に対し、決算額は２億４千４３５万３千７３３円で、不用額は１８１万７千２６７円となっており、歳入の予算額は、国の補助金５４万円に対し、決算額は４０万１千円となっております。

**○沼崎委員**　市独自の取組としてのＨＰＶ検査、ピロリ菌検査もやっていて、また後ほどお伺いいたしますが、令和６年度からはアピアランスケア助成事業というものも始めているなど、旭川市として非常に積極的に取り組んでいるということがよく分かりました。

大事な事業ですので、せっかくなら多くの方に受けていただきたいなと皆さんも思っていらっしゃると思うのですが、がん検診の受診者数と受診率の推移はいかがでしょうか。

**○渡辺健康保健部次長**　がん検診の受診者数及び受診率の推移についてでございます。

まず、受診者数につきましては、新型コロナ感染症が流行する前の平成３０年度の胃、肺、大腸、乳、子宮の５つのがんの総受診者数が５万６千１７６人であったのに対し、新型コロナ感染症の影響を最も受けた令和２年度の５つのがん検診の総受診者数は４万６千５４３人で、９千６３３人減

少しており、昨年度の５つのがん検診の総受診者数は４万７千９１３人で、平成３０年度より８千２６３人の減で、令和２年度より１千３７０人増となっております。

次に、受診率につきましては、平成３０年度の胃がん検診が７％、肺がん検診が９％、大腸がん検診が１２．５％、乳がん検診が２５％、子宮がん検診が２８．４％であったのに対し、令和２年度は、胃がん検診が５．２％、肺がん検診が７．２％、大腸がん検診が１０．８％、乳がん検診が２０．８％、子宮がん検診が２５．８％で、全てのがん検診で大きく減少したところであります。

昨年度は、胃がん検診が５．１％、肺がん検診が７．７％、大腸がん検診が１１．５％、乳がん検診が２４．１％、子宮がん検診が２８．６％で、乳がん、子宮がん検診は受診率が戻りつつあります。

全体的には、受診者数及び受診率ともに新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少した後、乳がん、子宮がんは回復傾向にあり、胃、肺、大腸はほぼ横ばい傾向で推移しております。

**○沼﨑委員**　コロナの影響から戻りつつあるということで、それ自体は歓迎すべきことなのですが、数字を聞くとあまり高いとは言えず、むしろ低いんじゃないのかなという印象を受けるんですけども、高い、低いの比較も大事ですので、がん検診の受診率について、ほかの市町村の状況というのはどうなっているのでしょうか。

**○渡辺健康保健部次長**　日本で実施されているがん検診は、市区町村による対策型検診、人間ドックなどの任意型検診、職域によるがん検診に大別され、各データが一元的に管理されていないこともあり、がん検診の受診率を統一的に把握することは難しい状況でございますが、対策型のがん検診については総じて受診率が低い傾向にあるものと認識しております。

その上で、算定条件が違うため、先ほどの答弁とは数字は変わってきますが、統一的な市区町村の比較が可能な厚生労働省の令和５年度地域保健・健康増進事業報告によりますと、胃がんは、北海道平均４．９％に対して、本市は４．２％でマイナス０．７ポイント、同様に、肺がんは４．２％に対してマイナス１．１ポイント、大腸がんは４．９％に対してマイナス０．２ポイント、乳がんは１４．５％に対してプラス３．２ポイント、子宮がんは１７．４％に対してプラス２．２ポイントとなっており、本市の受診率が道内市町村の受診率の平均と大きく乖離している状況ではございませんが、胃がん・肺がん・大腸がん検診は低く、乳がん・子宮がん検診は高い状況でございます。

**○沼﨑委員**　他都市とか全道とかとの比較をありがとうございます。

任意で人間ドックなどを受けている方は市町村の検診は受けないということだと思いますので、そのパーセンテージだけを見て必ずしも健康意識が低いということになるのでもないのだろうなと思いますけれども、やはり、実際に受けていない方も結構いらっしゃるんだろうなという印象でございますので、ぜひいろいろと周知等を進めていっていただければと思います。

次に、各がん検診の内容で、多分、そんなに侵襲的な、検査を受けるのが怖いなと思うようなものでもないと思うのですけれども、どういった内容の検査を行っているのかもお聞かせください。

**○渡辺健康保健部次長**　本市のがん検診の検査内容についてですが、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診につきましては、４０歳以上の市民を対象に年１回受診可能とし、胃がん検診は胃部エックス線検査を実施し、肺がん検診は、胸部エックス線検査のほか、医師が必要と認めた場合は併せて喀たん細胞診を実施し、大腸がん検診は便潜血検査を実施しております。子宮がん検診につき

ましては、２０歳以上の偶数年齢の女性を対象に２年に１回受診可能とし、子宮頸部細胞診を実施しており、医師が必要と認めた場合は体部細胞診も併せて実施しております。

また、旭川市独自の検査として、２０歳から４９歳の子宮がん検診対象者のうち、希望者に対し、ＨＰＶ検査を実施しております。

乳がん検診につきましては、４０歳以上の偶数年齢の女性を対象に２年に１回受診可能とし、マンモグラフィー検査を実施しており、４０歳から４９歳までの方は２方向、５０歳以上の方は１方向撮影となっております。

そのほか、２０歳の方と国民健康保険加入者のうち３５歳から７０歳までの５歳刻みの年齢の方を対象に採血によるピロリ菌検査を実施しておりますが、がん対策費で支出しているのは２０歳の方を対象としたピロリ菌検査のみでございます。

**○沼崎委員**　エックス線とか採血とかで、検査をためらうようなものでもないと思うし、子宮も頸部検診なんかは、多分、綿棒で拭うぐらいですよね。体部細胞診になると結構痛いときもあると聞きますけど、それは医師が必要と認めた場合ということで、いずれもそんな怖いような検査でもないので、ぜひ多くの方に受けていただきたいと思います。

特に、最近、年に１回のがんの健康というものを厚労省で発表していますよね。膵臓がんなんかはあまりよろしくないみたいですけども、胃がんとか大腸がんとか、そういったものは早めに見つければ、そんなにも怖がるような病気でもなくなってきていると聞きます。また、子宮頸がんなんかは、検診とＨＰＶワクチンの組合せによって、ほとんどの国では撲滅可能な病気になってきて、そのうち、放っておいたら日本の風土病になっちゃうんじゃないかなんて冗談で言うお医者さんもいますけれども、やっぱり、がん対策は本当に大事ですので、ぜひ受診率の向上と検診の周知に力を入れていただければなと思います。

最後に、令和６年度からスタートしましたアピアランスケア助成事業について、最初の年度はやってみてどうだったのか、そして、令和６年度の当初見込みと実績についてもお聞かせください。

**○渡辺健康保健部次長**　アピアランスケア助成事業の令和６年度の当初見込みと実績につきましては、当初申請見込みが１８０件、予算額３００万円に対し、実際の申請件数が９３件、決算額が１５２万３千円となっております。

助成の内訳につきましては、ウィッグが９０件で１５０万７千円、胸部補整具が３件で１万６千円となっております。

アピアランスケア助成事業につきましては令和６年８月より開始した事業ですが、当初の見込みより申請件数が少なかったことを踏まえまして、今後は、事業の認知度を向上し、必要としている市民に情報が届くよう、医療機関と一層の連携を図りながら周知に取り組んでまいります。

**○沼崎委員**　こちらもまだスタートしたばかりで、しかも、年度途中の８月からのスタートということでまだ御存じなかった方もいらっしゃったのだろうと思いますけど、多分、潜在的にはこういったものを望んでいる市民の方も多くいらっしゃると思いますので、ぜひ、周知等をよろしくお願いしたいと思います。

以上で、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○品田委員長**　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時２２分

再開　午前１０時２３分

**○品田委員長**　再開いたします。

御質疑願います。

**○上野委員**　皆様、改めまして、おはようございます。

１０月になりまして、めっきり朝晩が寒くなりました。何か、昨日は旭岳に初冠雪が見られたということで新聞でも読ませていただきました。また、１０月というのは、私ごとではあるのですけども、来週に誕生日がありまして、７０歳、古希を迎えます。

それで、今日、私は２項目やるのですけれども、両方とも福祉保険部の皆様にお世話になることをお願いいたします。

これまで、私は、福祉保険部に関わる介護であるとか、障害者に対するものであるとか、そういったことになかなか質疑の中で触れることができませんでした。ただ、７０歳を迎えるに当たって、この１年、２年で、介護とか身障者とかを自分事のように感じております。

まず、今日、初めにやる介護施設の問題についてです。

私の知り合いが介護施設を経営していたのですけども、人材不足によって、また、ほかの理由もございますけれども、昨年、残念ながら経営を断念したという話がございました。

そして、次にやる地域まるごと支援員のことにつきましても、私自身、この８月に股関節の手術を行いまして、今もつえをつきながら歩いているのですけれども、身障者の手続等もやらせていただきました。また、私の周りに、独居老人と言っていいのか、私より若いのですけれども、６８歳になる仲間への連絡が途絶えてしまって、心配で地域包括支援センターにお願いをして、福祉保険部の皆様にも様々なお手伝いを願って病院に入院するまでに至っているということもあります。

私の知らなかった部分ですが、福祉の政策というのは本当に市民に直結した非常に大事なものだと感じております。

今日は、２項目についてやらせていただきます。

まず、３款１項３目介護人材確保支援員ということでお願いします。

ライナーが好きでいつも見るのですが、今日の朝も出がけにライナーがちょうど来ていたのですね。私がもし議員を辞めたら何の仕事をやろうかなということで、ああいう情報を見るが好きで、これならできるな、これは無理だなと自分なりに判断するのです。それで、介護に関わるものを数えたら、今日は割と少なかったのですけど、それでも８つ出ておりました。介護補助員、それから、特に多いのが夜勤で、夜間に介護をする方が少ないということで皆さんはお困りになっているようなのですね。それから、ちょっと見え隠れするのですけども、車の運転です。これは訪問介護なんかに関わることだと思うのですけど、そういう方も不足していることがございました。

そこでまず、一番最初に、３款１項３目介護人材確保支援費についてお聞きいたします。

決算ですので、決算概要をお示しいただきたいと思います。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　介護人材確保支援費につきましては、少子高齢化の進展に伴い、介護及び福祉サービスの需要拡大や多様化が見込まれる中、それらの担い手の確保が課題であることから、安定的な人材確保と離職防止に向けた取組を推進することを目的としております。

令和６年度は、介護助手導入推進事業、介護のしごと魅力アップ推進事業、外国人材確保支援事

業、介護人材養成支援事業を実施しており、決算額は８６３万９千６００円で、財源は、特定財源７８９万１千円、一般財源７４万８千６００円となっております。

**○上野委員**　ただいま決算概要をお示しいただきましたが、大きく４つの事業が行われているということですね。それぞれの経営者たちも広告を出したり、いろんな努力をしているのですけれども、市もそれなりに予算を使ってこれらの事業を進めているということが理解できました。やはり、安定的な人材確保というのが最終的な目標なのかなと思いますけれども、期待をしているところであります。

それでは、次の質問です。

先ほどライナーの話もしましたけれども、私が聞くところによると、経営が駄目になった経営者の話も含めて、介護関係の求人というのは非常に困っているのだという状況を耳にするのですけれども、実際の数値がどのような状況になっているのか、把握しておりましたらお聞かせ願いたいと思います。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　令和４年度に市内に所在する介護サービス事業所を対象として実施した旭川市介護サービス事業所実態調査によりますと、職員の過不足状況について回答のあった事業所のうち、程度の差はありますが、約６６％の事業所が不足感がある旨を回答しております。

**○上野委員**　令和４年度の事業者へのアンケートによると６６％が不足感があると。これは令和４年度で、それからさらに年が進んでおりますので、現在はもっともっと増えているのではないかなと推察されるところです。

次ですが、人材確保のために４つの事業を行っているということですが、先ほどの項目だけではなくて、もう少し詳しく内容についてお示しいただきたいと思います。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　まず、介護助手導入推進事業につきましては、元気高齢者の介護現場への参入を支援するため、事業所向けセミナーの開催や元気高齢者向けの説明会及び相談会を実施しております。

次に、介護のしごと魅力アップ推進事業につきましては、広く市民の方に介護の仕事のやりがいや魅力を発信するため、写真展の開催や中高生向けのパンフレットの作成及び配布を行っております。

次に、外国人材確保支援事業につきましては、多様な人材の確保を図るため、市内の事業所を対象としてセミナーを実施しております。

次に、介護人材養成支援事業につきましては、介護関連職種のうち、特に事業所において不足感が強い訪問介護員の確保に資するため、介護職員初任者研修の開催等を実施しております。

**○上野委員**　ただいま事業内容を聞くと、先ほどの４つのうち、介護助手導入推進事業につきましては元気高齢者が対象なのですね。私もこれに当てはまるのか、今、私はけがをしているから元気高齢者にはならないのかなと思って聞いていました。

ただ、私が病院に入院しているときも、介護の補助や掃除をされる方、ごみを集める方は、ちょっと見たら私よりかなり高齢の方が働いておりますね。やっぱり、そういう方の力を借りなければならないような現状があるのだということだと思います。

４つある中で、介護人材を今日のライナーでも募集をしていたのですけれども、介護施設からほかの介護施設に移るという話もたくさん聞くのですね。もちろん、それには、給与の面だとか、そ

ういう条件があると思うのですけれども、そうやっていたら、今度はそこで足りなくなって、いつまでも解決しないんじゃないかなと思うんですよね。

また、私は、３番目に出てきた外国人材確保支援事業について大変興味がございまして、先だって、市役所の１階でそういう集いがあって、介護施設の方とちょっと話をしたら、うちには働いている人がいるという話を聞きまして、実際、旭川の現状として、介護関係の施設においてどの程度の外国人の方が働いているのか、もし情報があれば教えていただきたいと思います。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　令和４年度に市内に所在する介護サービス事業所を対象として実施した旭川市介護サービス事業所実態調査によりますと、事業所内に外国人労働者がいると回答した事業所の割合が５．１％にとどまっておりますが、北海道労働局によりますと、上川中部圏域及び上川南部圏域において、特定技能の在留資格を持つ外国人労働者について、介護分野では、令和４年１０月１日時点で２８人であったものが令和５年度は７４人、令和６年度は１５９人へと増加傾向にございます。

**○上野委員**　やっぱり予想どおりですね。人数が徐々に増えてきていて、令和６年度は１５９人ですから、今年度にまた調査をすれば、それよりもかなり増えているんじゃないかと思っています。

私は、外国人の力というのはかなり前から必ず必要だと思っておりました。人口減少がこれだけ進んできて、先ほど申し上げましたように、人の取り合いを地域の中で行って、例えば、北海道の中で行っていては切りがないと思っていますし、必ずや外国人の力が必要になってくる時期が来ると私は思っておりました。そして、今、まさに予想どおり、このような事態が出てきたのかなと思っていますし、この事業については大変期待しているところであります。

それでは、外国人材確保支援事業ではどのような取組をしているのか、お示しをいただきたいと思います。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　外国人材確保支援事業につきましては、多様な人材の確保を図るため、市内の事業所を対象として、外国人雇用実績のある事業所の事例紹介や事業所間での情報交換を内容とするセミナーを昨年１０月に実施しております。

参加者は、１５事業所、２０名で、事例紹介として参加した事業所からは技能実習生２名も参加し、情報交換に参加をしております。

なお、この取組に要した費用は事例紹介として協力をいただいた方への報償費２万８千円となっております。

**○上野委員**　ただいま金額を聞きましたが、報償費の２万８千円しか事業費として使われていないということなのですね。聞くところによると、庁舎を会場として使われたので、会場費がかからなかったということですね。それにしても報償費が２万８千円と非常に少ない金額ですね。この事業は令和６年度が初めてということで、様子を見ながらの実施でもあったのかなと感じます。

それでは、実際にセミナーの中で内容について説明をした業者がいらっしゃると思うのですけど、その業者についてはどのような方だったのか、お示しをいただきたいと思います。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　セミナーでは、外国人材受入れの制度や仕組みについて、札幌市を拠点として、市内でも支援の実績がある登録支援機関から説明を受けております。

また、市内で実際に受け入れている事業所の事例紹介については、特別養護老人ホーム等を運営している３法人から説明を受けております。

**○上野委員**　札幌市を拠点とした旭川市内でも実績のある登録支援機関が説明をしているということでした。

私も４年前か５年前ぐらいに旭川で１度行われたセミナーに行きまして、本当は議員さんは勘弁してくださいと言われたのですけども、無理にお願いして聞いたことあるのです。

非常に手慣れた感じで、流れるように話が進んでいて、ああ、こういうふうに進めていくのだな、他都市ではそういったことがどんどんやられているのだなと感じていたのを思い出します。そして、昨年度、初めて旭川でそういうことが実施されたということですね。そういったことからしても旭川の取組というのはかなり遅れているのかなという感じがしています。

それでは、セミナーに参加した方々の感想がもしあればお聞かせください。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　セミナーの実施時に参加者を対象としてアンケート調査を行っており、その結果によると、セミナーに参加した理由は、外国人材受入れの制度や仕組みを理解したかったから、実際に受け入れている事業所の話を聞きたかったからの選択者がそれぞれ２０名中９名となっております。

また、セミナー参加後の感想として、外国人介護士の受入れ支援を行う事業者による制度面での説明について、大変参考になったと参考になったの選択者が合わせて１５名、雇用している事業所による事例紹介について、大変参考になったと参考になったの選択者が合わせて１７名、外国人介護士の受入れ支援を行う事業者や雇用している事業所も加わりながらの情報交換会について、大変参考になったと参考になったの選択者が１１名となっております。

**○上野委員**　参加者の反応についてはすこぶるいいようですけれども、事業を行った者として成果をどのように考えているのか、お答えください。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　令和６年度はセミナーの開催が主な事業内容でありますが、そのアンケート調査の結果から事業所の関心には一定程度対応できる内容であったと認識をしております。

同時に、アンケート調査によれば、外国人材の受入れに当たって課題となっていることについて、費用面の負担が大きいの選択者が７名、外国人材を指導できる職員がいないの選択者が６名、生活面や学習面での支援体制が取れないの選択者が４名などとなっており、多方面にわたる受入れ環境の整備が必要であることも見えてきたところであります。

**○上野委員**　そういったアンケートや成果を通して、行政がやるべきことはだんだん見えてくるのではないかなと思っています。

私が予想するように、外国人材を指導できる職員がいないというのには言語や何かの問題も大きく関わってくるのかなと思いますし、様々な面で外国人とともに働くということの難しさというのはこういったことが要因になっているのかなと思います。

私も全国各地に視察に行きましたけども、多くの外国人労働者がいました。しかし、中には、長く仕事をし続けていける人材とすぐ辞めてしまうような人材がおります。仕事が長く続かず、辞めてしまう理由についてはどのようなものだとお考えなのか、お示しいただきたいと思います。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　国の分析によりますと、外国人労働者の雇用管理に関して重要な点として、文化や雇用慣行のギャップが存在しているため、就業規則等を分かりやすく説明することや組織全体で従業員間のコミュニケーションの円滑化に取り組むことが必要であるとされており、

そのことからも事業主や日本人従業員に対する働きかけも併せて行っていくことが必要であると考えております。

**○上野委員**　せんだって、私も現場で働く労働者の方と話したところ、外国人を使っているんだという話をしていましたけども、やっぱり、ああいう現場というのは早急に物事を、例えば、そこのものをこっちに持ってこいとかなんとかということがあるのですね。でも、それを持ってきてくださいという正しい日本語では言わないわけで、持ってこいとか、そういう簡潔な言葉で言いますよね。そういったときのコミュニケーションがやっぱり難しくて、おまえ、駄目だ、そっちへ行け、日本語の分かるやつを連れてこいというような話が現場ではよくあるということなのです。

やっぱり、組織全体でコミュニケーション力をきちっと整えていかなきゃならないのかなと。こちら日本人側の心構えももちろん当然必要なのかなということが課題として見えてくるなというふうに思います。

それで、このことについて、この部署だけではなくて、庁内の他の部署との連携というのはやっているのかどうか、お聞かせください。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　庁内の部局間連携による効率的で効果的な人材確保や雇用施策の推進を図ることを目的として設置している旭川市人材確保促進庁内連絡会議の構成員として福祉保険部からも担当職員が参加しており、それぞれの取組について情報交換等を行っております。

**○上野委員**　この旭川市人材確保促進庁内連絡会議というのは外国人についてだけではないですよね。きっと普通の雇用問題を語るというだけで、外国人に特化した会議とは違うということですよね。

私が望んでいるのは外国人に特化したことの連携が庁内で行われていればいいなという意味で聞いたのですけども、今は行われていないということで理解しました。

それでは、今まで聞いた中で様々な問題が出てきましたけれども、市としても、外国人材の労働力については、市長も含め、様々なところで必要性というのが報じられておりますけれども、今後の事業展開の方向性についてはどのようにお考えか、お示しいただきたいと思います。

**○高田福祉保険部保険制度担当部長**　介護及び福祉サービスの需要拡大や多様化が見込まれている中、それらの担い手の確保に向けた取組の一つとして、外国人材に関する取組は引き続き進めていくことが必要であると考えております。

また、外国人材の受入れについては、介護及び福祉分野にとどまらず、幅広い分野で検討されており、生活面や学習面での支援体制など、各分野で共通する課題もあるものと認識しております。

そのため、関係部局との連携や他都市における取扱い事例などの情報収集を行うとともに、介護及び福祉分野においては、引き続き市内の事業者を対象とするセミナー等の開催による制度面の情報提供や受入れ事例の紹介などに取り組んでまいります。

**○上野委員**　ただいまの答弁の中の生活面や学習面での支援体制の部分については大切なキーワードだと思います。また、関係部局との連携についても触れていただきました。大変ありがとうございます。

関係部局との連携というふうになると庁内全体の問題になりますので、最後は副市長にお言葉をいただきたいと思います。

市長も一般質問の答弁の中で外国人材との共生という言葉を使って今後に期待しているような話

をされておりましたが、旭川市として、どのような課題認識を持ちながら、今後どのような取組を進めるべきか、お話をいただきたいと思います。

**○中村副市長**　少子高齢化と人口減少というものが進む中、様々な業界で人材確保が課題となっているというふうに考えております。

各業界では、事業者が中心となり、業務の内容でありますとか性質を踏まえて、先端技術の活用でありますとか給与面での改善など、様々な対応策が講じられてきております。

外国人の受入れにつきましては、そうした取組のほか、これまでも取組がなされておりますが、さらに推進するためには、さきの一般質問にもありましたように、単なる労働力としてではなくて、地域社会を構成する一員として受け入れ、日本人と外国人が互いに尊重して、安全、安心に暮らせる共生社会を実現していくことが重要であると考えております。

今週の日曜日ですけれども、まちなかの清掃事業、それから、ポイ捨て禁止の啓発活動を行いましたけれども、その催物にもかなりの外国人の方が参加しておりました。地域でまとまって参加していたのか、事業所として参加していたのかは分かりませんけれども、そういったいろんな旭川市の事業でありますとか催物に参加することも地域になじんでいくということになっていくのかなというふうに考えております。

介護現場をはじめとします各種業界においては、日本人も外国人も持っている資格や能力を十分に発揮でき、やりがいを感じてもらえるような職場環境づくりとともに、地域社会の一員として安心して過ごすことができるという日常生活環境の安定に取り組んでいくことが大変必要なことだというふうに認識しております。

**○上野委員**　大変ありがとうございました。

私自身も、以前から話しているように、短い期間ですけど、海外でお世話になったことがあります。多分、その人たちにすれば、変な日本人だな、言葉も分からないでちょろちょろしているなというふうに思われたんじゃないかと思うのですけれども、地元の方に温かく迎え入れられたから任務を遂行することができたという思い出があります。

先ほども話しましたように、途中で仕事を投げ出して帰ってしまう人、いなくなってしまう人、それから、大きな犯罪等に関わる人なんかもニュースで大きく取り上げられますけれども、やはり、その根底には、インフラをきちっとそろえてやる、衣食住をきちっと確保してやる、それプラス、受け入れる側が共生の心を持って、共に働きましょうという気持ちがなければ、単なる労働者としての意識だけではなかなか根づいていかないのかなと。そういう意味では日本の歴史上からも非常に難しいものがあるのですけれども、今回の事業を通し、少しずつ日本人にも理解してもらって、海外の人たちが働きやすい環境をつくっていただければ、この事業については今後に期待して、この質問については終わらせていただきます。

それでは、引き続き、３款１項１目の地域共生社会推進費についてお聞きします。

これは先ほど私も話したのですが、最近になって私の知人がとんでもない状況になっているのですね。連絡がつかなくなっていて、さて、どうしたものかという感じです。我々仲間の言うことも聞かない人物なので、それで、とあるところに連絡したら、地域包括支援センターというのがあるから、そこに電話しなさいと言われて電話をしたところ、非常に的確にいろんなことを教えていただきました。そして、先ほど申し上げたように、入院に至りました。今後の課題もまだ多いのです

けれども、そういった事態がありました。

また、その以前から地域まるごと支援員という言葉にすごく興味がございましたし、何をする人なのかなということもありましたので、取り上げさせていただきたいと思います。

令和６年度の地域共生社会推進費についての事業概要と決算額をお示しいただきたいと思います。

**○尾藤福祉保険部福祉保険課主幹**　本事業は、誰もが活躍し、地域で支え合いながら生き生きと暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、地域福祉計画に基づく事業として、主に包括的支援体制の整備に要する経費を計上しており、地域まるごと支援員の配置等により、複雑化、複合化した問題を抱える方に対する個別支援と困り事を身近で支え合って解決するための地域づくり支援を行っています。

令和６年度の決算額は、歳出では、地域まるごと支援員の配置に伴う委託料７千３９０万円、重層的支援体制整備事業交付金の国と道への償還金４７６万５千円、その他事務費８万７千２４０円で、歳入は、重層的支援体制整備事業交付金として、国から３千４２９万８千円、北海道から１千７１４万９千円のほか、介護保険事業特別会計から、繰入金８９６万９千８８４円、一般財源が１千８３３万５千３５６円で、歳入歳出合計は７千８７５万２千２４０円となっています。

**○上野委員**　ただいま答弁をいただきましたけど、それだけを聞いても何をやるのかということは分からず、地域まるごと支援員って何をやるのかなと思うと思われます。

委託料という言葉が出てきましたが、これは社会福祉協議会に委託をしているということですよね。私が最初に疑問に思ったのは、社会福祉協議会には市から補助金も行っているはずで、それプラス委託料ということは、また人件費を払うのかということでした。しかし、令和４年度の国の事業として交付金が国と道から下りるということで計画されたということを聞いて、ああ、そういう意味かとなりました。それで人材を増やして、その中身が今後これから聞いていく内容に深まっていったのかなというふうに捉えております。正直なところ、最初はなぜそんなに社会福祉協議会にお金を出すのかなという素朴な疑問を持っていたということです。

それでは、令和６年度における地域まるごと支援員の人数、それから、どのような資格を持っているのか、実際にどういう活動を行っているのかについてお示しいただきたいと思います。

**○尾藤福祉保険部福祉保険課主幹**　令和６年度からは２名増員し、支援員１０名と統括支援員１名の計１１名として体制を強化したところでございまして、旭川市社会福祉協議会に業務を委託し、社会福祉士、精神保健福祉士等のソーシャルワークに関わる有資格者や、福祉分野における相談支援機関または地域支援に関わる活動で実務経験を有する者を配置することとしております。

個別支援では、新規の相談件数が１２４件で、相談や関係機関によるケース会議などを３千８１９回実施し、そのうち、２４件は助言や関係機関への引継ぎにより解決することができましたが、残りの１００件については令和７年度において継続して丁寧に対応しているところでございます。

地域づくり支援では、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会など、地域、団体との連携体制の構築に向け、地域課題を共有する会議や行事への参加が７９７回、ふれあいサロンなど、通いの場を運営している団体や、買物の同行、子ども食堂などを提供している団体を把握するとともに、ボランティアを養成し、支援を必要としている人とのマッチングをする活動が９２件、地域課題の整理を進め、課題解決を進めるための具体的な対応策を協議する会議の開催、参加が１３５回となっております。

**○上野委員**　ただいまの説明によると、役割としては個別支援と地域づくり支援の大きく２つに分かれると。個別支援については、１２４件のうち、２４件がほぼ解決の方向に向かっていったということですね。

私も、今回の自分のケースがこんなにスムーズにいくと思っていなかったのですけれども、出されている支援事例集の写真等を見たり、中身を聞くと大変困難な事例が多くて、本当に大変な仕事をされているのだな、活動をされているのだなというふうに思います。

それでは、個別支援の相談内容というのは実際にどのようなものなのか、お示しください。

**○尾藤福祉保険部福祉保険課主幹**　令和６年度の主な相談内容は、メンタルヘルスや障がいの疑いなど、身体等の課題が２５８件、生活困窮など、経済的課題が１６３件、社会的孤立など、家族、社会性の課題が１３４件など、合計６２３件となっており、新規の相談１２４件に対し、複数の課題を抱えている世帯が多く、解決までの期間が長期化する傾向にあります。

**○上野委員**　ただいま相談内容はどのようなものかを聞きましたけども、先ほども言いましたように、かなり困難で、複数の課題を抱えていると。要するに、本人だけの問題ではなくて、本人を取り巻く家族にも問題があったり、障害を持っていたり、そのほか、経済的な問題だとか、様々な問題を含んでいるということであります。

それでは、個別支援の支援内容としてはどんなことをやっていくのか、そういう相談を受けたとき、地域まるごと支援員はどのような動きをされるのかということについてお示しいただきたいと思います。

**○尾藤福祉保険部福祉保険課主幹**　福祉分野の基本的な相談につきましては、高齢者に関する相談は地域包括支援センターが対応しているなど、障害者、子ども・子育て、生活困窮について、それぞれ相談機関がありますが、相談内容が福祉制度の対象外となるはざまにあるときや複数の関係機関の支援が必要なとき、地域まるごと支援員に引き継がれ、対応しております。

必要に応じて具体的な支援を検討する重層的支援会議を開催し、関係機関が集まって情報を共有し、適切な役割分担による支援などの調整を行っております。

**○上野委員**　今の答弁の中に私が大きく誤解をしていた部分があったんですよね。

地域まるごと支援員だから、私自身が困ったら、地域まるごと支援員に直接お願いして、その人が全てやってくれるのかなと思っていたのですが、今の答弁でも出てきたように、それは違うと。ある程度の高齢者であれば地域包括支援センターにお願いをして、そこでやっていくと。または、民生委員の方がいたり、ほかの分野の方がいて、そこに申込みをするのだけれども、実際に解決に至るまでに複合的にいろんなものが重なっていたときに地域まるごと支援員が活躍する場面が出てくるのだということの答弁だったかなと思っております。

それでは、市民だとか地域包括支援センターとの連携というのはどのようになされるのか、お聞かせください。

**○鈴木福祉保険部次長**　複合化、複雑化した課題に支援機関が連携して対応していくためには、地域まるごと支援員の活動内容の理解を広げていくとともに、相互の役割ですとか、支援方法などの情報共有や共通理解を図っていくことが重要でありますので、関係機関研修会を開催することが必要であると考えており、令和６年度は９月と１月の２回開催しております。

この関係機関研修会では、個別支援を通じた経験から、より実効性のある支援体制の構築を進め

ていくため、従来の福祉分野の事業者や団体だけではなく、医療ですとか、学校、就労支援などの他分野の機関にも参加をいただき、相互の理解と円滑な連携体制の構築に努めているところでございます。

**○上野委員**　地域まるごと支援員の仕事というのがだんだん分かってきたなと思います。

一つの担当のところだけでは行き詰まってしまうというか、これから先はどうしていいのかとなるかと思います。私は、今回、地域まるごと支援員に頼まなかったので、私が地域まるごと支援員みたいな仕事をしたのですけれども、途中で、この後、どうしたらいいんだろう、もうこれ以上先に進めないなというときがやっぱりあったんですよね。

ちょっとしたヒントをいただいて、それで手繰り寄せていったわけですけれども、そういうときにもうちょっと早くこのことを勉強していけば地域まるごと支援員を動かしてくださいとお願いできたのかなというふうに思っています。

このようにまだまだ課題は多くあると思いますが、その課題についてお示しをいただきたいと思います。

**○鈴木福祉保険部次長**　今お話がございましたように、特に、孤立している世帯ですとか、自ら支援機関に相談できない方につきましては、発見が遅れまして、問題も深刻化し、解決に長期間を要するですとか、日常的な見守りや公的制度では手が行き届かないちょっとした困り事に地域まるごと支援員が直接対応していくことにも限界があることが課題となっております。

このため、可能な限り早期に発見し、身近な地域でできる範囲で支えるような仕組みを構築していくことが重要と認識しておりますので、引き続き地域での支え合い活動を後押しする地域づくり支援を行ってまいりたいと思っています。

**○上野委員**　今、課題の中に出てきたように、発見ですよね。ただ、発見しても、どこに頼んでいいのかが分からないというのが実態なので、その辺がやっぱり大きな課題なのかなと思っています。

視点を変えて、地域づくり支援の具体的な内容についてもお聞かせください。

**○鈴木福祉保険部次長**　地域づくり支援では、特に住民同士のつながりが希薄化する中では、まずは、地域住民の交流ですとか、活躍の場を生み出すコーディネートを通じまして、住民同士の顔が見える関係性を育み、地域課題の解決の土台づくりが必要と考え、こういった取組を支援しているところです。

具体的な事例といたしましては、地域住民や団体が連携した多世代交流イベントでは、商店会の協力により、子どもたちが調理、作成したものを販売するといった体験を得る機会を創出するとともに、地域住民、近隣の高校生、学生、ボランティア活動団体などが企画や周知を担うことにより、参加した子どもたちと運営に当たった地域の方々の距離感が縮まり、地域課題の解決に向けた基盤づくりということをやっております。

**○上野委員**　ただいま地域づくり支援についての内容を示していただきましたけども、そういう活動を通しながら、先ほど言った発見につながるというか、この人方がそういう仕事をしているのだということを市民に知ってもらうこともすごく大事なことなのかなと。それによって、困ったときはそこに連絡すればいいと、学生も含め、多くの市民の方が気づければいいのかなと思って聞かせていただきました。

それでは、地域づくり支援に関する課題もあると思いますので、その対応策についてお聞かせく

ださい。

**○鈴木福祉保険部次長**　地域づくりにおきましては、町内会などの地域福祉活動を担う人材ですとか団体の不足が深刻な課題となっておりますことから、今後につきましては、関係機関や地域住民との連携を深めつつ、ボランティアや住民活動団体などの地域の福祉の担い手の発掘ですとか、育成を進めていくことが重要と考えております。

**○上野委員**　一般質問の中でも町内会の話題がたくさん出ましたけども、やっぱり、どこでも人材不足というか、そういう集まりをするにしても、なかなか人が集まらないという同じような悩みがそこにはあるのだなというふうに思っています。

そして、地域づくりを通しながら市民への啓蒙を進めていくということなのですけれども、これまで市民への周知はどのようにしてきたのか。私が知らなかったせいもあるのですけれども、足りないのではないかなという気がしているのですよね。

そして、地域まるごと支援員についてですが、聞いたとき、何が丸ごとなのかなと思いました。ネーミングには非常に興味を持つのですけれども、やる仕事についてはなかなか市民のところまで浸透していないような気がするので、その辺についてお示しください。

**○鈴木福祉保険部次長**　地域まるごと支援員の配置は令和４年度にスタートした事業でございますが、事業開始時におきましては、まずは市民にとって身近な相談役である民生委員や地区社会福祉協議会などを訪問し、周知したところでございます。

その後、関係機関との連携による個別支援の実績ですとか経験を積み重ねる中で医療や介護などの支援機関に関係機関研修会の参加を求め、活動内容などの周知を拡大してきたところでございます。

また、市民に対しましては、地域まるごと支援員について発信する通信を年に３回作成し、ホームページ等に掲載するとともに、ＳＮＳでも活動の周知を行っているところでございます。

**○上野委員**　地域まるごと支援員の仕事内容や今後の課題等についてだんだん見えてきました。

最後の質問になりますけども、今後の地域まるごと支援員が行う支援を含め、本事業の今後の展開についてお示しいただきたいと思います。

**○川邊福祉保険部長**　ただいま次長と主幹から地域まるごと支援員の令和６年度の取組状況ですとか課題についてお答えを申し上げました。

その上で今後の展望ということでございますけれども、高齢化や単身化が進んで住民同士の結びつきが薄れた今の地域社会にあっては、支援を受けたくても受けられない、あるいは、日常のちょっとした困り事があっても身近に相談相手がいない、誰に相談すればいいのか、そういったケースが今後ますます増えていくんだろうなと考えております。

そうした方々を既存の支援制度や支援機関にスムーズにつなげていく、あるいは、それらをうまく組み合わせる、あるいは、どう拾い上げれば制度に乗っかっていくか、その方法を考えていくと、そういったきめ細やかで丁寧な制度運用、あるいは、関係機関とのコーディネートが不可欠なのだろうと思っておりまして、本市ではそれを地域まるごと支援員という仕組みとして整えてきたところであります。

この取組自体は令和４年度から開始しておりますけれども、課題も多く、一朝一夕に進むものでもございません。今も一つ一つ課題を解決しながら走っているところでありますが、我々としては、

様々御意見をいただきながら、これを着実に進め、地域に根づかせていくということで地域福祉計画が目指す誰一人取り残さない安心で安全な地域の実現を目指してまいりたいというふうに考えております。

**○品田委員長**　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時０７分

---

再開　午前１１時０９分

**○品田委員長**　再開いたします。

御質疑願います。

**○中村のりゆき委員**　おはようございます。

それでは、４項目質疑をさせていただきたいというふうに思っているのですけども、沼﨑委員と重複する部分がございますので、同じ午前中のほうがいいのかなということで、先にその部分を取り上げさせていただきたいと思います。なるべく重ならないように質問させていただきたいと思います。

まず、４款１項２目のがん対策費についてお伺いをしたいと思います。

今、２人に１人が罹患をするがんということですけども、先ほど沼﨑委員も言われていましたけど、早期発見すれば怖い病気ではもうなくなりつつあるということで、膵臓がん以外は早く発見できればほぼ完治できる病気にもなっているということでございます。

それだけに早期発見できるところをどうサポートできるかということで、がん対策、がん予防、そういった施策というのは自治体としても重要な事業という位置づけになっているのかなというふうに私も認識をしているところです。

それで、まず初めに全体を聞かなきゃならないということで、申し訳ございませんが、令和６年度のがん検診、がん予防など、がん対策に関わる各種事業の予算、決算に関して伺いたいというふうに思います。

**○渡辺健康保健部次長**　令和６年度のがん対策費の各種事業の予算、決算についてですが、がんの早期発見、早期治療により、がんによる死亡者数の減少を図ることを目的として実施するがん検診関連事業は、予算額が２億４千２００万８千円に対し、延べ５万３千２９７人の方に各種がん検診などを実施し、決算額は２億４千１８４万６千１４３円となっております。

がん検診事業のうち、休日に行う日曜検診につきましては、国保特定健診とのセット型健診を２回、がん検診センターの施設検診を６回の計８回、延べ１千７９３人に実施しております。

このほか、個別受診勧奨やイベント等のがん予防意識の普及啓発を行う事業は、予算額が１１６万３千円に対し、決算額は９８万４千５９０円で、がん治療により外見に変化があった方へ補正具等の購入費の一部を助成するアピアランスケア助成事業は、申込み件数見込みが１８０件、予算額３００万に対し、申請が９３件、決算額が１５２万３千円となっております。

**○中村のりゆき委員**　２億４千万円余りの事業費を使いながら様々な事業を展開しているということでした。がん検診に関わっても、セット型健診だとか個別勧奨だとかということで、なるべく多くの方ががん検診を受診していただけるようにといったことで頑張っていただけているのだなということも今の答弁で分かりました。

それで、事業ごとの財源内訳について確認をしたいというふうに思います。また、事業効果の受け止めについても伺いたいと思います。

**○渡辺健康保健部次長**　がん検診事業とアピアランスケア助成事業につきましては、全額が一般財源となっており、がん検診普及啓発事業につきましては、決算額９８万５千円のうち、４０万１千円が国の補助金で、残りは一般財源でございます。

なお、がん検診に係る令和６年度普通交付税の基準財政需要額に算入されている額は、財政課の計算で２億６千６００万円程度となっております。

令和６年度のがん検診と普及啓発の事業成果についてですが、５つのがん検診の受診率が全て前年度を上回り、延べ受診者数も約１千人の増となったことから、がんの早期発見、早期治療の一助となったものと受け止めております。

また、アピアランスケア助成事業につきましても、がん治療に伴う外見変化に対する精神的な負担の軽減や社会参加の継続等の支援の一助になったものと受け止めております。

**○中村のりゆき委員**　今、財源についても確認したのですけども、がん検診事業とアピアランスケア助成事業については全額が一般財源であるということでした。ただ、基準財政需要額の算入額を確認すると２億６千６００万円程度となっているということですので、決算額２億４千万円余りということを考えますと、ほぼ全てが基準財政需要額に算入されて、交付税措置がされている事業であると確認をさせていただきました。

また、普及啓発事業については、半分ぐらいですかね、２分の１ぐらいが国の補助金ということで賄われているということも受け止めさせていただきました。

事業成果についても、今、答弁をいただきましたけども、５つの主要ながん検診の受診率は全て前年度を上回っているという御答弁をいただきまして、延べ人数では１千人増ということだったと思います。

第３次健康日本２１旭川計画は令和６年から１７年度までの１２年間の計画ですけど、その初年度というところですから、そういったことからも力を入れていただいたのかなというふうに思っているところでございます。

それで、がん検診の過去の受診率の推移について、先ほども御答弁をいただいていたのですけれども、過去１０年間の受診率について、幅広でお伺いしたいと思います。

**○渡辺健康保健部次長**　がん検診の受診率の推移につきましては、平成２７年度から平成３０年度まで、胃がん検診が平均７．１％、肺がん検診が平均９．２％、大腸がん検診が平均１２．７％、乳がん検診が平均２４．７％で推移しておりましたが、令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の影響で令和２年度に受診率が大きく減少しております。

胃、肺、大腸は、令和３年度以降も受診率が戻り切らない状況が続き、令和６年度は、胃がん検診が５．１％、肺がん検診が７．７％、大腸がん検診が１１．５％にとどまっております。乳がん検診は、令和６年度が２４．１％で、受診率が戻りつつあります。

子宮がん検診は、平成３０年度の制度変更時の受診率が２８．４％で、他の検診と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響で大きく受診率が低下しましたが、令和６年度は、２８．６％と、過去１０年で最も高い受診率となっております。

このほか、子宮がん検診の受診者のうち、２０歳から４９歳までの希望者に実施するＨＰＶ検査

の受診率は、平成３０年度以降はほぼ１１％台で推移しており、ピロリ菌検査の受診者数は２０歳のピロリ菌検査が増加した一方、全体としては減少傾向で推移しております。

**○中村のりゆき委員**　今、１０年間の傾向を確認させていただきました。

もちろん、コロナ禍でなかなか受診率が上がらなかった時期はあるのですけども、平成２７年度と比較してもまだまだ全体的には低い状態が続いているという答弁であったのかなというふうに思っております。

第２次健康日本２１旭川計画における目標値との乖離がかなりあると思っています。もちろん、今答弁にもあるように、子宮頸がん検診の受診率のみは目標を上回っているということはあると思うのですけども、それ以外は目標を下回っています。ベースラインは平成２３年度の受診率にしていると思いますけども、その要因をどのように分析しているのか、伺いたいと思います。

**○渡辺健康保健部次長**　令和４年度に実施した第２次健康日本２１旭川計画の総合評価において、御指摘のとおり、子宮がん検診を除き、目標達成に至らなかったところでございます。

その要因といたしましては、令和２年度の新型コロナウイルス感染症による検診の一時中止や受診控えによる受診率低下が大きく影響しているものと考えておりますが、そのほかの要因として、包括連携協定を締結している生命保険会社が令和６年度に実施したアンケート調査では、がん検診を受診しない理由として、受ける時間がない、必要なときにいつでも医療機関を受診できる、健康に自信があり必要性を感じないが上位項目となっており、平成２８年度の内閣府の調査でも同様の傾向があることから、がん検診による早期発見のメリットが十分に浸透していない状況があるものと考えております。

**○中村のりゆき委員**　今、御答弁の中でもありましたけど、なぜがん検診を受けないのかというと、健康に自信があるとか、自分だけはがんにならないというようなことを日々感じており、なかなか受診が進まないというところは確かにあるのかなというふうに思います。

そういう生命保険会社のアンケート調査の結果を答えていただきましたけども、北海道の他市町村との比較ということで、旭川市の受診率の位置づけといいますか、どのぐらいの順位についても確認をしたいと思います。

**○渡辺健康保健部次長**　受診者年齢などの条件を統一して受診率を算定しております厚生労働省が発行している令和５年度地域保健・健康増進事業報告によりますと、本市の胃・肺・大腸がんの受診率は、北海道の受診率の平均よりも低く、乳がん・子宮がん検診の受診率は北海道の受診率の平均よりも高い状況にあります。

また、人口１０万人以上の道内９市で受診率を比較しますと、胃がん検診は、報告のない１市を除く８市の中で５番目、肺がん検診は９市中５番目、大腸がん検診は９市中４番目、乳がん検診は９市中１番目、子宮がん検診は９市中２番目に位置しております。

**○中村のりゆき委員**　今、乳がん検診と子宮がん検診は道内でも受診率はかなり高い位置にあるという御答弁をいただきました。ほかは大体真ん中ぐらいなんですかね。受診率としては決して低くはない、でも、高くもないという位置づけにあるのかなと確認をさせていただきました。

では、全国中核市と比較してのがん検診の受診率の状況についても伺いたいなというふうに思います。どの程度差があるのか、その現状認識について伺いたいと思います。

**○渡辺健康保健部次長**　本市と全国及び中核市のがん検診の受診率を厚生労働省が発行している令

和５年度地域保健・健康増進事業報告により比較いたしますと、本市の胃がん検診の受診率は、全国の受診率の平均より２．６ポイント、中核市の受診率の平均より２ポイント低く、肺がん検診は、全国より２．８ポイント、中核市より２．３ポイント低く、大腸がん検診は、全国より２．１ポイント、中核市より１．３ポイント低い状況でございます。

日本のがんによる死亡数や罹患者数の上位にある胃がん、肺がん、大腸がんの検診受診率が低い本市の現状を踏まえ、市民に定期的にがん検診を受けていただけるよう、さらなる周知啓発に取り組む必要があるものと認識しております。

**○中村のりゆき委員**　道内では真ん中ぐらいだということもあったのですが、全国での位置づけで比較をすると受診率が低い状況を今確認させていただきました。

それで、がん検診の受診率とがんの罹患率の相関関係の認識についてお伺いをしたいなというふうに思います。

**○渡辺健康保健部次長**　本市におきましては、本市の各がん検診の受診率は算定できますが、各がんの罹患率については把握できない状況にございます。

国立がん研究センターのホームページによりますと、がんの早期発見対策であるがん検診が成功した場合、一時的にがんと診断される人が増えますので、罹患率は増加しますが、やがて安定し、死亡率が減少しますとの記載がございますので、一般論として、がん検診の受診率が上がると早期にがんを発見することができるため、罹患率についても一時的には上がるものと認識しております。

**○中村のりゆき委員**　当然、がん検診をすれば、受診率が上がれば上がるほど、発見されやすくなり、罹患率も上がる、それは当然そのとおりだと思うのですけど、ただ、早期発見できれば重篤化しない、死亡率は逆に下がっていくということですよね。中長期的に見れば、そういうようなことがあると思うので、やはり、がん検診の受診率を向上させていく必要があると思うんですけれども。

それで、どのぐらい旭川市ではがんで死亡しているのかというところを確認したいと思いますが、特に胃がんにターゲットを当てたいと思うんですが、全体数についてもまとめた形での御答弁になっているかなと思うので、確認をしたいと思います。

**○渡辺健康保健部次長**　旭川市の胃がんを主因とする死亡者数につきましては、旭川市保健衛生年報によりますと、平成２７年度から令和３年度までほぼ横ばいの１４０名前後で推移しておりましたが、令和４年度は１２４名、令和５年度は１２３名と、近年、減少傾向にございます。

また、本市のがん全体の死亡者数は、平成２７年度が１千２４４名に対し、令和５年度は１千３４０名で、増加傾向にございますが、がん全体の死亡者数に占める胃がんによる死亡者数の割合は約２ポイント減少しております。

なお、自治体ごとの統計は調査しておりませんので、国立がん研究センターが公表している統計で申し上げますと、全国におけるがん全体の死亡者数に占める胃がんによる死亡者数の割合は約２．５ポイント減少しておりますので、本市の傾向は全国と同様のものであると考えております。

**○中村のりゆき委員**　胃がんの要因となるのはピロリ菌と言われているのですけども、そのピロリ菌が保険適用になってきたということですし、胃がんの死亡率も低下してきていると私どもは聞いているんですけども、今の答弁の中での２．５ポイント減少しているというのは、そういった効果が徐々に出始めてきているからかな、今後、それがまたさらに進んでいくのかなというふうにも思っているところです。

旭川のがんの死亡者の状況も個人資料でもらっているのですけども、第１位が肺がんですよね。特に男性が顕著で、肺がんが断トツで、死亡者比率も高い状況になっております。

例えば、令和５年で言いますと、男性の肺がんで亡くなっている方が１９８人おりまして、２番目が大腸がんで９６人ですから、半分ぐらいになりますよね。胃がんは７１人、膵臓がんが６１人で、肝臓がんは５０人ということなので、肺がんが突出して多いんだなというのが分かります。全国の男性のがんで亡くなっている状況を見ても肺がんが断トツになっていますので、同じ状況なのかなというふうにも思っております。

女性はどうかというと、女性は大腸がんが多いという状況で、次に肺がん、膵臓がん、乳がん、胃がんという順番で死亡者が推移しています。過去１０年分の状況の資料をいただいているのですけども、そんな状況を確認させていただきました。

この死亡者数を何としても減らしていくというのはがん検診を進めていく上でやっぱり大事な視点だと思うので、ここもしっかり見ていただきたいなというふうに思うのです。

それで、私どもの会派はピロリ菌の関係でいろいろ提言してきたということから確認をさせていただきたいと思っているのが、ピロリ菌検査のうち、２０歳の受診者の推移、また、受診率が伸びない要因についてお伺いしたいと思います。

**○渡辺健康保健部次長**　２０歳へのピロリ菌検査の受診数の推移につきましては、平成３０年度から令和４年度までの５年間が１２名、３名、４名、ゼロ名、８名となっており、対象者への個別受診勧奨を開始した令和５年度から昨年度までが３５名、２９名となっております。

受診者数が伸びない要因といたしましては、若年層の健康意識が十分に高まっていないこと、ピロリ菌や検査に対する情報が伝え切れていないことなどが考えられます。

**○中村のりゆき委員**　ゼロ名のときもあったということなんですけど、ただ、個別受診勧奨を令和５年度から始めていただいて、大きく増えているということで、令和５年度は３５名、令和６年度が２９名というふうな御答弁もいただきましたので、少し明るい兆しというか、やっぱり個別勧奨の効果というのはかなりあるのだなと確認をさせていただきました。

ピロリ菌検査については国保特会分も行っているということを存じ上げていますけども、その受診率の状況を、この受診率もかなり下がってきている現状というふうにお伺いしているので、その現状認識についてもお伺いしたいと思います。

**○渡辺健康保健部次長**　国民健康保険加入者に対するピロリ菌検査につきましては、平成３０年度から開始し、３５歳から５歳刻みごとに７０歳までの年齢の方が対象となります。

国保特会における過去５年間の受診者数は、令和２年度が１千１７３人、令和３年度が１千５４人、令和４年度が１千２７人、令和５年度が７０２人、令和６年度が６３２人と推移し、令和５年度から大きく減少しておりますが、ピロリ菌につきましては、当該検査を一度受診し、陰性と判定された方は、次回以降、対象年齢に到達しても特に症状がなければ基本的に再検査の必要はないと言われており、その影響等から減少しているものと考えている旨、所管部局から聞いております。

**○中村のりゆき委員**　今、御答弁いただいたのは、一度検査をして陰性になった人は２回目はもうないよというか、５年置きに受診できるとしても受診をすることはないといった影響もあって減ってきているということでございました。なるほどなというふうに思ったんですけども。

私どもの会派では、これまで、ピロリ菌に関しては中学生を対象にしたピロリ菌検査の有効性と

いうのを提案してきました。道内の中では中学生を対象にしたピロリ菌検査を実施している自治体も数多いということも聞いているのですけども、その状況についてもお伺いをしたいなというふうに思います。

**○渡辺健康保健部次長**　本市が把握している北海道内の状況でございますが、北海道が実施している道内市町村における中学生、高校生に対するピロリ菌検査の実施状況調査によりますと、令和７年４月１日現在で、函館市、苫小牧市など、６０市町村が実施中となっておりますので、道内の約３分の１の自治体で実施しているものと認識しております。

**○中村のりゆき委員**　全道の３分の１ですから、かなりの自治体が既に中学生を対象にしたピロリ菌検査を、また、陽性になった方に対して、再度検査をした上で除菌にまで助成しているという自治体もあるというのを聞いているのですけども、一度除菌をすれば胃がんリスクをかなり下げられるというようなこともあるので、死亡率も大きく改善していくことからいうと、事業としては考えていかなければならないというふうに私どもは思っております。

それと、今までの答弁の中でも胃がん検診の受診率がなかなか伸びてないということで、令和６年度の受診率は５．１％ですよね。

先ほどの第２次健康日本２１旭川計画ではベースラインが平成２３年度の胃がん検診の８．３％でしたから、ここからも大分落ちているということもあります。胃がん検診が進まないということであるならば、中学生を対象にしたピロリ菌検査の導入ということもかなり有効じゃないかなというふうに思うのですけども、本市の認識を伺いたいと思います。

**○渡辺健康保健部次長**　ピロリ菌は胃がんの発生に関係する細菌として知られており、若い世代においてピロリ菌の検査を行うことは生涯の早い段階で胃がんの発がんリスクを知ることへとつながり、将来的な疾病予防にも効果があるものと認識しております。

この認識の下で平成３０年度より２０歳の方へのピロリ菌検査を導入し、少しずつ受診者数が増加しておりますので、今後も個別受診勧奨などの取組を継続しながら受診者数の増加に努めてまいります。

また、委員の御指摘のとおり、本市の胃がん検診の受診率は低い状況が続いておりますが、中学生を対象としたピロリ菌検査につきましては、有用性とは別に、旭川医師会や関係機関から除菌治療の安全性の懸念や子どもの心理的、精神的な負担等の課題が示された経過がございますので、関係機関、関係団体から医学的見地に基づく御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

**○中村のりゆき委員**　まずは２０歳の方へのピロリ菌検査に力を入れていきたいという御答弁だったのかなというふうに思います。

ただ、中学生に対するピロリ菌検査というのは全ての方を対象にしてやるんですよね。ですから、自分の意思で検査をしたいと思って検査するのと違って、自覚症状もそんなにないですよね。中学生段階でピロリ菌に感染していたとしても胃がんになるまでにかなりの年数がかかるとも聞いていますので、もしピロリ菌が胃の中にあったとして、それが発症するまでとなれば、２０年、３０年、４０年単位となるというのもあります。また、胃潰瘍だとかという症状も、中学生段階ではピロリ菌がいたとしてもそこまでいかないといったことですし、簡易検査から始まりますので、負担はそんなに大きくはないと思うのですね。ですから、全ての方を対象にして、そういった中でピロリ菌

感染者を早く発見し、未然に胃がんリスクを低減していくという考え方というのは非常に有効だと思うのです。

実際に、先ほど答弁をいただいたように、北海道でも６０の自治体が中学生を対象にしたピロリ菌検査を導入しているということですから、確かに医師会の協力をいただけなければ一歩も前に進まないということは私たちも存じ上げています。しかし、実施している自治体もかなり年数がたっていますよね。中学生に対するピロリ菌検査というのは導入して１０年近くがたっていると思うので、医師会の横の連携の中で確認をいただいたり、本当に危険がある、中学生に対する負担が大きいと今の答弁の中でもあったのですけど、そういうことであれば取りやめている自治体だってもしかしたらあるはずなんだけど、１０年たっても導入自治体が若干増えている、私の認識では増えていると思っていますので、そういったことからも有効性は高いのかなというふうに思っておりますので、ぜひそのあたりは御検討をしていただきたいなというふうに思っております。

それで、個別受診勧奨のことについて詳細にまた伺いたいと思うのですけども、ハイリスク者への勧奨の取組について詳細を伺いたいと思います。

**○渡辺健康保健部次長**　受診勧奨の取組につきましては、当該年度に４０歳の誕生日を迎える方並びに当該年度４月１日に満４０歳である方と満２０歳である方を対象に、おのおの受診可能ながん検診の案内や受診方法、検診の重要性やがん予防について周知するための個別受診勧奨を実施しており、令和６年度は計９千６３８名の方に送付しております。

令和６年度より年度内に４０歳の誕生日を迎える方への受診勧奨を開始いたしましたが、該当年齢の方のがん検診受診者数は、前年度と比較して約１．３５倍となっておりますので、一定の効果があったものと考えております。

また、ハイリスク者への勧奨につきましては、がん検診を受診し、要精密検査となった方で、その後、精密検査を未受診である方に対して令和５年７月より個別勧奨を実施しております。令和５年度は３６２件、令和６年度は５２９件送付しております。

**○中村のりゆき委員**　今、受診勧奨についても丁寧に御答弁をいただいて、９千６３８名の方に令和６年は送付をしたと。ハイリスク者に対する個別勧奨については、令和５年度は３６２件で、令和６年度は５２９件ということで、１．５倍ぐらいですか、２倍まではいかないですけど、増やしているんだなということが分かりましたし、そうした中で多くの方に受診をしていただければと思います。

結局、要検診になっても、そのまま放置してしまえば、そのままがんが大きくなってしまうというリスクもあります。丁寧にこういったことをやっていただいているんだなということを確認させていただきましたので、今後もよろしくお願いしたいというふうに思います。

あと、受診率を向上させる取組ということでいいますと、がん検診のワンストップ型の検診があるということで、先ほど来、答弁もあったのですけど、この取組と成果について詳細を伺いたいと思います。

**○渡辺健康保健部次長**　本市では、複数のがん検診を１回で受けられる取組として、胃・肺・大腸がんの検診をセットで受診することができる検診車による巡回検診を市内各地域で実施しており、令和６年度は８５か所で延べ４千４９６人の方に受診していただいております。

また、旭川がん検診センターでは、胃、肺、大腸、乳、子宮の５つのがん検診をワンストップで

受診することができますが、より多くの市民の皆様にがん検診を受診していただけるよう、がん検診センターが送迎バスを運行しており、令和６年度は運行回数１１４回で１千２１人の方に御利用いただいたとの報告を受けております。

巡回検診及び送迎バスの運行は、いずれも、各地域、年１回から２回となっており、ほぼ市内全域に対応しておりますので、今後も、これらの取組について、がん検診センターと協力しながら市民の皆様に広く周知し、がん検診の受診率向上に努めてまいります。

**○中村のりゆき委員**　５つのがん検診が同時にできるというのはすごいですよね。効率もいいですし、例えば、自分では自覚症状がない中で検診をするとき、想定外のがんが見つかるといったこともあると思うので、こういうワンストップ型の検診というのはかなり有効だなというふうに私も思います。

今の回数で本当に限界なのかどうか、もう少し増やせないのかなというようなことを私は思うのですけども、そのあたりについてはどうでしょうか。

**○渡辺健康保健部次長**　巡回検診につきましては、毎年、本市からは実施回数等の増加を要望し、旭川がん検診センターと協議を行っておりますが、近年は、新規の会場や検査対応職員の確保、労務単価の上昇などによる費用対効果など、現状維持もなかなか難しい状況の中で、実施回数、送迎バスの運行回数ともにできる限りの対応をいただいているものと認識しております。

厳しい状況ではございますが、今後も、引き続き、実施回数と実施場所の維持、増加を検討していただけるよう、協議を継続し、市民の受診機会の確保に努めてまいります。

**○中村のりゆき委員**　粘り強く交渉している、少しでも多くできないかということを働きかけているという答弁だったと思いますので、引き続き、その点はお願いしたいなというふうに思います。

この項目の最後の質問になるのですけども、第３次健康日本２１旭川計画において、がん検診の受診率はかなり高い目標を立てているんですね。第２次健康日本２１旭川計画ではベースラインの平成２３年度のときの受診率があるのですけども、そこに現状値の１０％を掛けて目標値にしたんですよね。

例えば、胃がん検診であれば１０％であり、肺がん検診であれば１１％、大腸がん検診は１６％以上、子宮がん検診は２６％以上、乳がん検診は３２％以上という目標を立てているのですけど、これは令和５年度までの計画ですが、令和５年度はどうだったかというと、胃がん検診は１０％の目標に対して５％と、半分のちょうど５０％までしか行かなかったと。肺がん検診も１１％の目標で７．５％と、これもかなり低いということです。大腸がん検診も１６％の目標の中で１１．３％。子宮がん検診は目標以上に行ったということになりますし、乳がん検診は若干低く、３２％の目標に対して２２．５％ということだったんです。

それで、第３次計画を立てるとき、本来であれば第２次計画の基準値ベースラインを――ベースラインは令和４年度にしているんですよね、その令和４年度の基準値に１０％を掛けた目標値というふうにしてもよかったのかもしれませんけど、第３次健康日本２１旭川計画の目標値は第２次計画の目標値を踏襲したわけです。

もちろん、子宮がん検診は目標以上に行っていますので、ここだけは３４％ということで目標値を上げてるんですけど、令和１７年度までの目標としてはなかなかハードルが高くなっていまして、大きく乖離した目標をどう達成していくか、本気になって取り組んでいくとすれば相当な覚悟を持

ってやっていかなければならないと思います。

ただ数字だけ、目標だけを上げているということではもちろんないと思います。相当な覚悟でこの目標を掲げたというふうに思いますので、最後に、健康保健部長の覚悟というか、見解を伺いたいというふうに思います。

**○山口健康保健部長**　がんは、生涯のうち、約２人に１人が罹患すると推計されており、がんの罹患者や死亡者数は今後も増加していくことが見込まれております。

本市においても、がんは死亡者数全体の約３割を占め、死因の第１位の状況が続いておりますことから、健康日本２１旭川計画でがん検診受診率の目標値を定め、達成に向けて計画に基づく取組を推進してまいりますが、全体として高い目標を掲げる中で、委員が御指摘のとおり、胃がん検診はより高い目標となってございます。

本市といたしましては、胃がんをはじめ、がん検診全体の受診率の向上に資する取組を模索していく必要があると考えておりますが、まずは、今年度後半、北海道国民健康保険団体連合会やデータ分析等を行う民間企業と連携したモデル事業に参加し、効果的な受診勧奨手法の検討を進めてまいります。

がん対策事業の要であるがん検診は、早期発見、早期治療を促進し、重症化を防ぐため、また、がんによる死亡者数を減少させるためにも生活習慣や喫煙対策などの１次予防とともに重要な取組でありますので、今後も、受診条件や環境の整備とともに、効果的な広報手段による周知や受診勧奨など、より多くの市民に受診していただけるような取組を一層推進し、受診率の向上に努めてまいります。

**○中村のりゆき委員**　今、部長の決意もいただきました。受診率を向上させるためには相当な知恵も出していかなければならないですし、市民に対する予防意識をどう上げていくかというところは、やっぱり発信力ですよ。がん検診の重要性、必要性、早期発見すれば助かる命ということをどう理解していただくかというところかと思います。

先ほどの話ですと、胃がん検診の受診率は５％ですから、２０人に１人しか受診していないということですから、やはり、いろんな対策をやっていただければというふうに思いますし、もちろん、民間企業でも発信力のあるところはありますので、そういったところとの協力ができないかとか、様々考えられることはあると思います。そうして受診率を向上させて、一人でも多くの方ががん検診を受診し、そして、がんで亡くなる方を一人でも減らすというところで、人命を守っていくという自治体としての責任を果たしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

この項目については、終わりたいと思います。

**○品田委員長**　ちょうど切りがいいということで、昼休憩に入りたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時５１分

---

再開　午後　１　時００分

**○品田委員長**　再開いたします。

御質疑願います。

**○中村のりゆき委員**　それでは、午前に引き続き、午後も質疑をさせていただきます。

初めに、病院事業についてお伺いをしたいというふうに思います。

コロナ禍のときは、様々な政府からの援助もあって、資金収支もかなり改善したということがあったわけですけども、政府からの支援がなくなって以降はかなり厳しい運営を余儀なくされているのかなというふうに思っております。

コロナ禍以前も年度末資金残高が４年間ぐらいずっとマイナスを続けていまして、コロナ禍で改善してきたのですが、令和６年度にはマイナスということで計上されているので、検証もしていきたいなというふうに思っているところです。

初めに、令和６年度の予算額、決算額について伺いたいと思いますし、資金収支並びに年度末資金残高についても伺います。

**○吉田市立旭川病院事務局次長**　令和６年度の予算額、決算額につきまして、収益的収支では、収益が予算額１３６億３千９０６万５千円に対し、決算額１２０億９千７８２万４３６円で、１５億４千１２４万４千５６４円の減、費用が、予算額１４３億７千２５３万４千円に対し、決算額１３４億７千５８０万７千３３２円で、８億９千６７２万６千６６８円の不用額が生じております。

資本的収支では、収入が予算額１６億５千３４２万円に対し、決算額１５億４千８８４万円で、１億４５８万円の減となり、支出が、予算額２２億３千９４９万４千円に対し、決算額２１億３千９７１万３千３７７円で、９千９７８万６２３円の不用額が生じております。

次に、当年度資金収支及び年度末資金残高につきましては、実質的収支に当たる当年度資金収支はマイナス１７億５千４７６万２千４９２円、年度末資金残高はマイナス７億６９３万４千８１３円となり、いわゆる財政健全化法で言う資金不足比率が６．９％と算定されたところでございます。

**○中村のりゆき委員**　大綱質疑でもこの点は既に確認済みのところなんですけども、当年度資金収支がマイナス１７億５千４７６万２千４９２円、年度末資金残高がマイナス７億６９３万４千８１３円ということで、資金不足比率は６．９％と算定されたという御答弁でございました。

これは大綱質疑でも確認されている点ですけども、資金収支が大幅に悪化した要因をどのように分析しているのか、この分科会でも伺っておきたいと思います。

**○吉田市立旭川病院事務局次長**　令和６年度は、コロナに関する様々な特例が廃止され、医療が通常対応となった初年度となりましたが、令和５年度に引き続き、コロナ禍により減少した入院患者数の回復が鈍い状況の中、昨今の物価高騰、人件費や労務単価の上昇に伴い、費用が大きく増加したことのほか、公定価格である診療報酬が令和６年６月に改定されたものの、こうした費用の増加に見合っていないことなど、複合的な要因から資金収支が悪化したものと分析しているところでございます。

**○中村のりゆき委員**　確かに、人件費だとか労務単価が上がっていく中で物価高の影響というところもありますよね。そういったものが診療報酬にきちっと反映されていないというところで大きな乖離が生まれているという、そういう説明でもありました。また、入院患者、あとは通院患者もかなりまだ戻ってきていないというようなことも要因にあるんだということを答弁いただいたわけであります。

それで、市立旭川病院の第４次中期経営計画が立てられておりまして、令和５年度から令和９年度までとなっております。これは、毎年、ローリングというか、チェックをしながら数字も入れ替

えているというふうに思っているんですけども、令和７年３月に第４次中期経営計画を改定しておりまして、単年度資金収支をマイナス１５億１千５１２万７千円、年度末収支をマイナス４億６千７２９万９千円、資金不足比率を４．３％としていたわけですね。

今年３月に改定をしたときにはそういった数字になっているわけなんですけども、この半年ぐらいの間で今決算ではそこからさらに数字が大きく変更されております。

人件費だとかの見込みだとかが違っていたということもあると思いますけども、費目ごとにその違いについても御説明をいただきたいというふうに思います。

**○吉田市立旭川病院事務局次長**　令和７年３月に改定した第４次中期経営計画における令和６年度決算見込額は、令和７年第１回定例会で提出した令和６年１２月末現在の数値を使用しております。

また、医業収支比率などを算出するため、中期経営計画では税抜きとしておりますので、税抜きの金額で統一して説明させていただきます。

決算見込額と決算額の違いにつきまして、大きな違いのあった主な費目につきましては、まず、入院収益では、決算見込額６７億９千２０８万５千円のところ、決算額６３億８千１２３万９千８０１円で４億１千８４万５千１９９円の減、外来収益では、決算見込額３４億８千４９７万１千円のところ、決算額３３億４千３２９万８千５２９円で１億４千１６７万２千４７１円の減となり、入院、外来を合わせて５億５千２５１万７千６７０円の減となっております。

次に、費用ですが、薬品などの材料費で決算見込額３５億７千７３５万４千円のところ、決算額３２億７千２８５万９千９０２円で３億４４９万４千９８円の減となりました。

なお、給与費は、決算見込額６８億３千５３２万２千円のところ、決算額６８億１千７１０万７千７７２円で１千８２１万４千２２８円の減と、ほぼ見込みどおりとなったところであります。

決算見込額と決算額に大きな差があった費目は、いずれも患者数が見込みよりも減少したことによることが主な要因であり、結果、単年度資金収支は決算見込額でマイナス１５億１千５１２万７千円のところ、決算額ではマイナス１７億５千４７６万２千４９２円となり、２億３千９６３万５千４９２円の悪化となったものでございます。

**○中村のりゆき委員**　今、見込みが変わってきた要因について説明いただいたわけですけども、入院収益で約４億１千万円、外来収益で１億４千万円の減収になっているということですね。そして、入院、外来を合わせると５億５千万円余りの減だと。もちろん、そういうことから患者が減れば材料費、薬品費だとかは減少しますよね。その分の影響が支出部分で３億４４９万円余りということでございました。

人件費にもちょっと影響があるのかなと思って聞いたんですけども、人件費はほとんど見込みどおりだったという御答弁をいただきました。しかし、今年の３月の時点での見込みと今の決算時点では２億４千万円ぐらいの悪化になっているというところでございます。

ここまで差が出るということはあまり想定できないというか、見込みがある程度当たるかなというふうに思うんですね。つまり、１月、２月、３月は結構厳しかったんだなということが、ある意味、今の答弁で分かったわけです。

それで、年度末資金収支は、前年度と比べ１７億５千万円余り減少して、資金不足が、令和元年度以来５年ぶりに生じて、７億６９３万円余りを計上しております。

もし令和７年度も同じ水準で年度末資金収支が悪化すれば、２０億円を超えてしまうおそれもあ

るのではないかなというふうに心配しているわけです。それは資金不足比率が２０％を超えることにもなるわけでありますが、そうした懸念がないのかということについて伺っておきたいと思います。

**○吉田市立旭川病院事務局次長**　令和７年度予算における資金収支は、血管外科の通年効果や整形外科病棟の再開による患者数の増加を加味した上でマイナス１０億９千万円としており、令和６年度決算の年度末資金残高マイナス７億円に加算しますと、マイナス１７億９千万円となります。

今年度の決算見込みの取りまとめはこれからになりますが、これまでの患者数は予算の水準を下回っており、今後の状況によっては資金不足比率が２０％を超える可能性も完全には否定できないことから、これを回避するための対応策を進めているところでございます。

**○中村のりゆき委員**　もし資金不足比率が２０％を超えると、経営健全化計画を策定して総務省に提出しなければならなくなります。あと、資金繰りについても、いろいろなハンデというか、制約も受けることになりますが、そういった可能性が今の御答弁だともしかしたら出てくるかもしれないと。

先ほど来のとおり、３月に変更したところから今の決算までで２億４千万円悪化しているということを考えると、そういった事態も今後は十分に起き得るということもあるわけです。ただ、今の御答弁ではこれを回避するために対応策も取っているということを言っていただきました。

前回、資金収支がかなり悪化したときは、年度末残の資金がマイナスになったときは、賃金をかなりカットするという大なたを振るうような対応もしてきたわけでありますけども、このたびの資金収支を改善するための具体策をどのように取りまとめているのか、伺いたいと思います。

**○吉田市立旭川病院事務局次長**　まず、収益の確保として、診療所等から当院へ患者を紹介しやすい環境づくりによる紹介件数の増加といった地域連携の強化や断らない救急の継続などにより、とりわけ診療単価の高い入院患者の増加を重点的に進めております。

また、厳しい経営状況を踏まえ、病床稼働率を向上させる観点から、院内で協議した結果、今定例会で議決をいただきました病床１０床の削減に加え、１０６床の削減による１病棟の削減、いわゆるダウンサイジングを予定しております。

さらには、国で新設された企業債として病院事業を対象とした経営改善推進事業があり、これは全国的に経営の厳しい状況にある公立病院を対象に経営改善を実施した場合に生じる改善効果額の範囲内で企業債により資金手当をしようとするものでございます。当院では、血管外科の新設等の収益の増加やダウンサイジングによる費用の削減などの経営改善の取組を計上し、令和７年度中に１０億円を借り入れるための事業計画を提出しております。

制度を所管する総務省からの返答はまだございませんが、これが認められれば、一時的ではありますが、資金収支の改善に寄与するものでございます。

**○中村のりゆき委員**　断らない救急の継続ということで、それは本当に旭川市民にとっても魅力のあるというか、やっぱり市立病院ならではのもので、さすが市民病院だなというふうに思っていただけるところだと思います。やっぱり、信頼を勝ち得ていくということが大事なので、ここは評価されるところですし、続けていくということでした。そして、入院患者の増加を重点的に進めたいという御答弁もいただいたところですし、さらには、今議会に条例として出されていた病床数の削減でダウンサイジングをしていくということも答弁にありました。

あと、特筆する点ですが、国で新設された企業債のことを今答弁いただきました。経営改善をする事業にどのぐらいの事業効果があるかということもあると思うんですけど、その範囲内で、ある程度、企業債で運営資金に当たる部分のお金を借り入れられるという話で聞いています。その企業債が借りられれば、何とかマイナス２０億円は回避できるのではないかと思います。ただ、これは一時的なものだと、今、答弁の中でも言っていただきましたとおり、根本的には患者増の取組になってくるのかなというふうに思います。

何とか国に事業計画を認めていただいて、１０億円を企業債で借りられるということでしたが、これがもう駄目だったら大変なことになるということもあるので、何とか、ここは皆さん方に頑張っていただいて、話を進めていただければなというふうに思っております。

それで、入院患者の増という御答弁があったことについてです。私も個人資料でいただいたんですけども、入院患者と外来患者の過去１０年の診療科ごとの実績です。それを見ると、やはり、傾向が明らかだなというふうに私自身は思っているんですけども、例えば、呼吸器内科の入院患者がこの１０年間で半分以下になっているのです。平成２７年度は入院患者が１万１千１１７人いたんですけど、令和６年度は４千７３５人、４２．６％ということで、半分以下になっております。外科も４９．１１％ですから、半分以下です。

さらに、大きく目減りしているのが胸部外科ですね。胸部外科は、ある意味、強みだったのかなと私は思っていたんですが、胸部外科の入院患者数は８千２０４人だったのが２千８１９人ということで、３４．４％ですから、３分の１まで減っているんですね。全体で見れば１２万３千４２６人なんですが、それが９万５千７０５人、７８％ということで、２２ポイント減っているんです。ほかのマイナスのところが循環器内科、消化器内科、血液内科で、これらも軒並み６割、７割ということで、１０年前から見れば３割減ぐらいしているんですね。

逆に、増加しているところを見ると、総合内科の入院患者数は８８４人だったのが３千５１５人、約４００％ということで、４倍に増えているんですね。だから、これは、ある意味、強みにしていける部分なのかなというふうに思いますし、神経内科なんかは令和元年度から新設されているところでありますけども、ここもかなり増えてきているということです。腎臓内科もそうで、これも令和３年度から病床を開始していますけども、増えているということでございます。

今は入院のことを言いましたけども、外来について、私が見て特筆する部分をお伝えします。先ほど胸部外科の入院患者数は３分の１に激減しているという話をしましたけども、外来も６千５０３人から２千６８８人に減っておりまして、４１．３％ですから、約６割減です。入院患者が減っているということは、当然、外来も減るということにつながると思うんですけども、大きく減少しております。

循環器内科、消化器内科、血液内科も７割、８割ぐらいですか、７０％台になっていますので、かなり減っています。一方で、プラスになっているのは、総合内科、神経内科です。腎臓内科は途中から新設したものかと思いますけども、そこの外来患者が増えてきている部分もありますから、そうした診療科ごとの中長期のある程度の患者数の推移を見ながら、どういったところに重点的に力を入れていくかを考えていかなければならないというふうに思うんです。

それで、これまでに具体的にどのような分析だとか対策の検討をされてきたのか、また、近年、行った対応策があれば、令和６年度の分も含めて伺いたいと思います。

**○北嶋市立旭川病院事務局次長**　診療科ごとの患者数の分析や対策といたしましては、各診療科の科長で構成する医局科長会議を毎月開催いたしまして、診療科ごとの患者数、手術数、救急車受入れ数、紹介数などの数値を報告、共有しておりますほか、年に２回、管理者、院長、副院長により、各診療科に対し、ヒアリングを行い、患者数やコスト等の状況分析の下、対応策についてアイデアや意見の聴取などを行っているところでございます。

また、令和６年１月からは、全国の病院データを分析するコンサルタントと契約を締結し、他病院と比較した診療内容の改善など、様々な提案やアドバイスを受けており、その中で、救急患者の受入れ状況や診療科ごとの紹介元医療機関の分析なども行っており、これらの結果を生かしながら救急患者の受入れ強化や紹介患者の確保などに努めているところでございます。

**○中村のりゆき委員**　今、令和６年１月からは、全国の病院データを分析するコンサルタントと契約して、そういった分析を行っていただいて、アドバイスも受けているという答弁がありました。やっぱり、もう少し早めにこういったことをやっていてもよかったのかなというふうに思うんですけど、遅くはないというか、今、やり始めたわけですから、これをしっかりとやっていただきながら有効な診療科をつくっていくということもあるでしょうし、統廃合なり様々あると思うんですけども、それをしっかり進めていただきたいなというふうに思っております。

それで、令和６年度中で血管外科の開設をされているんですけども、その開設に至るまでの経過についても伺いたいと思いますし、この診療科の開設による効果についても伺いたいと思います。

**○木村病院事務局長**　血管外科の開設の経過ということで、話は少し遡りますけれども、当院におきましては、以前は大動脈瘤などに対するカテーテル治療については放射線科の医師が行っていたという経過がございます。ただ、その医師が令和３年度をもって退職されたということで、その後、その医師には必要なときに随時来ていただき、当院の胸部外科の医師とともに治療を行っておりましたけれども、当院に勤務されていたときと比較いたしますと、やはり、緊急時の対応に限界がございました。

また、胸部外科については、心臓大血管の治療で多忙であったということで、下肢動脈閉塞、あるいは、静脈瘤といった治療はあまり行っていないということで、これらの患者については旭川医科大学病院の血管外科のほうに治療をお願いすることが多い状況にございました。

こうしたことから、当院でより質の高い治療を行うためには血管外科の専門医師が必要と考えまして、旭川医科大学血管外科講座の東教授、東先生は旭川医科大学病院の病院長先生でもありますけれども、東教授に当院での血管外科の開設をお願いしたところであります。

一方で、旭川医大においては、血管外科は他の医療機関からの紹介患者が多いということで、旭川医大単独では上川・宗谷・オホーツク圏域の患者をさばき切れないというような現状もありまして、当院に新たに血管外科医を派遣することで旭川医大にとってもメリットがあるということもあり、今回の開設に至ったというところでございます。

また、血管外科開設の当院の効果ということですけれども、令和６年１０月の開設になりますので、半年間ですけれども、入院と外来を合わせて約１億６千２００万円が新たな収入となったということもありますし、血管外科が取り扱う疾患については高齢者が比較的多いということもありまして、今後のさらなる高齢者人口の増加を見据えますと、一定の患者数の確保が期待できるものというふうに考えております。

さらには、地域的にということになりますけれども、血管外科を持つ医療機関が増えたということで、患者への負担が少なく、最先端の治療を提供できる環境がこれまで以上に充実することになったということになりますので、患者側にとってもメリットが大きいものと認識をしております。

**○中村のりゆき委員**　今、経過について丁寧に御説明いただきました。

血管外科の入院数は１千５１人という延べ人数ですけども、収益も１億６千２００万円上がったんだという御答弁もいただきました。それのみならず、血管外科があることの効果についても丁寧に説明をいただけて、それは本当によかったなというふうに思います。

今、５大病院というか、そういう病院間の連携でお互いに効果を生む方法にはどういったものがあるのかということを協議していく必要があるのかなというふうに今の話を聞いてより思いました。それの一つの成功例になったんじゃないかなというふうに思うんですね。

旭川医大としても患者をもうさばき切れず、あふれているものをどうしたらいいんだというふうに悩んでいたということですよね。それを市立病院のほうで受け入れ、診療科をつくりますよとなり、それがお互いにウィン・ウィンの関係になったということなんだろうと思うんですよね。ですから、ほかの診療科でもそういうことができないのかということをやはり考える必要があるんではないかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、令和７年度の話にはなるんですが、整形外科病棟を再開しております。これは悲願というか、今まで旭川にもこれがあればというようなことがあったものです。令和６年度中に取り組んで、交渉して、令和７年４月から開設ということなので、令和６年度にしっかりと交渉を行っているということでお伺いしたいと思うんですけども、その交渉経過や診療体制について伺いたいと思います。

**○木村病院事務局長**　当院の整形外科についてでありますけれども、入院病棟が休止となりました平成２１年度以降、１６年間にわたりまして毎年のように病院事業管理者あるいは病院長が北海道大学の整形外科学教室を訪問するなどしまして、常勤医師の派遣をお願いしてきたところでございます。

今回の整形外科病棟の再開につきましては、当院に勤務したいという医師が現れたこと、また、北大の整形外科に新たな派遣ができるだけの人員がいたということから常勤医師が派遣されまして、実現に至りましたけれども、これは、これまでの間、諦めることなく医師派遣の交渉を続けてきたことが要因というふうに考えております。

また、現在の診療体制につきましては、常勤医師については１名ですけれども、週４日交代で大学から１名が派遣され、さらに、教授であります岩崎先生をはじめ、ベテランの指導医５名に月１回ずつ診療応援をいただいているところでございます。

整形外科についてですが、こちらも、高齢者はもとより、非常に患者ニーズの多い診療科でありますことから、今後も常勤医師の増員をお願いしていくという考えでございます。

**○中村のりゆき委員**　本当に悲願だったんですよね。

平成２１年から整形外科の入院病棟がなかったわけですから、その病床ができたというのは本当によかったなというふうに思っております。途中、旭川医大とも協定を結んで整形外科医の派遣をお願いするということもやってきたわけなんですけど、なかなかそこはうまくいかなかったわけですよね。

しかし、今御説明をいただいたように、市立旭川病院で勤務したいという整形外科医が現れたということで、本当にありがたいことだなというふうに思っております。そして、それに附属して、人員体制を補強できるようなこともあったんだということで、詳細を今御説明していただきましたけども、本当によかったというふうに思っております。

今、整形外科病床は、開設以来、現状はどうなっているのか、その点をお伺いしたいと思います。

**○北嶋市立旭川病院事務局次長**　整形外科につきましては、４月の開設以降、徐々に入院患者数が増加してきておりまして、ベッド数１２床に対し、８月には１日平均１１．１床の稼働ということで、稼働率は９２．５％という状況になってございます。

**○中村のりゆき委員**　高い病床利用率になっているということで、これがほかの診療科にも好影響を与えると思うんですね。整形外科に入院病床があるかないかで全然違ってくるということも当然あると思いますので、今後に期待できるのではないかなというふうに思っているところです。

それで、話は替わりますけども、今議会の条例改正で病床数を１０床減少したわけなんですけども、現在の適正な病床数は何床というふうに考えているのか、お伺いしておきたいと思います。

**○吉田市立旭川病院事務局次長**　許可病床数につきましては、今回、条例改正により１０床を削減しましたが、先ほど申し上げましたとおり、今後、さらに１０６床、合計で１１６床の削減を予定しており、病床数は３６５床となる見込みであります。

削減予定病床１１６床の内訳は現在休床している８２床に１病棟分の３４床を加えた数になりますが、休床分以外の３４床は最近の当院の病床利用率から削減しても診療に影響が出ない病床数として算定したものであり、削減後の３６５床が当院における適正な病床数であるものと捉えております。

**○中村のりゆき委員**　３６５床が適正な病床数というふうに考えているということでした。今議会では１０床を削減しましたけども、あと１０６床分の削減を考えているという御答弁だったと思います。しかし、そうなりますと空き病棟も生まれてくると思うんですよね。そこで、そういった空き病棟の利活用ということも検討していかなければならないというふうに思います。

全国でも様々な事例もあると思っておりますが、どのような検討をされているのか、また、していこうとされているのか、お伺いしたいと思います。

**○吉田市立旭川病院事務局次長**　当院では、現在、病棟を含む院内各部屋の使用状況調査を行い、空き部屋・スペースを有効活用することを検討しております。

具体的には、各部署に照会を行い、調査票により、現在使用していない、あるいは、使用頻度の低い部屋やスペースを挙げてもらい、その部屋等について、患者サービスや業務効率につながる活用方法がないか等を回答いただき、それを集約し、空き部屋等を再編するという流れで進めることを考えております。

今回の病床数削減に伴うものも含め、院内の空き部屋等の活用は、院内の患者さんの利便性や職員の働きやすさの向上はもちろん、経営改善につなげることができる機会にもなると捉えており、今回の院内における調査のほか、他病院の事例も参考にするなどしながら進めてまいりたいと考えております。

**○中村のりゆき委員**　空きスペースを有効活用するとなりますと、もちろん経費もかかるわけですよね。維持経費といいますか、光熱費にしても何にしても、使えばかかるわけです。それで、有効

活用ということでいうと、例えばグループホームみたいなものだとか、利益を生み出す、お金になる、そういう利活用の仕方をしているところもあると思いますので、様々検討していただき、やっていただければありがたいなというふうに思っております。

それで、最後の質問になると思いますが、令和６年度決算では、市立旭川病院第４次中期経営計画から大きくかけ離れているということで、途中で計画の見直しをされているわけです。当初、中期経営計画を立てられた後です。第４次中期経営計画は令和５年度から令和９年度までなので、まだつくったばかりといえばつくったばかりなんですけど、見直し、見直しということで、令和５年３月というか、去年、おととしのものを見直して、今年の時点でも見直しということになっていますよね。そういうことからすると、令和９年度の目標達成からはかけ離れていくのかなというふうに思っております。

改定した目標数字になろうかとは思いますけども、そういった目標をしっかり達成できるかどうかです。来年度も再来年度ももしかしたらまた見直さなければならない事態に陥る可能性だってあるわけですね。

そして、チェック事項の中期経営計画の掲載事項の取組実績なんかを見ますと、令和５年度分は公表されているんですけども、令和６年度分はまだ公表できない状況になっていますので、そのことについてはお伺いしません。こういったチェックを一つずつしながら目標達成に向けて頑張っていると思うんですけども、目標達成に向けてしっかりしていかなければならないという考え方についてお伺いをしたいと思います。

**○木村病院事務局長**　第４次中期経営計画につきましては、策定が令和５年６月ということで、その後におきましても、市立旭川病院経営委員会というのがありまして、病院事業管理者や院長、副院長のほか、旭川医大の病院長、あるいは、旭川市医師会長などの外部委員も含めた会議体で、毎年度、収支見通しの見直しというものを行っているところでございます。

直近の見直しが令和７年、今年の３月でした。そのときの見直しでは、当時の最新の状況を踏まえまして、病床数、患者数、医業収益や医業費用を推移させた場合の推計を行いまして、令和９年度の資金不足比率については１９．３％としたところでありまして、当初に定めた数値目標の達成というのは非常に難しいものになったなというふうに考えております。

この背景といたしましては、大綱質疑でも答弁をさせていただきましたけれども、いまだコロナ禍前の患者数への回復には至っていないということ、また、昨今の物価高騰、人件費や労務単価の上昇に伴い、費用が大きく増加し、一方では、診療報酬がこうした増加に見合うものとなっていないということがあります。そして、特に今後の診療報酬がなかなか見通せないということもありまして、大きく下方修正せざるを得なかったというものでございます。

また、この時期、当院と同様に経営難の医療機関というのは全国的に広がりを見せる中、国における支援策の動きがありまして、例えば、今定例会で提案した病床削減の関連になりますけれども、厚生労働省では病床数適正化支援事業補助金、あるいは、先ほど答弁いたしましたとおり、総務省では経営改善推進事業債が新設されたということもありまして、それを受けて、当院としても、非常に現状が厳しいという経営状況認識の下、院内で検討を重ねまして、こうした補助金あるいは事業債を活用するため、１１６床を削減するダウンサイジングに踏み切ることを決定し、現在、その準備を進めているところでございます。

ただ、この補助金や企業債については、先ほども答弁しましたけれども、現在の急激な資金収支の悪化に対応するための緊急避難策というものでありまして、やはり、本業である医業収支の改善が必要ということになろうかと思います。

そのため、特に診療単価の高い入院収益の増加による医業収益の増加、また、大幅な削減はなかなか難しいと思いますけれども、委託料の縮減など、収益と費用の両面からさらなる見直しを進めることがやはり基本となりますので、現在の取組を継続、あるいは、さらに強化しながら、まずは将来にわたって資金不足比率が２０％を超えないこと、そして、現状としてはなかなか計画期間内には難しく、計画期間外になってしまうかと思いますけれども、令和１０年度以降も資金収支の黒字化の達成を目指してまいりたいというふうに考えております。

ただ、これもまた先ほども申しましたけれども、現状、医療機関を取り巻く経営環境は大変厳しいものがございます。当院一病院の努力だけではなかなか難しい面もあるのかなというふうに認識をしております。

特に、診療報酬が大変重要な要素になるのかなというふうに考えております。次の改定は令和８年６月、来年６月になりますので、これに向けまして、当院が加盟する関係団体を通じた要望活動も行いながら、その動向をしっかり注視してまいりたいと考えております。

**○中村のりゆき委員**　いろいろお答えいただいたんですけども、第４次中期経営計画は、令和５年から令和９年度までの目標があり、資金不足比率も令和６年度では発生しないと計画上ではなっていて、令和７年度が３．４％、令和８年度が６．５％、令和９年度が６．２％となっています。でも、今年３月に見直した中では、令和６年度が４．３％の資金不足比率です。でも、実際は６．９％ですから、ここで既に２．６％悪化しているわけですよね。また、令和７年度は１３．３％まで上がるだろう、そして、令和８年度は１７．４％、令和９年度が１９．３％まで資金不足比率が上がっていくと見込んでいるわけです。

既に２．６％悪化していますから、２０％を超えることになり得ると計画上でもなっているというかなり厳しい状況で、なかなか一筋縄ではいかないというところかと思います。これだけやればいいというのではなく、あれもこれも様々やっていかなければならないですし、今、御答弁でもありましたけども、当病院だけではなかなか解決できない問題がたくさんあると思うんですね。

ただ、先ほど来、質疑させていただきましたけども、ほかの病院との連携で収益を上げられるような体質にしていくといったこともあり、血管外科なんかはまさにそういう成功例にもなっていますし、整形外科病床もできたということからいうと、明るい兆しも出てきているわけです。だから、それを加速させられるかどうかが問題なのかなというふうに思っております。

最後に、せっかく来ていただいています責任ある立場の方に決意のほどをお伺いしておきたいと思います。

**○石井病院事業管理者**　御指名のありました病院事業管理者の石井でございます。

今、事務局長から、当院の置かれている現状、それから、今後の目標について、いろいろまとめてお話しいただきました。ですから、私から特に追加することはないんですけれども、やはり、医療を取り巻く環境というのはかなり厳しくて、旭川市も今後の人口減ということは明らかですし、生産人口の減少も絡んできますので、病院だけではないと思いますが、ＤＸを導入して人件費を減らしていくんだということにも踏み込んで進んでいかないとかなり厳しいかなと思っております。

それから、今の国の政治に期待するところも大きくて、自治体病院協議会だとか日本病院学会だとか、いろんな病院団体が１０％、１１％の診療報酬の上昇がないとどこも経営が成り立たないと言っている状況です。

昨日のテレビでは、高市総裁から、医療もインフラだということで、インフラに急いで補助していかないとならない、来年の診療報酬改定を待っていられる状況ではないという期待できるお話もいただきました。他力的なところもありますが、そういうものにも期待しながら当院としてやれる範囲で精いっぱい努力してまいりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

**○中村のりゆき委員**　管理者の指導力でさらに病院経営がよくなるというところだと思うんですね。全部適用の企業会計というところだと思いますが、それに期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

病院については以上で終わりたいというふうに思います。

次に、４款１項５目の墓地費が計上されておりますけど、その中で共同墓のことに関して質問していきたいなというふうに思っております。

まずは、令和６年度の共同墓の運営に関する費目別の決算額を伺いたいと思います。

**○鈴木市民生活部市民生活課主幹**　共同墓に関わる経費については、墓地管理費において、市内１８か所ある市営墓地の管理に要する経費とともに計上しており、事業費全体の決算額としては２千４３１万６千５４７円となっております。

そのうち、共同墓に関わる経費としては、納骨時に使用する袋代として９５万７千円、お盆時期の交通整理に係る委託料として２９万１千５００円、データ管理用のシステム使用料として９万９千円などとなっております。

また、共同墓は旭川聖苑の敷地内にありますことから、旭川聖苑管理費において聖苑と共同墓の施設管理に要する共通経費を含んで計上しており、関連する経費としては、機械警備や清掃、芝生や樹木の維持管理業務などの委託料として２千８８７万９千４００円、光熱水費として４千９５万７千８１０円となっております。

**○中村のりゆき委員**　今、御答弁いただきましたけども、直接的な経費としては、袋代だとか、そんなに大きな事業費にはなっていないということでした。ただ、聖苑で様々利用している部分があるので、共通経費として計上している分があるのだという説明だったと思います。

平成３０年９月１０日に供用を開始されてから、かなりの人気施設と言ったらおかしいですけども、利用が多いということです。今、墓じまいだとかをされる方もおられますから、想定よりも利用が進んできているということなのかなということも感じているところです。

それは後で検証させていただきたいと思いますが、令和６年度、共同墓に関わる職員体制がどのようになっていたのか、伺いたいと思います。

**○鈴木市民生活部市民生活課主幹**　共同墓の業務担当職員として正職員１名を配置しているほか、受付や問合せ、納骨時の立会いなどの業務に当たっては、担当係の正職員７名、会計年度任用職員４名もほかの業務と兼ねながら対応しているところであります。

**○中村のりゆき委員**　結構な人数でやっているんだなと今の答弁を聞いて思いました。

５月から１０月までが納骨できるというふうに認識しておりますけども、その間に納骨の立会い

だとかに正職員７名、会計年度職員４名で対応しているということで確認をさせていただきました。

それで、許可件数と納骨数について、令和６年度はもちろん含めて、推移について伺いたいと思います。

**○鈴木市民生活部市民生活課主幹**　年度別の許可件数は、供用を開始した平成３０年度が４３１件、以降、３９３件、３３１件、２８１件、３４８件、４９３件で推移し、令和６年度が４５９件で、総数としては２千７３６件となっております。

また、納骨数は、平成３０年度が６０８体、以降、９８５体、５５６体、５９９体、５８６体、７３６体で推移し、令和６年度が１千６８体で、総数としては５千１３８体となっております。

**○中村のりゆき委員**　令和６年度には１千体を超え、合計すると５千１３８体という答弁でございました。

当初、１万体を５０年間という想定で建てた施設ですが、平成３０年からですから、そのときの想定から僅か６年ぐらいでここまで来たんだなというふうに思います。

それで、利用者の状況なんですけども、旭川市民と近郊の８つの町民が利用できることになっていますけども、その利用比率について伺いたいと思います。

**○鈴木市民生活部市民生活課主幹**　共同墓では、使用料について、申請者や亡くなられた方が旭川市民の場合、１体につき２万６千円、それ以外でいずれかが近隣８町在住者の場合は、１体につき３万９千円と設定しているところであり、その割合で申し上げますと、令和６年度におきましては、２万６千円の使用料をいただいている旭川市民の方の割合が９８％となっております。

**○中村のりゆき委員**　ほとんどは旭川市民が使っているんだなということで確認をさせていただきました。

それで、先ほどお話ししたように、供用開始が平成３０年９月からということなんですけども、改めて、共同墓を建設した際の建設費、カロート規模並びに収容可能数、運用可能年数をどのように想定したのか、伺いたいと思います。また、職員体制はどのようなものでスタートしたのか、併せて伺いたいと思います。

**○今市民生活部市民生活課長**　共同墓の建設費といたしましては、実施設計で４１０万４千円、本体工事及びモニュメント制作等で４千６６７万６千８８円、合計いたしますと５千７８万８８円となっております。

また、お骨を納めるカロートの規模ですが、一般的な成人の焼骨の体積をベースに１万体の収蔵を想定した４０立米を確保いたしまして、道内他都市の納骨状況も参考に、年２００体、５０年間の運用を想定して整備したものでございます。

なお、供用開始時の職員体制といたしましては、専属の担当として臨時職員１名を配置していたところでございます。

**○中村のりゆき委員**　想定では、年２００人の利用があるだろうということで、５０年間で１万体ということだったのかなと思います。そして、それでかかった費用についても５千万円余りということですね。あとは、専属の担当が臨時職員１名の配置ででき得るという想定でスタートしたんだなということを確認させていただきました。

最初に、今はどういう人員体制でやっているのかというふうに聞いたら、かなりの人を充てているんだなという答弁でした。臨時職員だけではなくて、正職員１名を配置し、あと、受付だとか、

納骨時の立会いだとか、様々な人員を要しているんだということでしたが、それはそうですよね。２００体ぐらいの想定だったのが５倍ぐらい利用している方がいらっしゃるということですから、そういうふうになるのかなというふうに思います。

それで、改めて、当初の１人当たりの納骨使用料、先ほど２万６千円、３万９千円と答弁もありましたけど、どういう積算の仕方をしたのか、伺いたいと思います。

**○今市民生活部市民生活課長**　使用料につきましては、共同墓施設の整備に要したイニシャルコストと担当職員に係る人件費や事務費などの運営経費に芝生管理などの施設の維持管理経費を加えたランニングコストを合算いたしまして、収蔵可能数で割り返すことにより算出しております。

具体的な金額で申し上げますと、工事費など、イニシャルコストとして約５千万円、運営経費と維持管理経費を合わせたランニングコストとして５０年間で約２億２千万円、合計約２億７千万円を収蔵可能数である１万体で除し、端数処理の上、１体当たり２万６千円と算出しているところでございます。

**○中村のりゆき委員**　今、積算の仕方を確認させていただきました。

それで、今は当初の想定を上回る納骨数になってきているということから、収納可能数について調査をされたというふうに聞いておりますけども、その調査結果について詳細を伺いたいと思います。

**○今市民生活部市民生活課長**　共同墓への納骨数が昨年度までに収蔵可能数１万体の半数の５千体を超える実績となったことから、今年度に入ってから、カロート、いわゆる共同墓内部のお骨が収まっているスペースの空き容積を把握するための現地調査を実施したところでございます。

調査の結果としましては、カロートの総量４０立米に対しまして、使用済みの容積が、概算値となりますが、１１立米余りと、容積ベースでは昨年度までに３割を切る使用量であることが確認されたところでございます。

このため、使用済みの容積量を基に、お骨１体当たりの体積を算出し直し、改めて共同墓における収蔵可能な体数を積算いたしましたところ、約１万８千体と見込まれたところでございます。

今後の見通しといたしましては、昨年度までの納骨数が５千１３８体、今年度の見込みの数も加算いたしますと約６千体となりますことから、次年度以降、差引きでおよそ１万２千体の納骨が可能となり、現状のペースで納骨が進んだ場合、あと１２年ほど、令和１９年度頃までは現在の共同墓に納骨いただくことが可能と考えているところでございます。

**○中村のりゆき委員**　当初、造ったときは平成３０年から５０年間使えるという想定だったんですけども、利用が想定を上回るということで、早く、また造らなければならない可能性も出てきたということで調査を行ったということだと思います。

その結果、当初は１万体を収容できる想定だったんだけども、いろいろと調査した結果、約１万８千体が収納できますよということですね。そして、どこまで使えるのかを計算すると、令和１９年度頃までは使えるのではないかと分かったということでございます。

それで、当初、２万６千円、３万９千円というふうに積算を出したとき、収容可能なのは１万体という計算をされ、それで５０年使うということだったわけですが、これが１万８千体まで収納できるというふうになると、見方によっては使用料の積算にそごが生じるとも言えるわけですけども、その点はどのように考えているのか、伺いたいと思います。

**○今市民生活部市民生活課長**　収蔵可能数の見直しに伴いまして、改めて使用料の積算を行っておりますが、大枠としては、当初の積算と同様に共同墓施設に関わるイニシャルコストとランニングコストの合算額を現状を踏まえた内容で再積算いたしまして、見直し後の収蔵可能数で除して算出しているところでございます。

このうち、ランニングコストにつきましては、納骨が可能な運用期間を平成３０年度から令和１９年度までの２０年間の想定に見直したことから、人件費や納骨袋の購入費などの運営経費は２０年間に要する額を、一方、その後も施設の管理が必要ですので、維持管理経費は従来どおり５０年間に要する額をそれぞれ積み上げて算出してございます。

結果、当初の積算と比較いたしますと、イニシャルコストでは、聖苑と共同墓の利用者の休憩・待機スペースとして整備いたしました附帯施設の工事費のうち、共同墓に係る案分費用が加わったことで約５００万円の増となり、ランニングコストでは、当初、臨時職員による業務対応を想定していたところ、正職員の対応となりまして、さらに、申請数の増加による業務量の増もあり、人件費コストが上がったこと、また、附帯施設の整備に伴い、清掃や警備などの施設管理経費や光熱水費が加わったことなどを積算に反映いたしまして、２０年間ないし５０年間のコストとしては約２億円の増となっております。

以上によりまして、総コストにつきましては、当初、約２億７千万円と見込んでいたところ、約４億８千万円となりますことから、これを収蔵可能数１万８千体で割り返すと約２万６千円と、現状におきましても使用料の妥当性は確保できているものと考えております。

**○中村のりゆき委員**　よかったですね。積算が大きく変わってくるとなると、今度は市民に対する説明責任が生じてくると思ったんですが、コスト計算をするとぴったり合ったということですね。ぴったり合うように合わせたわけではないと思いますけど、ぴったり合った、計算上、一致したということで理解をいたしました。

それで、先ほど答弁をいただいたように、２０年間使えて令和１９年度までということですよね。ということは、令和２０年には新しい施設がなければ今度は困るわけですので、令和２０年度までに次期施設の建設が必要になってくるというふうに思っていると思うんですけども、どの程度の規模を考えているのか、また、その際の使用料の積算の考え方について伺いたいと思います。

**○樽井市民生活部長**　ただいま、共同墓について委員からいろいろと御質問をいただきましたけども、共同墓につきましては、当初の想定を大きく上回る納骨のお申込みをいただいておりまして、今年度、現地調査を行い、その結果に基づいた収蔵可能数の見直しを行った中では、さきに課長からも答弁をいたしましたところ、あくまでも今段階での見通しとなりますが、令和１９年度頃にいっぱいになる見込みとなっております。

共同墓に関しては、昨年の第３回定例会とか今年の第１回定例会でも御質問を受けている中ではあと７年ほどというような答弁をさせていただいた状況がございます。そこからは少し延びましたけれども、当初の５０年を考えますと、やはり、かなり短い状況になっています。

そういう意味では、共同墓へのニーズは高いのかなというふうに思っていまして、その背景としては、少子高齢化とか核家族化による後継者問題、価値観の変化など、お墓に対する考え方が変わってきたこともあると思います。

私自身も、最近、知り合いとか友人からも共同墓とか墓じまいのことを聞かれることが多くなり

ましたし、自分たちの年代になると、まず、健康の話から始まり、最後はお墓の話になるというような状況もございます。

また、市が管理しております墓地につきまして、先ほど委員からも墓じまいというようなお話もあったと思いますけれども、お墓の返還数は、平成３０年が１８０件台でしたけれども、今は２５０件を過ぎているぐらいで、やっぱり増えているような状況にございます。そうしたことからも共同墓へのニーズは高いというふうに感じております。

その上で、次期の共同墓ということについてです。

現時点では次期共同墓の規模ですとか具体的な構想は持ち合わせていないのですけれども、時期を考えていくには、今後の死亡者数も絡んできます。国では、死亡者数は２０４０年頃まで増加傾向にあって、その後、少子高齢化の影響が出て減少していくというふうに予測されています。本市の火葬件数も増加傾向にありますが、今後、推移がどうなっていくのかということもございますし、共同墓のニーズといいますか、収める手法が多様化してくる可能性もございます。

今回、平成３０年の供用開始から約７年が経過ということで現地調査を行いましたけれども、今後は、もっと定期的に現地調査を行って、収蔵可能数とかを見ていく必要があるかなと思っております。

今の共同墓は、実は整備まで約３年を要しております。ですので、今後、次期共同墓を考えるに当たりましては、共同墓の収蔵可能数とか運用状況、また、市民ニーズ、死亡者数のピークアウトなどを勘案しながら、しかるべき時期に詳細な検討を進めていくことになるというふうに考えております。

また、納骨の使用料の積算についてですが、現在と同じように、施設整備、運営、維持管理のコストの総額を算出しまして、収蔵可能数で割り返して算出していくということが基本になると考えております。

**○中村のりゆき委員**　しっかり対応いただければありがたいなというふうに思っております。

今、墓じまいの件数が１８０件から２５０件に増えているというお話もありましたけど、改めて許可件数と納骨数を見てみると、令和６年度は４５９件で収容が１千６８体なんです。でも、その前年度のほうが件数は多くて、４９３件なんだけども、７３６体ということで、納めている遺骨は少ないんですよね。要するに、１回４５９件で１千６８体ですから、割り返すと、１人の方が２体以上を納めているということになるのです。こういった数字からも墓じまいをされている方が増えていらっしゃるということが見えてくるのかなというふうに思います。

また、もしかしたら、今後、墓じまいするとなると、例えば、５体入っている、６体入っているということがあるかもしれません。私も、せんだって、市民から、お墓に６体あるんだけど、墓じまいしたいんだよね、幾らかかるんですかという相談をいただきました。そこで、２万６千円掛ける６体ということですから１５万６千円ですよ、でも、永代で、それ以上はもうかかりませんよと話したわけです。このように、今後、そういう複数体の墓じまいで一気に収納数が増えるということがあるかもしれないということです。

今、令和２０年度までに新しい施設が必要になるという想定をしているんですけども、これは納骨数を大体１千体で見ているんですね。でも、これまで１千体以下だったものが令和６年度には１千６８へと一気に増えているものですから、このように加速度的に増えていくと、想定よりも早く

建設時期が来るのかもしれないなというふうに思っております。

今、部長からも、常に収納可能数を確認、調査しながらという答弁をいただきましたけれども、何年も待っていて、入れられないということがないように、適切な時期に建設を検討していただければありがたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

この項目については終わらせていただきます。

あともう一項目を予定していたんですが、後半の質疑の関係もあって、これで前半部分は終わらせていただきます。準備いただいた皆様には大変申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

**○品田委員長**　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午後２時１３分

---

再開　午後２時１５分

**○品田委員長**　再開いたします。

御質疑願います。

**○中村みなこ委員**　それでは、よろしくお願いいたします。

私からは、５つのことについて質疑をさせていただきます。

１つ目ですが、アピアランスケア助成事業ということです。午前の質疑でも扱われていましたので、少し重なるところもありますが、そのまま続けさせていただきます。

アピアランスケア助成事業の事業概要と令和６年度の決算額について伺います。

**○渡辺健康保健部次長**　アピアランスケア助成事業につきましては、アピアランスケアの助成を希望する市民からの旭川未来創造ポストへの提案をきっかけに令和６年８月より開始した事業であり、がん治療に伴う外見変化による心理的負担を軽減し、就労等の社会参加の継続及び生活の質の向上を支援するため、ウィッグ等の購入費用の一部を助成しております。

助成の対象者は、がんと診断され、治療による外見変化に対処するため、補正具等を購入した旭川市民で、助成対象となる補正具等の区分としては、ウィッグ、胸部補整具、エピテーゼの３区分となっており、区分ごとに購入金額の３分の１または上限額２万円のいずれか少ないほうの金額を助成しております。

４款２項１目、がん対策費のうち、アピアランスケア助成事業の令和６年度の決算につきましては、助成件数がウィッグ９０件、胸部補整具３件の計９３件、助成額は１５２万３千円で、財源は全額が一般財源となっております。

**○中村みなこ委員**　アピアランスケアとは、がんやがん治療によって外見が変化してもその人らしく社会生活を送れるよう、患者さんを支えるケアのことです。治療によって脱毛や肌などの外見の変化は吐き気などの肉体的な苦痛より上位になるという調査結果もあるようです。見た目が変わってしまって、自分らしくないと思うだけでなく、見た目の変化から周囲の人にがんであることが分かってしまい、今までと同じように人付き合いできないのではないかと心配し、つらくなる人が多くなるといいます。

病気だと知られることで仕事を外される、昇進、昇格等に影響するのではないかと心配になる、今までは対等の関係であったのに、急に同情されたり頼りにされなくなったりすることにとても悲

しくなる、病気を抱えながらほかの人や社会とのつながりを持って生活するときに外見の変化は想像以上の苦痛が伴うといいます。

そんな精神的、心理的な負担軽減の支援となるのがアピアランスケア助成事業です。そのアピアランスケア支援は全国で７６％に拡大しているというデータも出ており、本市でもスタートできたことは本当に喜ばしいと感じております。

昨年度の実績について伺います。助成人数や助成金額は想定と比較してどうだったのでしょうか。

**○渡辺健康保健部次長**　アピアランスケア助成事業の令和６年度予算につきましては、申請件数１８０件、助成額を３００万円で計上しておりましたので、決算と比較しますと、申請件数、助成額ともに５１％程度にとどまっており、想定よりも少なかったところであります。

今年度も昨年同様に予算計上しておりますが、８月末の時点で申請件数、助成額ともにほぼ想定どおり推移しておりますので、昨年度の申請期間が８か月だったことを勘案しますと、結果として昨年度の申請件数の見込みがやや多かった可能性があると考えております。

**○中村みなこ委員**　昨年度の見込みが多かったとのことでした。

それでは、各自治体において、市区町村による助成と都道府県による助成を併用して活用できるケースも増えているという調査結果を見たのですが、北海道では実施されているのでしょうか。

**○渡辺健康保健部次長**　北海道にはアピアランスケアに関する助成制度がない状況であると認識しております。

**○中村みなこ委員**　それは残念ですが、今後、道の助成制度が始まった際には併用できるようにしていただいて、手厚い支援となることに期待したいと思います。

それでは、実際に本事業を利用した市民から意見や要望等は寄せられているのか、お伺いします。

**○渡辺健康保健部次長**　助成制度の利用者からの御意見や御要望につきましては、アンケート等の具体的な調査は実施していないため、統計的に把握しているわけではございませんが、助成を受けた一部の方からは、がん治療中は何かとお金がかかるので助かる、助成があるから購入に踏み切れたといったお声をいただいております。

**○中村みなこ委員**　ウィッグ一つでも様々な価格帯のものがありますが、本事業があることで購入に踏み切れたという声があることは心理的負担が軽減された生活につながると思われますので、本事業の目的が達成されているなと理解いたしました。

あとは、より多くの方に利用していただくことが大事となってきます。本助成事業の周知はどのように進められているのでしょうか、お伺いします。

**○渡辺健康保健部次長**　アピアランスケア助成事業の周知につきましては、主に総合病院にポスターやチラシを掲示していただき、病院を訪れる方に広く周知するとともに、医療相談室やがん相談支援センター、化学療法センターにおいて、がん患者の方やその御家族への周知に御協力いただいております。

また、ホームページのほか、年１回、広報誌「あさひばし」への掲載を行い、申請を忘れている方も購入から１年間は申請可能であることを含めて、助成事業全般を周知しております。

**○中村みなこ委員**　担当医師からがん治療について説明があるとき、そのタイミングでアピアランスケアのことと本事業も案内していただくのが一番いいと思うのですが、医療機関との連携は図られているのでしょうか。

また、医療関係者の皆さんがアピアランスケアについて専門的な知識を備えていることも大事だと思われます。比較的新しい分野のようですので、医療関係者へのアピアランスケアの研修、また、医療機関におけるアピアランスケアの相談体制などはどうなっているのでしょうか、お伺いします。

**○渡辺健康保健部次長**　本市のがん診療連携拠点病院には、がん相談支援センターなどの相談体制が構築されており、がん患者さんやその御家族へアピアランスケア助成事業の説明や御相談に対応いただいておりますので、本市との連携は図られているものと認識しております。

また、医療関係者への研修については、市立旭川病院ではアピアランスケアの専門的な研修を受けた緩和ケア認定看護師が２名在籍していることは承知しておりますが、他の医療機関の受講状況については把握しておりません。

**○中村みなこ委員**　がん診療連携拠点病院には相談体制が構築されている、研修については市立病院以外のことは把握されていないとのことでした。

アピアランスケアは、当事者のみならず、世間一般でも広く認知されるべきだと思いますが、なかなか広がっていない気がいたします。アピアランスケアの認知度向上に向けての取組についてお伺いします。

**○渡辺健康保健部次長**　アピアランスケアの認知度向上の取組につきましては、昨年度の健康まつりで市立旭川病院のアピアランスケア外来にブースを出展していただき、アピアランスケアのパネル展示による周知啓発や専用ネイル体験等を実施していただくなど、医療機関と連携した取組を行いましたが、アピアランスケアの認知度は依然として低く、広く認知されるまでには至っていないものと認識しております。

今後も、医療機関と連携したがん患者やその御家族への周知と併せて、各種健康イベント等でがん患者以外の方へのアピアランスケアの周知を行うなど、引き続きアピアランスケアの認知度向上に努めてまいります。

**○中村みなこ委員**　ぜひ多様な機会を捉えて広げていただきたいと思います。

相談体制や研修のことについて、また、先ほどの認知度向上に関する答弁でも市立病院の取組等について紹介されていました。もう少し詳しく市立病院にお答えいただきたいと思います。

**○古川市立旭川病院事務局地域医療連携課主幹**　市立旭川病院につきましては、予約制ではありますが、アピアランスケア外来を毎週月曜日から金曜日の午後１時から午後４時までの間、開設してございます。

ケアの内容といたしましては、ウィッグや帽子の紹介、爪のケア、また、乳がん手術後の下着の相談など、がん治療中の外見変化に伴うお悩みの方の御相談に対応してございます。

そのほかにもがん治療中の方やその御家族を対象とした取組といたしまして、がん患者サロンひまわりを原則として毎月第２水曜日の午後１時３０分から定期的に開催してございます。

最近の取組といたしましては、ヨガの体験教室ですとか、院内の認定看護師による抗がん剤に関するミニレクチャーの機会を設けるなど、患者さんや御家族同士の交流、情報交換の場所として御利用いただいているところでございます。

**○中村みなこ委員**　外来があって、いろいろな取組をされているということで、本市のアピアランスケアを牽引されているなということを理解いたしました。

それでは、助成内容について伺います。

ほかの自治体では、ウィッグ等の購入だけでなく、レンタル費用を助成しているところもあるようです。購入するのは高額だからとレンタルする方もいると考えれば助成対象を拡充すべきではないでしょうか。

また、フローズングローブ、フローズンソックスという抗がん剤治療中に使われる冷却用の手袋と靴下まで助成内容を充実させている自治体もあるとお聞きしました。それ以外にも、爪、皮膚などへのケア、アートメークなどを含めるなどの拡充も考えられるのではないかと思います。

本市において、今後、区分の種類や助成対象を増やすなど、拡充をしていく方向性はあるのでしょうか、お伺いします。

**○渡辺健康保健部次長**　本市のアピアランスケア助成事業は、ウィッグの中に帽子を含めていることやエピテーゼを補助区分の一つとすることで助成対象者を広く取っておりますが、助成対象区分については補正具等の購入費用を助成対象としており、ウィッグ等のレンタル及び物品を伴わないケアやメークなどに関しては助成対象としておりません。

本市のアピアランスケア助成事業は昨年度から開始したところですので、当面は現状の助成対象区分で運用してまいりたいと考えておりますが、フローズングローブやフローズンソックスなどを含む他都市の助成対象の動向については今後も引き続き注視してまいります。

**○中村みなこ委員**　市民のニーズを把握しながら少しずつでも拡充することを検討していただきたいと思います。

それでは最後に、現状の助成事業の課題や今後の方向性についてお伺いします。

**○渡辺健康保健部次長**　アピアランスケアとその助成事業につきましては、いずれも認知度が低いことが主な課題であると考えております。

また、本市は、病気などにより失われた身体の一部を本物に近い形で再現する人工装具であるエピテーゼを助成対象としておりますが、昨年度の申請がゼロ件となっていることから、助成対象となる補正具等の内容について周知が十分でない可能性があると考えております。

助成対象者となる方に漏れなく申請いただけるよう、今後、がん相談支援センターなどの相談先や助成制度全般について、様々ながん関連イベントの機会を活用した周知を行うほか、医療機関と一層の連携を図り、広く市民への周知に取り組んでまいります。

**○中村みなこ委員**　始まったばかりの事業ですので、今後、より広く周知されることを目指して取り組んでいただきたいと思います。

これで１問目を終わりたいと思います。

それでは、続きまして、市立病院の会計年度任用職員についてお伺いしたいと思います。

会計年度任用職員は本市においてどの部署でもたくさんの方が任用されて活躍されております。今回は市立病院の会計年度任用職員ということで質問いたします。

最初に、概要と決算額等についてお示しください。

**○吉田市立旭川病院事務局次長**　当院の会計年度任用職員につきましては、看護助手や看護師、事務補助など、様々な職種で任用しており、令和６年度末現在で２８１人が在籍しております。

また、会計年度任用職員の給与費に係る決算額は、１１億１千８１０万６千５４９円となっております。

**○中村みなこ委員**　２８１人ということでした。病院ですので、様々な専門職として御活躍いただ

いているのかと思います。

それでは、会計年度任用職員数の推移についてお伺いします。

**○吉田市立旭川病院事務局次長**　当院の会計年度任用職員の人数の推移につきまして、過去５年の年度末の人数で申し上げますと、令和２年度及び令和３年度が２９１人、令和４年度が２８６人、令和５年度が２８８人、令和６年度が２８１人と、コロナ禍においてコロナ対応のために職員数が増加した時期もありますが、おおむね２８０人台で推移している状況です。

**○中村みなこ委員**　コロナのときに増やした時期はあったとのことですが、大体２８０人台で推移しているとのことでした。

次に、毎年の離職人数、離職者の勤続年数についてお伺いします。

**○吉田市立旭川病院事務局次長**　会計年度任用職員の任期満了及び職種変更を除いた年度ごとの離職人数につきましては、令和２年度が３７人、令和３年度が２６人、令和４年度が３２人、令和５年度が２３人、令和６年度が１３人となっております。

また、離職者の勤続年数につきましては、令和６年度の離職者で申し上げますと、最も勤続年数が短かった職員で２か月、最も勤続年数が長かった職員で１３年７か月となっております。

**○中村みなこ委員**　その年によって結構ばらばらなので、傾向は捉えにくい状況だなと思いました。

会計年度任用職員は任用期間を年度ごとで更新しなければなりません。その一方で、新たに公募も進められています。

その公募についてですが、昨年度はどのような理由でどれぐらいの方を募集したのでしょうか、お伺いします。

**○吉田市立旭川病院事務局次長**　令和６年度に実施した令和７年度の会計年度任用職員の募集理由につきましては、退職に伴う欠員補充及び委託事業を直営へ切り替えたことによる新規募集によるものであり、当初の募集人数は、看護師、看護助手を中心に、２０人となっております。

**○中村みなこ委員**　会計年度任用職員は、毎年度、任期満了になりますので、その時点で継続するか、離職するかに分かれます。そこに至るまでの手順についてお伺いします。

**○吉田市立旭川病院事務局次長**　会計年度任用職員の次年度に向けた再雇用の手順についてですが、まず、毎年１１月頃に各部署において次年度の会計年度任用職員の任用予定数を決定いたします。次に、１２月頃に、現在任用中の各職員に対し、次年度の再雇用を希望するかどうかの意向調査を実施いたします。その後、１月頃に各部署において、再雇用を希望した職員について、次年度、任用を継続するかの判断をいたします。これにより欠員が生じる部署、職種、人数が判明し、次年度の会計年度任用職員の募集人数が決定となり、２月頃に募集を開始するという流れになっております。

**○中村みなこ委員**　任用数を決めて意向調査をする、任用を継続するかどうかの判断をして、欠員分を公募するという流れとのことです。

その中で、辞める意向を示したけれども、うまく人員補充が進まずに引き続き勤めてもらうということはあるのでしょうか。

**○吉田市立旭川病院事務局次長**　退職する意向を示した職員につきましては、基本的に本人の意向を尊重しているところでありますが、病院の運営に支障が生じるおそれがある場合には、本人の事情等を確認の上、慰留することもございます。

令和６年度におきましては、夜勤専門で勤務している看護師の人員補充が困難なため、意向調査において、当初、退職する意向を示していた職員に対し、所属部署において慰留した結果、任用を継続することで了承を得られたという事例がございました。

**○中村みなこ委員**　想像ではありますが、きっと悩んだ末の決断で辞めるとしたのに、病院側の事情で継続していただくことになった方もいるということです。

夜勤専門勤務の方となると新しい方を見つけるのは本当に難しいと思われますし、継続したとなった方にはありがたいなと思うんですが、本当に申し訳ないなという思いもあります。何とか、本人の希望どおり進められるように努力していただきたいと思います。

さて、希望どおりにならなかったパターンでもっと大変だなと思うのは、辞める意向を出していないのに辞めさせられたという場合です。その実態についてお伺いします。

**○吉田市立旭川病院事務局次長**　会計年度任用職員の再度の任用につきましては、業務遂行の状況などを含めた勤務実績を勘案し、任期ごとの能力実証を経た上で公募によらない再度の任用を行うことができるとしているところでございます。

令和６年度に実施した次年度任用に係る意向調査において、再度の任用を希望したものの、任用とならなかった職員は７名おりました。

その内訳につきましては、新年度に向けて会計年度任用職員の業務や配置を精査した結果、新型コロナ関連業務など、これまであったポストが削減されたことによる者が５名、勤務態度等に問題があり、更新しなかった者が２名となってございます。

**○中村みなこ委員**　今回、突然解雇された当事者の方にお会いしました。１０年以上、市立病院で働いてきた方でした。１月頃にこの部署で２人の人員削減があると伝えられ、自分が解雇されるかもしれないと不安に駆られながら、びくびくしながら毎日過ごしていたそうです。また、同じように不安になった同じ会計年度任用職員も複数いて、誰が辞めさせられるのかという、ぎすぎすした雰囲気が続いていたということです。

解雇の宣告を受けたときには、理由を聞いても、総合的な理由ですとだけ言われ、納得がいかなかったけれども、しようがないと受け入れるしかなかったと話されていました。子育て中の方でもあり、御家庭の事情も様々あって、現在、経済的にも大変苦労していると話されていました。

１０年以上勤めて、今まで自分なりに頑張って働いてきて、誰よりもその業務をこなせるようになり、振られた仕事を断ったこともない、担当外の仕事も手薄なときには率先して手伝ってきた、それなのに総合的な理由で突然解雇される、労働者にこんな扱いをしていいのでしょうか。

市立病院は財政的に困難な状況にありますから、経費削減は進めなければならない、そういう課題があります。その際に、長く働いた方を解雇するほうが人件費を浮かすことができるから、あえて古い方を解雇するなどの方針があるのでしょうか。会計年度任用職員の１年目と５年目の給与の差も併せて御説明ください。

**○吉田市立旭川病院事務局次長**　会計年度任用職員の１年目と５年目の給与の差につきましては、６か月以上かつ週２０時間以上の勤務がある場合、再度任用時に給料の号給が加算されるため、フルタイムの事務補助の給料月額を例にしますと、１年目が１８万８千円、５年目が２１万３千６００円となり、１年目と５年目では２万５千６００円の差が生じます。

会計年度任用職員の給与水準につきましては、正職員と同様に職務経験等の要素を考慮すべきも

のでありますし、経費削減のため、勤務年数が長い職員を解雇するという手法は、長期的には優秀な人材を確保できなくなる可能性もありますし、病院経営に支障を来すということがありますので、当院においてそのような方針はございません。

**○中村みなこ委員**　経費削減のため、長く勤めている職員を解雇対象にするということはないと確認いたしました。安心しました。

しかし、今回は長年働いてくださった方を辞めさせざるを得なかったわけです。それは、御本人はもとより、残された職員、職場としては大きな損失だったのではないかと思います。

そのあたりの認識を伺います。

**○吉田市立旭川病院事務局次長**　病院運営に当たって、長期間勤務していただいている経験豊富な職員は貴重な人材であり、退職した場合に生じる穴は大きなものとなると認識しております。このことから、本人と所属の意向が一致し、同一業務で雇用可能な場合は、基本的にこれまでの経験を考慮し、継続採用を行っているところであります。

一方で、病院経営が非常に厳しい中ではあらゆる経営改善策を実施する必要があり、会計年度任用職員につきましても、業務の見直し等により、これまで採用していたポストが縮小、整理され、雇用が継続されないケースも生じております。

その場合には、これまで培った経験を生かして、引き続き当院で活躍していただけるよう、院内の他部署で募集が行われる職種を紹介するなど、可能な限り本人の意向に寄り添った対応を行っているところであります。

**○中村みなこ委員**　長く勤めている方を辞めさせているわけではないですし、給与が高い人を辞めさせているわけでもない、長く勤めている人は貴重な人材と認識しているとのことでした。それでも、やはり解雇せざるを得ないパターン、場合があるのですね。

それでは、最後の質問です。

今後も会計年度任用職員の業務が縮小、整理され、雇用がなくなる方向性にあるのでしょうか。もうそろそろコロナ関係で増えていた分の削減は終わる頃なのかなと思っております。まだ引き続き病院として積極的に減らそうという考えなのかどうか、会計年度任用職員をただの調整弁にすることなく、大事にしていってほしいと考えておりますが、見解を伺います。

**○木村病院事務局長**　会計年度任用職員に関わりまして様々御質問をいただきました。

当院の会計年度任用職員につきましては、正職員と合わせた職員総数の約３割を占めているという状況にございます。

また、先ほど委員からもお話がありましたとおり、事務補助のみならず、医療職など、様々な職種の方が、事務局をはじめ、外来の各診療科や入院病棟、あるいは、薬剤科、中央検査などのメディカル部門など、本当にありとあらゆる医療現場で勤務、活躍していただいておりまして、日々の診療など、病院運営にはなくてはならない存在あるいは人材であるというふうに認識をいたしております。

職員数につきましては、先ほどその推移を答弁いたしましたとおり、コロナ禍前の平成３０年度をベースに、コロナ対応により増加、その後、コロナ業務の一部終了により若干の減少というような経緯をたどっておりますけれども、令和６年度にコロナ対応を含めた医療が通常対応というふうになる中で、コロナ禍前の平成３０年度の患者数への回復には至っていないという現状を踏まえま

して、また、やはり足元の経営状況が非常に厳しいということもありまして、病院全体での見直しを行ったのが令和６年度の配置適正化の取組となります。

これは、人員や労働時間が現在の業務量と見合ったものとなっているかの点検を行いまして、次年度の募集に反映したものでありますけれども、来年度に向けましても引き続き同様の取組を行う必要があるものと考えておりまして、この点についてはぜひ御理解いただきたいというふうに考えております。

ただ、この取組はあくまで各部署において現状で必要以上の任用がないかどうかを精査するものでありまして、逆に現場が回らないような状況になりますと、かえって収益が減ってしまうというようなことにもなりかねませんので、現場の状況を無視して削減人数ありきで削減を行おうとするものではないということは申し上げておきたいなというふうに思います。

当院といたしましては、今後につきましても、良質な医療や患者サービスの提供と安定的な病院経営の両立を目指していかなければなりませんけれども、そのためにも会計年度任用職員は貴重な人的資源であるということをより一層意識しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

**○中村みなこ委員**　会計年度任用職員は貴重な人的資源と答弁いただきました。

きっとどんどん正職員にしていくのが一番いいのだろうなとは思いますが、それはすぐにはできないと思います。でも、労働者として尊重して大事にしていただきたいと思います。

市立病院の運営が厳しい中、今まで以上に職員一丸となって業務に当たらないといけない状況だと思います。一人一人の職員への対応といいますか、大事にするよ、そういう姿勢が大きく影響すると思います。ぜひ御尽力いただきたいということを述べまして、この項目を終わらせていただきます。

では、福祉除雪について進めたいと思います。

今回の一般質問で有償ボランティアについて触れました。その中の一つがファミリーサポートセンターの福祉除雪ボランティアで、この場でもう少し詳しく扱わせていただきたいと思います。

３款１項３目のファミリーサポートセンター等運営費のうち、福祉除雪ボランティアマッチング事業について、まず、事業の概要と決算額についてお答えください。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　福祉除雪ボランティアマッチング事業につきましては、玄関から公道までの除雪を行うことにより、市民が冬期間も安心して暮らせるよう、除雪の援助を受けたい者である依頼会員と援助ができる者である提供会員を組織、調整し、地域の相互援助活動を支援する事業であります。

本事業は、ファミリーサポートセンター介護型と併せて、ファミリーサポートセンター等運営費として社会福祉協議会に委託をして実施しております。

令和６年度は、予算額７８４万５千円で、決算額は７８４万３千円となっております。

**○中村みなこ委員**　依頼会員と提供会員を募って、調整して高齢者の除雪支援を進めるのが福祉除雪ボランティアマッチング事業とのことです。

しかし、この事業のほかに、市民の協力の下、高齢者の冬場の生活を支える事業として高齢者等除雪支援事業というのもあります。どう違うのでしょうか。福祉除雪ボランティアマッチング事業との違いについてお答えください。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　住宅前道路除雪事業として、市の道路除雪作業後に生じる残雪を住宅の敷地入り口部分に残さないよう配慮する事業を実施しており、その際、町内会など、地域にお住まいの方に御協力をいただき、対象世帯の間口除雪を行う取組を高齢者等除雪支援事業として実施しております。

そのため、福祉除雪ボランティアマッチング事業は玄関から公道までの除雪を対象とし、高齢者等除雪支援事業につきましては自宅敷地外の除雪作業後の残雪を対象としております。

**○中村みなこ委員**　全く別の事業であると理解いたしました。

市か社協か、近所の方か提供会員かが違う、そして、何より除雪の部分が違っていて、福祉除雪は敷地内分、高齢者等除雪支援は、除雪作業の残雪で、敷地外の入り口部分というふうにすみ分けられているとのことです。除雪車の作業が入らなければ高齢者除雪支援はされないということにもなり、複数の相違点が明確になりました。

それでは、福祉除雪ボランティアマッチング事業について、依頼会員数の推移をお答えください。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　福祉除雪ボランティアマッチング事業の依頼会員数の推移について、令和２年度から令和６年度までの各年度末の人数でお答えをいたします。

令和２年度は３９９人、令和３年度は３６７人、令和４年度は２５２人、令和５年度は２３４人、令和６年度は２３３人となっております。

**○中村みなこ委員**　令和２年度の３９９人から令和６年度は２３３人と、１６６人も減っています。この減り具合といいますか、減るスピードに驚きました。

減り続けている要因等をどのように考えているのか、お答えください。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　依頼会員数につきましては、毎年度、退会者数が新規登録者数を上回る傾向がございますが、高齢者世帯においてはおおむね８０歳以上としていることから、施設入所等、居住形態の変化など、様々な要因があるものと考えております。

**○中村みなこ委員**　施設への入所などが考えられるとのことでした。

次に、依頼会員になるための要件について伺います。

年齢が８０歳以上という要件があります。それは妥当なのでしょうか。年齢などの一律の要件では除雪支援が必要な方に対応し切れないのではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　依頼会員の要件につきましては、自力または市内に居住する扶養義務者による除雪が困難な８０歳以上の方としておりますが、７０歳以上で要支援認定があり、自身では除雪が困難と思われる方や要支援認定がなくても医師の診断等で要支援１と同程度の身体状況にある方は対象としているところであります。

事業の運用に当たり、対象者の要件を規定することは必要でありますが、同時に除雪支援がなければ外出が困難となるような世帯を支援できるよう、受託者において一定の裁量を認めているところであります。

**○中村みなこ委員**　依頼者の実態を見て、要件に該当しなくても認める場合があるとのことで安心いたしました。今後も必要とされる方に行き渡る支援を目指していただきたいと思います。

それでは次に、提供会員数の推移についてお答えください。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　福祉除雪ボランティアマッチング事業の提供会員数の推移について、令和２年度から令和６年度における各年度末の人数でお答えをいたします。

令和２年度は２４５人、令和３年度は２２６人、令和４年度は１００人、令和５年度は９５人、令和６年度は１１５人となっております。

**○中村みなこ委員**　ずっと減り続けていて、昨年度は増えているとのことですので、今後の推移も気になるところではあります。

さて、この提供会員はどのような方が担われているのか、お答えください。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　提供会員につきましては個人で登録される場合と団体で登録される場合があり、令和６年度末の状況で申しますと、個人登録は１０８人、団体登録は７団体となっております。

**○中村みなこ委員**　団体登録とありましたが、具体的にどのような団体が登録されているのでしょうか、お伺いします。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　令和６年度末の時点で７団体の登録がありますが、その内訳としましては、中学校及び高校の部活動が６団体、福祉施設が１団体となっております。

**○中村みなこ委員**　中学生、高校生の皆さんも関わってくださっているということです。

以前の市民広報誌「あさひばし」に掲載されていた記事を思い出しました。

野球部の子どもたちが高齢者宅の除雪をして、高齢者の皆さんに感謝されて、役立っているなということが実感できて、高齢者の方々も子どもたちが元気に作業しに来てくれることを喜んでいる様子が伝わる記事だったかと思います。高齢者の皆さんにとって、うれしさ倍増になるなと想像したのと同時に、世代間の交流を生み出すすばらしい事業だなと認識いたしました。

さて、提供会員全体を見ますと、令和６年度は増えていますが、傾向として提供会員数も減っています。その要因等をどのように考えているのか、お答えください。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　提供会員数につきましては、退会者数が新規登録者数を上回る状況が継続しておりましたが、令和６年度は、広報誌に加えてＳＮＳツールや健康アプリの活用等、新たな担い手の確保に努めた結果、新規登録者数が退会者数を上回り、年度末時点で令和５年度と比較して増加をしております。

しかしながら、以前は、退職後に時間的に余裕があり、体力もある年代の方々の関わりを期待できましたが、現在は再雇用等で稼働状況にあることから、引き続き提供会員数の確保が課題であると認識をしております。

**○中村みなこ委員**　提供会員確保が課題となっているとのことでした。

そこへの対策は必要となってくるわけですが、冒頭に説明していただいた敷地外の入り口の除雪をする高齢者等除雪支援事業と敷地内の玄関前除雪をする福祉除雪ボランティアマッチング事業の２つをドッキングさせることはできないのでしょうか。隣り合ったほぼ同じ場所を除雪するのですから、別々の人がそれぞれの除雪をするのは効率的ではないと感じます。

この２つの事業をドッキングさせることで担い手不足の解消を目指せますし、登録の手間も省けるなど、メリットがあると考えますが、いかがでしょうか。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　現在、高齢者等除雪支援事業と福祉除雪ボランティアマッチング事業の事業統合等は検討しておりませんが、利便性の向上や担い手不足の解消等に資する取組について幅広く検討してまいります。

**○中村みなこ委員**　定年退職をした後も働く方が増えている昨今ですので、どの分野でも人手不足

の影響はますます深刻になると思われます。ドッキングは、すぐやるのには課題があるにしても、ぜひ検討していっていただきたいと思います。

提供会員の確保のための取組は、そうはいっても必要になってきます。事業の進め方の新たな工夫も併せて進めていくことが必要だと考えます。今後どのように進めていくのか、お答えください。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　まず、支援が必要な方に対応できるよう、提供会員数の確保に向けて、引き続き周知活動などに取り組んでまいります。

あわせて、受託者からの実績報告などから、念のためなど、予備的な考えで利用を申し込まれている方も一定程度おられる状況がうかがわれ、提供会員が訪れても既に除雪がなされている事例等も生じております。

そのため、今年度は、支援内容について、現行の継続的な除雪支援に加えて、新たに大雪時などの臨時的な除雪支援のみの区分を設定することにより、依頼会員の御懸念への対応と提供会員のモチベーションの維持に資する運用を検討しております。

**○中村みなこ委員**　少しの雪なら自分でできるけど、一気に雪が降った、積もったときは自分でできないし、不安だから、念のため、会員になっている、すると、提供会員が張り切って除雪しに行ってみたら終わっていた、そういう無駄になってしまう実態に合わせての工夫ということで、２つの区分で登録する取組は期待できると感じました。

それでは最後ですが、高齢者にとって住み慣れた地域で暮らし続けるために、冬をどう乗り越えるかは切実な問題です。

今後、行政としてどのように関わっていくのか、特にボランティアとの関わりの点からお答えください。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　高齢者施策を推進する上で高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができる環境づくりは重点的に取り組む課題であり、その中でも、雪対策については、福祉除雪ボランティアマッチング事業のほか、住宅前道路除雪事業や高齢者等屋根雪下ろし事業などを実施しており、引き続き、これらの取組を進めてまいります。

その際、住宅の敷地内の除雪など、行政の手が行き届きづらい部分にボランティアの方々に関わっていただく仕組みは今後とも重要であると考えておりますが、全国的に６０歳代の就業率が高くなっている中、ボランティア数の拡大を図ることに限界もございます。

そのような中でも、広報活動等により人数的な拡大に努めていくとともに、あわせて、ボランティアの方々がよりやりがいを感じられるような運用上の工夫を講じていくことにより、活動の活発化につなげていきたいと考えております。

**○中村みなこ委員**　高齢者の除雪ということだけでなく、人と人とのつながりや支え合い等を生み出す事業です。より効率よく、そして、ボランティアさんの気持ちも大事に進めていただきたいと思います。

以上で、一旦、ここで終わりたいと思います。

**○品田委員長**　暫時休憩いたします。

休憩　午後３時００分

---

再開　午後３時３５分

**○品田委員長**　再開いたします。

御質疑願います。

**○中村みなこ委員**　それでは、残り２項目、よろしくお願いします。

それでは、盲ろう者通訳・介助員派遣事業についてです。

３款１項２目、聴覚障害者等コミュニケーション支援費の中で実施している盲ろう者通訳・介助員派遣事業について、その概要と令和６年度の決算額、実績についてお示しください。

**○紺野福祉保険部障害福祉課主幹**　聴覚障害者等コミュニケーション支援費の中で実施しています盲ろう者通訳・介助員派遣事業につきましては、視覚と聴覚について重複して障害のある重度の障害者に対し、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者通訳・介助員を派遣し、盲聾者の自立と社会参加に資することを目的に実施しております。

具体的には、旭川市盲ろう者通訳・介助員派遣事業実施要綱に基づき、事前に派遣対象として登録されている盲聾者の依頼により通訳・介助員等を派遣し、その通訳・介助員実施時間に応じ、通訳・介助員に対し、謝金及び交通費を支給するものです。

決算状況につきましては、当該事業に係る令和６年度の予算額４６万５千円に対し、決算額は３７万３千１６８円となっております。

通訳・介助員の現在の登録人数につきましては、３６名おり、そのうち市内在住者は１４名となっております。また、令和６年度の派遣件数は２５件、派遣人数は延べ５４名となっております。

**○中村みなこ委員**　派遣件数は２５件、派遣人数は延べ５４人とのことです。この数字だけではこの事業が適切に進められているのか判断しかねますので、もう何点か伺います。

本市には盲聾者の方々は何人いらっしゃるのでしょうか。このうち、派遣の対象となる人数はどのくらいいるのか、お示しください。

**○紺野福祉保険部障害福祉課主幹**　本市の視覚と聴覚の両方に障害のある盲聾の方の人数につきましては、身体障害者手帳の交付人数で申しますと、令和７年８月末現在で３３名おり、このうち、派遣対象となるのが重複による障害の程度１級または２級に該当している方で２５名おります。このうち、２名が派遣を希望するとして登録されております。

**○中村みなこ委員**　派遣対象者２５名とのことですが、それと比べて利用者数が２名、派遣回数２５件という数字だけ見ますと少ないのではないかと思うのですが、どのように認識されているのでしょうか。

**○紺野福祉保険部障害福祉課主幹**　事業の派遣対象となる２５名のうち、７５歳以上の方が１２名、平均年齢が７４歳と、高齢の方が多いことなどから、派遣を希望する登録者が２名となり、派遣回数も少ないものと考えております。

**○中村みなこ委員**　高齢の方が多いことが主な要因とのことです。

高齢だと外に出る機会がぐんと減ると思われますし、本市のみならず、今の日本では障害があるだけで外へ出るハードルは高くなってしまうのかなと感じたところです。本事業はそのハードルを下げるためのものでもありますので、より多くの方に利用していただきたいと思います。

そう考えたときに、この事業の情報が行き届いているのか、正しく理解されているのかが重要となります。事業の周知が適切になされていたのかどうかが問題となるわけです。どのように周知を図っているのか、お伺いします。

**○紺野福祉保険部障害福祉課主幹**　事業の周知につきましては、市のホームページ上、総合庁舎や支所の窓口で配付している障がい者福祉の手引での周知のほか、人とのつながりを生かし、当事者に伝わることも効果があると考えていますので、盲聾利用者が所属する団体の協力の下、団体主催のイベントや毎年１２月に行われる障害者週間で事業の周知を行っているところです。

また、通訳・介助員の養成講座案内の際、市内の全障害福祉サービス事業所等に対し、事業概要を記載したチラシを配付し、支援員からの周知も行っているところです。

**○中村みなこ委員**　それでは、具体的にどのような場面で通訳・介助員が派遣されているのでしょうか。派遣対象事項を見ますと、社会生活上、必要不可欠な場合と社会参加のために必要でコミュニケーション支援を必要とする場合と定められていますが、それらの内訳をお示しください。

**○紺野福祉保険部障害福祉課主幹**　派遣対象となる場面につきましては、盲聾者の医療機関への通院や冠婚葬祭など、社会生活上、必要不可欠な場合と、講演会や研修会をはじめとした文化活動など、盲聾者の社会参加のために必要と認められ、主としてコミュニケーション支援を必要とする場合が該当いたします。

ただし、政治的・宗教的活動や個人の営利目的のための営業活動に係る場合などは対象外としております。

また、令和６年度の実績につきましては、全て盲聾者の社会参加のために必要で、コミュニケーション支援を必要とする場合となっております。

**○中村みなこ委員**　社会生活上、必要不可欠な場合とされる通院や買物、冠婚葬祭は、家族が同行することが多かったり、ほかの支援で利用することがあったりするなど、利用がないのかなと思われます。全て社会参加のために必要でコミュニケーション支援を必要とする場合のみで、必要不可欠ではなく、文化的活動での利用とのことで、この分野に支援があることは大変重要ですし、ありがたいことだと思いました。

その派遣場面についてなのですが、利用されている方や所属されているサークルのメンバーから、総会や講演会だけでなく、団体の定例会のような会議に参加するときにも利用させてほしいという要望がありましたが、派遣は可能なのでしょうか。

**○紺野福祉保険部障害福祉課主幹**　令和６年度及び令和７年度において、盲聾者の方が所属する団体の総会など、派遣を希望する方の依頼内容を確認し、通訳・介助員派遣事業実施要綱により通訳介助員を派遣しておりますので、今後も要綱に基づき適切に対応してまいります。

**○中村みなこ委員**　依頼内容を確認し、要綱に当てはまれば会議等でも派遣できるということで理解いたしました。

さて、延べ５４人の通訳・介助員の方が派遣されたとのことですが、専門の資格をお持ちの方しか携われない事業でもあります。

必要とされる資格はどのようなものなのでしょうか。また、その資格を取るための支援などは設けられているのでしょうか、御説明願います。

**○紺野福祉保険部障害福祉課主幹**　通訳・介助員に就くには、自治体が行う盲聾者通訳・介助員養成研修を修了する必要があります。市内に専門的知識等を有する者がいないため、本市においては、北海道、札幌市、函館市と合同で一般社団法人北海道身体障害者福祉協会に研修の実施を委託し、札幌で８日間の日程で行っております。受講料につきましては無料ですが、受講者にテキスト代を

負担していただいております。

なお、委託料については、盲ろう者通訳・介助員派遣事業同様、聴覚障害者等コミュニケーション支援費の中で盲ろう者通訳・介助員養成事業として支出し、令和６年度の決算額は２２万３千８００円となっております。

**○中村みなこ委員**　８日間の養成研修を札幌で受講するとのことでした。

受講者にとっては時間的、経済的にもかなりの負担となりますが、その研修を旭川で開催することはできないのでしょうか。

**○水上福祉保険部障害福祉課長**　研修を旭川市で開催することについては、先ほどの答弁のとおり、現在、本市には専門性を有する方がいないため、本市を含めた北海道、札幌市、函館市と合同で研修の委託をして実施していただいております。

そのため、研修を旭川で開催するとした場合は、合同で開催している開催市ですとか、委託先の協会と協議が必要なことや、単独の開催となりますので、費用が増加することなどが課題となっております。ですので、直ちに本市で開催することは難しいと考えております。

ただし、市内で研修を受講できるということが受講者にとって一番よいということは認識しておりますので、本市での研修開催の可能性についての検討を続けてまいります。

**○中村みなこ委員**　条件がそろわないと難しいことだと理解いたしました。

しかし、この研修は、８日間と長いのにもかかわらず、研修に係る交通費や宿泊費は自腹となっています。経済的にもかなりの負担になります。せめて、交通費だけでも補助できないのでしょうか。

**○水上福祉保険部障害福祉課長**　まず、新たに資格取得のために養成研修へ札幌まで行かれている受講者数ですが、令和４年度がゼロ名、令和５年度が１名、令和６年度が４名、令和７年度が３名と推移しております。

また、既に通訳・介助員の資格を有している方のさらなる意識や技術の向上を目的とした現任研修というものもありますけれども、こちらも同じく札幌で行われておりまして、この受講者数も令和４年度が３名、令和４年度が３名、令和５年度が２名、令和６年度が１名、令和７年度が５名という状況になっております。

札幌で行われる２つの研修の受講者人数が補助のない状態でも増えてきていることから、今後の研修受講者数の動向なども注視し、旭川市での開催と併せて交通費の補助の必要性について検討してまいります。

**○中村みなこ委員**　補助がなくても受講者が増えているから補助等は考えていないとのことです。今後、この事業がしっかりと周知され、より多くの方がもっと気軽に出かけられる、様々な催し等に参加できるようになるのが理想です。利用者が増えれば通訳・介助員も多く必要とされることになり、増やしたいと思ってもすぐ増やせるものではありませんので、今からより多くの方に受講していただきたいと考えております。担い手不足の問題が深刻化する前にぜひ積極的に検討していただきたいということを指摘いたしまして、この項目は終わらせていただきます。

それでは、最後の項目になります。

４款１項３目、鳥獣対策費について伺います。

事業の概要と決算額についてお示しください。

**○後藤環境部環境総務課長**　鳥獣対策費の令和６年度の決算額についてでございますが、予算現額１千６５１万３千３８０円に対しまして、決算額は１千５９１万９１６円となっております。

事業概要でありますが、人の生活圏に出没するヒグマや繁殖期の攻撃的なカラスへの対策を行ったほか、野生鳥獣に関する苦情などの受付を行ったところであります。

**○中村みなこ委員**　私からは、ヒグマ、カラス以外の野生鳥獣に関する苦情に関わって質問をさせていただきます。

昨年、実際に私のところにもハトやキツネの相談が寄せられました。まず、ハト、キツネについて、市民からどのような苦情が寄せられているのでしょうか。また、それらの苦情の件数も併せてお示しください。

**○後藤環境部環境総務課長**　昨年度に寄せられた苦情についてでございますが、ハトに関しましては３１件、また、キツネに関しましては１８件の苦情がございました。

苦情の内容についてでありますが、ハトに関しましては、不快感、ふんによる汚損と悪臭、景観の悪化が主なものでございましたが、ハトが集まる原因となっている餌づけ行為を行う者に関する苦情もあったところでございます。

また、キツネに関しましては、ハトと同様に、不快感のほか、エキノコックス症に関する不安などが主なものでありますが、こちらも餌づけに関する苦情もあったところであります。

**○中村みなこ委員**　結構な件数のハト、キツネの苦情が寄せられているわけですが、市内のこの辺りから苦情が多い、逆に言い直しますと、この辺りにハトが多いとか、キツネが出没しているとか、地域的な傾向などはあるのでしょうか。

**○後藤環境部環境総務課長**　特にここの地域からの苦情が多いといったような傾向というものはございませんが、郊外の地域よりは住宅街の地域からの苦情が多かったところでございます。

**○中村みなこ委員**　住宅街のほうが人が多い分、不快に感じる方も多くなるのかなということもありますし、郊外ではさほど気にならないのかなと感じたところです。

それでは、このようなハトやキツネへの苦情という市民の声に市としてはどのように対応しているのでしょうか。

**○後藤環境部環境総務課長**　市民から寄せられる苦情のうち、ハトやキツネなどの野生動物に対して餌づけを行っているという内容の通報があった場合には、職員が現場を確認した上で餌づけを行っている状況が確認できた際には、餌づけの行為者に対しまして、餌づけ行為により野生動物が人の与える食べ物に依存してしまうこと、餌づけにより集まってくる動物の鳴き声などの騒音やふんなどによる生活環境への悪影響といった様々な問題を引き起こす可能性があるということを伝えた上で餌づけをやめるように注意しているところであります。

**○中村みなこ委員**　餌づけをしている方に、直接、餌づけの悪影響等を伝えて注意するだけとのことです。ハトもキツネも野生動物で、鳥獣保護管理法の保護対象となり、たとえ餌やりでハトが集まり、羽根やふんなどで衛生面への害が生じても簡単には駆除できません。

ハトは木の実などを食べて生きているので、餌やりの必要はないですし、無責任な餌やりに苦慮する自治体は多いようです。餌やりそのものを禁止する法律はなく、注意しかできないというのが現状となっております。

それで、餌づけしなくなって解決していくのならいいのですが、実際はどうなのでしょうか。無

事、解決に至った件数はどれくらいあるのでしょうか。

**○後藤環境部環境総務課長**　餌づけ行為への注意をした後に追跡調査などをしていないため、実際に解決に至った件数というのは把握しておりません。

**○中村みなこ委員**　注意した後、解決したかどうか、把握されていないとのことですが、未解決のままになっている場合も多そうです。

なかなか解決に至らないのはなぜでしょうか、主な原因について御説明ください。

**○後藤環境部環境総務課長**　餌づけ行為への注意を受けた後も餌づけを繰り返す人につきまして、その都度、周辺住民の方から苦情や相談が寄せられるといった場合があります。その際には繰り返し注意を行っておりますが、注意に対し、餌づけをやめると答えておきながら再び餌づけを行う人がいるという場合もあります。これは、注意に法的拘束力がないことから、なかなか聞き入れられていないということがあるものと思われます。

**○中村みなこ委員**　対応としては注意止まり、その注意を聞かなくても法的に罰せられることはないから、なかなかやめてくれないのが解決に至らない理由とのことでした。

おなかをすかせてかわいそうなハトに餌をやるのはいいことだと信じ込んでいる方もいます。独りで孤独な生活を送ったりしている方など、餌をやることでハトが集まってきて、承認要求も満たされる、こうした背景もあるので、注意されただけでは餌づけ行為をなかなかやめていただけないようです。解決に向けて苦慮している実態は全国のほかの自治体でも見られるようです。

そんな中、少し前のニュースですが、大阪市の住宅街でハトやカラスへの餌やりを続けた人物に対して、大阪市は、鳴き声やふんによる周辺住民の生活環境が損なわれたとして、動物愛護管理法に基づいて餌やりの中止を命じる行政処分を出したという報道がありました。何月までの餌やりの中止を命じて、違反したら最高で５０万円の罰金に処されるという内容でした。

動物愛護管理法では、自然環境下で自活する純粋な野生動物は対象外とされていますが、そのときの大阪市は、長い間、餌づけされてきたハトやカラスは純粋な野生動物ではないと判断した上での処分だそうです。餌やりの程度が半端なかったのだなと思いますし、全国的に見てもまだ一般的な方法ではないようです。そして、本市に適用できる例でもないとは思いますが、被害の状況によってはこのような踏み込んだ対応もあるということを選択肢にすることはありかなと思っております。

次に、キツネの件です。

キツネが空き家にすみついて、繁殖して困っている場合はどのように対応しているのでしょうか。

**○後藤環境部環境総務課長**　空き家につきましては、その所有者が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めるように法律で規定されており、まずは所有者が対応すべき問題であります。

**○中村みなこ委員**　所有者が対応すべき問題で、市としては介入できないとのことです。

仮に所有者がキツネをすめない環境にしてしまえば、キツネはほかに移動するでしょうけど、すんなり山へ帰るわけではないと思います。

住宅街のほうが餌にありつけるでしょうし、ほかの住宅地にすみついて転々としていった先々で市民が困るのではないかと思います。何とか山へ追い返したいと思うのですが、難しいのでしょうか。

**○後藤環境部環境総務課長**　ハトやキツネなどの野生の動物につきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護管理法で、許可なく野鳥を捕獲、殺傷すること、飼うことは禁止されておりまして、捕獲して山へ帰すというようなことはできません。

そのため、野生動物を住宅地などに寄せつけないように餌を与えない、生ごみなど、野生動物の餌となるものを屋外に放置しない、ごみ出しのルールを守るといった基本的なルールを守ることが重要であると考えております。

**○中村みなこ委員**　やはり、餌がポイントだということです。

昨年、寄せられた相談では、末広の住宅街の話なのですが、空き家の敷地にキツネがすみついていて困っているという内容でした。そこの近所の方からの相談でしたが、隣接している３軒の方々はもちろん、周辺住民の間ではキツネがすみついていることはもう有名な話になっていました。

隣接している方の１人は、朝、カーテンを開けると、畑にキツネがいて、目が合うんだそうです。畑を自由に出入りするし、荒らすし、ふんはするしで、実った作物を安心して食べることもできない、鳴き声がうるさいときもあれば、臭いがひどいときもある、そして、繁殖して４匹に増えて行動していたりする、今年もまた新たな子ギツネを連れて動いていると言っていました。

市に相談しても注意止まりなので、問題は解決せず、地域の方が協力して所有者と連絡を取り合っているものの、遅々として対策が進まないんだと話されていました。本当に困っていて、引っ越そうかと考え始めているという方もいらっしゃいました。

ハトにしても、キツネにしても、困っている方々にとっては早く何とかしてほしいという切実な思いで、不安や不満を抱えて生活している実態があります。町内会として要望を出そうという動きも検討されているということも聞いております。個人で行政に訴えても何も解決せず、困った末の動きでもあります。市民が安心して暮らせるために今以上に取り組めることは注意以外に何もないのでしょうか。

インターネット上には、ハト１１０番など、見積り無料です、駆除しますというサイトがたくさん並んでいたりしますし、キツネに対しても忌避剤として木酢液をまくのがいいなどという情報も出てきます。それらを利用する際に、幾らかでも補助するですとか、忌避剤を配るですとか、もう一歩踏み込んだ取組はできないのでしょうか。それらを含めて、今後の取組についてお伺いして、最後の質問といたします。

**○太田環境部長**　ハトやキツネに関する対策ということで、様々御質問をいただいたところでございます。

今の委員の御質問にもございましたように、状況によってはハトやキツネを自宅の敷地内に寄せつけないような自衛の策というのは必要になる場合もございますけれども、やはり、ハトやキツネなどの野生動物につきましては保護の対象となってございまして、人間は介入しないということを基本としてございますので、市としては、駆除ですとか、忌避剤の配付というのは行わず、まずは、野生動物を人の生活圏に寄せつけない、あるいは、定着させない、そういったことをお願いしているところでございます。

そのため、野生動物との共存、あるいは、共生の観点から、今後も、引き続き、ハトやキツネなどの野生鳥獣への餌づけ行為者に対しましては粘り強く注意し、理解を得られるように取り組むとともに、餌となるようなごみを放置しない、あるいは、野生動物にむやみに近づかないといった野

生動物への接し方ですとか、適切な対象などについて市民に広く周知を図ってまいりたいと考えてございます。

**○中村みなこ委員**　ハトの件では、市に連絡すると、職員の方が１回は見に来るけれども、そのときにハトが見当たらないと、なかなか困り感を分かってもらえないのか、もう来なくなってしまうとおっしゃっていました。大群でいるときと出払っているときもあるから何回か見に来て確認してほしいんだという声もあります。

そうはいっても、結局、餌やりしている人がいないと何もせずにそのままにならざるを得ないというのが大きな課題だと捉えていただきたいですし、ぜひ、市民への丁寧な対応と併せて、少しでも改善できる対策を模索していただきたいと思います。

以上で、私からの質問は全て終わらせていただきます。

**○品田委員長**　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午後４時０１分

---

再開　午後４時０３分

**○品田委員長**　再開いたします。

御質疑願います。

**○植木委員**　本日最後で順番が回ってきました。この時間を回ってくると、ちょっと切りどころが難しくて苦手だなと思ってしまうところもあるんですけれども、進めていきたいと思います。

それでは最初に、市民課窓口ＩＣＴ化推進費について進めていきたいと思います。

今、立たせていただいているこの庁舎に移ってきた当初は本当に真新しい状況で、何もかも慣れない中であったわけですけれども、さすがにもう慣れてきたところです。旧庁舎には旧庁舎のよさがあったわけですが、今は、新しい庁舎になって、なじんできた頃かなと思っております。

市民の方にとっても、旧庁舎から新庁舎になったことについて、一般では顧客体験とかと言いますけれども、体験が変わってきている中で窓口はどういう現状なのかというところで伺っていきたいと思っています。

手続に代理で来られる業種の方々もいらっしゃいますけれども、窓口は、やはり、市民の方と行政をつなぐ、一番顔を合わせる場所だと思います。新庁舎移転後は、より利便性の高いサービスの提供ができますよということも売りであったわけで、ＩＣＴ化が進められているところですね。

その中核を担う計画というのが旭川市次世代総合窓口グランドデザインで、市長も言っていますけど、私も議員になって最初の質問で日本一の窓口のことについても触れさせていただいたんですけれども、そういった目標に向かって方向性を示した計画であり、思い返せば、今までの紙ベースが当たり前だった時代がずっと続いてきましたが、手続関係が変わっていって、デジタル時代の市民サービスの在り方を描くものと理解しています。

まず、取組について伺っていきますが、２款３項１目の市民課窓口ＩＣＴ化推進費の旭川市次世代総合窓口グランドデザインに関する委託料をお聞かせください。

**○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長**　市民課旭川市総合窓口改革企画・試行業務として２千９６４万５千円、旭川市次世代総合窓口グランドデザインに係る取組推進・改定支援業務として６９３万円となっております。

**○植木委員**　窓口改革を進められているということで、システムの更新、置き換えというわけではなくて、どうあるべきかを再設計する取組であるということでありました。

その内容なんですけれども、引っ越してきたといっても策定から数年がたちまして、目標年度の折り返しでもあるわけです。理念としてはすばらしいものだと思うんですが、市民から見て、新しい庁舎で、そして、窓口も変わって手続も変わったという部分はもう存分に実感いただいていると思うんですけれども、計画の進捗等が気になるところであります。

グランドデザインでは、日本一の窓口と日本一の行政ＤＸということで、利用者の利便性向上と職員の業務効率化の推進を挙げております。目標年度の折り返しの中、現在の進捗状況をお聞かせください。

**○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長**　グランドデザインでは、業務手順の可視化、来庁前の分からないゼロ化、来庁時の分からないゼロ化、窓口での分からないゼロ化、来庁しなければならないゼロ化、この５つを取組方針と定めており、２０２４年度はこれらの取組におけるデジタル技術の活用の検討や試行を行ったところでございます。

**○植木委員**　活用の検討、試行ということで、まだ途中過程だということであります。

ゼロが幾つも並んでいました。極論としてのゼロということで、すごく頼もしいものだなと思います。けれども、その部分が市民の不安だとか手間を減らすための行動指針ということだと思います。

行政のＤＸについて真価が問われるものでもありますが、今後はそういった検討、試行が実装、定着されていくという流れかなと思っております。

制度や設計図だけではなく、実際に窓口で対応する職員の皆さんの業務もこちらの新庁舎で来てがらっと変わったと思うんですね。そして、来てみたけども、やってみたら創意工夫がその場面、場面で上がってくるものだと思います。そういった工夫というのが大事な積み重ねかなと思っていますし、それによって市民満足度が高まっていくと思います。

新庁舎に移転して２年、そうした小さな改善があるかと思うんですけれども、現場レベルで行った工夫や成功事例などがあったらお聞かせください。

**○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長**　工夫した例といたしましては、証明書申請窓口という１階の５番窓口になりますけれども、そこが混雑している場合など、新庁舎の１階にコンビニエンスストアが入っておりまして、そこにマルチコピー機が設置されていることを来庁者の方にお知らせしております。マイナンバーカードがあればコンビニ交付を利用することができるとお知らせをしたということですが、それによって待ち時間がなく証明書が取れたというような例がございます。

また、待ち時間が長くなる３月下旬から４月上旬は、毎年、繁忙期なんですけれども、発券機を使うとき、今年度、転入、転居する方には届出前の必要事項の事前チェックの用紙を、転出する方にはマイナンバーカードを利用したオンラインでの手続が可能なことを記載したお知らせ文を配付したところ、待ち時間の間に転出の手続を御自身のスマートフォンで行えた方もいらっしゃいました。

**○植木委員**　今お聞かせいただいたことって、やはり、窓口においてはその場、その場での決められた対応というのはあると思うんですけど、それをすることによって顧客体験がぐっと上がる、来られた市民の方々としては、そういうやり方を紹介していただけたということで、ちょっとした行

いというのは本当に大事なことだと思っています。窓口というのは本当にそういう対面の大事な場面ですので、そういった積み重ねが何かあれば、引き続き実践していただけたらと思います。

特に、窓口の対応というのは、職員の方々の経験とか知識によって差が出やすい部門であるかと思います。目の前の対面の市民の方々に直結するものですので、異動の直後ですとか、新規採用の方というのは慣れるまで不安がとても大きいと思うんですよね。市民対応の質に影響することもあると思います。

そういった窓口職員の方の知識ですとか、接遇スキルによって顧客体験が異なる、そして、慣れない職員の方々はそれがどんどん不安になってしまうということがある中で、窓口におけるデジタル技術、ＤＸの活用状況をお聞かせください。

**○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長**　窓口職員は、異動で配置換えとなった職員や新規採用職員など、経験の浅い職員には現場で研修も行いますけれども、１人で業務を行うことができるようになるまでは３か月ほどかかります。それに対して、今後は、検索しやすい業務マニュアルの検討、職員が来庁者の手続を瞬時に把握し、スムーズに案内できるような仕組みを検討しているところでございます。

**○植木委員**　そういったことを検討中だということでしたけれども、市民の方々は一定のサービスを期待して来られるわけで、対応される職員の方にとっても来られた方にとっても優しい部分、そういったことがＤＸの本来の姿かなと思います。

ちょっと余談になりますけど、私は、ＩＴ関係の企業で、カスタマーサポート、トラブルシューティングを対面ではなくてオンラインにより在宅勤務でやっていたんですね。でも、電話の場合は人の顔すら見えないわけですよね。それに、トラブルシューティングなので、いらいらした状態の人も中にはいます。そんな中で、いかに連絡してこられた方の状況を把握して、そして、その方に合ったお言葉がけをしながら問題を解決していました。窓口の場合は、行政サービスですので、それとはまた違う部分も多々あるかと思うんですけれども、基本的には対面によるホスピタリティーの精神も必要になってくるわけです。

その中で、先ほど聞いた質問に該当する部分もあるんですけれども、職員の心理的負担というのがありながら窓口に立つと、何かによってクレームになりかねないとか、分からないということが自信を持った対応につながらないということになってくるのです。そこで、そういったフロント業務に当たっている窓口職員の方への後方支援として、例えば、窓口の職員全員のところにチャットシステムがあって、何かあったとき、対面で話を伺いながら手は動かし、後方支援のベテラン職員の方々が対応してくれる、もしくは、これから進んでいくんだと思うんですけれども、ＡＩによるチャットのサポートですね、ＡＩがある程度学習していて答えてくれる、もしくは、ナレッジ検索で、検索したフレーズから的確なものが出てくる、そういったものが職員の不安解消につながるかなと思っています。

顧客体験の向上にもつながるため、検討すべきであると思いますが、考えをお聞かせください。

**○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長**　窓口ＤＸ化に当たりまして、システムや業務内容に変化がある場合、十分な研修を行うことは考えておりますけれども、委員から今御指摘のあった職員をサポートするシステムも検討させていただきたいと考えております。

**○植木委員**　あわせて、行政手続のオンライン化というのも並行して進んでいるわけです。

コロナ禍によって、それがぐぐっと進んだところもあると思うんですけれども、特に、引っ越しの手続など、なかなか忙しい時期にオンラインでできるというのは価値のあることだと考えられていると思います。

生活に密着した場面での利便性向上というのが期待されておりますが、市民課におけるオンライン手続の活用状況、そして、オンライン化を進める意義や効果についてもお聞かせください。

**○齊藤市民生活部市民課長**　市民課におけるオンライン手続の主なものは、マイナンバーカードを利用し、オンラインで転出届を行える引越しワンストップサービスがございます。

２０２３年度実績で、転出届７千９５５件のうち、１千７７９件、割合として２２．３６％、２０２４年度実績で、転出届７千６２４件のうち、２千１０７件、割合として２７．４６％の活用となっております。また、活用率は５．１ポイント上昇しているところです。

オンライン化を進める意義、効果ですが、仕事があって開庁時間に来庁できない方や身体的要因などから外出が困難な方であっても、いつでもどこでも御自身のスマートフォンやパソコンなどから手続ができ、来庁しなくてもいいという選択ができるようになることであると考えております。

**○植木委員**　選択ができるというお話がありました。その状況、状況によって選べるというのが大事なことかなと思っています。

１年で５ポイント伸びましたよと。２割から３割のところを今は推移しているわけですけれども、とはいえ、そういったものがまさに普及し出している状況かなというふうに考えています。マイナカードも普及していますけども、実際に使ったことがないよという人も大勢いらっしゃるわけで、広報やサポート体制の強化が必要かなと思っています。

ちょっと話は替わりますけれども、窓口に来られる方にはセレモニー的な意味合いを兼ねた手続に来られる方も多くいらっしゃいます。死亡届で御家族、御親族の方がいらっしゃることもあります。今は代理の方が来られる場合も多いようですけれども、そういった方々にはまさに対面である中で寄り添う姿勢を示す必要があると思っています。

窓口では平等な対応というのがそもそも前提ではあると思いますけれども、例えば、スピーディーに届出を終わらせたり、何かそういった工夫があればお聞かせください。

**○齊藤市民生活部市民課長**　窓口での届出時の対応は、来られた方にかかわらず、平等にしておりますが、婚姻届や出生届の届出がなされたときは、おめでとうございますの一言を添えて対応しており、また、他の届出の場合は来られた方の心情に寄り添った表情で対応しております。

また、死亡届につきまして、他の届出に比してスピーディーな対応というのは特段行っておりませんけれども、死亡届提出後の手続につきましては、多岐にわたることですから、死亡届提出時に今年度にリニューアルいたしましたおくやみガイドブックの配付やウェブ版の紹介などをして、その後の手続が迷わずスムーズに行えるように対応しております。

現状、死亡届を含め、窓口での処理時間がかかっている状況ではございますが、ＤＸなどを活用してスピーディーな窓口にしてまいります。

**○植木委員**　それでは、婚姻届とか出生届をされた方々に対しては、証明書の発行ですとか、記念となるものは何かあるのか、お聞かせください。

**○齊藤市民生活部市民課長**　婚姻届や出生届などの戸籍の届出をした市町村におきましては、届出を受理したことを証明する受理証明書を取得することができます。

本市では、有償で取得することができ、Ａ４判の証明書で３５０円のほか、賞状タイプのものがございまして、こちらが１千４００円のものとなっております。

また、記念となるものにつきましては、総合庁舎の正面にございますデジタルサイネージで、私たち結婚しましたですとか、新しい家族が仲間入りしましたなどの画面を背景に記念写真を撮ることができるようになっております。

**○植木委員**　今お伺いしたような手続というのは、デジタルでやってしまうと、そういった言葉がけもないので、やはり、そういった届出時には窓口に来たいというニーズもあると思います。

サイネージは私も知らなかったんですけど、少し前に１階で操作をしている方がいたのです。新婚さんだと思うのですが、お母さんか、どなたかがついてきていて、写真を撮っている場面に出くわしたことがあります。何か、私もうれしくなって、よっぽど私が写真を撮りますかと言いたかったんですけど、余計な形になっちゃうので、怪しいなと思われると思って、こっそり眺めていました。今、伺ってきたんですけれども、今後もそういった窓口については寄り添うような言葉がけなどを引き続き行っていただけたらと思います。

大きな目標で、日本一の窓口ということです。何をもって日本一なのかというところもありますけれども、大きな目標を掲げるほど、その到達度をどうやってはかるんだということになってきます。何をもって１番とするのか、職員や市民が共通の目標を持てるような指標というのがあると分かりやすいと思います。

そういったＫＰＩは存在するのか、お聞かせください。

**○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長**　具体的なＫＰＩ、重要業績評価指数などとよく訳されますが、それは具体的に設定しておりませんが、オンライン手続や書かない窓口などのＤＸ化などによる業務効率化を図りながら、広く市民の方が安心してサービスを受けることができる利便性の高い窓口の構築に向けた取組を進めた上で市民満足度の向上などがＫＰＩになり得るものと考えております。

**○植木委員**　特別、設定はしていないということでしたけれども、待ち時間を何分短縮するとか、手続の満足度を何％上げるとかというのは、今後、何かしら設定できるのかなというふうに感じました。

そして、やはり、市民の方々がどのように感じているのかという部分が大事かなと思っております。窓口体験モニターですとか市民評価アンケートなどの導入を検討してみるのはどうかなと思いますが、考えについてお示しください。

**○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長**　窓口改革の効果をはかることも重要と考えております。

先ほどの答弁にもありました市民満足度の向上率や市民の御意見などを知ることも必要であると考えておりますことから、市民アンケートなどの実施を検討してまいりたいと思っております。

**○植木委員**　質問は以上ではあるんですけれども、窓口ＤＸ化を進めることによってどういう効果があるのかというところでいきますと、人件費ですとか、紙代だとか、業務時間の削減効果が期待されますよというのは一方であるので、これはメリットであるわけですよね。コストの削減につながると。

でも、人件費は削ればいいというわけでもなく、例えば、デジタルにまつわるほかの業務がたくさん出てくるわけですから、そういったところで人を効率よく配置したり、そして、その空いた時

間、浮いた時間で市民の方々に対応する、そしてもっともっと寄り添うような政策のほうに再配分することができるわけで、今のＤＸ化ということであればサービスレベルの向上と市民のニーズのバランスも大事かなと思っております。

旭川は、ＤＸ推進に当たって、ＣＤＯ、チーフ・デジタル・オフィサーの森本さん、そして、窓口に直接関わりはありませんけれども、デザイン都市として、ＣＤＰ、チーフ・デザイン・プロデューサーもいらっしゃるわけですよね。デジタルとかデザインって親和性がすごく高くて、今後のまちづくりにとってはすごく大きな要素かなと思っています。その中でそういったことに関わる職員の方々が将来にわたっての人材となっていくわけですので、そういったこともしっかりと今後見ていきたいなと思っています。

この庁舎は向こう何十年と使っていくわけです。振り返ると、例えば、２０年前はスマホはなかったわけですよね。そして、３０年前になると１９９５年の年ですから、ウインドウズ９５の年ですから、パソコンがやっとちょっと普及し出したような年です。でも、逆に向こう何年と考えたときには、今では想像のつかないような窓口になるかもしれませんけれども、そのとき、そのときに合った窓口を構築していっていただけたらと思っております。

こちらの質問については以上となります。

それでは、続きまして、鳥獣対策費について伺ってまいります。

中村みなこ委員は別な部分でしたが、私はヒグマについて伺っていきます。

日々、ニュースで報道されているヒグマは、道東や道南での人身被害が報じられており、市内近隣での出没に対し、本当に市民の方々の不安が高まっている状況かと思います。

私自身は熊を見たことがありませんけれども、剝製はあります。すごくリアリティーがある、すごく、剝製にもかかわらず、熊はこんな爪をしているんだとか、口をこんなに開けてこんなふうに立ち上がるんだというものを見て、相当迫力を感じて、十分に恐ろしさが伝わってきました。

皆さんも御存じだと思いますが、大型のヒグマには体長２メートルを超えるものもおり、体重は２００キログラムで、これは相撲力士以上なスペックなわけですね。その上で、俊敏に走って、最高スピードは時速６０キロメートルと言われています。両手には鋭利な爪を備えておりまして、敵、獲物と認識されれば、ためらいもなく、本能的に急所である顔を狙ってくるというわけであります。

私はスマホでニュースを見ているのですが、熊のものを見ていると、最近のニュースアプリはそれに関心があるんだなと認識して、熊のニュースばっかりが送られてくるんですね。最近、ニュースで取材されていた被害者の方は、山でふいに出くわしたようなのですね。ちょうど手に道具を持っていたので、それを武器にして立ち向かおうと思ったんだけれども、あまりにも速いスピードで突進してこられて、全くなすすべもなかった、もう無理ゲーだと言っていたのが印象的でした。

また、昨日、砂川では、箱わなに捕獲されたヒグマの映像がテレビのニュースで出ていましたけれども、おりの中であってもうなり声を上げながら鉄柵を破壊しようとかみついたり、爪で引っかいたり、体当たりして、報道陣を威嚇する姿から、野生とはこういうことなんだなというのを改めて思い知ったわけです。

それでは、早速、進めていきますが、４款１項３目、鳥獣対策費について、事業の概要と決算額、特にヒグマ対策に要した費用についてお示しください。

**○後藤環境部環境総務課長**　鳥獣対策費の２０２４年度の事業概要でありますが、ヒグマやカラス

などの野生鳥獣の被害防止対策を行ったものでありまして、予算現額１千６５１万３千３８０円に対しまして、決算額１千５９１万９１６円となっております。

このうち、ヒグマ対策に要した費用といたしましては１千５３４万９千４３０円でございまして、その主な内容といたしましては、猟友会の方へ謝金などの報償費が２６１万４千２１０円、専門事業者によるヒグマの調査や電気柵、ネットフェンスの設置、撤去などの委託料が１千９４万１８７円となっております。

**○植木委員**　ほとんどがヒグマ対策だということでした。この１千５００万円が多いのか、少ないのかというのは、今やっている政策がしっかり対策につながっているのかも含め、検証していかなければならないと思っています。

では、ヒグマの生息数について、そして、旭川市のヒグマの出没件数について、過去３年間の推移をお示しください。

**○後藤環境部環境総務課長**　ヒグマの生息数でありますが、北海道によりますと、全道の推定個体数は１９９０年の５千３００頭から増加を続け、２０２２年には１万２千２００頭になりましたが、２０２３年は初めて減少し、１万１千５５０頭であったと推計されております。

また、本市のヒグマの過去３年間の出没状況でありますが、２０２２年度は６８件、２０２３年度は８０件、２０２４年度は７８件でございました。

**○植木委員**　出没状況は大体平均的なものになっているということでありましたけれども、数字等を見て、熊の生息数、それから、出没件数は高止まりだと思います。

旭川は、地形として山林と市街地が近くて、河川沿いの草地や果樹、そして、家庭菜園など、ヒグマを誘う環境も点在しているわけです。旭川、そして、近隣も含めると、かなり広大な地域で、北海道全体で１万２千頭ぐらいいるということは、この管内で１千頭ぐらいはいるという前提でいなければならないんだなというふうに思っています。減少に転じたといっても、実際の体感としては、むしろ、そういったニュースが日々上がってくる点も含め、接点が増えているというふうに感じている市民の方が多いのも現実ではないでしょうか。

それでは、ヒグマの出没の通報があった際の対応を教えてください。

**○後藤環境部環境総務課長**　ヒグマを目撃したですとか、足跡やふんを発見したなどといった通報があった際には、猟友会のハンターと警察、さらに、ヒグマ調査等業務を委託している専門家と一緒に現場に赴き、ヒグマの痕跡調査や周辺の探索を行っております。

**○植木委員**　猟友会の方々とともにそういった調査を行う、探索を行うということでありました。

熊は一般的に昼に行動するらしいんですけれども、人里に下りてくるときというのは、人との接触を避けようと、夜に行動するということがあると。そして、その中で朝とか夕方の薄暗い時間帯に活発に行動する傾向があるので、これらの時間帯は特に注意が必要とのことです。現場対応ということになりますと、夜間や早朝に関係なく通報もあり得るわけですから、そういった時間に関係なく、市の職員の方々、ハンターの方々、警察の方々が連携して安全確保を図っていただいているということで、こちらの点については本当に感謝を申し上げます。

その支えていただいておりますハンターの方々にはちゃんとした報酬という形になっているのかどうか、そして、人材確保の部分についてお伺いいたします。

**○後藤環境部環境総務課長**　ハンターの出動手当の額に関しましては、国や北海道から明確な基準

額というものが示されていないため、猟友会と協議して金額を決めている状況であります。

本市では、昨年度から金額を引き上げておりまして、１回の出動につき、ハンター１人当たり１万円、また、箱わなの運搬・設置作業で特殊車両を出していただいた場合、１回につき２万５千円を支払ったところでございます。

そして、出没時の対応以外にも、会議や訓練などに参加いただいた際にも報償費を支払っておりまして、昨年度、ヒグマ対策に従事していただいたハンターは２４人いたところでございます。

それから、ハンターが将来的に不足するのではないかということへの対策でございますが、ハンターの育成は重要な課題であると認識しております。そのため、狩猟免許の取得を促進し、ヒグマ捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許を取得した方への補助を行ったほか、春期管理捕獲では、ヒグマ捕獲従事者育成のため、猟友会の若年層の方にも参加していただき、熟練ハンターの方と一緒に山に入り、ヒグマ捕獲技術の継承などに取り組んだところでございます。

**○植木委員**　金額について教えていただきましたけれども、身の危険のある危険手当としては決して高い額ではないなというふうに感じました。やはり、地域の安全を支える使命感の上に成り立っている役割の方ですし、現場です。

その中で若手の方々をハンターとして育成するという部分の取組をしていただいているということで、市民の方々としては今後に向けても安心だと思うんですけれども、やはり、そういったハンターの役割をもっと広く知っていただいて、理解をしていただくということが大事な点かなと考えております。

出没への対応については今伺いましたけれども、被害を防ぐため、出没させないための対策というのもやはり重要であるかと思います。どのような対策を取っているのか、お聞かせください。

**○後藤環境部環境総務課長**　ヒグマが住宅地へ侵入しないための対策でありますが、２０２１年に、河川敷を中心に、市街地にヒグマが出没した際の侵入経路と目される美瑛川河川敷で電気柵等の設置や定期的な草刈りなどを行ったほか、監視カメラやネットフェンスを設置し、侵入の監視を行いました。

また、中長期的な観点からの取組といたしましては、主に郊外においてヘアトラップと監視カメラを活用した生息状況等の調査を行うとともに、ヒグマの体毛やふんを用いたＤＮＡ分析によるヒグマの個体識別を実施したところであります。

また、生ごみを放置しないことや山に入るときは装備を整えるなどのヒグマを人の生活圏に寄せつけない、ヒグマの被害に遭わないためにできることについて普及啓発を行ったところでございます。

**○植木委員**　対策としてはそういったことを積み重ねることによってということであろうかと思います。

市の職員の方々も山林に入ってなどの作業があると思いますけれども、熊撃退用スプレーの保有状況はどうなっているのか、また、スプレーの品質、基準について最近はいろいろと問題になっています。

日本では特に規格などが、認証制度などがなくて、いわゆる粗悪品というか、そもそも熊に対応していないものも多数あると報道されていますけれども、品質、効果、安全性に心配のないアメリカ環境保護庁、ＥＰＡ認定の熊に対応したものを使っているのか、そして、そういった市が管理し

ている熊撃退用のスプレーを猟友会ですとか、地域組織、町内会などに貸し出す場合があるのか、配付などを行っているのか、お聞かせください。

**○後藤環境部環境総務課長**　熊撃退用スプレーにつきましては、有効期限のある商品ですので、期限の切れた分を購入しながら、職員が必要な分というのは確保している状況でございます。

また、購入している熊撃退用スプレーは、アメリカから輸入された製品であり、ＥＰＡ認定を受けたものであります。

なお、熊撃退用スプレーの貸出し等は行っていないところであります。

**○植木委員**　ＥＰＡ認定品だということで、その点については心配のないクオリティーのものを使っているということで安心しましたけれども、現場で実際に使う訓練とか安全確保の体制もしっかりと進めていかなければなりません。

また、猟友会の方々も、地域の現場にも一定の装備支援を行う仕組みがあれば、さらなる安全性が確保できると思うのではないかと思います。猟友会の方々は自前で用意しているということです。

そんな中、先日も学校敷地内で出没の痕跡がありました。山や自然と隣り合わせの地域で、子どもたちへの安全教育というのが極めて重要になってきます。本当に住宅街のすぐそばまで侵入してきているわけです。全国の出没・被害状況を考えると、現在の状況に関して熊への認識とか、知識とか、近くに迫っているということについての教育が追いついていない可能性があるわけです。学校やＰＴＡと連携するなど、どのように子どもたちへ啓発を行っているのか、お示しください。

**○後藤環境部環境総務課長**　子どもたちへの普及啓発につきましては委託事業の中で実施しておりまして、熊の出没が多い地域の小学校において熊の生態などについてのセミナーを開催するなどの取組をしてきたところでございます。

**○植木委員**　しっかりと状況ごとの危機意識を持っていただければと思います。ヘルメットだとかが有効になってくる可能性がありますので、取組を続けていただきたいと思います。

ヒグマの数が増加してきている中で、今後もヒグマを我々の生活圏に近づけないようにするという対策は大変重要であると思います。今後どのような取組を進めていく考えか、お聞かせください。

**○太田環境部長**　ヒグマ対策の今後の取組をどのように進めていくかということでございます。

ヒグマへの対策につきましては、２０２３年に策定いたしましたヒグマ対策基本方針に基づいて進めてきているところでございますが、今後も、これまで同様に、ゾーニング管理の徹底によりまして、有害性のある問題個体については駆除を基本としながら、人とヒグマのあつれきの解消に取り組むことが重要であるというふうに考えてございます。

そのため、今後も、先ほど答弁にもいたしましたように、例えば、河川敷における電気柵の設置ですとか、定期的な草刈り、あるいは、監視カメラによる監視、ネットフェンスの設置、こういった取組を継続することでヒグマの侵入を抑止しながら、万が一にもヒグマが人の生活圏に侵入してきた場合には、緊急銃猟などの対応も含めまして、速やかに対処できるよう訓練を重ねるなど、平時からの準備を進めていくということが非常に重要でございますので、より一層、猟友会や警察、専門家との連携を強化しながら、市民の安全を最優先にヒグマ対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

**○植木委員**　質問は以上ですけれども、先ほど、ゾーニングだとか、いろいろと対策があるとのことでした。その対策の効果検証もやはり行っていかなければならないのかなというふうに思ってい

ます。なかなかお答えしづらい部分ではあるようなので、私からの要望としてお伝えさせていただきます。

やはり、こういった近年の出没状況を考えると、予算の確保をしっかりして、機器の確保、増設、積極的な対策を引き続き行っていただきたいなと思います。

また、ヒグマについては命に関わるレベルの災害というふうに報じている場合もあります。出没状況について市ではＳＮＳでの発信を行っていただいていますけれども、やはり、該当する地域の市民の方々が速やかに知るという上では、いざというときのために大手通信キャリアさんのＳＭＳ、ショートメールは地域で位置情報なども特定できたりとか、本当の緊急時の連絡手段としてそういったものもぜひ今後に向けて検討いただきたいと思っています。

先ほど近隣に１千頭ぐらいいるかもしれないと言いましたが、熊は縄張り意識がすごく強いということで、頭数が増えることによって空いている地域にということで、里を通してまちにどんどん出てくるということがあり得ると思います。周りにいることを前提に意識や対策を改めなければならないと思っています。

市民、猟友会、行政が三位一体となって人と自然が安全な距離で共存できる旭川の未来を築いていくことがこれからの課題であると感じました。引き続きしっかりと状況をアップデートしながら対策をしていけたらと思っております。

ヒグマについては以上であります。

**○品田委員長**　それでは、少し早いですが、本日の分科会は以上で終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

**○品田委員長**　それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、１０月１４日午前１０時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

---

散会　午後４時４５分

**○令和７年１０月１４日（火）**

開議　午前１０時００分

散会　午後　５　時０２分

**○出席委員（１６名）**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 品田　ときえ | 委員 | 塩尻　英明 |
| 副委員長 | 笠井　まなみ | 委員 | 中野　ひろゆき |
| 委員 | 横山　啓一 | 委員 | えびな　安信 |
| 委員 | 中村　みなこ | 委員 | 菅原　範明 |
| 委員 | 上野　和幸 | 委員 | 石川　厚子 |
| 委員 | 植木　だいすけ | 委員 | 高見　一典 |
| 委員 | たけいし　よういち | 委員 | 中村　のりゆき |
| 委員 | 沼﨑　雅之 | 委員 | 松田　卓也 |

**○出席議員（１名）**

議長　福居　秀雄

**○説明員**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 副市長 | 中村　寧 | 健康保健部次長 | 渡辺　顕久 |
| 税務部長 | 金澤　匡貢 | 健康保健部健康推進課主幹 | 山本　東美 |
| 税務部納税管理課長 | 山下　弘亮 | 健康保健部保健所保健予防課長 | 阿保　理恵子 |
| 税務部納税推進課長 | 齊藤　透 | 健康保健部保健所衛生検査課長 | 秋葉　利文 |
| 市民生活部長 | 樽井　里美 | 環境部長 | 太田　誠二 |
| 市民生活部市民課総合窓口担当課長 | 近藤　淳 | 環境部次長 | 澤渡　武士 |
| 福祉保険部長 | 川邊　仁 | 環境部環境総務課長 | 後藤　篤 |
| 福祉保険部保険制度担当部長 | 高田　敏和 | 環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 | 安富　一紀 |
| 福祉保険部次長 | 鈴木　裕幸 | 環境部廃棄物政策課長 | 佐藤　文泰 |
| 福祉保険部福祉保険課主幹 | 尾藤　真紀 | 環境部廃棄物処理課長 | 尾藤　正史 |
| 福祉保険部国民健康保健課長 | 堀江　祐一 | クリーンセンター所長 | 笠井　則亜 |
| 福祉保険部長寿社会課長 | 宮川　浩一 | クリーンセンター主幹 | 佐藤　岳晴 |
| 福祉保険部生活支援課長 | 高桑　和寿 | 監査事務局長 | 酒井　睦元 |
| 健康保健部長 | 山口　亮 | | |

**○事務局出席職員**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局次長 | 林上　敦裕 | 議事調査課主査 | 岡本　諭志 |
| 議事調査課長補佐 | 小川　智之 | 議事調査課書記 | 桐山　未悠 |
| 議事調査課長補佐 | 浅海　雅俊 | | |

**○品田委員長**　ただいまから、決算審査特別委員会民生子育て文教分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

それでは、前回に引き続き、認定第１号の分担部分のうち民生常任委員会所管分、認定第２号、認定第６号、認定第８号及び認定第１１号の以上５件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

**○植木委員**　おはようございます。

委員会質疑が金曜日からまたがってしまいましたが、もう一つのテーマの地域まるごと支援員について進めていきたいと思います。

一般質問で私は人口減少を取り上げさせていただきました。人口減少は地域社会に直結しており、その中で、町内会の役員ですとか民生委員の成り手が硬直化というか、偏ってしまって、ほとんど同じような役割を役員の方々で何とかこなしているというような状況があり、そして、地域においてはつながりの希薄化が急速に進んでいるという状況でありました。

かつて、身の回りには、地域の隣近所にいた、いわゆる世話役の方、お人好しの方々が地域の方々と交流をしたり関わりを持ったりして、その中で助け合いが生まれてという状況があって、本当にありがたい存在であったなと感じます。

今、全くそういった方がいないというわけではないんですけれども、やはり、社会が成熟して、きめ細やかくなって、人に対する社会の解像度は上がったと思うのですけれども、その分、関係性の濃度が下がってしまっていると感じています。

振り返ると、この間、社会では、今言った人口減少、そして、核家族化になっており、福祉という側面とはなかなか相入れない面として個人情報の取扱い、また、コロナウイルスがあったり、それから、ハラスメントに対しての社会の感度が制限となって、社会福祉の面で冷えてしまった状況かと思います。そこで、地域共生社会をどのように継続し、冷めてしまった状況を温め直していくかというのは現代ではとても大事なことであると思います。

それでは、地域共生社会を推進している地域まるごと支援員について伺ってまいります。

まず、重層的支援体制整備事業、地域まるごと支援員に関わる決算状況についてお示しください。

**○尾藤福祉保険部福祉保険課主幹**　本事業は、地域共生社会の実現に向け、地域福祉計画に基づく事業として、主に包括的支援体制の整備に要する経費を計上しており、地域まるごと支援員の配置等により、複雑化、複合化した問題を抱える方々に対する個別支援と困り事を身近で支え合って解決するための地域づくり支援を行っています。

令和６年度の決算額は、歳出では、地域まるごと支援員の配置に伴う委託料が７千３９０万円、重層的支援体制整備事業交付金の国への償還金が４７６万５千円、その他の事務費が８万７千２４０円で、歳入では、重層的支援体制整備事業交付金として、国から３千４２９万８千円、北海道から１千７１４万９千円のほか、介護保険事業特別会計から繰入金８９６万９千８８４円、一般財源が１千８３３万５千３５６円で、歳入歳出合計額は７千８７５万２千２４０円となっております。

**○植木委員**　今御答弁がありました中で地域福祉計画に基づくということで、旭川市地域福祉計画、そして、旭川市社会福祉協議会地域福祉活動計画の２つがもともとあって、それぞれ第５期と第７期という計画が一体化され、今、名前が変わりまして、みんなの旭川ささえあいプラン２０２４という愛称になって、そこにこれまでの経過だとか目的などが書いてあります。旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例に基づき、旭川市と旭川市社会福祉協議会が主たる担い手として、両輪となって地域福祉を推進することを目的としているということがうたわれています。

今、決算の状況を伺いましたけれども、それでは、こちらの事業の概要と実績をお示しください。

**○尾藤福祉保険部福祉保険課主幹**　基本的な福祉分野の相談については、高齢者は地域包括支援センター、障害者は障害者の相談支援センター、子ども、子育てはこども家庭センター、生活困窮者は自立サポートセンターなど、各分野の相談機関が対応しているところですが、地域まるごと支援員の個別支援は、主に各相談機関だけでは対応することが困難なものや、複数の分野にまたがり、関係機関との調整を要するものについて対応しております。

実績は、新規の相談件数が１２４件で、そのうち、２４件は助言や関係機関への引継ぎにより解決いたしましたが、残りの１００件は令和７年度において継続して対応しているところでございます。

地域づくり支援では、民生委員・児童委員や地域社会福祉協議会など、地域団体との連携体制の構築に向け、地域課題を共有する会議や行事への参加が７９７回、ふれあいサロンなどの通いの場を運営している団体や買物の同行、子ども食堂などを提供している団体を把握するとともに、ボランティアを養成し、支援を必要としている人とのマッチングをする活動が９２件、地域課題の整理を進め、課題解決を進めるための具体的な対応策を協議する会議の開催、参加が１３５回となっております。

**○植木委員**　地域まるごと支援員の活動としては個別の支援プラス地域活動に対する支援があるということで、そういった会議が複数回あるということで、すごく多く持たれているということが分かりました。

続いて、事業の運営体制についてもお聞かせください。

**○尾藤福祉保険部福祉保険課主幹**　旭川市社会福祉協議会に業務を委託し、社会福祉士、精神保健福祉士等のソーシャルワークに関わる有資格者や福祉分野における相談支援機関または地域支援に関わる活動で実務経験を有する者を地域まるごと支援員として配置することとしております。

令和６年度からは２名増員し、支援員１０名と統括支援員１名の計１１名として活動を強化したところでございます。

**○植木委員**　支援員の方々の業務というのは、はた目から見ても膨大であり、それぞれのケースに対して寄り添って解決に向けて関わっていくというのは、やはり大変時間を要するものではないかと推測いたします。

その中で、増員をしたことによってどのように改善され、効果があったのか、そして、人数というのは適正な状況なのかという部分についてお聞かせください。

**○鈴木福祉保険部次長**　令和４年度から事業を開始したところでございますが、個別支援において

複雑化、複合化した問題の解決に長時間を要していたことにより、なかなか地域づくりに手が回らない状況がございましたので、令和６年度から、早期発見など、予防的な取組を含む地域づくりの強化を目的として２名増員したところでございます。

地域づくりには、多種多様な地域住民や団体が相互理解の下、主体的に関わっていくことが必要であり、短期間で仕組みを構築するなどの成果を出すことは難しいものでございますが、地域住民同士の交流の場を創出することなどを通して集まった地域住民が新たにボランティア活動を行おうとする動きも出てきております。

地域まるごと支援員の体制につきましては地域の状況に応じて見直す必要があると考えておりまして、今後の活動状況や支援件数の推移等を踏まえ、必要に応じて人員配置や体制の見直しなどの検討を行ってまいります。

**○植木委員**　地域まるごと支援員の大きな役割として地域づくりがあるけれども、その部分になかなか手が回っていなかったということでありました。ただ、多種多様な地域住民だとか団体の理解の下で関わっていくという状況でボランティア活動を行おうという動きもあるということでありました。

私も、大学時代、ユニセフのボランティア活動をする部に所属して、部長も務めていたこともあるのですけれども、社会人になってしまうと、がらっと環境が変わって、引っ越しだとか、そして、新たに社会人として学んだりとかですね、仕事に対する部分に体が取られてしまって、忙しさがあって関われなくなって、そのままずっと来てしまっていました。

世の中には、やはり学生時代に様々なボランティアに携わったという人も多くいるでしょうし、職場での社会貢献活動に携わっている方、そして、ボランティアというと、有償とか無償のボランティアもありますし、ＮＰＯのようなそれぞれの目的を持った団体もあります。

ボランティアとは名前がついていないけれども、助け合いとか奉仕活動というのもたくさんあって、そのような方々がたくさんいて、そういったボランティア活動や社会活動の土壌はあるのだけれども、身の回りになければ、なかなか関わる機会がなかったということがあろうかと思います。

土壌がある中で地域まるごと支援員の方々が調整役になったり、人と人をつなげる役割を担っていただけるというのは、地域のこれからの在り方としては頼もしいというか、期待が持てるところであります。

でも、その中で課題が複雑になりがちということがあろうかと思います。現代社会というのは複雑な世の中ですが、多岐にわたる相談支援に対し、部署における連携はどのようになっているのか、そして、その問題点についてもお示しください。

**○鈴木福祉保険部次長**　連携体制につきましては、地域まるごと支援員が主催する他機関との連携に関する研修には、福祉分野を中心として様々な部局の職員が出席しているほか、地域まるごと支援員が行う支援の中で必要に応じて福祉分野以外の部局との協働により課題を解決した事例もございます。

課題といたしましては、社会経済状況や個々の生活様式、価値観が変化する中で住民が抱える生活課題が多様化してきており、その課題を解決するための制度やサービスがないときや対象外となる場合、早期の解決が難しくなってきているところでございます。

**○植木委員**　今、御答弁がありました。やはり、個々の生活様式とか価値観が現代においてがらっ

と変わってきていると。御年配の方々と若い世代の方、若年層の方々がいる中でお互いが理解し合いながらというような世の中だと思います。

その中で、地域まるごと支援員の役割としては、はざまの部分をどう対応していくのか、今まで様々な手を差し伸べる制度がある中でそうした複雑化したものにどう対応していくかが求められていて、難しくなってきているということでありました。

先ほど、みんなの旭川ささえあいプラン２０２４というお話ししました。その中に地域まるごと支援員についての目的だとか意義だとか、そして、どのように計画を進めていくのかがまとめられているわけですけれども、その中で地域まるごと支援員のＫＰＩ、目標値が示されていると思います。事業の状況をどう評価しているのか、お聞かせください。

**○鈴木福祉保険部次長**　令和６年３月に策定いたしましたみんなの旭川ささえあいプラン２０２４を愛称とする地域福祉計画において目標値を定めておりまして、計画最終年度の令和１１年度の目標値と令和６年度の状況を申し上げますと、まず、１つ目として、地域まるごと支援員の個別支援に関する累計相談受付件数につきましては、８００件という目標値に対して３２４件と、半数以下ではありますが、前年度との比較では増加しており、地域まるごと支援員の認知度が広まってきたものと認識しております。

次に、複数の関係者での支援対象者に情報共有や援助の手法等を検討する支援会議の回数では、年３６回の実施という目標値に対して年３６回と、目標値を達成しており、多くの関係機関と支援対象者に関して必要な協議が行われているものというふうに認識しております。

最後に、地域まるごと支援員が主催する住民間で自分の地域で抱える課題を共有し、その解決に向けた取組等を議論する協議体の実施回数では、年４４回の目標値に対して３７回と、地域の皆様の理解を得ながら順調に協議を重ねることができているものと捉えているところでございます。

**○植木委員**　令和６年度から１１年度までということで、幅のある期間の中で達成していかなければならない数値が示されているわけですけれども、半数に満たないものもあれば、ＫＰＩの数値に達しているものもあるということでした。まだ始まったばかりではありますが、ＫＰＩが設定された中でのことですので、順調に重ねていっていただきたいと思っております。

ただ、対応件数というのも、目標値を設定しているわけですから、大事ではありますけれども、同時に、やはり、中身の部分、質が求められるわけであります。

事業の評価、検証をどのように行って、量や回数だけではなくて、質の向上、中身というか、課題を解決する、寄り添って困っている方々に対してアウトリーチでアプローチしていくという部分があるかと思います。そういった向上に取り組んでいることについてお示しください。

**○鈴木福祉保険部次長**　制度のはざまや複雑化した福祉の課題を抱え、早期の課題解決が難しい個別支援や、地域でのつながりづくりや困り事を支え合う体制の構築など、委員がおっしゃるとおり、数値だけで単純に成果を表すことは難しいものもあるというふうに認識しております。

このため、地域福祉計画の評価等を行っていただく社会福祉審議会においては、目標値の達成状況だけではなく、制度のはざまの問題等をどのような関係機関や社会資源を駆使し、解決できたのかという連携に関わる内容ですとか、地域のつながりづくりに関する優良事例等について説明を加えていくなども必要と考えているところでございます。

また、他の地域や関係機関が地域まるごと支援員とともに効果的だった手法を共有し、横展開し

ていくことや改善を加えていくことでより支援の質を高めていくことにつながり、このプロセスを繰り返すことで市全体として地域福祉の充実を図り、地域共生社会の実現を目指してまいります。

**○植木委員**　最後の質問になるのですけれども、今後、人口減少、高齢化が進むというのも分かり切ったことでありまして、その中で暮らす人々の困り事にどのように寄り添っていくのか、どのような社会を目指して推進していくのかについてお示しください。

**○川邊福祉保険部長**　団塊世代が後期高齢者となる時期を迎えて高齢単身世帯が増加し、また、時代も昭和から平成、令和と移り行く中、社会の変遷や意識の変化などにより、隣近所に住む住民同士の付き合いや結びつきといったものも大きく変わってきております。

日々の暮らしの中では、病気やけがに起因する問題であったり、家族の問題であったり、あるいは経済的な問題であったり、皆が様々な問題や悩みを抱えており、それを解決する方法があるのかないのか、あっても、どこにどんなふうに言えばいいのか、そうした相談相手も身の回りにおらず、漠然と不安や不満を抱えて暮らす方が今後ますます増えるものというふうに捉えております。

だからこそ、こうしたケースをすくい上げて、制度や支援団体にうまくつなげて、最終的な解決に結びつく仕組みを地域に実装していくことが重要であり、地域まるごと支援員の取組の狙いというのはまさにここにございます。

課題は様々ございますけれども、この取組を着実に進めて地域に根づかせていくことが地域福祉の充実につながり、ひいては、誰一人取り残さない安心で安全な地域社会の実現が図られるものと考えております。

**○植木委員**　質問は終わったのですけれども、アンケート結果を見ますと、やはり、その制度に対する期待があります。既存の制度では対応できないケース、そして、もう皆さんやっぱり分かっているはずですし、肌で感じているとおり、複雑化、複合化した福祉的課題はたくさん身の回りにあります。そして、行政の今までのような縦割りの状況ではもう支援が行き届かないと。そして、その中で、日本人の特性もあるのかもしれないのですけれども、支援を求める声を自ら上げられない人、世帯が多く見受けられるということでありました。たくさんの相談機関が分野ごとにあって、相談に行ったのだけれども、窓口が違って、どこに相談していいのか分からないといった不安とか、行ったところでは対応してもらえなかったら、なかなかそういった思いが伝えられない状況があるということでありました。

そして、地域活動の団体として町内会、それから、地区社協、民生委員などの脈々と続いてきたものが高齢化によって機能が低下しており、地域活動の担い手も不足している。また、市社協においては、内部異動だとか、配置転換があまりにも多過ぎて、連携がせっかくできたところで関係をまた一から立て直しだということもあるという声もあります。

地域共生社会の理念はすばらしいものだと思うんですけれども、地域まるごと支援員の役割というのは本当に期待が持てますが、現実的な生活環境のギャップがあるという中で、今回、条例を定めて、その条例の名目で地域共生社会を一般市民に担わせるというのは丸投げではないかという意見もあるわけです。

その中で、社会福祉協議会、そして、地域まるごと支援員というのは重責もありますけれども、アウトリーチという本当に行政ではなかなかできない部分を担っていただいているということで、既存の制度では対応できないことに積極的に取り組んでいただきたいと思っています。

社会福祉協議会の方は自治体職員ではありませんので、事務をするわけではなく、やはり現場に行っていただく必要があると思います。せっかく専門的な知識と柔軟な思考、そして、地域をつなげるという使命感、フットワークがあるわけですから、市としても、そういった部分をしっかりと支えて、町内会、民生委員、地域ボランティア団体、意識のある個人の方々をしっかりとつなげて、これからも暮らしやすい旭川、福祉の充実したまちをつくっていっていただきたいと思います。

計画期間は令和１１年度まで続きますので、期待も込めて、私も折を見てまた取り上げさせていただきたいなという気持ちを示し、私のこちらの質疑を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**○品田委員長**　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時２６分

---

再開　午前１０時２７分

**○品田委員長**　再開いたします。

御質疑願います。

**○横山委員**　おはようございます。

前半部分は環境部の所管に関わる事業について幾つか質疑をさせていただきたいと思います。

昨年度の予算等審査特別委員会の分科会で最終処分場に関わる質疑をさせていただきました。その背景には、これまで江丹別地区に集中してきた処分場に関わる様々な問題が市の負の遺産として引き継がれているという現状を再確認してですね、今後の課題等について確認をさせていただきました。今回は、処分場ももちろんなのですけども、その処分場の在り方を左右する清掃工場についても密接に関わりますので、関連して質問を幾つかさせていただこうと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、４款衛生費２項清掃費１目じん芥処理費の中の近文清掃工場基幹的設備改良事業費、いわゆる延命化工事に係る改良事業費のことだと思いますが、この事業の目的と事業の概要、それから、決算額について、るる御説明をいただきたいと思います。

**○澤渡環境部次長**　近文清掃工場基幹的設備改良事業は、平成８年の供用開始から約５０年間の運用を目途とした工場の再延命化工事を行うものであり、工事完了後は、耐久性の向上のみならず、省エネ設備の導入によりＣＯ2排出量の削減効果も図られます。

事業の概要につきましては、工事を令和６年から令和９年までの４か年で実施し、ごみクレーン、焼却炉、排ガス処理設備、受電設備、監視制御設備や煙突などの更新を行うもので、令和６年度は１１月から工事に本格着手し、２基ある焼却炉の劣化した耐火物の一部を更新しており、決算額としましては、工事費が３億６千６９８万円、工事監理業務が３２０万円の合計３億７千１８万円でございます。

**○横山委員**　５０年間の運用を目的としているということで、平成８年から５０年だったものの延命化を図るということですが、昨年度から４年かけて再延命化工事を行うという御説明がありました。

延命化工事全体の事業費と現在の進捗状況、また、事業完了の見通し等について御説明くださ

い。

**○澤渡環境部次長**　本事業の４か年にわたる全体事業費としまして、再延命化工事の契約金額が７８億８千７００万円、工事監理業務が１千３９７万円の合計７９億９７万円でございます。

近文清掃工場には２基の焼却炉があり、交互に稼働させることで停止中の焼却炉の維持管理や点検を行いながら運用しております。

再延命化工事については、そうした通常運用に支障を与えないよう、燃やせるごみの搬入状況なども考慮しながら、焼却炉の短い停止期間中に進めるものであり、工場の稼働状況に応じた工程管理が非常に重要であります。

進捗状況としましては、事業費ベースでの進捗率は約５％でありますが、工事は計画どおり順調に進んでおりますし、今後も、稼働中の工場と綿密な調整を行いながら適切な工程管理に努め、予定どおり、令和９年度の工事完了を目指してまいります。

なお、今回の再延命化工事のほかに建物の外壁や屋上防水の劣化も進行しておりますので、再延命化工事後におきましても計画的な補修工事が必要であります。

**○横山委員**　ただいまの御説明で約８０億円の事業費をかけて延命化工事を行っているということ、それから、２基ある焼却炉のうち、停止中のほうを工事していく、交互にやるということで、事実上、工場は稼働させながら改修工事をやっているということもよく分かりました。それから、この延命化工事以外にも、日常というか、定常的な、計画的な補修工事も必要になるということも分かりました。昨年度の決算で設備補修費として３千６００万円と示されていますので、それ以外にも多額の経費がかかっているという状況も推察されます。

先ほどちょっと触れましたけども、延命化によって、今後、稼働期間がどういうふうになっていくのかということはおおよそ分かるのですけども、その後の見通しです。さらに延命化が図られることになるのか、それとも、今度は新築ということになるのか、最終処分場との関わりもあると思いますので、その関連も含めて御説明をいただきたいと思います。

**○澤渡環境部次長**　近文清掃工場は、平成８年４月から供用開始した施設であり、当初は２０年間の供用を計画しておりましたが、２度の延命化工事により、供用年数を３０年増やした５０年間に延長しましたことから、５０年後である令和２７年度以降は建て替えを視野に入れた検討が必要と考えます。

清掃工場の次期更新には、計画策定から施設の整備、供用開始までに１０年程度を必要としますので、令和１６年度には具体的な方向性を定める必要があると考えております。

方向性を定めるには、今後の社会情勢の変化に伴う燃やせるごみの組成や処理量などの変化、また、現在整備を進めております春志内の次期一般廃棄物最終処分場の埋立て終了期限が令和２６年度末といったことも考慮しなければなりませんので、適切な時期に燃やせないごみの処理の在り方や整備手法などについて総合的な検討を進めてまいります。

**○横山委員**　ただいまの御説明を伺うと、延命化されるので、しばらくはという感触もある一方で、延命化によって稼働延長されるのは２０４６年までで、あと２０年間ということになりますね。次期更新は恐らく建て替えを視野にということだと思いますので、再度の延命化はもう事実上ないんじゃないかと私は予想しています。

そうなると、２０３６年までには具体的な方向性を決定しなきゃならない、あと１０年しかない

ということですね。１０年後に皆さんがこの部署にいらっしゃるかどうか、部長も含めて分かりませんけども、そうそう先のことではないというふうな認識を私は今回持たせていただきました。

２０２１年前後までの段階で、新築じゃなくて、延命化という議論もありましたけども、当時で、もし新築となれば総工費が３００億円から４００億円、市の財政負担は１６０億円前後ぐらい、そんな議論もありましたが、１０年後にその規模の大規模事業が議論されなければならないのだということは重く受け止めなければいけないかなというふうに思います。

ちょっと観点が変わりますが、決算の書類等を見て、近文清掃工場周辺地域環境対策費という項目が目につきました。今まで私もあまり注目をしてこなかったのですけども、近文清掃工場に関わって、こういう費目が挙げられているということが分かりましたし、私が住んでいる地元の課題でもありますので、ぜひ伺わせていただこうと思います。

まず、この対策費の事業の目的、それから、概要、決算額等について御説明ください。

**○尾藤環境部廃棄物処理課長**　近文清掃工場周辺地域環境対策費につきましては、近文地区の環境維持等に関する地域要望に基づき、ごみの燃焼に伴い発生する排ガスによる影響調査として、大気中のダイオキシン類の測定を実施しているものであります。

なお、測定箇所につきましては、近文清掃工場を中心とし、市民生活館、川端ふれあい公園、亀吉公園、忠和エンゼル公園の４地点となっており、令和６年度の決算額は１１８万９千３９９円となっております。

**○横山委員**　近文清掃工場の場所を中心として４地点、恐らく東西南北のイメージだと思うのですけども、距離的には１キロ前後になるかと思います。忠和エンゼル公園は意外と近く、石狩川を挟んだすぐ対岸ということで、この地点のダイオキシン類の測定を行っているということが分かりました。私の家は２キロぐらい離れているかなと思いますので、これまで注目してこなかったのが申し訳なかったなというふうに思っております。

ところで、この周辺の地域で大気中のダイオキシン類の測定が行われるようになった経緯等について御説明いただけますでしょうか。

**○尾藤環境部廃棄物処理課長**　ダイオキシン類測定の経緯についてであります。

近文清掃工場の建設当初は、家庭系ごみの専燃施設として地域住民に説明し、平成３年に建設合意を得た経緯があり、その後も、燃やせるごみの受入れ等に変更が生じた際には、都度、地域に説明し、同意を得ながら適切な施設運用を行っております。

清掃工場の大気中のダイオキシン類の測定についても、平成１６年２月に、事業系の燃やせるごみの焼却受入れに際し、地域要望を踏まえた地域市民委員会連絡協議会と取り交わした合意書に基づき実施し、地域住民へ測定結果を報告しているものであります。

**○横山委員**　稼働の途中から受け入れるごみの内容が変わったということですね。事業系の燃やせるごみの焼却受入れに関わって地域要望を受けたと。それに基づいて、こういう測定が行われるようになったという御説明だったと思います。

こういうふうに途中から考え方や対応が変わっていくということも当然あるのだと思いますけども、特に受入れ地域には丁寧に対応していただいていたのではないかなというふうに推察いたします。

では、周辺のダイオキシン類の測定結果についてはどのようになっていますでしょうか、概要を

お示しください。

**○尾藤環境部廃棄物処理課長**　測定結果についてですが、平成１６年度から測定を実施しており、測定箇所４地点ともに環境基準値を下回っております。

なお、直近の令和６年度の測定結果は、旭川市近文生活館で０．００１８０、川端ふれあい公園で０．０００８０、亀吉公園で０．０００７６、忠和エンゼル公園で０．０００７１となっており、全ての測定地点において環境基準値の０．６を大きく下回っております。

なお、単位は、ピコグラムＴＥＱ・パー・立米でございます。

**○横山委員**　生まれて初めて聞いた単位名ですね。ピコグラムＴＥＱ・パー・立米とは何のこっちゃと思いましたが、ピコグラム、１兆分の１グラムということなので、本当に微量なんだけども、計測はされるということですね。基準値を大きく下回っているということでしたが、安心をしていいのかどうか分かりませんし、近文生活館は若干数値が高いので、お示しいただいたときはちょっと気になる数字だなとは思いました。これについては引き続きしっかり測定を続けていく、続けていっていただけるということで確認をさせていただきたいと思います。

さて、最後に、同じ４款２項１目の最終処分場周辺環境保全対策費について伺います。

これについては、先ほどお話ししましたように、昨年度の予算分科会の中でもるる説明をいただきましたが、まず、決算状況の概要について伺いたいと思います。

**○尾藤環境部廃棄物処理課長**　最終処分場環境保全対策費につきましては、処分場周辺地域の環境保全を図るため、処分場の環境調査を実施するとともに、旭川市廃棄物処分場環境対策協議会と中園廃棄物最終処分場監視委員会の２つの附属機関において、当該地域の安全な住民生活の確保及び処分場を適切に維持管理していくための事項について検討を行っていただくものであり、令和６年度決算額は４７４万９千６００円となっております。

**○横山委員**　２つの附属機関があるということでした。旭川市廃棄物処分場環境対策協議会で、地名が入っていませんので、恐らく、現在の芳野処分場ですね。それから、中園廃棄物処分場の監視委員会ということで、機関の最後の名前が若干違っていますが、その調査検討事項等々の概要について御説明をいただけますでしょうか。

**○尾藤環境部廃棄物処理課長**　両附属機関については、芳野と中園にあるそれぞれの処分場の使用及び管理について調査、検討するため、条例に基づいて設置された附属機関であり、いずれも江丹別地域の安全な住民生活の確保及び処分場の適正な維持管理を行うため、年３回の定例会議のほか、廃棄物処理施設の視察等を実施しております。

主な調査検討事項としましては、埋立地及び浸出水処理施設の状況や浸出水及び発生ガス等の環境調査結果を確認していただき、よりよい施設運営について意見をいただいております。また、令和６年度につきましては中園廃棄物最終処分場の廃止に関して多くの議論が行われました。

**○横山委員**　両機関はそれぞれ役割が違うと思うのですけども、その歴史的な背景を踏まえると、特に中園の処分場の在り方が非常に大きな問題だったというふうに地域の方からも伺っています。

言葉は悪いですけども、ずさんな管理の中で行われていて、それこそ浸出水ですとかガスの発生等について大きな問題になった結果、こういうことに至ったんだと思いますし、それを踏まえて、現在の芳野の処分場については環境対策が行われているのだというふうに受け止めたいと思います。

それでは、中園最終処分場は今年７月に条例の改正を受けて廃止となりましたけれども、これまで、その附属機関ではどのような議論が行われて、最終的に廃止の判断に至ったのか、御説明をいただきたいと思います。

**○尾藤環境部廃棄物処理課長**　中園廃棄物最終処分場につきましては、令和元年１０月に放流水の水質に係る自主基準値を見直したことにより、浸出水の水質が廃止基準を満足する見通しとなり、廃止を視野に入れた議論が行われるようになりました。

令和４年には、附属機関からの意見や議論を踏まえて、発生ガス量及び埋立地内温度の測定箇所や測定方法等を整理したほか、発生ガス等の廃止基準の評価方法等についても考え方を整理しました。

そのような中、本年２月に実施した環境調査の結果が廃止の基準を満足する水準となり、３月１４日に開催した附属機関会議においてその結果を確認したところ、現在の状態まで埋立地が安定していれば廃止しても問題ないとの結論に至りました。

**○横山委員**　中園については放流水の水質に自主基準値を設定したという過去の経緯がありました。非常に厳しい数値を設定して監視し続けていたということだったと思います。それらも見直して、廃止を視野に議論されてきて、最終的にはそれも下回るということで、恐らく埋立地は安定しているのだろうと判断されたというふうに私も伺っています。

ただ、これまで行われてきた調査を継続するということではないと思いますし、この埋立地については引き続きしっかり監視をしていくことは変わらないということで確認していると思いますので、これがどうなっていくのか。

協議会の学識経験者の話だと、欧米では、廃止というのは基本的にはないのだ、未来永劫ずっと管理していかなきゃいけないというのが一般的な考え方だというような報告もありましたので、当然、あとはほったらかしということではないと思いますので、それについては厳正に行っていただきたいというふうに思います。

それから、芳野の処分場は稼働していますので、引き続き江丹別地域での処分場運営は続いていくということだと思いますし、廃止までも長い期間がかかります。廃止後も様々なことがこれからも続いていくと思うのです。これも昨年に指摘をさせていただきましたが、一部マスコミからは旭川市の２０世紀最後の汚点とまで非難をされた非常に問題のある市の対応だったというふうに私も受け止めています。

そもそも、その根底には、市民のごみを長年引き受け続けてきた地元の不満が重なってきたこと、特に中園処分場の管理、環境対策への不信感が非常に大きかった、それに加えて、住民合意を得る手続を無視して、現在の芳野の処分場の設置を結論ありきで強引に進めてきた旭川市行政に対する不信があった、こういうことを地元の方から再三にわたって伺ってきたところです。

私は、こうした過去を教訓にして、地域住民の声を反映した環境保全対策が今後とも長きにわたって必要だというふうに考えていますが、改めて市の考え方を伺いたいと思います。

**○太田環境部長**　江丹別地域におきましては、昭和４５年に嵐山の廃棄物処分場を開設して以来、共和、新共和、中園、そして、現在の芳野の処分場と、これまで５５年にわたってごみの埋立てを行ってきたところでございます。

委員の御指摘にもございましたように、中園廃棄物処分場以前については、処分場の運転管理で

すとか、環境対策、情報公開などといった部分に不十分なところもありまして、地域の方々には大変な負担をかけていたといった経緯もございました。

こうしたことが２つの附属機関を設置したという背景ともなってございまして、附属機関の委員の構成には、学識者のみならず、地域住民の方にも参加していただくなど、処分場が抱える問題とかリスクを地域と共有しながら議論を重ねた結果が現在の処分場運営と環境保全対策に反映されているものというふうに認識しているところでもございます。

そのほかにも、これまで定期的に開催されております地域の市民委員会の役員会への参加ですとか、江丹別地域の全世帯に配付している処分場だよりを通じて、処分場の運営状況、あるいは、環境調査の結果を説明、報告させていただいておりまして、透明性を重視した取組を行ってございます。

また、今回、中園廃棄物処分場は廃止ということですが、そういった節目、節目におきましても地域の方からしっかり意見を伺いながら誠実に対応してきている状況にあるというふうに考えてございます。

市といたしましては、こうした日頃からの取組が重要であると考えておりますし、やはり、それが地域の安心した暮らしにもつながっていくものとも考えてございます。

中園廃棄物処分場埋立て終了から２０年以上が経過して、今回やっと廃止となりまして、芳野にある旭川市廃棄物処分場につきましても埋立て期限が近づいておりますけれども、埋立てが終了した後も長い期間をかけて見守っていかなきゃいけないということもございますので、今後も、引き続き、地域の声をしっかり聞きながら、また、互いに連携しながら丁寧な処分場の運営管理に努めてまいりたいと考えております。

**○横山委員**　重ねてではありますけども、江丹別地区の住民の皆さんは迷惑施設を押しつけられてきたということがやっぱり根底にあって、さらに、それが見えないところに埋められてしまうので、多くの市民の関心を失わせているのではないか、それから、調停や裁判などで戦わざるを得なかったこれらの問題によって地域も分断され、今も大きな傷を残しているということを伺っています。さらには、今回、次期処分場は春志内になりましたけども、その決定段階でまた江丹別に持ってこられるのではないか、そういう疑念もあったというふうに伺っています。

旭川市に限らず、様々な自治体でこういったいわゆる迷惑施設と言われるものの受入れについて様々混乱が起きるということはよく耳にしているところであります。少なくとも、現在、旭川は、処分場の環境対策、それから、工場周辺の大気測定など、迷惑施設を受け入れた地域に対して丁寧な対応ですとか監視体制、情報開示も行われていますけども、それはある意味では当然のことなのだというふうに思います。

今後、これらの施設がどうなっていくのか、２０年先、３０年先にまた新たなことを議論しなければいけないと。そのためにも、ごみ処理をめぐる様々な過去を風化させることなく、市民としっかり共有することで、環境対策に限らず、様々な市政の課題を市民とともに解決していく、そういうモデルケースとして市では大切にしていってほしいなと思います。

副市長に答弁は求めませんけども、ぜひ市の大きな財産として引き継いでいただきたいということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○品田委員長**　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時５６分

---

再開　午前１０時５７分

**○品田委員長**　再開いたします。

御質疑願います。

**○えびな委員**　おはようございます。

決算の分科会で民生部分の質疑を行うのは初めてなのですけれども、今日の質疑３項目は全て４款１項３目の我々の暮らしに欠かせない大事なことで、環境衛生費の中からお尋ねしてまいります。

旭川は中核市ということで、地域保健法の規定に基づいて保健所の設置が義務づけられておりますが、調べてみると、平成１２年４月に保健所が設置されてから今年で２５周年になるそうです。おめでとうございます。

私も引っ越し前の保健所棟にお邪魔したときに、何やら検査を行っているなというのは承知しておりましたが、どのような試験が行われているかという興味もありまして、健康保健部の試験検査費について伺ってまいります。

まず、４款１項３目、試験検査費について、事業目的と概要、そして、令和６年度の決算状況についてお示しください。

**○秋葉健康保健部保健所衛生検査課長**　試験検査費の事業目的、概要といたしましては、安全な衛生環境の確保と公衆衛生の向上を図ることを目的に、感染症、食中毒等の微生物検査及び食品添加物、水質、室内空気化学物質等の理化学検査を実施するものでございます。

令和６年度の決算状況につきましては、当初予算額２千４５８万円に他の事業費等への流用額の１３万３千９２２円を減じ、会計年度任用職員の給与改定に係る補正分２３万２千円を加えた予算現額２千４６７万８千７８円に対し、決算額が２千４０３万６千９７１円で、不用額は６４万１千１０７円となっております。

**○えびな委員**　試験検査費は、感染症、食中毒等の微生物検査や、食品添加物や水質、室内空気化学物質等の理化学検査の実施に充てられており、決算額が２千４０３万６千９７１円ということでございました。

その主な内訳についてお聞かせください。

**○秋葉健康保健部保健所衛生検査課長**　主な内訳といたしましては、検査機器等の賃貸借等、使用料及び賃借料が１千４５万８千８８４円、検査機器の保守点検業務の委託料が５５８万５千４１５円、各種検査器具、検査試薬、検査キット等の消耗品購入に係る需用費が５２５万５千７９４円などでございます。

**○えびな委員**　検査機器の使用料及び賃借料、保守点検業務の委託料や検査器具などの消耗品購入などに使われているとのことです。

先日の事業概要の中で複数の検査を実施しているとありましたが、具体的にはどのような検査を行っているのか、お示しください。

**○秋葉健康保健部保健所衛生検査課長**　検査は行政検査と依頼検査に大別され、それぞれ必要な微生物検査と理化学検査を行っております。

まず、行政検査につきましては、食品衛生法に基づき、市内に流通する食品の規格基準の適用状況を確認する収去検査を実施しており、令和６年度の検査実績は１６９検体、食品衛生法や感染症法に基づき、食中毒や感染症などの発生時に原因究明と健康被害の拡大防止のために病因物質や病原体検査を実施しており、令和６年度の検査実績は１２２検体でした。

なお、食中毒や感染症の発生に対する検査数は予測が難しく、年度によって増減いたします。

ほかにも、公衆浴場法に基づき浴槽水の管理状況の検査等も実施しており、令和６年度の全行政検査の実績は３７７検体でありました。

次に、依頼検査につきましては、事業者や市民、庁内他部局等からの依頼に基づき、検査手数料を徴収し、行うもので、検便検査、飲用水や浴槽水の水質検査、室内空気環境の化学物質等の検査があり、令和６年度の全依頼検査の実績は８５３検体で、検査手数料収入は５７１万２千９１０円でした。

**○えびな委員**　検査は、大きく行政検査と依頼検査と呼ばれているものに分かれているそうです。資料要求した表を見てみますと、実に多くの検査を実施していることが分かると思います。

年度でもばらつきがありますが、この行政検査のうち、収去検査は市内に流通する食品の規格基準の適合状況を確認するものですね。そして、食中毒や感染症などはあまり発生しないほうがいいのですが、市の対応として病因物質や病原体を検査しなくてはならないと。あとは、公衆浴場やプールの検査があるとのことでした。

一方、依頼検査につきましては、検査手数料を徴収しながら検便検査、そして、飲用水等の水質検査、室内空気環境の化学物質等の検査を行っているとのことでした。

これだけ多くの検査をしかも正確に行うとなると機器の整備体制も重要になってくると思いますが、主な検査機器について、どのようなものをどれくらいの金額で整備しているのか、お聞かせください。

**○秋葉健康保健部保健所衛生検査課長**　現在、衛生検査課で所有している機器は７０台以上あり、そのうち、主な検査機器の整備状況といたしましては、平成２８年に５５２万９６０円で整備した水質検査に使用する全有機体炭素計、平成３０年に６８５万８千４３２円で整備した食品の収去検査や室内空気中化学物質検査等で使用するガスクロマトグラフ質量分析装置、令和２年に２千１８９万８千８００円で整備した残留農薬検査や食品添加物検査等の収去検査で使用する高速液体クロマトグラフ質量分析装置などがございます。

**○えびな委員**　検査技術も日々進歩していますから、１台２千万円を超えるものも含め、非常に高額な機器を複数配置し、使用しているとのことでした。衛生検査課で所管している機器は７０台以上あるとのことですね。

この検査機器にもそれぞれ耐用年数があるため、何年かに一度は機器の更新も必要かと思いますが、機器の更新や修繕はどのように行われていますでしょうか、お示しください。

**○秋葉健康保健部保健所衛生検査課長**　検査機器につきましては耐用年数を参考に計画的に更新する必要があると考えております。

現在、使用している検査機器の多くは、導入から１０年以上が経過し、老朽化が進んできておりますが、先ほど御答弁申し上げたとおり、高額な機器が多く、厳しい財政状況等により、耐用年数を超えても新たな機器の導入が難しいことから、常日頃から動作性の確認と精度維持に努めながら

検査を行っているところです。

耐用年数を超えて使用している機器が故障するケースも増えておりますが、故障は予期することが難しく、修繕費の予算を確保することも容易ではないため、ほかの事業費からの流用により修繕費を捻出するといった対応を行っております。

**○えびな委員**　耐用年数を超えて使用している機器も多く、修繕費の予算を確保することも容易ではないとのお話でした。しかし、こういった検査機器は高額であるからこそ、メンテナンスの予算を確保していくことが大事かと思います。

機器が故障などによって使えなくなった場合、行政検査や依頼検査にどのような支障があるのか、お聞かせください。

**○秋葉健康保健部保健所衛生検査課長**　使用する検査機器が故障した際には、検査結果を早急に出す必要があるものにつきましては、北海道や民間の検査機関に依頼し、また、市民等からの依頼検査につきましては、民間の検査機関を紹介するなど、状況に応じて対応いたしておりますので、直ちに重要な支障が生じるといったことはありません。

しかしながら、仮に本市の機器の故障が多発し、他の機関への検査を依頼する回数や頻度が増えた場合、北海道や民間の検査機関でも受入れには限界があることから、検査を依頼しても断られるといったことも想定されます。

特に、行政検査は、食中毒や感染症など、健康危機の発生時における原因究明や健康被害の拡大防止、また、食中毒による営業停止命令や流通食品の規格基準逸脱による回収命令など、行政処分の判断に必要不可欠な検査であり、正確かつ迅速な検査が必要となることから、機器の故障はこうした処分の決定にも重大な影響を及ぼす可能性があるものと考えております。

そのため、本市において適切な検査を行えるよう、所管する検査機器を常に良好な状態で保有しておくことが重要であると考えております。

**○えびな委員**　今後、機器の老朽化が進み、故障の発生頻度が増え、検査ができない状況になることも予想されます。

ただいま答弁にもありましたとおり、機器の故障により、食中毒や感染症などの迅速な原因究明や健康被害の拡大防止が遅れてしまうこと、また、営業停止命令や回収命令などの行政処分といった重大な判断が遅れるなど、市民の健康と暮らしを守り、安全な衛生環境の確保を図ることに影響が出ると思われます。

今後、市としてどのように対応していく考えか、お聞かせください。

**○山口健康保健部長**　機器の故障による検査停止や不具合により検査精度が確保できなくなることで当該事業の目的である安全な衛生環境の確保と公衆衛生の向上が果たせなくなるなど、影響は非常に大きいものと認識してございます。

そのため、検査機器の計画的な更新、突発的な故障に備えた修繕費の確保、メーカーによる保守点検整備による突発的故障の防止など、機器の良好な作動と精度維持に向けた予算確保に努めてまいりたいと考えております。

**○えびな委員**　今の旭川市の財政状況を考えますと、決して余裕のある財政状況とは言えない中、高額な機器をまとめて更新できる予算の確保は容易でないことも理解できます。しかしながら、自家用車等もオイルをきちんと交換し、老朽化した部品を取り替えるなど、大事にメンテナンスして

乗ると走行距離も増え、価値も保たれると言われています。

市民の命と財産を守る消防車も、有事に備えて点検と動作確認を行い、ぴかぴかに磨かれ、万全の準備を整えているように見えます。

同じく、市民の健康と暮らしを守り、安全な衛生環境の確保を図るといった観点では、保健所の果たす役割は重要であると考えます。ぜひ、配置している主要な機器に関して、まずはメーカーによる保守点検整備を行いながら計画的な更新を進めてほしいと申し述べて、試験検査費についての質疑は終わらせていただきます。

続きまして、環境部にも同じ４款１項３目から地球温暖化対策推進費について伺ってまいります。

現在、政府を中心に、石炭や石油など、化石エネルギー中心の産業構造、社会構造から、$CO_2$を排出しないクリーンエネルギー中心へと転換するために経済社会のシステムの全体の変革を目指すＧＸ、グリーントランスフォーメーションが進められています。

２０２６年度からは、温室効果ガス削減を施すため、$CO_2$排出量をお金に換算して企業が負担するカーボンプライシングの一つである排出量取引制度が本格稼働するとのことで、$CO_2$の直接排出量が１０万トン以上で、製鉄や石油、自動車、化学など、約３００社から４００社が対象になってくる見込みだそうです。

政府は、日本企業が持つＧＸ関連技術を活用しながら革新技術の研究開発を通じたイノベーションに取り組み、それをビジネスにつなげていきたいと考えているようですが、ＧＸの先にどんな旭川の未来があるのかということが大変気になりまして、ここはゼロカーボンシティ担当の安富課長に伺ってまいります。

まず、地球温暖化対策推進費について、令和６年度の事業の概要と決算額をお示しください。

**○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長**　地球温暖化対策推進費の概要につきましては、ゼロカーボンシティ旭川の実現に向け、旭川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、市民の脱炭素意識の高揚や行動の変容を目的とした植樹イベント等の普及啓発活動、市内中小企業者を対象とした温室効果ガスの排出量の可視化に関する費用の一部補助を行っております。

そのほかにも、旭山動物園におけるエネルギーの自給自足、また、これを起点とした分散型エネルギーの拡大による地域経済の活性化を目指したゼロカーボンＺＯＯに関する現状調査や将来の方向性の検討等を行う委託業務を実施しており、令和６年度の決算額は１千６６３万６千５９５円となっております。

**○えびな委員**　ゼロカーボンシティ旭川の実現に向け、旭川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、様々な普及啓発活動や費用補助、そして、将来の方向性の検討等を行う委託業務を実施したとのことです。

このゼロカーボンシティ旭川の趣旨について教えていただけますでしょうか。

**○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長**　ゼロカーボンシティ旭川につきましては、地球温暖化という地球規模の課題の解決を目指した国内外の動向を踏まえまして、本市といたしましても、この大きな課題に高い目的意識を持って地球温暖化対策に取り組むことを決意し、脱炭素と社会が調和しつつ取組が進み、安心して暮らせる豊かな地球環境を次の世代に引き継いでいくため、令和３年１０月、２０５０年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティ旭

川の実現を目指すことを表明したものであります。

**○えびな委員**　旭川市は、令和３年の旭川市議会第３回定例会の市長の所信表明においてゼロカーボンシティを表明していますが、環境省では、２０５０年に$CO_2$を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが、または、地方自治体として公表された地方自治体をゼロカーボンシティとしているそうです。

全国的にはどうなのかなということで調べてみますと、２０２５年９月末時点ではありますが、１千１８８自治体がゼロカーボンシティを宣言しているそうです。この数字の中に都道府県も入っているのですけれども、旭川市は全体で４７６番目に宣言を行った自治体だそうです。

ちなみに、道内でいいますと、これには道も含まれ、１７９市町村プラス道ですから、１８０分の１７１で、１７１自治体が宣言しているということです。また、表明市町村人口は道内市町村人口の９９％になるということだそうです。

さて、そのゼロカーボンシティ旭川の実現に向けては、旭川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、様々な施策を行っていると前の質問の答弁で回答がありましたが、この計画の概要についてお示しください。

**○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長**　旭川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、地球温暖化対策推進法の規定に基づきまして、国や北海道の計画を踏まえ、令和１２年度までに平成２５年度比で４８％の削減、２０５０年度までに実質ゼロにするとの目標を掲げるとともに、脱炭素を成長の機会と捉え、家庭及び事業者における脱炭素行動の促進、再生可能エネルギーの導入拡大、脱炭素型まちづくりの推進、二酸化炭素吸収源の確保の４つの基本方針の下、市民、事業者、本市のゼロカーボンシティ旭川の実現に向けた取組の基本的方向性を取りまとめております。

**○えびな委員**　恥ずかしながら旭川市がなぜこの計画をつくっているのかがよく分からなかったので、環境省のページで調べてみました。そこによると、地球温暖化対策の推進に関する法律を根拠に、中核市も地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定が義務づけられているそうです。

これは、国や北海道が示した地球温暖化対策の方針などを踏まえ、我が市の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画とのことで、計画期間に達成すべき目標と実施する措置の内容が記載されています。

２０２２年４月に施行された改正法律によると、市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する地球脱炭素化促進事業に係る促進区域や、環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努力することとされています。

こういった計画に基づいて様々な事業が令和６年度に行われましたが、その中でも決算金額が全体の約８５％を占めるゼロカーボンＺＯＯに関する委託業務に係る決算額と、本委託業務に関して、国の交付金などの活用の有無についてお伺いいたします。

**○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長**　本委託業務の決算額は１千４０８万円となっており、地域の強みを生かした地域エネルギー事業の創出による地域経済循環の創造をはじめ、災害時における地域レジリエンスの強化や地域脱炭素の促進等を目的としました総務省の地域経済循環創造事業交付金を活用しており、充当率は２分の１となっております。

**○えびな委員**　充当率が２分の１の地域経済循環創造事業交付金を活用しているとのことでした。

では、本委託業務の受託事業者の決定に当たってはどのような方式を採用したのでしょうか。また、本業務の概要についてお伺いいたします。

**○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長**　本委託業務は、旭山動物園を起点とした地域循環型エネルギーシステムの構築に当たって必要となる各種調査検討の実施、実現可能性の高い事業の方向性の整理等を目的とし、高度な専門性や豊富な実績等が求められることから公募型プロポーザルにて受託事業者を決定しております。

また、本委託業務では、ゼロカーボンＺＯＯに係る検討整理としまして、旭山動物園におけるエネルギーの需給状況の調査、動物園から配置される温室効果ガスの把握、動物園における再エネ・省エネ設備の導入の検討、本市における再エネポテンシャルの調査、ポテンシャルを踏まえた動物園を起点とする旭川工業団地、旭川空港、中心市街地など、地域循環型エネルギーシステムの構築に有効なエリアの設定、エリアを踏まえた最適なエネルギーシステムや地域エネルギー会社の検討、地域循環型エネルギーシステムの構築、運用のスキームやプレーヤーの検討等を実施したことでございます

**○えびな委員**　公募型プロポーザルにて受託事業者を決定したとのことでございました。

では、この委託業務の成果についてお示しください。

**○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長**　本委託によりまして、旭山動物園内における電気や熱の使用状況、使用に伴う温室効果ガスの排出量の把握、太陽光やバイオマス等の導入による設備機器前の削減量の試算等を通じたゼロカーボンＺＯＯの実現に向けた基本的方向性の確立、各種オープンデータの整理、分析等を通じた本市における太陽光、風力、中小水力等の種別ごとの再エネポテンシャルの把握、地域エネルギー会社による市内での再エネ電気の調達及び販売というビジネスモデルの中で想定される事業対象エリア及び主な事業化前の事業採算性の検討等を通じた地域循環型エネルギーシステムの実現可能性の整備という成果が得られたものと考えております。

**○えびな委員**　様々得られた成果の中で、各種オープンデータの整理、分析等を通じた本市における太陽光、風力、中小水力等の種別ごとの再エネポテンシャルの把握とありましたが、把握した再エネポテンシャルについて定量的にお示しください。

**○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長**　把握しました再エネポテンシャルにつきまして、設備容量で申し上げますと、建物系及び土地系の太陽光は約４千８００メガワット、風力は約１千９００メガワット、中小水力は約５メガワット、合計で約６千７００メガワットとなっております。

**○えびな委員**　太陽光は約４千８００メガワット、風力は約１千９００メガワット、中小水力は約５メガワット、合計で約６千７００メガワットの再エネポテンシャルとのことでございました。

ちなみに、本市における再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した発電設備の導入容量は、２０２３年度時点で約２２．６メガワットだそうですが、１メガワットでおおよそ２４０世帯が１年間使う電力を賄えるそうです。

市内のポテンシャルでいうと、１６０万世帯の年間電力、風力だけでも４５万６千世帯の年間電力を賄えるという計算でやっているのでしょうか。とはいえ、あちらこちらに太陽光パネルを敷き詰め、山林に風車だらけの状態となることが予想されますので、全てのエネルギーを利用すること

は現実的ではないかもしれません。

ゼロカーボンＺＯＯに関する委託の成果を踏まえ、本年度、どのような取組を実施しているかについてお尋ねいたします。

**○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長**　本委託の成果を踏まえ、本年度は、旭山動物園におきまして、再エネ・省エネ設備の具体的な導入検討に向けましたエネルギー消費量の詳細調査や設備等に関する実施設計等を実施しております。

また、本市における再エネポテンシャルの有効活用に向けまして、環境部におきまして、陸上風力と太陽光発電の２つを対象に、市内の全域を再エネ導入が困難、促進が可能、調整が必要等のエリアに分けるためのゾーニング検討業務を行っており、文献調査やヒアリング、現地調査等を実施するとともに、専門家や市民、関係団体等で組織する旭川市ＧＸ懇談会を組成した上、ゾーニング調査等の情報共有、意見反映を図っております。

**○えびな委員**　本年度は、旭山動物園における取組のほか、陸上風力と太陽光発電の２つを対象にゾーニング検討業務を行っており、旭川市ＧＸ懇談会において、ゾーニング調査等の情報共有や意見反映を図っているとのことです。

私もゾーニング検討事業の資料を見させていただきました。地域と共生する再エネ事業の導入を促進していくためのマップを作成し、それを基に地域関係者や事業者で話し合っていくことがメインの目的と理解しております。

では、本市への再エネ導入が地域社会や経済にどのような影響を及ぼすか、お答えください。

**○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長**　エネルギーの安定供給の確保が世界的に大きな課題となる一方で、近年、急速に拡大しているＡＩの普及やデジタル化の進展等による電力需要の増加が予想されている中、国や北海道は、ＧＸ実現に向けた基本方針やＧＸ２０４０ビジョン、北海道ＧＸ地域未来投資促進基本計画等の下、エネルギー政策と産業政策を一体化させた長期的視点からのＧＸ施策を展開しています。

現在、石狩、札幌、千歳、苫小牧の道央エリアにおきまして、ラピダスを軸に大型のデータセンターを含む高付加価値の半導体関連企業が急速に集積しておりますが、こうしたＤＸ関連企業は再エネを大量に受容しますことから、本市の再エネポテンシャルを活用しました再エネ導入は、温室効果ガスの排出削減のみならず、旭川エリアにおける宗谷の豊富な再エネと接続するための送電網の整備や、ＤＸ関連企業の誘致、集積、また、これに伴う市内関連産業への波及等、本市の経済活性化にもつながっていくものと考えております。

**○えびな委員**　我々の会派でも、石狩湾新港の液化天然ガス発電所や洋上風力発電、そして、千歳の大型データセンター建設予定地等も視察してまいりました。本当に規模とその迫力に圧倒されながら、まさに道央エリアでは破竹の勢いで開発が進んでいると実感したところです。

その一方で、我がまちの未来を想像したときにこのＧＸの波で本当に市民が豊かになっていくのかなという懸念もあります。ＧＸ懇談会の資料でもいろいろなトラブルの事例というのが表記されていました。

例えば、釧路市では、住民が自然環境の悪化や浸水を懸念して、市に市有地貸与停止を要望したり、これはメガソーラーの件ですね。あと、風力発電についても、幌延町では、バードストライク、鳥がぶつかって命を落としてしまうというような事例もあるようです。

こういった事例もありながら、最後に、環境に配慮しながら本市に再エネを導入するに当たっての今後の取組の方向性について伺います。

**○太田環境部長**　再エネの導入につきましては、先ほど担当課長からも答弁させていただきましたように、例えば、ＤＸ関連企業の誘致、集積にもつながっていくということもございますので、地域経済の活性化に資するものであるところですが、その反面、委員の御指摘にありますように、現在、全国各地で問題視されております自然環境や生活環境を軽視する行き過ぎた導入が地域社会とのあつれきを発生させるといった大きな課題、あるいは、社会問題になっているということもございまして、やはり、環境の保全と地域共生型の再エネ導入を両立させる仕組みというものが必要であるというふうに認識しているところでございます。

そのため、今後も、より一層、国や北海道、その他関係機関などと密接に連携しながら、ゾーニングの検討結果ですとか、旭川市ＧＸ懇談会での議論といったものを踏まえながら、特に導入に当たって調整が必要なエリアに関しましては地域の理解を得るといったことを基本とするなど、環境に配慮した適正な導入を実現するための仕組みづくりについてしっかりと検討を進め、環境と経済の好循環から本市の持続的な成長と発展を目指してまいります。

**○えびな委員**　温暖化対策で旭山動物園に目をつけ、分散型エネルギーの拡大に取り組んでいるのは、市民にも浸透しやすく、市内外に対してもいいイメージをつくれるんじゃないかなというふうに思っております。ただ、強いて申し上げるとすれば、もっとこの地域の特性に目を向けてほしいかなと、デザインの力でチャレンジすることも考えてほしいというふうに思っております。

例えば、旭山動物園でいいますと、今、動物のふんや尿からもバイオガスプラントで電気をつくれる時代でございます。雪氷熱のエネルギーを使ったほっきょくぐま館ですとか、夜行性の動物であるマヌルネコは人気ですが、そういった運動エネルギーでのＬＥＤ点灯といったものはわくわくすると思いますし、デザイン都市の観点からいうと、シリコンを使わずに環境に優しいペロブスカイトを使った太陽光パネルと旭川地域材のフレームを組み合わせるとか、新しい市有施設に建材一体型太陽光発電設備を使うということも面白いと思います。こういったものでカーボンクレジットとして投資が促進されると旭川における再エネ産業が活性されるのではないかというふうにも思います。

ゼロカーボンシティ旭川の表明文を読みますと、本市においても地球温暖化が原因とされる現象が発生していると記載があり、脱炭素と社会が調和しながら取組が進み、安心して暮らせる豊かな地球環境を次の世代に引き継いでいくと書かれています。

私は、久しぶりに網走方面にお邪魔したとき、能取湖の近くで白い風車が回っているのが見えました。こういった風車を見て開発が進んでいるんだなというふうに思った一方で、見慣れた景色が変わってしまったと、少し残念な気持ちになったのを思い出します。ゾーニングについても、望まない開発が進み、その影響で異常気象が進むですとか、美しい我がまちの景色が損なわれないように取り組んでいってほしいというふうに考えます。

住むことによって日本や北海道の温室効果ガス排出量を減らす施策、旭山動物園に来ること、そして、旭川で暮らすことがゼロカーボンにつながっていくのだといった大きな視点で我がまち旭川の地球温暖化対策を推進してほしいと申し述べて、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、同じく環境部に鳥獣対策費について伺ってまいります。

初日にもこの項目の質問がされておりました。内容が重複しないように質問をしようと思っております。

まず、事業の概要と決算額についてお示しください。

**○後藤環境部環境総務課長**　鳥獣対策費の事業概要でありますが、ヒグマやカラスといった野生鳥獣の被害防止対策を実施したものであります。

令和６年度の決算額は１千５９１万９１６円でありまして、主な内容といたしましては、カラスの被害防止対策の費用として４９万９千４００円、ヒグマ対策の費用として１千５３４万９千４３０円、その他の事務費が６万２千８６円となっております。

**○えびな委員**　市民からカラスの苦情を受ける機会も多くなっています。

カラス対策４９万９千４００円の具体的な中身について教えてください。

**○後藤環境部環境総務課長**　カラス対策の決算額４９万９千４００円につきましては、全てカラスの捕獲等業務の委託料であります。

委託業務の内容ですが、主に繁殖期にカラスによる人への威嚇、攻撃が発生した場合にその原因物である巣や卵、ひな鳥の捜索を行い、可能であれば巣の撤去を行うほか、卵やひなを発見した場合は捕獲し、指定された場所に放鳥するという内容になっております。

**○えびな委員**　カラス対策として、人への威嚇、攻撃を行うカラスの巣の撤去、卵を捕獲する、ひなを放鳥するということでした。

この捕獲等の業務について委託しているとのことでありますが、捕獲件数がどの程度あるのか、過去３年間の推移をお示しください。

**○後藤環境部環境総務課長**　カラスの捕獲業務の実績でありますが、市の職員と捕獲業務受託業者を合わせますと、令和４年度は６３回出動し、ひな鳥２７羽を捕獲、令和５年度は８２回出動し、ひな鳥６１羽を捕獲、令和６年度は６８回出動し、ひな鳥２３羽と卵５個を捕獲しております。

**○えびな委員**　年によってばらつきはありますが、６０回から８０回程度出動して業務を行っているとのことです。

私も、カラスに対する苦情を受けますと、駆除できないのか、追い払えないのかと言われることも多いのですが、カラスは鳥獣保護法によって保護されていて、無許可での捕獲や殺傷は法律違反になりますと返答いたしております。

鳥獣保護管理法でカラスも保護の対象であり、むやみに駆除することができないので、対応も限定となり、対策は難しいと思いますが、カラス対策は今後どのように進めていくのでしょうか、お聞かせください。

**○太田環境部長**　カラスの威嚇行為に関する市民からの相談は、カラスの子育て時期である４月から７月の間に集中してございまして、その対応に苦慮しているところでございます。

カラスの威嚇行為は、自らの子どもを守るためのものでございまして、攻撃を行う前に大きな声で鳴きながら旋回したりするなどし、近づく人に対しまして警告を発しているという状況でございます。こうした警告に人の側も気づき、速やかにその場を離れたり、傘を差すことなどでカラスの攻撃を回避することができるというふうには考えてございます。

カラスの威嚇行為から市民を守るために必要に応じまして巣の撤去や幼鳥の捕獲などは続けていく必要がございますが、一方で、カラスを含む野鳥との共存、共生も重要でありますことから、繁

殖期のカラスの生態について理解を深め、また、有効な自己防衛策が取れるよう、周知に努めてまいりたいと考えてございます。

**○えびな委員**　生態について理解を深め、有効な自己防衛策が取れるよう周知に努めてまいりたいとの答弁でありました。

今年は、教育委員会でも野鳥講演会「知っているようで知らないカラスの話」が開催されましたし、以前は、環境部でも「カラスの生態と威嚇行動」というセミナーを行っていたと把握しております。

今年の教育委員会の野鳥講演会講師の札幌カラス研究会の中村眞樹子代表は、カラスは野鳥である、害鳥と言われてしまうことが多いが、害鳥とは人間の都合によって生み出された言葉であって、このような分類が存在するわけではないとおっしゃっているんですね。

ちなみに、「あさひかわ　嵐山の野鳥」という私の前に質問した横山委員が発行している冊子がありますが、そこにもスズメ目カラス科ということでハシブトガラスとハシボソガラスが掲載されています。１部６００円だそうです。

実は、カラスは生態系において重要な役割を担っています。雑食性で昆虫や小動物、果物、さらには、死肉を食べるため、自然界での掃除屋として機能しています。

カラスがいなくなりますと、病原菌の拡散や衛生問題を引き起こす可能性があるそうです。そして、カラスは害虫や小動物の個体数を調整する役割を持っていますが、いなくなると、これらの動物の数が増加し、農作物や植物に被害を与える可能性が高くなるとも言われています。

カラスがいない環境というのは一部の人々にとってメリットがあるかもしれません。しかし、長期的にはカラスが担っていた重要な役割が失われ、ほかの動物による代替処理が必要になるため、バランスを欠いた環境が人間社会にも影響を与えることになります。

とはいえ、カラスを含む野鳥との共存、共生が重要であることは分かりますが、あまりにも騒音がひどかったり、ふん害で悩まされているという市民の気持ちに寄り添うことも大事かと思います。

毎年、巣をつくるところは対策が必要かと思いますし、市役所の前、永隆橋通の樹木のカラス対策としては小まめな枝葉の剪定作業や、カラスは光を嫌がるみたいなので、ライトアップも効果的かと思います。鳥獣対策費でできない部分はほかの部局とも連携しながら取り組んでいただきたいと指摘いたします。

さて次に、ヒグマ対策についても伺ってまいります。

私も、初当選以降、度々、一般質問で行ってきた項目であります。

先ほどヒグマ対策の決算額については１千５３４万９千４３０円ということでありましたが、具体的な内容についてお示しください。

**○後藤環境部環境総務課長**　ヒグマ対策の具体的な内容についてでありますが、金額が大きいものといたしましては、専門事業者によるヒグマの調査、ヒグマ対策用の電気柵やネットフェンスの設置、撤去などに要しました委託料が１千９４万１８７円、また、ヒグマ対策に従事していただいた猟友会の方への謝金など、報償費が２６１万４千２１０円であり、そのほか、会議の開催に係る経費やセンサーカメラの賃借料などといった費用がかかったところでございます。

**○えびな委員**　委託料が大半を占めているようであります。

専門事業者によるヒグマの調査とは具体的にどのような業務なのでしょうか。

**○後藤環境部環境総務課長**　専門事業者によるヒグマの調査でありますが、ヒグマ調査等業務といたしまして、ＥｎＶｉｓｉｏｎ環境保全事務所・もりねっと北海道受託コンソーシアムに８８５万５千円で委託した事業でございます。

委託業務の内容でありますが、まず、ヒグマの生息状況の調査として、ヘアトラップと呼ばれる、薬剤を塗布し、有刺鉄線を巻きつけたくいをセンサーカメラと一緒に山林内に設置し、興味を持って近づいてきたヒグマの体毛を回収し、本市周辺のヒグマ個体群を特定するという業務を実施いたしました。

また、ヒグマの出没時の調査分析として、ヒグマ出没の通報があった際に、市職員、猟友会に同行し、痕跡や誘因物の有無などについて現地調査を行うほか、ＤＮＡ検査が可能と見られるヒグマの体毛やふんの採取を実施したほか、ヒグマの生態や事故防止の知識普及を図るためのセミナーなどを実施したところでございます。

**○えびな委員**　専門事業者の業務内容について理解いたしました。

ヒグマ対策の決算額で報償費が２６１万４千２１０円とありましたが、具体的にどのようなものに対して支払ったのか、内容をお示しください。

**○後藤環境部環境総務課長**　報償費につきましては、ヒグマ対策事業に協力いただいている猟友会の方に支払っているものでございます。

具体的には、ヒグマ出没時に市職員と一緒に出動し、現地の調査を行うほか、ヒグマ対策協議会への出席や３月に実施しました春期管理捕獲事業へ参加をしていただいた方への謝金であります。

**○えびな委員**　猟友会の方に対してヒグマ出没時の現地調査や３月に実施している春期管理捕獲事業への参加をいただいたときに支払っているとのことです。

この猟友会に参加してもらった春期管理捕獲とはどのようなものでしょうか。

**○後藤環境部環境総務課長**　春期管理捕獲は、近年、警戒心の薄いヒグマが人里に出没している状況を踏まえ、人里周辺に生息、繁殖するヒグマの低密度化を図り、また、人への警戒心の植付けにより人里への出没を抑制するとともに、ヒグマ出没時に出動する熟練した従事者の減少、高齢化に対処するため、ヒグマ対策に必要な人材を育成し、地域の危機管理体制の充実を図ることを目的として北海道が令和４年度から実施している事業であります。

本市でも、北海道が定める春期管理捕獲の期間に合わせまして、昨年度は令和７年３月２９日に東旭川町瑞穂で実施いたしました。

当日は、従事者育成の観点から、猟友会の若年層と熟練のハンターが一緒に山に入り、地上でヒグマの捜索を行ったほか、ドローンを用いて上空からの捜索を実施いたしました。ヒグマの発見には至りませんでしたが、ヒグマ対策に必要な人材の育成には寄与したものと考えております。

**○えびな委員**　人里周辺に生息、繁殖するヒグマを減らし、人への警戒心の植付けにより人里への出没を抑制し、同時にヒグマ出没時に出動する猟友会の若い人材を育成し、地域の危機管理体制の充実を図ることを目的として春期管理捕獲というのが実施されているそうです。

今年、旭山動物園くらぶの環境保全フォーラムが行われまして、野生動物対策の第一人者である石名坂豪さんの講演を聞いてきたのですが、やはり、道内のヒグマが人を恐れなくなってきたとのお話でございました。

砂川市や札幌市西区でもヒグマが出没していますし、旭川市内の西神楽、東旭川、神居町など、人が暮らす地域との境目の出没が多い印象です。

本市でも、北海道が定める春期管理捕獲の期間に合わせ、昨年度は東旭川町瑞穂で実施したそうですが、これからのヒグマ対策において人里とヒグマのすみかを分けていくゾーニング管理をしていく上でも春期管理捕獲が重要な取組であると考えます。

今後どのように進めていくのか、お聞かせください。

**○太田環境部長**　季節が変わって秋になってからというもの、本当に連日のように全国各地で熊の出没による様々な被害が報道されておりまして、道内でも、札幌市で市街地の公園や住宅地などで頻繁にヒグマが出没して、人的被害も発生しているという状況にございまして、本市といたしましても、そういった状況をしっかり踏まえながら、より一層の緊張感と危機感を持ってヒグマ対策を進めていかなければならないと強く感じているところでもございますし、その上で、やはり、春期管理捕獲につきましても重要な取組であるというふうにも認識しているところでございます。

本市では、春期管理捕獲を、これまで、令和５年度、令和６年度に実施しております。いずれもヒグマの発見、捕獲には至っていないといったものの、先ほどの答弁にもございましたように、ヒグマ対策に必要な人材の育成には寄与しているのかなというふうには考えてございます。

しかし、人里周辺に生息、繁殖するヒグマの低密度化を図り、また、人への警戒心の植付けにより人里への出没を抑制するという目的の達成のためには、やはり、ヒグマを実際に捕獲するといったことも重要になってまいります。

そのため、今年度の春期管理捕獲の実施に当たっては猟友会の方ともしっかり相談し、ヒグマの痕跡を調査した上で、実際に捕獲につなげられる取組となるよう検討を進めているところでございまして、今後も、事業目的をしっかり踏まえながら、本市のヒグマ対策にとって有効な取組となるよう、猟友会との連携を強化しながら計画的に取り組んでまいります。

**○えびな委員**　本市の春期管理捕獲は令和５年度から始まったばかりであり、令和６年度は３月２９日の１日だけの実施にとどまっています。しかし、皆さんも御存じのとおり、旭川は山林に囲まれており、ヒグマとの緩衝地帯も広範囲に及ぶと思っております。

国のほうでも指定管理鳥獣対策事業費というメニューがありまして、昨年度と比べて補正予算額も増額しており、また、今までエゾシカなどに使われていたものがヒグマにも使えるようになったというふうに把握しております。ぜひ、旭川市においても上手に交付金を活用していただければと思います。今まで、春期管理捕獲は道が２分の１でした。この事業を使うと、国と道が補助するので、４分の１が実施できるというふうになると理解しておりますので、今年度は、春期管理捕獲の期間も１日だけではなくて、日数や場所などを増やして、猟友会の若年層の従事者育成とヒグマと人との緩衝地帯の確保に努めてほしいとお願いをいたしまして、私の前半部分の質疑を終わります。

**○品田委員長**　暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時４９分

---

再開　午後　１　時００分

**○品田委員長**　再開いたします。

御質疑願います。

**○石川厚子委員**　私は議員になって１４年なのですけれども、向こうの総務側の分科会が長かったんですよね。こっちの民生側に戻ってくるのは実に１２年ぶりですので、こちらの分科会はほとんど素人ということで、理事者の皆さん、どうぞお手柔らかにお願いいたします。

それでは最初に、資料を提出していただきました税務部にお尋ねします。

令和６年度の差押え件数と滞納額及び換価充当件数と換価充当額をお示しください。

**○山下税務部納税管理課長**　令和６年度の市税及び国民健康保険料の合計になりますが、差押え件数は２千１８９件、差押えに係る滞納額は３億１千１１万３千円、換価充当件数は２千８６件、換価充当額は１億４千５７１万３千円となっております。

**○石川厚子委員**　令和６年度の差押え件数は２千１８９件で、換価充当件数は２千８６件ということです。

このうち、この資料を見させていただきましたが、国税還付金とその他債権は差押え件数よりも換価充当の件数のほうが多くなっておりますが、これはどういった理由でしょうか。

**○山下税務部納税管理課長**　換価充当件数が差押え件数より多い理由につきまして、差押え件数は、令和６年度に新たに差し押えた件数を計上しており、換価充当件数は、令和５年度以前に差押えを行い、令和６年度に換価充当の事務処理を行ったものを含めて計上しておりますことから、結果として換価充当件数が多くなったものでございます。

**○石川厚子委員**　令和５年度以前に差し押えて、令和６年度に換価充当したということですね。

そこで、税務部の皆さんはよく納税資力ということを言われるのですけれども、この納税資力というのは一体何を指すのでしょうか。また、差押えというのは市民の権利を制限する行為に当たると思うわけですが、一体どういう場合に差押えを行うのか、その考えをお聞きしたいと思います。

**○齊藤税務部納税推進課長**　納税資力、あるいはまた、納付資力というものですが、納税者の方々の生活実態、あるいは、年齢、家族構成など、個別事情を勘案しまして、一度に滞納額の全額ではなくとも、その解消に向けて市税等の納付に充てることが可能であると判断される財産のことを指すものと認識しております。

また、差押えの実施についてですが、納期限を過ぎても納付がない場合、最初に督促状を発送し、一定期間を置いて電話、訪問により催告を行います。その後、催告書を送付して納付を促します。この結果、全額納付する方もおられますが、中には事情により一括で納付できない方もおります。その場合、納付相談により複数回に分けて納付することもありますが、納付資力がありながら、納付しない、納付相談に応じない、納付約束が不履行となる場合などに差押えを行っております。

**○石川厚子委員**　納付資力がありながら納付しない場合、差し押さえるということなのですが、一体どこからが納付資力なのでしょうか。

１人世帯であれば、１０万円以上の預貯金、１０万以上の給料があれば、この１０万円を超えた部分が納付資力、そのように聞いておりますが、そういった理解で正しいのでしょうか。

１人世帯、２人以上の世帯についてお示しいただきたいと思います。

**○齊藤税務部納税推進課長**　納付資力についてでございますが、預貯金につきましては、１０万円以上の残高の有無にかかわらず納付資力があるものとみなします。

ただし、預貯金の原資が児童手当や児童扶養手当などの差押え禁止財産であるか否か、納付の意思の有無、生活実態など、個別事情などを勘案し、総合的に判断しているところです。

次に、給与につきましては、国税徴収法及び国税徴収法施行令の給与の差押え禁止の項目の規定に基づき、例えば、１人世帯で給与の総支給額が月額２０万円の場合、そこから社会保険料などの公租公課を差し引いて１０万円以上ある場合にはその１０万円を超える額を納付資力とみなし、２人以上の世帯の場合は１人増えるごとに４万５千円を加算した額を超える部分を納付資力とみなします。

**○石川厚子委員**　預貯金については、１０万円以上の残高の有無にかかわらず、納付資力があるとみなすとのことでした。

そこで、確認したいのですが、給料が振り込まれた途端に預貯金とみなして、１０万円を超えた分を差し押さえることがあるという話を聞いたのですが、これは事実でしょうか。

**○齊藤税務部納税推進課長**　一概に、単身、１人世帯の場合は１０万円というちょっきりの額ではありませんけれども、預貯金口座に給与が振り込まれます。その預貯金口座を狙ってといいますか、支給された日に給与振込の預貯金口座を差押えするときは給与の差押えと同様の扱いで控除して差押えをしております。

**○石川厚子委員**　給与と同様に控除して差し押さえるということは給与と同じということでよろしいですか。

**○齊藤税務部納税推進課長**　実際の給与の計算と同じ形で差押え金額を算出しております。

**○石川厚子委員**　分かりました。

この資料の５年間を見ますと、差押え、換価充当とも件数、金額ともに増減を繰り返しながら、ほぼ横ばいかなというふうに思うわけです。一方、税務部が設置された平成２０年と比較すると、件数は倍以上ですが、金額は大きく減っております。

これは、１件当たりの差押え金額は減っているといった理解でよろしいでしょうか。

**○山下税務部納税管理課長**　平成２０年度の１件当たり差押え金額は約１４６万円でありますが、令和６年度は約１４万円となっております。

１件当たりの平均差押え額が減少した理由は、滞納整理が進み、納税者の納付意識が高まったことなどの影響によるものと認識しております。

**○石川厚子委員**　平成２０年度と比較すると、決算年度の１件当たりの差押え金額は１４６万円から１４万円というふうに１０分の１となっておりますね。

令和６年度において１件当たり一番少ない差押えの金額は幾らだったのでしょうか。

**○山下税務部納税管理課長**　１件当たりの差押え金額の最少額は３１０円となっておりますが、納付されないため、法令等に基づき、差押えに至ったものであります。

**○石川厚子委員**　３１０円ということで、電話をかけたり訪問したりにかかる経費のほうがよほど大きいかなというふうに思います。

令和６年度の差押え件数２千１８９件のうち、預貯金が１千６２７件、給与１８５件、生命保険１４１件、年金１８件となっておりますが、一方、平成２０年度の差押え金額ですが、年金は差押え件数がゼロですよね。

国民年金法ですとか厚生年金保険法では年金の差押えを禁じているのではないでしょうか。

**○齊藤税務部納税推進課長**　民間債権での差押えでは差押え禁止財産となっておりますが、税における年金の差押えにつきましては、国民年金法第２４条及び厚生年金保険法第４１条において、国税滞納処分やその例による処分により差し押さえる場合はこの限りではないと規定されており、差押えは禁止されておりません。

**○石川厚子委員**　年金の差押えは禁止されていないとのことなのですが、令和６年度、滞納期間が１年以内で年金が差押えになったといった事例はあるのでしょうか。

**○齊藤税務部納税推進課長**　地方税に基づく守秘義務がありますことから、個別具体の内容についてお答えすることはできませんが、滞納期間が１年以内で年金が差押えになった事例はございます。

**○石川厚子委員**　滞納期間１年以内で年金が差押えになった事例はあるとのことですね。

滞納者には延滞金というものが課されていると思いますが、利率は何％なのでしょうか。

**○齊藤税務部納税推進課長**　延滞金の利率は暦年単位で見直すこととなっており、年によって異なる場合がありますが、令和６年におきましては、税目ごと、期別ごとの滞納金額において完納となる日まで加算され、納期限の翌日から１か月は２．４％、１か月を経過した日以降からは８．７％となっております。

**○石川厚子委員**　１か月を過ぎた日から８．７％と、大変高い利率となっております。

延滞金というペナルティーを課されながらもなおかつ差押えするということについてどのように思われるでしょうか。

**○齊藤税務部納税推進課長**　延滞金につきましては遅延利息の意味合いがあり、納期限内に納付していただくことを守っていただくため、また、納期限内に納付されている多くの方と納期限内に納付されない方との公平性を図るため、延滞金を納付していただいており、災害や病気、失職など、やむを得ない事情がある場合には、申請に基づき、延滞金を減免しております。

次に、差押えにつきましては、納付される方と納付資力があるものの納付されない方との公平性を図るために法令等に基づき実施しているものであり、差押えができる財産がないときや差押えにより生活を著しく窮迫させるおそれがあるときなどは差押えの執行を停止しております。

**○石川厚子委員**　以前に、営業中のおそば屋さんで冷蔵庫などにぺたぺたと差押えの札を貼っていたという事例がありましたね。差押えで営業が継続できなくなり、より納税が難しくなるのではないかと思いますが、見解をお伺いします。

**○齊藤税務部納税推進課長**　個別具体の内容についてお答えすることはできませんが、過去に業務用備品の差押えを行う場合がありました。

しかし、特に事業の継続に直結するものについては、使用収益を認めた上で営業に支障のないように差押えを行ったものと考えておりますが、個別案件ごとに諸般の事情を十分考慮した上で差押えを実施する必要があると認識しております。

**○石川厚子委員**　収益を認めた上でということは、その冷蔵庫は差押えの札が貼られた後も使ってもいいということだとは思うのですが、それにしても、お客さんがいる前で差押えの札をぺたぺたと貼られるということは店の信用に関わると思うんですよね。

以前は５千件を超える差押えがあったというふうに聞いておりますので、その当時に比べると少しはよくなったかもしれませんが、僅か３１０円を差し押えられる、平成２０年には差押えゼロだ

った年金が滞納期間１年以内で差し押えられている。これは年金で生活する高齢者の方にとっては生死に関わる問題だと思うんですよね。

いずれにいたしましても、税務部ができた平成２０年度と比較して強権的に差押えを行っているといった印象を受けるわけなのですが、部長の見解をお伺いします。

**○金澤税務部長**　将来にわたり持続可能な財政運営を確立するためには安定的な市税収入の確保は重要でございますが、税務部といたしましても法令を遵守し、納税をしていただく多くの市民の方々が納得していただける公平公正な税務行政を推進できるよう、日々、取り組んでいるところでございます。

ただいま委員から御指摘のあったように、平成２０年度に税務部が設置されまして、過去には営業時間中における業務用備品の差押えといった一部配慮を欠く事案もございましたが、これまでの様々な滞納処分の経験を蓄積するとともに、業務の見直しや改善を図りながら滞納の縮減に取り組んでまいりました。

特に、差押えにつきましては、市民の権利、あるいは、財産に大きな制限を与えることから、画一的で安易な差押えは厳に慎むべきものでございまして、現在では、我々、税務部職員一同の共通認識として、社会情勢、あるいは、滞納者とその家族の生活保障といった社会的配慮という観点を常に念頭に置きながら適切に対処しているところでございます。

今後におきましても、生活の維持、事業の継続等に支障のないよう、慎重かつ丁寧な対応を心がけまして、委員から御指摘のございました強権的に差押えを行っているという印象を決して持たれることがないように、そして、税務行政が市民に一層信頼していただけるように税務部が一丸となって取り組んでまいります。

**○石川厚子委員**　今、税務部が一丸となって取り組むという部長の言葉を信じまして、この項目については以上とさせていただきます。

続きまして、寿バスカードについてお尋ねします。

これは一般質問でも取り上げさせていただいたのですが、高齢者バス料金助成制度の概要と決算額をお示しいただきたいと思います。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　高齢者バス料金助成制度につきましては、年度内に７０歳に到達される方を含めて、市内に住所を有する７０歳以上の方でバスを利用できる身体状況の方を対象とし、市内の乗降に限り、１乗車につき１００円の負担で乗車できるバスカードを交付するもので、交付時に２千円の負担を求めております。

なお、身体障害者手帳等の交付を受けている場合はそれぞれ２分の１に軽減をしております。

次に、決算額は２億５千８４６万７千５９３円で、財源は特定財源４千５４０万２千４４０円、一般財源２億１千３０６万５千１５３円となっております。

**○石川厚子委員**　この寿バスカードにつきまして、令和５年度はアンケート調査を実施したと思います。

決算年度は、このアンケート調査の結果を受けて、どういった取組を行ったのでしょうか。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　令和６年度につきましては、制度創設時から現在に至るまでの社会情勢の変化や令和５年度に実施したアンケート調査の内容等を踏まえ、本制度の現状と課題のほか、課題対応に向けた当面の進め方について検討を進めてまいりました。

**○石川厚子委員**　アンケート調査の内容等を踏まえて、現状と課題のほか、課題対応に向けた当面の進め方を整理してきたとのことですね。

寿バスカードを購入された市民に対するアンケート調査の結果について少し見ていきたいと思います。

まず、バスの利用頻度で一番多かった回数は何回でしょうか。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　１か月間に数回の選択者が、回答者数のうち、３８．５％となっております。

**○石川厚子委員**　１か月数回利用との回答が一番多かったということなのですが、ほぼ毎日を選択した方は少なかったかなと思うわけです。ほぼ毎日を選択された方に年齢的な特徴というものはあるのでしょうか。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　ほぼ毎日の選択者について、７０歳から７４歳の方が占める割合が３５．７％、同様に、７５歳から７９歳が２６．２％などとなっており、ほぼ毎日の利用される方の年齢は７０歳代が中心となっております。

**○石川厚子委員**　ほぼ毎日を選択した方は７０歳から７４歳が一番多かったということなのですが、これはどういう理由によるものと考えられるでしょうか。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　利用頻度と年齢、利用目的の各回答状況を基にお答えすることとなるため、サンプル数が小さくなりますが、ほぼ毎日を選択した７０歳から７４歳の方の利用目的は通勤目的が最も多くなっております。

**○石川厚子委員**　通勤目的ということはバスに乗って仕事に行くということですよね。７０歳を過ぎても働いているということだと思います。

次に、バスの利用目的について一番多いものとその次に多いものを挙げていただきたいと思います。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　バスの利用目的に関する質問への回答につきましては複数回答となっており、病院に通うための選択者が回答者数のうち、６３．９％、次いで、食品、日用品等の生活に必要なものを買いに行くための選択者が同様に４５．８％となっております。

**○石川厚子委員**　続いて、自動車の運転状況ではどういった状況が一番多かったのでしょうか。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　自動車の運転状況につきましては、自分も家族も運転はしない、またはできないの選択者が、回答者数のうち、３６％となっております。

**○石川厚子委員**　今のこれらの回答を総合的に判断いたしますと、自分も家族も自動車を運転しない、または、できない者が通院や日用品の買物のためにバスを利用するケースが多い、そういった理解でよろしいでしょうか。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　令和５年度に実施したアンケート調査の内容からは、寿バスカード購入者のうち、８０％以上の方が自ら自動車を運転できず、通院や日用品の買物を中心に利用しているものと捉えております。

**○石川厚子委員**　次に、アンケートの質問の１３番目なのですが、寿バスカードを利用できる条件を変更したり新たに設けることについてどのように考えますかという設問に対して、選択肢１の許容できる、選択肢２のどちらかというと許容できる、この１と２を足した割合をそれぞれお答えいただきたいと思います。

１番目、７０歳以上という年齢を引き上げること、２番目、２千円の交付時負担金を引き上げること、３番目、寿バスカードが利用できる日、曜日を限定すること、４番目、寿バスカードが利用できる時間帯を限定すること、５番目、寿バスカードで利用できる金額に上限を設けること、６番目、所得によって寿バスカードの利用を制限すること、７番目、１乗車１００円の料金を引き上げること、以上の７項目について、許容できる、また、どちらかというと許容できるを足した割合をお答えください。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　各項目について、順次、お答えをいたします。

まず、７０歳以上という年齢を引き上げることが６６．１％、次に、２千円の交付時負担金を引き上げることが４４．１％、次に、寿バスカードが利用できる日または曜日を限定することが１６．８％、次に、寿バスカードが利用できる時間帯を限定することが１８．６％、次に、寿バスカードで利用できる金額に上限を設けることが３７．３％、次に、所得によって寿バスカードの利用を制限することが４２．１％、最後に、１乗車時１００円の料金を引き上げることが３２．２％となっております。

**○石川厚子委員**　今の答弁をお聞きしますと、許容できる、または、どちらかというと許容できるの回答が一番多かったのは年齢の引上げでしたね。誤解のないように言っておきますが、私は決して年齢の引上げを進めたいわけではありません。ただ、このアンケート調査の結果を重視するなら年齢の引上げということを検討すべきではなかったでしょうか。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　令和６年度にアンケート調査の内容について分析等を進めてきた結果、寿バスカードの利用者と自動車の運転状況の関係を見ると、７０歳から７４歳までの年齢区分において自ら自動車を運転できない者が占める割合が約７４％となっており、制度の対象年齢を引き上げる場合はその影響等を慎重に見極めることが必要であると考えたところであります。

**○石川厚子委員**　年齢の引上げについては影響を慎重に見極めたとのことですね。

ちなみになんですけれども、この対象年齢を引き上げた場合と交付時負担金を引き上げた場合、どちらが市の財政負担が少なく済むのでしょうか。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　市の財政負担への影響につきましては、見直しの内容によって異なるため、対象年齢に関する取組と交付時負担金に関する取組による影響額を比較することは困難でありますが、傾向といたしましては、対象年齢の引上げは制度の実施に要する費用全体が縮小することによる一般財源の削減、交付時負担金の引上げは、制度の実施に要する費用全体は変わらず、市扶助費の財源内訳として、寿バスカード交付時負担金の増加による一般財源の削減が生じるものと考えております。

**○石川厚子委員**　どちらが市の負担が少ないかは分からないということだと思うのですが、先ほど、対象年齢を引き上げた場合は自ら自動車を運転できない方に与える影響が大きいと、このように温情味のある答弁をしていらっしゃいましたよね。

高齢者の足を守るため、交付時負担金は引き上げるのではなく、制度は現行のまま維持するのが望ましいと思いますが、見解をお伺いします。

**○高田福祉保険部保険制度担当部長**　高齢者バス料金助成制度につきましては、先ほど答弁にありましたように、７０歳以上の方を対象として、利用上限額等を設けずに、１乗車当たり１００円の利用料金で利用できる内容としておりまして、制度を安定的に持続するための仕組みとして、平成

１８年度から寿バスカードの交付時負担金を導入しているところでございます。

まず、令和６年度に今後の在り方の検討を進める中で、先ほどから出ております年齢の引上げや１乗車当たりの料金の見直し、それから、利用上限の設定などにつきましても案としてはございますけども、現在、アンケート調査からも見られるように、自ら自動車を運転できない方が通院や日用品の買物などに利用されているという状況に鑑みますと、利用者への影響の見極めだとか対応策の検討には時間を要するものと考えたところでございます。

しかし、その一方で、事業を実施する上で、利用者、バス会社、市の３者による負担割合のバランスにも配慮することが必要でございまして、近年のバス料金の改定により既に市の負担割合が大きくなっている状況にございます。

このたびの見直しは、そうした状況を踏まえまして、寿バスカード交付時負担金の考え方に基づきまして、これまでのバス料金の改定に連動した内容での負担金の改定により、利用者への影響にも配慮しつつ、制度を安定的に継続するための環境を整えようとするものと考えてございます。

**○石川厚子委員**　制度を安定的に継続するための環境を整えるということは値上げするよということだと思います。

今後、パブリックコメントの実施を予定していると思うのですが、予定しているのであれば、その時期と内容についてお示しいただきたいと思います。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　高齢者バス料金助成制度の寿バスカード交付時負担金の改定につきましては、本年７月に審議会から受けた答申内容を踏まえて市の考えを整理し、おおむね１１月から１２月中旬にかけての１か月半程度の期間で市民意見提出手続の実施を予定しております。

**○石川厚子委員**　１１月からパブリックコメントの実施を予定しているということですね。

確かに、ここのところ、バス運賃は値上げしていますよね。そのため、市の負担が大きくなっているということは理解するのですが、２千円を４千円に上げるというのは値上げ幅が大き過ぎるということを指摘にしようかと思ったのですが、やはり、この値上げ幅が倍になることについてもう一度答弁をお願いします。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　附属機関からの答申によりますと、交付時負担金改定額４千円という内容と併せて、２千円から４千円への改定幅について、段階的実施など、激変緩和に努めるようにという答申内容でございました。

私どもは、この制度の中で改定の幅、額についての規定は定めておりませんけど、全庁的に適用されている受益と負担の適正化へ向けた取組指針等を参考にしますと、１．５倍という基準がございます。

私どもとしては、審議会の内容、答申内容を踏まえてということで、改定の進め方についても１．５倍ルールというものを参考にしながらという形で検討しております。

**○石川厚子委員**　審議会の答申を受けて１．５倍ルールも参考にしながらということは、今の２千円を段階的に３千円にして、その後、４千円にするという方向性だとは思うのですが、いずれにしても２千円が４千円になるということは倍になる。これは市民の負担が大き過ぎるということを再度述べまして、この項目の質疑は終わらせていただきます。

続いて、国保についてお伺いします。

国民健康保険事業特別会計の実質収支をお示しください。

**○堀江福祉保険部国民健康保険課長**　国民健康保険事業特別会計の令和６年度決算につきましては、歳入が３３５億７千５９４万４０円、歳出が３３３億３千７５０万１千４９３円、実質収支は２億３千８４３万８千５４７円の剰余となりまして、剰余金は全額を基金に積み立てております。

**○石川厚子委員**　剰余金は全て基金に積み立てているとのことですね。

それでは、過去３年間の被保険者数と加入率の推移をお示しください。

**○堀江福祉保険部国民健康保険課長**　令和４年度末の被保険者数は６万１千２０９人、加入率は１８．９８％でございます。令和５年度末の被保険者は５万８千４５人、加入率は１８．２５％、令和６年度末の被保険者数は５万４千６７６人、加入率は１７．４１％で、令和４年度末と比較いたしますと、加入者数は６千５３３人の減、加入率は１．５７％の減となってございます。

**○石川厚子委員**　被保険者数、加入率とも、少しずつではありますが、毎年減少しております。

これはどういった理由によるものなのでしょうか。

**○堀江福祉保険部国民健康保険課長**　減少の主な理由といたしましては、団塊の世代と言われる昭和２２年から昭和２４年に生まれた方々が後期高齢者医療制度の対象へ移行したほか、被用者保険の適用拡大、あるいは、定年延長などの影響、このようなものが考えられるところでございます。

**○石川厚子委員**　団塊の世代の方々が後期高齢者に移行した、そのほかに、定年延長で、それまで入っていた保険のまま働いているということだと思います。

そこで、４０歳夫婦と１８歳未満のお子さんが１人いる所得２１０万円のモデルケースの場合、決算年度の保険料は幾らだったのでしょうか。また、前年度と比較してどうだったのでしょうか。

**○堀江福祉保険部国民健康保険課長**　４０歳夫婦と１８歳未満の１人の３人世帯で所得２１０万のモデルケースの保険料でございますが、令和６年度告示時点では３７万４千２４０円でございました。

令和５年度の告示では同様のケースで３６万７千４２０円でございましたので、令和６年度は前年度比６千８２０円の増となっておりました。

**○石川厚子委員**　たしか、予算のときはモデルケースで１万円以上上がるということだったので、私どもの会派は反対しましたが、それにしても所得２１０万円で６千８２０円というのは大変大きな金額だと思うんですよね。

ほかの健康保険と比べた場合、どのような状況になっているのでしょうか。

**○堀江福祉保険部国民健康保険課長**　他の健康保険の保険料との比較でございますが、先ほどの４０歳夫婦及び１８歳未満の子ども１人の３人世帯、旦那さんの給与所得２１０万円のケースで算定した場合、協会けんぽでは令和６年度の保険料は２０万５千８７０円と見込まれますが、本市の保険料では令和６年度で３７万４千２４０円となってございます。

**○石川厚子委員**　協会けんぽと比較しても１．８倍ほど高いということですね。ここに加入者が高齢者や低所得者で保険料が高いという国保の構造的課題があるというふうに思います。

都道府県化で全道の保険料を統一するということによってこの構造的課題というものは解決されるのでしょうか。

**○堀江福祉保険部国民健康保険課長**　都道府県単位化で全道の保険料を統一するということによって、高齢者の方、それから、低所得者の方が多いといった国民健康保険における構造的課題が解消されるわけではございませんが、市町村間の所得格差による保険料格差が解消されるほか、国保財

政の安定化が図られているものと認識をしております。

**○石川厚子委員**　都道府県化したところで構造的課題は解決しないという答弁でした。

次に、昨年度、基金は幾らあったのでしょうか。また、これを活用したのでしょうか。

**○堀江福祉保険部国民健康保険課長**　令和６年度末時点での国民健康保険事業準備基金の残高でございますが、出納閉鎖期の取崩し額も含め、６億１千７４１万５千７６３円であります。

令和６年度における基金の活用として取り崩した内容ですが、保険料の引下げ財源として３億円、１８歳未満の均等割減免への財源として約３千万円、その他、国ですとか道への償還金や保険料の還付金等の財源として約３千万円、合計約３億６千万円を取り崩しております。

**○石川厚子委員**　基金残高約６億２千万円のうち、３億６千万円を取り崩したということでした。

次に、国保の出産育児一時金は幾らなのでしょうか。また、昨年度の受給件数は何件であったのかも併せてお答えください。

**○堀江福祉保険部国民健康保険課長**　出産育児一時金の額は令和５年４月以降の出産から４８万８千円となっており、産科医療補償制度掛金１万２千円を加えますと５０万円となっております。

また、令和６年度の支給件数につきましては１１２件となっております。

**○石川厚子委員**　助産院などで出産すると１万２千円は出ないということなのですが、出産による経済的負担軽減を目的としたのが出産育児一時金ですが、出産を理由に仕事を休んだ期間を保障するために出産手当金というものがあります。

国保の加入者には出産手当金がありませんが、これはどういった理由によるものなのでしょうか。

**○堀江福祉保険部国民健康保険課長**　被用者保険では、被保険者が業務外の病気やけがにより仕事に就くことができず、給与が受けられない場合に支給される傷病手当金や、出産のため、会社を休み、事業主から報酬を受けられないときに支給される出産手当金が制度として設けられておりますが、国民健康保険においては制度化されていないためでございます。

**○石川厚子委員**　国保では制度化されていないということですね。

国民健康保険法第５８条２項には、市町村及び組合は、前項の保険給付のほか、条例または規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができるとありますが、これに出産手当金は含まれるのでしょうか。

**○堀江福祉保険部国民健康保険課長**　国民健康保険法においては、条例または規約の定めるところにより、各保険者の実情に応じた給付を行うことができるということになっておりまして、傷病手当金や出産手当金なども含まれると考えております。

**○石川厚子委員**　出産手当金も含まれるということでしたね。国保加入者の中には、自営の個人事業主ですとか、フリーランスの方も多いと思います。農家の方ももちろん含まれていますけれども、働いても収入が不安定な方も多いわけなんですよね。こういう方に対し、出産手当金は必要だというふうには思われませんか。

**○堀江福祉保険部国民健康保険課長**　国民健康保険では、国のコロナ対策として、給与所得者を対象に傷病手当金を支給した経過があります。

出産手当金についても国において制度設計や財政支援について検討されるべきものと、このように考えてございます。

**○石川厚子委員**　先ほどの答弁をお聞きしますと、昨年度の出産育児一時金の受給者は１１２人ということで決して大きな数ではないと思うのです。市も出産手当金制度を導入すべきではないでしょうか。

**○堀江福祉保険部国民健康保険課長**　コロナ対策の傷病手当金につきましては、全額、国庫支出金で実施をいたしましたが、出産手当金を市単独の制度で実施するとなりますと、市単独の財源で実施しなければなりませんが、国から決算補塡等目的の法定外の一般会計繰入金は禁止されておりまして、また、基金につきましては、負担軽減のための保険料引下げ財源ですとか、１８歳未満の均等割減免の財源として計画的に活用しており、現状では実施は厳しいものと考えております。

**○石川厚子委員**　現状での実施は厳しいとのことなのですが、出産手当金があることによって国保加入者の方が子どもを産もうか、２人目、３人目を産もうかという気持ちになってくると思うんですよね。まちができないのであれば国に要請すべきと思いますが、いかがでしょうか。

**○高田福祉保険部保険制度担当部長**　ただいま委員から国民健康保険におけます出産手当金についての御質問をいただいております。

出産手当金につきましては、先ほど課長からも申し上げたような財源確保の課題以外にも、個人事業主やフリーランスの方々については毎月安定した給与所得のある給与所得者の方とは違いまして、所得補償の算定が難しく、公平性の確保に課題があることや、現在、市町村における国保に関わる事務の共通化も検討されていることからも本市独自の制度創設は難しいものと考えてございます。

したがいまして、委員からも御指摘がありましたように、市といたしましても、今後、出産者の生活状況や被用者保険への適用拡大の動きなども見ながら、必要な支援等については、国に対し、適宜、要望してまいりたいと考えております。

**○石川厚子委員**　ぜひ、国に対して要望していただきたいと思います。

次に、特定健康診査事業の概要と決算額をお示しいただきたいと思います。

**○堀江福祉保険部国民健康保険課長**　本市が実施しております国民健康保険の特定健診につきましては、生活習慣病予防を目的として、法定検査項目の問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査に加え、本市独自に血清クレアチニン等の項目を追加して実施しているほか、健診時の検査において一定基準を満たした方には、医師の判断にもよりますが、心電図検査、眼底検査、貧血検査を行う場合もございます。

対象者につきましては法定では４０歳以上となってございますが、本市では、５歳拡大して、３５歳以上の被保険者を対象に実施をしております。

また、特定健康診査等事業費の令和６年度の決算額でございますが、１億５千７５９万６千１１９円となってございます。

**○石川厚子委員**　旭川市は３５歳以上に拡大して実施し、決算額は１億５千万円余りとのことですね。

そこで、この３年間の対象者数、受診者数、受診率の推移をお示しいただきたいと思います。

**○堀江福祉保険部国民健康保険課長**　法定報告値で申し上げますと、令和４年度は、対象者数が４万４千８２４人、受診者数が１万３千３４９人で受診率は２９．８％でございました。令和５年度は、対象者数が４万２千３１６人、受診者数が１万３千２１１人で受診率は３１．２％、令和６年

度につきましては、速報値となりますが、対象者数が４万２５２人、受診者数が１万２千２４９人で、受診率は３０．４％となっておりまして、令和４年度から令和６年度までの３か年につきまして、対象者数、受診者数ともに、年々、減少傾向にありますが、受診率は横ばいで推移している、このようになっております。

**○石川厚子委員**　受診率はおよそ３０％程度で、ほぼ横ばいなわけなのですが、目標は何％なのでしょうか。また、受診率を上げるための努力というものは行っているのでしょうか、お聞かせください。

**○堀江福祉保険部国民健康保険課長**　特定健診の目標値につきましては、第４期特定健康診査等実施計画におきまして、令和６年度の受診率目標を３５％と定めておりますが、実際の受診率は直近で３０．４％でございますので、目標値との比較では４．６ポイントの差がある状況となっております。

また、受診率向上の取組につきましては、これまで、普及啓発として、健診実施医療機関等への受診勧奨ポスターの掲示の依頼ですとか、広報誌やフリーペーパーへの掲載、また、個別受診勧奨として対象者の過去の健診受診歴を分析いたしましたタイプ別受診勧奨はがきの発送などを行いました。

また、調剤薬局と連携をした受診勧奨ですとか、がん検診とのセット型健診の実施、あるいは、土日・早朝健診を実施してきたところでございます。

今後につきましては、これまでの取組の継続とともに、医療機関との一層の連携の強化に努めてまいりたいと考えております。

**○石川厚子委員**　受診率の目標は３５％ということなので、以前に比べて下がったかなというふうには思うのですが、この受診率を上げるために様々な取組を行っているということを確認させていただきましたので、この項目についての質疑は終わらせていただきます。

次に、生活保護についてお伺いします。

２０２４年度の生活保護費と被保護世帯数をお示しいただきたいと思います。

**○高桑福祉保険部生活支援課長**　３款３項２目、生活保護等費の２０２４年度、令和６年度決算額は１９２億４千２８２万２千１１４円であり、このうち、生活保護法に基づく扶助費の額は１９１億１千９０８万７千２５１円であります。令和６年度平均の被保護世帯数は９千５７４世帯となっております。

**○石川厚子委員**　被保護世帯数は９千５７４世帯ということですが、被保護世帯数のこの３年間の推移をお示しいただきたいと思います。

**○高桑福祉保険部生活支援課長**　この３年間の被保護世帯数は、年度の平均値で、令和４年度は９千７１３世帯、令和５年度は９千５８８世帯、令和６年度は９千５７４世帯となっております。

**○石川厚子委員**　この３年間、若干減っておりますが、これはどういった理由によると考えられるでしょうか。

**○高桑福祉保険部生活支援課長**　生活保護の廃止理由で最も多いのは死亡によるものであり、被保護世帯数が減少している最も大きな要因は、旭川市自体の人口が減少している要因と同様、亡くなる方が多いということでございまして、高齢者が多い被保護世帯の状況を反映していると考えております。

令和６年度における生活保護の開始世帯数は１千３件、廃止世帯数は１千８件でありました。僅かに廃止が開始を上回りましたが、開始世帯数が１千件を超えたのは、平成２６年度以来のことであり、被保護世帯数が減少しているとはいっても、近年の生活保護の開始件数は非常に高い水準にあるところです。

**○石川厚子委員**　被保護世帯数は減っているとはいえ、開始世帯は、平成２６年度以来、１千件を上回ったということでした。

２０１３年から２０１５年に平均６．５％、最大１０％と、生活保護費を大幅に引き下げたのは、憲法２５条の生存権に反するとして、全国の利用者が国と自治体を訴えたいのちのとりで裁判、ここで、最高裁第３小法廷は、６月２７日、保護基準引下げを違法とする初の統一判断を示しました。

先日の民生常任委員会でも質問させていただいたのですが、この２０１３年から２０１５年の保護費引下げにより、旭川市ではどの程度の影響が出たのでしょうか。

**○高桑福祉保険部生活支援課長**　２０１３年度、平成２５年度から３年間かけて実施された生活保護費減額の状況について、全く収入がない７０歳高齢者の単身世帯を例に取りますと、毎月の生活扶助費に冬場の冬季加算、年１回の期末一時扶助を合わせた１年間に受給できる額が、２０１２年度、平成２４年度では９５万１千１００円でしたが、２０１５年度、平成２７年度では９０万９千５８０円となっております。年収が４万１千５２０円、約４．４％減ったことになりますので、保護受給者の方の暮らしに深刻な影響を与える規模であったと認識しております。

市全体の生活扶助費の額としては、母子や障害者等の各種加算や必要に応じて支給される一時扶助も含めた額ではございますが、２０１２年度では８２億３千９８万９千円だった決算額が２０１５年度では７２億２千５９１万８千円となっており、約１０億円減少しております。

２０１２年度と２０１５年度を比較して保護受給者が３００人以上減少していることや、実際に支給する生活扶助費は、国が定める最低生活費の基準額と保護者の給与や年金手当等の収入額と比べて、その足りない分を補う額となることを踏まえ、生活扶助費が１０億円減少した原因が全て保護基準額によるということではありませんが、少なくてもこの減額の相当部分が引下げによるものであることは確かであると考えております。

**○石川厚子委員**　旭川市では生活扶助費が１０億円減少したということです。７０歳の単身世帯では、それでなくても少ない保護費が４万円以上減ったということなので、大きな影響があったということですね。

このとき、大きく減らされたのが冬季加算です。高齢者単身世帯の場合、２０１４年度と比較して、２０１５年度の冬季加算は月額幾らで、年額にすると幾らになったのでしょうか。また、昨年度は幾らだったのかも併せてお答えください。

**○高桑福祉保険部生活支援課長**　生活保護費において冬季加算が支給される月は、２０１４年度、平成２６年度までは１１月から３月までの５か月でしたが、２０１５年度、平成２７年度からは１０月から４月の７か月となっております。

ただし、月額については、単身世帯の額で、２０１４年度は２万２千８０円のところ、２０１５年度は１万２千５４０円となっており、年額で言えば、２０１４年度は１１万４００円、２０１５年度は８万７千７８０円となっております。

また、昨年度の単身世帯の冬季加算の額につきましては、月額１万２千７８０円、年額８万９千４６０円であります。

**○石川厚子委員**　支給回数が年５回から年７回になったとはいえ、月額２万２千円以上を受け取れていた冬季加算が１万２千円台になった、月１万円も減ったということですよね。

灯油など、燃料費が高騰している中、この差は大きいと思いますが、見解をお示しいただきたいと思います。

**○高桑福祉保険部生活支援課長**　月額で約１万円の減額は、２０１５年、平成２７年の当時においても非常に厳しいものがあったはずでありまして、まして、ここ数年の灯油代の高騰を考えれば、その厳しさはますます深刻になっていると考えております。生活保護受給者の方からも折に触れてそのようなお話を伺っております。

**○石川厚子委員**　国では生活保護費減額分を追加支給する検討に入ったとのことなのですが、その後、国から何か具体的に示されているのでしょうか。

**○高桑福祉保険部生活支援課長**　厚生労働省からは、平成２５年８月以降の生活保護受給者に係る生活保護法関係文書及びシステム内に保存されているデータについて廃棄しないよう御留意くださいという旨の通知を受けておりますので、損害の回復に向けた取組を意識している様子はうかがえます。

一方で、厚生労働省では、今後の対応策に関する専門家会議を立ち上げ、これまで５回の委員会を開催しております。随時送られてくる会議資料などを読む限りでございますが、追加支給の具体的検討までには至っておらず、その実施時期などはいまだ見通せないという印象を持っております。

**○石川厚子委員**　実施時期はいまだに見通せないとのことでした。国の検討はこれからかもしれませんが、違法な保護基準削減の被害は、原告以外、全国の受給世帯にも及んでおります。

法定受託事務なので、旭川市として難しい面もあるのかなとは思いますが、保護費が減額された全ての受給者に対し、全面的な救済措置を講ずるべきと考えますが、いかがでしょうか。

**○高桑福祉保険部生活支援課長**　今回の最高裁判所の判決で違法とされましたのは、２０１３年度、平成２５年度から２０１５年度、平成２７年度に実施された減額についてでありますが、この減額措置の影響は、当然、それ以降の保護費にも及んでおりますので、担当部局といたしましては、減額措置が始まって以降、今日に至るまで保護を受給した全ての人を救済の対象とすることが望ましいものと考えております。

その場合、本市における生活保護受給者は、平成２５年度で約１万３千人、現在で約１万１千人でありまして、この間、毎年、８００世帯から１千世帯が開始または廃止となっていることを踏まえますと、救済の対象とすることが望ましい方が実際には何人になるのか、抽出するにも一定の時間を必要とするところです。まして、追加支給すべき額を積算するとなれば、さらに膨大な作業を必要といたします。

対象者の方々に一刻も早い救済措置を講じるためには国の判断が早急に必要であり、まずは今後の方針を早期に示していただきたいと考えております。

**○石川厚子委員**　減額措置が始まって以降、今日に至るまで、保護を受給した全ての人を救済の対象とすることが望ましいという答弁もありました。何より国が今後の方針を早期に示すべきだと思

います。

次に、先ほど国保の特定健診の受診率をお伺いしましたが、生活保護受給者の健診の対象者数、受診券の発行数、受診者数、受診率のこの３年間の推移をお示しください。

**○高桑福祉保険部生活支援課長**　まず、対象者につきましては４０歳以上の生活保護受給者数の３割として積算しております。これは、レセプト点検などにより、４０歳以上で生活習慣病等で医療機関を受診していない方が３割程度と見られることによるものであります。

その上で、３年間の推移でございますが、令和４年度は、対象者数３千２９８人、受診券発行数１３２件、受診者数１０１人で受診率は３．１％、令和５年度は、対象者数３千２３６人、受診券発行数１２７件、受診者数８７人で受診率は２．７％、令和６年度は、対象者数３千５０３人、受診券発行数１４５件、受診者数１１０人で受診率は３．１％となっております。

**○石川厚子委員**　今、受診率が３％前後ということで、先ほどの国保の受診率の３０％に比べてかなり低いですよね。１０分の１にすぎません。

そもそも受診券発行数が低いですが、これはどういう理由によるものなのでしょうか。

**○高桑福祉保険部生活支援課長**　健診対象者数に比して健診の費用に係る予算措置が少ないことから健診を受診できる人数に制約があり、予算の範囲内となるように調整しながら受診券の発行を行っていることによるものであります。

**○石川厚子委員**　予算そのものが少ないので、受診券も予算の範囲に収まるようにしか発行できないとのことですね。

では、生活保護受給者等健診の過去３年間の予算額と決算額の推移をお示しください。

**○渡辺健康保健部次長**　生活保護受給者等健診の過去３年間の予算額と決算額につきましては、令和４年度は、予算額２０６万７千円に対し、決算額は１０６万６千９１１円、令和５年度は、予算額１３３万４千円に対し、決算額は９３万８千７１１円、令和６年度は、予算額１３４万３千円に対し、決算額は１１５万４千１９１円となっております。

**○石川厚子委員**　決算額で１００万円前後ですよね。先ほどの国保の特定健診の決算額１億５千万円余りと比較してあまりにも少ないのではないでしょうか。

生活保護受給者の健診費用は国から出ないのでしょうか。

**○高桑福祉保険部生活支援課長**　生活保護受給者が健康診査を受けるための費用は扶助費からは支給できないところでございます。

なお、生活保護受給者の健診費用につきましては、本市が支出した対象経費の総額、または、国が定める基準額のいずれか少ない額に対し、国と北海道おのおので３分の１ずつ、計３分の２の補助率を乗じた額が北海道を通して市に交付されております。

**○石川厚子委員**　国からは支給されないとのことですが、国と道の分を合わせて３分の２が交付されるということですよね。となりますと、この１００万円のうち、市が負担するのは３３万円程度ということになりますね。

生活保護受給者の受診率がこれほど低いことをどのように受け止めますか。

**○高桑福祉保険部生活支援課長**　生活保護を受給される方々は、経済的困窮などの理由から保護申請に至るまで必要な医療を受けてこなかった方が少なくありません。その結果、本人も自覚していない疾病を抱えたまま保護開始に至るケースが多く、保護開始から数年で症状が悪化し、入院や療

養が必要となる事例が散見されております。

このことを踏まえますと、保護受給者の健診受診率が低いことは生活保護費の医療扶助費を押し上げる要因になっているものと考えております。

**○石川厚子委員**　保護受給者の健診受診率が低いことによって生活保護費の医療扶助費を押し上げているという答弁でした。

たしか、昨年度は補正予算で生活保護受給者の医療費が計上されたと記憶していますが、いかがでしたでしょうか。予算はいかほどでしたでしょうか。

**○高桑福祉保険部生活支援課長**　令和６年度予算におきまして、生活保護等費は、第４回定例会及び第１回定例会とで２度の補正を行い、予算額が当初の１８２億円から１９４億円となりました。その増加分のほとんどは医療扶助費の増によるものでございました。

結果として、医療扶助費の決算額は前年度より６億円増の１００億３千万円となり、令和元年度以来の１００億円超えとなったところでございます。

**○石川厚子委員**　医療扶助費の決算額が１００億円を超えたということですよね。受診率を上げることにより、病気を未然に防げ、医療費の抑制につながることになると思います。もっと生活保護受給者の健診費用に予算をつけるべきと思いますが、いかがでしょうか。

**○高桑福祉保険部生活支援課長**　近年は、被保護世帯数の減少に伴い、生活保護費も減少するという傾向が続いておりましたが、昨年度、被保護世帯数は、若干ですが、減少したにもかかわらず、生活保護の扶助費は前年度を５億円以上上回るという事態になりました。

その原因は、先ほど申し上げましたとおり、医療扶助費の増によるものであり、また、その医療扶助費増の大きな要因は入院医療費の急増であること、その入院医療費の原因となっている疾病は高血圧や糖尿病などの生活習慣病に起因するものが最も多いことを確認しているところであります。

保護受給者が健診による生活習慣病の早期発見、早期治療の機会を逃していることで、結果として高額な医療費負担につながる重症化を招いているという状況がうかがえるものと考えております。

生活支援課では、今年度から、生活保護の開始手続の際、健診対象者と見られる方には、その場で受診券を手渡し、受診勧奨を行うという取組を開始いたしました。このように、今年度からはできる範囲で健診受診者の増加を図っておりますが、より大々的な受診勧奨に取り組むためには、やはり十分な予算の確保を必要といたします。

委員の御指摘のとおり、健診率を向上し、生活習慣病の早期発見、早期治療により病気の重症化を未然に防ぎ、医療費の抑制につなげるため、健康保健部との連携により、令和８年度における生活保護受給者を対象とした健診事業の予算の拡充に努めてまいりたいと考えております。

**○石川厚子委員**　今、課長からもやっぱり十分な予算の確保が必要だという答弁がありましたが、部長にもお伺いします。

やはり、あまりにも低過ぎる。国保の特定健診に１億５千万円以上かけておきながら、生活保護受給者の健診費用は３３万円ですよ。何としてももっと予算をつけるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

**○川邊福祉保険部長**　ただいま、課長から、医療扶助、それから、生活保護者の健診ということで

答弁をさせていただいております。

医療扶助については、委員が御指摘のとおり、昨年度、段階的に２回の予算の増額補正を行ってきたところであります。

一方、我々も、医療扶助費の伸びの要因として、これまでより受診が増えたことについては、課長から生活習慣病由来というようなことも申し上げましたけれども、それ以外にも循環器系疾患による入院や手術が多かった結果、医療費が大きくかさんだといった分析もしているところであります。

何分、医療に関することですので、体調が悪い方に対して受診を控えていただいたり、治療の中身についてどうこうと言うことにはなりませんけれども、やはり、委員も冒頭からおっしゃっているとおり、症状の重篤化に至らないようにする発症や重症化の予防の取組、あるいは、健診など、早期発見、早期治療につながる取組について、先ほど言われた予算の確保の努力を含めて、私どもの立場でもできる限りの努力をしてまいりたいと考えております。

**○石川厚子委員**　やはり、しっかり健診をするということが早期発見、早期治療につながっていくと思いますので、ぜひ、この予算はしっかり確保していただきたいということを述べまして、この項目については終わります。

続いて、健康保健部にお伺いします。

がん対策事業が大変人気で、先日、３人の方が質疑しておりましたけれども、私からは旭川がん検診センター施設整備補助金について、事業の概要と２０２４年度の予算額と決算額をお聞きします。

**○渡辺健康保健部次長**　旭川がん検診センター施設整備補助金事業につきましては、公益財団法人北海道対がん協会において、旭川がん検診センターの老朽化に伴う改築に当たり、その施設整備事業に要する経費に対して補助を行うものであります。

施設整備事業は、令和７年３月に着工し、令和８年３月完成の工期１３か月とする計画でありましたことから、２か年の合計で２千１５８万円の補助を行う予定であり、令和６年度分として１６６万円を予算計上しておりました。

令和６年度につきましては改築工事が中止となったことから全額不執行となっております。

**○石川厚子委員**　全額不執行とのことですが、そのことは後ほど聞かせていただきます。

旭川がん検診センターと旭川市との関係をお示しください。

**○渡辺健康保健部次長**　旭川がん検診センターは、旭川市が実施する全てのがん検診の受託機関であり、旭川市国民健康保険加入者に実施する特定健康診査についても受託しております。

旭川がん検診センターは、検診実施のほか、町内会への送迎バスの運行や個別受診勧奨の実施、がん予防の普及啓発に係るイベントの開催、がん予防や検診受診率向上に向けた取組など、本市のがん検診事業に対して多大な御協力をいただいております。

**○石川厚子委員**　市が実施する全てのがん検診の受託機関であり、先ほど聞いた国保の特定健診も受託しているということですね。

２０２４年度の旭川がん検診センターのがん検診の実績と受診割合をお示しいただきたいと思います。

**○渡辺健康保健部次長**　２０２４年度における旭川がん検診センターでのがん検診の受診実績につ

きましては、胃がん検診が５千６７４人、肺がん検診が８千５２９人、大腸がん検診が８千８３６人、乳がん検診が５千９８５人、子宮がん検診が５千１６０人となっております。

それぞれの受診者が各がん検診全体の受診者数に占める割合は、胃がん検診が９７．５％、肺がん検診は９６．４％、大腸がん検診は６７％、乳がん検診は６９．２％、子宮がん検診は４３．８％となっており、旭川がん検診センターは本市のがん検診の主要実施機関となっております。

**○石川厚子委員**　先日の答弁では、旭川では、胃がん、肺がん、大腸がんの受診率が道内では低いとのことでした。

そんな中、胃がん、肺がんはほとんどをこの検診センターで実施し、５つのがんについてワンストップで実施しているということが分かりました。

過去に施設整備補助金を支出した時期と金額をお示しいただきたいと思います。

**○渡辺健康保健部次長**　旭川がん検診センター施設整備補助事業に対する補助の実績についてでございますが、これまで、２度にわたり、北海道と本市が整備事業に対して補助金を交付してきた経緯がございます。

本市の補助金額は、昭和５５年の開設時に４千５００万円、平成４年の増築時に４７０万円の補助金を交付しております。

**○石川厚子委員**　開設時と増設時に補助金を交付したということです。

今回、不執行になったのはどういう理由によるものなのでしょうか。

**○渡辺健康保健部次長**　北海道対がん協会において実施されました旭川がん検診センター改築工事に係る一般競争入札において入札が不落となり、最低価格業者との協議においても調整がつかなかったことから、本事業を中止する旨の申請を受理したことにより不執行となったところでございます。

**○石川厚子委員**　老朽化している施設を改築することができなかったということですね。このままですとますます老朽化していくと思われますが、今後は一体どういった対応をなさるおつもりなのでしょうか。

**○渡辺健康保健部次長**　物価や労務単価の上昇の影響もあり、全面改築については、当面、延期する旨の説明を受けておりますが、全面改築計画に先行して小規模改築工事を行うことについても検討していきたいとの意向を伺っております。

今般の補助事業については、自己資金のみで改築することが極めて厳しい状況にあることから、財政的な支援を求める要望をいただき、実施の検討を行った経緯もございますので、今後につきましても工事計画の動向を注視してまいりますが、将来的に北海道対がん協会から再度要望がございました場合は改めて検討する必要があると考えております。

**○石川厚子委員**　自己資金のみで改築するのは極めて厳しいとのことですね。

先ほど確認しましたように、胃がん、肺がんはほとんどをがん検診センターで実施している上に、町内会への送迎バスの運行ですとか、個別勧奨の実施など、市の検診事業に多大な協力をいただいている施設とのことですので、要望を受けた際はぜひ前向きに検討していただきたいと述べさせていただき、この項目についての質疑は終わらせていただきます。

最後に、環境部にお尋ねします。

令和６年度廃棄物最終処分場管理費の概要と決算額をお示しください。

**○尾藤環境部廃棄物処理課長**　廃棄物最終処分場管理費につきましては、主に家庭から排出される一般廃棄物を適切に埋め立てるため、江丹別町芳野にある旭川市廃棄物処分場のほか、中園廃棄物最終処分場の維持管理を行うものであり、令和６年度決算額は５億４千１９６万４千３７７円となっております。

**○石川厚子委員**　５億４千万円余りということですね。

その中で、先ほど横山委員も触れられておりましたが、中園廃棄物最終処分場の決算額と概要をお示しいただきたいと思います。

**○尾藤環境部廃棄物処理課長**　令和６年度の最終処分場管理費のうち、中園廃棄物最終処分場に関する決算額につきましては、処分場を管理するための業務委託費が６千１８万円、電気料や燃料費が約１千１５５万円、浸出水処理に要する薬品費が約２２８万円、修繕費が４４万円となっており、合計で約７千４４５万円となっております。

**○石川厚子委員**　７千４４５万円とのことでした。

中園廃棄物最終処分場は、先日の補正予算で解体撤去、言わば役割を終えたと言われたわけですが、最終処分場として供用されていたのはいつからいつまででしょうか。その後、長きにわたり維持管理されていたわけですが、維持管理費用の推移と総額で幾らに及ぶかも併せてお答えください。

**○尾藤環境部廃棄物処理課長**　中園廃棄物最終処分場の開設期間につきましては、昭和５４年６月から平成１５年６月までの約２４年間となっております。

また、埋立て終了後の平成１６年度から令和６年度までの２１年間の維持管理費用につきましては、年度ごとに設備の補修状況等によりばらつきはありますが、年間約１億２千万円から７千万円の間で推移し、平均すると年間約１億円で、２１年間の維持管理費総額は約２１億４千万円となっております。

**○石川厚子委員**　開設期間は２４年間で、埋立て後、２１年間で２１億４千万円の維持管理費ということで、１年に約１億円ですよね。膨大な金額ですが、ここまで金額が膨らんだ要因をお示しください。

**○尾藤環境部廃棄物処理課長**　廃棄物処分場を廃止するには、微生物の働きにより廃棄物が分解され、埋立地の安定化により、浸出水の水質や発生ガスなどが省令で定められている廃止基準を満足する必要があります。

中園廃棄物最終処分場につきましても、埋立て完了から継続的に浸出水の水質を測定し、監視を行ってまいりましたが、浸出水の水質が廃止基準を満たすまでに長い時間を要し、その間も浸出水の水質に応じた適切な処理を行うため、施設を継続的に稼働させなければならなかったことから施設の維持管理費等に多大な費用を要したものであります。

**○石川厚子委員**　次に、この廃棄物処分場に勤める職員数の推移をお示しいただきたいと思います。

**○尾藤環境部廃棄物処理課長**　廃棄物処分場に勤める職員数でございますが、中園廃棄物最終処分場の埋立て終了後の平成１６年は６人でしたが、その後は、業務量の変化に応じ、６人から７人の間で推移し、令和４年度からは５人が勤務しております。

**○石川厚子委員**　令和４年度以降も５人が勤務していたということです。

埋立て終了後も長きにわたり維持管理してきたこの処分場が廃止となったわけなのですが、気になるのはやはり安全性なんですよね。

浸出水の水質について、埋立て終了後はどのように推移しているのでしょうか。

**○尾藤環境部廃棄物処理課長**　中園廃棄物最終処分場については、浸出水の水質などが適用される廃止基準を満たしていることを附属機関で確認していただき、地域にもその状況を説明するほか、意見を伺うなどの手続を行いながら廃止を行ったものであります。

浸出水の水質につきましては、埋立て終了後から国が定めた排水基準などに該当する４３項目を継続的に測定しており、そのうち、大腸菌群と自主基準値を設けていたＢＯＤ、生物化学的酸素要求量、ＳＳ、浮遊物質量については過去に基準を超過したことがありますが、そのほかの項目については、全て不検出、もしくは、基準値内で推移しております。

また、ＢＯＤ、ＳＳ、大腸菌群数につきましても徐々に安定し、自主基準値の見直しなどにより、令和２年度以降は全て基準値内で推移しており、２年以上にわたり排水基準等に適合しているとする廃止基準値を満足しております。

**○石川厚子委員**　そこで、この排出水の処理はこの後はどうなっていくのでしょうか。

**○尾藤環境部廃棄物処理課長**　浸出水につきましては、これまで、ポンプ圧送により水処理施設を経由し、河川へと放流しておりましたが、廃止後は、水処理施設を介することなく、自然流下により直接河川へ放流することになり、その切替え工事を今年度に完了させる予定であります。

なお、切替え工事に際しましては、万が一水質が悪化した場合も想定し、一時的に下流調整池に貯留できる構造といたします。

**○石川厚子委員**　水質が悪化した場合は一時的に下流調整池に貯留できるとのことですね。

ガスの発生量や埋立地内部の温度について、測定結果はどのように推移しているのでしょうか。

**○尾藤環境部廃棄物処理課長**　発生ガス量と埋立地内部の温度につきましては、浸出水の水質が良好に推移していることを受け、令和４年度から、測定箇所や測定方法などを整理し、定期的な測定を行ってまいりました。

発生ガス量につきましては、廃止基準に埋立地からのガスの発生がほとんど認められないと定められており、附属機関と協議しながら、ガスの流速が０．１メートル・パー・秒、１秒間に０．１メートル以下であればガスの発生はないものとみなし、測定箇所の９割以上でガスの発生がなければ廃止基準を満たすものと判断することとしており、令和７年２月の測定結果では測定箇所の９割以上でガスの発生がないことを確認しております。

また、埋立地内部の温度につきましては、廃止基準に、埋立地の内部が、周辺の地中温度に対し、異常な高温になっていないことと定められ、国からの通達で周辺との温度差が２０度未満であれば異常な高温ではないことが示されており、こちらも令和７年２月の測定結果では全ての測定箇所において温度差が２０度未満となっていることを確認しております。

**○石川厚子委員**　発生ガス量と埋立地内部の温度は、令和４年度からの測定結果では、数本のガス抜き管においてガスが発生し、温度差も２０度を超えています。

この調査は今後も継続されるのでしょうか。

**○尾藤環境部廃棄物処理課長**　微生物が廃棄物を分解する際に熱が発生し、ガスが流出することから、発生ガス量や内部温度を測定することで埋立地の安定化の進み具合を把握することができま

す。

令和７年２月の測定結果では廃止基準を満たしておりましたが、委員が御指摘のとおり、それ以前には基準値をオーバーしていた箇所も見受けられておりましたので、僅かではありますが、廃棄物の分解が終息していない部分が残っている可能性もあることから、ガスの発生が確認された箇所については今後も発生ガス量と埋立地内部温度の調査を継続し、廃棄物の分解が終息するのを確認することとしております。

**○石川厚子委員**　今後も調査を継続するということですね。

これまで実施していた草刈りですとか、除雪は今後どうなるのでしょうか。

**○尾藤環境部廃棄物処理課長**　先ほどの答弁のとおり、発生ガス量等の一部の環境調査を継続することとしておりますので、測定箇所までの通路等については必要最低限で草刈りや除雪を継続することとしております。

**○石川厚子委員**　必要最低限の草刈りと除雪は継続するとのことですね。

使わなくなった施設の撤去についてはどういった見込みなのでしょうか。

**○尾藤環境部廃棄物処理課長**　管理事務所や水処理施設などの不要となる施設は撤去する方向で考えておりますが、施設規模が大きく、多額の費用が見込まれることから、今後において、調査業務により解体費用を算出し、財政部局と協議し、有利な財源確保に努めながら施設解体に係るスケジュール等について検討してまいります。

**○石川厚子委員**　確かに撤去するのにも多額の費用がかかりますよね。

平成１３年１２月３１日付で旭川市と江丹別地域が取り交わした協定書には、廃棄物の処分を完了した跡地について、植栽などにより以前の緑豊かな自然環境に復するよう努めるものとするとあります。

跡地の復元についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

**○太田環境部長**　跡地につきましては、ただいま委員からの御質問の中にありましたように、旭川市と江丹別地域で取り交わしました協定書の中で緑豊かな自然環境に復するというふうに記載されておりますが、中園廃棄物処分場の廃止を議論、検討する中で、例えば、附属機関ですとか、地域の説明会などの場において、地域の方から、過去の約束にとらわれることなく、跡地の有効的な利用についても検討してほしいとの意見をいただいたところでもございます。

市といたしましても、協定書の締結から２０年以上が経過しているということですとか、その間の社会情勢の変化といったことも考慮しながら、今後も引き続き地域の声を聞きながら跡地の復元や利用については検討していきたいと考えてございます。

**○石川厚子委員**　芳野に最終処分場が設置される際、地域住民から大きな反対運動が起こりましたよね。当時は、燃えるごみも燃えないごみも一緒くたにして黒いごみ袋で捨てられていたので、やっぱり反対運動が起こったというのは分かるんですよ。

私が議員になった頃はもう既に使わなくなった中園処分場の維持管理費に年間１億円もかけているということに驚きました。しかし、今になってみれば、２１年間にわたり維持管理されてきたことに敬意を表したいと思います。

今後も、地域の方々との話合いを進めながら、どういった跡地の復元、利用ができるのかということを検討していただきたいと述べまして、私の前半部分の質疑を終わらせていただきます。

**○品田委員長**　暫時休憩いたします。

休憩　午後２時３８分

---

再開　午後３時１０分

**○品田委員長**　再開いたします。

御質疑願います。

**○塩尻委員**　それでは、早速、質疑に入っていきたいなと思います。

全然関係ない話でございますけども、何やら向こう側の委員会室でもシステム上のトラブルが続いているみたいで質疑が止まっていて、心配だなと思っています。

自分が議員になって１年目の後半にコロナ禍が始まって、１期目の４年間について頭に残っているのは、コロナ対応が大半を占めていて、当時、臨時議会ということで、毎月のように議会が開催されて、様々な政策が行われていました。５類に移ってもう大分たちますけども、その当時の状況を振り返りながら、また、現状を確認しながら質疑を行っていきたいなと思っております。

今後どうすべきなのかということを検証しなければ、本当に正しかったのか、今後どうしなければいけないのかというのは分かりませんので。ただ、その中で国のほうでは、一部、データの収集をやめてしまったりとか、本当にこれで正しい検証結果が得られるのかどうか分からないところもありますので、不安を感じるところでもあります。

また、当時、任意と言いながらも、やはり実質的には暗黙のうちにプレッシャーというか、心理的な力を感じる場面も多々ありまして、今後は、できる限りそういったことのないような方向で対応策、検討をしていただきたいなというふうに思っております。

前回のコロナ禍で、ＩＴ技術など、いろんな技術が進歩して、民間でも行政でも使うようになってきていますので、同じことが起きた場合でも同じようにはならないのかなというふうに思う反面、これからお聞きしますけれども、ワクチンの接種率などを見る限り、だんだんワクチンを打たなくてもいいのかなと思う方も増えてきていると思うんですね。そうなってくると、自治体の皆さんとしては大変な思いをまたする可能性もありますので、こういったことも含めて今後は対応していただきたいと思っております。

まず、予防接種費について、事業概要と決算状況を伺いたいと思います。

**○阿保健康保健部保健所保健予防課長**　予防接種費の事業概要としましては、感染症の発生及び蔓延の予防、個人の発病及びその重症化の防止を図ることを目的に、予防接種法に基づき、市民に定期予防接種等を実施するものでございます。

令和６年度の決算状況につきましては、当初予算額７億７千２１万９千円に、新型コロナワクチン定期接種化に係る事業費や健康被害救済制度の医療手当請求分、ＨＰＶワクチン等接種者の増加に伴う委託料の補正予算６億７千７３７万３千円を加えた予算現額１４億４千７５９万２千円に対し、決算額が１１億７千２９１万６千２０７円となっております。

**○塩尻委員**　この決算状況に対して、接種の状況の数字についてもお伺いしたいと思います。

**○阿保健康保健部保健所保健予防課長**　令和６年度より、生後６か月以上の方を対象としたこれまでの特例臨時接種から定期接種での実施となり、接種対象者としましては、６５歳以上の方に加え、６０歳から６４歳までの心臓、腎臓、呼吸器等、障がい等級１級相当の方への実施となりまし

た。

令和６年度の接種状況としましては、接種者数２万２千３４９人で、接種率は１９．９５％となっております。

**○塩尻委員**　そちらの不用額についても伺いたいと思います。

**○阿保健康保健部保健所保健予防課長**　不用額につきましては２億７千４６７万５千７９３円となっておりますが、主な要因としましては、定期接種となりました高齢者等新型コロナワクチンの接種者が想定していたよりも半数程度減少したことにより、委託料２億６千９６４万２５円の不用額が生じたことによるものでございます。

**○塩尻委員**　接種率が１９．９５％ということで、パークゴルフとかで高齢の方と一緒に回ることも結構あるんですけど、何回打ったのかという話を聞くと、ちゃんと打っている方が結構いるんだなと思ったんですけど、意外と接種率が約２割ということであります。

この状況、この要因についてどのように捉えているのか、伺いたいと思います。

**○阿保健康保健部保健所保健予防課長**　当初の接種率を下回った要因についてでありますが、昨冬の市内の新型コロナ感染症の動向として、年末年始には増加する傾向が見られましたが、その後、大きな感染拡大には至らず、やや高い状況で推移しておりました。このように発生状況が比較的落ち着いていたことが市民の接種行動の抑制に影響を与えたものと推測されます。

また、定期接種化により、接種費用が無料から有料に変わり、市民税課税世帯の方は３千円の自己負担額が必要となり、経済的負担が増加したことや、接種開始前に新型コロナに感染してしまい、接種を行わなかったなど、幾つかの要因があると捉えております。

**○塩尻委員**　当時、接種疲れなんていう言葉があったり、やはり、自己負担が出てくると、お金がかかるんだったらいいやとなることもあるのかなというふうに思います。

ちなみに、今年度の感染状況についてはどのようになっているのか、伺いたいと思います。

**○阿保健康保健部保健所保健予防課長**　令和７年度の新型コロナに係る感染症発生動向調査によりますと、４月から８月までは常に発生はあるものの、令和６年度の同時期に比べますと低い状況にあり、大きな変動はなく経過しておりました。

９月以降はやや増加傾向にあり、施設等での集団発生の報告も受けておりますことから、例年の傾向で考えますと、今後、感染が拡大する可能性もあり、注視する必要がございます。

**○塩尻委員**　当時は、テレビをつけたりするといろんなニュースが流れていて、よく言葉として聞こえてきたのが集団免疫を獲得することによって落ち着くんじゃないかということでした。

ただ、ワクチンの接種をするしないに関係なく、あるいは、新型コロナウイルスに罹患しようが、結局、かかる人は何度もかかって、かからない人は全然かからないということもあったかなと思うのです。

結局、集団免疫というのは新型コロナウイルスに関しては効果のないことだったのかどうか、見解を伺いたいと思います。

**○阿保健康保健部保健所保健予防課長**　集団免疫につきましては、これまでの新型コロナワクチン接種で獲得しただけではなく、新型コロナへの感染による免疫の獲得も加わり、現在でも集団レベルの免疫が相当程度獲得されている状況であるという治験が出ております。

また、新型コロナワクチンの効果としましては、感染予防や発病予防効果の持続期間は２～３か

月程度と限定的である一方、重症化予防効果は１年以上持続することなど、感染し、発病したとしましても、入院や集中治療等の重症化の予防につながるものであったことから、新型コロナウイルスに対し、一定の効果はあるものと認識しております。

**○塩尻委員**　続きまして、これも数字で過去の質疑でも出ておりますけれども、新型コロナワクチンに係る健康被害救済制度についてなんですけども。

この申請数と認定数について伺いたいと思います。

**○阿保健康保健部保健所保健予防課長**　新型コロナワクチンに係る予防接種健康被害救済制度への申請数につきましては、令和３年６月から令和７年９月までで申請数は４５件、そのうち、認定数は３３件となっており、不認定は３件で、残り９件は審議中となっております。

**○塩尻委員**　４５件中不認定が３件ということで、現在は認定数３３件と、認定率というのは結構高いのかなというふうに思います。残り９件あるということでしたが、時間がかかるということです。できる限り早く認定していただきたいところでありますけども、これは国でやっていることなので、皆さんに早くしてほしいと言ってもどうにもならないところかなと思います。

今回の救済制度についてですが、重篤化した方、あるいは、亡くなられた方の御遺族など、そういった方からの声がすごい大きくなってきたのかなと思っております。当初は全然認定されないんじゃないかというふうに感じていましたけども、ちゃんと認めていただけているというのはありがたいなと思っています。

当時は、旭川市内でも健康だったのに亡くなったという方もいらっしゃって、本当にそういう方が救われないといけないよなと思いながら、地方議会ではどうこうできる問題でもないという現実を見ると結構悲しい思いをしていました。

予防接種に係る健康被害に対する給付額が定められていると思いますけども、どういったものなのか、伺いたいと思います。

**○阿保健康保健部保健所保健予防課長**　予防接種健康被害救済制度の給付につきましては予防接種法に基づき定められているものであり、新型コロナワクチンにかかわらず、全ての定期予防接種等に適用されるものでございます。

**○塩尻委員**　どうしても死亡してしまった方、亡くなられた方、重篤な副反応が発生してしまったりする方に目が行きがちで、私も、当時、この一覧表は見ていたのですけども、重篤なものばかりを気にしていて、言い方は悪いかもしれないですけども、軽微、軽度というか、通院だけで済む方に対し、もうちょっといろんな情報提供をできればよかったのになと後悔しているところもあります。

これは調べると分かるのですけど、調べないと分かんないんですよね。そのあたり、こういった救済制度があることを市民の方々には十分に周知されているのかどうか、また、通院とか入院での申請があったのかをお聞きしたいと思います。

**○阿保健康保健部保健所保健予防課長**　予防接種による健康被害救済制度につきましては、接種時の説明資料や接種勧奨の案内、市ホームページなど、様々な機会を活用し、接種対象となる方へ周知をしているところです。

また、被接種者等が自ら予防接種による健康被害を疑うだけではなく、接種医やかかりつけ医からも勧められて申請に至る事例もあり、医師等にも健康被害救済制度の申請に係る協力依頼を行っ

ております。

なお、現在も通院や入院治療を受けている方からの申請についてのお問合せや相談が寄せられており、今年度におきましても令和７年１０月９日現在で７名が申請しております。

**○塩尻委員**　現在は医師の方にも協力していただいていると。当時は、恐らく医師の方でもこういう制度を知らない方がたくさんいたのだと思うのです。

本来は、当時、これを誰もが知っていて、この制度が使えるよというのが分かっていたら、もっといろんな申請が来ていたと思いますし、そこで困っている方に手を差し伸べることができたのかなと。それができなかったことがとても悔やまれるところでありますし、後悔するところでもありますので、ぜひ、今後こういった制度をもっともっと周知していただいて、そういう状況が起きたら、すぐに申請できるんですよと言っていただければと思います。恐らく、医師の方を通じてが一番だと思うのですけども、そういうことも対策の一つとして行っていただきたいなと思います。

次に、感染症予防対策費に移っていきたいと思います。

まず、事業概要と決算状況について伺いたいと思います。

**○阿保健康保健部保健所保健予防課長**　感染症予防対策費の事業概要としましては、感染症の予防及びその蔓延防止を図ることを目的として、感染症に関する正しい知識の普及や情報収集・分析、感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講じるものでございます。

令和６年度の決算状況につきましては、当初予算額１千８５８万円に対し、会計年度任用職員の報酬や償還金等の補正予算及び流用額の４３万３５０円を加えた予算現額１千９０１万１千円に対し、決算額は１千６７４万２千１８０円で、不用額は２２６万８千１７０円となっております。

**○塩尻委員**　今回は新型コロナウイルス感染症に関わるところでお聞きしていきたいなと思いますので、新型コロナウイルス感染症に関わる費用について伺いたいと思います。

**○阿保健康保健部保健所保健予防課長**　新型コロナウイルス感染症につきましては、発生動向の調査や予防対策に関する啓発などを行っており、感染症予防対策費の中で他の感染症と併せて予算措置しております。

**○塩尻委員**　当時、いろんなことがその日、その日でどんどん変わっていったり、全てが想定外の出来事だったのかなと思っております。

現場でも本当に混乱が生じていて、情報がちゃんと全員に伝わっているのかどうかも分からないぐらいで、皆さんも大変な思いをしながら対応していただいていたかと思います。最初は、いろんなことを質疑で確認しなきゃということで、臨時議会とか本会議とか、コロナ対策をやるたびにいろんなことをお聞きしてきましたけど、だんだん皆さんの邪魔にならないようにすることを優先しなきゃいけないなと思ったことを思い返しました。

当時、かなりそういった混乱が生じていたと思うのですけれども、現在の状況についても伺いたいなと思います。

**○阿保健康保健部保健所保健予防課長**　新型コロナウイルスは、令和５年５月８日に感染症法の５類感染症に位置づけられ、これに伴い、感染対策については、個人の主体的な選択を尊重し、個人や事業主の判断に委ねられることになりました。しかし、医療機関や施設においては、その後も新型コロナの集団感染が起こるなど、いまだ終息するには至っておりません。

現在は、感染者が速やかに治療を受けられる医療提供体制が整備されており、各施設等では、過去の経験を生かしながら、学んだ感染対策のスキルを基に対応されておりますことから、治療法が確立されず限られた医療機関での治療を受けることしかできなかった時期と比べますと、こうした点が大きく変わってきたものと捉えております。

**○塩尻委員**　何度も言いますけども、当時は、未知のウイルスということで、対応方法もその場、その場でのもので、結構場当たり的な対応になっていた場面もあったのかなと思っていましたし、本当にこの対策でいいんだろうかということも多々ありました。

ただ、分からないなりにいろんなことを考えながらどうすべきかという最善策を見つけながらやっていただいていたかと思うのですけども、当時、ニュースを見ていても、いろんな話が出ていて、コメンテーターもいろんな見解を述べていて、何を信じればいいのか分からないところも結構あったかなというふうに思うんですね。

当時を振り返ってみて、間違っていたなという点やもっとこうすべきだったという点があれば伺いたいなと思います。

**○阿保健康保健部保健所保健予防課長**　新型コロナウイルス感染症は、未知の感染症として国民が免疫を獲得していないことから、急速な蔓延により生命や健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症であり、その特性や感染性といった特性の異なる多様な変異株に対応しなければならない状況にありました。

そのため、ウイルスの変異や科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済状況等も踏まえながら、国においては対策を切り替えて対応したところでございます。

国のこうした対応については、未曽有の危機に直面する状況において、次々と出現する変異株等、変化する状況や課題に対し、医療機関や事業者、専門家や国民の協力を得て最大限対応しようとしてきたものであり、国民の生命や健康の保護を重視した対策を適切に選択し、実践してきたものと認識しているところでございます。

**○塩尻委員**　先ほども申し上げましたけど、皆さんとしては最善策を模索しながら一生懸命頑張っていただいたということかと思います。

ただ、これまでにいろいろとやり取りをしていて感じるのは、周知する部分が特にそうなんですけども、国からの通達とか通知とかいろんな指示とかが来て、情報が入ってきていましたよね。皆様はそれを目にするので、当然分かっていて、例えば、ホームページに載せるとか、いろんな紙面に広告として載せるとか、「あさひばし」を使うなど、いろいろあったかと思うのですけども、結構そういうものを見ない人のほうが多いかなと思うのです。

今回感じたのはというか、今までもずっと感じていたのですけども、周知というのは本当に難しいですよね。何かに載せるなど、探せばいろんな手段はあるけど、できることは限られているというところがもどかしいところでありまして、かといって、できるだけ多くの人に、現在、こういう状況なんですよと伝えなきゃいけないわけで、その辺も課題の一つなのかなと思いましたし、当時の議会でも周知できているのかという質問も結構多かったのかなと思います。

以前の新型インフルエンザが猛威を振るったときに新型インフルエンザ対策行動計画が立てられました。今回、コロナが始まったときも、いろいろ調べて、すぐそれにたどり着いて、どういう対

応をすべきなのかとなったかと思います。国として決められていることを調べ、確認して、国ではこういう方針になっているけど、皆さんのところではちゃんとできているんですかと聞いたりしました。

そういった行動計画は、新型コロナウイルス、コロナ禍において役に立ったのかどうか、想定どおり行動できたのかを伺いたいと思います。

**○阿保健康保健部保健所保健予防課長**　新型インフルエンザ等に係る行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府、都道府県、市町村にそれぞれ策定が義務づけられており、本市においても新型インフルエンザ等が発生した際の対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を定める旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しております。

このたびの新型コロナウイルスについても、同計画の下、発生段階に応じた実施体制を組み、対策に取り組んでおりましたが、初動からの医療提供体制の構築や感染拡大防止と社会経済活動の両立、人材育成などの課題もあったことから、国においては、今回の新型コロナの経験等も踏まえ、令和６年７月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画を改定しており、本市においても、現在、市行動計画について改定作業を進めているところでございます。

**○塩尻委員**　国でもいろいろと対策を考えつつ、本市においても旭川市感染症予防計画というものが作成されているということです。

これはどういったものなのか、伺いたいと思います。

**○阿保健康保健部保健所保健予防課長**　旭川市感染症予防計画は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症の発生予防及び蔓延防止のための施策、医療提供体制の確保に関する事項など、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な考え方を示すものとして令和６年４月に策定したものでございます。

**○塩尻委員**　その作成したものもある程度読ませていただきましたけど、やはり文字ばかりなんですね。ずっとずらっと文字が並んでいて、市民の方はそれを見るのかといったら見なくて、あくまでも行政側の対応マニュアル的なものなのかなというふうに感じます。

例えば、当時もパーティションを用意して、密を避けたり、飛沫が飛んでこないようにしたりしていました。でも、本来はもっと換気すべきだったわけです。しかし、換気をすべきだという話というよりは、飛沫を避けましょう、接触しないように、３密を避けてという話で、そこで情報が止まっている人がたくさんいたと思うのです。

実際、私もいろんなお店なんかに行ったとき、それで満足していて、物理的にできないところもありますけど、換気はしていなかったところがありました。そこで、気づいたときには、換気が必要なんですよ、そっちのほうが大事ですよという話もしましたけど、結局、やはり周知ができないでいました。また、市民の方も、常に情報を取っている方と、こうすればいいんだと分かったらそれだけずっとやっている方もいます。

だから、今後どうしていくかというのが大事なところかなというふうに思うのですけども、この行動計画を基に本市としてはどのような取組を行っていくのか、伺いたいと思います。

**○阿保健康保健部保健所保健予防課長**　感染症予防計画、あるいは、行動計画に基づく取組といたしましては、新型インフルエンザ等感染症が発生した場合に速やかに医療が提供できる体制となるよう、入院病床や発熱外来に対応する医療機関等として、北海道と医療措置協定を締結する医療機

関の確保に協力するほか、有事への備えとして、平時からの医療機関との連携体制の構築や患者の搬送訓練、感染症予防に関する人材の養成及び資質の向上を目的に保健所職員を対象とした研修等を実施しております。

**○塩尻委員**　もともとあった新型インフルエンザの行動計画を見ると、それには図解もあって、ワクチンを接種するときにどういう経路で、なるべく人が近くに寄らないように入り口と出口を別にするとか、いろんなことが書いてありましたけど、それ見た瞬間、これは無理じゃないかなと感じるものがありました。そのほかにも、行動計画の中には、地域地域の医療機関や小さい病院では絶対にできないぞというものも結構あったりしました。

ただ、国としては、やはり、大きな病院というか、考える規模が違うので、そういったことになるのだとは思うのですけども、結局、無理だろうとは思いながらも図解があると分かりやすいんですね。

今回も、結局、市がこうですよと言って、それをやるというよりは、ニュースとかを見て、それをまねして対策するという人も結構多かったと思うのです。それは、やっぱり文書では分かりづらいからだと思うのです。そう考えると、例えば、今のフェーズがどういう状況で、感染経路にはどういうものがあってというのを図や絵で示し、今この状況だからこうしなきゃいけないと、連動させて分かりやすくする必要もあるのかなって、いかに市民の方が分かりやすく行動できるかということが大事だと思っています。

そういったことも含めて、今後、これで計画をつくりましたで終わりじゃなくて、令和６年４月に策定しましたけども、それを基にどんどんどんどんアップデートしながら、どうすれば分かりやすくなるか、伝わりやすくなるかを検討しながら対策を進めていただきたいなと思います。

以上で、この項目に対しての質疑は終わりたいと思います。ありがとうございます。

次は、一般質問でもいろいろとお聞きしましたごみステーションの関係です。

４款２項１目のごみステーション環境整備費について伺いたいなと思います。

一般質問でもどういう意図で質問しているのかをお話ししましたけども、決算のほうでちょっと細かい数字とか、本当はもっと違うところに行きたかったのですけども、そこには行けなかったのですが、聞けるところを聞いていきたいなというふうに思います。

まず、ごみステーション環境整備費の事業概要と令和６年度の決算状況について伺いたいと思います。

**○佐藤クリーンセンター主幹**　ごみステーション環境整備費につきましては、ごみの分別の徹底など、ごみステーションへの適正排出を図るため、地域の方々の自主的活動の推進、支援などを行うものでございます。

令和６年度における事業の概要につきましては、ごみステーションのカラス対策用ネットやパトロールの際に着用する腕章の貸出しのほか、ごみステーションに設置する啓発用のラミネート看板の作成、分別など、排出マナーが良好な町内会設置のごみステーションの検証、地域と連携し、ごみの適正排出を支援する家庭ごみ適正排出サポート事業などを行ったところでございます。

令和６年度決算の概要につきましては、当初予算６６万円に対し、支出済額が５９万３千９６８円で、不用額が６万６千３２円となっております。

**○塩尻委員**　燃えるごみ、燃えないごみについて、いつからでしたかね、もう何か当たり前のよう

にごみ袋は有料だというイメージがついているので、いつ頃からだったかなと思い返していましたが、全然出てこないんですけども、有料化になって、それが収入として入ってきているのですよね。

年間の手数料の総額、皆さんの言葉で言うと手数料ですが、燃えるごみ、燃えないごみのそれぞれの年間の金額について伺いたいと思います。

**○佐藤クリーンセンター主幹**　令和６年度決算における家庭ごみ処理手数料の収入済額のうち、燃やせるごみに係るものは４億４２０万３千１００円、燃やせないごみに係るものは９千８９５万８千４００円、合計で５億３１６万１千５００円となっております。

**○塩尻委員**　集めたごみ袋代はどういったものに幾ら使われているのか、お示しいただきたいと思います。

**○佐藤クリーンセンター主幹**　令和６年度における燃やせるごみ、燃やせないごみの処理手数料を充当している事業及び充当額は、分別収集した資源物の中間処理や資源化を行う資源リサイクル費に２億５千３６０万６千６９４円、指定ごみ袋等の製造、保管、配送等を行う家庭ごみ処理費用適正化事業費に１億９千６１２万２千１７４円、家庭ごみの収集、運搬を行うごみ収集運搬費に４千５８０万５千９円、小型家電、布類等の回収、資源化を行う資源ごみ回収推進費に７６２万７千６２３円となっております。

**○塩尻委員**　ただいま御答弁をいただいた中で、有料のごみ袋代で集まったお金を様々な事業に使われているということであります。

その中の資源リサイクル費に話を移していきたいと思うのですけども、リサイクルは、当然、再生可能エネルギーだったり環境に優しい、ＳＤＧｓだということで様々な取組が行われてくるようになってきております。

この資源リサイクル費の事業概要、そして、決算状況について伺いたいと思います。

**○佐藤環境部廃棄物政策課長**　資源リサイクル費につきましては、ごみの資源化を推進するため、分別収集した資源物の中間処理や資源化を実施するものでございます。

令和６年度の決算額につきましては、予算現額３億２千２８万８千円に対しまして、決算額３億１千４１５万２千８７１円、不用額は６１３万５千１２９円となっております。

なお、決算の内訳といたしましては、プラスチック製容器包装の資源化に１億７千９５０万２９５円、ペットボトルの資源化に７千３９９万３千８０９円、紙製容器包装の資源化に５千６５２万９円、乾電池、蛍光管等の資源化に４０５万８千９１円、その他事務費等が８万６６７円となっております。

**○塩尻委員**　先ほどは資源リサイクル費にごみ袋代で集まったお金から２億５千万円ほどが充てられているということでしたが、資源リサイクル費の事業の決算状況においては３億円ちょっとですから、大体半分ぐらいなのかな、ごみ袋代で集まったお金の結構な金額が資源リサイクル費に使われているのだなというふうに思います。

次に移りますけども、リサイクルされているプラスチック製容器包装とペットボトルの中間処理業務ではどのような作業が行われているのか、伺いたいと思います。

**○佐藤環境部廃棄物政策課長**　分別収集しました資源物のうち、プラスチック製容器包装やペットボトルなど、容器包装リサイクル法の対象となっている品目につきましては、同法が規定する分別

基準を満たすため、中間処理を行っております。

中間処理施設では、搬入された資源物を袋から取り出し、資源化できない異物や汚れがあるものなどを選別し、取り除いた後、一定の大きさに圧縮し、バンド等で梱包するなどしまして再商品化施設に搬出をいたしております。

**○塩尻委員**　ただいま御答弁いただいた流れで中間処理が行われて、その後、どういう流れで再利用されているのか、伺いたいと思います。

**○佐藤環境部廃棄物政策課長**　資源物の再商品化につきましては、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託をいたしておりますが、中間処理を行った後の資源物は、同協会が指定する再商品化事業者に引き渡されまして、様々な製品に再商品化されております。

なお、同協会では、再商品化が適正に行われるよう、再商品化の方法や処理施設の能力、再商品化製品の利用などにつきまして一定の要件を定め、再商品化事業者の登録を行っているところでございます。

**○塩尻委員**　容器包装リサイクル法に規定する容器包装の市町村負担分に係る再商品化業務というものはどのような業務なのか、伺いたいと思います。

**○佐藤環境部廃棄物政策課長**　容器包装リサイクル法におきましては、容器や包装を製造、輸入、あるいは、利用などをしている特定事業者に対しまして、それらの容器包装が廃棄物として排出される量に応じた再商品化の義務を負わせておりまして、再商品化に要する費用を特定事業者の負担としているところでございます。

しかし、一定の基準に満たない小規模事業者につきましては、この適用が除外されているため、これらの事業者に係る再商品化費用につきましては市町村の負担とされておりまして、市町村が回収した資源物を日本容器包装リサイクル協会に引き渡して再商品化を委託する際、一定の市町村負担が発生するため、市町村から同協会に対しまして再商品化費用を支払うことになるものでございます。

**○塩尻委員**　この業務の入札結果調書を見ると、引渡し予定量が定められております。この数値と誤差があった場合、どのようになるのか、伺いたいと思います。

**○佐藤環境部廃棄物政策課長**　日本容器包装リサイクル協会への再商品化の委託に当たりましては、年度当初に直近の実績を基にしました引渡し見込み予定量で契約をいたしておりますが、その後、実際の引渡し量が確定した後、この量に同協会が定める再商品化実施委託単価と市町村負担比率というものを乗じまして委託料の額を決定して支払っているところでございます。

**○塩尻委員**　よくある後で精算するというものですね。

今御答弁いただいた市町村負担比率はどういうものなのか、伺いたいと思います。

**○佐藤環境部廃棄物政策課長**　市町村負担比率とは、容器包装リサイクル法に基づく再商品化に係る費用に占めます特定事業者が負担すべき費用を除いた費用の割合のことでございますが、これにつきましては、年度ごとに国が決定し、日本容器包装リサイクル協会を通じて示されているところでございます。

なお、令和６年度の市町村負担比率につきましては、ガラス瓶の無色が５％、同じく茶色が１２％、同じくその他が８％、ペットボトルがゼロ％、プラスチック製容器包装と紙製容器包装がそれぞれ１％となっております。

**○塩尻委員**　次に、再商品化実施委託単価というものが定められておりますけども、これどういったものなのか、伺いたいと思います。

**○佐藤環境部廃棄物政策課長**　再商品化実施委託単価につきましては、資源物の再商品化を実施するに当たりまして日本容器包装リサイクル協会が品目ごとに定めているものでございます。

　この単価につきましては年度ごとに定められておりますが、その年に見込まれる再商品化に要する総費用をその年に見込まれる再商品化委託申込み量で割り返して算出されております。

**○塩尻委員**　いろいろお聞きしてきましたけども、今お聞きしたものの決算状況について伺いたいと思います。

**○佐藤環境部廃棄物政策課長**　市町村負担分に係る再商品化業務の令和６年度の決算額につきましては、ガラス瓶が２２０万５千６０２円、紙製容器包装が３９万４千６５３円、プラスチック製容器包装が３５９万７千８９１円となっております。

**○塩尻委員**　いろいろとお聞きしてきましたけれども、リサイクルで集めているものも、サーマルリサイクルで、結局、６０％ぐらいでしたか、これを燃やすことになっているわけですよね。それもお聞きしようと、その先に行こうと思ったら、令和３年に既に質疑があったのですね。そして、そこから数字はあまり変わっていないので、今回お聞きするのはやめます。

　でも、結局、リサイクルしているはずなのに、ちゃんと分別してごみを捨てているはずなのに、結局、燃やされているのでしたらあまり変わらないのかなと思います。ただ、今後もいろいろと数字が変わってくるでしょうから、変化が起きた時点でお聞きしていきたいなと思いますので、この続きはまた改めて行わせていただきたいなと思います。

　では、先ほどのごみ袋の話に戻ります。

　結局、今、リサイクルのごみを集めるのにも結構なお金がかかっていて、資源リサイクル費なんかはごみ袋代の半分ぐらいを充てられていることになっています。そこでの単純な疑問ですけども、なぜ燃えるごみと燃えないごみだけが有料化されていて、それ以外のごみ袋は有料化されていないのかです。

　そうしている根拠について伺いたいなと思います。

**○笠井クリーンセンター所長**　指定ごみ袋の有料化は、ごみの排出量の削減とリサイクルの推進を目的としており、廃棄から資源化への流れを促進するため、手数料徴収の対象を燃やせるごみと燃やせないごみに限定する一方で、ペットボトルやプラスチック製、紙製の各容器包装などの資源ごみはその対象から除外し、排出するごみの量に応じて負担額が変わることで減量化や分別徹底の動機づけが働くようにしたものであります。

**○塩尻委員**　なるべくごみを少なくしたいというとき、有料だったらできるだけ使わないようにしようという気持ちが働くというのは理解できるところでございます。

　この質問をしているのは、ほかものも有料化したほうがいいんじゃないかということじゃなくて、使う側というか、私も市民の一人で、もちろん無料のほうがありがたいですので、そのまま進めていただけるのが一番いいのかなというふうに思うのです。それ以上に、リサイクル率というか、リサイクルに係る効率をもっと高められるのであれば、そっちのほうにどんどん力を入れていっていただきたいなというふうに思う次第です。

　現在、ごみ袋の手数料の料金についてもいろいろと検討されているところがあるようですけど

も、現状の決算状況を踏まえた上で、そして、今後とも物価高騰が続いていくでしょうけども、そういったことを理由に料金の改定を検討されているのか、伺いたいと思います。

**○笠井クリーンセンター所長**　本市における使用料、手数料につきまして、受益と負担の適正化に向けた取組指針に基づき、見直し作業を行っており、ごみ袋に係る手数料につきましても、現在、コスト算定を進めているところでございます。

コスト算定に当たっては、ごみ袋の製造やごみの収集、運搬、運搬後の焼却や埋立て処分等に係る経費を対象としておりますが、物価高騰の影響により、そのような経費についても増加傾向にあると捉えております。

現時点でごみ袋の料金を改定するかについては定まっておりませんが、そうした経費の増加も踏まえて検討を進めております。

**○塩尻委員**　なるべくごみ袋代は上がらないほうがありがたいですね。そして、もし料金改定をすることになるのであれば、なってから言っても変わらないというか、駄目なので、今、意見をお話ししておきます。

料金を改定したら、旧ごみ袋と新ごみ袋で入れ替わりのタイミングが来ます。そのときを見据え、いろいろと考えていることもあるかと思うのですけれども、市民の方が困ったり、混乱を招いたり、効率が悪くなったり、そういうふうにならないような対応をしていただきたいなというふうに思います。

話はまた替わるのですけども、先日の一般質問でもごみステーションのネットの話をしました。カラス対策ネットですね。こちらは貸出しを行っているということでありましたので、その数だったり、状況について、また、総数はどれぐらいあるのか、どれぐらいの町内会に貸出しをしているのか、これについて伺いたいと思います。

**○佐藤クリーンセンター主幹**　本市のカラス対策用ネットの貸出し状況についてですが、令和７年８月末において、５０４町内会のほか、集合住宅など、１０９か所に２千８５枚を貸し出しております。

**○塩尻委員**　現在の在庫状況と運用状況について伺いたいと思います。

**○佐藤クリーンセンター主幹**　本市におけるカラス対策用ネットの運用状況につきましては、現在、そのほとんどが貸し出されている状況にあり、返却されたものは必要に応じて補修等を行い、再度使用が可能なものについて貸出しを行っている状況でございます。

現在、貸出し可能なネットの在庫状況につきましては約２０枚程度となっております。

**○塩尻委員**　貸出し枚数は２千枚を超えているのだけど、在庫としては２０枚程度しかないということですね。しかも、どんどん古くなっていって、消耗していって、それを補修、修繕しながら使われているということでありました。

残りが２０枚しか在庫がないと、市内全域で使っている網がどんどん古くなって壊れたとき、貸出しができない状況になるということで、もう少し在庫を用意しては、そんなに多額ではないと思うので、もうちょっと余裕を持って用意しておいたほうがいいのかなと思いますので、少し予算の獲得を頑張っていただきたいなというふうに思います。

次に、鉄かごのごみステーションを設置している箇所と網のみの設置箇所についてお示しいただきたいと思います。

**○佐藤クリーンセンター主幹**　本市には、令和７年８月末において、全部で１万１０５か所のごみステーションがありますが、そのうち、全て鉄製のごみステーションが７千５０１か所、ネットのみのものが８７か所となっております。また、そのほかにも鉄製でネットを併用しているものが１千４２１か所となっております。

**○塩尻委員**　いろいろと聞かせていただきました。

現在の燃えるごみと燃えないごみの有料のごみ袋の集まる金額が５億３１６万円ということでありました。

一般質問の際にもお話ししましたけども、いろいろと細かい金額を聞いていくと、維持管理について考えると外部委託というのも選択肢の一つであるのかなと思います。

時間もあるので、細かく話をしていきたいなと思います。同じ話ですので、なるべく短くしますね。町内会にもよりますけど、町内会を通じて払っているお金が２００円だったり３００円だったりということです。街灯費の維持費、電気代とかもあるので、それをそのままそっくりというわけにはいかないですけども、ある程度を外部委託料、ごみ袋代に転嫁し、負担を増やすんじゃなくて、今負担しているものの負担先を変えるということです。

今聞いた数字でいくと、鉄製のごみステーションは７千５０１か所ということでしたよね。今は、４戸以上のアパート、共同住宅にも設置するようになっていますので、町内会のごみ箱の横にアパートのごみ箱というか、ごみステーションがあったりといったことも結構発生しているのかなと。

でも、そうしたところは市の維持管理費で外部委託すれば１個で済むよといったところも多分出てくると思うんですよね。そうなってくると、管理しなきゃいけないステーションやネットの数がもうちょっと減ってくるのかなというふうに感じるところです。そういうことから現実的に外部委託も視野に入れてもいいのかなと。

ただ、町内会を通じないと、維持管理できなくなり、ごみが散乱したり、ごみ箱の設置場所として民間の敷地を使っているところもあるということで困り事が出てくるかもしれませんけども、費用がかかる部分だけはこちらでやる、費用がかからない部分は協力してもらうというようにやっていけば、うまくできる方法になるのかなというふうに思うんですよね。

しかも、一般質問のときは、除排雪事業者にやってもらえば夏の雇用にもつながるということも申し上げましたけども。そういったことにこだわらなくても、どういう形かでも外部委託することで市内の事業者の仕事が増えるのです。人手不足もありますけれども、そういったことも必要なのかなと思いますし、やってみたら意外とうまくいく可能性もあるのかなというふうに思いますので、そういったことも模索していただければと思います。選択肢はたくさんあったほうがいいですから、いろんな選択肢をつくって、検討材料にしていっていただければなというふうに思います。

この項目については以上で終わりたいと思います。

最後です。

今日も中園処分場の話が出ておりました。

私も、処分場については、大分前、たしか、コロナ禍のときに気になって１回お聞きしたことがあったと思います。質疑まではしなかったですが、率直に言うと、メガソーラー発電事業が行われているということで、一番最初におかしいんじゃないかと思ったのが、その応募をしてきた事業者

がいて。これは公表されているので、名前を出してもいいと思うのですけど、スカイソーラージャパンです。実際に事業を始めるとき、どういう会社として始めることになったかというと、ＳＳＪメガソーラー４１合同会社で、何で応募してきた会社と実際に事業を行う会社が違うんだろうというところからスタートしました。

当時、コロナ禍でばたばたしていましたし、あまり余裕もなかったので、また、当時、問題はないんですということでお聞きしていたので、深く調べたりもしなかったんですね。今回、問題がある、おかしいんじゃないかと言うわけじゃないんです。ただ、どうしても納得いかない部分や心配になってくる部分がありまして、今回、歳入からお聞きしながら入っていきたいなと思います。

この廃棄物処分場の歳入とその内訳について伺いたいと思います。

**○尾藤環境部廃棄物処理課長**　廃棄物処分場の歳入とその内訳につきましては、ごみ埋立処分手数料や電柱など、用地の行政財産使用料が６千８１７万８千６６円、処分場の敷地の貸付料が１２万７千６８０円、資源物の売払い収入が２３６万４千３１８円で、これらを合計した令和６年度の歳入の合計決算額は７千６７万６４円となっております。

**○塩尻委員**　この廃棄物処分場に関わる歳入の中で、今回は中園のほうの話を聞いていきます。

まず、メガソーラーが設置されている中園廃棄物処分場の今おっしゃっていただいた歳入、そして、決算額にメガソーラーに関わる金額が含まれているかどうか、そして、含まれているとすれば、どのような事業となるのか、お伺いいたします。

**○尾藤環境部廃棄物処理課長**　決算額には中園廃棄物処分場に設置しているメガソーラー関係の歳入も含まれており、令和６年度決算額は、送電線、電柱等の行政財産使用料として８千９１０円、発電施設の敷地貸付料として２万３千８８０円、合計３万２千７９０円となっております。

また、事業概要についてですが、発電量は年間約２１０万キロワットアワー、対象面積は約６万４千平方メートルで、発電事業期間は平成２８年１月から２０年間となっております。

**○塩尻委員**　平成２８年１月から２０年間ということなので、もうすぐ折り返しとなってくるのかなというふうに思います。

今回、最初に気になった点を申し上げましたけど、もう一つ気になったのは、土地の賃料がすごい安い単価だなということです。位置が位置だし、それに使用用途もあまりないので、確かにそれが理由で安くなっているのかなと思っていましたが、すごい安いと思った記憶があります。

この場所にメガソーラーを設置した理由について伺いたいと思います。

**○尾藤環境部廃棄物処理課長**　メガソーラー設置の理由についてですが、平成２４年に国による再生可能エネルギーの固定価格買取制度が創設され、再生可能エネルギー施設の普及が推進されていたこともあり、中園処分場跡地の一部有効活用と処分場に対するイメージアップや地域の振興、雇用創出等を想定しながら、附属機関や地域と協議し、合意を得た上でメガソーラー事業者の公募を行ったものであります。

**○塩尻委員**　イメージアップとか、地域の振興とか、雇用創出とかということですが、この辺の細かいところはまた別な機会に聞かなきゃいけないかなと思っております。

当時の市議会の議事録とかを見ても、この話題にあまり触れられていなかったので、最初に気になったときも何でこのまま進んでいるんだろうなというふうに思っていました。確かに、当時、固定価格買取制度が始まりましたが、それは再生可能エネルギー、エコだということからだったと思

うんですね。

それで、みんながじゃんじゃんこの事業に参入してきて、ソーラー事業というか、ソーラー技術がそれほど進んでいない日本としては、どんどん外資系が入ってきて、そのあたりは私も本当に危惧していたところです。

ここは森林を伐採して設置しているわけではないので、まだいいのかなと思いますけども、もっと国内企業がもうかるような、経済が回るような政策を行っていただきたかったですね。結局、今、再エネ賦課金とかの取られる分が増えていくということで、生活がつらくなっていくといったことで、それに不満を持っている一人であります。今後、こういうものはできるだけ国内事業者で頑張ってほしいなという個人的な感想です。

このメガソーラーの事業者はどのようにして決まったのか、これについて伺いたいと思います。

**○尾藤環境部廃棄物処理課長**　平成２４年１１月から１２月にかけてメガソーラー設置事業者の公募を行ったところ、１事業者から応募があり、企画提案書を審査した結果、公募要項の応募資格を満たしていたことから、メガソーラー設置運営事業の候補者として決定しました。

**○塩尻委員**　１者の応募があったと。でも、先ほども申し上げましたけど、応募のときと事業スタートのときでは事業者名が違っていたのです。まだ調べ切れていないところがあるので、今回は聞かないですけれども、もっと調べていきたいなと思っています。

ここでの懸念の一つとして、大規模な発電施設が設置されていることがあります。この発電事業は２０年間ということでありますけども、事業の終了後、どのようになるのか、伺いたいと思います。

**○尾藤環境部廃棄物処理課長**　発電事業の終了後は、事業者の負担と責任において発電施設を撤去し、原状回復して返還することとなっております。

**○塩尻委員**　ここでちょっと気になる点があります。これは旭川じゃないんですけど、ほかの自治体で、結局、事業者として名前が出ているので、旭川市でやっているところだけは名前を出しますけども、ＳＳＪメガソーラー４１というところがあります。いろいろ調べるとすぐ出てきますけど、その４１というのは連番で、たくさんの会社による合同会社なのです。

ほかの自治体では、事業が開始したら数年後に閉鎖していたり、その会社はいろんな動き方をしていて、いつどうなるか、本当に大丈夫なのかと思うのです。

当時、問題としなかったのは資本関係があるからで、応募事業者と実際に行う事業者は親会社と子会社なのですかね。合同会社なので、出向社員とか、いろんな肩書名が入っていますけども、その応募者のスカイソーラージャパンという会社は、今、閉鎖して、ないんですね。違う会社に事業譲渡というか、吸収されている形ではありますけど。そう考えていくと、今、事業をやっている会社はどういう状況になっているんだろうと心配になってくるんですね。

会社ですから、うまくいかなかったら倒産だったり、撤退だったり、解散だったりということをする可能性もあります。買取り価格が下がっていくなど、いろんな社会情勢の変化などもありますし、そういうことを考えると、いつか撤退する、２０年を待たずにやめちゃうということも可能性としてあるのかなと思います。

そうなってきた場合、結局、あの設備は誰が撤去するのだということなんですね、そのあたりの対策というのは行われているのか、伺いたいと思います。

**○尾藤環境部廃棄物処理課長**　委員が御指摘のとおり、発電事業の期間は２０年あり、社会情勢の変容など、リスクもあることから、歳計外現金で原状回復補償金として３千万円を納めていただき、会計課で管理しております。万が一、原状回復が履行されない場合、この原状回復補償金は旭川市に帰属されることとなります。

**○塩尻委員**　補償金という形で３千万円を預かっており、履行されない場合はそれが旭川市による撤去費用に充てられるということでありました。それを聞いて少しほっとしました。

撤退の可能性も考えていましたし、先ほど申し上げたとおり、事業主体がいろいろと変わっているのです。例えば、旭川以外のところでもソーラー発電事業をやっていますので、合同会社名の数字のところが変わっているのです。ほかでも契約をされていて、何年何月というものがあるのですけども、契約している日付より前に住所が変わっているはずなのに、元の住所が後の契約で記載されていたりするのです。そういうのはおかしいですよね。

ほかには、何だか法人という別な会社の事務所内を住所として登記している合同会社もあります。でも、そのなんちゃらかんちゃら事務所内とした事務所はもう何年も前に引っ越しているとか、調べていくと、そういったことがどんどん出てくるんですよね。そういう事業者に旭川市の土地の上で事業を行わせているわけです。

手続上は法にのっとってしっかりやっているので、問題ないのは問題ないということだと思うのですね。でも、今回はお聞きしませんでしたけれども、どういう名前で歳入として土地代とかが入ってきているんだと心配になってくるんですね。

あと、応募要件の中では、地域のイメージアップにつながる活動だったり、いろんな取組をやらなきゃいけないと書いてあるんですね。今回はお聞きしませんけど、恐らくやっていないのかなと思うんですよ。旭川市内でその合同会社が環境についてどうのとか、この地域にどうのという取組を、分からないですよ、私が知らないだけで、やっているのかもしれないですけれども、目にしたことがなかったので。そう考えると、応募要件から外れているというか、応募要件で書いていることをやっていない状態になっているんじゃないかなと思うのです。そういうことがあると、今後のことを考えていく上で不安材料の一つになってくるんですね。

そして、先ほど３千万円とおっしゃっておりましたけども、最近、皆さんもいろんな事業やっていてお分かりかと思いますが、インフレスライドしていて、物価が上がっていって、全ての費用が上がっている中、３千万円で膨大な規模のソーラーパネルをどこまで撤去できるのかが不安になってくるところです。契約なので、仕方ないのかもしれないのですけども、対応も考えておかなきゃいけないのかなというふうに感じます。

まず、３千万円で処理できるのかどうか、また、何でこの金額になったのかが不思議で、この金額の決め方というのはどういうことだったのか、その根拠について伺いたいと思います。

**○太田環境部長**　３千万円で本当に処理できるのかということと３千万円の根拠についてでございます。

原状回復補償金の３千万円の内訳でございますが、太陽光発電施設の撤去費用として２千５００万円、それから、樹木の植栽費用として５００万円、これらを合計しての３千万円となってございます。

そのうち、太陽光発電施設の撤去費用の算出根拠につきましては、資源エネルギー庁に設置され

ております調達価格等算定委員会におきまして建設費の５％と示されてございまして、これを参考に、当時の建設費は５億円ということでございましたので、５億円の５％としての２千５００万円と算定したところでございます。

また、植栽費用につきましては、もともと植えてありましたアカエゾマツですとかアキグミなどの苗木を植えるといったことを想定して積算した結果、５００万円としたところでございます。

確かに、ここ数年、人件費ですとか、物価が上昇してございますので、約１０年前の試算額で処理できるかどうかには不明な点がございますが、協定書におきましては、発電事業が経済情勢ですとか不測の事態により中止に至るおそれのある場合はあらかじめ市と協議するとされてございますので、市が自ら撤去するということにならないよう、事前に事業者と綿密に情報共有を図りながら、そういった調整をしてまいりたいと考えてございます。

**○塩尻委員**　過去に遡って、物価がこんなに上がるなんて予想ができなかったでしょうし、国の定めで５％と決めた、それにのっとって決めたということで仕方ないところもあるのかなと思いました。

ただ、いろんな名前の合同会社があって、これだけでも１００件以上あるんですね。ほかの地域でやっている事業者を調べたら、そこでもいっぱいあるんですね。そして、そのほとんどが同じ住所で、本当に実態があるんだろうかと心配になっていますので、１回当たっていただければと思います。ちょうど折り返しのタイミングも来ますよね。１０年がたつけど、いかがですかということで、連絡を取っていただければと思います。

あとは、応募要件に書いている内容で、地域のためにＰＲ活動だったり、そういったことをやらなきゃいけないということが書いてあったかと思うんですが、そういったことができていないということであれば、そういう活動を行っていただくように改めて伝えていただきたいと思うんですね。

少し前、コロナ禍だったと思うのですけども、正式名称は忘れましたが、再生可能エネルギーポテンシャルをその自治体がどれぐらい持っているかを調べられるやつがあるのですね。当時調べた中では、旭川は、再生可能エネルギーである水力、風力、地熱のポテンシャルは低いほうだったかと思うんですよね。周りを見たら、例えば、地中地熱とか水力とかは上川のほうが強いのです。あとは、日照時間もそんなに長くないということで、太陽光発電のポテンシャルもそんなに高くなかったんですね。なのに、最近、急にポテンシャルが高いというような話が出てきていて、おかしいなと思って調べたのです。ただ、検索をかけるとき、建物を含んだ状況かどうなのかというフィルターがあるんですね。それをチェックして、建物込みでいくと、恐らく、建物の屋根も使えるからそういう数字が出てきたのかなと。つまり、人口の多いところほど、建物にチェックを入れるか入れないかで太陽光発電のポテンシャルが変わるのです。そういったことで、最近、ポテンシャルが高いと言っているのは、建物にチェックを入れたことが原因なんだったら考え直さなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですね。

もともと少なかったはずなのに、何でポテンシャルが急に高くなったんだろうとすごい不思議に思っていました。もしそれがポテンシャルがある程度見込まれる要因なのであるならば検討し直さなきゃいけないところも出てくるんじゃないかなと思いますので、それについてはまた改めていろいろとお伺いしていきたいなと思っております。

ふだんだったら今後どういう取組をするのですかというふうにお聞きするところですけれども、特に今後取り組む事業ではありませんので、今回はこれで質疑を終えたいと思います。でも、様々懸念した点、いろいろと考えていかなきゃいけない点、行わなきゃいけない点についていろいろと動いていただいて、将来の不安を払拭できるようにしていただくようお願い申し上げ、質疑を終えたいと思います。ありがとうございました。

**○品田委員長**　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午後４時２８分

---

再開　午後４時２９分

**○品田委員長**　再開いたします。

御質疑願います。

**○菅原委員**　菅原でございます。よろしくお願いいたします。

第２委員会室は相当疲れが蔓延しておりますので、淡々と早く終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

先ほど石川厚子委員からお話がありましたように、私もトータル１１年ぐらいやっていますけど、実は民生は初めてなんですね。実は、札幌で、以前、介護施設の施設長だとか、保育園の園長なんかも経験してまいりましたけど、もう少し民生について心を入れ替えて真面目にやっていこうと、そんなふうに思っておりました。

今日は１点質疑してまいりたいと思いますが、この庁舎が出来上がってから、毎日ずっと思っていたことであります。

２款３項１目の市民課窓口ＩＣＴ化推進費について質問してまいります。

令和５年１１月に旭川市役所の庁舎が１００年使用可能な新庁舎に生まれ変わりました。現在、１階にはたくさんの市民の皆様がいろいろな書類の申請や相談等々で訪れているところであります。フロアにたくさんの椅子が並べられておりまして、スペース的にいうと、もう既にちょっと窮屈さを感じる状況じゃないかと思っております。

本市では、令和６年４月でありましたが、次世代窓口グランドデザインを策定しました。この事業に関しては今津市長の肝煎りの事業だと認識をしております。

この中身を簡単に申し上げますと、４つのゼロ化をうたっていまして、優しさあふれる窓口を構築していくということをグランドデザインでうたっているわけであります。

そこで、ここでは、進捗状況、あるいは、課題などを中心に伺ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、市民課窓口ＩＣＴ化推進費の事業概要と決算についてはどのようになっているのか、伺います。

**○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長**　この事業は、市民課窓口のＩＣＴ化による市民サービスの向上と窓口業務の効率化を図るため、窓口支援システム及びキャッシュレス決済の運用や旭川市次世代総合窓口グランドデザインに基づく市民課窓口のＩＣＴ化を推進するものであり、決算額といたしましては５千４０３万９２２円となっております。

主な内容といたしましては、旭川市総合窓口改革企画・試行業務委託に係るプロポーザルの審査

会の委員報酬として７千７００円、旭川市総合窓口改革企画・試行業務や旭川市次世代総合窓口グランドデザインに係る取組推進・改定支援業務などの委託料といたしまして４千９５０万２千２００円、総合窓口用タブレットの備品購入費として１４８万１千７００円などとなっております。

**○菅原委員**　ただいま説明していただいた中で委託料と出てくるんですよね。旭川市総合窓口改革企画・試行業務や旭川市次世代総合窓口グランドデザインに係る取組推進・改定支援業務などの委託料ということなのでありますが、おおむね４千９５０万円かかっているわけであります。

この委託料については、次世代総合窓口グランドデザインに関係する経費が含まれているとのことでありましたが、次世代総合窓口グランドデザインについて、簡単で構いませんので、説明していただきたいと思います。

**○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長**　令和６年４月に策定した旭川市次世代総合窓口グランドデザインは、ＩＴ技術やＤＸの活用により、来庁者が迷わず、長時間待たずに安心して目的を果たすことができる、行っても簡単な窓口、さらには、手続のオンライン化により、市民がいつでもどこでも手続方法を選択することができること、行かなくても必要な手続ができること、また、職員の業務効率化を目指す姿として掲げ、この目指す窓口の将来像とそれを実現するための取組を明確にし、計画的、具体的に進めるために作成したものでございます。行っても行かなくてもいい、行っても簡単な日本一の窓口を目指しております。

**○菅原委員**　行かなくてもいい、行っても簡単な、そして、日本一の窓口を目指しているということであります。

３年前だったと思いますが、当時、大変話題になっておりました北見市役所のですね、窓口業務のＤＸ・ＩＴ化による書かない窓口を実現したということで視察に行ってまいりましたが、マイナンバーカードだけを見せたら、住民票等、何でもスムーズに一つの窓口で全て事が進むといったシステムを見てまいりまして、大変感心して帰ってきた覚えがあります。

ただいま日本一の窓口を目指しているとの御答弁がありましたが、いつまでにどのような窓口を目指しているのか、お聞きします。

あわせて、ここが一番気になっているのでありますが、進捗状況はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

**○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長**　目指す窓口像でございますが、来庁者の方々が迷わずに、そして、長時間待たずに安心して目的を果たせる窓口であり、来庁前、来庁時、窓口で市民が抱える課題を解決できるよう、また、来庁しなくてもいいという選択ができるような市民一人一人に寄り添える優しい窓口を目指しており、旭川市次世代総合窓口グランドデザインでは令和９年度の日本一の窓口を目指しております。

進捗状況ですが、令和６年度は、総合窓口関係５課である市民課、国民健康保険課、長寿社会課、介護保険課及び障害福祉課にあるマニュアルをデータ化、電話録音、分析、総合案内における案内職員の使用するタブレットに総合案内のスキームを搭載し、当該タブレット等を用いた案内業務の試行を行ったところでございます。

今年度は、グランドデザインにおいて支所等にも範囲を広げ、複数の電子マニュアルシステム、来庁者案内システムの試行、検証などを行っていく予定でございます。

**○菅原委員**　ただいま進捗状況についてもお聞きしたわけでありますけど、市民課、国民健康保険

課、長寿社会課、介護保険課及び障害福祉課におけるマニュアルのデータ化にかなり時間がかかっているような気もしております。この辺を突破していきながら目指すは日本一の窓口ということでありましょう。

今まさに日本一の窓口に向けて着々と準備を進めているということでありますが、何かネックになっていること、あるいは、課題等はあるのでしょうか、お伺いいたします。

**○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長**　日本一の窓口を目指すに当たっての課題といたしましては、手続に必要な持ち物が分からないなどの来庁前の課題、どこの部署に行けばいいのか分からないなどの来庁時の課題、手続が煩雑で分かりづらいなどの窓口対応時の課題、来庁することが困難などの来庁検討時の課題などがございます。

**○菅原委員**　課題ですが、よくあるものですよね。要するに、手続に必要な持ち物が分からない、どこの部署に行けばいいのか分からない、あるいは、手続が煩雑で分かりづらい、来庁することが困難であるということでしたが、これは日常茶飯事の課題だと思うのですね。

そのような課題等があることが分かったわけでありますが、その解決策を検討していると思います。どのような検討がなされているのでしょうか、伺います。

**○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長**　課題の解決には、業務改善やＤＸの活用、さらには、人材育成などを着実に進める必要があると考えており、問合せ時の課題には、来庁前の問合せについて、デジタル技術を活用したスムーズな回答ができる仕組みを検討、来庁時の課題には、来庁時の疑問に対して少人数でスムーズに案内できる体制を構築することの検討、窓口対応時の課題には、職員が来庁者の手続を瞬時に把握し、スムーズに案内できる仕組みを検討、来庁検討時の課題については、市役所以外の場所からでも各種手続ができるスキームを検討し、行かなくてもいい選択を提示することなどのＤＸ化を図っていく必要があり、そのためのシステム構築、関係５課の基幹システムや導入システムとの連携及びセキュリティー面の課題なども解決していく必要があります。

**○菅原委員**　要するに、問合せ時の課題でありますとか、来庁時の課題でありますとか、窓口対応時の課題、あるいは、来庁検討時の課題ということで、しっかり４つに分けて整理をしていることに関しては非常にすばらしいことでないかなと思っている次第でございます。いずれにしましても、５課の協力が必要でありまして、そのことについてもしっかり皆さんで検討していただければと思っております。

最後の質問になります。

ただいま御答弁をいただいた中ではシステムの連携やセキュリティー面などの課題を解決していく必要があるとのことでしたが、関連する総合窓口関係課との連携は果たして取れているのでしょうか。また、日本一の窓口の実現に向けた体制はどのようなものでしょうか、再度お聞きいたします。

**○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長**　関係課との連携についてでございますが、市民課、国民健康保険課、長寿社会課、介護保険課、障害福祉課の総合窓口関係５課とは定期的な会議を開催し、各支所等々も必要に応じて打合せを行い、情報共有を行うとともに、業務内容のヒアリングやシステムの試行などにおいて連携を図ってございます。

また、日本一の窓口実現に向けた体制につきましては、令和５年度に市民課総合窓口担当、行政

改革課、情報政策課などで構成するグランドデザインの取組体制のプロジェクトチームを立ち上げ、定期的に打合せを行うとともに、デジタル技術を活用して行政事務効率化や市民サービスの向上などを図るＤＸの推進を統括している森本ＣＤＯにも大きく関わっていただきながら、グランドデザインの策定をはじめ、事業を進めております。

今後も、プロジェクトチームを中心として、総合窓口関係５課、各支所などとの連携体制を継続し、令和９年度の日本一の窓口を目指してまいります。

**○菅原委員**　最近、森本ＣＤＯの顔を拝見しておりませんけど、森本ＣＤＯを中心にしっかり取り組んでいただきたいと思いますし、どこかの時点で今の経過を議員の皆さんに説明していただくといったことも必要でないかなと思っておりますので、検討していただければと思っております。

いよいよ２年後の令和９年度には皆さんが目指す日本一の窓口が完成する運びとなっております。本当に期待しております。そして、庁舎そのものが旭川のランドマークになるようなイメージでつくり上げていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

この質問については以上でございます。

続きまして、生物多様性保全費について質問をしてまいります。

４款１項３目に生物多様性保全についてとありますが、この事業の概要と決算額について御説明願います。

**○後藤環境部環境総務課長**　生物多様性保全費の事業概要でありますが、生物の多様性の保全及び自然共生社会の形成を目的として、外来種の防除や外来種に対する市民意識の向上を図るための事業を実施したものであります。

令和６年度の決算額は７５０万８千５０１円でありまして、主な内容といたしましては、アライグマやウチダザリガニ、アズマヒキガエルといった外来生物の捕獲や防除、市民への普及啓発などを行ったところでございます。

**○菅原委員**　外来生物の捕獲や防除には７５０万円ほどがかかっているとのことでありました。

いろんな委員の方から熊の話や、それから、中村みなこ委員からはハトとキツネ、植木委員からは熊、えびな委員からは熊とカラスの話がありましたけど、私は、実は、今日、アライグマの質問をこの後にしようと思っていたのですね。だから、アライグマのことが出てきたら質問できないなと思っていたのです。皆さんに感謝します。

旭川ではありませんけど、比布に私の親友がおりまして、丸太小屋みたいなものをつくって、畑もつくって生活している男がいるのですね。彼からしょっちゅう電話が来て一緒に飲んだりするのでありますが、アライグマが出てきて、畑を荒らして困っているという話を飲みながらしょっちゅうしていたんですね。

実は、２年か３年前、一般質問もしたことがあるのでありますが、この間もまたその話になりまして、生物多様性保全費というのがあるので、アライグマについて質問してみたいなと思ったわけであります。

今日は、アライグマだけじゃなくて、ウチダザリガニ、アズマヒキガエル、この３つの生物について聞いていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今申し上げたアライグマやウチダザリガニ、それから、アズマヒキガエルの対策を順次聞いてまいりますが、まず、アライグマについて具体的にどのような対策を講じているのか、お聞きしたい

と思います。

**○後藤環境部環境総務課長**　アライグマの対策でございますが、目撃や痕跡、被害の相談があった場合に、市民に箱わなを貸し出し、捕獲された個体は市の職員または委託事業者が回収し、殺処分をしております。

また、捕獲効率の向上や生息域の拡大状況の把握のため、試行捕獲にも取り組んでおり、令和６年度は神楽岡公園で実施したところでございます。

**○菅原委員**　以前にもお聞きしましたけど、アライグマの駆除というのは難しいんですね。というのは、捕獲する方法が、現在、箱わなが一番有効らしいんですね。

アライグマの捕獲件数がすごい数になっているということでありましたが、その後、アライグマの捕獲件数はどのように推移しているのか、大変恐縮でありますけど、過去５年ぐらいの実績を数字でお示ししていただきたいと思います。

**○後藤環境部環境総務課長**　アライグマの過去５年間の捕獲実績でありますが、令和２年度は４９１頭、令和３年度は５０２頭、令和４年度は５５９頭、令和５年度は７００頭、令和６年度は５５９頭となっております。

**○菅原委員**　例年、５００頭前後ということでありました。特別、足し算する必要はないんですけど、５年分を足すと何と２千８１１頭にもなるんですね。３千頭近くなるのでありますけど、多分、この３倍ぐらいはまだいるのかなと想像をしております。アライグマのというのは子だくさんなんですね。１回に３頭から４頭の子どもが生まれるということで、かなりな数に上っているんじゃないかなと思います。

この数字を見ると、昨年度の捕獲数はちょっと減少しているようでありますが、アライグマの数は減少傾向にあるのでしょうか、お伺いいたします。

**○後藤環境部環境総務課長**　令和６年度の捕獲数は令和５年度と比較して減少しておりますが、今年度は９月末時点で６９１頭と、既に昨年度の捕獲件数を超えておりまして、過去最多のペースとなっており、むしろ増加傾向にあるものと認識しているところでございます。

**○菅原委員**　むしろ増加しているということでありまして、困ったもんだなあと思います。

幾ら対策を講じてもアライグマを減少させることは難しいようですが、それでは、今後どのような対策を取っていこうとお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

**○後藤環境部環境総務課長**　アライグマは非常に繁殖力が強い動物でございまして、一度の出産で４頭から５頭生まれるようなこともありますことから、北海道はアライグマの繁殖期である３月から６月を春期捕獲推進期間と定め、特に雌の個体の捕獲を推進しているところでありますが、捕獲数が繁殖数に追いついていない状況になっております。

アライグマの捕獲の手段は箱わなに限られますことから、まずは箱わなの台数を増やすとともに、繁殖期に限らず、捕獲効率を上げるために試行錯誤を重ねていくことを考えております。

**○菅原委員**　アライグマの撃退方法といいますか、いかんせん、先ほど申し上げたとおり、子だくさんで、１回に４頭も５頭も子どもが生まれるということで、なかなか厄介だと思います。

そして、捕獲手段が箱わなに限られるということは、箱わなをこれでもかということでたくさん仕掛けなきゃいけないのかと思っておりますけど、何とか対策をしっかりしていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、ウチダザリガニについてお聞きいたします。

ウチダザリガニについてはどのような対策を行っているのでしょうか、お聞きいたします。

**○後藤環境部環境総務課長**　ウチダザリガニの対策でありますが、ウチダザリガニの防除に取り組んでいる市民団体との協働により、ウチダザリガニの生息密度が高い江丹別川を中心に、捕獲活動や市民参加型の捕獲体験会を通じて普及啓発活動を行ったほか、市内河川における生息状況調査を実施いたしました。

**○菅原委員**　ウチダザリガニというのは市民団体との協力がないとなかなか駆除が進まないという状況にあるようであります。

同じような質問をいたしますけど、ウチダザリガニの過去５年間の捕獲数はどのようになっているのか、教えてください。

**○後藤環境部環境総務課長**　ウチダザリガニの過去５年間の捕獲実績でありますが、令和２年度は３千５１０匹、令和３年度は２千４６６匹、令和４年度は４千７０６匹、令和５年度は２千３４０匹、令和６年度は３千３１９匹となっております。

**○菅原委員**　これも合計する必要はないのでありますが、５年間合計しますと１万６千匹ぐらいになるわけであります。多分、この数字の数十倍は生息しているんだなと予想がされます。

聞くところによると、ウチダザリガニは大変おいしいようであります。捕獲した後、市民とウチダザリガニで何かのお料理を作るなど、そういったイベントを企画したらどうかなと思っています。冗談ではありません。一度検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ウチダザリガニも、増減はあるものの、かなりの数が捕獲されているようです。

先ほど生息調査をしているとのことでしたが、どのあたりに生息しているのでしょうか、お聞きいたします。

**○後藤環境部環境総務課長**　ウチダザリガニにつきましては、平成１７年に江丹別川で生息が確認された後、平成２７年に石狩川における生息が明らかになったため、その後、市内河川における生息調査を続けております。昨年に実施しました生息調査では永山新川や石狩川本流においてウチダザリガニの生息が確認されたところでございます。

**○菅原委員**　市内の各河川で生息していることが分かりました。

これだけ生息域が拡大しているとウチダザリガニの駆除も困難であると思いますが、それでは、今後どのような対策をしていくのか、お伺いいたします。

**○後藤環境部環境総務課長**　ウチダザリガニにつきましては効果的な対策というのがない状況でありますことから、引き続き、市民団体との協働による防除作業を実施していくほか、ウチダザリガニの生息域がこれ以上人為的に広がることがないように市民に対して周知を継続してまいります。

**○菅原委員**　最後になりますが、アズマヒキガエルについても聞いてまいります。

アズマヒキガエルは結構大きいんですよね。こぶしぐらいありますかね。カエルも食べると聞いています。多分、足ぐらいは食べられるのかなと思いますけど、１回挑戦してみたいなという気もしていないではないです。

そのアズマヒキガエルついてはどのような対策を行っているのか、伺います。

**○後藤環境部環境総務課長**　アズマヒキガエルの対策といたしましては、アズマヒキガエルが産卵

期に池に侵入することを防止するため、昨年度は、神楽岡公園と北彩都ガーデンの池周辺にネットを設置したほか、市内４か所に回収ボックスを設置し、市民が捕獲したアズマヒキガエルを回収しました。

また、市民参加型の捕獲体験学習会を５回開催し、普及啓発を行ったところでございます。

**○菅原委員**　同じような質問をいたしますが、アズマヒキガエルの過去５年間の捕獲数はどのようになっているのか、お伺いいたします。

**○後藤環境部環境総務課長**　アズマヒキガエルの過去５年間の捕獲実績でありますが、令和２年度は２千２３２匹、令和３年度は１千４８５匹、令和４年度は６３６匹、令和５年度は４２５匹、令和６年度は４２８匹となっております。

**○菅原委員**　やっぱり数が多いですね。トータルすると５千匹以上ということになります。何とかしたいな、そんな気持ちでいっぱいでございます。

ただいまの数字からいうと、アズマヒキガエルの捕獲数は多少減少しているようでありますが、どのように受け止めているのでしょうか、お伺いいたします。

**○後藤環境部環境総務課長**　アズマヒキガエルにつきましては、ネットを張る取組を実施している産卵地では個体数は減少傾向にあるものと認識しているところでございます。

**○菅原委員**　あと２問で終わりますので、ちょうどいい時間になると思います。

対策が功を奏しているようでありますが、今後どのような対策をしていくのか、お伺いいたします。

**○後藤環境部環境総務課長**　現在実施している取組は一定の効果を発揮していると認識しておりますが、外来種対策は継続性が重要でありますことから、引き続き、アズマヒキガエルの生息地域では、ネットを張る対策を続けていくほか、人為的に広がることがないように市民に対する普及啓発を続けてまいります。

**○菅原委員**　これで最後の質問になります。

今回、生物多様性保全費で実施している外来種対策について質問をしてきたわけでありますが、外来種は、一度入ってきてしまうと、いずれにしても、その対策に多大な労力を払わなければならないことが分かりましたし、日本古来の生態系を守らなければなりません。

今後、新たな外来種がいつ入ってくるのか分からない状況の中、外来種が入ってくるのを未然に防ぐために今後どのように取り組んでいくつもりなのか、最後にお聞きいたします。

**○太田環境部長**　生物多様性保全費ということで、アライグマをはじめ、ウチダザリガニ、アズマヒキガエルについて様々な御質疑をいただいたところでございますが、こうした外来種につきましては、一度、地域に入って定着してしまうと、それを完全に駆除することは非常に困難でございまして、多額の費用も必要になってきます。

外来種につきましては、人間の手、もしくは、活動で持ち込まれるといったものがほとんどでございますので、これ以上外来種を増やさないようにするためには、やはり、外来種を入れない、捨てない、広げないといった外来種被害予防３原則を広く市民に周知していくということが重要であると認識してございます。

そのため、今後におきましても、まずは、普及啓発活動などを通じまして、広く市民に外来種問題に興味を持っていただき、外来種対策への意識の向上や理解の促進から、外来種を入れない、捨

てない、広げないといった行動を促すとともに、市民協働による活動の展開につなげるなどして全市的に浸透させながら生物多様性の保全に取り組んでまいります。

**○品田委員長**　それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前１０時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

---

散会　午後５時０２分

**○令和７年１０月１５日（水）**

開議　午前１０時００分

散会　午後　４　時５１分

**○出席委員（１６名）**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 品田　ときえ | 委員 | 塩尻　英明 |
| 副委員長 | 笠井　まなみ | 委員 | 中野　ひろゆき |
| 委員 | 横山　啓一 | 委員 | えびな　安信 |
| 委員 | 中村　みなこ | 委員 | 菅原　範明 |
| 委員 | 上野　和幸 | 委員 | 石川　厚子 |
| 委員 | 植木　だいすけ | 委員 | 高見　一典 |
| 委員 | たけいし　よういち | 委員 | 中村　のりゆき |
| 委員 | 沼﨑　雅之 | 委員 | 松田　卓也 |

**○出席議員（１名）**

議長　福居　秀雄

**○説明員**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 副市長 | 中村　寧 | 子育て支援部こども保育課長 | 熊谷　修 |
| いじめ防止対策推進部長 | 石原　伸広 | 子育て支援部こども保育課保育推進担当課長 | 島　要介 |
| いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 | 鎌田　博文 | 子育て支援部おやこ応援課長 | 柴田　一彦 |
| いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 | 髙嶋　絹華 | 教育長 | 野﨑　幸宏 |
| 市民生活部長 | 樽井　里美 | 学校教育部長 | 坂本　考生 |
| 市民生活部次長 | 佐々木　康成 | 学校教育部主幹 | 田村　貴史 |
| 市民生活部市民生活課長 | 今　賢太郎 | 学校教育部学校施設課長 | 板東　俊光 |
| 市民生活部市民生活課主幹 | 鈴木　智子 | 学校教育部学務課長 | 江渕　賢一 |
| 市民生活部地域活動推進課主幹 | 平島　淳嗣 | 学校教育部教職員課長 | 山下　聡司 |
| 福祉保険部長 | 川邊　仁 | 社会教育部長 | 田村　司 |
| 福祉保険部保険制度担当部長 | 高田　敏和 | 社会教育部次長 | 松野郷　正文 |
| 福祉保険部次長 | 鈴木　裕幸 | 社会教育部社会教育課主幹 | 小島　紀行 |
| 福祉保険部長寿社会課長 | 宮川　浩一 | 社会教育部文化振興課長 | 坂本　剛 |
| 福祉保険部障害福祉課長 | 水上　明子 | 社会教育部公民館事業課長 | 松里　秀一 |
| 子育て支援部長 | 向井　泰子 | 監査事務局長 | 酒井　睦元 |
| 子育て支援部子育て支援課長 | 香川　秀頼 | | |

**○事務局出席職員**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局次長 | 林　上　敦　裕 | 議事調査課主査 | 岡　本　諭　志 |
| 議事調査課長補佐 | 小　川　智　之 | 議事調査課書記 | 桐　山　未　悠 |
| 議事調査課長補佐 | 浅　海　雅　俊 | | |

**○品田委員長**　ただいまから、決算審査特別委員会民生子育て文教分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

それでは、昨日に引き続き、認定第１号の分担部分のうち民生常任委員会所管分、認定第２号、認定第６号、認定第８号及び認定第１１号の以上５件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

**○たけいし委員**　おはようございます。

暑さ寒さも彼岸まで、ここからは一雨ごとに寒くなっていくと申します。皆様、御自愛ください。

私からは、１項目だけ、旭川市内のお墓の話、そして、火葬場の話も含めて、４款１項５目、墓地管理費ほかについてお聞きしてまいります。

先日の中村のりゆき委員さんからも、お墓、とりわけ共同墓について詳細に御質疑がございまして、現状がつまびらかになったところでございますが、昨今は、時間対コスト、時間のコスト感覚、金利感覚も大切な時代でありますことから、重なる部分は全て割愛して質疑をさせていただきたいと存じます。

僕、サッカーで優勝したよ。北海道民なら誰でも知っていると言われる札幌の霊園のローカルテレビコマーシャルでありますが、このＣＭ、何年か前からは、僕、バスケットで優勝したよに変わっておりまして、まあ、時代だなと感じるところでありますけれども、今はさながら大谷フィーバー真っ最中でありますから、野球で優勝したよに今後変わっていくのかもしれません。これについては今後の推移を注視してまいりたいと存じます。

申し遅れました。自民党・市民会議のたけいしよういちです。

市営墓地の管理費についてお伺いいたします。

まず、４款１項５目、墓地管理費の決算概要をお示しください。

**○鈴木市民生活部市民生活課主幹**　墓地管理費につきましては、市営墓地と旭川市共同墓の維持管理に要する費用を計上しており、決算額は２千４３１万６千５４７円となっております。

また、内容といたしましては、草刈りや除雪、支障木の伐採など、維持管理に係る委託料として１千５５８万１千２０３円、墓地管理や受付事務などの業務に従事する会計年度任用職員の人件費として５８０万７千７６円、墓地管理員等に対する謝礼として９６万２千９００円、墓地管理及び共同墓の納骨に必要となる消耗品として１１７万４千１０円などとなっております。

**○たけいし委員**　そもそも、我が国の公営墓地設置が進んだ大きなきっかけは戦災犠牲者などの埋葬でありました。さきの大戦後、戦災犠牲者や身元不明の遺骨を埋葬する場所が必要となり、公営墓地は、これらの遺骨を埋葬し、慰霊する場所として設置されたことが始まりとも言われています。

今年は戦後８０年。物価高、物価スライドで何もかもが値上がりしている中、もちろん、市営墓地に関連する金額も上昇しているわけでありますけれども、今後の公営墓地の維持管理、運営には暗礁が幾つも存在してくるかと思います。

今から３年ほど前で、皆様の記憶にも新しいところかと思いますけれども、札幌市内の納骨堂が破産して、こんなことが起こるのかというような大きな話題となりました。支払った利用料金が戻ってこなくなるだけでなく、最悪は遺骨を回収できなくなることが想定されました。これにはもう何が起こるか分からない時代の結節点に来ているなとひしひしと感じるのでございますが、確実に多死社会のシフトが来ているわけであります。

さて、ここでおなじみの質疑ですけれども、市営墓地の箇所数と空き状況をお示しください。また、各墓地の待機者について、直近の状況で御教示ください。

**○鈴木市民生活部市民生活課主幹**　市営墓地につきましては、神居や近文、永山をはじめ、市内各所にあり、総数としては１８か所となっております。

現状、いずれの墓地にも空きはありますことから、基本的には、順次、使用の御案内をしているところでありますが、使用申込みに際し、特定の場所を希望されたり、一定の条件がある方など、一部でお待ちいただくケースもあり、市営墓地全体の待機者状況といたしましては、９月末時点の数値ではありますが、４か所の墓地で１２件となっております。

**○たけいし委員**　現状、いずれの墓地にも空きはあるとの御答弁でございました。

一頃と比較すると、待機の状況は穏やかになってきているということであります。ただ、使用申込みに際して特定の場所を希望されたりすると、一部でお待ちいただくといった御答弁も今ございました。場所はここじゃなきゃ駄目とか、この角がいいといったような御要望があった場合は、さすがにお待ちいただくということなんでありましょう。いずれにいたしましても、待機児童ならぬ待機墓地問題も徐々に解消されつつあると言うことができると思います。

他方で、近年の少子化の進展や人口減少の時代にあって、お墓の使用をやめる、いわゆる墓じまいが増えているわけでありますが、使用者が引き継がれずに無縁化したような区画が増える中、現在、旭川市では、市営墓地１８か所、計約２千４００件の管理状況を把握するため、本市は平成３０年度から墓地使用者調査を実施しているとのことであります。

これは、管理が行き届いていない墓地や無縁墓地の増加を防ぐことが目的だそうで、現地調査で判明した使用者死亡のお墓の場合、親族への使用権承継手続を案内しています。これまでに愛宕墓地と永山墓地で５８７件の手続につながり、昨年度は神居墓地で調査を実施したということであります。

本市は、何と、お墓のアウトリーチ型とも言える調査を支援で行っているということでありまして、これは墓地の無縁化を防ぐための大変すばらしい取組だと思います。大変な作業でしょうけれども、ぜひ、引き続き進めていただきたいと思いますし、市民には、墓じまいしたい方もいれば、一方で墓を建てたい方というのも当然存在するわけですから、一定程度の整理が必要です。今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

さて、続いて、お墓の前段階、火葬場、焼き場のお話、旭川聖苑のほうに話を移してまいります。

４款１項４目、旭川聖苑管理費の決算概要をお示しください。

**○鈴木市民生活部市民生活課主幹**　旭川聖苑管理費につきましては、旭川聖苑の維持管理に関わる費用を計上しており、決算額といたしましては２億２千１６４万４千２５４円となっております。

主な内容といたしましては、旭川聖苑内に勤務する会計年度任用職員の人件費として１千７９２

万２千５９４円、燃料費及び光熱水費として８千７６５万３千６９０円、火葬や清掃、施設設備の保守に要する委託料として１億５３５万９千９１４円などとなっております。

**○たけいし委員**　管理経費は年々増加していると思いますが、燃料費、灯油代と電気料金はどうか、コロナ禍の令和２年度と比べて決算額の比較をお示しください。

**○鈴木市民生活部市民生活課主幹**　燃料費につきましては、５年前の令和２年度が２千３６１万２千３６２円に対し、令和６年度が４千６６９万５千８８０円、続いて、電気料金につきましては、令和２年度が２千１０６万９千１５０円に対し、令和６年度が３千９５７万６千７６９円と、いずれも増加しております。

**○たけいし委員**　令和２年度から２倍近くになっています。本格的な多死社会が到来する中、聖苑も経年劣化とこの混雑である種の節目を迎えているのかなと感じています。

施設の老朽化対策と火葬件数増加への対応が必要と考えますが、まず、老朽化対策の状況をお伺いいたします。

昨年度、旭川聖苑管理費ではどのような施設改修・修繕が行われましたか。

**○鈴木市民生活部市民生活課主幹**　旭川聖苑管理費における修繕費の決算額は４９０万２２５円でありまして、その主な内容としましては、カーペットやクロスなど、一部内装に係る汚損箇所の修復や保守点検等により判明した消防設備や配管設備に係る各種部品交換、待合ホールの椅子や収骨室前の電光表示器の修繕などとなっております。

**○たけいし委員**　適宜、随時修繕を行っているとのことでありました。

市民の方から、親族の葬儀の際、火葬場のカーペットがすり減って下地が出ていたり、染み、変色の状態が気になったとのお話がありました。少ない財源の中で大変かと思いますが、カーペットやクロスの汚損箇所が気になるとの市民の声は大きくあります。

施設の老朽化に関わって、利用者からのお声と具体的な対応状況についてお示しください。

**○鈴木市民生活部市民生活課主幹**　旭川聖苑の利用者様からは、近年の例で申し上げますと、天井付近のクロスの剝がれや廊下のカーペットの汚れ、あるいは、待合室内の畳の傷みなどについて御指摘や改善の御要望をいただいているところでございます。

このため、クロスとカーペットにつきましては、汚損が進んでいた箇所を中心に、昨年度において一部張り替えを行っておりますが、特にカーペットは、全体面積が広いため、今年度も含め、数年間かけて作業を進めていく予定としております。

また、畳につきましても、傷みの状況を見ながら段階的に表替えを進めており、昨年度は６室の待合室の作業を終えたところでございます。

**○たけいし委員**　火葬場は、頻繁に行くところではありません。しかし、御遺族にとってみれば、あまりみすぼらしい場所で故人とのお別れはしたくないというお気持ちも大変よく分かります。

他方で、例えば、市民の方が何度も足を運ぶような地区センターの畳の取り替えを優先するのがよいのではないかとかとか、市民の皆さんの思いは多種多様で、つくづく行政運営というのは大変なものだなというふうに感じます。

さて、４款１項４目、旭川聖苑改修費及び旭川聖苑火葬炉等整備費の決算概要をお示しください。

**○今市民生活部市民生活課長**　旭川聖苑改修費につきましては、旭川聖苑内に設置している火葬炉

及び施設設備の老朽化に対応するため、火葬炉本体を含む火葬設備の維持補修、炉内台車や電動リフト運搬車の更新などの経費を計上しておりまして、決算額につきましては３千７万４千円となっております。

また、旭川聖苑火葬炉等整備費につきましては、火葬炉の老朽化及び施設の長寿命化への対応を図るため、１５炉ある火葬炉の入替え工事を順次行っておりまして、令和６年度におきましては、２炉分の本体及び設備工事を完了し、決算額といたしましては２億５７３万８千５００円となっております。

**○たけいし委員**　ただいまありました炉内台車は、文字どおり、御遺体を炉の中へ入れる台で、電動リフトは様々な霊柩車に合わせて高さを調整できるというようなものであるそうです。さらには、１５台ある火葬炉のうち、２台を更新したとの御答弁でありました。

私ごとですが、今年の初め、おばが亡くなりました。元気はつらつだったおばががんサバイバーとなって３年、お棺の中のおばはとても小さくなっていました。親族みんなで、頑張ったね、頑張ったねとお棺の中のおばの頬をなでて、炉の中へ見送りました。お棺には、お花や写真、おばだったら、おばが大好きだったパークゴルフでかぶっていた帽子等々、また、小銭は故人をしのぶお守りにもなったりする。しかし、これ、最近は、炉を傷めてしまうと言われ、極力お控えいただくようお知らせしているとのことであります。

火葬炉を長く使うために補修や入替え工事を行っているということですが、札幌市では、火葬炉の損傷を防ぐことなどを目的に、十円玉硬貨、金属類などの副葬品を制限しているとの報道もありました。旭川市ではどのような対応、周知を行っていますか。

**○今市民生活部市民生活課長**　副葬品に係りましては、旭川聖苑におきましても、火葬炉の損傷や有害物質の発生、焼骨の損傷や汚損を防ぐため、旭川市火葬場条例及び施行規則において一定の制限を設けているところでございます。

具体的な例といたしましては、ライターなど、破損するおそれのあるもの、プラスチックやビニール製品など、有害物質が発生するおそれのあるもの、貴金属、陶磁器など、燃えないもの、本や布団など、燃えにくいものなどであり、これらについては棺に入れないよう、利用者向けのチラシやホームページなどで注意喚起を図っているところでございます。

**○たけいし委員**　これが利用者さん向けのチラシでありますけれども、イラストを交えて大変分かりやすく説明されています。

金属等が台に融着してしまって清掃業務に支障を来したり、炉の温度が上昇して炉を傷めてしまう可能性があるなど、副葬品に一定の制限を設けることは大変心苦しい部分でありますけれども、自分自身もいつかお世話になる日が来るであろう施設でありますから、その点はしんしゃくしなければならない部分もあるかなと思います。

また、副葬品は火葬場ではなくて葬儀場でお棺に入れられるものでありまして、火葬場に来たお棺の中を調べて、これを入れちゃ駄目なんです、これも駄目ですというふうになかなか申し上げるものではないというふうに伺っております。

次に、火葬件数の増加への対応についてお伺いいたします。

まず、火葬件数の推移をお示しください。

**○今市民生活部市民生活課長**　火葬件数につきましては、１０年前の平成２７年度は４千２６３

件、直近５年間の推移で申し上げますと、令和２年度は４千８１７件、３年度は４千９８４件、４年度は５千５１６件、５年度は５千５６２件、６年度は５千５７０件と増加傾向が続いております。

**○たけいし委員**　今後の火葬件数の見込みはどうでしょうか。

**○今市民生活部市民生活課長**　国立社会保障・人口問題研究所発表の将来推計人口などによりますと、死亡者のピークは２０４０年頃と見込まれておりまして、当面の間、本市における火葬件数も増加が続くものと予測しております。

**○たけいし委員**　今、ちまたで火葬待ちという言葉が一般に使われるようになってきています。言葉のとおり、火葬がすぐにできず、火葬場のスペースが空くまで待たなければいけない状態のことであります。

火葬待ちが起こる原因の一つは、言わずもがな、高齢化に伴う死亡者数の増加が挙げられます。死亡者数の増加による火葬場の混雑により、葬儀を行うまでに時間がかかることは既に我が国の社会問題になっています。これは全国的な課題ですけれども、中でも特に皆さんもよく御存じのとおり、東京の火葬場では信じられないほどの待ち時間が生じている状況であります。

一般的な葬式はもちろん、家族葬や一日葬を行う場合でも、打合せをしてから４～５日程度の待ち日数が発生するということが一般的だそうであります。セレモニーを行わない直葬の場合でも３日程度は待つケースが多々あるとのことであります。中には、１０日間待ったなんていうお話もあるようです。これは、ドライアイスの交換等で１日１万円程度かかってしまったりするそうです。特に、冬場は死亡者数が増える傾向にあるため、１週間以上待つことは珍しいことではないとのことです。

繰り返しになりますが、火葬待ちが頻繁に生じるのは年間死亡者数の増加が原因の一つであります。少子高齢化が進む我が国では、御承知のとおり、人口の４人に１人が６５歳以上の高齢者です。高齢化に伴う死亡者数の増加が火葬待ちにつながっています。先ほどの御答弁にもありましたが、本市も例外ではありません。

そこで、火葬件数の増加を踏まえたこれまでの取組はございますか。

**○今市民生活部市民生活課長**　旭川聖苑におきましては、平成２２年度から友引日の臨時開業を開始しておりまして、平成３０年度には火葬炉を１３炉から１５炉に増設するなど、これまでも火葬件数の増加を踏まえた対応を進めてまいりました。

さらに、聖苑における混雑緩和等を目的に、火葬の混雑状況を可視化し、市のホームページで発信する取組を今年９月から開始しているところでございます。

**○たけいし委員**　確かに友明けは大混雑するかと思います。また、時代の感覚も一頃とは変わってきているのか、今は混雑を勘案して友引に葬儀を執り行う方も増えているんだそうであります。また、友引の日でも、今は予約があれば聖苑を開けるというような御答弁もございました。最近は、その上、朝９時読経開始の告別式もよく見るようになりました。これは、遠方から参列する方は大変だと思います。ワーク・ライフ・バランスは大丈夫でしょうか。

さて、ただいまの御答弁で火葬の申込み状況をホームページで発信とありましたが、詳しい中身を御教示ください。

**○今市民生活部市民生活課長**　旭川聖苑では到着順に火葬を行っておりますが、友引日の翌日な

ど、火葬件数が多い日を中心に、特定の時間帯に到着が集中することで来苑される皆様が予期せぬ形で待合ホールあるいはバスで待機をいただくような状況も発生してございます。

このため、昨年度から市内葬儀事業者などと協議を行いまして、聖苑の到着時間をあらかじめ事業者からオンラインで報告いただくという形といたしまして、時間帯別の件数を市ホームページ上でリアルタイムに発信する仕組みを構築したところであり、試行期間を経まして、この９月から運用を開始しております。

これにより、聖苑を御利用される方々があらかじめ混雑状況の把握ができ、それを基に葬儀や火葬などの日程の検討や調整が可能となりますことから、聖苑への到着時間が一定程度分散化されることにも期待しているところでございます。

**○たけいし委員**　ただいま時間帯別の件数を市ホームページ上でリアルタイムに発信する仕組みを構築したというような御答弁をいただきました。

お聞きすると、これは、職員の皆さんがノーコードで、いわゆる手作りで作成したということだそうでありまして、試行錯誤をしながら、利用者目線での開発に主眼を置いて、よいものへとブラッシュアップして運用をスタートしたとお聞きしました。これは、大変お見事なことだと思います。とうとう、火葬場の運用が一部ＤＸ化される時代が到来したわけであります。

告別式参列者の数が多くなると、御焼香の時間が長くなりますから、それは出棺の時間が遅くなるということでありまして、聖苑への到着も遅くなり、よって、火葬も遅くなります。しかし、先ほども申し上げましたが、葬儀場に戻って繰上げ法要をやらなきゃいけませんし、お坊さんも時間が読めないと次の通夜にも支障を来してしまいます。

最近よく出てくる社人研、国立社会保障・人口問題研究所、このルーツは戦前に遡りますけれども、その社人研が発表している人口動態統計の概況では、今後の年間死亡者数は２０４０年の約１６７万人のピークに向かって増加すると予想されています。このため、火葬場の混雑は今後も続く見込みでありますが、一方で、その後は減少することが予測されるため、簡単には火葬場・炉を増設できないという事情もありましょう。

さて、多くの市民に利用いただける火葬場として、施設の老朽化や火葬件数の増加等といった課題を踏まえながら、旭川聖苑をどのように運営していくのか、今後に向けた見解があればお示しください。

**○樽井市民生活部長**　旭川聖苑は、平成１２年に開苑し、四半世紀が経過しております。

先ほど委員からもお話がありましたように、火葬場は頻繁に利用する場所ではございませんが、この間、市内唯一の火葬場として、多くの来苑者に御利用いただきやすいよう、また、収骨を待つまでの間、家族や親族の皆様が少しでも穏やかに故人と最後のお別れの時間を過ごしていただけるよう、施設運営に努めてまいりました。

一方、近年におきましては、委員から質疑がありましたように、施設の老朽化への対応あるいは火葬件数の増加への対応が課題として顕在化してきております。

施設の老朽化対応としましては、適宜適切に施設改修を進めるべく、残骨灰に含まれる有価物、例えば、歯の治療で使用した金、銀、パラジウム、そういうものを処理して収入にする取組を昨年度から開始しました。昨年度から開始したこの取組の収入が１千万円以上ございました。こういう歳入を、旭川聖苑の利用者の利便性向上のため、施設改修などに充てる取組も始めておりますが、

優先順位を見極めながら必要な財源の確保に努めていくとともに、火葬件数の増加への対応につきましては、先ほど課長からも答弁ありましたように、特定の時間帯に到着が集中するということで、混雑状況の可視化といった新たな取組も９月から始めたところでございます。ただ、９月から始めたということで、今後見えてくる課題というのもあるのかなというふうに思っておりますし、また、当面の間、火葬件数も増え続けるという見込みもありますから、状況を分析しながら、必要に応じて、対応のアップデートを図ってまいります。

今後につきましても、旭川聖苑における課題の解決に向けた取組を着実に進めつつ、施設の円滑な運営を担ってまいりたいと考えております。

**○たけいし委員**　ありがとうございます。

残骨灰に含まれる有価物を処理し、収入にする取組を開始しているというようなことであります。ただいま部長からも御答弁がありましたけども、有価物は仏さんの金歯とか銀歯とかで、これらを適切に業者さんたちが集めて、それを市の歳入へ入れていただいて、そのまさしく浄財が、これから聖苑を利用する方々が穏やかに野辺の送りができるよう、静寂と故人への慈しみの中で、老朽化する聖苑のしつらえを整えていく、これは全国の自治体でも取り組み始めている試みだそうでありますが、私はこれはとても尊いものだと思っています。

そういった意味も含めて、旭川市内でだびに付され、旭川市内のお墓に埋葬される、その方々が、これからの旭川を頼んだぞと草葉の陰から私たちのことをずっと見守ってくれていることでしょう。

以上で私の前半の質疑を終わります。ありがとうございました。

**○品田委員長**　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時２７分

---

再開　午前１０時２８分

**○品田委員長**　再開いたします。

御質疑願います。

**○松田委員**　それでは、恒例でございますけど、地域共生社会についてお話ししたいと思います。

私は、永山３区百寿会老人クラブ、９９番目の会員であります。先日、永山地区老人クラブ連合会でカラオケ大会をやったんですね。来てくださいということでしたし、僕も会員ですから行ったんですけど、すごいんですよ。１人１曲、１千円を取るんですよ、負担をね。で、４０人ぐらいが歌いに来るんです。八代亜紀は知ってますか。美空ひばり、村田英雄。村田英雄を歌う人は、踊り、振りがあるんです。８０歳を超えている人が大勢なんですよ。そして、女性の方なんて八代亜紀みたいにドレスを着ていました。ジュディ・オングみたいな白いドレスの方も。知ってますか、ジュディ・オング。そういう人たちがいっぱい歌っていまして、僕は、すごいですね、これはＮＨＫのど自慢ですねと言ったら、やだあ、褒めてくれてっていうような状況でやっているんですけど、どう見てもその中でやっている人は、お手伝いしている人も計画している人も、出ている人と年が変わらないのです。僕は毎回言っているけど、共生社会というのは、お互いを支え合う、やる人、やられる人、見る人全員が参加者だって。

何で共生社会にこだわっているかというと、１２年前に健康日本２１をやっていたとき、敬老会

なんてもういいんじゃないか、敬老される人がお迎えしているんじゃないかっていうことを言う人がいたもんですから、僕はちょっと違うんじゃないかと。支える人と支えられる人は区別がない、そう思いませんか。だって、例えば、８０歳で区切って、あなたは支えるほうです、あなたは参加するほうですと言われる何物もないんですよ。法律で決まっているわけでもないんだから。それで、それはおかしいんではないかということで始まって、それが共生社会の始まりだと僕は分かったんですよ。

そして、このことを、僕は、コロナ前まで、議連の中で全道を講演して歩いています。今、北海道では旭川モデルと言っています。支え合う、区別なく、そこに集まるみんなが一緒というテーマで僕はやらせていただいているんです。

コロナが明けてから今後どうなるのかなと思って見ているんですけど、なかなか旭川も頑張っているなと思います。決算を振り返っていきたいと思います。

地域共生社会推進費について、事業目的と令和６年度の決算額をお示しください。

**○鈴木福祉保険部次長**　本市では、令和４年４月に旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例を施行し、誰もが必要に応じた適切な福祉的支援または配慮を受けながら、可能な限り経済活動、市民活動、趣味の活動等に参加することで、世代、分野等を超えてつながり、社会の担い手として地域を共につくり、及び、支えるとともに、自分らしく生きがいを持って生活できる地域共生社会の実現を目指しております。

御質問のありました地域共生社会推進費におきましては、地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画に基づく事業といたしまして、主に包括的支援体制の整備に要する経費を計上しており、地域まるごと支援員の配置等により、複雑化、複合化した問題を抱える方に対する個別支援と困り事を身近で支え合って解決するための地域づくり支援を行っております。

令和６年度の決算額は、歳出では、地域まるごと支援員の配置に伴う委託料が７千３９０万円、重層的支援体制整備事業交付金の国と道への償還金が４７６万５千円で、その他の事務費が８万７千２４０円、歳入では、重層的支援体制整備事業交付金として、国から３千４２９万８千円、北海道から１千７１４万９千円のほか、介護保険事業特別会計からの繰入金８９６万９千８８４円、一般財源が１千８３３万５千３５６円で、歳入、歳出、合計額は７千８７５万２千２４０円となっております。

**○松田委員**　今ありました、共に支え合う、自分らしく生きていくということなんですよ。別に行政に強制されるわけでもなく、団体としても強制はないのです。今言ったカラオケだって強制されているわけでないんですよ。でも、歌いたい、見せたいで衣装を持っているんです。僕らは、それを見て褒めるのが仕事、よかったねえ、すごいねえと言ったら、やだあって言う、それが共生社会の出発だと思うんです。

誰にも強制されない、そして、自分らしく生きていく。だって、高齢者の人たちはそこで見せることを生きがいとして毎年来ているんですよ。そして、音響を借りてきて、音響をやる人、そこに呼ぶ人など、皆さんの役割がそれぞれ決まっているんです。あなたはこれをせえ、あなたはこれをせえというのが一切ない。

そして、私も、たまに顔を出したらいいよということで顔を出したけど、僕は何かといったら、評価というわけじゃないですけど、今の活動はすごいね、今の歌はすごいねと言う。一回、歌が止

まったんですよ。そのとき、何か分からなかったんですが、キーが違いますと。機種が違うからか、同じ歌なのにせりふがないと。だから、もう一回やり直すとか、みんなこだわっているんです。

今言ったとおり、自分らしくそこで披露するっていうことが共生社会であって、いやいや、そのままいってください、準備できていないからっていうことではなく、その団体も、その人その人、一人一人の個人を重んじて活動する、これが共生社会だと僕は思っています。

それで、旭川市が目指す地域共生社会の取組について、具体的な方向性についてお示しください。

**○鈴木福祉保険部次長**　本市では、条例に基づき、地域福祉を推進し、地域共生社会を目指すための計画といたしまして、令和６年３月に旭川市社会福祉協議会と協働で「普段の暮らしの中で　誰もがその人らしく　しあわせに生きるための　あたたかいつながりが　育まれる地域」を基本理念とする地域福祉計画を策定したところでございます。

地域福祉計画では、基本理念に基づく４つの目指す地域像といたしまして、個性や多様性を互いに受け止め、その人らしく暮らすことができる地域、一人一人が自分らしく活躍し、協力して課題解決を目指す地域、誰一人取り残さず、困りごとに寄り添う地域、みんなが健康で安心・安全に暮らせる地域を定め、市や市社協だけではなく、市民、事業者、地域活動団体、関係団体など、多様な主体が連携、協働し、取組を進めることとしております。

**○松田委員**　地域共生社会の条例をつくるときにいろいろな話がありました。誰も取り残さないということが大事であります。

自助、共助、公助というのをずうっと１２年間言っているんですね、自助、共助、公助。何でも役所、役所っていっても、役所にだってやる限界がある。でも、役所に言ったって地域の分からないことがある。何回も言っていますよ。十何年やっているんですからね。自分のできることは自分でやる。できなければ、地域、町内会でやる。それでもできなければ、地域まるごと支援員なり、地域の支所にお話をするというのが一つの基本的な考え方なんですよ。困ったら何でも行政にやれと言うのではない、行政だって町内のことは分からない、これが大事だと思うんですよ。それに、行政がやると、地域性を考えないで一方的に全部をやっちゃいます。そうしたら、やっぱり、格差が出てきますよね。

僕の地域は、おかげさんでまだ地域力があるんで、そういういろんなことをやっていますけど、地域によってはできないところもあるんです。だから、それは一つにしないほうがいいよ、地域力が違うよ、その中での共生社会だと僕は思っています。

そして、安心して安全に暮らせるっていうのが大事ですよね。いろいろな活動をしているんですけど、隣の家が心配になるときがあります。でも、僕の近所では旅行へ行くからって言うんですよ。今、旅行へ行くって言わないんですよ。泥棒が入っちゃうから。うちでは、ちょっと２～３日、旅行へ行きますとかって言うんだけど、それが御近所力です。僕は、４つ目の御近所力について、いつも講演で言っているんです。自助、共助、公助、御近所力。隣近所が話合いをできなかったら駄目ですよ。雪が落ちても文句が出るっていうのは御近所力の欠落だと思っています。

隣近所がお話をしておき、雪が落ちたらごめんねって言ったら、いや、いいの、いいの、うちも何か迷惑かけているからっていう世の中でなくなっているから地域共生社会っていうのが大事なん

ではないかと。それは行政がやるべきじゃないかって言う人もいるけど、私は、やっぱり、地域力、町内単位かなと。でも、社協なり、いろんな形があるんですよ。別にこだわっていないんです。僕はそういうふうに思っているわけであります。

今、市と市社協と地域福祉計画を協働で策定したとのことでありましたが、地域共生社会の推進に向けた計画に基づく取組状況について、令和６年度の実績をお示しください。

**○鈴木福祉保険部次長**　地域福祉計画では、市の７６事業、市社協の１１事業を主な取組として位置づけておりまして、令和６年度の主な実績について申し上げますと、目指す地域像の１つ目、個性や多様性を互いに受け止め、その人らしく暮らすことができる地域の関連事業といたしましては、これは市の事業になりますけれども、地域共生社会や地域福祉の理解を深めるための出前講座を、小学校での３回、百寿大学での２回の計５回実施したほか、目指す地域像の２つ目、一人一人が自分らしく活躍し、協力して課題解決を目指す地域の関連事業といたしまして、地域の身近な相談役でございます民生委員・児童委員の取組になりますけれども、約７５０名の委員が地域で活躍しており、相談など８万７千２９１回の活動が行われております。また、市民委員会や地域団体等で構成される住民主体の地区社会福祉協議会の取組といたしましては、日常生活上の不安を抱える方を見守る安心見守り事業を１３万５千１２４回、地域の集いの場であるふれあいサロン事業を４千２６１回開催されております。

目指す地域像の４つ目、みんなが健康で安心・安全に暮らせる地域の関連事業といたしましては、市社協の事業といたしまして、災害時ボランティア事業において、新規１９名を含む災害ボランティア登録者を合計で１４０名を確保しているほか、職員を中心として、災害時を想定したボランティアの受入れ、登録、マッチング等について、ＩＣＴを活用いたしました災害ボランティアセンターの運営訓練を実施したところでございます。

地域福祉の主体は、その地域に住む住民の方々も含まれておりますが、市と市社協といたしましては、直接的な事業の実施のほか、地域の方々が活動しやすい環境整備など、間接的な支援を通じて地域福祉の推進を図っているところでございます。

**○松田委員**　民生・児童委員の取組として７５０名の委員が活動しているということであります。相談回数が８万７千２９１回ということであります。恐らく、ここにいる委員の人たちも民生委員さんとはつながっていて、個人情報はあまりないですけど、地域の困り事の解決のほか、何かないかと予防の活動をしている人がほとんどだと思うんですよ。これがすごく大事で、本当にみんな苦労されていると思います。

ちょっと聞きたいんですけど、安心見守り事業というのはどんなことをしているのか、説明できますか。

**○鈴木福祉保険部次長**　安心見守り事業につきましては、地域に住む方々でちょっと心配な方、高齢者ですとかに日常的な声かけですとか、そういった活動をして、ちょっと異変といいますか、変化があった場合、例えば、新聞ポストが詰まっているといった場合、何か、ちょっと様子がおかしいんじゃないかという感じで見守りをしていただくようなものになります。

**○松田委員**　そうなんですよ。安心見守り事業って結構大事な活動で、うちの町内でも何人も倒れていたっていうのが分かったんですよ。脳梗塞になっていたのですが、新聞受けがたまっていて、２日後ぐらいに気がついたんです。まあ、それは残念ながら助けられなかったんですけど。

それを事業としてやるのか、今言ったような御近所力なのか、地域力でやるのかというと、僕としてはちょっと変わってくるんだけどね。行事としてはやっていますし、僕らも心積もりをして、あれっ、おかしいな、この家はというのがあります。でも、それですごく旭川市内が助かっていると思っています。

こういう事例があまりないんです。いや、うたっているところもあるんだけど、そうやって活動しているところはないんです。市は分からないけど、かなりの数、これで発見されているのです。だから、すごく大事な活動だと思います。

ふれあいサロン事業についても聞こうかと思ったけど、４千２６１回ということですね。これもすごくいい活動なんですよ。僕も一緒に活動しているんですけど、ぜひ、こういう事業もやっていただきたいと思います。

今、そういうことで、地域の方々が活動しやすいように環境整備を間接的にやっているということですが、本市における現在の地域福祉に関する課題は何なのか、お示しください。

**○鈴木福祉保険部次長**　地域福祉計画策定作業の過程におきまして、民生委員ですとか、地区社会福祉協議会などの地域福祉の担い手の方々にアンケート調査を行ったところでございますが、その中で、７割以上の方が、コロナ禍を経て住民間のつながりが希薄になったですとか、活動の担い手の不足や固定化、高齢化を危惧するなどの回答がございました。

このほか、今議会の一般質問におきましても町内会活動について御議論がございましたように、住民間のつながりの希薄化ですとか、地域活動の担い手不足が地域での共助の機能が弱まるとともに、社会的孤立のリスクが高まることにつながっておりまして、地域福祉計画の目指す地域像である誰一人取り残さない、安心・安全に暮らせる地域の実現の大きな課題になっているものと認識しております。

**○松田委員**　町内会活動についてということで、今回いろいろ話してきました。

私は、永山３区第５町内会で総務をやっているんですけど、２年半前に、突然、総務の人が亡くなりまして、引き継げないということで、どうしていいかという相談を受けて、じゃ、うちでやろうかということでやったんです。でも、仕事量がすごいのです。５００ぐらいのファイルがあるんですよ。町内会長と副会長を僕が呼んで、うちの妻も団体職員だったんで、みんなで簡単にフォーマットをつくりましょうと。そうしたら、２０ぐらいになっちゃったんです。あとは日にちと場所を変えればいいということで全部を整理しました。とはいえ、５００もあったら受ける人がいないですよ。

そして、今の７０歳や８０歳の人です。パソコンを使えるだけでもすごいけど、やっぱり、整理の仕方が分からないので、まず、そこが大変です。案外大変じゃないとしても、書類をつくるのが大変だったのです。そうして１年間は苦労したんですけど、フォーマットをつくってやったら、あとは日にちと場所、時間を変えるだけになりました。

町内会の最大の意地っていうのは何かといったらマンネリです。余計なことを考えて、いっぱいみんなはやりたがるんだけど、余計なことをやったら絶対に１～２年でやめちゃうんですよ。何を大事かっていうことを考えたとき、やっぱり自助、共助で、これを目的に考えていけば、そんなにぶれることはないのです。

今回、どこかへ旅行に行こうかって言ったのですが、どこも行くところがないんですよ。でも、

長年のつながりでやっているから、行事として行かんきゃならんし、予算を使わんきゃならん、こういうことになっちゃうんですよね。そうしたら、役員さんももう嫌になっちゃうんです。そういうところも指導していかなかったら、御近所力と町内力がなかったら、共生社会は成り立たないと思っています。これは質問しないですけど、これについてはちょっと考えていかなかったらならないということであります。

それでは次に、地域まちづくり推進事業の概要についてお示しください。

**○平島市民生活部地域活動推進課主幹**　地域まちづくり推進費についてでございます。

地域特性を生かした多様なまちづくりを推進するため、市内１５地域に設置した地域まちづくり推進協議会において、地域住民などが地域の情報や課題を共有するとともに、その課題の解決や活性化に取り組む団体に対して補助金等の交付を行うものでございます。

事業全体の決算額といたしましては７６３万５千２９円で、内訳といたしましては、会場使用料や委員報酬など、協議会の開催経費として９２万３千４８５円、春光台・鷹の巣と春光の２地域における協議会の運営等に係る事業委託料として２１７万２千５００円、地域まちづくり推進事業補助金及び負担金として４５３万９千４４円となってございます。

**○松田委員**　それでは、地域まちづくり推進事業補助金と負担金について、概要をお示しください。

**○平島市民生活部地域活動推進課主幹**　本市では、地域主体のまちづくり推進に向けた意見交換の場として、市民委員会をはじめ、民生委員や地区社会福祉協議会、経済団体や学校、地域包括支援センターなどから推薦をいただいた委員で構成される地域まちづくり推進協議会を各地域に設置し、地域の強みや課題などの情報を共有するほか、その解決に向けて協議しているところです。

各地域では、協議会において協議された内容を踏まえ、地域の多様なメンバーが参画して実行委員会を立ち上げ、地域課題の解決に向けた取組や、地域の魅力を高め、活性化を図ろうとする取組などが進められております。

市としては、この実行委員会に補助金などを交付し、地域特性を生かした多様なまちづくりを後押ししております。

**○松田委員**　今言われたとおり、民生委員とか地区社協、学校、そして、地域包括支援センターです。そこには地域まるごと支援員が入っていますよね。地域包括支援センターって言ったら、支援センターだと思っているんだけど、そこの地域まるごと支援員っていうことで理解していかなかったら分からない人もいるんですが、その中で、地域の強みや課題の情報を共有ということですね。地域、地域での活動を網羅している人たちですよね。これで活動していくと、地域まちづくりが成り立っていくのかなっていう話なんですね。そこで、これに補助金を交付しているということであります。補助金については後で聞きたいと思います。

令和６年度、補助金などを活用してどのような事業が実施されたのか、お示しください。

**○佐々木市民生活部次長**　令和６年度におけます補助金などは、３７団体、６６の事業に対して交付しております。決算額は４５３万９千４４円となっております。

この補助金などによりまして、各地域では、子ども食堂などの子どもの居場所づくりのための事業や、高齢者や子育て世帯など、多様な人が集まる地域食堂を開設する事業、災害時に活用する防災マップを作成する事業などが実施されております。

こうした活動の中には、地域全体で子どもたちを見守る環境づくりを進めるため、地元の高校生ボランティアが参加して、地域の大人と子どもたちが交流するイベントの開催や、市内の医療機関と地域住民が連携して冬を楽しみながら健康づくりや介護予防に取り組む活動のほか、地元の大学に通う大学生が地域の祭りに参加することを通じて地元住民との交流や地域の活性化に資する事業など、様々な団体や多様な世代が関わる取組が数多く実施されております。

**○松田委員**　今言われたとおり、地域の高校生のボランティア、また、大学生ということであります。大学生のある団体で、僕がちょっと気にしているところがあります。夜、おにぎりを作ったり、学校で教えられない勉強を教えたり、補助をもらわずに活動している団体があるんですよね。皆さんも知っていると思うんです。これはすごい活動なんで、一回は顔を出したいと思っているんですけど、補助金をもらっていない以上、議員として行ってわあわあ言うべきじゃないということで離れて見ているんですよ。

でも、いやあ、すごいなと思っていて、これが地域力です。例えば、やりたいよとなっても、高校生ならそこに行きたいと思わなきゃ駄目だし、大学生も、その子たちに勉強を教え、その高校生との交流を持って自分力を高めるっていうことも共生社会。それもすごい活動で、本当に一回見てみて、どういうふうにつくっているかって言いたいんだけど、行ったら余計なことをするでしょうし、お金が大変じゃないのと絶対に言ってしまうの、議員ってね。でも、そうなると活動が萎縮しちゃうので、僕は行かないんだけど、すごい活動をしている。こういう団体がたくさんあると思います。

市の職員だって携わっている人がいっぱいいるんですよ。市の職員って名のらない人もいっぱいいる。これも地域力であって、行政に押しつけずにやっている人もいっぱいいると思うんですけど、この活動実態がよく分からないんで、詳しく答えられる人はいますか。

**○平島市民生活部地域活動推進課主幹**　地域は偏らないんですけど、子どもたちの居場所をつくろうとして個人的に活動しています。

活動の中では、委員がおっしゃられたように、教えて教えられるっていう関係ではなくて、教える側の高校生も、慣れているというか、常連の子どもたちに御飯のよそい方を教わったり、ノリの巻き方を教わったり、そういうのがふだんから見られる環境にあります。

いろんな人が集まるとお互いを支え合うということが自然に発生するんじゃないかなというのは私も感じているところでありまして、その部分は委員が常におっしゃられている共生力だと思っております。

**○松田委員**　そうなんですね。支う、支えるで、やってやった、教えてもらったなど、もらった、やったって言わないっていうことが大事なんですよね。僕らも何かあったときにやってやったと言うと、相手が不快になる。そういうことに気をつけてやらないと、今みたく大勢の人が集まってこなくなる。

恐らく、みんなの心意気で大勢の人が集まってくれているし、大学生も勉強になると。今度、高校生、中学生、小学生もいるかもしれない。今度、僕が学校へ行ったらあそこの出番になるんだと。そうでしょう。その人たちが僕らぐらいに年を取ってくれば、今度、僕らがあの松田みたく６０歳を過ぎたら、ああいうふうになりたいんだと思うように僕らもやっていく、それが支う、支え合うで、これが基本だと思うんですよ。

それで、もう一つ聞きたいのは、地域共生社会を目指す上で、地域の主体的な動きを支援することは、今言ったとおり、今後ますます重要になると考えますが、市としてはどのような考えなのか、お示しください。

**○佐々木市民生活部次長**　協議会を通じた取組は、市民委員会などの地縁組織だけではなく、地域にある様々な団体が参画して、その地域の課題解決に向けて主体的に活動しているものであり、こういった各地域の取組は今後もますます重要な役割を担っていくものと認識しております。

市といたしましても、地域の課題解決に向けた研修会の開催や、新たな担い手とのマッチングなど、引き続き、担い手となる相互の連携、結びつきを後押ししながら、協議会を通じた地域の取組が着実に進められるよう支援してまいります。

**○松田委員**　今申しましたとおり、その地域、地域で課題解決に向けて活動し、解決していくものはしていくということであります。それについてどのように支援していくかということがあるんですけど、この支援は恐らく手挙げで、各地域提案型ですよね。

そんなことで活動をしていって、決算を見れば、やっぱり地域差がある、これはしょうがない。地域力が違うんだから。でも、僕の地域で除雪をやったら、忠和、神居でも除雪をやったり、いろんなことをやり出しています。見守りや防犯をやったら、今だんだん広がっていっていますよね。その中で防犯を、僕がＰＴＡをやったとき、もう無理だよって言われたのです。これは議会でも１回やりましたが、無理なら無理しなくていいって言ったの。支う、支え合うという観点から、登下校時に、家の前の草むしりとか、掃くことをしてくださいって言ったんだよね。

体が痛い中、今日の朝の７時半からそこに立たんきゃならんと。それも大事かもしれないけど、行けないんなら自分ちの前の通学路を掃いてください、これが支う、支え合うなんですよ、子どもたちは元気に学校へ行く、おじいちゃん、おばあちゃんに見送られて学校へ行ったよっていう話をしてくれるのが地域の支う、支え合うになるのですと。

一回、学校で知らない人に口を利くなって言われてね。僕がＰＴＡの役員をやっているとき、そろそろ口を利いてもいいんじゃないかっていうことで、校長先生に何かあったんですかって言ったら、知らない人にしゃべられてもしゃべっちゃ駄目だよって教えていたのが、挨拶もしたら駄目だよっていうふうになったとのことでした。

僕んちの前は通学路なんですよ。そうしたら、おはようございますと子どもたちが言うから、僕もおはようって言うんですね。でも、僕の選挙の看板が立っているからか、生松田って言うんです。親とかは、ちっちゃい子が一緒にいたら駄目だよって言う。でも、僕から、いや、生松田だよって子どもに言ったら、子どもが生松田、生松田って来るんだけど、これも一つの見守りなんですよね。立っていればそういう変な人が出ない抑止力になるのです。

これが支う、支え合う地域力だということで、今、永山地域では結構やってくれている。コロナ禍のとき、お年寄りは出なくなったんですよ。でも、いずれは復活させたいなと思っています。家の前で草をむしる、登下校時にちょっと掃く、これが地域力ということでやっております。

地域共生社会の中でこのことが一丁目一番地だと僕は思うんですよ。部はまたがっているんですけど、地域共生を考えたとき、地域力を上げるのには、支援をいただいて、いろんな活動をみんなで考えてやっています。押しなべて、別に一緒じゃなくてもいいんです。その地域力に差があってもいいんです。できることはやっていく。そういうことを今後進めていきたいんですけど、今後ど

のように考えているか、部長、答弁をお願いします。

**○樽井市民生活部長**　市民生活部が担う地域まちづくりというところからいきますと、地域住民が主体となって、様々な地域団体と連携しまして、地域の課題解決や地域が持つ魅力、価値を高め、生み出し、そこに市が協力して暮らしの充実を図る取組、そうした部分では地域まちづくり推進協議会がその中心になってくると思います。

確かに、委員からお話がありましたように、地域によって、地域まちづくり推進協議会の差というか、地域力に違いがあるなと自分も感じております。特に、やはり、永山なんかはすごく地域力があるのかなというふうに思っています。自分も神楽支所に少しいましたが、コロナ禍だったので、あまり事業が進んでいなかったというところはありましたけども、少し活動は見させていただきました。

そうした中で、地域まちづくり推進協議会は、地縁団体であります町内会、市民委員会をはじめ、地区社協、民生委員、学校など、様々な地域団体が連携することで地域課題の解決につなげていこうとするものでありまして、その会議を通じて様々な事業を各地域で実施しております。そうした意味では、まち協に関わる取組というのは、地域社会の中では、世代や分野を超えてつながりをつくっているというところから、地域共生社会の実現に向けた一翼を担っていると認識しております。

ただ、コロナ禍を経て、やっぱり、地域活動の要であります地縁組織では、担い手不足とか負担の増大といった課題が一層顕在化しております。

今後も地域活動を持続可能なものにしていくためには、多様な組織が連携して地域の課題解決に取り組むことが重要であると考えておりまして、こうした課題認識を持ちながら、様々な事業、取組を進めておりますが、今後におきましても、地縁団体、様々な地域団体とまち協の事業を通じて交流、連携し、よりよい地域社会がつくられるよう、こういった面においても地域共生社会の実現に向けて市民生活部としても取り組んでまいります。

**○松田委員**　それでは次に、長寿社会課にお伺いいたします。

地域共生社会の実現に向けて挙げているみんなが健康で安心・安全に暮らせる地域の目指すべき地域像も重要であると思います。

介護予防の役割と事業展開をどのように進めていくのか、お示しください。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　自立した生活を送るためには、身体機能の低下を予防するだけではなく、生きがいや趣味活動、家庭内、社会における役割、他者との交流、地域活動への参加を大切にし、心身ともに充実した生活を送ることが重要であります。そのため、介護予防の取組に当たっては、身体機能への効果とともに、生きがいづくりや他者との交流、地域活動との関わりにも留意しながら進めていくことが必要であると認識をしております。特に、市内の各地域で実施している介護予防運動教室につきましては、多くの方に参加をいただいており、運動を通した身体的機能の維持向上はもとより、仲間づくりの機会ともなっているものと考えております。

今後も、このような効果を大切にし、介護予防の取組を通じて、多くの市民がつながり、支え合いながら、自分らしく生きがいを持って生活できる社会の実現に向けて、関連事業を実施してまいります。

**○松田委員**　さっきも話したんですが、永山地区老人クラブ連合会のカラオケ大会に行ったとき

に、松田さん、介護予防運動教室の話が来たんですよ、会館は幾らで押さえられますかって来たってみんなが言うんですよ。僕は、民生へ久しぶりに来たもんですから、ここがよく分からなかったんだけど、みんな、すごい楽しみにしているんですよね。そう言ったのは八十何歳の人です。その人が仕切ってやりたいんだって言って、みんながおおってなって、来年も来るねっていう話をしているんですよ。今から、どんなことをしようかな、どうやってするかなってなっていて、卓ちゃん、会館は大丈夫だよね、来るよねみたいな話をされているんです。

それでもう何か盛り上がっちゃって、２７日に百寿会老人会の旅行に行くんですけど、その話がまた出るんで、どのようなことをするのかっていうことをもう一回聞いてから、その日を迎えたいと思っています。やっぱり、常に僕も議員として地域と交わっていって、いろんな話を聞いてと思っていますし、いかにみんなが元気で、一日でも最期まで家で過ごせるかっていうのが最大の共生社会ですよね。それが目標だと思います。静岡県掛川市がそれを条例にしてやっているってことを一回話してあります。

旭川市もそれを土台にして今つくったんですよね。今言ったように、支え合いながら生活できる実践に向けてやっているということでありますが、地域福祉の現状の課題を踏まえ、今後の市の取組についてお示しください。

**○川邊福祉保険部長**　現状と課題は、先ほど次長からの答弁でも少しございました。人口動態による構造的なものですとか、社会経済の発展によるものなど、原因はいろいろ考えられますけれども、今の地域福祉の大きな課題としては、様々な福祉課題を抱える人、つまり、ニーズが多いのに比べて、その解決の中心的役割を果たす町内会ですとか、民生委員の担い手が足りておらず、今後ますますそういった傾向が続くと見込まれていることであろうというふうに捉えております。したがって、限られた担い手の中でどうやって無理なく全体を回していくのか、コーディネートをしていくのかということが重要になるというふうに考えております。

また、最近では、先ほど委員の話でも少しありましたけれども、中高生の部活動やボランティア団体などから何か地域貢献になるような手伝いができないのかという相談が寄せられている状況もございまして、せっかくのこうした人たちの力をどういうふうに地域に落とし込んでいくのか、こんなことも考えていかなければならないなと思っております。

そうした中、地区社会福祉協議会と地域まるごと支援員とが連携をして、こうしたボランティア活動の担い手と支援ニーズをつなぐ地区ボランティアセンターの取組が進められております。本市としても、地区ボランティアセンターの動きは新たな地域福祉の担い手の一つとして期待しておりまして、そこに地域まるごと支援員による情報提供や助言などの後方支援を行いながら、内発的でモデル的な事例を育成して、他の地区へ広げていけるように取り組んでいるところであります。

こうした取組は、課題も多くて、まだ緒に就いたばかりではありますけれども、一つ一つ課題を整理し、各地域における支え合いの仕組みを維持する一助となるよう、着実に進めてまいりたいと考えております。

**○松田委員**　中学、高校の団体などから何か地域貢献できないかという話もあるんですけど、これはお手伝いなんですよね。でも、見るほうも大事です。

うちの話ばっかりして悪いんですけど、クリスマスパーティーをやっているんです。保育園とか、みんなに案内をかけて、いろんなことをやっている。大学の幼児教育の人が来て、クリスマス

パーティーを開いてくれるんです。

批判する人は批判するんですよ。１５０～２００人いたときもあって、今は、百何十人ぐらいかな、子どもたちの数よりお手伝いが多いって批判するんですよ。僕、何が悪いのって。だって、もうある程度の年になったらクリスマスパーティーはやらないですからね。それを僕らは、保育園とかに案内をかけてやる。大学生も、そこで保育園の子どもたちとの実習みたいになる。地元でそういうことを実践できますから、今年はこれをやろうか、あれをやろうかって、学校でカリキュラムを組んでくるんですよ。

だから、ここだけでなくて。大学は限られているから全部ではできないですけど、やっぱり、地域性はということで何かの行事をやるときは保育園も入れてあげるべきだと思いますね。

でも、何か貢献できないのかっていうのは手伝いです。今言ったとおり、見る人も見られる人もどっちも参加者っていう観点からいったら、ぜひ保育園とかも検討するべきだと思うんですけど、どうですか。（発言する者あり）

今回、共生社会ということで、昔は、十何人ぐらい課長をそろえてやったんですけど、今回、これをやるって聞いたら、何課にやるんですか、子育ては呼んでいないですよ、障害は呼んでいないですよって言うけど、もう十何年もやったら、コロナ後からいかにこれを軌道修正するかっていうのが今回の決算の流れですよ。決算１年、今回、２年目は来年の決算ですけど、どうしていくか、また、新年度予算についてどういうふうに迎えていくかっていう重要な決算だと思います。

コロナでみんなが出て歩かない。お年寄りも子どもたちも出て歩かない。僕ら議員も、この３年間、引き籠もったら、なかなか出られなくて、こんにちはってなかなか言えない。こんな状況が今起きているんですけど、いかにここから脱して、早く地域の地域力を上げていくのかっていうのが今試されていると思っています。

今回を踏まえて、今後どういうふうにしていくのか、部をまたいでいるので、ぜひ、副市長の見解をお伺いしたいと思います。

**○中村副市長**　市民生活部、それから、福祉保険部、部長をはじめとして、各課長からも様々な答弁がございました。松田委員がおっしゃっている地域共生社会の答えは各部の答えの中にほぼあったのかなと思います。

ただ、一つ話をしておきたいのは、反省も込めてということになるんですけれども、どうしても役所が仕事をする場合、例えば、支える側、支えられている側というような区分をして、その支える側をどうするかとか、支えられる側は何を求めているか、そういうような一面的な部分からいろんな事業を組み立てていたところがあります。

先ほど来、委員の質疑の中で出てきた話でありますとか、各部が答えたことがありますように、支える側、支えられている側という垣根といいますか、そういう区分を取り払って、それぞれが支えているはずが実は支えられている、支えられているはずが支えているというような具体的な事例で答弁があったと思います。役所としては、強制のような形にはならないで、自然な形でそういったものができていくというようなことをやっていきたいと思います。

市民生活部は、町内会の成り手が少ない部分のいろんな対策を取り組んでおります。それも、今まで、町内会については地縁組織ということで、町内会、市民委員会に限定した形でどうすべきかということでありましたけれども、ここに、地区社協であるとか、民生委員であるとか、場合によ

ったら学校のような地域団体も含め、もっとそれを活性化していく。それは、別に町内に住んでいる方だけではない町内会活動も場合によったら模索できるのではないかというようなことも含めて各部で、子育て支援部だとかという話もありましたけども、そういったところも含めて、様々な地域に関わる組織と、場合によったら、地域に関わらないで事業としてやっている事業者も取り入れ、松田委員がおっしゃっている地域社会、地域を活性化していくというような事業に取り組んでまいりたいと考えております。

**○品田委員長**　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時１５分

---

再開　午前１１時１７分

**○品田委員長**　再開いたします。

御質疑願います。

**○笠井委員**　皆さん、こんにちは。

民生所管分、最後の質疑ということで、もう少しお付き合いいただければと思います。よろしくお願いいたします。

私からは２つの事業に関して質疑を行いたいと思います。

まず、介護保険事業特別会計、３款２項１目、介護予防普及啓発事業費について、事業目的と事業概要についてお答えください。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　介護予防普及啓発事業費につきましては、高齢者の方に広く介護予防の重要性やその方法を普及啓発し、住民主体の介護予防の活動を推進することを目的として実施しております。

本事業の内容は、介護予防を目的とした運動教室の開催、介護予防に係る相談及び出前講座の実施、認知症予防を目的とした教室の開催、介護予防に関する普及啓発パンフレットの作成及び配布を内容としており、令和６年度の決算額は５千７３７万４千２７０円となっております。

**○笠井委員**　この事業の中で、介護予防を目的とした運動教室の開催というのがございました。これまで複数の介護予防運動教室を実施してこられました。令和６年度は、健幸運動教室として一本化されたということです。

まず、この再編を行った背景と目的について伺います。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　介護予防運動教室につきましては、従来、主に座ったまま運動を行う筋肉ちょきんクラブ、より強度の高い運動プログラムを行ういきいき運動教室、そして、運動教室後の自主サークル化を目標とする筋肉らくらくアップクラブをそれぞれ実施してまいりました。

令和４年度からは、住民による活動の自主化に重点を置いた教室への見直しを念頭に、自主化を目指す筋肉らくらくアップクラブの開催を順次拡大し、それ以外の２つの教室の開催を段階的に縮小いたしました。

令和６年度には、３つの運動教室の目的と指導内容、開催地域などの整理を行い、新たに愛称を健幸運動教室として一本化し、教室終了後にも参加者同士が自主サークルとして介護予防活動を続けられるようなプログラムを強化して実施することとなりました。

**○笠井委員**　自主サークルとして実施することを目的として一本化されたということでした。

では、この運動教室は具体的にどのような内容で行われているのか、また、令和６年度の実施状況についてお伺いします。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　介護予防運動教室につきましては、週１回、全１６回の教室で、市が委託した介護事業所の職員の指導の下、ストレッチや筋力トレーニング、バランストレーニングなどを行うもので、主に椅子に座った姿勢で弱い運動を行うコースと主に立った姿勢で強い運動を行うコースがあり、いずれのコースも教室終了後も参加者で活動を継続していくために自主サークルを立ち上げることを目指しております。

令和６年度は、市内各地で３３のコースを設定し、５２８回開催をしており、参加者数は５１３人となっております。

**○笠井委員**　市内各地で、３３のコースを設定し、５２８回開催しているということです。

この参加者の体力向上や健康維持など、効果をどのように把握されているのでしょうか。また、参加された方々からはどのような反応や意見が寄せられているのか、伺います。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　介護予防運動教室における予防効果につきましては、運動教室の初回と終盤に行う体力測定による評価のほか、アンケート調査を行い、教室参加による効果や運動習慣の変化、教室以外での運動頻度等を把握し、これらを基に評価を行っております。

教室終了後も立ち上がった自主サークルに通うと回答した参加者からは、自分たちだけでも続けていけるような運動メニューだったこと、教室を通じて運動の大切さや効果を実感できたこと、参加者同士の交流を深めることができたことなどの声が寄せられ、運動教室の自主化プログラムを通じて自主的な介護予防活動への意欲が高められたことがうかがえるものと認識しております。

**○笠井委員**　複数の運動教室を一本化した背景には、国が示す住民主体の通いの場を充実させる、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していく地域づくりを推進するという方針があると伺っております。こうした国の考えを踏まえ、本市では介護予防運動教室の自主サークル化を目指して取り組まれてきております。

市として自主サークルの立ち上げをなぜ重視しているのか、その理由と狙いについてもお示しください。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　令和６年度は５１３人が参加をいたしましたが、令和６年１０月１日時点での高齢者人口数は１１万２千２３５人となっており、市が介護予防教室を実施する手法では全市的な広がりの点で課題がございます。

そのため、市が実施する介護予防運動教室は、教室終了後、参加者で活動を継続していくための導入部分として位置づけ、全市的な広がりを図っているところであります。

**○笠井委員**　令和６年度の見直しでは教室終了後の自主サークル化に重点を置いてこられました。

実際に自主サークル化につながっている数はどの程度あるのか、伺いたいと思います。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　３３コースのうち、１９のコースで自主サークルが立ち上がっております。

**○笠井委員**　３３コースのうち、１９コースということで、半数を超える成果があった一方、残りのコースについては、参加された方の中では自主化への移行が難しいと判断された方もおられると伺っています。こうした現状を踏まえると、自主化に至らなかったコースについても継続的に活動

ができるような支援が必要ではないかなと感じております。

これまで自主化を進めるに当たってどのような支援策を講じられてきたのか、伺います。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　いずれも令和４年度からでありますが、介護予防インストラクター派遣事業として、運動に関する資格及び高齢者に対する運動指導の経験を有する者を住民主体の活動の場に派遣し、運動指導を実施する事業のほか、介護予防サポーター養成事業として、住民主体の介護予防活動を支援するための住民ボランティアを養成する事業などを実施しております。

また、当該地域を所管する地域包括支援センターも自主化した団体の活動を随時サポートしております。

**○笠井委員**　支援も行いながら自主化を目指しているということですが、期間や回数、支援内容をもう少し具体的に伺います。さらに、支援策がどう機能したのかという点について、令和６年度の取組の評価についてもお答えください。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　令和６年度は、３３コースのうち、１９のコースで自主サークルが立ち上がっておりますが、評価等については一定期間経過後の活動状況なども把握することが必要であると考えております。

また、自主化を進めるための支援策であるインストラクター派遣を見ますと、令和５年度は７２の団体に派遣しておりましたが、令和６年度は１０２団体に派遣をしており、活用されている状況がうかがわれますが、介護予防サポーター養成事業では、令和５年度の養成者数１８０人に対して、令和６年度は９０人にとどまっております。

そのため、それらの支援策がどのように機能したのか、あるいは、地域包括支援センターの関わり方なども含めて、検証等が必要であると考えております。

**○笠井委員**　運動教室では、自主化を進めていくということについて、介護予防サポーターさんが主体的に主導して、やってくださっているということを伺いました。

一方で、地域住民の中でも、そもそも運動習慣がなかったり、健康への関心があまり高くない高齢者にとっては、自主化を前提とした教室への参加は少しハードルが高いのではないかなと感じております。

こうした方々の関心を高めるような支援について、市の考えをお伺いします。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　介護予防運動教室は、介護予防の基本的な知識の習得と運動を習慣にする機会のほか、介護予防としての効果を高めるため、他者との交流や地域活動への参加などの要素も加えておりますが、あわせて、そのような機会に参加しなくても、高齢者がそれぞれの体力に合わせ、体操やウオーキングなど、無理のない範囲で体を動かすきっかけづくりが必要であると考えております。

そのため、「歩く」ことから始める健幸づくりとの連携など、広く健康への関心を高める取組を進めてまいります。

**○笠井委員**　あと１点申しますと、事業所との関わりについてです。

実際に地域の介護事業所が関わることで、地域住民の顔が見える関係性の構築や継続的に介護予防活動の基盤づくりにもつながると考えますし、ここは重要だと思います。一方で、地域によって、関わりを持つ事業所が少なかったり、難しさがある場合も想定されます。

こうした地域間のばらつきをなくし、地域に根差した介護予防活動を継続していくための実施の

手法について、見解をお示しください。

**○宮川福祉保険部長寿社会課長**　介護予防運動教室につきましては、地域住民による自主的な活動を進めることとしております。その際、地域に所在する介護事業所は様々な場面で地域住民による活動の支えとなることが期待できるものと考えており、令和７年度の介護予防運動教室の実施に当たっては、令和６年度の市内全域単位での公募を見直し、地域包括支援センターの所管ごとに１１の地域に分割し、それぞれ公募を行って事業者を選定し、実施をしているところであります。

**○笠井委員**　令和６年度は１事業者だったのに対し、地域包括圏域で行っているということでした。地域の基盤づくりの観点からもこれには非常に期待しております。

この項目最後となりますが、介護予防運動教室の今後の方向性について、市内各地に所在している介護事業所の関わりも含めて、見解をお聞かせください。

**○高田福祉保険部保険制度担当部長**　介護予防運動教室の今後についてでございます。

介護予防運動教室につきましては、先ほど課長から答弁いたしましたが、現在、全市的な広がりを図るために、順次、自主化を進めております。その際、活動の活性化や継続性を高めるための取組も必要でありますことから、インストラクターの派遣なども併せて行っているところでございます。

また、市が予算事業として支援していくだけではなく、委員から御指摘のありましたように、地域住民との関係性に留意し、地域に所在する介護事業所が関わりやすいような工夫等も講じていくことが介護予防運動教室の活性化に資する、継続性を高めることに有効であると考えてございます。

今後、自主化をした団体さんの移行後の活動状況の変化だとか、現行の支援策の効果等の検証作業を進め、介護予防運動教室の実施内容やより効果が期待できる取組について検討し、可能なものから、順次、取り組んでまいりたいと考えてございます。

**○笠井委員**　自主化の取組を継続的に高めていくために、インストラクターや介護予防サポーターの育成も行いながら、今年度は支援を行っているということでした。今後も、参加者が継続しやすい環境づくりという観点から、環境面の検証、見直しが必要なのではないかと思っております。

自主化が進んだとしても、結局、一つのサークルでも、参加人数がどんどん減少していって、結局、１人当たりの会場費の負担が増加していくことも想定されます。そうした際は、近隣地域との合同開催っていうのも一つの選択肢かもしれませんが、その場合には自分の住む地域で気軽に通えるという通いの場、本来のメリットが失われてしまう懸念もあります。

また、室内の会場の確保についても今後の課題であると感じております。限られた会場の中、今後どのように確保していくのかについても事業の効果検証と併せて検討を進めていただきたいと思います。

本事業は今後も継続していく重要な取組でありますので、さらなるブラッシュアップを図っていただいて、市民にとって親しみやすく、継続的に参加したくなるような通いの場として発展していくことを期待しております。

この項目に関しての質疑は終了となります。ありがとうございます。

続いて、２つ目の項目になります。

日常生活用具給付事業についてお聞きしていきたいと思います。

まず、令和６年度の事業概要と決算額についてお示しください。

**○水上福祉保険部障害福祉課長**　日常生活用具給付事業は、障害者総合支援法に基づき、障害者または障害児の日常生活の不便さを手助けする用具の購入に対して給付をするもので、市町村が行う地域生活支援事業における必須事業の一つとして位置づけられているものです。

日常生活用具としての要件は厚生労働省から３つ示されており、１つ目は、安全かつ容易に使用できて実用性が認められるもの、２つ目は、日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの、３つ目は、用具の製作、改良または開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないものとなっており、この３つの要件を全て満たす用具が給付の対象となります。

令和６年度の決算額は、障害者地域生活支援事業費２億４千１２万２千円のうち、１億３千２１万３千円で、全て扶助費となっております。

**○笠井委員**　そのうち、用具は、ストーマ装具や紙おむつなど、排せつ管理支援用具が給付額の約９割を占めると伺っております。そして、これまで適宜見直しを行ってこられたとのことですが、令和６年度は多くの品目で見直しが行われたかと思います。

そこで、こうした見直しの過程について、利用者や関係団体から寄せられた意見や課題があったか、伺います。また、日常生活用具給付事業実施要綱が本年４月に改正されたとのことですが、その主な改正点についてもお示しください。

**○水上福祉保険部障害福祉課長**　令和７年４月の改正に向けて、令和６年度は、昨今の物価高騰などから、市場価格に追いついていない種目や多様化する利用者のニーズにマッチしていない給付種目を対象に、主に価格上限額と対象要件の見直しを行いました。

具体的には、メーカーの価格改定により、関係団体や利用者から強い要望があった消化器系ストーマ装具や市場価格と乖離が確認できた特殊マットなどの上限額を見直し、価格の設定に当たっては、他の自治体を参考にしたほか、取扱業者に対し、価格や購入数などの調査を行い、３３種目の上限額を引き上げました。

また、対象要件については、団体からの要望や意見交換などを参考に、頭部保護帽やパルスオキシメーターなど、８種目について、障害の対象範囲や年齢の拡大を行いました。

**○笠井委員**　主に、上限額の引上げと、団体からの要望により対象範囲と年齢を拡大されたということで、対象範囲が少しでも増えたということで安心をしております。

改正内容についての市民や支援者への周知はどのように行われたのでしょうか。また、改正に当たり、市民の方や団体からの声はいかがでしょうか、お伺いします。

**○水上福祉保険部障害福祉課長**　改正内容の周知につきましては、本市ホームページでの公開や市民広報に掲載したほか、日常生活用具等を取り扱う事業者に対し、改正後の要綱を送付し、周知を図っております。

今年度の価格改正や対象者の拡大については、市民の方や障害者団体の方から好意的な反応をいただいております。

**○笠井委員**　前回、予算分科会において、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っている方を対象としたニーズ調査についても依頼をしておりました。検討はされたのでしょうか。

療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持つ方を対象としたニーズ調査について、現時点で検討が

進められていない場合、どのような理由や課題があるのか、お伺いします。

**○水上福祉保険部障害福祉課長**　療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っている方のニーズについては、今回改正した頭部保護帽の対象者を例に挙げますと、これまでは、身体障害者及びてんかんの発作等により転倒のおそれがある知的障害者を対象としておりましたが、精神に障害がある方についても、てんかんの発作等により同様の危険性があるとの声を受け、精神障害者を対象者に追加いたしました。

これ以外の用具について、療育手帳、精神障害者手帳をお持ちの方に対するニーズ調査については、同じ障害等級であっても障害の程度には個人差があり、一律に判断することは難しいことから、個別の調査は行っておりませんが、頭部保護帽のように、まずは団体などからの意見や要望を聞きながら他都市における状況を調査することで当事者のニーズや実情の把握に努めているところです。

**○笠井委員**　今回の見直しを通じて、精神障害のある方が対象となったということで、大きな前進であると受け止めております。引き続き、関係団体と意見交換しながら実情把握を行っていただきたいと思います。

続いて、日常生活用具給付の利用実績と未利用者へのアプローチについてお聞きしたいと思います。

実は、制度の対象でありながら利用していない方も一定数いると考えられますが、過去３年間の給付件数、利用者数の推移を伺うとともに、未利用者への周知や掘り起こしをどのように行っているのか、また、申請に至らない理由、例えば、制度の認知不足であったり、申請手続の煩雑さなどですが、それらについては把握しているのか、伺います。

**○水上福祉保険部障害福祉課長**　過去３年間の給付件数及び利用者の実人数は、令和４年が２千１４５件で１千２１７人、令和５年が２千１０２件で１千２０１人、令和６年が２千７９件で１千２００人と、僅かではありますが、減少傾向にあります。これは、用具によって、長く使用できるものや、紙おむつやストーマ装具のような消耗品もありますので、一概には言えませんが、身体障害者手帳の交付者数自体の減少に伴うものと考えております。

日常生活用具の利用者は基本的に障害者手帳をお持ちの方が対象となりますので、医療機関や日常生活用具を取り扱う事業者から制度の情報を得る方が多く、その段階で情報を得られなかった方にも手帳を交付する際に制度の案内を通してお知らせしており、今のところ、申請に至らなかったというお声はいただいておりません。

**○笠井委員**　私の元に寄せられている声というものがありまして、制度を知らずに、必要な支援を受けられていないという方が一定数おられました。市として、申請後の受渡し時に説明を行っているとの認識かと思いますが、制度の内容をそもそも十分に理解できないという方がいらっしゃったり、手引での周知はあっても、結構細かい項目で、すごく読みにくいというようなお声もございました。文字を読むことが難しい方もいらっしゃるのが実情です。

また、親族や医療関係者が対象の範囲ではないかと気づいて申請に至ったケースや、自分の子どもが用具支給の対象であることを窓口では知らされず、同じ障害を持つ保護者からの情報で初めて知ったという事例もございました。

障害当事者や家族にとって制度の説明を受ける窓口が複数に分かれている現状がありますが、福

祉課、相談支援員、医療機関など、関係機関が連携して一体的に説明できる体制をどのように構築していくのでしょうか。また、支援者向けの研修や説明会の実施の状況など、今後の予定についても伺いたいと思います。

**○水上福祉保険部障害福祉課長**　情報共有の在り方については、医療機関や事業者、本市が委託する相談支援事業所で共有し、問合せに応じるほか、障害福祉課窓口での直接対応により、相談や情報共有の体制を整えております。

日常生活用具に特化した説明会の予定はありませんが、利用者や障害者団体と接する機会などを通じて引き続き制度の普及に努めたいと思います。

**○笠井委員**　引き続き制度の普及に努めていただきたいと思います。

また、周知に関しましては、出産後にお子さんの障害が分かった際、ホームページなどで情報を探す保護者の方も多いのですが、やはり、子育て支援のページをどうしても中心に探して調べてしまうというお話も伺っています。

子育て支援が所管するあさひかわこどもーる、ママ・パパ・コドモの情報ひろばといったサイトもありますので、子育て支援分野と連携を図りながら、情報の周知やアクセスのしやすさという観点でも工夫を検討していただければと思います。

さて、障害のある方が６５歳を迎えて介護保険制度へと移行となる際、これまで日常生活用具給付を受けられていた支援が介護保険の対象となるかどうかの判断によって受けられなくなってしまうというケースがあると伺っています。

介護保険にも似た制度がありますが、制度によって対象や条件が異なるため、どちらを利用できるのか、分かりづらいという声もあります。

障害福祉分野の日常生活用具給付と介護保険制度との間で支援が途切れることのないようにするため、市としてどのように運用の調整や情報共有を行っているのか、伺いたいと思います。

あわせて、発達障害のあるお子さんの中にはトイレでの排せつに強いこだわりや不安を抱えるお子さんが少なくありません。特に、感覚過敏のある子どもは、紙おむつからトイレに移行するという期間といいますか、小学校へ上がっても紙おむつがなかなか取れないというようなお話も伺っております。

移行する時間がかかってしまうんですけども、感覚過敏ですから、少しでもおむつがぬれてしまうと履き替えてしまうということで、何度も何度もおむつを使い、１日２０枚以上使用するケースもあったり、あるいは、感覚遊びという延長で便を触ってしまうということもリアルにある話なんですね。小学生になると、おむつの単位も上がり、経済的な負担もより大きくなりますし、発達障害の子で、夜に眠れず、ハイテンションになって、夜間に何度も何度もおむつを脱いでしまう、便を触ってしまうと、朝方まで部屋の掃除や洗濯に追われ、保護者の疲労や睡眠不足も深刻です。

私自身も同じような経験をしており、こういった御相談は多く受けるのですが、現状、介護保険制度だったら、介護をする方への支援であるのに対して、日常生活用具給付は障害のある方御本人への支援ということで、また、その目的が異なっております。

日常生活用具給付での紙おむつは発達障害は対象にならないのかという声も聞いておりますが、制度のはざまなのかなと考えておりました。

一方、ほかの自治体では、紙おむつに関する独自の助成制度を設けている例も見られておりま

す。

旭川市においても、こうした御家庭の切実な実情を踏まえ、より実態に即した支援も必要かと思いますが、この考えをお伺いいたします。

**○水上福祉保険部障害福祉課長**　まず、介護保険制度との関係につきましては、介護保険でも障害と同様の制度がある日常生活用具や補装具を給付やレンタルにより利用する場合は、障害者であっても介護保険の対象要件を満たしている場合は、他法優先により、介護保険を優先して利用いただくことになります。

ただし、一部の種目については、介護保険制度の対象とならないため、６５歳到達後も引き続き障害者の制度で給付の対象となり、制度のはざまへの対応措置が講じられております。

また、紙おむつにつきましては、現在、日常生活用具の中で対応しているところですが、委員のお話からもありましたように、本市で高齢者を介護する家族に対する給付制度もあることから、日常生活用具とは別の制度で給付するという可能性などについても検討してまいります。

**○笠井委員**　例えば、介護保険でのはざまということで言うと、紙おむつについて、例えば、日常生活用具給付で受けられていた上限額の月１万２千円が、６５歳の誕生日を迎え、要介護の認定を受けて支給となると半額になってしまいます。このバランスもいずれ考えていかなければならないのではと思っております。

発達障害の紙おむつについては別の制度で給付する可能性などについても検討していただけるということでしたが、それがいつになるのか、今後もこの事業に関して注目していきたいと思います。

では、最後になります。

市独自の給付拡充やモデル事業の実施を通じて、現場実態に即した制度設計を行う考えはあるのでしょうか。

特に、排せつケアや在宅生活支援など、市独自に先行的な取組を行う自治体もございます。旭川市としてどのような方向性を描いているのでしょうか、伺います。

**○川邊福祉保険部長**　ただいま課長から日常生活用具給付事業について答弁させていただいたところです。中でも、給付の範囲でありますが、用具の種目、用途、形状などの基本的事項というのは厚生労働省の告示で例示がなされ、各自治体は、それを踏まえて、それぞれの裁量で対応しておりますことから、自治体間で少しずつ実態に違いが生じております。

このため、中には、引っ越しなどで、これまでの転出元の自治体では給付されていたものが新たな転入先では対象外とされて混乱を招いているケースなども出てきているというふうに認識いたしております。

あわせて、流れの中で、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ方へのニーズ調査ですとか、介護保険による給付、制度の谷間、はざまといった話、あるいは、紙おむつの話などもございました。

これらを踏まえた事業の今後の方向性ということでございますけれども、やはり、障害がある方にとっての日常生活用具の目的や性格を考えますと、利用者が真に必要とするものをきちんと届けることができる制度であるべきだ、このことに尽きるというふうに考えております。

したがいまして、給付範囲につきましては、国が示す事例や他都市の状況を踏まえながらも、本

市における利用実態や利用ニーズについて把握を行うなどし、また、給付方法についても、他の事業メニューの活用なども含めた広い検討をし、時期を捉えて、それを必要とする人たちにとってよりよい形となるよう考えてまいりたいと思っております。

**○笠井委員**　部長から強いお言葉をいただきましたので、私の民生所管分の質疑は終了としたいと思います。ありがとうございました。

**○品田委員長**　他に御質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**○品田委員長**　他に御質疑がなければ、以上で、認定第１号の分担部分のうち民生常任委員会所管分、認定第２号、認定第６号、認定第８号及び認定第１１号の以上５件に対する質疑は、終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時５２分

---

再開　午後　１　時００分

**○品田委員長**　再開いたします。

それでは、認定第１号の分担部分のうち子育て文教常任委員会所管分、認定第５号及び認定第７号の以上３件を一括して議題といたします。

ここで、特に御発言はございますか。

**○えびな委員**　資料要求をお願いしたいと思います。

社会教育部に、旭川市民文化会館における管理費及び使用料の決算額の１０年間の推移が分かるもの、もう一つ、旭川市民文化会館大ホール、小ホールと公会堂の利用件数の１０年間の推移が分かるものをお願いいたします。

**○品田委員長**　他にございますか。

（「なし」の声あり）

**○品田委員長**　暫時休憩いたします。

休憩　午後１時０１分

---

再開　午後１時０２分

**○品田委員長**　再開いたします。

ただいま、えびな委員から御要求のありました資料につきまして、提出の可否と時期について、理事者に発言を求めることといたします。

**○田村社会教育部長**　ただいま、えびな委員から御要求のございました旭川市民文化会館における管理費及び使用料の決算額の１０年間分の推移が分かるもの及び旭川市民文化会館大ホール、小ホール、旭川市公会堂の利用件数の１０年間の推移が分かるものにつきましては、えびな委員の御質疑までに提出させていただきます。

**○品田委員長**　それでは、ただいまの資料につきましては、決算審査特別委員会の資料といたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

**○沼崎委員**　それでは、後半の質疑に入らせていただきます。

私からは、２つの事業についてお伺いをさせていただきます。

まず、１点目は、３款２項１目のこども誰でも通園制度（仮称）試行費についてお伺いをさせていただきます。

これは、本市においては令和６年度から初めてスタートした事業で、モデル的なスタートでございますが、政府においては令和８年度から全国で実施をしたいと言っているもので、今まで、保育というと、保育の必要のある子ども、つまり、両親が働いていたり、監護者が必要なのに、家にいられないといったような事情があるなど、保育を必要としているから保育園というものを公共サービスとしてやるんだということでずっと続いていました。しかし、それをパラダイムシフトするようなもので、必ずしも保育を必要としていなくても誰でも保育園に通えるというものでして、初代こども政策担当大臣の小倉將信さんが言うには、親御さんのレスパイトであるとか、核家族化でなかなかおじいちゃん、おばあちゃんに預かってもらうことも難しい時代でもあるということ、あとは、３歳から本格的に保育園に行かせようと思っているけれども、いきなり行かせるんじゃなくて、例えば、週に１回行くところから始めて徐々に慣らしていきたいとか、いろいろな活用法があるんじゃないかというお話をされていたことも覚えております。

試験的な施行ということですが、今後定着していって、市民の方にもいい制度だねと言ってもらえるようになればいいなというふうに思いますし、そういう趣旨で質疑をさせていただきます。

まずは、令和６年度に試行してみて、その事業の概要と決算についてお聞かせください。

**○熊谷子育て支援部こども保育課長**　こども誰でも通園制度につきましては、令和５年に閣議決定されたこども未来戦略に基づいて新たに創設され、生後６か月から３歳未満までの保育所等を利用していない児童を対象として、保護者の就労要件にかかわらず、１か月当たり１０時間までの範囲内において保育所等を利用できる制度でございます。

令和６年度においては、令和８年度からの通園給付制度としての本格実施を見据えた試行的事業として、認可保育所１か所、認定こども園２か所、小規模保育事業所１か所の合わせて４か所で実施しており、予算現額１千７２７万５千円に対し、決算額は６３万７千７５０円となっております。

**○沼崎委員**　ただいま予算現額と決算額をお伺いいたしましたが、その上で、令和６年度の利用実績、事業成果がどうだったのか、お聞かせください。

**○熊谷子育て支援部こども保育課長**　令和６年度の利用実績につきましては、令和６年６月１７日から令和７年３月３１日までの約１０か月において、利用登録者数５２人、利用回数２５５回、１回当たりの平均利用時間は２．６時間となっております。

事業の成果につきましては、対象となる児童に対して保育所等の利用機会を提供できたことにより、児童にとって家庭以外における同年齢の児童との交流機会の創出につながったほか、保護者にとっては、子育ての不安や悩みを保育士等に相談できる場として、子育て支援の充実が図られたものと考えております。

**○沼崎委員**　試行的事業として、今後の本格実施を見据えていろいろと手探りでやっているところもあると思うんですが、まずは、令和６年度の成果を見て、どのように受け止めて、また、今後ど

ういったような課題があると感じていらっしゃるのか、お聞かせください。

**○熊谷子育て支援部こども保育課長**　試行的事業ということもあり、制度の利用対象となる世帯に十分な周知期間を設けることができなかったことなどから制度への認知が進まなかった面もあり、利用実績は当初見込みを下回ったところであります。また、実施施設別に見ても、各施設の立地環境などにより、登録者数及び利用回数に一定の差が生じております。

一方で、利用した保護者へのアンケートでは、１か月当たりの利用時間の短さに対する意見等があった一方で、子どもがゼロ歳のため、一時預かりを利用できなかったが、預けることができて助かった、一時預かりでは１歳から５歳までの子どもが同室で過ごすため、心配だったが、同年齢の子どもと過ごすことができて安心ができたなどの声が聞かれ、既存の一時預かり事業では対応しにくかったニーズに応えることができたものと考えております。

また、実施施設からは、実施場所や職員の確保に対する課題が示された一方で、新たな保護者や児童とのつながりの創出により、職員の知識や経験の向上、さらには、将来的な園児の獲得などの好影響につながったとの声も聞かれたところでございます。

**○沼崎委員**　おおむね好評であったのかなという印象でございます。

月１０時間というものについて、もっとやってほしいという声が全国的に結構あるというお話も聞いておりましたが、今のところ、旭川市では、先ほどお答えいただきました１回当たりの平均利用時間、利用登録者、利用回数を見ると、取りあえずはこういった流れで試験的に始めてよかったんじゃないのかなというふうに思っております。

また、受け入れる保育士さんたちとしては、どういう制度になるのかを気にする声も始まる前は結構あったんですけれども、始まってみると、意外とそんなに苦労なくできているというような声も幾つか聞いているところで、ぜひ定着していってほしいなというふうに思います。

まだ試行的事業ではございますが、今後どのようにやっていくか、そういったようなところで何か見通しがあれば、ぜひお聞かせください。

**○熊谷子育て支援部こども保育課長**　令和６年度の実施結果を踏まえまして、令和７年度は実施施設を２４施設に増やしたほか、周知強化にも取り組んでおり、市内各施設への事業実施に向けた働きかけのほか、新たなパンフレットやポスターの作成等により、１０月１日現在の登録者数は１２８人と大幅に増加しているところでございます。

今後につきましても、今年度から新たに運用を開始した子育て支援部公式インスタグラム「あさきっず」などの多様な広報媒体を活用して周知を図るほか、実施施設と緊密に情報交換を行うなど、実施環境の充実に努めてまいります。

また、令和８年度からの新たな通園給付制度への移行につきましては、利用者及び実施施設に大きな影響が生じることのないよう、国の動向を注視しながら準備を進めてまいります。

**○沼崎委員**　登録者数も大幅に増えているということで、恐らく、潜在的なニーズというのはまだまだあるんだろうなと思いますので、ぜひ、これから定着していくようによろしくお願いいたします。

この項目につきましては、以上で終了といたします。

もう一点、４款１項１目の母子保健推進費のうちの乳幼児健診に関わる事柄についてお伺いをしたいと思います。

先日、和歌山県和歌山市で２歳の女の子が親から暴行を受けて亡くなるという痛ましい虐待事件がありまして、この亡くなった女の子が乳幼児健診を２度受けていなかったということが分かっております。

また、乳幼児健診というのは、行政との窓口といいますか、あまり小さい子どもが役所に来ることはほとんどないですけども、乳幼児健診であるとかは行政が子どもの顔を見られる少ない機会でもあると思います。この和歌山の件がどうだったのか、和歌山市は対応に問題はなかったというふうに言っているので、そうした個別のケースについてはどうなのかというのは置いておいて、そういう機会というのは虐待の兆候等があったりすれば発見する貴重な機会になりますし、乳幼児健診を受けていない場合にどうするのかというのは結構大きな課題なんじゃないかと思います。

国も、こども家庭庁が、毎年、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査というのを行っております。この点について、２年前、市議会議員に初当選して最初の一般質問で、こういう健診を受けていなかったり、保育園にも幼稚園にもどこにも行っていないような子どもをどうフォローしているのかという質問をいたしまして、市からは、各部局が連携して様子を見るなど、しっかり対応しているというふうに御答弁をいただきまして、旭川市はしっかりやっているのかと安心をしていたところでございます。今もしっかりやってくださっているとはもちろん思うんですけども、和歌山であまり好ましくない事件がありましたので、このテーマを扱いたいと思った次第でございます。

今回は決算審査ということでございますので、令和６年度を振り返っていきます。まずは、本市の乳幼児健康診査に係る決算の概要についてお聞かせください。

**○柴田子育て支援部おやこ応援課長**　乳幼児健康診査については、母子保健推進費において実施しており、令和６年度の決算については、予算現額３千２２９万９千円に対し、支出済額は２千９５２万６千円で、執行率は９１．４％となっております。

その主な内訳としましては、健診や幼児健康相談等における医師、保健師等の人件費として１千７９４万円、１０か月健診の実施に係る市内の医療機関への委託料として７４０万５千円、乳幼児統計システム及び会場使用料などの使用料、賃借料として２２８万８千円、そのほか、通信運搬費を含むその他に要する経費として１８９万３千円となっております。

**○沼崎委員**　決算の概要について理解いたしました。

その内容といいますか、令和６年度の乳幼児健康診査実施状況について、受診率等もお聞かせください。

**○柴田子育て支援部おやこ応援課長**　令和６年度乳幼児健康診査の状況でございますが、本市では、４か月児健診、１歳６か月児健診、３歳６か月児健診及び市内医療機関へ委託しております１０か月児健診の４回の健診を実施し、健診以外でも子育て相談、幼児健康相談なども実施しております。

令和６年度の乳幼児健康診査の受検者数及び受診率でございますが、４か月児健診１千４３６人中１千４０３人が受診、受診率９７．７％、１歳６か月児健診１千６５７人中１千６０３人が受診、受診率９６．７％、３歳６か月児健診１千８８１人中１千８２５人が受診、受診率９７％、市内医療機関に委託しております１０か月児健診は１千４５８人中１千３５８人が受診、受診率９３．１％となっており、いずれも９０％以上と高い受診率となっております。

また、健診を受診していない方につきましては未受診対策として電話や訪問により受診勧奨等を

併せて行っております。

**○沼崎委員**　旭川市における乳幼児健診受診率は非常に高いということが分かりました。ただ、僅かではありますが、受けていない方もいらっしゃるということで、今おっしゃっていただいたように、未受診対策として電話をしたり、訪問による受診勧奨を行っているということなんですが、なかなか受けに来ない方がいて、いろんな事情があったり、最悪の場合、医療ネグレクトとかもあるかもしれませんし、和歌山の事案も、現時点で和歌山市として対応に問題はなかったと言っているけど、検証してみるとどうなのかというところはあると思います。

今、電話や訪問というお話でしたけど、本市における健診を受けない方への未受診対策についてもう少し詳しくお聞かせください。

**○柴田子育て支援部おやこ応援課長**　本市の未受診対策についてでございます。

まず、決められた健診日程に連絡なく、来所されない場合につきましては、こちらから連絡をさせていただき、新たな日程を調整しております。そこで連絡がつかない場合には様々なリスクが高くなることも想定しまして、保護者以外の第三者の目視確認があるか、保育所や幼稚園などの集団生活の場や医療機関などの利用状況の確認に努めております。それでも確認できない場合には、保健師等が体重計などを持参して家庭訪問を繰り返し実施しております。目視できた方につきましては健診の受診勧奨及び子どもの健康状態の把握を行っております。

令和６年度は、現時点で、健診未受診者につきましては、一人も取りこぼさず、全ての対象者について第三者の目視確認等ができている状況でございます。

**○沼崎委員**　一人も取りこぼさずに確認できているということで、非常に一生懸命やってくださっているんだなということがよく分かりました。

また、２年前に伺った一般質問の際にも、子育て支援部だけではなくて、必要に応じて、例えば、福祉関係、あるいは、要対協や児相とか、いろんなところとしっかり連携を取ってやっていくというふうにおっしゃっていただいていますので、旭川市は非常に子どもの安全を大切にしてくださっているんだなということがよく分かりました。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、本日の私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○品田委員長**　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午後１時１８分

---

再開　午後１時２０分

**○品田委員長**　再開いたします。

御質疑願います。

**○上野委員**　後半部分の質疑を行います。

私に残された時間が１１２分でございます。本日、私がやろうとしている項目ですが、いじめに関する項目が３項目、そして、学校教育のほうで２項目、最後に社会教育１項目の６項目を予定しておりますので、ちょっと急ぎながら、皆様に迷惑かけないように進めさせていただきたいと思います。

それではまず、３款２項１目のいじめ問題再調査費について、子育て支援部にお聞きいたします。

旭川のいじめ問題については、昨年９月に再調査委員会の報告が出て、決着がついた、これで終わったと多くの方が思っております。しかし、現在、遺族側から旭川市に対して賠償額１億１千６００万円の訴訟が起こされ、ただいま係争中であることは皆さんも御存じだと思います。

今津市長は、再調査委員会の報告について、各専門分野の優秀な方に調査をしてもらい、いじめが自殺の主たる原因であるという結果が出て大変御満足のようでございますが、私はそうは思っておりません。どれだけ優秀な方が調査しても、その事実認定が誤っていれば、その調査結果は真相から程遠いものになると考えております。

それではまず、お聞きします。

令和６年度いじめ問題再調査費の決算額についてお示しください。

**○香川子育て支援部子育て支援課長**　いじめ問題再調査費につきましては、令和６年度は予算現額１千２７２万８千円に対し、決算額５９４万８千５１９円となっております。

決算額の主な内訳につきましては、委員への報酬が２９０万４千円、本市職員分を含む旅費に２５６万２千１７３円、会議における会場費等で２４万３千３２０円などとなってございます。

**○上野委員**　ただいま決算額を見ましたら、予算額よりも実際の決算額が半分ほどになっていると。これにつきまして説明を聞きましたら、もっとかかるんじゃないかと思って多めに予想していたものが９月で終了したということで、この金額になったということでした。

それでは、次の質問です。

再調査委員会は令和６年６月３０日に調査を終えたということでありました。しかしながら、答申が９月１日になった理由についてお示しをいただきたいと思います。

**○香川子育て支援部子育て支援課長**　再調査委員会からは、令和６年６月３０日の時点で既に調査を終え、報告を行うべき状況にはあったものの、旭川市いじめ防止等対策委員会の調査報告書に関して真偽の定かではない文書が流出するなどの状況にあったことから、再調査報告書を提出するに当たり、委員会としても漏えいに対する十分な保護措置を取り、市の情報管理の在り方について確認した上で、後日、答申を行うこととされ、それぞれの体制が整ったことから、９月１日に報告書の提出による答申を受けたものでございます。

**○上野委員**　この件につきましては、６月にそういった話になって、３０日に終わって、２か月後に答申がなされたと。１年前にも流出したという話がありました。市としては十分な対策を練っていたのかなと思ったんですけども、それでも慎重を期して、２か月間、間を置いたということで認識しております。

それでは、次の質問なんですけれども、６月３０日の調査報告のときに調査結果の概要版が出されたと思います。それについてはどんな意図で作られたのか、また、それは急遽作ったものなのか、それについてお答え願いたいと思います。

**○香川子育て支援部子育て支援課長**　再調査につきましては、令和６年６月３０日に報告書の提出を予定していたところでございますが、いじめ防止等対策委員会の調査報告書と思われる情報がインターネット上に公開されたことを受け、市の情報管理の懸念と漏えいした情報をめぐっての異常な状況を受けて報告書による提出は行わないこととしたものでございます。

調査概要につきましては、この際、調査が終了したこと及び調査結果の概要について市へ報告するために用意されたものでございます。

**○上野委員**　この答弁のとおり、市へ報告するために用意されたものだということであれば、これは再調査委員会が作ったものということで確認させてもらってよろしいでしょうか。

そういうことですね。

なぜ出したのかという疑問が私には残るんですけれども、今日のところは質問いたしませんけれども、内容が不十分なまま、印象づけるような、いじめが自殺の主たる原因であるというようなものを誇張するような概要版が出されたことはちょっと意外に思っております。それについては今回の質問に入れておりませんので、これはいたしません。

それで、令和６年の６月３０日の調査概要版が出た後、９月１日の答申までにかかった費用というはあるのかないのか、あるんであれば、その経費の内訳についてお示しいただきたいと思います。

**○香川子育て支援部子育て支援課長**　令和６年度のいじめ問題再調査費は、先ほど御答弁申し上げましたとおり、５９４万８千５１９円でございましたが、このうち、６月の調査終了報告以降に要した経費は１１３万４千３６６円となっております。

主な内訳といたしましては、報酬が２８万５００円、旅費が６７万８１０円などとなってございます。

**○上野委員**　１１０万円ほどが当初６月に答申を出しておけば使わなくて済んだお金だということをここで確認させていただきました。

それでは、話題を替えまして、再調査委員会が調査のためにこの旭川の地を何度訪れたのかということについてです。本来であれば、旭川で起きた件ですので、旭川にきちっと来て会議を開いてもらいたいというのが私の考えだったんですけども、どのぐらいの頻度で旭川に来られたのか、お示しいただきたいと思います。

**○香川子育て支援部子育て支援課長**　いじめ問題再調査委員会が設置された令和４年１２月から令和６年９月１日までの間で調査等により委員が旭川へ来た回数は１４回となってございます。

**○上野委員**　１年９か月の間に１４回ということですね。１か月に１回は来ていないということですね。大体はオンラインとか、東京での会議で、それに旭川の職員が出かけていって、そこで会議を開くというような形で行われたのかなというふうに思っております。

再調査委員会が関係者に対面で事情聴取を行ったのは何回ぐらいあったのか、お聞かせください。

**○香川子育て支援部子育て支援課長**　再調査報告書では、書面回答も含め、遺族及び遺族代理人弁護士、児童生徒、教諭及び教育委員会担当者、その他関係者を対象として、延べ３４人に対し、聴取調査を行ったとしてございます。

**○上野委員**　これも人数的には３４人と予想をはるかに下回る少なさで、この人数で本当に大丈夫だったのかななんていう感じもいたします。

特に、その中で２０１９年４月から６月の間の学級内におけるいじめを認定したことについて、関係者への事情聴取というのは行ったのか、特に学級内の生徒、クラスメートに事情聴取したのか、お答えいただきたいと思います。

**○香川子育て支援部子育て支援課長**　関係者への聴取につきましては先ほど御答弁申し上げましたとおりでございます。

**○上野委員**　先ほど答えていただいた答弁の中ではなかなか判断しづらいかなとは思うんですけれども、次の質問に行きます。

学校内でのいじめに関わり、さきの旭川市いじめ防止等対策委員会において行ったアンケートや聴取事項以外で再調査委員会が得られた事実というのはあるのかどうなのか、示してください。

**○香川子育て支援部子育て支援課長**　再調査委員会が収集した資料につきましては、再調査報告書において、いじめ防止等対策委員会における調査で収集または作成した資料一式の貸与を受け、さらに、同委員会委員への聴取、追加資料提供を受けたこと、遺族及び遺族代理人から厳格な情報管理を担保した上で同委員会には提供されなかった資料の提供を受けたこと、調査を進めていく上で所在が判明した教育委員会及び小中学校に関する資料について提供を受けたことなどが記載されてございます。

**○上野委員**　ただいま、中に重要なことが書かれていますけれども、遺族及び遺族代理人から厳格な情報管理を担保した上で同委員会には提供されなかった資料の提供を受けた、要するに、さきの第三者委員会には出されなかった資料を再調査委員会には提出されたということでよろしいですね。

それでは、次の質問ですけれども、学級内のいじめに関わって、遺族の母親からの証言はあったのか、お答えください。

**○香川子育て支援部子育て支援課長**　関係者等から聴取した内容につきましては調査報告書に記載されているとおりとなってございます。

**○上野委員**　あったということで認識しておきます。

それでは、これが最後の質問になりますけれども、加害者がいない、いないというか、分からないいじめの認定、特に４月から６月までのいじめの認定のことを言っているんですが、これについて私はちょっと疑問を持っております。改めて、学級内でのいじめの認定というのはどういった理由でなされたのか、お答えいただきたいと思います。

**○香川子育て支援部子育て支援課長**　いじめの認定につきましては、再調査報告書において、行為とその行為によって受ける心身の傷つきという視点を重要視して、再調査委員会が認定した行為により、当該生徒が心身の苦痛を感じていたかどうかを基準にいじめを認定するとしています。

クラス内でのことにつきましては、クラスメートが距離を置く、避けるといったような状況がつくり出されたこと自体、本件生徒に少なくとも心身の苦痛を生じさせていたという意味ではいじめに当たるとしているほか、本件生徒の特徴的な行動を取り立てて指摘したり、本件生徒の違いを略語、隠語で語ってみたり、クールダウンのために教室を離れる本件生徒の行動をまねして笑いを取ったりしているなど、こうしたクラスの出来事について母親に話しており、居心地の悪さとともに苦痛を感じていたことは明らかであるとし、以上のことを踏まえると、クラス内での出来事は必ずしも行為者を特定できない部分もあり、各行為者の意図や悪意も明らかにすることはできないが、本件生徒にとって、こうした関係性、さらに、出来事の一つ一つが大きな苦痛となっており、いじめであると認定できるとされているところでございます。

**○上野委員**　クラスの出来事を母親に話していたということで、ここで母親が証言しているということが明らかになってきましたけども、そういったことを踏まえて、居心地の悪さとともに苦痛を感じていたことは明らかであると、明らかであるという言葉を使っています。本当に明らかなのか

どうなのか、彼女は一言も、多分、母親が聞いているということ以外、そのことについてはなかなか証明しづらいのかなと思っています。

さきの旭川市いじめ防止等対策委員会の報告では、学級内でのアンケート結果について、２７人中１３名の対面での事情聴取を行った結果、いじめの実態はなかったと記者会見において辻本委員長が答えております。再調査委員会においては学級の生徒への事情聴取はなかったと聞いております。その中で、新たな情報は母親からのものであり、信憑性があるかどうかには非常に疑いがあると思われます。

皆さん、ここで話が替わりますけど、６月に公開された映画「でっちあげ」というのを御覧になりましたか。この映画は、福岡で実際に起きたいじめ事件を題材にした映画でございました。主演が綾野剛さんと柴咲コウさんという豪華なキャストで、いじめを告発された綾野剛さんが演じる教師が１人で民事訴訟を起こします。世間は、柴咲コウ演じる子どもの保護者を擁護する声が多く、ＳＮＳ、マスコミを通して、本当に日本中がこのお母さんを応援していたというような状況です。どっかの状況に似ております。このときに５５０名の弁護団が結成され、前代未聞の民事訴訟に発展いたします。要するに、遺族側に５５０人の弁護士がついたということです。しかし、その結末は、事実無根のでっち上げと主張する教師が勝訴するという実話の映画でございます。

原作は福田ますみさん、著書にはモンスターマザー長野・丸子実業「いじめ自殺事件」教師たちの闘いなんていうのがありまして、ほかにもたくさん本を出されています。福田さんは、８月にこの旭川を訪れ、旭川のいじめ問題にも関心を持ってくれました。

私は、今回の質疑で取り上げたこと以外にも、再調査委員会の報告に対して疑問を持っております。市として、再度調査報告をしっかり検証して、そして、誹謗中傷で苦しんでいる人を救うべく、さらなる検証をしていただきたいと指摘して、この質問については終わります。

引き続き、３款２項１目のいじめ防止対策費、今度はいじめ防止対策推進部のほうにお願いをいたします。

いじめ防止対策費について、令和６年度の事業の概要と決算額をお示しください。

**○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長**　いじめ防止対策費についてでございます。

本事業は、いじめ・不登校専門の相談窓口を設置するとともに、多様なツールを活用し、児童生徒や保護者等が相談あるいは通報しやすい環境を整えるため、相談支援を担う福祉、心理等の専門職の配置や相談フリーダイヤルの開設、市内小中学校に在籍する全児童生徒への返信はがきつき相談チラシの配付、市立小中学校の小学校５年生から中学校３年生までの全児童生徒を対象としたチャットによるいじめ相談業務委託を実施するなど、いじめの積極的な把握に努めたところでございます。

また、相談対応に当たりましては、関係児童生徒あるいは保護者に寄り添い、福祉面、心理面の支援を継続的に行うとともに、学校、教育委員会と一体となって、いじめへの適切な対処といじめの重大化の防止、再発の防止に取り組んだところでございます。

さらに、いじめ防止対策出前講座やいじめ防止市民フォーラムの実施、いじめ防止・青少年育成サポーター制度の創設等によりまして、地域との連携による対策の推進を図ったとこでございます。

令和６年度の決算額につきましては、専門職の配置、活用に係ります給料、職員手当、報償費や

相談チラシの印刷費、チャットによるいじめ相談業務委託料など、合計で３千６２２万５千９９２円となっております。

**○上野委員**　いじめの積極的な把握について、令和６年度の相談窓口における対応実績についてお示しください。

**○髙嶋いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹**　令和６年度のいじめ・不登校相談窓口における対応実績は、相談４０５件、通報１３件の合計４１８件であり、その内訳は、いじめ１３９件、不登校９０件、その他１８９件となっております。

なお、その他につきましては、学校不信、交友関係、精神不安、家族関係などの相談となっております。

**○上野委員**　次も質問を用意していて、受付方法別内訳を聞くことにしていたんですけど、私のほうでちょっと言わせてもらいますと、電話が１４７件、手紙が４件で、先ほど江川さんと話して去年は５件だったよ、でも、４件だということで、お金がかかるねという話がちょっと出ました。それ以外に、チャットが２２０件、来所が１５件、Ｅメールが３件ということで、全部で、その他１８件、フォーム１１件となっています。

この相談者の内訳ですが、やはり児童生徒が２３５件で一番多く、その次に保護者、親族１４３件というふうになっています。あとは、学校であるとか、友人であるとか、もろもろあるというふうに聞いております。

チャットが２２０件ということで、ちょっと関心がありまして、チャットが相談窓口となったときにも質問しておりますが、チャット相談の令和６年度の事業概要と決算額、そして、相談実績についてお伺いいたします。

**○髙嶋いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹**　チャットの相談につきましては、児童生徒が相談しやすい環境を整えるため、市立学校に通う小学５年生から中学３年生までの全児童生徒を対象として令和５年度の第２学期から開始し、令和６年度では通年で実施いたしました。相談は、学校貸与のタブレット端末や個人のスマートフォンなどを使って２４時間送信でき、返信は委託業者の相談員が平日の午後５時から午後１０時まで対応できる体制としております。

実施方法としては、専用のウェブアプリの利用と相談対応を一括で業務委託して行っており、令和６年度の決算額は９８３万４千円となっております。

次に、相談実績についてですが、２２０件の相談のうち、いじめ相談が４０件、不登校相談が２件、その他が１７８件で、家族のこと、恋愛のこと、心身の健康のこと、学業、進路のことや部活動のことなど、様々な相談が寄せられているところです。

**○上野委員**　私は、最初に聞いたとき、この委託業者がどんな対応をするのか、非常に心配になって質問したのを覚えているんですけれども、そのあたりは改善というか、大分慣れてきているんじゃないかなと思います。

子どもたちは２４時間送信できて、その対応が夕方の５時から１０時ということです。２４時間対応となるとかなり厳しいことになるんで、こういう時間帯をつくっているのかなというふうに推察します。

それじゃ、このチャット相談の効果と課題をどのように捉えているのかということ、また、今後の事業改善に向けた考え方についてお示しいただきたいと思います。

**○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長**　チャット相談につきましては、児童生徒がいじめなどの悩みや困り事を気軽に相談できるツールでございまして、匿名で相談できることも相まって、令和６年度は２２０件と数多くの相談が寄せられているものと捉えているところでございます。

一方で、チャットでのやり取りは事案の把握に時間を要するといった課題もございます。そういったところから、いじめ等の緊急性の高い事案にも迅速に対応できるよう、昨年７月からはウェブフォームで相談を受け付ける取組を開始いたしまして、昨年度は１１件の相談が寄せられたところでございます。

この中には、小学校４年生以下の児童からの相談が５件含まれておりまして、また、学校対応のタブレット端末の家庭への持ち帰りが行われていることなどを踏まえまして、本年９月からは委託事業者の変更に合わせまして、チャット相談の利用対象を教育大附属の小中学校を含みます市内小中学校全学年の児童生徒に拡充するとともに、休日の登校不安等の軽減を図るため、平日の夜間に加えて、長期休業中を除く日曜日の午後５時から午後９時までを新たに相談対応をすることとしたとこでございます。

さらに、従前のウェブチャットに加えまして、ＬＩＮＥ経由でも相談できるようにするなど、児童生徒が相談しやすい環境の充実を図ったところでございます。

今後におきましても、児童生徒の利用状況等を注視いたしまして、また、学校とも連携しながら相談ニーズの的確な把握を行い、事業改善の検討を進めるなど、相談しやすい環境の一層の充実を図ってまいります。

**○上野委員**　タブレットを持ち帰っているということで、今、小学校の低学年にも相談者が出てきていると。それがチャットによる相談件数が増えてきていることなのかなというふうに思います。

また、いじめだけによらず、先ほどの答弁にもありましたけれども、不登校の生徒に対する休日明けの登校への対応だとか、日曜日などにも相談できるといった点については評価できるのかなと思います。子どもたちがそういったもので相談できるような時間帯に使えるものがやっぱり必要なのかというふうに思っております。

それでは、今度は相談を受けてからの初動対応についての質問をいたしたいと思います。

情報の一元化による迅速な初動対応の取組ということで、いじめ対策会議と緊急支援チームというのが説明の中に出てきましたけども、２つの目的と内容、そして、構成メンバーはどのようになっているのか、お示しください。

**○髙嶋いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹**　いじめ対策会議は、週１回、教育委員会との併任職員やいじめ対策コーディネーターを含むいじめ防止対策推進部の全職員が参加して開催するものです。この会議では、いじめ相談として受け付けた事案や学校から困難ケースとして教育委員会に報告のあった事案等に関し、関係児童生徒の登校や心身の状況、学校における事案への対応状況等の情報共有を行い、対応上の課題や支援方針の協議を行っているところであり、令和６年度は年間で４９回開催しております。

次に、緊急支援チームにつきましては、いじめ防止対策推進部にいじめ相談のあった全ての事案と重大化のおそれのある事案への迅速な初動対応のため、事務職員と指導主事、いじめ対策支援員、いじめ対策コーディネーターを延べ５２校に派遣し、学校の管理職や教職員との協議の中でい

じめの事実確認と学校の対処への指導助言、学校が必要とする支援の把握を行ったところです。

**○上野委員**　私がこのいじめ防止対策推進部が発足したときに言った話は、相談の窓口が増えることといじめの対応人数が増える、このことについては学校にとってプラスになるんじゃないかということでした。

いじめ対策会議は、最初、学校の話かなと思ったら、庁内における話合いだということが説明で分かりましたし、緊急支援チームということで、緊急とついていることから、それなりの重大事態、そういったことについて学校に向かっていくチームをつくっているんだろうというふうに理解いたしました。

延べ５２校ということですから、結構な回数、学校に行っているのかなと思います。そこで心配されることについては後ほど聞きますが、学校に行ったときに先生方の時間が取れるのかなと。人数が増えて相談の回数が増えるということは非常にいいことなんですけれども、その分、先生方を集めたり、先生方の校内での仕事内容を調整しながらやらなきゃならないという別の課題もそこに生まれてくるのかなというふうに思っています。

それでは次に、いじめを受けた児童生徒への支援の取組についてです。

そういった子どもたちに対する取組、学校ヒアリングと学校いじめ対策組織会議への職員派遣についてはどのように行っているのか、お聞かせください。

**○髙嶋いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹**　学校ヒアリングについては、令和６年度は市立の小中学校全７７校を対象に学校訪問によるヒアリングを行い、学校におけるいじめの適切な認知と対応の確認や、学校が抱える課題や必要とする支援などについての意見交換を行い、学校現場との連携強化を図ったところです。

また、延べ５５校の学校いじめ対策組織会議に職員を派遣し、いじめの解消判断と再発防止の取組に対する助言を行うなど、学校現場と連携した対応により、いじめを受けた児童生徒への支援やいじめを行った児童生徒への指導、保護者への情報提供等のいじめに対する適切な対処と重大化防止や再発防止の徹底が図られたものと認識しております。

**○上野委員**　この部分が非常に困難を極めているんじゃないかなと思います。

私も何度か依頼を受けて学校にいじめの対応で入りましたけれども、直接の子どもへの指導であるとか、保護者の説明を聞いたり、保護者の話を聞くということが一番難しかったかなというふうに思っています。

それじゃ、そういった困難の中でこれはうまくいった事案だよという例がもしあればお聞かせ願いたいと思います。

**○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長**　児童生徒の保護者が学校の対応に不満を持ったことによりまして、保護者と学校とのコミュニケーションが困難となった事案におきまして、保護者からの相談に対応し、学校とも連携を図りながら課題の整理を行いますとともに、教職員が被害児童宅に家庭訪問した際の同席でございますとか、被害児童が登校した際の見守り支援等の対応を行いまして、保護者の学校不信の軽減でございますとか、被害児童が安心して登校できる体制づくりが課題だといった事案があったところでございます。

**○上野委員**　子どもたちに寄り添い、学校で手の回らないところまで支援していただいているということが今のお話で分かりました。

先ほど申し上げたように、そういった取組というのは、事前の協議であるとか、子どもの特性を知るだとか、関わっているときだけの時間じゃなくて、それ以外のときに結構な時間を要するんじゃないかなと思っています。こういったことで人手を増やすことで、学校の先生方の仕事が１つでも２つでも減っていくという実績が積み重なっていけば成果として現れてくるのかなというふうに思っています。

次です。すみません、久しぶりに学校教育、文教のほうに戻ってきたもんですから聞きたいことが山ほどあって質問が多くなっていますけども、地域との連携についてです。

今度は、学校だけじゃなくて、何か、地域との連携もやっているということです。こんなに忙しくいろんなことをやっていていいのかなと思うぐらいの内容なもんですから、それもちょっと心配で、地域との連携についてもお聞かせ願いたいと思います。

令和６年度の実績としては、出前講座だとか、主任児童委員、地区市民委員会、大学のゼミやサークル、フリースクール運営団体など、８団体、１８９名が受講したなんていうすごいことが書いてありますけども、この中でいじめ防止・青少年育成サポーターというのがどんな内容なのか、聞きたいのです。

青少年育成サポーターの目的と概要、そして、認定団体の内訳、今後どんな活動をしていくのか、初めて聞く言葉ですので、教えていただきたいと思います。

**○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長**　いじめ防止・青少年育成サポーターにつきましては、全ての児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる社会の実現を目指しまして、地域社会全体でいじめ、あるいは、非行の防止、また、青少年の健全育成に資する活動を推進するために、地域におきましてこうした活動に取り組む団体等を市がサポーターに認定するものでございます。

令和６年度は、大学のゼミ、サークル、フリースクール運営団体など、計８団体をサポーターとして認定したところでございます。

今年度は、サポーターと連携した体験活動や学習支援を実施しているところでございまして、今後におきましても、子どもの見守りや安心して過ごせる居場所づくりなど、日頃の活動あるいは得意分野などを通じまして、いじめや非行の未然防止、困り事を抱える児童生徒の支援等に取り組むことによりまして、未来を担う子どもたちの健やかな成長を行政または地域が一体となって応援していきたいというふうに考えているところでございます。

**○上野委員**　地域への働きかけというのは様々な団体によって行われていますけども、いじめについても地域へ呼びかけていくというお話を聞きました。ただ、先ほど申し上げたように、あまりにも広範囲に仕事内容が広がっているので、その辺の課題はどうなのかなとすごい心配になります。もっと学校に特化した形でやってもらうという私のイメージだったんですね。その辺について今日は質問いたしませんけれども、今後の課題として指摘をさせていただきたいなと思っています。

それじゃ、今度は財源の問題です。

国庫支出金を使っていると思うんですけれども、この財源額がいつまでもつのかという心配もあるので、今後の見通しについてお話をいただきたいと思います。

**○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長**　令和６年度決算における国庫支出金についてでございます。

国庫支出金の決算額合計は２千６０万６千３４３円となっておりまして、その内訳は、文部科学省のスクールソーシャルワーカー活用事業補助金が２４２万円、こども家庭庁の学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証事業委託金が１千８１８万６千３４３円となっているところでございます。

このうち、こども家庭庁の事業につきましては、令和５年度から令和７年度までの３か年にわたりまして、本市が実証団体としての採択を受けまして取組を進めてきたところでございますけれども、この事業につきましては３年を目途に終了する予定と伺っているところでございます。

このため、本年７月には、いじめ防止対策「旭川モデル」の推進に関し、こども家庭庁に本市単独の要望活動を行うとともに、他の実証団体と合同で事業継続に向けた要望を行ったところでございます。

このような活動が実を結びまして、本年８月末に示されましたこども家庭庁の令和８年度の概算要求におきましては、この事業に代わる新たな事業として、地域全体で取り組むこどもの悩み相談事業が実施される予定であると聞いているところでございます。

令和８年度に向けましては、引き続き、こども家庭庁の財政支援を受けられるように、来年度の予算編成に合わせまして事業構築を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○上野委員**　まだ確定ではないんですけれども、令和８年度に向けても、引き続き財政支援の可能性があるということを聞いてちょっと安心いたしました。これだけ事業を広げて、来年度、財政支援がないということになれば、こんなにたくさんのことはできないようになるんじゃないかなと要らない心配をちょっとしたものですから、お聞きいたしました。

この項目の最後の質問になりますが、いじめ防止対策「旭川モデル」の取組によって、いじめの未然防止や早期発見、重大化の防止に一定の成果があったと、今、お話を聞いて評価いたしますが、これまでの取組の成果と課題を踏まえて、今後どのような方向に向かっていくのか、その取組を進めるのか、それについての認識をお聞かせください。

**○石原いじめ防止対策推進部長**　いじめ防止対策につきましては、令和５年度にいじめ防止対策推進部を新設いたしまして、専門の相談窓口の設置や多様なツールの活用によりましていじめを積極的に把握しているところでありまして、いじめの認知件数、相談件数ともに大幅に増加している状況にございます。

また、教育委員会職員を市長部局に併任するという全国的にも例のない体制におきまして、いじめ防止対策に係る情報、執務場所、支援方針を一元化したことによりまして、関係児童生徒に寄り添った迅速な対応を実現したところでありまして、当該児童生徒、保護者はもとより、学校現場からも一定の評価をいただいていると認識しているところでございます。

また、いじめを受けた後に対人不安等により不登校となった児童生徒に対する支援が事案の重大化を防ぐ上で非常に重要であると捉えまして、今年度は、新たに市がサポーターとして認定した地域のフリースクールや大学生と連携いたしまして、不登校児童生徒への学習支援や体験活動などの取組を進めているところでございますけれども、こうした中で、いじめ問題の解決に当たりましては、いじめ問題そのものへの対処だけではなくて、学校生活に関する多様な悩みやその背景にある家庭環境や養育不安、子どもの特性等の様々な課題をしっかりと受け止め、児童生徒と保護者に寄

り添いながら支援を行う必要があるものと認識しているところでございます。

今後につきましては、国の補助事業や委託事業の活用、今年度新たに設置いたしました基金の受入れの拡大など、財源確保に努めながら、電話やメールという従来の方法に加えまして、チャットなど、多様なツールによる相談体制の充実や、フリースクールや大学生などの地域人材の活用推進を図るとともに、福祉、医療、保健、教育等の関係機関との連携をさらに強化いたしまして、いじめや不登校に関する児童生徒や保護者の多様なニーズに対応し、問題の解決あるいは悩みや不安を軽減することができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

**○上野委員**　話を聞くに、先ほども申し上げたように、本当に膨大な仕事量ですね。窓口業務から始まって、その対応、そして、青少年を育てることから地域への広がり、本当に幅広いですけども、さっき言ったように、そんなに広げず、どこかと分担、連携しながらできることがあるんではないかなと私はちょっと思っております。

また、お金の保証については、先ほどのとおり、令和８年度の見通しが若干立っているようですので、心配しておりません。お金をかければできることがたくさんあるんですけれども、期待しておりますということを述べ、この項目については終わらせていただきたいと思います。

続きまして、いじめ問題の３つ目です。

今度は、学校教育、いじめ対策担当にお聞きします。

いじめ問題対策推進費について、事業の目的と概要、令和６年度の決算額についてお示しください。

**○田村学校教育部主幹**　いじめ問題対策推進費につきましては、旭川市いじめ防止対策推進条例及び旭川市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等の対策を推進するため、学校、教育委員会、市長部局及び関係機関と連携し、様々ないじめ防止等の取組を進めることを目的としております。

事業の内容としましては、旭川市いじめ防止等対策委員会の運営やいじめ対策コーディネーターの配置のほか、人権教育プログラムの実施、生活・学習Ａｃｔサミットの開催等であり、決算額につきましては２千２万７千７２８円となっております。

主な内訳としましては、いじめの重大事態に関する調査費用として８９９万４千３０３円、いじめ対策コーディネーターの配置として８３２万７千７９５円、人権教育プログラムの実施として１４４万８千２０円、いじめ防止等の取組に関するリーフレット作成として９０万７千５００円、児童会・生徒会チャンネル利用料として３１万６千８００円、生活・学習Ａｃｔサミット開催として２万５千８６０円などとなっております。

**○上野委員**　教育委員会もたくさんの仕事をやられていて、先ほどのいじめ防止対策推進部との重なりがちょっと心配されるんですけれども、向こうにも教育委員会から出ているので、うまく連携しているのかなというふうに推察されます。

それで、次の質問は、認知件数の増加につながった取組状況についてです。

これについては私のほうで言いますけれども、令和６年度のいじめ認知件数が前年度の１．３倍で７千４９８件となったと。いつも言っているように、早期発見、早期対応ということが徹底されていると。増えたことが成果だって言われたんで、一回反発したことがあって、いじめが増えて成果だとは何事だということで言ったことがあるんですけども、発見が増えているということ、ささいなことでも見つけられているということがここに示されているのかなと思います。

これまで、学校から教育委員会にいじめの疑いを含めた全件報告やいじめ防止対策推進、多様なツールを活用した相談窓口の開設、それから、教職員のいじめ対応の意識の向上を図る研修の充実が行われております。教職員のいじめ対応の意識の向上というのはもう過剰なぐらい、過剰という言葉を使っていいぐらい高まってきているのかなというふうに私も感じております。こういう様々なことをした結果、認知件数が増えているということがこの間の答弁にもありました。

いじめの積極的な把握に努めているということで、その辺は評価するんですけれども、例えば、ささいな子ども同士のトラブル、特に低学年です。私の孫なんかもそうですけども、平気で悪口を言ったり、たたいたり、押したり、何かを言って泣いたり、蹴ったりもしています。そういう事案についても、先生方の意識が過剰になって、それをいじめと考えて対応したりということが間々あるように聞いておりますけど、それについてはどのように考えるか、お示しいただきたいと思います。

**○田村学校教育部主幹**　国の基本方針において、学校は、いじめを見逃すことのないよう、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑いを持って早い段階から組織的に対応し、積極的にいじめを認知することが必要であるとされていることから、いじめの早期発見と早期対応に力を入れて取り組んでいるところです。

認知した事案の中には、適切な対処により、直ちに良好な関係を再開することができた等、深刻ないじめ事案と捉えにくいケースも含まれておりますが、その場合においては、いじめという言葉を使わずに柔軟に対処することについて学校へ指導しております。引き続き、全ての児童生徒が安心して学校生活を過ごすことができる環境を整えることを優先に考え、法の定義に基づく対応を徹底してまいりたいと考えております。

**○上野委員**　私の身内にも教員が多いもんですから、特に現場の話を耳にしますけれども、ささいなことでもというあたりが先生方の中で迷うところなんです。先生方は、まあ、このぐらいならもまれて成長することもあるだろうというふうな目で見ているんですけれども、保護者がそういうふうにはなかなか見てくれないという例がこじれてくるケースなのかなと思っています。

今、旭川がこのようないじめの問題で変な形で有名になってしまったので、過敏になっているという言葉を先ほどは使いましたけども、ささいなことが起きたとき、そのもめごとについてはいじめじゃないのと保護者の口から最初に出てくると言うんですよね。そうなると、やっぱり学校側もいじめかどうかという判断を迫られてくるという状況がやっぱりあるのかなと思っています。それについてまた後ほど大きな視点で聞かせてもらいますけれども、そこがこれからの大きな課題なのかななんていうふうに今の話も聞いていて思います。

いじめの対応に対する教職員の負担を軽減するということについて次の質問を用意しているんですけども、当初はいじめの報告が結構な回数で、１週間に１回だったか、毎日だったか、ちょっと記憶にないのですけども、結構な回数、教育委員会に上げようと。時期も時期でしたので、そういうことがあったと思うんですけれども、そのことで学校にいるいじめ担当教員が教頭先生と常に話合いをしながら、学校の中を目を凝らしながら見ていると。あるとき、話を聞いたんですけども、いじめの報告を出したとき、ゼロです、うちはありませんと出すと、本当にないの、なかったら困ると言った教頭がいるみたいなんです。なかったら困るというのは、上に対してきちんと報告しないという気持ちの表れだと思うんだけれども、そういったことがあったんだよなんて話も聞きま

した。要するに、見つけることが自分たちの仕事になって、その後の一番大事なところを見失っていたということです。

先生方の忙しさ、負担を軽減するための取組は何かやられているのかどうなのか、お聞かせください。

**○田村学校教育部主幹**　いじめの対応が重大化、長期化することにより、教職員の負担は心理的にも時間的にも大きくなるものと考えております。そのため、教育委員会においては、いじめ対策コーディネーターを配置し、学校におけるいじめの適切な認知や解決が困難な事案への指導助言を行うことのほか、全小中学校において、警察などの外部人材の協力を得た人権教育学習やＳＮＳ等のトラブルに係る非行防止教室を実施しております。加えて、重大化のおそれがある事案については、指導主事やいじめ対策コーディネーター、いじめ防止対策推進部の支援員等で構成する緊急支援チームを派遣するとともに、状況に応じて弁護士や医師、心理士等の専門職に相談できる体制を整えるなど、未然防止や早期発見、早期対応の取組の充実を図り、教職員の負担軽減に向けた支援を強化しております。

**○上野委員**　先ほどのいじめ防止対策推進部の中でも話がありましたけど、人が多くなるということは本当に学校にとってうれしいことでもあります。しかし、先ほど言ったように、その連絡調整に時間を要するということもあって、働き方ということを考えたときにいろんな角度からの視点があるのかなというふうに思います。そういう人がたくさんいるということについては評価をしたいと思います。

それでは、ただいま報告を聞きましたけれども、これらの取組の成果と課題についてです。今も聞いたんですけども、もう一度確認します。教育委員会としての取組の成果と課題についてお答え願いたいと思います。

**○坂本学校教育部長**　いじめ防止対策「旭川モデル」についてでありますが、これまでも、いじめ防止対策推進部とともに検証を重ね、様々な工夫と改善を講じながら取組を着実に進めてきております。特に、学校現場から声があった教職員の負担を軽減するため、いじめの疑いを含めた全件報告について、提出書類を簡素化し、あわせて、報告を月１回に変更し、事務作業量の軽減を図ってまいりました。加えて、欠席が続いているものや重大化のおそれのある困難ケースについては、学校が事案の把握後、直ちに教育委員会に報告し、さらには、登校状況や対応状況を週１回報告するよう改め、重大化の防止や早期解決に向けた支援を充実させてまいりました。

こうした取組の継続により、いじめ見逃しゼロの意識が教職員に浸透し、学校におけるいじめ対応が強化されてきていると受け止めております。

一方、ＳＮＳなど、インターネット上で起こるいじめの事案の割合が増加している傾向にあり、事案の内容や児童生徒の関係性を迅速かつ丁寧に把握し、学校に対して適切な支援を講じていくことが重要であります。

今後においても、児童生徒が安心して学び、成長できる環境を整備するため、いじめの未然防止や早期発見と対応、重大化の防止に向けて、法の定義に基づく対応を徹底しつつ、学校への必要な対応を講じてまいりたいと考えております。

**○上野委員**　ただいま取組の成果と課題について部長からお話をいただきました。

最後に、教育長にお聞きします。

法に基づいて、いじめかいじめじゃないかも含め、早期発見していくということです。先ほど私も例も出しましたけど、保護者の中には、ささいなことがあっても、それはいじめではないですかと過剰な反応を示す例も実際にあると思うんですよね。特に、低学年の子どもたちがお互いに押したり、殴ったりはちょっと行き過ぎですが、押したり、悪口を言うことというのは教育の許容範囲の中で考えていかなかったら、その子どもたちのもまれて育つ部分が育っていかないんじゃないかと思うんですよ。

やっぱり、教育の原点は教えて育むことですから、教えて伸ばしていくためには、そういう経験を積ませ、それをこらえて、何くそと思って次に向けて頑張るぞとか、相手に対して悪いことをしたらごめんねと謝るとか、そういった基本的なことが特に小学校の低学年の時期には必要だと私は思うんですよね。

でも、小学校の低学年のいじめの発見件数が増えてきているというのは、過剰に反応して何でも白黒を先につけてしまうことに目が行ってしまって、子どもを育み、育てるということが学校や先生としてだんだんやりづらくなっている状況もあると思うんですよ。そういったことも含めて、思いやりの心や人権尊重の心を育むという視点から教育長はどのように考えているのか、教育長のお考えをお示しいただきたいと思います。

**○野﨑教育長**　いじめについて今お話がいろいろあったところであります。

私どもとしては、いじめは絶対に許されない、どの子にも、どの学校でも起こり得るという認識を持って早期発見、そして、迅速な対応と加害、被害の双方へのきめ細かな支援と指導を行うと。見つけるというよりは早期発見をして迅速な対応をする、やはり、ここが大切でありますし、それの先の支援につなげていくということがやっぱり大切だというふうに思っております。

いじめを受けた児童生徒に対しては徹底して守り通すというメッセージを伝えるとともに、保護者と連携していじめを止めるほか、学習保障や心のケアを行って安心して生活できる環境を構築するということが大切でありまして、いじめの行為を行った児童生徒に対しては、いじめが人権侵害であるということの理解を進めるとともに、他者の痛みを理解できるように継続的な指導を行って反省と振り返りの機会を設ける、その一方で心理的な孤立感を持たせないというような一定の配慮をすることもまた必要であろうというふうに考えております。

全ての児童生徒に対し、日常から、道徳教育を中心として、人権教育や生命の安全教育等を通した他者への思いやりや互いの人権を尊重する大切さ、社会性を育んでいくということが重要であるというふうに考えておりまして、そのような視点を持って旭川市いじめ防止対策推進条例や旭川市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等の対策を着実に推進し、児童生徒が安心して学び、成長できる環境を整えてまいりたいというふうに考えているところです。

**○上野委員**　ここまで、３つ続けていじめの問題をやらせていただきました。取組等については各部で様々な工夫をされており、発見からその対応についても十分されているのかなと思っております。

私個人としては学校教育の中でいじめという言葉を使わないで指導ができないかなというふうに思っているのですよね。押したり、悪口を言ったしょということで対応できることをいじめでしょという言葉に切り替えてやってしまうと、やっぱり、そこにどうしても固執してしまう感じがして、何とか旭川ではいじめという言葉を使わないで学校教育ができないのかなというようなアイデ

アを持っています。それについては指摘とさせていただきます。ありがとうございました。

この項目はこれで終わります。

続いて、なお学校教育がまだ続きますが、学校運営充実費です。

教材、教具や備品の整備についてですが、令和６年度の決算額、また、５年前の令和元年度決算額との比較でどの程度減少しているのか、その推移についてお伺いします。

**○江渕学校教育部学務課長**　学校運営充実費におけます小学校の令和６年度の決算額につきましては、１億８千５６１万６千円となっており、令和元年度との比較では約２１％減少しております。

また、中学校の決算額につきましては、１億９７３万１千円となっており、令和元年度との比較では約２６％減少している状況にあり、いずれも総じて減少傾向にございます。

**○上野委員**　学校に勤務していないと教材、教具は何なのかのイメージがなかなか湧かないと思います。私は体育の教師でしたが、例えば、跳び箱とか、マットとか、サッカーボールとか、こういったものが教材、教具になるんですけど、１３０万円以下でしたか、値段がちょっと分かんないですけど、毎年、学校では、中学校であれば、各教科の先生がどんな教材、教具が欲しいと申入れを事務の先生に出して、それを市に上げていくのかと思いますが、これが年々減少してきていると。

子どもたちが実際に使う道具ですので、これが減っているというのは深刻なんだろうと思うんですけど、その理由をお示しください。

**○江渕学校教育部学務課長**　決算額の減少理由といたしましては、学校数の減少や児童生徒数の減少などが影響しているものと考えております。

学校数については、小学校で、令和元年度、令和４年度及び令和６年度をもって、それぞれ１校の計３校が閉校しており、中学校では、令和元年度及び令和６年度をもって、それぞれ１校の計２校が閉校しております。

また、児童生徒数につきましては、令和元年度と令和６年度を比較した場合、小学校では、令和元年度において１万４千５６３人であった児童数は令和６年度には１万３千１７２人となっており、１千３９１人が減少しております。中学校では、令和元年度において７千７５１人であった生徒数は令和６年度には７千１２９人となっており、６２２人が減少している状況にございます。

**○上野委員**　確かに学校数も減って、人数も減ってきていると。ただ、教材、教具によっては１人１個当たるもんじゃなく、全体で使うものもあって、必ずなきゃならない教材、教具もありますので、一概に数が減ったからそれが減ることにつながるのかなというと、そうじゃないのかなというふうにも思っています。

それじゃ、学校側から学校配当予算の増額希望は上がってきていないのかどうか、伺います。

私が校長だった時代も教頭だった時代も結構な増額を求めて教育委員会と交渉した記憶があるんですけれども、お願いします。

**○江渕学校教育部学務課長**　学校配当予算に関わります要望につきましては、例年、９月頃に旭川市小学校長会と旭川市中学校長会の連名で学校教育予算要望書が提出されており、その中で、教材の整備費用や教材、教具の修理、教材備品の更新に係る費用など、学校の管理運営などに係る経費の増額要望があるほか、旭川市公立小中学校事務職員協議会から学校教育予算などに対する要望書が提出されており、一般備品の更新について要望があったところでございます。

**○上野委員**　それじゃ、学校から備品購入に係る要望というのはどの程度あるのか、具体的な数字

でお示しください。

**○江渕学校教育部学務課長**　学校備品に係る予算につきましては、学校の運営に関わる備品を優先的に配当しているところでありますけれども、令和６年度当初予算に向けて、各学校から要求のあった体育用マットやテレビをはじめとした備品の購入に係る希望件数については、合計で、小学校では２７３件、中学校では２８２件となっております。

**○上野委員**　先ほど私もちらっと話したんですけど、教材、教具等の学校要望から予算決定まではどういう過程を通るのか、それについてお示しをいただきたいと思います。

**○江渕学校教育部学務課長**　学校備品に係る予算に関わりましては、例年、７月頃、新たに整備が必要な備品に加え、故障や破損により修理や更新が必要な備品について各学校に調査を行っており、この調査を基に緊急性や優先性、必要性などを考え合わせながら各学校への配当、配分を行っております。

一方で、年度途中の故障等により緊急で修理や購入が必要なものもございますので、一部予算を保留しながら各学校への配当及び予算執行を行っているところでございます。

**○上野委員**　緊急の場合、予算が足りなければ、どっかの学校には待ってくれと言うしかないのかなというふうに思います。でも、学校側は、子どもたちが使うものですから、本当に困るということがあると思います。

それじゃ、令和６年度の実績です。学校から上がってきたものの実際に使われたお金なんですけど、要望の何％ぐらいに応えているのか、それについてお示しください。

**○江渕学校教育部学務課長**　令和６年度当初予算に向けて希望となった学校備品の合計額と決算額を単純に比較した場合、小学校においては約４２％、中学校においては約３９％といった状況となってございます。

**○上野委員**　この数字を引き出したくて今まで質問したんですけれども、小学校で４２％、中学校で３９％で、これは欲しいと言っているものの半分も手に入らないという状況なんですよね。ですから、その状況をやっぱりどうにかしていかなきゃならないと思うんです。

そういった状況に応えるためには、当然、教育予算を増やしていくしかないかと考えるわけですけど、それについてはどのようにお考えなのか、この項目の最後の質問ですけれども、お答えください。

**○江渕学校教育部学務課長**　学校備品につきましては、効率的な学校運営から児童生徒の学習理解の促進に至るものまで多岐にわたり、極めて重要なものであると認識しております。

一方、厳しい財政状況が続く本市にあって、教育分野においても、事務事業の見直しや効率化を徹底し、予算執行に努めているところであり、学校備品につきましても、創意工夫を講じながら、また、計画的かつ中長期的な展望を持ちながら、引き続き、市長部局と連携し、教育環境の充実に向けて必要な予算の確保に努めてまいります。

**○上野委員**　最後に申し上げましたけども、跳び箱だとかは高いんですよね。マット１枚にしても３０万円とか４０万円が平気でするんですよね。体育の授業でやっていたとき、これが欲しいと言ったら、ほかの教科の先生方がほかの欲しいものが買えなくなってしまう、そんな状況が各学校で生まれているのかなと思います。

副市長、お話は聞きませんけれども、教育予算を上げていただくように、また、次の話も教育予

算の話ですので、ぜひ考えていただければと思います。

それじゃ、今の項目については終わりまして、次の項目に行きます。

学校施設の修繕についてです。

学校の老朽化が進み、修繕が必要な箇所が多いと思いますが、各学校から修繕の要望などはあるのか、また、その要望に対してどのように対応しているのか、まず、お聞かせください。

**○板東学校教育部学校施設課長**　毎年５月に実施する学校施設設備修繕調査による要望や年度途中で設備等に不具合が生じて学校から連絡を受けた場合については、当課の職員が学校を訪問して現地確認を行い、危険度や緊急性等の優先順位を検討して修繕を実施しております。

**○上野委員**　これも困った話なんですよ。突然壊れるんです。でも、それはすぐ直してほしいんですよね。ところが、予算の面もあったりするんですよ。

昔は正職の男子用務員さんがいて、そういう仕事が得意な方がいて、ここをお願いしますと言ったら、来て、トントンとやって直してくれて、対応してくださったんですけど、今はそういう状況じゃないので、これについてはちょっと厳しいのかなと思っています。

修繕要望に対する実施状況についてお示しください。また、修繕内容も併せてお示しください。

**○板東学校教育部学校施設課長**　学校からの要望については、塗装や防水、建具に関するものが多く、令和５年度では１千４２６件の要望があり、そのうち、約６２％の８８３件を約１億９７７万円で実施、令和６年度では１千２７６件の要望があり、そのうち、約６３％の８０３件を約１億９３８万円で実施したところであり、近年はおおむね同程度で推移しております。

**○上野委員**　これも達成率が６３％ということです。６割行ったらまあまあかなと思うかも分かりませんけれども、今、建材だとか、いろんなものが物価高で上がってきていますので、きっと同等の額ではこれから何もできないような状況になっていくのかなと話を聞いていて分かります。

それじゃ、実施率が６割ということですが、実施に至らないものというのはどんな内容のものが多いのか、お答えください。

**○板東学校教育部学校施設課長**　実施に至らない要望としましては、屋根の改修やグラウンドの整備など、修繕の規模を超えている場合、また、経年劣化による外壁の塗装、クロスの貼り替え等の美観に関するものが多い状況であります。

**○上野委員**　今の出てきたもののうち、私は体育の教師なんで、グラウンドの整備というのがすごい気になります。子どもたちが減少してきて、野球やサッカーの少年団や部活動が縮小し、グラウンドにスパイクで入るということがなくなるので、当然、雑草が生えてきます。今まで中学校において雑草が生えてこなかったのはなぜかといったら、野球部とサッカー部がスパイクで土を起こすからで、それで雑草が生えていなかったんですよね。それから、それぞれの指導者が鉄材を引きながらグラウンド整地をしたりしながら雑草を取っていたのです。ＰＴＡの活動でやってくれたりもしたんですけれども、最近は、部活がなくなって、野球部のないところは元野球場だったところが雑草だらけです。

ほとんどグラウンド整備についてはできていないような状況なんですけども、その理由についてお示しください。

**○板東学校教育部学校施設課長**　グラウンドの整備につきましては、防球ネットやフェンスの改修、水はけの改善、除草等の要望を受けております。これらは修繕の規模を超える場合が多いた

め、事業の優先性や国の財源の活用を考慮し、改修工事として必要な予算の確保に努めてまいります。

**○上野委員**　かなりの規模のお金が必要なのかなというふうに思います。

グラウンド整備だけではなくて、敷地の草刈りというのも行き届いていない印象を受けます。私の住む近隣の小学校、中学校を見ても、以前に比べたら、雑草の伸び具合をすごく感じます。そういったことについてはどのような方法で行っているのか、お示しいただきたいと思います。

**○板東学校教育部学校施設課長**　敷地内の草刈りは用務員が実施しておりますが、近年、作業中にはね飛ばした小石による車両破損事故が続きましたことから、作業における安全基準を策定し、草は地面から５センチ以上を残して刈ることや防御板の使用を遵守するなど、改めて安全対策の徹底を図っております。このため、特に敷地面積が広く、幹線道路に面した学校施設につきましては、より慎重な作業の実施に伴い、進捗に遅れがあるものと認識しております。

**○上野委員**　先ほど申し上げたように、かつては正職の男子・女子用務員さんがいまして、そういう人方が学校同士で競い合うように環境整備を行っていました。だから、学校周りというのは非常にきれいで、花もあってという状況だったんですけども、今、正職がいないということで、なかなか厳しい状況に置かれているのかなと思っています。

修繕の実績というのは、直近５年間で金額は１億円から約１億１千万円と聞いています。実施率も大体５９％から６３％と、ほとんど変化しておりません。予算が増えていないのにもかかわらず、近年では、先ほど申し上げたように、修繕に必要な原材料費の物価や業者の労務単価が確実に上昇していると思います。これでは実質的に修繕費が減っているものと同じだと考えられます。

財政状況も分かりますが、施設の老朽化が進行しているため、児童生徒の教育環境の整備を第一優先とすべきと考えますが、見解をお示しください。

**○板東学校教育部学校施設課長**　学校からの修繕要望については、給水や暖房、グラウンド整備等の大規模改修から建具の小規模修繕まで様々であり、その必要性については現地調査等により認識しております。一方で、近年の物価や労務単価の急激な上昇が著しい中、限られた予算や危険度、緊急性を見極めながら改修等を行っているのが実情であり、これらを短期間で解消することは難しい状況にあります。

今後につきましては、児童生徒の安全、安心な教育環境の確保はもとより、施設の長寿命化を図る観点からも修繕費として毎年一定の額の確保に努めるとともに、国の財源の活用と費用の平準化も図りながら、効果的な手法を検討して施設の維持管理を実施してまいります。

**○上野委員**　学校ですから、まずは子どもの安心、安全を第一に守ることが最優先であるかと思います。しかしながら、その予算がないためか、環境美化に回す予算がないというふうに答弁を聞いていると聞こえてきます。

今、いじめ、不登校をはじめ、子どもたちの学校生活には多くの課題があります。先ほど教育長の話にもあった心の豊かさを求める教育の推進には学びにふさわしいやはり環境が必要ではないかなと思っています。学校に行っても、学校の周りが汚い、雑草が伸び放題、花も咲いていない、そんな学校では子どもたちの心が育たないんではないかなと思います。これは市内全部ではないですけれども、多くなってきていると思います。

旭川市が真に子ども、子育てに力を入れるというのであれば、やはり、教育予算を倍増してでも

環境整備にも力を入れるべきと指摘して、この項目についての質疑を終わりたいと思います。

それでは、時間も何とか間に合いそうなので、最後の６項目めに行きます。

１０款５項１目の地域学校協働活動推進費についてです。

これにつきましては、ここにいらっしゃいます酒井監査事務局長が５年前に社会教育にいらっしゃったときに壮絶なやり取りしました。その節はありがとうございました。

私にとってはこだわりのある項目であります。私はこんなのは必要ないと最初の質疑のときに言ったんですよね。旭川はもうそんなことをやらなくても学校と地域が連携しているから要らないと。しかも、学校教育のほうでは予算がついていて、社会教育のほうは予算がないような状態でしたよね。当時、文科省は学校と地域が車の両輪のように活動できるようにということで地域学校協働活動を推進してきたわけですけども、片方しかタイヤがなかったら両輪も何もないじゃないかとかなりごねて、社会教育の皆さんに答弁で困られた記憶があります。それから５年ほどがたちましたが、これについてはどういうふうに変わってきたのか、久しぶりに戻ってきましたので、確認をさせていただきたいと思います。

まずは、決算概要についてお伺いしたいと思います。

**○小島社会教育部社会教育課主幹**　令和６年度の決算概要につきましては、予算額１８万９千円に対し、決算額が１３万３千６６４円で、その内訳としましては、研修会講師への報償費が９千円、研修会講師や社会教育課職員の研修参加に関わる旅費が２万１千９６０円、事務用品等の購入費が２万２千７０４円、地域学校協働活動のモデル地域への委託費が８万円となっております。

**○上野委員**　そこで、聞かなくても大分分かっているつもりなんですけど、地域学校協働活動の概要を改めてお願いします。それと、前回、話を聞いたときには、全地域ではなかなか進められないということでモデルケース等をつくりながら進められていたと思うんですけれども、令和６年度はどのぐらいの地域で活動されているのか、お示しいただきたいと思います。

**○小島社会教育部社会教育課主幹**　地域学校協働活動は、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして行う連携協働を推進するものでございます。

令和３年度から取組を開始し、当初は、コミュニティ・スクールのモデル校であった中学校区を、令和６年度からは地域コーディネーターを担っていただける地域の方が見つかった中学校区をモデル地域として設定し、地域学校協働活動を展開しております。

令和６年度は、旭川中学校区、神楽中学校区、春光台中学校区、光陽中学校区、永山中学校区、西神楽中学校区の６中学校区をモデル地域としております。

モデル地域では、学校や地域の要望に応じて地域コーディネーターが学校と地域のつなぎ役となっており、学校の放課後学習やクラブ活動、授業等の講師やボランティア、登下校の見守り活動、職場体験先、地域行事への生徒の参加などの調整を行っております。

**○上野委員**　今出てきた地域コーディネーターというのは一つ課題に思っていたものなんですね。この人材不足の時代に、これから地域コーディネーターを見つけて、これを車の両輪のようにして働かせて、しかも、地域コーディネーターが全ての計画を立てて、学校の教頭先生はあんまり仕事をしなくてもいいような形が最終的に望まれるなんて聞きまして、それは無理でしょうという話でいたんですけれども、今、６地域がモデル地域としてやられていると。

それじゃ、現在やられている地域コーディネーターというのはどのような方なのか、どのような方が望ましいのか、また、モデル地域で初めてやる人というのは不安がないのかどうなのか、そういったことについてお示しください。

**○小島社会教育部社会教育課主幹**　地域学校協働活動の要となる地域コーディネーターにつきましては、その地域のことをよく知る地域の方に担っていただくことが適当であると認識しております。

新たなモデル地域では、地域の方とともに、社会教育課の職員も地域コーディネーターとして配置し、おおむね２年間一緒に活動することでコーディネーターの方法などを学んでいただいております。こうした支援により、地域の方自らがコーディネートできる体制づくりを進めており、モデル地域終了後には地域の方が安心かつ円滑に地域コーディネーターの役割を担えるように努めております。

**○上野委員**　ただいまの答弁の中で社会教育課の職員ということが出てきましたけども、非常にこれまで苦労されたんじゃないかなと思います。当初は、地域でコーディネーターを探すということはなかなか困難なことであるので、最初は職員がそこに入って指導的な立場でといって、それについて、それは本来の姿じゃないなんて生意気なことを申し上げたような記憶がございますけれども、今、着実にそれが育ってきているという報告も聞きまして、大変うれしく思っております。

それじゃ、モデル地域の６中学校区ではどのような方が地域コーディネーターになっているのか、また、その地域コーディネーターからはどのような御意見があるのか、お聞かせください。

**○小島社会教育部社会教育課主幹**　地域コーディネーターについてでございますが、学校運営協議会委員や地域まちづくり推進協議会委員、ＰＴＡ役員などの方々に担っていただいております。

昨年度、モデル地域の小中学校、地域住民を対象にアンケート調査を行っており、その中で、地域コーディネーターの関わりによる成果を伺ったところ、学校職員からは、多様な体験の提供や多様な講師の確保、業務量の削減などにつながった、地域住民からも同じく、多様な体験の提供や多様な講師の確保のほか、新たな方法や内容の産出などにつながったとの回答をいただいております。また、同じアンケート調査で、地域コーディネーター御自身としてやりがいや生きがいにつながった、新たなつながりができたなどの感想をいただいております。

**○上野委員**　アンケートの結果なんかを読ませていただくと涙が出るぐらいうれしい感想を書いていただいていますけども、そういうふうにやりがいを感じてやってくださる方が地域にいれば、当初の狙いが達成されていくのかなというふうに思います。

学校のほうはかなり早くに準備が進んで予算も下りて、学校の中の体制は整ったと思うんですよ。社会教育のほうのコーディネーターが遅れてスタートしたので、そろわなかったんですけど、コミュニティ・スクールとの両輪、これについての連携はどこまで進んでいるのか、お示しいただきたいと思います。

**○松野郷社会教育部次長**　コミュニティ・スクールとの連携についてですが、コミュニティースクールと地域学校協働活動を一体的に進めるためには、学校運営協議会の協議や熟議を通して、関係者で目標やビジョンを共有し、その結果を踏まえ、幅広い地域住民等が参画する地域学校協働活動につなげていくことが重要であると考えております。

モデル地域におきましては、まずは、各地域コーディネーターが学校運営協議会に参加したり、

定期的に学校を訪れたりすることで学校や地域の課題やニーズの把握に努めるとともに、必要に応じて、関係する団体や地域住民と連絡、調整を図りながら、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動をつなげております。

令和６年度におきましては、学校運営協議会で課題として上がった登下校の見守りについて、地域コーディネーターが、散歩や掃除など、何かしながら日常的に見守る登下校ながら見守りを提案し、地域の方に呼びかけて実施するなど、学校の課題解決に地域の力を活用する取組が実施されております。

**○上野委員**　そういった意味では、連携もモデル地域においてはスムーズに進んできているのかなと。当然、ここには出てこないですけども、今までは、地域と何かをやるといったら、教頭先生が全部をお膳立てし、会議の招集からプリントをつくるまで、各地域を回ってやっていたと思うのです。でも、そういった仕事について、地域のコーディネーターの協力を得られてきているということが今の話で分かりました。それでもまだモデル地域に頼ってやっているということから、まだまだ課題があるのかなというふうに思っています。

今後、これを進めるに当たっての課題というのはどこにあるのか、お示しいただきたいと思います。

**○松野郷社会教育部次長**　地域学校協働活動につきましては、地域コーディネーターの確保が重要と考えておりまして、これまでも、地域まちづくり推進協議会において参画の呼びかけや地域学校協働活動コーディネーター研修等により理解を深めていただくなど、その確保に努めておりますが、現状におきまして円滑な推進に当たっての課題と認識しております。

また、先ほど答弁いたしましたアンケート調査では、コーディネーターの関わりの課題としまして、地域住民からは、関係者との調整の複雑化、調整時間の増加など、手間がかかっていることが挙げられており、こうした対応の改善も必要と考えております。

**○上野委員**　全ての質問の最後の質問になります。

今のお話を聞いて、今、コーディネーターさんが抱えている課題というのはずっと学校の教頭先生が抱えてきた問題と同じなんですよね。いろんな案内を出しても、家庭を伺っても、なかなか御本人様がいらっしゃらないとか、電話が通じないとか、そういったことで、まず、人集めをすることがすごく大変でした。そして、学校の職員の協力を得る、理解を求めるということも教頭の仕事ですが、大変であって、できればもう地域と関わりたくないなんてのが本音であったのではないかなと思うんですよね。

でも、コーディネーターが見つかって、車の両輪のようにして、教頭が何もしないというのではなくて、お互いに分担しながら仕事を少なくしていったり、地域のために動いていくということでした。これは必ず子どもたちのためにつながっていくんだと思います。

特に、今日の午前中に共生社会の話もありましたけれども、本当に学校と地域がもっと連携しながら、いじめの問題も含めて取り組んでいかなければ、だんだん人間関係が希薄になって大変な世の中になっていくんじゃないかなと思います。そういう意味では、私は当初反対していたので、今さらながらこんなことを言うのもあれなんですけども、地域学校協働活動を着実に進めていって成果を上げていただきたいと思っています。

最後に、今後の方向性について答弁をいただきまして、私の全ての質疑を終わります。

**○田村社会教育部長**　地域学校協働活動につきましては、引き続き、持続的な活動や体制の維持、確保を念頭に、活動の成果や課題を検証しつつ、庁内関係課とも連携しながら、地域コーディネーターの役割を担う人材の発掘、育成に取り組んでまいります。

また、こうした人材の発掘、育成とともに、それぞれの地域の事情等を勘案しながら、地域コーディネーターの業務が無理なく効率的に行える環境づくりにも努め、今後も地域全体で子どもの学びや成長を支える地域学校協働活動を広く展開してまいります。

**○品田委員長**　暫時休憩いたします。

休憩　午後２時４７分

---

再開　午後３時２０分

**○笠井副委員長**　再開いたします。

御質疑願います。

**○中村のりゆき委員**　それでは、後半の質問をさせていただきたいと思います。

子育て支援部２項目と社会教育部１項目ということで、３項目質問させていただきます。残り４１分ということなので、急いでいきたいなと思います。

初めに、３款２項２目の子どものための教育・保育給付費について伺います。

２０１９年１０月からは幼児教育の無償化が始まっておりまして、大きく保育の部分も変わってきたのかなというふうに思っているんですけども、そんな中で事業の詳細を確認していきたいと思います。

まずは、子どものための教育・保育給付費の事業概要と決算額について伺いたいと思います。

**○熊谷子育て支援部こども保育課長**　子どものための教育・保育給付費につきましては、ゼロ歳から小学校就学前までの子どもへの保育、教育の提供に係る費用について、認可保育所等に対しましては委託費として、認定こども園及び幼稚園に対しては給付費として支給するほか、当該保育・教育施設の利用に係る副食費の本市独自免除を行うものであります。

令和６年度は、認可保育所等が５４施設、認定こども園が４１施設、幼稚園が２２施設の合わせて１１７施設に対する委託費及び給付費として、予算現額１１４億４千９０９万２千６４９円に対しまして決算額１１４億５千３５万８千１３９円、本市独自の副食費免除に係る費用として、予算現額３千１２８万２千２６０円に対しまして決算額２千８６８万５千５００円、また、過年度保育料の還付金が決算額２１万２千６２０円となっております。

**○中村のりゆき委員**　合わせて１１７施設に対して１１４億円余りの決算になっていまして、全体予算１千８００億円ぐらいの中で１１４億円ですから、かなりの比率を占めているんだなということも感じるところです。

子ども・子育て支援法によって新たな給付制度となったわけですけども、給付制度の保育料の仕組みについて、幼稚園も含め、まずは説明をしていただきたいなと思います。

**○熊谷子育て支援部こども保育課長**　平成２７年度からスタートした子ども・子育て支援新制度により、従来はそれぞれに行われていた保育所、認定こども園や幼稚園等に対する財政支援が共通化され、市町村の確認を受けた特定教育・保育施設に対して給付費を支給することになりました。

具体的には、施設区分や定員設定等の国が定める基準により算定された児童１人当たりの給付単

価に入所児童数を乗じた額の公定価格から利用者から徴収する保育料を除いた額を法定代理受領により施設に支給する仕組みになっております。

また、保育料につきましては国が定めた基準に応じて世帯構成や市町村民税の所得割額によって決定されますが、本市では、保護者の経済的負担軽減を目的として、国が定めた基準による保育料よりも低く設定しているところであります。

なお、令和元年１０月からスタートした教育・保育の無償化により、幼稚園等の教育施設を利用する満３歳以上の児童と保育施設を利用する３歳児クラス以上の児童は保育料が無償となっておりますが、当該児童の保育料相当額につきましても、さきに述べました給付費と同様に、法定代理受領により施設に支給しているところであります。

この給付に係る国、道、市の歳入の負担割合につきましては、公定価格と国基準の保育料の差額が国、道の負担対象となっており、負担割合は、およそ国が２分の１、道と市がそれぞれ４分の１となっているところでございます。

**○中村のりゆき委員**　今、仕組みについても説明をいただいたんですけども、公定価格と国基準の保育料の差額が国、道の負担対象になっているということでした。負担割合は、国が２分の１、道が４分の１、旭川市も４分の１となっているということなんですけども、この財源の部分についてです。

基準財政需要額に算入できるようになっているのか、いわゆる交付税措置になっているのか、確認をしたいと思います。

**○熊谷子育て支援部こども保育課長**　子ども・子育て支援新制度に係る施設型給付につきましては、地方交付税の算定に当たり、算出される基準財政需要額の算定対象となっており、教育、保育の無償化に係る費用のうち、市負担部分について、地方交付税のうち、普通交付税によって措置されているものと認識しておりますが、当該給付に係る地方交付税の額の算定については困難なものと考えております。

**○中村のりゆき委員**　基本的には入ってきているものというふうになっているんですけども、実際に入ってきているかどうかというのはなかなか明確に言えないところがあるということも存じ上げているところでございます。

それで、３歳から５歳までの保育料が無償化になったということで、これは市民にとっては大きなメリットがあるのかなというふうに思っているんですけども、どの程度のメリットがあるかということを伺うとともに、令和６年度の保育料の無償化による影響額が幾らなのかについても併せてお伺いしたいと思います。

**○熊谷子育て支援部こども保育課長**　教育・保育の無償化により、世帯年収約６４０万円、保育園等に通う３歳児と１歳児の児童２人を持つ世帯を例に申し上げますと、１年間で約４０万円の負担軽減となり、子育て世帯の経済的負担軽減に大きな効果があったものと考えております。

また、保育料無償化による影響額につきましては、令和７年３月３１日時点の児童数に基づき、無償化前の算定基準で試算した結果、保育料の無償化による影響額は、保育利用の児童で約１１億２千万円、教育利用の児童で約３億９千万円の合わせて約１５億１千万円となり、無償化が実施されていなければ保護者が負担すべき金額となります。

**○中村のりゆき委員**　今、モデル世帯での答弁をいただきましたけども、年収が６４０万円の世帯

で、３歳児と１歳児、２人の子どもを持っている例で言えば、約１年間で４０万円の負担軽減になっているということでした。あと、無償化による効果でいうと、本来負担しなければならない保育料、これは幼稚園のお金もそうですけども、合わせると約１５億１千万円ということで、負担軽減されているという御答弁をいただきました。

先ほどの財源内訳でいうと、このうちの４分の１が市の負担すべき分になるので、３億７千７５０万円が負担分になるんでしょう。ただ、これも交付税措置で普通交付税に入ってきているということなのかなと思っております。

それで、ここからは令和６年度の市独自の軽減策についてお伺いしたいと思います。

まずは、令和６年度の副食費の減免制度の概要と財源区分等についてお伺いしたいと思います。

**○熊谷子育て支援部こども保育課長**　副食費の国基準の免除につきましては、年収約３６０万円未満の世帯の全ての児童と年収約３６０万円以上の世帯の第３子以降の児童が対象となっております。

第３子以降の取扱いにつきましては、国において子どもの数え方が定められており、教育利用は小学校３年生以下の児童、保育利用は小学校就学前の児童を数えるため、世帯構成によっては、第３子であるにもかかわらず、副食費の免除対象にならない場合がございます。

こうした矛盾の解消と保護者の経済的負担を軽減するため、国基準にかかわらず、本市独自に世帯の生計を同一とする第３子以降の副食費を免除しておりまして、令和６年度の市の財源負担は約２千８６８万円となっております。

**○中村のりゆき委員**　国基準の制約というか、今御説明があったとおりなんですけども、まず、年収３６０万円未満が目安になっているということと、あとは、小学校３年生以下の児童、保育に通っている児童に限られるということで、無償化の減免措置については、そういうような区分があるんだけども、旭川市としてはその部分をかなり拡大しているということで、第３子であれば、一緒に住んでいれば年齢については問わないという軽減策を講じている中で、２千８６８万円を市独自で出しているという御答弁でございました。

負担軽減策でもう一つお伺いしますけども、市独自の部分ですが、多子軽減策の概要と各階層の対象人数及びその金額についてもお伺いしたいと思います。

**○熊谷子育て支援部こども保育課長**　本市独自の多子軽減策につきましては、世帯年収約６４０万円を基準とし、６４０万円未満の多子世帯の場合は、年齢に関係なく、生計を同一とする児童を第１子とカウントし、第２子については無償としております。

一方、６４０万円以上の多子世帯の場合は、小学校就学前の保育施設等に通う児童を第１子としてカウントし、第２子の保育料について、国基準では第１子の２分の１とされているところを４分の１に軽減しているところであります。

当該軽減に係る令和６年度末時点の対象者は１９４人であり、市の負担分は約２千９００万円となっております。

**○中村のりゆき委員**　多子軽減策についても、かなり市民に寄り添っていただいて、負担軽減を行っていただいているということです。内容は繰り返しませんけど、国基準から比べると大きく軽減策をやっているんだなということが分かりました。

それで、令和６年度における教育に関わる、いわゆる未満児の各年齢の人数と全体の保育料につ

いても確認をしておきたいと思います。

**○熊谷子育て支援部こども保育課長**　令和６年度末時点の数値で申し上げますと、ゼロ歳児が８８８人、保育料総額が８千１４６万２千５８０円、１歳児が１千１４１人、保育料総額が１億５千２９５万８千７５０円、２歳児が１千２６８人、保育料総額が１億９千２６万２千４２０円となっております。

**○中村のりゆき委員**　今、各人数と金額についても答弁をいただきましたけども、未満児の保育料を合計すると、今言っていただいたものを足せば４億２千５００万円余りとなろうかなというふうに思うんですよね。

保育を利用している人数も足すと３千２９７人になるんですけども、令和４年から令和６年の出生数を確認してみると４千６０２人でして、３千２９７人の未満児が利用しているということでいうと、かなりの方が保育を必要としているんだなということが分かりました。

それだけ保育料の負担もかなり重たいのかなと。若い世帯が多いでしょうから、未満児のお子さんを持っている世帯っていうのは、もちろん３０代、４０代の人もおられますけども、早く結婚した方は下手をすると、下手をするとという言い方はあんまりよくないですけれども、１０代の親御さんもおられるかもしれません。そういうことで、未満児の負担をどうするか、今、国もその検討に入っていて、無償化についても検討しているところだと思います。

東京都では、財源がかなり豊かだということはもちろんあるんですが、未満児を対象に既に完全無償化を行っております。本市において独自に完全無償化をした場合、どのぐらいの費用負担が必要なのか、お伺いしたいと思います。

**○熊谷子育て支援部こども保育課長**　本市において、ゼロ歳から２歳児クラスまでの児童の保育料を第１子から完全無償化した場合に必要となる費用につきましては、令和６年度末の実績を基に算出しますと、さきにお答えした保育料の額に国基準と市基準の保育料の差額分を加えた約９億１千万円程度になるものと想定しております。

**○中村のりゆき委員**　９億１千万円余りの財源が必要だということでした。

先ほど来、市独自の負担軽減として使っている財源をお伺いしましたけども、今、必要な財源としては、全体で９億１千万円、そして、先ほど、保護者負担は４億２千５００万円という答弁もいただきましたので、その差額分が市独自に負担している部分ということで、約４億８千５００万円になるのかなというふうに思います。

となりますと、既に４億８千５００万円を市独自で負担していますんで、未満児を対象に全額無償化とした場合にはあと４億２千５００万円が必要だということですね。現在、旭川市民っていうか、保護者が負担している４億２千５００万円分を旭川市が負担するということになりますので、今、９億１千万円という答弁がありましたけども、既に負担をしている４億８千５００万円と合わせれば、あと４億２千５００万円でいいんだなということを確認することができました。

旭川市は子育て支援策が遅れていたというふうにも言われてきたんですけども、今津市長に替わりましてから、中学生までの医療費の無償化が実現し、そして、私どもも求めていた高校生までの医療費の無償化を今年の８月からもう既に行っているところで、大分評価も上がってきたのかなというふうに思っております。

やはり、思い切ってそういう子育て支援策を打てるかどうかは今後も考えていかなければならな

いというふうに思いますし、今、国で未満児に対する保育料の無償化を検討しており、多分、近い将来、やるだろうと私は思っているんですけども、であるならば、それまでの期間、旭川市が財源を使ってでも無償化を一手前に進めておくということも必要かなというふうに考えます。

子育て世帯のさらなる負担軽減のために軽減策に踏み出してはどうかというふうに思うんですけども、見解を伺いたいと思います。

**○向井子育て支援部長**　少子化や人口減少が急速に進む本市におきまして子育て施策の充実というのは大変重要な施策というふうに考えておりまして、子どもの健やかな成長を図るとともに、子どもを産み育てることを前向きに捉えていただけるよう、子育て世帯のライフステージに応じて切れ目のない支援をすることが必要であるとの認識の下、先ほど委員からもお話をいただきましたが、副食費の減免であるとか、多子世帯の軽減など、国の基準よりも拡充して支援をしてまいりました。

また、大学生等への給付型奨学金の創設であるとか、本年８月より始めました医療費の高校生までの助成拡充なども経済的な支援策として実施をしてきたところでございます。

こうしたことからも、委員から御指摘のありました３歳未満児の保育料の無償化などを含めたさらなる子育て世帯への経済的な負担軽減策につきましては、国の動向にも注視をするとともに、本市の財政状況を踏まえながら、その内容等についても総合的な観点から検討してまいりたいと考えております。

**○中村のりゆき委員**　まだ予算編成の時間がありますので、ぜひとも前向きに御提案をいただければありがたいなと思います。

時間があと２０分ぐらいしかないので、医療的ケア児保育支援費についてお伺いする予定ではあったんですけども、この部分はまた別な機会にお伺いをさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

子育て支援部の皆様については、以上で終わりたいと思います。

最後に、社会教育部の皆さんにお伺いしたいと思います。

優佳良織普及促進事業補助金についてです。

優佳良織は伝統工芸ということで、１９６２年から工房ができて、雪の美術館だとか、いろいろとあった優佳良織のところも１９８０年に出来上がって、本当に旭川のシンボルっていうふうに見られる部分もあったと思うんですけれども、残念ながら２０１６年１２月１日に閉館になりました。

その後は、何とか伝統工芸を守っていこう、織り子さんを増やしていこうということで事業をやってきたと思うんですけども、まずは、優佳良織普及促進事業の目的、補助制度の概要と決算額について伺いたいと思います。

**○坂本社会教育部文化振興課長**　優佳良織普及促進事業補助金は、旭川発祥の毛織物、優佳良織を継承する合同会社優佳良織工房が実施する織り子の育成を補助するとともに、市民や観光客を対象とした織り体験事業を側面から支援することで同社の安定的な運営と認知度向上を図り、優佳良織工芸の観光資源、地域産業としての発展を目指すことを目的としており、制度といたしましては、織り子への技術伝承に必要な経費に加え、認知度の向上や将来的な担い手の確保を目的として実施する織り体験に係る経費の補助を行うもので、令和６年度の決算額は３３０万５千円となっており

ます。

**○中村のりゆき委員**　織り体験というのは新しい取組なのかなというふうに思うんですけども、優佳良織に関しては令和元年度から令和５年度までも支援をしてきていると思いますけども、これまでの支援制度との違いが令和６年度にはあったというふうに思いますので、その制度の違いについてもお答えいただきたいと思います。

**○坂本社会教育部文化振興課長**　令和元年度から令和５年度までの５年間につきましては、染織技術を再生し、継承する優佳良織伝承の会に対しまして、技術の承継者育成等に必要な経費を補助する優佳良織技術伝承支援補助金を交付してきており、具体的には、指導役の師範代１名と織り子２名の人件費や地代、家賃などを対象経費とし、補助率を定めない制度となっております。

令和６年度に創設した優佳良織普及促進事業補助金は、合同会社優佳良織工房に対し補助をすることとしており、織り子への技術伝承に加え、伝承してきた技術をさらに幅広く市民や観光客にも伝え、認知度の向上や将来的な担い手の確保に向けた織り体験の実施に係る経費について補助を行うこととしており、補助率を２分の１以内としておるところでございます。

**○中村のりゆき委員**　令和元年度から５年度までの５年間については、補助率１００％というか、人件費等についてもそのまま支援をしてきたということですし、令和５年度までは、毎年度、７２０万円の事業費があったわけで、５年間で３千６００万円の支援をしてきたのかなというふうに思います。しかし、令和６年度の決算額は３３０万円ですから、半分以下になっているということだと思います。

それで、優佳良織への支援を始めた経緯について改めてお伺いしておきたいと思います。

**○坂本社会教育部文化振興課長**　優佳良織は、昭和３７年に木内綾氏が北海道の自然の美をモチーフにした新たな染織工芸として開発され、国内外における展示会で入賞するなど、高い評価を受けてきましたが、所蔵・展示場であった優佳良織工芸館の閉館と技術保有者の減少、高齢化のため、存続が危ぶまれる事態となりました。

このような状況の中、優佳良織技術を伝承し、後世に残していこうとする元工芸館関係者が優佳良織伝承の会として活動を始め、市に支援要請があったこと、そして、平成２９年には技術の保存を希望する署名が全国から８万４千筆集まったことなど、優佳良織の存続を願う声が多くあったことから、優佳良織の技術伝承を支援することとしたものであります。

**○中村のりゆき委員**　すごいですよね。全国から８万４千筆の署名が集まったということで、本当にファンがたくさん全国にいたんだなというふうに思いましたし、優佳良織を残してほしいという熱い思いをいただけたのかなと思っています。

元工芸館の関係者が優佳良織伝承の会として活動を始めたということでした。活動する人がいなければ支援のしようがないですけども、そういう活動の芽が出てきたっていうところもこの支援を決定した経緯としてあったんだという答弁をいただきました。

それで、これまで６年間を支援してきたわけなんですけども、これまでの支援による成果がどうだったのか、その点についてお伺いしたいと思います。

**○坂本社会教育部文化振興課長**　令和６年度においては、当初２名であった織り子のうち、１名が体調不良のために退職したことから、年度途中から織り子は１名となっております。この織り子１名に対しての技術継承は順調に経過していると聞いておりますが、師範代の方も高齢となってお

り、安定した技術の伝承という観点ではさらなる人材確保や早期の技術伝承が望ましいものと考えております。

この新たな人材確保の面からは、優佳良織の周知、普及を目的として実施している市民や観光客向けの織り体験事業から新たな若手の織り子候補が見つかるなど、その裾野が広がってきているところでございます。

**○中村のりゆき委員**　支援を始めてから織り子さんが２人いたということなんですけど、そのうちの１人は体調不良で辞められ、残り１人になってしまったということでした。ただ、今、御答弁の中でもありましたけども、織り体験事業をやった中から織れる人が誕生するんじゃないかっていう方向に動き始めたということなのかなというふうに思います。

今、優佳良織の合同会社をつくって運営していると思うんですけども、かなり自主財源が厳しいということも伺っております。今後の課題をどのように整理されているのか、伺いたいと思います。

**○坂本社会教育部文化振興課長**　合同会社優佳良織工房の自主財源は、優佳良織製品の販売による売上げと昨年度から始めた市民や観光客向けの織り体験による収入となっておりますが、技術伝承を確実に行っていくには織り子の育成人数の増を図る必要があります。

しかしながら、現状の収入状況では雇用の人数も制限がありますので、販路拡大等による売上げの増加も図る必要があり、将来的な自立を目指すためには、人材の確保と育成、自主財源の増加の２つを同時に進めていく必要があります。そこで、今後は、経済部などの関係部局とも連携を図りながら、自立した運営を目指し、必要な支援を検討してまいります。

**○中村のりゆき委員**　観光客向けの織り体験をやっているっていうことなんですけど、結局、教えられる人が限られているわけですよね。だから、そこにまた精力を向けちゃうと、製品をつくる時間も取られるし、伝承するという意味での教えなきゃならない時間も取られるので、なかなか難しいですよね。

だから、織れる人がある程度増えていかないと、どこでつまずいて終わってしまうかということになってもおかしくないと思うので、そのあたりは総合的に、時間的なタイムスケジュールのアドバイスもしっかりしてあげなければうまくいかないのかなっていう心配も今聞いていてありましたんで、そこもお願いしたいと思います。

技術伝承を受ける職人を増やすためにこの事業を継続しているというふうに思うんですけども、いつの時点まで続けていこうとされているのか、補助事業が終了できる姿をどう描いているのか、また、想定している時期があればお伺いしたいと思います。

**○田村社会教育部長**　織り体験事業を通して優佳良織に興味を持っていただいた方のうち、２名を新たな織り子候補として令和７年度からはパートで雇用しておりまして、現在の体制は、代表のほか、師範代が１名、織り子１名、新人パートの織り子が２名ということで、設立当初から雇用しております織り子に対する技術伝承は順調に経過しているというふうに伺っております。

今後につきましても、若い世代の新人にしっかりと技術伝承できるよう、技術者の人材育成への支援を行うとともに、優佳良織の周知、普及のための織り体験事業への側面支援を行ってまいります。

また、補助事業の継続につきましては、現在の制度を創設いたしました時点では、技術の伝承を

図りながら、自主財源を確保し、自立まで５年間という期間を想定しているところでありまして、着実にその目標を達成できるよう、引き続き必要な支援を行ってまいります。

**○中村のりゆき委員**　終わる姿というか、支援は大体いつまでかでいうと、この事業では自立まで５年間を考えているということでした。令和６年度から始めて５年間ということで、令和１０年度までには自立していただけるようにサポートしていくという答弁だったのかなというふうに思います。

私も、子どもの頃、友達の家に優佳良織を内職で織っているお母さんがいたのですが、そういう方が結構いたと思うんですよね。でも、そういった方が現在はもういないわけです。実際に織ろうと思えば織れるよっていう方がまだいるのかもしれませんよね。２０１６年まで優佳良織工芸館があったわけですから、それまでどんどん作品をつくっていたっていう、そういうようなところへの呼びかけとかですね。

ある程度高齢になっているからもういいわっていうふうに考えている方もいるかもしれませんけども、伝統工芸を継続するっていう熱い思いをどう伝えるかっていうことが大事だと思うので、そういった方々の心を動かせれば、あまり数は織れないかもしれないけど、でも、長年にわたってやってきているわけですから、超ベテランの人が、じゃ、手伝おうかっていうふうに。

あとは、今、御答弁で経済部の協力も必要だっていう話もありましたけど、やはり、売る先がなくてどんどん在庫がたまっていっても、逆に収益を圧迫してしまうということもありますんで、そこのバランスを見ながらということになるかもしれません。

ただ、織り子さんは、現状で、全ての織物を織れる師範代が１人、あと、織り子が１人とパート２人ですから、これで伝統工芸を守っていけるかっていうと、そんなに簡単にはいかないんじゃないかなっていうふうに思います。

いきなりですが、このことについてはぜひ教育長にも見解をお伺いしたいと思います。

**○野﨑教育長**　優佳良織の補助の関係です。

私どもも、長年、伝統工芸として旭川市で根づいてきた文化ですので、ぜひ継続していただきたいというふうに思っております。ただ、経営という面がありますので、市が直接何かをするのは難しく、自立して進んでいけるように、私どもとしては、今までの５年間、まずはサポートして、この次の５年間は、前より額は少ない２分の１補助というルール上の形に戻しましたけれども、それでサポートをしながら、経営が自立するように一緒に協議をしながら進めていければなというふうに思っているところであります。

**○中村のりゆき委員**　ぜひ、伝統工芸が守られることをお祈りし、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○笠井副委員長**　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午後３時５６分

---

再開　午後３時５８分

**○品田委員長**　再開いたします。

御質疑願います。

**○中村みなこ委員**　よろしくお願いいたします。

６項目を予定しているんですけど、本日中に４つ行けるかなというふうに考えております。一部、入れ替えましたけれども、よろしくお願いします。

１つ目は、社会教育部ということで、彫刻についてお伺いしたいと思います。

旭川は彫刻のまちと呼ばれ、市内のあちこちにたくさんの優れた野外彫刻があります。その野外彫刻の清掃活動を行っているのがボランティアの会、旭川彫刻サポート隊です。一般質問の有償ボランティアでも少し取り上げましたが、その続きということで質問させていただきます。

それでは初めに、彫刻サポート隊への謝礼や野外彫刻の補修に係る経費を計上している野外彫刻管理費の概要と決算額についてお示しください。

**○坂本社会教育部文化振興課長**　野外彫刻管理費は、野外彫刻の清掃ボランティアグループであります旭川彫刻サポート隊の運営等により市内各所に設置されている野外彫刻を常に良好な状態で維持管理することを目的に彫刻によるまちづくりを推進する事業で、令和６年度の決算内容の主なものといたしましては、彫刻サポート隊への活動謝礼で１３万７千５００円、野外彫刻の修繕費で２８万８千２００円、野外彫刻の安全点検委託料で４８万９千５００円などとなっており、決算額は１０５万１千１６２円となっております。

**○中村みなこ委員**　一般質問でもお答えいただいていたのですが、いま一度、御答弁いただきたいと思います。

ボランティアの人数の推移と謝礼額の推移についてお示しください。

**○坂本社会教育部文化振興課長**　彫刻サポート隊の会員は、個人会員と団体会員とがございますが、個人会員での会員数の推移で申し上げますと、令和３年度は４８人、令和４年度は４８人、令和５年度は４６人、令和６年度は４３人、今年度の令和７年度は４１人と、減少傾向となっております。

謝礼額につきましては、活動１回につき５００円を支払っており、過去１０年間においてその料金の改定はございません。

**○中村みなこ委員**　彫刻サポート隊に活動謝礼を支払っているとのことでしたが、１０年間ずっと１回５００円のままです。

では、彫刻サポート隊の皆さんはその謝礼金をどのような使途に充てているのでしょうか。

**○坂本社会教育部文化振興課長**　彫刻サポート隊は班ごとに活動しており、市からお支払いした活動謝礼金については、その７割を各班へ支給し、残りの３割は彫刻サポート隊で発行している会報の印刷費や研修会での講師謝礼などに活用しているというふうに伺っております。

**○中村みなこ委員**　１回５００円のうち、３割は必要経費、残り７割を班ごとで使っているとのことでした。てっきり１人１回５００円、その都度、支給されるのかなと思っていたのですが、違うということで理解いたしました。

それでは、彫刻サポート隊の会員数の推移と平均年齢をお示しください。

**○坂本社会教育部文化振興課長**　彫刻サポート隊の平均年齢につきましては、先ほどの個人会員での推移で申し上げますと、令和３年度は６６．６歳、令和４年度は６５．７歳、令和５年度は６７．１歳、令和６年度は６６．３歳、今年度、令和７年度は６４．５歳と、ここ数年は６５歳前後で推移しております。

**○中村みなこ委員**　個人会員で見ますと、さほど会員の高齢化は進んでいないようです。

先日、そのサポート隊のメンバーとして長年活動されていた方にお話を伺う機会がありました。自分はもう８０歳を超えたのに班長をやって、車にバケツとかを積んで現地へ行って記録などを書いて提出するという仕事を長いこと引き受けている、もっと若い人にお願いしたいのに、なかなか入ってこないんだよねと残念そうに話されていました。

その方はベテランボランティアとして頼られる存在なのだと思われますが、そういう方に負担とならないよう配慮して取り組んでいただきたいと思います。

次に、団体会員について伺います。

団体会員の推移はどうなっているのか、また、どのような団体が参加しているのか、お示しください。

**○坂本社会教育部文化振興課長**　彫刻サポート隊の団体会員につきましては、事情により参加を見送る団体や新たに加わる団体もございますが、過去５年間では３から４団体で推移しております。

具体的には、これまで参加を継続している旭川実業高校や北星中学校の美術部のほか、今年度からは新たに旭川商業高校と神居中学校の美術部が加わり、中高生への広がりを見せているところでございます。

**○中村みなこ委員**　中高生の美術部が団体会員の多くを占めているとのことでした。子どもたちが関わってくれることは大変うれしいなと感じました。きっと大人になっても本市の彫刻に関心を持ち続けてくれるのではないかと思いますし、行く行くは彫刻サポート隊にもなってくれるかもと期待したいと思います。それはまだまだ先の話でありますが、これも担い手不足への対策の一つだと思います。しかし、もう少し直近に効果がある対策も必要と考えます。

担い手不足という課題に対してどのような取組を行っているのでしょうか。

**○坂本社会教育部文化振興課長**　彫刻サポート隊のボランティアにつきましては、広報誌や公民館でのチラシの設置などによる紙媒体での募集を行っているほか、ホームページやＳＮＳでの発信も行っております。

今後につきましても、引き続き、様々な媒体や機会を捉えながらボランティア募集の周知を行うとともに、サポート隊のメンバー自らに野外彫刻の清掃体験や彫刻の魅力を語ってもらい、その活動の楽しさややりがいについて発信することなど、参加者の確保につながるような取組を支援してまいりたいというふうに考えております。

**○中村みなこ委員**　サポート隊メンバー自らの体験談や彫刻についての話の発信で楽しさややりがいを伝えようという取組は本当に期待したいと思います。

そして、謝礼金が１０年間ずっと１回５００円です。この間、物価の高騰、ガソリン代もバスの運賃も上がっていて、年金は上がっていません。

担い手不足に対して謝礼金を増額すべきではないかと思いますが、見解を伺います。

**○坂本社会教育部文化振興課長**　彫刻サポート隊によるボランティア活動につきましては、活動そのものが参加者本人の充実感や生きがいといった自己実現につながっており、大切な役割を担っていただいているものと考えておりますが、バス代をはじめ、活動に要する経費が上がるなど、経済状況の変化もあることから、謝礼金については課題の一つであるというふうに認識しております。

今後におきましては、会員の方々とも意見交換しながら、新たな会員の確保や生き生きと活動できる機会の継続に取り組んでまいります。

**○中村みなこ委員**　彫刻サポート隊の会員の方からは、野外彫刻の清掃のときに破損箇所を発見し、彫刻美術館へ伝えるんだけれども、予算がないので、修繕されないままになっていると話されていました。本当に残念なんだという話をしていたんですが、彫刻のまちとしてこのようなことでいいのでしょうか。速やかに修繕すべきだと考えますが、見解を伺います。

**○田村社会教育部長**　市が設置しております野外彫刻は７２基を数えまして、旭川彫刻サポート隊による清掃や周辺環境整備など、ボランティア活動にも支えられながら、その維持管理に努めているところでございます。

清掃活動の際に発見した野外彫刻の破損などにつきましては、その都度、報告を受けておりまして、作品ごとにカルテを作成し、安全性などの緊急性を考慮しながら優先度をつけて修繕を行っているところでございます。

また、最近では、台座ですとかキャプション、そういった作品に大きく関与しない箇所の簡易的な修繕につきましては彫刻サポート隊メンバーと彫刻美術館の職員が協力しながら現地で行っているところでございます。

今後におきましても、彫刻サポート隊の協力を得ながら、野外彫刻の状態の把握に努め、必要な点検や修繕を行うなど、市民が彫刻を身近に感じ、誇りにできる彫刻のまちとなるよう取り組んでまいります。

**○中村みなこ委員**　彫刻のまちは、なかなかほかにはない旭川の魅力の一つです。しかし、あまりにも身近にあり過ぎて、私自身も、彫刻は風景の一部になっていて、特段関心を持って注目することはほとんどないなと反省しているところです。そういう市民は少なくないとも思われますので、彫刻サポートというボランティア活動を盛り上げることで彫刻に関心を持つ市民が増えていくことを期待したいと思います。そして、彫刻マップというサポート隊の方も関わって作成した優れ物も出されていますので、私もそういうものを携帯して、活用していきたいと考えております。

ということで、以上でこの項目を終わります。

続きまして、公民館の施設についてということで、２つ目の項目に移らせていただきます。

公民館の修繕に関わって質問いたします。

公民館は、地域住民の学習活動を支援する地域に密着した施設です。様々な世代の多くの人々に日々利用されており、地域における学びの場や居場所としてなくてはならない施設です。

しかし、現在、これらの施設が抱える大きな課題の一つとして老朽化があります。多額の費用がかかりますので、古いままの建物となっています。ちょこちょこと修繕しながらも、なかなか手がかけられないところが残されたまま今日に至っております。今回、そのあたりのことを詳しくお聞きしたいと思います。

それでは、令和６年度の公民館の修繕や施設改修に係る決算額についてお伺いします。

**○松里社会教育部公民館事業課長**　令和６年度の修繕等の決算額につきましては、公民館管理費の修繕費で２５件、１７８万９千３８１円、委託料で中央公民館漏水箇所補修等業務として１件、３４万７千６００円、神楽市民交流センター管理費の修繕費でトイレの水漏れ修繕など１０件、７４万７千３４０円となっております。

そのほか、公民館補修費で北星公民館の防火カーテンを購入しているほか、市有施設補修事業で神楽公民館の窓ガラス取替え、東鷹栖公民館大ホールの非常用照明器具取替えなど１１件、４５７

万６千７７０円の修繕を実施しております。

**○中村みなこ委員**　修繕費といってもいろいろ分かれているんだなということを理解いたしました。

今の御答弁の中で神楽公民館の窓ガラスの取替えとありました。あのびりびりに破けたビニールが入っている窓ガラスで、大変痛々しい状態は本当に有名になっているんじゃないかと思いますし、議会でも取り上げられてきていたと思います。

今回、どの程度新しくできたのでしょうか、また、窓ガラスが全て新しくなるのはいつ頃になるのでしょうか。

**○松里社会教育部公民館事業課長**　神楽公民館がある神楽市民交流センターの窓ガラスにつきまして、昨年度は２階の第２学習室と第３学習室で計８枚の窓ガラスを断熱性に優れたＬｏｗ－Ｅガラスに交換しております。

窓ガラスにつきましては、破れたビニールのみを取り除くことはできず、窓ガラス全体を交換しなければならないこと、また、予算措置の状況もあることから、いつ頃までに完了というめどはありませんが、現状、３０枚以上、交換が必要な窓ガラスがあることから、少しずつでも解消できるよう、引き続き改修に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**○中村みなこ委員**　全て新しくなるのはいつか、めどは立っていないけれど、あと３０枚ということで、まだまだ残っています。これらは予算を見て取り替えていくということで理解いたしました。しかし、あの状態になって久しい気がしますし、あの状態に見慣れてきた感すらあります。少しでも早く取替えを進めてほしいなと思っております。

さて、公民館の施設や設備の修繕、改修に係る市民からの要望はどのような内容のものが届いているのでしょうか、伺います。

**○松里社会教育部公民館事業課長**　各館共通してエアコンの設置が一番多い要望となっております。そのほかは、洋式トイレの設置などトイレの改修、机や音響機器など、備品設備の更新などが比較的多い状況でございます。

**○中村みなこ委員**　エアコンについては後ほど取り上げたいと思います。

洋式トイレの要望があったとありました。小中学校の洋式化はどんどん進められておりますが、公民館の洋式化はどの程度進んでいるのでしょうか、今後の予定も含めてお示しください。

**○松里社会教育部公民館事業課長**　公民館につきまして、多用途トイレも含めますと６割以上が洋式化となっておりますが、和式の便器もまだ多くあるのが現状でございます。

洋式化に係る全体的な計画は持ち合わせておりませんが、新旭川公民館、北星公民館の１階男子トイレなど、洋式便器がない箇所や女子トイレでも洋式より和式のほうが多い施設もありますので、利用者の要望や改修スペースの状況を踏まえながら対応を検討してまいりたいと考えております。

**○中村みなこ委員**　学校では、生活様式の変化に伴い、洋式化はどんどん進んだわけです。和式トイレが空いていても洋式トイレに列ができるのは高齢者の利用状況を見ても同じです。身体的に膝や関節を痛めていたり、動きが制限されていたりすると、洋式しか使えないという方は本当に多いです。

公民館を快適に利用していただくためにも、全体計画はなく、費用がかかるとのことですが、少

しずつでも増やしていただきたいと思っております。

次に、耐震化と照明設備のＬＥＤ化についてお聞きいたします。

現在の状況はどのようになっているのか、お示しください。

**○松里社会教育部公民館事業課長**　公民館の地区館１４館では、耐震診断未実施の中央公民館、神居公民館、末広公民館を除き、耐震性があることを確認しております。照明設備のＬＥＤ化につきましては、東鷹栖公民館と末広公民館において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して今年度の委託業務で施設照明のＬＥＤ化を実施しております。また、永山市民交流センターの照明設備のＬＥＤ化に伴い、今年度、永山公民館のホールと和室の照明設備がＬＥＤ化となる予定でございます。

**○中村みなこ委員**　耐震診断未実施は３か所あるけれども、耐震化が必要だというのは明らかだから診断を受けないというふうにお聞きしました。あと、ＬＥＤ化のほうですが、まだ残っているところも結構あるのかなと思われます。

耐震化と照明設備のＬＥＤ化、今後のスケジュールはどのようになっているのか、お伺いします。

**○松里社会教育部公民館事業課長**　中央公民館、神居公民館、末広公民館につきましては、施設の状況などを踏まえ、今後の施設の在り方を検討していくこととしております。

照明設備のＬＥＤ化につきましては、令和９年末までに一般照明用の蛍光灯の製造、輸出入が禁止となることから、ＬＥＤ化が未実施の公民館につきましては、新年度の予算要求に向け、準備を進めているところでございます。

**○中村みなこ委員**　在り方を検討するとのことでしたが、それはどういうことでしょうか。ついこの前、公民館は社会教育の施設として維持していくと確認されたばかりだった気がするのですが、御説明をお願いします。

**○松里社会教育部公民館事業課長**　公民館につきまして、令和５年度に、今後の公民館の運営についてということで、公民館については社会教育法に基づく施設として維持していくこととしておりますが、施設の在り方ということで、老朽化に対する対応といたしまして、旭川市公共施設等総合管理計画の施設再編計画に基づいて、施設の利用状況などを踏まえまして、今後、施設をどうしていくのかということを検討していくものでございます。

**○中村みなこ委員**　施設の老朽化を課題として再編計画に基づいての検討とのことです。建て替えなのか、大規模改修なのか、または、なくしてしまう可能性もあるのかなと思います。公民館が減ることは当分ないのかなとすっかり思っていましたので、ちょっと驚きました。その一方で、だから特に古い中央公民館や神居公民館の改修や整備には消極的なのかと納得したところです。

具体的には今後示されていくんだと思いますが、その地域になくてはならない施設ですので、安易になくすべきではないということは指摘だけさせていただきます。

それでは、公民館における施設の修繕、改修に係る今後の方向性について伺います。

**○松里社会教育部公民館事業課長**　いずれの公民館も老朽化が進んでおり、建物や設備の修繕、改修が必要な状況となっておりますが、公共施設として安全、安心に利用できる環境が求められることから、日常の点検などを通じ、不具合等の早期発見に努めるとともに、故障や不具合が発見された場合は、随時、修繕を実施するなど、必要な対応を行っているところでございます。

特に、高圧受電設備など、施設運営に係る根幹的な設備につきましては、計画的に更新するとともに、緊急性や必要性など、優先度を踏まえながら施設の改修や設備の更新を進めていきたいと考えております。

また、照明設備のＬＥＤ化と冷房施設の設置につきましては、順次、整備を進められるよう、予算措置に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

**○中村みなこ委員**　それでは次に、エアコンについて伺います。

市民からの要望が一番多かったとのことでしたが、公民館におけるエアコンの設置はどの程度進んでいるのでしょうか。

**○松里社会教育部公民館事業課長**　地区館１４館の状況では、建物全体に冷房設備が整備されている永山公民館を除き、各公民館の建物で冷房設備が整備されているのは１部屋から多くても４部屋であり、多くの貸室で冷房が整備されていない状況にございます。

現状は扇風機の貸出しにより対応していますが、夏場の気温も上昇していることから、利用者からも早く冷房を整備してほしいという切実な声も多く寄せられており、安全、安心に公民館を利用してもらえるよう、冷房設備の整備は必要不可欠なものと考えております。

**○中村みなこ委員**　クーリングシェルターを公共施設が担えていない状況です。公民館には率先してクーリングシェルターの役目を担ってほしいと思いますし、エアコンを整備すべきと考えます。

今後どのように進めていくのか、お伺いします。

**○田村社会教育部長**　本市におきましては、総合庁舎、中央図書館、末広図書館、神楽図書館、永山市民交流センターがクーリングシェルターとして指定されておりますけれども、公民館につきましては、各地域に施設がありますことから、酷暑・猛暑時の避難場所としてクーリングシェルターになり得るものと考えているところでございます。

一方で、公民館をクーリングシェルターとする場合につきましては、ロビーへの冷房設備の設置、または、冷房が整備された貸室の開放が必要でありますことから、各公民館の冷房設備の整備状況や貸室の利用状況などを踏まえた検討が必要になるものでございます。

近年の異常とも言える夏場の気温の上昇ですとか、多くの利用者の要望なども踏まえますと、公民館への冷房設備の整備は、先ほども答弁申し上げたとおり、必要不可欠というふうに考えておりますけれども、冷房設備の整備には相当な予算が必要ということから、利用率なども踏まえながら、各公民館において、できるだけ早い時期に、段階的にでも冷房設備を整備できるよう、予算措置に向け、取り組んでまいります。

**○中村みなこ委員**　クーリングシェルターはまだまだ足りない状況です。ぜひ早期に増やしていけるよう取り組んでいただきたいと思います。

以上でこの項目は終わりたいと思います。

３つ目は、病児保育事業費についてです。

令和６年度の病児保育事業費の概要及び決算について伺います。

**○熊谷子育て支援部こども保育課長**　病児保育事業につきましては、旭川市内に居住し、保育所等を利用している５か月からおおむね小学校３年生までの児童を対象に、児童が病気やけがをした際の急性期や回復期において、一時的にその児童の保育や看護を行うことにより、保護者の子育てと仕事の両立を支援することを目的として、病児保育施設１か所、病後児保育施設１か所で実施した

もので、令和６年度の予算額２千４１１万４千円に対しまして、決算額は２千３８５万７千４７２円となっております。

決算額の内訳につきましては、実施施設２か所への委託料が２千１９９万８千４８０円、病児保育ネット予約サービスの使用料等が１８１万２千７９２円、令和６年度末で閉所した新旭川保育所に代わる病後児保育施設の選定に係るプロポーザル審査委員報酬が４万６千２００円となっております。

**○中村みなこ委員**　利用方法や予約方法、利用料について伺います。

**○熊谷子育て支援部こども保育課長**　病児保育の利用予約等につきましては、従来からの実施施設への直接の連絡のほか、より便利で手軽に予約やキャンセル等の手続が行えるように、令和６年１０月から病児保育ネット予約サービスあずかるこちゃんを導入しております。

あずかるこちゃんでは、利用を希望する施設を選択の上、利用日前日の正午以降から予約が可能となっており、当該予約を確認した実施施設からの開所日の午後４時から午後５時３０分の間に受入れ可能である旨の連絡をもって利用が確定することになります。

また、１日当たりの利用料は、病児保育では、５時間を超える場合は２千円、５時間以内の場合は１千円、病後児保育では、５時間を超える場合は１千７００円、５時間以内であれば８５０円であり、同一疾病により連続して２日目以降も利用する場合は、それぞれ５時間以内の場合と同額となっております。

また、利用料以外の費用としましては、給食を必要とする場合は給食費が１日３００円、病児保育においてお迎えサービスを利用する場合は１日５００円が必要となります。

**○中村みなこ委員**　それでは、病児保育事業の利用実績と受入れ枠の推移について伺います。

**○熊谷子育て支援部こども保育課長**　令和６年度の利用実績につきましては、病児保育が登録者数３３４人に対して延べ利用者数が３５３人、病後児保育が登録者数３８８人に対して延べ利用者数が２３６人となっておりまして、令和５年度との比較では、病児保育では、登録者数が５６人の増、延べ利用者数が９３人の減、また、病後児保育では、登録者数が６１人の増、延べ利用者数が６６人の減となっており、いずれも登録者数は増加した一方で利用者数は減少しております。

また、受入れ枠につきましては、平成２４年度に市立保育所１か所、民間保育所１か所で病後児保育を開始して以来、平成２８年度には利用対象を未就学児までから小学校３年生までに拡充したほか、平成３０年度には新たに病児保育事業を開始するなど、実施体制の拡充に努めてきております。

なお、１日当たりの利用定員は事業開始当初から１施設当たり３人となっているところでございます。

**○中村みなこ委員**　国の実施要綱では小学６年生までが対象とされていますが、旭川市では小学３年生までとしている理由について伺います。

**○熊谷子育て支援部こども保育課長**　平成２７年の児童福祉法改正によりまして、国の病児保育事業実施要綱では、対象となる児童について、保育を必要とする乳児、幼児または保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって疾病にかかっている者とされていることにより、小学校６年生までを対象としている自治体があることは承知しております。

本市では、保育所や認定こども園に併設した施設で実施しているため、トイレなどの設備が未就学児童に対する基準であること、また、小学生の利用が非常に少ないことなどを考慮し、利用対象をおおむね小学校３年生までとしております。

なお、独自に病児保育を実施している企業主導型保育事業所につきましては小学校６年生までを対象としているところでございます。

**○中村みなこ委員**　それでは、昨年度、新しい予約システム、あずかるこちゃんへと変更になりました。スタートしてみてのメリットとデメリットについて伺います。

**○熊谷子育て支援部こども保育課長**　あずかるこちゃんの導入により、スマートフォン等からＬＩＮＥやインターネットを通じて手軽に利用予約ができるほか、独自に病児保育を実施している企業主導型保育事業所も含めた実施施設ごとの空き状況が一目で確認できるようになったことで利用者の利便性は大きく向上したと考えております。

一方で、予約申込みから利用決定までに時間差があること、１施設ずつしか申込みができないことなど、従前の電話による利用申込み予約と比較して少なからず不便を感じる方もいらっしゃると認識しているところでございます。

**○中村みなこ委員**　今どきの予約方法となって利便性は向上したけれども、以前にはない不便さも多少あるとのことでした。まだ慣れていないところもあると思います。そうした不便さを解消できるようなことまではいかないのかもしれませんが、実態を見て、改善していく必要があれば進めていただきたいと思います。

利用申込みから利用決定までに時間差があるとのことでしたが、複数の申込みがあった際にはどのように決定していくのでしょうか。

**○熊谷子育て支援部こども保育課長**　複数の申込みがあった場合につきましては、旭川市病児保育事業事務取扱要領等に基づきまして、施設が予約状況を確認する際に医療機関に受診済みで診断確定がなっている児童であるなど、予約情報に不備のないものから先着順で予約を決定することとしております。

ただし、申込みをした児童が預かることが難しい症状である場合や既に受入れを決定した児童の感染症の程度の状況等にも応じまして、施設の判断により、受入れをお断りする場合もあります。

なお、あずかるこちゃんの予約画面上におきましても、医師連絡票がある児童から受入れをする旨など、申込みにおける注意書きを記載しているところでございます。

**○中村みなこ委員**　いろいろな情報を確認してということですが、基本、先着順で決まっていくとのことです。

それでは、予算等審査特別委員会でも、市は、受入れ人数を増やしてほしいという要望にも足りていると回答しておりました。しかし、２人のお子さんをお持ちの方から聞いたのですが、利用したいときに何度も予約しようとしたけれども、ほとんど利用できないんだと言っておりました。どうにか改善してほしくて、市に受入れ枠を増やしてほしいという要望のお手紙を出したそうですが、やはり足りているとのお返事が返ってきたそうです。自分はこんなに利用できていないのに、納得がいかないと言っておりました。

そこで、お伺いいたします。何をもって足りていると判断しているのでしょうか。

**○熊谷子育て支援部こども保育課長**　令和６年度の病児保育、病後児保育につきましては、民間施

設２か所、市立保育所１か所の３施設で実施しておりまして、令和６年度の１施設３人の定員に対する１日当たりの平均利用人数は、病児保育で１．２人、病後児保育で０．４人であり、いずれも定員内で充足しているところでございます。

しかし、病児・病後児保育のニーズは突発的に生じるものであるほか、感染症の種類によっては各施設において２種類の疾病までしか受入れができないといった事業の特性にも加え、感染症の流行などにより一時的に利用希望者が集中する場合もあり、利用をお断りするケースも一定数あったものと認識しております。

**○中村みなこ委員**　毎日、満遍なく利用があるわけではありませんから、トータルで、そして、平均で考えると足りているという数字しか出ないと理解いたしました。しかし、平均で足りているとするのでは現状が反映できませんので、乱暴といいますか、むちゃではないかなと感じております。

病気なのですから、突然発症するし、流行性のものもあるわけですが、そこのニーズに応えるような事業にする必要があるのではないでしょうか。時期を限定してですとか、希望が多いときにのみなど、臨機応変に受入れ枠を増やすことは難しいのでしょうか。

受入れ枠を増やす場合の課題について伺います。

**○熊谷子育て支援部こども保育課長**　病児・病後児保育事業の実施に当たりましては、実施施設において、専任の保育士や看護師による体制を確保する必要があることに加えまして、児童が安静で安全に過ごすことができる保育室のほか、ほかの利用児童等への感染を防止するための区画や動線の確保といった環境整備が必要となるなど、一定の課題があるものと認識しているところでございます。

**○中村みなこ委員**　人の確保、そして、何よりスペースが増やせないため、簡単ではないということでした。そうなると、結局、早い者勝ちとなってしまいます。予約が取れないと仕事を休むしかないわけです。

保護者の子育てと仕事の両立を支援することを目的とした制度です。その目的達成のためにも病児保育の拡充は必要だと思うのですが、見解を伺います。

**○熊谷子育て支援部こども保育課長**　先ほどお答えしましたとおり、年間の平均では、病児、病後児保育ともに量的充足は図られているということから、現時点で定員や実施施設の拡充が必要という状況にはないと考えておりますけれども、本サービスを必要とする方が適切に利用できるように、あずかるこちゃんの導入による影響や効果のほか、独自に実施している企業主導型保育事業所も含めた利用状況や保護者ニーズの動向も注視しながら定員拡充の必要性について検討してまいりたいと考えております。

**○中村みなこ委員**　本当なら御自宅で家族と一緒にゆっくり過ごせるのが子どもにとって一番ではないかとは思います。しかし、多くの職場でまだ急なお休みが容易に取得できる環境にはなっていません。ぎりぎりの人員で仕事を回していたり、代替職員が不足していたりと、休みを取りにくい職場自体を改善すべきで、その環境が整えられれば、病児保育のニーズは減っていくのかなと思います。しかし、それが実現するのはまだまだ先の話だと思われます。そうなると、病児保育の拡充が必要とされていきます。

利用した方、利用できなかった方、皆さんの実態を正しく把握して、よりニーズに柔軟に対応で

きる制度へ進化させていただきたいということを指摘して、この項目は終わらせていただきます。

子育てに行きたかったのですが、ちょっと長めなので、念のために順番を替え、ワックスがけのほうへ行きたいと思います。

小中学校のワックスがけについてです。

令和４年の決算審査特別委員会の分科会で横山議員が取り上げていたのですが、その際に、各学校施設の実情を把握するとともに、ワックスがけに係る適正な手法やその頻度などにつきまして必要な助言、指導を行うことにより、少しでも職員の負担軽減につなげてまいりたい、そういう答弁でした。その後、負担軽減具合はどうなっているのかと思い、今回質問させていただきます。

ワックスがけには結構な時間と労力が費やされます。ですから、子どもたちがいない夏休みや冬休みに行われるのがほとんどです。小学校によっては新１年生をぴかぴかの教室で迎えようと春休みに実施している学校もあります。

先生方をエリアごとのグループに分け、担当箇所を決め、教室内の物品を運び出し、掃除してポリッシャーを、私はポリッシャーができませんでしたが、汚れのひどいところは金属のへらのような道具でごしごしこすりながら、水洗い、ワックス塗布、時には二度塗り、それをわいわいがやがやとみんなでやる楽しい作業ではありましたが、何せ時間がかかります。また、夏休みだと暑いさなかの作業が大変で、この夏は、グループ分けをしたけれども、さらに半分に分けて、交代交代、休みながら進めていたという話も聞きました。

本当に大変ですので、このワックスがけを何とかしてほしいという話が本当にいろんな先生方から幾度となく出されております。学校における働き方改革が進められていますので、そこと照らし合わせて、このワックスがけの作業はどういう位置づけなのか、初めにお答えいただきたいと思います。

学校における働き方改革で勤務の改善を図るために国が示す学校教師が担う業務に係る３分類で校内ワックスがけはどれに該当するのでしょうか。

**○山下学校教育部教職員課長**　学校教師が担う業務に係る３分類については、平成３１年の中教審答申において学校教員が担ってきた業務の在り方が整理され、基本的には、学校以外が担うべき業務、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務、教師の業務だが、負担軽減が可能な業務の３つの分類が示されました。

令和７年６月の給特法改正に伴い、学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務に見直され、これを踏まえ、各教育委員会は、学校または教師の担っている業務分担の見直しや適正化を計画に位置づけ、さらなる働き方改革の推進に取り組まなければならないと考えております。

なお、校内のワックスがけについては、学校用務員や支援スタッフなど、教師以外が積極的に参画すべき業務に該当するものと考えております。

**○中村みなこ委員**　教師以外が積極的に参画すべき業務となるとのことです。

それでは、各学校においてワックスがけはどのように実施されているのでしょうか、概要について伺います。

**○板東学校教育部学校施設課長**　学校の清掃業務については校務分掌における施設管理に係る業務として位置づけられており、校舎のワックスがけは、分掌担当職員及び学校用務員を中心とした所

属職員により、学校施設の実情を考慮し、年１回もしくは２年に１回程度、長期休業期間等に実施しております。

また、体育館のワックスがけについてはおおむね１０年周期で当該職員及び当該校の用務員が実施しております。

**○中村みなこ委員**　校務分掌に位置づけて用務員と先生方でワックスがけを行っているとのことです。

このワックスがけはしなければならないものなのでしょうか。

**○板東学校教育部学校施設課長**　床ワックスについては、床材の保護や光沢による美観を維持することが目的とされ、一定の周期において実施することが望ましいと認識されております。

**○中村みなこ委員**　一番の目的は美観の維持、そして、床材の保護とのことでした。光沢のある床は明るい雰囲気をつくり出しますので、子どもたちが気持ちよく過ごせる空間にはぴったりです。

ハウスクリーニングのサイトに学校の床ワックスの記事がありました。そこには、教室の床のワックスがけは、見た目の美しさだけでなく、床の保護、衛生管理、安全性の向上、コスト削減など、様々なメリットをもたらすとありました。

教室の床は、毎日、多くの子どもたち、先生方の足による摩擦や汚れにさらされますので、表面が傷つき、劣化が進んでしまいます。そんな床に対して、ワックスは床の表面を保護するので、傷や汚れの付着を防ぐことができますし、日々の清掃で簡単に汚れを取り除けるようにもなります。定期的なワックスがけを行うことで、床の劣化による修理や張り替えなど、大規模な修繕の頻度を減らすことができ、費用対効果の高い選択だとも書かれておりました。これだけのメリットがありますので、子どもたちが長く過ごす環境の整備としてもワックスがけは本当に必要なものだと考えます。

このワックスがけの費用はどれぐらいかかるのでしょうか。各学校において実施するワックスがけに係る費用についてお示しください。

**○江渕学校教育部学務課長**　ワックスがけに必要なワックス材や剝離剤等の費用につきましては、各学校に配当した消耗印刷費全体の中から支出しております。

**○中村みなこ委員**　道具類は学校の備品となっているものが多いので、毎回の作業には消耗品のワックス材や剝離剤のみの支出となるということです。金額についてはきっとまちまちだと思います。

それでは次に、各学校からワックスがけについて要望を受けていると聞いておりますが、どのような内容で届いているのか、お示しください。

**○板東学校教育部学校施設課長**　小中学校の職員で構成する協議会や校長会からは、ワックスがけを含む清掃業務について、職員の負担となっていることから、業務委託により実施できるよう、要望を受けているところであります。

**○中村みなこ委員**　冒頭で御説明いただいた３分類に基づいて、文科省から１４の取組の実効性を確保するための対応策の例が出されています。その中に、神奈川県横浜市では、特別活動室等を対象に、毎年、学校の運営費の中で委託費を配当し、各学校の裁量でワックスがけを委託、現在、小学校１１９校、中学校５３校、特別支援学校２校、高校１校でワックスがけの外部委託が進んでいるとのことです。

大変うらやましい限りですが、道内でも業者に委託してワックスがけを行っているところがあるようです。

ほかの自治体におけるワックスがけの状況について伺います。

**○板東学校教育部学校施設課長**　道内主要市におけるワックスがけの状況については、各自治体で様々でありますが、一例を挙げますと、施設管理を担う用務員を各学校でパートタイム１名配置、または、用務員を配置していない一部の自治体において業務委託を実施しているところであり、多くの道内主要市では、本市と同様、当該校の用務員のみで実施、または、当該校の用務員と教職員が協力して実施していると認識しております。

**○中村みなこ委員**　用務員の配置の仕方次第で委託せざるを得ないところもあるということで理解いたしました。

また、上川管内でも、学校数の少ない小さいまちでは業者を入れているところもあります。人と予算によって違いがあるけれども、本市と同じように用務員と先生方で進めているところが多いとのことでした。

それでは、ほかの公共施設はどのようにワックスがけを行っているのでしょうか、その施設職員がワックスがけを行っているところはあるのでしょうか、お示しください。

**○板東学校教育部学校施設課長**　市有施設におけるワックスがけの状況については、学校と異なり、用務員を配置していないことから、業務委託により当該施設の清掃業務の中の一業務として実施していると認識しております。

**○中村みなこ委員**　用務員がいないから清掃業務丸ごと委託しているとのことです。

ワックスがけは教師以外が積極的に参画すべき業務です。ポリッシャーの扱いが上手な方もいますが、結局は素人ですので、仕上がり具合はやっぱりクリーニングのプロにはかないません。

何年かに一度でも業者を入れて行えるようにできないものでしょうか、見解を伺います。

**○板東学校教育部学校施設課長**　ワックスがけについては、多くの業務を抱えながら限られた期間で実施するため、学校によって従事する職員数や頻度等に差異があり、ワックスがけを過度な負担と感じている職員もいると認識しております。

関係職員の負担軽減の必要性は十分認識しておりますが、一方で、全ての維持管理業務を委託することは本市の財政状況から難しい現状にあることから、ワックスがけの適正な頻度や手法等につきまして必要な助言と指導を行うことにより、少しでも職員の負担軽減につなげてまいりたいと考えております。

**○中村みなこ委員**　前回、令和４年のときとほぼ同じ答弁で、この間、何一つ変わっていないということ、今後もその状態が続くんだろうなということを大変残念に思います。

ある中学校では、ワックスがけを用務員と管理職で行い、ほかの先生方は職員室で仕事をしているということがあったそうです。見かねた図書室の司書さんが手伝ったという話でした。

用務員さんはワックス以外の業務が盛りだくさんで、それをこなしながらの１人でのワックスがけは到底できる作業ではありません。３～４人でやったとしても何日もかかったんではないかなと思います。それでも、この中学校の管理職は、先生方の働き方改革のために、教師以外が積極的に参画すべき業務であるワックスがけをさせないためにこういうやり方を取ったわけです。現場が頑張ったわけです。

それでは、このワックスがけに対して市は何を頑張るのでしょうか。

**○坂本学校教育部長**　教育的ニーズの多様化などによりまして、教員が児童生徒一人一人に向き合う時間を余裕を持って確保することが難しくなっていることは我々も認識しております。

このため、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置に加えまして、本市独自の取組として、特別支援教育補助指導員、あるいは、スクールカウンセラーといった専門スタッフを拡充し、さらには、校務支援システムや共同学校事務室の導入により効率化を図るなど、教職員の負担軽減に取り組んでいるところでございます。

ワックスがけについても、国の方針が見直され、教師以外が積極的に参画すべき業務として改善策が求められていると捉えております。一方で、人的支援や業務委託には、財政負担も大きく、課題もありますことから、国や北海道に対し、財政措置の拡充や制度の充実、教職員定数の改善について引き続き要望をしてまいりたいと考えております。

**○中村みなこ委員**　ワックス以外の負担軽減に取り組んでいると、あとは、国や道への要望をしていくとのことでした。

教室にワックスをかけ、夏休み明けに登校してきた子どもたちが教室に入ってくると、ああ、ぴかぴかになったって喜ぶんですね。気持ち新たに新学期をスタートできます。そして、先生方は、きれいになったよ、この教室を大事に使っていこうね、きれいに使おうねという指導をしていきます。そういった教育的意義もあるし、子どもたちの喜ぶ顔が見られるという醍醐味もあって、長年、先生方が担ってきた仕事でもありますが、そういうことはワックスに限らずいっぱいあって、そうやって増え過ぎた業務を見直すための３区分ですよね。

ワックスがけの直接的かつ具体的な形での負担軽減を実感できる取組を本当に進めてほしいということを申し上げまして、この項目を終わりたいと思います。

ということで、区切りがいいので、今日はここで終わりたいと思います。

**○品田委員長**　本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前１０時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

---

散会　午後４時５１分

**○令和７年１０月１６日（木）**

開議　午前１０時００分

散会　午後　４　時５０分

**○出席委員（１６名）**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 品田　ときえ | 委員 | 塩尻　英明 |
| 副委員長 | 笠井　まなみ | 委員 | 中野　ひろゆき |
| 委員 | 横山　啓一 | 委員 | えびな　安信 |
| 委員 | 中村　みなこ | 委員 | 菅原　範明 |
| 委員 | 上野　和幸 | 委員 | 石川　厚子 |
| 委員 | 植木　だいすけ | 委員 | 高見　一典 |
| 委員 | たけいし　よういち | 委員 | 中村　のりゆき |
| 委員 | 沼﨑　雅之 | 委員 | 松田　卓也 |

**○出席議員（１名）**

議長　福居　秀雄

**○説明員**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 副市長 | 中村　寧 | 学校教育部学務課学校ＩＣＴ担当課長 | 成田　一郎 |
| 副市長 | 桝井　正将 | 学校教育部教職員課長 | 山下　聡司 |
| 子育て支援部長 | 向井　泰子 | 学校教育部教育指導課長 | 工藤　秀敏 |
| 子育て支援部子育て支援課長 | 香川　秀頼 | 学校教育部教育指導課主幹 | 中山　智博 |
| 子育て支援部こども保育課長 | 熊谷　修 | 学校教育部学校保健課長 | 池田　満則 |
| 子育て支援部こども保育課保育推進担当課長 | 島　要介 | 社会教育部長 | 田村　司 |
| 教育長 | 野﨑　幸宏 | 社会教育部文化ホール整備担当部長 | 田島　章博 |
| 学校教育部長 | 坂本　考生 | 社会教育部文化振興課長 | 坂本　剛 |
| 学校教育部主幹 | 田村　貴史 | 社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 | 吉川　泰美 |
| 学校教育部教育政策課適正配置担当課長 | 小松　義尊 | 監査事務局長 | 酒井　睦元 |
| 学校教育部学校施設課長 | 板東　俊光 | 行財政改革推進部長 | 浅利　豪 |
| 学校教育部学務課長 | 江渕　賢一 | 行財政改革推進部行政改革課長 | 梶山　朋宏 |

**○事務局出席職員**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局次長 | 林上　敦裕 | 議事調査課主査 | 岡本　諭志 |
| 議事調査課長補佐 | 小川　智之 | 議事調査課書記 | 桐山　未悠 |
| 議事調査課主査 | 長谷川　香織 | | |

**○品田委員長**　ただいまから、決算審査特別委員会民生子育て文教分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

ここで、昨日の分科会でえびな委員から要求のありました２件の資料につきましては、委員各位に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は必要でしょうか。

（「要りません」の声あり）

**○品田委員長**　それでは、資料の説明につきましては、省略させていただきます。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

それでは、昨日に引き続き、認定第１号の分担部分のうち子育て文教常任委員会所管分、認定第５号及び認定第７号の以上３件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

**○中村みなこ委員**　おはようございます。

昨日に続きまして、残り２項目、よろしくお願いいたします。

最初に、小中学校への通学費をさせていただこうと思います。

小中学校への通学費を助成する制度が幾つかあります。歩いて通学するのは基本ではありますが、様々な事情でそうできず、費用等を負担しながら通学する場合があります。

その際に通学費の助成がなされるわけですが、それぞれの概要について伺います。

**○江渕学校教育部学務課長**　小中学校への通学費を対象とした助成制度につきましては、就学援助制度、特別支援教育就学奨励費や肢体不自由学級在籍児童生徒への助成制度、遠距離通学に係る助成制度がございますので、順次お答えをいたします。

まず、就学援助を受けている世帯においては、片道４キロメートル以上の児童または６キロメートル以上の生徒、ただし、１１月から３月まではそれぞれ半分の距離となるほか、特別支援学級等に在籍する児童生徒については、距離を問わない扱いとしておりますけれども、列車やバスを利用して通学する場合に実費相当額の援助を行っております。

次に、特別支援教育就学奨励費につきましては、就学援助を受けていない世帯であって特別支援学級等に在籍する児童生徒が列車やバスを利用して通学する場合に、保護者の所得状況に応じて支給割合は変わりますが、実費額を対象として通学費を支給しております。

また、肢体不自由学級に在籍し、バスによる通学が困難でハイヤーを利用する場合、１か月に往復４日分を限度にその代金を助成しております。

次に、遠距離通学に係る助成については、これらの制度のいずれの要件にも該当しない場合であって、学校までの片道の距離が４キロメートル以上の児童または６キロメートル以上の生徒を対象に、１１月から３月までの間、助成を行っているところであります。

**○中村みなこ委員**　今、４種類ほどお示しいただきました。それぞれ令和６年度の実績についてお示しください。

**○江渕学校教育部学務課長**　通学費の助成に係る令和６年度の実績としては、就学援助については、

小学校では１人、中学校では１２人に合計で４１万１９４円、特別支援教育就学奨励費は、小学校では該当はなく、中学校では５人に合計で１３万５千６６０円、肢体不自由学級に在籍する児童生徒への助成は、小学校では２人、中学校では該当はなく、合計で１万５千６２０円、遠距離通学に係る助成は、小学校で１３人、中学校では該当はなく、合計３万１千８００円を支出しております。

**○中村みなこ委員**　様々な通学費への助成制度があり、７月の子育て文教常任委員会でも質疑させていただきました。その際、肢体不自由学級の子どもへのハイヤー代助成は毎日登校するのにあくまでも月４往復分であり、せめて片道８回分にして使えるように求めたところです。今回は、障害の状態等に応じて特別の指導を受ける通級に関わっての助成について、何点か伺います。

通級指導教室で指導を受けている児童生徒数は何人いるのでしょうか。また、在籍校に通級指導教室が設置されていないため、ほかの学校の通級指導教室に通っている児童生徒数は何人いるのか、お示しください。

**○江渕学校教育部学務課長**　通級指導教室については、通常の学級に在籍している児童生徒が、大部分の授業を通常の学級で受けながら、学習障害、言語障害、情緒障害など、障害の状況に応じて週あるいは月の何時間かのみ特別の指導を通級指導教室で行う指導形態でありますが、令和６年５月１日現在の状況としては、小学校では総数で２７０人、中学校では総数で１８人となっております。

次に、在籍校に通級指導教室が設置されていないため、他校に通っている児童生徒は、小学校では９５人、中学校では２人となっております。

**○中村みなこ委員**　他校の通級指導教室に小中学校を合わせて９７人が通っているということです。それでは、そのうち何人が通学費の助成を受けているのでしょうか。

**○江渕学校教育部学務課長**　令和６年度の実績ですが、遠距離通学に係る助成として、小学校で１１人に合計１万１千８００円を支出しております。

**○中村みなこ委員**　遠くの学校に通っているケースも少なくないと聞いております。しかし、９７人中１１人とのことですので、助成を受けている世帯が少ないと感じました。申請が少ない背景をどのように受け止めているのでしょうか。

**○江渕学校教育部学務課長**　在籍校に通級指導教室が設置されておらず、他校に通級する場合には該当する教室が設置されている最寄りの学校を指定校とすることを基本としております。このため、通級する指定校が比較的近距離にある場合が多いことに加え、適したバス路線がないこともその理由になっているものと考えております。また、１１人が支給を受けました遠距離通学に係る助成については、距離要件に該当する場合に一律に助成の対象となる一方、それ以外の制度については交通費の実費負担があった場合に対象となることから、保護者が送り迎えをしているケースも多いのではないかと考えているところでございます。

**○中村みなこ委員**　それにしても申請数が少ないのではないでしょうか。こんな助成制度があるよという情報は行き渡っているのでしょうか、周知について伺います。

**○江渕学校教育部学務課長**　周知につきましては学校を通じて行っており、通学費助成の対象となる児童生徒の把握及び制度の周知を依頼するなど、学校と連携を図りながら対応に努めてきたところでございます。しかしながら、通学費の助成に関わっては、複数の制度があることに加え、交通費が各種助成制度の対象の一部となっていることもあり、保護者に伝わりにくい、また、理解しに

くい面もあることについては憂慮しているところでございます。

**○中村みなこ委員**　助成を受けることができることを知らない世帯もありそうだと感じました。より丁寧に周知を行う必要があると考えますが、見解を伺います。

**○江渕学校教育部学務課長**　周知の方法につきましては、他校に通級する児童生徒がどのように指定校に通学しているのか、その実態の把握に努めるとともに、助成事業の概要を分かりやすく整理した書面を他校に通級する保護者に個別に配付するなど、より効果的かつ丁寧に周知を行うことができるよう検討してまいります。

**○中村みなこ委員**　しっかり周知を行っていただきたいと思います。

言語学級やＬＤ学級、学習障害の学級はそもそも開設数が少ないので、かなりの距離となってしまいます。隣の学校でも校区を越えてしまいますし、小学生が徒歩で通うことはほとんどないと思われます。保護者の送迎となり、保護者に相当な負担がかかっていきます。毎日ではないとはいえ、仕事の調整をしながら送迎するのは大変なことです。

逆に、保護者の負担軽減のため、担当教諭が指導を受ける児童生徒の在籍校に出向くことはできないのでしょうか。

**○江渕学校教育部学務課長**　通級指導教室における他校通級においては、学校間の移動に課題があるところでございますが、一方で、他校の児童を含めた同じ状態の児童をグルーピングすることで効果的な指導につながるといった見方や、他校に行くことで気持ちを切り替えることができる、あるいは、自校の友達に知られることなく指導が受けられるなどの意見もいただいているところでございます。

一方、巡回通級におきましては、通級担当職員への業務負担が大きくなること、また、他校で指導することとなります教員の勤務形態、巡回する人員の確保など、様々な課題があり、現状において実施は難しいものと考えております。

**○中村みなこ委員**　他校に行くことでのメリット、そして、巡回する側の課題もあるということで理解いたしました。

具体的に、西神楽小から神楽小に通わなければならず、保護者が送迎できないから祖父母が送迎していたということがありました。東光小から東町小、高台小から陵雲小、近文小から知新小とか、遠距離通学までには当てはまらないけれども、遠くの学校に通わなくてはならなくて、バスの路線や時間もないとなると保護者の送迎に頼らざるを得ないわけです。

ある学校で、通級指導教室、言葉の教室で特別な指導を受けるよう判断されたのにもかかわらず、どうしても保護者が送迎できずに通級を断念した子がいるとお聞きしたんです。これは本当に大変な問題だと思うわけですが、そういうことがあるということをどのように認識されているのか、そういう子が通えるようにすべきだと思うのですが、見解を伺います。

**○江渕学校教育部学務課長**　学びの場につきましては、本人及び保護者と共通理解を図りながら決定しており、教育委員会が通級指導教室への通級が適切と判断した後に送迎を理由に通級が受けられないと保護者から教育委員会に相談が寄せられた事例については現状を把握しておりませんが、そういった御指摘のような相談があった場合については状況を確認しながら適切に対応してまいります。

**○中村みなこ委員**　そもそも、通学支援の助成といっても使えない制度になっているのではないで

しょうか。交通費の実費負担といってもバス代しか出ません。バスがないから利用できず、車で送迎となったときには何の助成もありません。先ほどの通級を断念した子にはタクシーで通えるように助成するとか、何らかの方法を考えていくべきではないでしょうか。周知の問題より、制度そのものを現実的に使えるものにすべきだと指摘いたしまして、この項目は終わりとさせていただきます。

それでは、最後の項目です。

放課後児童クラブについて質疑させていただきます。

最近、子どもたちの放課後が心配だなと感じています。一昔前の放課後と大きく様変わりして久しい気もしますが、ここ数年でまた変わってきております。以前は、放課後、教室に子どもたち数人でだらだら残って、おしゃべりしていたり、ふざけていたり、そんなときにしか見られない一面やぽろっと出た話が担任としては児童理解を深められ、何より楽しいひとときだったんです。それがいつの間にか帰りの会が終わったらすぐに下校しなければならなくなり、帰宅後にグラウンドに来て遊ぶ子はほとんど見かけなくなりました。

そして、今現在、先生方の仕事の時間を保障するために下校が早められております。これは、小学校では、今までどこも３時半下校、そこから先生方は一応の４５分の休憩時間があり、１５分仕事をして退勤時間となって、空き時間のほとんどない小学校教諭の授業以外の仕事時間を確保するための工夫であり、働き方改革の一環で行われていることなのですが、そのために、朝自習、朝読書に充てられていた１０分をなくしている学校が増えつつあります。さらに、給食後の昼休みをなくして、すぐ５時間目の授業開始、こうなっている学校もあります。そうやって早く下校させることで先生方の時間は確保されますが、子どもたちの増えた放課後はどうなっているのか。

先日、小学校の養護教諭からお聞きしました。早く帰ったら何するのと会う子どもたちに聞いたら、ほとんど１００％がユーチューブを見ると答えるそうなんです。そんな最近の放課後事情の中、放課後児童クラブは子どもたちがよりよい放課後を過ごせるように市として関与できる部分となりますので、そういう視点で質問を進めさせていただきます。

令和６年度の放課後児童クラブ運営費の概要及び決算について伺います。

**○香川子育て支援部子育て支援課長**　放課後児童クラブにつきましては、保護者が就労等により、昼間、家庭にいない児童を対象に、適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図るとともに、保護者が安心して働ける環境を整え、子育てと仕事の両立支援を図ることを目的としており、令和６年度は、予算現額７億５千９８１万円に対し、決算額７億１３７万７千５４５円となっております。

決算額の主な内訳につきましては、施設運営の委託料が６億４千７０６万４千２２３円、会場等の使用料、賃借料に２千９８２万６千９３２円、施設の運営に要する光熱水費等で１千４１７万２千４５４円などとなってございます。

**○中村みなこ委員**　予算額が約７億６千万円なのに対し、決算が７億１００万円ほどということです。決算額がかなり少ないのですが、その理由について御説明ください。

**○香川子育て支援部子育て支援課長**　不用額の主なものは放課後児童クラブ運営業務委託料です。

当初は新規開設５か所を見込んだ予算としておりましたが、実際に開設したクラブは２か所でありましたことから、３か所分が不用となったものであり、その不用額は５千４３５万４千７２８円

となってございます。

**○中村みなこ委員**　それでは次に、現在の定員数と利用人数についてお示しください。

**○香川子育て支援部子育て支援課長**　令和７年１０月１日現在の放課後児童クラブの総数は８４クラブであり、総定員数は３千３３２人、登録児童数は２千６６７人となってございます。

**○中村みなこ委員**　定員３千３００人ほどで、登録は２千６００人ほど、総数で比べるとまだ余裕があるように思われます。それでも、そのクラブによってまちまちです。定員を超えて受け入れているクラブはあるのでしょうか。超えている場合の運営上の問題、定員と受入れ人数に関するルールについてもお示しください。

**○香川子育て支援部子育て支援課長**　放課後児童クラブの定員につきましては、各クラブの居室の広さに応じて設定しておりますが、待機児童を発生させないよう、定員を超えて運営を行っているクラブもございます。

国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、専用区画の面積は児童１人につきおおむね１．６５平方メートル以上でなければならないと規定されており、これを下回ることのないよう、さらに、毎日ではなく、特定曜日は出席しないという児童もおりますので、そうした事情を勘案しながら弾力的な運用を行っているところでございます。

また、運営委託業務における支援員の配置については、さきの国の基準において、１クラブ２名以上としているところ、市の運営規程で、児童数が５０名以上のクラブは３名以上とし、さらに、業務委託の際に児童数が６０名以上のクラブは４名以上配置するものとし、安全な運営が行えるよう配慮しているところでございます。

**○中村みなこ委員**　国の基準より多く配置しているということで、大変すばらしいなと思いました。そして、待機児童を出さないために定員オーバーのところはあるとのことでした。

今は、放課後児童クラブと児童デイサービスを両方利用している子も一定数いて、この曜日とこの曜日はデイサービス、それ以外は放課後児童クラブという通い方をするので、定員数だけ比べて判断はできないということです。

次に、放課後児童クラブの支援員について伺います。

支援員の人数、１クラブ当たりの人数についてお示しください。また、不足している実態はあるのでしょうか。

**○香川子育て支援部子育て支援課長**　令和７年１０月１日現在の支援員の総数は３９１名で、１クラブ当たりの平均は４．７人となっております。

現在のところ、運営事業者には１クラブに２名以上の支援員配置を求める国の基準以上の配置を求めており、事業実施上の人数の不足はないと認識しております。

他方、特別な支援が必要な児童数が年々増え続けているため、クラブによっては支援員の加配が必要な場合がありますが、十分な人数を配置できないことにより、現場の負担感は増していると認識しており、こうした負担の軽減に向けて、業務の効率化や人員の確保等について、運営事業者と協議を行ってまいります。

**○中村みなこ委員**　不足している実態はないけれども、現場の負担感は増しているということでした。

それでは、代替支援員が不足しているという問題は以前からの課題でしたが、今の状況について

伺います。

**○香川子育て支援部子育て支援課長**　代替支援員につきましては、常勤支援員の休暇の際に交代で勤務するほか、夏休み、冬休みなど、長期休暇の際は、朝から開会するため、多くの勤務をしていただく必要がございます。代替支援員のシフト管理は各児童クラブの常勤支援員が行っておりますが、代替支援員個々の都合や通勤手段等の問題もあり、クラブによっては、長期休暇中は特にシフトの管理が困難であるとも聞いておりますことから、負担の軽減に向けて、運営事業者によるシフト管理のフォローや人員の確保等について、運営事業者と協議を行ってございます。

**○中村みなこ委員**　子どもや親のニーズは多様化しており、限られた支援員の人数では対応が困難となります。また、子どもたちの個性や状態に合わせて、対応の仕方など、配慮しなければなりません。学校でのトラブルなどでもやもやとかいらいらを抱えて直行する子どももいます。集まる子どもたちの顔ぶれによっても、日々、対応を変えなければなりません。

それゆえに、職員にも適切な対応が求められることになりますが、支援員の研修はどのように行われているのでしょうか。また、支援員による不適切な対応があった場合の対処はどのようになるのでしょうか。

**○香川子育て支援部子育て支援課長**　支援員の研修につきましては、事業者において、一部、リモートも活用しながら計画的に年間１０回程度行われており、今年度の研修では保護者とのコミュニケーションや個人情報の取扱い、発達障害の理解等の内容で行っているところです。

支援員による不適切な対応により苦情が寄せられた際は、運営事業者より、支援員に対して事実の確認を行い、必要に応じて改善指導を行うことで再発防止に努めております。

**○中村みなこ委員**　年間１０回、内容を変えながらの研修を行って、苦情があれば改善指導を行っているとのことでした。しかし、実際に職員の対応により居心地が悪くなり、退所してしまうという子もいると聞いています。そのあたりの認識と対応について伺います。

**○香川子育て支援部子育て支援課長**　これまでに支援員の対応によって退会された児童がいることは把握しており、退会理由が分かり次第、速やかに運営事業者へ事実確認を行い、当該支援員に対して適切な指導を行うよう指示しておりますが、退会につながる前に改善ができるよう、さきにお答えしました研修で支援員のスキルを上げていくこと、市における現地確認や運営事業者による巡回指導にて現場フォローを継続的に行うなど、安心して利用していただける施設運営を行っていけるよう、引き続き取り組んでまいります。

**○中村みなこ委員**　退会につながる前の改善とありました。そこがポイントだと思いますので、日常のフォローと指導を適切に行っていただきたいと思います。

それでは、次の質問です。

屋外で遊べないクラブがあると聞きました。毎日ではなくても、天気がいい日ですとか、外で体を動かして遊ばせてほしいのにと保護者の方がおっしゃっておりました。実態はどうなっているのでしょうか。

**○香川子育て支援部子育て支援課長**　屋外での活動につきましては、クラブによっては十分に行えていないところがあることは承知しておりますが、各クラブにおける利用児童の状況や設置場所における立地条件も異なりますことから、児童の安全性に最大限に配慮した中で、児童が楽しく安心して過ごすことができるよう、運営事業者と協議を行ってまいります。

**○中村みなこ委員**　今の御答弁に利用児童の状況や設置場所の立地条件とありました。支援員が外への引率をするとなったら、室内に残る方もいなければならなくて、きっと分散してしまうし、安全面が一番のネックになってしまうのだと思います。本来なら、外での活動ができるような支援員数にすることが必要だと思いますが、そういう必要性は認識されていないのか、後回しにされているのかなと思うところです。

隣のまちでは、ぞろぞろ歩いていき、町営プールを利用していましたし、しょっちゅう雪遊びをやっていました。せめて学校のグラウンドとかで遊べるようにすべきだと考えております。

放課後児童クラブは、子ども時代の貴重な時間を費やす場となります。こんな活動をしたい、させたいと思っても、人がいないから、安全面が保障できないから、スペースがないからとなかなかできない現状です。そこをぜひ変えていただきたいと思っておりますが、今後の方向性と取り組むべき事項について伺います。

**○香川子育て支援部子育て支援課長**　令和７年度から、放課後児童クラブの民間への運営委託は２期目となっており、当初、運営委託を行った目的である放課後児童クラブの質的拡充のため、運営内容の把握や課題の改善に向け、都度、運営事業者と協議を行っております。

今後も、児童が楽しく安心して過ごすことができるクラブ運営を目指しながら、こうした目的達成に向けての運営事業者の管理、連携を適切に実施してまいります。

**○中村みなこ委員**　質的拡充はいろいろな可能性が期待できる言葉です。子どもたちの放課後をどうか伸び伸びと過ごせるように変えていってほしいと思います。

適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図るのが目的です。安心、安全に過ごすことに重点が置かれて、適切な遊びの経験をさせられていないのではないかと感じております。それを踏まえて、子どもたちの放課後をどうしていきたいのか、改めて伺います。

**○向井子育て支援部長**　子どもたちの放課後の過ごし方に関する御質問でございます。

近年、子どもの生活をめぐる環境というのは大きく変化してきているものと認識しております。そうした中で、放課後児童クラブの運営改善に関する御意見につきましては、私たち職員も、現地に赴き、それぞれの状況を確認し、適宜、運営事業者と協議をしながら対応してきているところでございます。

放課後児童クラブでは、学校の教室を使うクラブや敷地内の別棟の建物を使うクラブ、また、敷地外の民間施設を借り上げて使用しているクラブなど、それぞれが異なった環境の中で運営をされており、また、いろいろな個性を持った児童が一緒に過ごす中にあって、一様の運営は難しいところではありますが、各クラブにおいて、児童が安全に、そして安心して楽しく過ごすことができるよう、支援員も工夫をしながら運営しているところでございます。

クラブにつきましては、市の運営規程で小学校等と密接に連携して児童の支援に当たらなければならないとされており、小学校の校長、教頭には、それぞれ、主事、主事補としてクラブの運営に関わっていただいているところでございます。

今後も、各学校や運営事業者と連携を取りながら適切な運営を行い、子どもたちが充実した放課後の時間を過ごすことができるよう、私たちも努めていきたいというふうに考えております。

**○中村みなこ委員**　今回は、放課後児童クラブという切り口で、子どもたちの放課後について質問いたしました。

今回、この質問をするに当たり、いろいろ考えていたら、旭川の子どもたちを包括的に見る人、考える人は誰だろうと疑問に思ったんです。学校で休み時間が削られ、思い切り遊ぶ機会が減っています。そして、働き方改革の名の下で早く下校させられる。ついでに言えば、夏場は暑いと学校では外遊びが禁止になる昨今です。学校のプールは、放課後や土日に開放できないところが増え、夏休みですら開放はほんの数日のみ、中には、管理人が見つからず、一切開放しないで水を抜いてしまう学校さえあるんです。そして、子どもたちはというと、ユーチューブ三昧です。

学校で、やれ、授業改善だ、学力テスト対策だ、体力測定のここが落ち込んでいるから、こんな運動を取り入れましょうとやるより、子どものときにすべき体験を充実させるほうがよっぽど体力向上、学力向上になり、健全な発達に結びつくのではないかと私は思っています。

実際、休み時間に思いっ切り鬼ごっこなどをして汗だくになった後の授業では子どもたちの集中力には歴然の差が出ます。だから、校内の研究授業は、３時間目とか５時間目、休み時間の後に設定したりするのは定例だったんです。そういうようなことについて、学校分野とかだけでなく、もっと広く考えるべきではないでしょうか。学校で休み時間に遊ぶ機会が減っているんなら、遊ぶ機会はなくてもいいのか、必要なのか、必要ならそれはどこで補うのか、これはどこの部署も誰も考えていないですよね。

学校では休み時間を減らしているよ、下校が早まっているよ、タブレットを持ち帰るよ、プールは開放していないよ、放課後児童クラブでは危ないから外で活動できないよ、それ以外の子は、居場所がなく、外遊びをしないでユーチューブやオンラインゲームばっかりだよ、いじめ対策だって、いじめは駄目だよとされて、子ども同士が関わることすらなくなりつつあります。こう並べると、相当心配なことだと思うわけです。

旭川の子どもをトータルで考え、心配して、危機感を持って方針を立てたり、対策を考えたり、それは誰がやるのでしょうか。本市では、その役割をする人、部署がないのではないですか。それぞれの分野で、皆さん、子どもたちのためにと最善を尽くされているのはもう重々承知です。ですが、それぞれの分野だけでしか考えていないのではないでしょうか。

働き方改革だと言って、休み時間を削って早く下校するとなりましたが、帰った後の子どもたちのことを学校教育側では考えていませんよねと聞いたら、学校に何を求めているんですかと逆に聞かれました。今の流れの逆を行きますよと課長と次長が来てお話しされていきましたが、まさにそういうことです。それぞれの立場でしか考えないわけです。

放課後のことは学校では考えない。これ以上業務を増やせない事情もありますし、そういうことなんですよ。放課後児童クラブでは、安心、安全を考えれば、外遊びはしなくていいわけです。室内でおとなしく過ごせればよしとするしかない、いじめ対応、対策も認知して早期に対応して解決すればそれでよしとするしかない、そう思っていなくても、現実はそうなっていますよね。

そして、教育予算が少ないということ、これはこういうことだともっと危機感を持つべきです。働き方改革も、児童クラブも、人を増やすのにはお金がかかるけど、日課を変えるのはただです。外さえ行かなければそれで済むし、結局、安上がりなことをして、子どもの経験、子ども同士の活動、関わり合う経験の貧困を生み出しているのではないでしょうか。

皆さん、予算がつかないから仕方ないと思っていますよね。そのしわ寄せが子どもに及んでいるのではないですか。仕方ないで済まされないんだと、旭川の子どもたちのことを考えて声を上げる

のは誰ですか。動くのは誰ですか。市の職員にも市教委にも誰もいない、そんな旭川でいいのかと問いたいと思います。何か、副市長、あればお願いします。

**○中村副市長**　今、中村みなこ委員からの熱い思いといいますか、そういったものは十分伝わりました。私も共感できる部分はあります。

一つの切り口として、旭川で子ども全体を見る者は誰なんですかということがありましたが、非常にこれも大きな問題ではあります。子育て支援部というものをつくったときは、一定程度、そういった思いというのがありましたけれども、現実として、学校現場の教育委員会の在り方に市長部局である子育て支援部が口を出していいのかというような議論だとか、いろんなものがありました。ただ、そういう基本的な考え方というか、一般的に言われていることに甘えてきている部分がもしかしたら我々職員の中にはあったのかなというところがあります。

放課後児童クラブの指導員も、先ほどのとおり、３９１名がいると答えましたけれども、その中にはいろんな考え方の方がいます。思いっ切り子どもを外で遊ばせてあげたいという人もいれば、やはり、安全が第一だという方もいます。

その上で、どうしていくかというのは、先ほどの組織の問題もそうですし、一人一人の指導員に当たる場合もそうなんですけれども、やはり、一つ一つの事象を丁寧に扱っていくということしかないのかなということがあります。

制度としての子育て支援部と教育委員会の在り方をいま一度考え、最終的に責任を持つ、あるいは、そういったことを総合的に考えるところはどうするかということはやっていかなければなりませんけれども、言い方はあれですけども、それに魂を入れていくには、それぞれの担当が丁寧に、子どものためを思った丁寧な対応をしていくという積み上げしかないのかなと思っています。

私も、ずっとこの間、子育て文教の分科会に出ていまして、いろんな委員の方からの思いといいますか、問題、課題を感じています。その一方で、こちらとしてはこういうことをやっているんだけど、全然、それが何もなっていないんだなというもどかしさを感じるところも非常にあります。私自身も、いろんな課題といいますか、なぜそういうことが起きているのか、我々は、こういうつもりで予算をつけ、こういう制度をやっていっているのに、なぜそれが伝わっていかないのか、広がっていかないのか、あるいは、効果は出ていないのか、いま一度、丁寧に考え、その対応を考えていく、改めて対応の改善をしていくということの積み重ねしかないのかなと考えております。

思いというのは非常に伝わっておりますし、委員の皆様のいろいろな御意見等もきっちり受け止めながら対応していきたいと考えております。

**○中村みなこ委員**　以上で私の質疑を全て終わりたいと思います。

**○品田委員長**　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時３８分

---

再開　午前１０時３９分

**○品田委員長**　再開いたします。

御質疑願います。

**○植木委員**　おはようございます。植木だいすけです。

本日は、学校教育部について、副読本、ＩＣＴ教育、そして、小中学校の適正配置に伴っての地

域利用、その中で特認校について伺っていきたいと思っています。

中村みなこさんの切実なというか、本当に思いの籠もった質疑の後で何かちょっと申し訳ないんですけども、今日、私はいものこちゃんのネクタイをしてきました。いものこちゃんが生まれた背景にちょっとだけ触れさせていただきます。

昨年度、まちにち計画が初めて策定されたわけですけれども、そのまちにち計画の報告会が２月にありまして、そのとき、小学校の中学年を受け持っている先生から今どきの小学生は買物公園を知らないんですよという話を聞きまして、我々世代の感覚からすると大変衝撃的だったんですね。

何でそうなのかなと考えると、やっぱり、時代背景があって、思い返すと、私の小学校の頃の副読本は、ページをめくると、しょっぱなが買物公園だったんですよね。当時は、丸井広場があって、ロッテリアが単独の建物で、丸井広場のところにハトがたくさんいて、とうきびワゴンがあって、イベントじゃないのに、人々がうわーっと写真に写っていました。そういったイメージがあったので、でも、今はそういう機能を果たしていないのです。買物公園と言われても、子どもたちからしたら、どこが公園なんだろうというぐらいなんだと思うんですよね。イベントのときだけ、何かあったり、親に連れられて行ったりということなんだと思います。

私は、高校生の頃、買物公園内にある冨貴堂の本屋さんでアルバイトをやっていましたし、社会人になってもまちなかで活動をしていました。あと、父親がずっと買物公園かいわいで自営業で仕事をしていましたので、買物公園に親しみがあるんですね。それはさておき、イベントとは違う軸で何か親しみを持ってもらえる方法はないかなと思い、自分でゆるキャラを考え、デザインしてみたんです。買物公園にちなんだ名前のキャラクターにしようと思って、分解して、「かいものこうえん」から「いものこ」というフレーズを見つけ、つくったのがいものこちゃんです。

知っている人は知っているぐらいのキャラではあるんですけども、知った子どもたちはすごく喜んでくれるんですよね。それが広まることによって親しみにつながっていけばなと思っています。

あと、今日、もう一つの分科会で、午後、あさっぴーの質疑をされる方がいるんですけども、そこでいものこちゃんに触れたいと自ら言ってくれましたし、今日はいものこちゃんデーということでこのネクタイで来ました。

話を戻しますけれども、副読本についてです。

小学３、４年生の中学年になって、学校に慣れてきたら、自分の住んでいる旭川はどんなところなのかを知る上でとても大切な教材であると思っています。私も副読本が好きでよく見ていましたし、地域のことをそれで知っていたんだろうなと思うんです。

今の副読本をお借りして見たんですけれども、郷土のことのほか、歴史、地理、産業、社会のことが網羅的に載っていて、今見てもすごくためになるなと思っています。それを踏まえ、副読本について質疑していきたいと思っております。

それでは、副読本、地域学習に関し、決算内容についてお聞かせください。

**○江渕学校教育部学務課長**　社会科副読本整備費につきましては、小学校社会科副読本「あさひかわ」を小学校３年生及び転入してきた３、４年生に無償で配付するもので、決算額は２７２万７千１２０円となっております。

**○植木委員**　それでは、この副読本の執筆ですとか、編集の体制がどうなっているのかについてもお聞かせください。

**○江渕学校教育部学務課長**　副読本につきましては、学習指導要領の改訂に合わせて内容の見直しを行っており、前回の改訂があった令和元年度においては、市内の小学校の教員１７名で構成いたします編集委員会を設置し、改訂作業に取り組んだところでございます。

**○植木委員**　副読本の最後の奥付に取り組まれた先生方のお名前がありますが、そういった方々で手分けして編集していただいたということですよね。先ほどお伝えしましたとおり、本当にいろんな分野のことが網羅的に載っているわけです。

今の時代、学習に関わっては地域との関わりというのがすごく大事だなと思っています。そういったつながりをつくっていくという視点で、今後も、地域の専門家の方々や地域の活動に取り組んでいるＮＰＯ団体、そして、企業や市民の方々の多様な視点もぜひ取り入れて、協働の編集でも何かしらを取り入れて進めていただけたらと感じたところです。

掲載の内容については指針があるのでしょうか、その点についてお聞かせください。

**○中山学校教育部教育指導課主幹**　小学校第３、第４学年を対象とした社会科副読本「あさひかわ」につきましては、学習指導要領に基づき、身近な地域について学ぶことを通して本市について理解を深め、郷土への愛着と誇りを育むことを目的として作成しております。

掲載内容につきましては、教科書を参考として、本市の地理や歴史、産業をはじめ、アイヌ文化や国際交流など、幅広く取り扱うこととし、写真やイラスト、グラフを交えながら児童が本市の特色やよさを分かりやすく理解できるよう工夫しております。

**○植木委員**　副読本のページをめくると、市民憲章から始まっているんですよね。市役所の前にも市民憲章はありますけれども、そういったところからスタートをするということかと思います。

中を見ていくと、構成として、つかむ、調べる、まとめる、生かすというサイクルで学習していくようになっており、小学校の課程の中でいろんな授業に生かされていくような仕組みとなっておりました。

では、この副読本の活用状況をお聞かせください。

**○中山学校教育部教育指導課主幹**　小学校社会科の学習において、第３学年では、地域産業と消費生活の様子、地域の様子の変わりについて、第４学年では、地理的環境の特色、自然災害から地域の安全を守るための活動、地域の伝統と文化や地域の発展に尽くした先人の働きについて、副読本「あさひかわ」を活用して学習を行っております。

児童の発達段階に応じて、写真や統計など、具体的な地域の情報を通して調査を行うことが大切であり、第５学年、第６学年におきましても総合的な学習において地域課題を探究する際に参考資料として活用されております。

**○植木委員**　そして、今どきの地域のことを知るという上では、私はデジタル市史の質疑を春にしたことがあるんですけれども、そういった本の教材プラスアルファで、今どきの学習の仕方、ツールがあるかと思います。そういったものの活用をどのようにされているのか、デジタルコンテンツの活用状況をお聞かせください。

**○中山学校教育部教育指導課主幹**　地域学習におけるデジタルコンテンツにつきましては、旭川市図書館の「ちょっと昔の旭川」における昭和３０年代から４０年代の本市の駅前や平和通など、中心部の町並みの様子といった写真資料の閲覧をはじめ、インターネット上の北海道や旭川に関する資料を活用しております。

旭川市史デジタルアーカイブのウェブサイトにつきましては教育現場に活用できるコンテンツを整備すると伺っていることから、今後、地域学習での活用について周知を図ってまいります。

**○植木委員**　副読本には本としてのよさが当然ありますし、デジタルにはデジタルのよさがあるということで、それぞれのよさを使って活用していただく授業、取組を期待しております。

やはり、まちを教材に学ぶということが大事だと思います。商店街ですとか、地元企業、福祉施設、ＮＰＯなどが授業に協力するような仕組み、機会をどのように確保しているのか、確保できているのかについてお聞かせください。

**○中山学校教育部教育指導課主幹**　本市におきましては、地域の豊かな自然や多様な人材、施設などを活用した体験活動等から、児童生徒が自分のよさを知り、自己の将来や社会づくりに生かすことができるよう、人材や地域のリストを作成し、地域の方々に協力していただく機会を確保しているところでございます。

**○植木委員**　そういった人材や施設のリストを作成している、コミュニティースクールとか、そういったいろんなつながりが社会にできている中、そういったものを活用し、学校の授業でクラスとして触れ合う機会があるということでありました。

今、少子化の中で、地域の方とつながる場面は私たちの子どもの頃と比べると減ってきています。ですから、商店街やＮＰＯのところに出向いていって生の体験をする機会はあればあるほどいいなと思っております。そういった部分は強化していただきたいと考えております。

そして、そういった現場というか、まちで学んだことを子どもたちが発表し、その発表結果を関わった大人たちが知る、そういった還元するまちづくりに生かしていく必要があるかと思います。そういった生かしていることがあればお聞かせください。

**○工藤学校教育部教育指導課長**　小学校で生活科のまち探検や社会科の校外学習の機会などで地域の方を講師とした授業を実施するほか、中学校では、地域の職場に伺いまして、働く意義ややりがいを学ぶ職業体験を実施するなど、地域資源を教材にした学習を展開しております。

各学校では、学習の実施後、作文やレポートにまとめることやお世話になった方々への礼状を作成することなど、自己の学びを振り返る活動を行っており、こうした取組を通じまして児童生徒の地域への愛着が深まり、地域社会の一員としての自覚や貢献意欲が高まっていくことがよりよいまちづくりに資するものと考えております。

**○植木委員**　学習の成果を学校内にとどめずに地域で共有をして発表する機会を設けることで、学びが次のまちの発展、動かす力になっていくと思っています。将来を担う子どもたちが感じたこと、地域の課題や魅力を自らの言葉で発信し、それを大人が受け止める、そんな世代を超えた連携のあるまちづくりこそ、教育に必要な形だなと思っております。

伺うと、１０年に１度ぐらいの改訂ということで、数年後に改訂が見込まれているということなんですけれども、この１０年を振り返ると、コロナ禍があったり、旭川もどんどん変わっていっていると思います。

例えば、デザイン都市としての取組はまちをがらっと変える要素でもあります。そして、醸造文化です。この週末に三番舘で醸造のイベントがあるようです。あるいは、まちにち計画とか、ＳＤＧｓの取組とかで社会が日々変わっていまして、これはそれだけ旭川が努力しているということだと思います。

将来の旭川を担う子どもたちのためにそういったいろんな取組をやっているわけで、改訂においてはそういった新しい旭川の魅力も取り入れていただいて、フォーカスしていただいて、３年生から始まる社会科の学びを通じて、先ほど言ったつかむ、調べる、まとめる、生かすという学びのサイクルを子どもたちが身につけていただけたらと思っています。

紙の教材にとどまらず、体験、そして、デジタルの活用など、地域の連携を含めた立体的な学びの副読本として引き続き進化することを期待しております。

では、副読本については終了しまして、今、デジタルの話もありましたので、ＩＣＴの教育についても伺ってまいります。

ＧＩＧＡスクールが始まって一定の年数がたちました。当初はかなり試行錯誤があったんだろうと思いますけれども、年を重ねることによって先生方もどうやって使ったらいいのかというような悩みの域からは脱したと思いますし、今、日常的に授業で活用するということが積み重ねられているというふうに伺っております。

１人１台の端末が当たるような時代ですが、それを使うことが目的ではなく、どのように活用していくのか、生かしていくのか、それぞれの児童生徒がその端末を使ってどういったことをするのかが大事な部分で、学びを変えていくためのきっかけであったかと思っております。

それでは、その現状と課題を確認していきたいと思いますが、学校ＩＣＴ環境整備事業の決算状況をお聞かせください。

**○成田学校教育部学務課学校ＩＣＴ担当課長**　令和６年度の学校ＩＣＴ環境整備費の決算状況についてでありますが、教育用ネットワーク通信の利用料２千６８６万２千円、１人１台端末の運用管理に係る委託料１千２８７万２千６４０円、教材及び授業支援ソフトウエアの使用料２千１５０万２千３６０円、１人１台端末のフィルタリングソフトの使用料１千２２万６千４９６円など、合計８千３８１万３千４０９円を執行しております。

**○植木委員**　こういった環境については、しっかりとベンダーさんがついていて、運用については特段問題のない状況かと思っています。

決算ではないですけども、これからデバイスのリプレースがあり、ｉＰａｄからクロームＯＳになるということでありました。活用しているＯＳが何であれ、活用している仕組み自体はそのまま継続させるということであるので、大きな混乱は今後もないのかなというふうに感じております。

今、１人１台の端末が当たっていますが、その活用実態について伺います。

どのように活用実態を把握しているのか、また、児童生徒自らが端末を活用するような取組につながっているのか、この部分についてお聞かせください。

**○成田学校教育部学務課学校ＩＣＴ担当課長**　１人１台端末の活用状況についてですが、旭川市学校教育情報化推進計画の推進に当たり、児童生徒の情報活用に関する状況の把握を目的として、小学校第５学年及び中学校第２学年の児童生徒を対象に、１年に１回、情報活用能力に関するアンケートを実施しております。

令和６年度のアンケートの結果につきましては、コンピューターの操作やインターネット検索など、基本的な使用方法は小中学校ともに高い水準で定着しておりますが、表やグラフを作る活動については、中学校で肯定的な回答が前年度と比較して増加しているものの、小学校では減少していることから、小学校におけるこの分野の指導の充実が必要であると捉えております。

一方、調べ学習においては、できるだけ多くの情報を集めてから自分の探していることを見つけるようにしている、学習課題についてはいろいろな面から考えたり、自分なりの考えを持つようにしているとの質問に対する肯定的な回答が小中学校ともに増加していることから、児童生徒が自ら考え、端末を活用する場面が増えてきているものと考えております。

**○植木委員**　アンケートでそういった傾向が出ているということでありまして、自分の考えを持つことにつながっているという肯定的な回答があったということでありましたけれども、実際の授業の現場では、使えることから、いかに使いこなすか、あくまでツールですので、自分の道具として使いこなすことに昇華させることが大切であると思っています。

次に、利用頻度にも関わりますけども、児童生徒の創造的な活用度をより進められたらと思っています。例えば、単なる検索とか発表資料の作成というのも、子どもたちはきっかけを与えるとどんどんどんどん自分でできるようになると思います。その中で、自分の考えを整理したり、発信したり、デジタルはコラボレーションがすごく得意な分野なので、共有して何かをつくり上げるということに発展させられたらなと考えております。

また、ホームページとかでも公開されているリーディングＤＸの先生方のレベルがどうなのかなと思ったんですけれども、ウェブでも公開されていますけれども、モデル学校の研修を通し、先生方も切磋琢磨しているというか、今どきの研究をしながら連携を取っている、そして、学校間とか先生間の格差をなくすような取組もしているということでありますので、今後についても期待しております。

その中で大事になってくるのが情報モラルです。

今、スマートフォンを当たり前に持つような時代で、小学生も途中の学年もしくは中学生になったタイミングでスマートフォンを持つんだと思うんですけれども、日常的にＳＮＳとかインターネットと関わるようになっています。でも、一歩間違うとトラブルになったり、ＳＮＳでの炎上になります。あるいは、詐欺サイトだったり、ネットの世界ではいろんな判断が必要になる場面があるんですけれども、やっぱり、子どもたちは社会的な経験が少ないことによって意図せずにそういったところにつながってしまう可能性もあります。

正しく使うことによって価値があるものになりますけれども、そういった危険性について、学校では情報モラル教育をどのように進めているのか、お聞かせください。

**○工藤学校教育部教育指導課長**　ただいま委員の御質問にもございましたように、特殊詐欺ですとか、迷惑行為、オンラインカジノなど、スマートフォンやタブレット等の使用による様々な問題が全国的に発生している状況に鑑みまして、児童生徒がインターネットを適切に活用することができるよう、情報モラルに関わる教育の推進が重要であると考えておりますことから、これまでも、旭川市学校教育情報化推進計画を踏まえまして、児童生徒の学年等に応じて情報モラルの育成に向けた指導を系統的に行っているところであり、今年度はそれらに加えまして動画教材を活用した学習を実施しております。

また、令和５年度より、全ての学校におきまして、警察によるＳＮＳ等における犯罪の被害や加害の防止等に向けた非行防止教室を開催しているほか、学校の実情に応じまして、その他専門的な知識を有する方を講師とした取組を行うなど、学校教育全体を通じ、情報モラルの育成に取り組んでいるところであります。

今後も、学校訪問等を通じまして各学校の取組への指導助言を行うほか、警察等の関係機関との連携体制につきましても一層の推進に努めながら、児童生徒の指導の充実を図ってまいります。

**○植木委員**　そういった情報モラル教育が行うことによって危険性を回避できると。そして、お父さん、お母さんがスマホを使っていますので、気をつけようというようなことに御家庭でもなってくるかと思います。

今、ＩＣＴ教育について伺ってきましたけれども、これは定着して今後も続けていくものであろうと思います。でも、私は、パソコンとかタブレットとか、デジタルを使うことによっていろんな可能性が生まれると思っています。児童生徒の探究心を養うことにもなりますし、プログラミング教育、そして、本市が取り組んでいるデザイン思考においては問題解決の一つの手がかり、方法になろうかと思っています。

子どもたちがそういった考え方に触れることによって、本市が積極的に進めているまちづくりにもつながっていきますし、子どもたちの創造性を引き出す柔軟なカリキュラムづくりにもつながっていくと思っていますので、引き続き端末の積極的な活用促進を進めていただきたいと思っております。

アナログにはアナログの手法による魅力があるんですけれども、デジタルを使うことによって今までできなかった自己表現、自己実現につなげることも可能でありますので、生徒の創造力を養って、発信する力によって、クリエーティブな活動、コミュニケーションによって、そこからまた新たなものが生まれると。そして、先ほどもちょっと言いましたけれども、旭川大学の新学部はそういったことも意識した学部になっていると思いますので、大変期待しているところであります。

今後も、ＩＣＴ活用によって旭川の子どもたちが生き生きと学習に生かすことができるようになることを期待しまして、この項目を終えさせていただきます。

それでは、学校教育部への最後の項目として、小中学校の適正配置についてです。

統廃合、そして、通学区域の調整があろうかと思いますが、そこについて伺っていきたいと思っております。

本市でも、少子化によって児童生徒数が減っているということで、昨年、対象となる学校の地域の方々への説明会があったかと思います。私も参加してみたんですけれども、その中で出てきたお話も織り交ぜて進めていきたいと思っております。

小学校の適正配置について、どのような考え方で取組を進めてきているのか、また、令和６年度の取組状況についてお聞かせください。

**○小松学校教育部教育政策課適正配置担当課長**　本市では、少子化により児童生徒数の減少や学校の小規模化が進行する中、平成２７年度に令和１１年度までの１５年間を期間とした旭川市立小・中学校適正配置計画を策定し、統廃合により学校の規模を一定規模に確保することで児童生徒にとって望ましい持続可能な教育環境が実現するよう取り組んでまいりました。

令和６年度の事業概要につきましては、本計画が第２期の最終年度であったことから、有識者、学校関係者、公募の市民等を委員とした旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会を設置し、第３期計画改定についての意見をいただいたほか、パブリックコメントにより素案に対する市民の意見をいただき、改定案を作成し、通学区域の見直し及び統廃合対象校を整理したところです。

**○植木委員**　今、第３期に向けた改定についての取組をしているということでありました。ウェブ

でも載っていますし、パブコメの内容とかそのときの意見なども掲載されております。

小中学校の適正配置において統廃合が検討されていて、小規模校と過小規模校というカテゴリーがあるかと思いますけれども、その状況についてお聞かせください。

**○小松学校教育部教育政策課適正配置担当課長**　第３期計画では、児童数が１００人以下の小規模校である永山東小学校、新町小学校、学級数が５クラス以下の過小規模校である雨紛小学校、正和小学校、近文第２小学校、大町小学校、日章小学校の合わせて７校を統廃合対象校として整理いたしました。

これら統廃合対象校７校に対する現在の状況ですが、計画が第３期に入ったことに伴い、今年５月、６月に、対象校全てで保護者や地域の方などを対象に第３期計画について説明会を実施したほか、統廃合について検討するために学校ごとに保護者などと協議を継続しております。

**○植木委員**　先ほどもありましたとおり、１５年計画の第３期目ということで、１５年と見たときのいわゆる集大成の期なのではないかというふうに捉えられる部分もあろうかと思います。

今出てきた学校の統廃合について、第３期をめどに統廃合を決定するのかと市民やその地域の方々から心配の声が上がっておりますが、そのあたりはどうなのか、お聞かせください。

**○小松学校教育部教育政策課適正配置担当課長**　適正配置につきましては、保護者や地域の方の理解を得ながら計画期間内での実現を目指そうとするものであり、引き続き、対象校の保護者や地域と協議を重ね、保護者や地域の方へ丁寧な説明を行い、計画期間内に統廃合への理解を得るよう取り組んでまいります。

**○植木委員**　説明会においても、市の方針としては、やはり、学校を維持するにはすごく多額のお金がかかってしまう、そして、財政的な部分に直結するものであるというところがある一方、その学校があることによって地域とのつながりが、あるいは、学校がなくなってしまうと地域の力が落ちてしまうというような危惧を持っている方がたくさんいらっしゃいました。その中で、今御答弁いただきましたけれども、決定事項ではないと。協議を重ねて、在り方を検討していくということであろうかと理解しております。

私も人口減少とかの問題に関心を持って取り組んでいると言うと言い過ぎですけども、関心を持っているわけですけれども、そういった地域の在り方といいますか、小規模多機能自治という考え方では、地域の学校を活用し、学校を拠点としたまちづくり、地域づくりをという考え方も片やあるわけです。そういった地域が必要としている機能を学校に持たせる、学校にというか、学校の空いたスペースを活用してということになろうかと思いますけれども、そういった活用の方法でうまくいっている自治体もあるわけです。

そこで、活用の何か見通しというか、めどがあるのかどうかについてお話を伺っていきます。

現在、小学校の体育館を開放し、スポーツ関係で利用されるということは日常的にあろうかと思います。学校の体育館は使い勝手がいいので、そこを使ってスポーツをやる、練習をするという場面があるかと思います。

まず、そういったことについて伺っていきたいんですが、学校施設の地域利用はどういったケースであればできるのか、お聞かせください。

**○板東学校教育部学校施設課長**　学校施設の目的外使用については、地方自治法及び学校教育法において、その用途または目的を妨げない限度において、また、学校教育上、支障のない限りにおい

て、学校の施設を社会教育その他の公共のために利用させることができると規定されております。したがいまして、本市においても、学校施設を利用する者の実態、使用形態、地域の実情などを総合的に判断して許可しており、例を挙げますと、スポーツ少年団の活動、町内会主催の盆踊り、近隣の保育所の運動会等に使用許可を出しております。

**○植木委員**　例を挙げていただきまして、スポーツの練習だとか活動のほかに、町内会の主催の盆踊りや運動会、保育所の運動会等に使用許可を出しているということで、そういった範疇であれば利用ができるということでありました。

そうしますと、適正配置に関わり、過小規模校、小規模校がありますけれども、そういった場所を一時的なものではなくて地域のコミュニティー施設にリニューアルといいますか、置き換えて、そういった施設として併設したりするような利活用というのは可能なのかどうか、見解をお聞かせください。

**○板東学校教育部学校施設課長**　学校施設における地域コミュニティー施設としての利活用につきましては、他都市において、公民館等との複合施設として整備している事例があることを認識しております。

学校施設と地域コミュニティー施設の複合化については、各施設専用の出入口の設置、児童生徒及び学校関係者以外の住民との動線の完全分離、校内への防犯カメラ設置など、学校を安全に運営するためには大規模な改修を要することから、現時点では課題が多いものと認識しております。

**○植木委員**　御答弁はいただきましたけれども、文科省では、その中で余裕教室という考え方があります。これは今に始まったことではなくて、２０年前くらいのもので、前からそういった活動を進めている地域もあります。余った教室を地域の子育て支援の施設として活用したり、防災のための倉庫として活用したり、もしくは、文化的な活動、埋蔵文化財のセンターとかですが、学校教育以外で優先的に活用を図るものとして、文科省が策定している平成５年の余裕教室活用指針というようなものがあるようで、そういった活用の用途も考えられるのかなと思います。

実際にやるとなると、相当な取組となるというか、クリアしなければならないハードルがあるということではありますけれども、学校を地域のために残したいという地域の方々の思いに応えようと思ったとき、そういった方法もあるのではないかと考えております。

今後、学校、地域、家庭、行政が連携、協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていくことを目的とした地域総合拠点、そういった活用の仕方も検討していけたらと思っておりますが、これについては時期を改めてお聞かせいただければと考えております。

地域における説明会の中で時々意見が上がるんですけれども、学校を残すという中で特認校という仕組みがありますよね。特認校の形にして残すことができないのかといった要望が見受けられるわけですけれども、特認校が旭川に何校かある中で、特認校に関わる支出、決算内容をお示しください。また、特認校であることで何か特別な予算が必要となってくるのかについてもお聞かせください。

**○江渕学校教育部学務課長**　本市では、小学校１校、小中併置校１校を特認校に指定しており、学校運営や施設の維持管理に係る経費につきましては通常の学校と同様でございます。

**○植木委員**　特別なお金はかからない、普通の学校と同じだということでありました。

現在、旭川市における特認校はどこの学校なのか。生徒数、職員数、運営状況についてもお聞か

せください。

**○江渕学校教育部学務課長**　本市では、特認校として神居町富沢にある富沢小学校を昭和６１年に、小中併置校では東旭川町東桜岡にある旭川第５小学校、桜岡中学校を平成２年にそれぞれ指定しております。

令和６年度の富沢小学校の児童数は２７人で教職員数は７人、旭川第５小学校の児童数は１４人で教職員数は７人、桜岡中学校の生徒数は２７人で教職員数は９人となっております。

**○植木委員**　人数をお聞かせいただきました。過小規模校と呼ばれる学校もそれぐらいの児童生徒数になるような状況も見えてきていますので、そういったところでは特段違いはないのかなということでありました。

特認校制度ではどうすることによって特認校になるのかという疑問が出てくるんですけれども、まず、特認校制度を取り入れた背景と特認校であることによる意義と特徴についてお聞かせください。

**○江渕学校教育部学務課長**　就学すべき学校については、居住する住所から指定されることが通常であり、本市においても原則として市が定める通学区域の学校に入学を指定しております。

このような中、本市では、郊外に位置する小規模校において、自然と触れ合う中で豊かな心とたくましい体を育てたいという保護者の希望がある場合に、一定の条件の下、通学区域に関係なく就学を認めており、各学校においてはそれぞれ特色のある教育活動を展開しているところでございます。

**○植木委員**　次に、特認校のメリット、デメリットについてもお聞かせください。

**○江渕学校教育部学務課長**　特認校制は、豊かな自然の中で子どもを学ばせたいという保護者の思いに応えることができるほか、地域の活性化につながることがメリットであると考えているところでございます。

一方、登下校時の安全確保のため、保護者の送迎を原則としていることによります保護者への負担、また、通学範囲が広くなることによります教員への負担のほか、小規模校において手厚い支援を期待する児童生徒が入学を希望するケースが増えてきていることなどの課題もあると認識しております。

**○植木委員**　地域の方々から特認校として残す道はないのかというような要望が出ていますけれども、どうすることによって指定がされるのかです。

先ほどお話がありましたとおり、昭和６１年と大分前に遡ります。そして、平成２年に指定されたという背景があるわけですが、指定される要件、そして、判断、考慮する要素があればお聞かせください。

**○江渕学校教育部学務課長**　特認校の指定に当たりましては、特段の制約や定めはなく、学校選択制のタイプの一形態として、これまで、本市の特色を踏まえ、保護者や地域住民の皆様と意見交換を重ねながら指定してきたものでございます。

**○植木委員**　学校選択制のタイプの一形態だということで、特段の制約や定めはないという御回答でした。

その中で、自然の豊かな地域の学校において、そういった特色を生かした中で学ばせたいという親御さん、保護者の方々の思いに応えようという意図があったのかなというふうに思います。

特定の学校を特認校に指定するということについて定めがない中で、学校選択制、特認校の学校を置くことの必要性は誰がどのように考えるのか、お聞かせください。

**○江渕学校教育部学務課長**　人口減少や少子化の進展が著しい中、新たな教育課題や多様化するニーズへの対応が求められており、学校選択制の一つである特認校の在り方や必要性についても、保護者や地域住民の皆様から意見を伺いながら、様々な検討を進めていく必要があるものと考えております。

**○植木委員**　今、廃校の対象となり得る学校が５つある中、特認校への期待を持っている状態であります。何とか、その気持ちに寄り添う、お応えをするために何とかならないかなと思う一方、いろんな状況があり、特認校として残すにもハードルがあろうかと思います。地域の理解とか、協力とか、そういったもの一つ一つの積み重ねかなと思っています。

先ほどちょっと触れましたけれども、アンケートを読むと、その学校、学校の生の声が聞けるわけなんですけども、やっぱり特色があるんだなとよく分かるんですよね。ここの学校はこういうことに力を込めているといいますか、思いを込めているというのがあって、学校によって特色があると思っています。

私が統廃合の質疑をするに当たって、知り合いに聞いてみたところ、過小規模校の対象の地域に住んでいる方なんですけども、きょうだい２人で全く性格が違っていると。たくさんの児童生徒がいるところで本当に生き生きする子もいれば、もう一人は、全くそうではなくて、小さい規模の中で先生と触れ合ったり、仲よくなったり、その同じ学校の生徒と仲よくなる、大きいところは苦手だという方もいるということでした。やはり、大きい学校には大きいなりのメリットが、そして、小さい学校には小さいなりのメリットがあるんだなというふうに感じました。そして、小さい学校のよさを実感している人たちはその学校を何とか残したいと思っているわけです。

また、現在の特認校の特色となっている自然という要素が本当に必要なのかどうかです。例えばですけれども、別なスタイルとして、市街地における特認校のモデルケースというものがあってもいいのではないかというふうに感じました。

まちなかであれば、交通の便がいいので、自分で交通機関に乗って通う、小規模ながらも、そういった地域の方との触れ合いのある学校、そういった地域の人たちが応援している学校というのも一つの形であろうと思います。

そういったことも含め、市街地における特認校のモデルケースについて見解をお聞かせください。

**○坂本学校教育部長**　通学区域に関係なく就学を可能とする学校選択制については、自由選択制ですとか、特認校制など、先ほど担当課長から答弁したとおり、幾つかのタイプがございます。本市においては、こうした制度を活用して、昭和６１年、平成２年に、自然に恵まれた郊外にある学校を特認校に指定して特色ある教育活動に取り組んできたところであります。

地域資源を活用した特色ある教育活動の推進に当たっては、社会経済環境の変化や技術革新などに応じて国の方針も変わってきておりますので、様々な形態を念頭に置きながら、特認校の在り方についても検討を進めてまいりたいと考えております。

**○植木委員**　御答弁をありがとうございます。

今まで適正化における学校施設の在り方について伺ってきましたけれども、統廃合の対象となっている学校に通う児童生徒の保護者、あるいは、子どもたちを通わせているわけではないけれども、

学校に関わってきた地域住民として地域力を発揮してきたという部分があります。

特認校として学校の存続を期待する声というのは一定数ありまして、それで何とかこの地域を守っていきたい、小学校があることによっての地域の活性化というお話もありましたけれども、今後の人口減少の中であっても守っていきたいというような思いがあります。

このような背景を踏まえまして、特認校の今後の在り方について、教育長、見解をお聞かせください。

**○野﨑教育長**　ただいま御質問いただきましたが、統廃合も含め、第３期の適正配置計画に関わり、今回、地域での説明会を進めてきたところであります。

このような中、統廃合対象校の保護者や地域からは、特認校として学校を存続させることはできないかというふうなお声をいただいていることは承知しているところであります。

学校というのは、やっぱり、地域においてはシンボルであり、できれば学校を残してほしいという思いはそれぞれの地域で持っているのかなと思っております。そんな中で特認校はというお話をいただいているわけですが、自然の中で学ばせたいという現在の特認校は、先ほど昭和６１年からということで、４０年が経過しているところであります。

この間、人口減少や少子化が著しく進展をしておりますし、学びの在り方といいますか、物を学んでいくという在り方が知識の習得から自分で学びに向かっていくというような形へと変わってきています。教育の在り方も変わっているし、教育に関するニーズも多様化しているところであります。

このように、この４０年で環境が変化しているということでありますので、先ほど部長からも答弁がありましたように、特認校の在り方や必要性について、冒頭に委員からもお話があったように、財政的な見地を片方では念頭に置きながらとなりますけれども、このたびの説明会でいただいている保護者や地域の皆様からの意見も参考にしながら考え方を検討し、整理していく必要性が出てきているのかなというふうに考えているところであります。

**○植木委員**　御答弁をありがとうございます。

都心部とかに行くと通学区域が関係のない学校の在り方もあるというふうに聞いています。そういった形で、今までに話もありましたけども、現代的な解決の仕方があるのかなというふうに考えております。それをモデルケースとして、今後、人口減少社会がまだまだ続く中、市街地におけるそういった特認校の仕組みを何とか模索していけたらなと考えております。

私からの質疑はこちらで終了となりますが、今後も地域住民の方々としっかりと意見交換を重ねていただけたらと思います。

**○品田委員長**　少し早いですが、休憩に入ることでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

**○品田委員長**　暫時休憩します。

休憩　午前１１時３３分

---

再開　午後　１　時００分

**○笠井副委員長**　再開いたします。

御質疑願います。

**○横山委員**　それでは、残りが大体２時間ぐらいありますので、そこまではかからないかなと思いますが、子育て支援部、社会教育部、学校教育部ということで質疑をさせていただきたいと思います。

まず、子育て支援部に特別支援保育事業補助金について質問します。

これまで何度か小中学校の特別支援学級在籍の児童生徒急増の問題、それによる学校現場の混乱の状況等について取り上げてきたのですが、その原因の一つが乳幼児健診などを通じた障害特性の早期発見、早期対応が求められているということがあるのではないかというような指摘をさせていただきました。

昨年の予算等審査特別委員会の分科会でも保育事業に関わって質問をさせていただきました。就学段階だけではなく、保育園の選択段階から、障害を持つお子さんの保護者は様々な壁にぶつかっているというお話を伺っています。

時代はといいますか、世の中は、障害のあるなしにかかわらず、みんな一緒に育つことを目指す共生社会の実現を目指しているわけですので、そうした早期の対応ですとか、医療機関の診断ではなくて、どの子も地域の保育施設で育っていくことを保障するということを目指すべきだと思っています。

繰り返しますが、昨年度の予算等審査特別委員会の分科会では、この補助金の活用を通して、どの子も地域の施設で受け入れる体制をつくる、その結果、同じ場で共に育つ、共に学ぶということを市として保障していく、就学後も一貫してその考えの下で子どもたちの育ちを支える、機能訓練や社会適応など、障害児だけが努力や成長をより求められる医学モデルではなくて、その子どもをありのままに受け入れ、社会の側が変容する社会モデル、人権モデルへの移行を進めるということが必要であることも述べてきたと思います。

そういう問題意識の中、昨年度の特別支援保育事業補助金の概要と決算について、まず、御説明をいただきたいと思います。

**○島子育て支援部こども保育課保育推進担当課長**　特別支援保育事業補助金につきましては、特別な支援を要する児童が安心して保育や教育を受けられるよう、保育士の加配などに要する経費を補助するものです。

補助の対象は、市内の認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業で４６施設を対象としております。

保育士などの配置基準及び補助基準額につきましては、児童の障害の程度により設定しており、令和６年度におきましては、４６施設のうち、実際に受入れを行った４４施設に対して、合計１億６千１９０万２０２円の補助金を交付しております。

**○横山委員**　ただいま、４６施設を対象にしていて、実際に４４施設で受入れを行っているという答弁がありました。

それでは、実際に受け入れる側の審査、また、それまでの様々な手続等についてはどのようになっているのか、また、子どもや保護者の利用状況はどのようになっているのか、これについても御説明をいただきたいと思います。

**○島子育て支援部こども保育課保育推進担当課長**　本事業の体制につきましては、保護者からの申請を受けて市職員が園に赴き、児童の保育観察を行い、職員及び園長、また、保育士等で構成する

審査会で協議の上、利用を決定しております。

利用状況といたしましては、相談件数が増加傾向となっておりまして、受入れをする園についても令和６年度は前年度と比較して３園の増となっております。

また、対象施設においては定員数を設けておりますが、定員を上回る受入れを行っている園も多く、全体の定員１６２人に対し、実際の利用人数は１９７人となっており、発達支援や加配保育士の配置に関するニーズの高まりを受けて本事業の利用も年々増加している状況となっております。

**○横山委員**　審査会での協議の上、利用決定ということなので、一定のハードルはあると思いますが、それでも結果的には多くの施設で支援の必要な子どもたちが受け入れられて、少しずつ拡大しているということも分かりました。

また、現在は保育士不足の中で各施設も非常に苦しい状況だと思いますが、努力されていることについても敬意を表したいなと思います。

ただ一方で、増え続けているニーズにこのような体制で継続をしていけるのかどうか、将来的に心配なところがあります。学校もそういったことで様々な混乱にぶち当たっているところもあると思いますので、その辺の懸念についても指摘をしておきたいと思います。

また、審査会での協議の上で利用決定ということなので、一方で断られるケースはないのか。

それから、案内等では集団保育が可能なお子さんは受け入れるみたいな書き方をされているようなものもあるということで、昨日、市内で発行された雑誌にもそのような掲載がされていました。私も何年か前に相談を受けたことがありましたが、なかなか受け入れてもらえない、そういう施設がなかなか近くにないというような実態もかつてはあったのですけども、現在、そのようなことはないのかどうかについても心配なところがあります。

細かい部分、これからの部分についてはまた別の機会で検証していきたいと思いますが、そういったことも含めて、この事業について課題はないのか、今後の見通しも含めて伺いたいと思います。

**○島子育て支援部こども保育課保育推進担当課長**　本事業の課題といたしましては、障害のあるお子さんや発達に特別な支援を要するお子さんの受入れが年々増加しており、現場の保育士の負担が大きくなっていることが挙げられます。

また、対象児童の障害の程度の違いにより支援内容も多様化していることから、園ごとに支援体制や職員の経験に差が生じている点も課題と認識しております。

加えて、特別支援保育に対応する施設の数が頭打ち傾向となっており、受入れ拡大に向けて保育施設への支援体制を強化し、地域における保育の質の向上を図っていくことが重要であると考えております。

今年度からは、旭川市保育センターが本事業を所管しており、保育士資格を有する職員が観察保育や審査会の場で各園の困り事に助言を行うなど、現場に寄り添った伴走支援を進めております。

今後は、特別支援保育の実施が難しい園に対して課題の把握や支援策の検討を進めるほか、他園の取組事例を共有しながら園同士の連携を強化するとともに、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが質の高い保育を受けられるよう、引き続き保育体制の充実に向けた支援を行っていきたいと考えております。

**○横山委員**　私としては、まだまだこれは途上の事業で、今後、全ての施設で全ての子どもが受け入れられる体制をつくる、それを目指す必要があると思います。そのためには、各施設で働く保育

士の皆さんの子どもに対する考え方がフルインクルーシブでなければならないのではないかなというふうに考えています。

市の保育センターが、そういった考えの、また、支援の中核としても期待されていると思います。保育所の待遇改善なども含めて、今後の保育体制の充実をぜひ図っていただきたいということを指摘して、これについての質問を終わらせていただきます。

続きまして、社会教育部に、アイヌ施策推進費を中心とした、いわゆるアイヌ施策に関わる様々な予算執行について、何点か伺いたいと思います。

毎年、予算、決算で取り上げていることで、経年の経過をずっと見ていくという意味もありますので、今回も事業の検証させていただきたいと思います。

国の交付金活用も含めた旭川市のアイヌ施策推進計画とその事業の概要、決算状況について、まず、御説明をいただきたいと思います。

**○坂本社会教育部文化振興課長**　本市のアイヌ施策の推進に当たっては、アイヌ施策推進地域計画に基づき、国のアイヌ政策推進交付金を活用し、文化振興、地域・産業振興、コミュニティ活動支援の各種事業を実施しているほか、アイヌ施策推進基金を活用した事業についても実施しております。

令和６年度のアイヌ施策推進費の主な内容のうち、交付金を活用した事業としましては、小中学生を対象としたアイヌの歴史や文化を学び体験する学習プログラムの実施費として１６６万９千８４８円、アイヌ文化をテーマごとに紹介する小冊子等の作成として１２９万２千６０円、アイヌ民族資料のレプリカの制作として４４万円、知里幸恵紹介リーフレットの作成として３８万１千７００円などであり、基金を活用した事業としましては、ＪＲ旭川駅構内でのアイヌ古式舞踊を披露するイベントの実施費として４９万９千９５０円となっており、決算額合計で４３８万６千７４７円となっております。

**○横山委員**　昨年度でアイヌ施策推進地域計画の第１期が終了していると思います。既に第２期の計画も進行していることと思いますが、第１期計画の総括、第２期計画による事業の進め方について御説明をいただきたいと思います。

**○坂本社会教育部文化振興課長**　令和２年度から令和６年度までを計画期間とした第１期となるアイヌ施策推進地域計画では事業を大きく４つに分類して実施してまいりました。

１つ目は、アイヌ文化の保存または継承に資する事業で、嵐山公園内のアイヌ文化の森・伝承のコタンにあるチセの整備を行ったほか、チセを活用したアイヌ文化体験ワークショップの実施、２つ目は、アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業で、アイヌ語やアイヌ文様刺しゅうなどのアイヌ文化の関連講座を実施したほか、アイヌの歴史や文化を学び体験する学習プログラムの実施、３つ目は、観光の振興、その他の産業の振興に資する事業で、アイヌ文化関連スポットを外国人観光客等に紹介するための観光モデルコースの開発や、川村カ子トアイヌ記念館新館整備事業への支援、４つ目は、地域内もしくは地域間の交流または国際交流の促進に資する事業で、市民生活館や近文生活館の施設設備の整備等を実施しました。

一方で、アイヌ団体による自然素材育成活動の促進やアイヌブランド商品の開発、アイヌ記念館の夜間特別開館など、実施体制等の課題もあり、実施できなかった事業もありますが、先ほど申し上げた各種事業を実施したことにより、アイヌ文化の理解の促進や保存と伝承、アイヌ文化を生か

した観光の振興が図られるなど、一定の成果があったものと認識しております。

今年度から５年間の第２期となるアイヌ施策推進地域計画は、今年３月に国の認定を受け、策定したところですが、各年度の事業実施に当たっては、学識経験者やアイヌ関係団体などで構成するアイヌ施策推進検討会の意見を伺うとともに、アイヌ関係者との個別の協議も進めながら着実に実施していきたいというふうに考えております。

**○横山委員**　るる説明をいただきました。

成果の一方で課題として残されたものもあったということで、それが第２期計画にも生かされているというふうに認識をしています。ただ、個人的な印象ですけども、残念ながら、市民によって支えられたアイヌ文化振興、旭川の独自の取組というところまではまだまだ行っていないのではないかなというふうなことも感じています。

アイヌ民族の皆さんの手によらなければならないこともあるでしょうし、広く市民の理解、努力、関わりも必要なこともあると思います。当然、行政が中心となって行うこともあれば、裏方となって広げていかなければならないことなど、様々な段階の課題があるのだと思いますので、それらを整理して、ぜひこの取組自体を市民にも示していく必要があることを指摘しておきたいと思います。

決算の場ですが、今後のアイヌ政策の基本的な考え方、それから、施策事業の見通し等について、最後に総括的に伺いたいと思います。

**○田村社会教育部長**　第２期のアイヌ施策推進地域計画は、上川アイヌに関する文化の保存、継承、理解促進に加えまして、地域産業や観光の振興、地域内、地域間の交流促進等に取り組み、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することを目標に掲げまして、アイヌ文化の保存と伝承、アイヌ文化の理解促進、アイヌ文化に関する施設整備、市民の主体的活動の促進、仕事の創出の５つを基本方針として定めているところでございます。

この基本方針につきましては、第１期計画で進めてきました方向性を継承した上で、市民の主体的活動の促進と仕事の創出の２つを第２期計画での新たな要素として加えたところでございます。

１つ目の市民の主体的活動の促進では、地域のアイヌ文化の持続的発展を目指すという観点で、委員の御指摘もありましたとおり、アイヌの当事者だけではなく、アイヌの文化の振興に取り組む方を増やしていくという取組でありまして、具体的には、アイヌ文化施設等への訪問者数の増加に向け、観光関係者がアイヌ文化に関連する情報を積極的に発信することを促す取組を実施してまいります。

また、２つ目の仕事の創出では、公的支援だけではなく、アイヌの方が自ら資金を確保していくといったことを支援する取組でありまして、具体的には、食や家具などの地元の特徴的な産業に関わる企業等とのコラボによりまして、アイヌ関連の新たな商品、サービスの開発、販売を支援することを考えております。

今後のアイヌ施策の推進に当たりましては、この新たな要素の趣旨も踏まえ、関係部局と連携しながら必要な各種事業を実施してまいります。

**○横山委員**　部長に総括的に答弁していただきまして、ありがとうございました。

最後に、私からは、今後に期待したいことということで何点か指摘というか、こんなことを私は考えているということを受け止め、聞いていただければと思います。

私は月に２度ぐらい嵐山に通っているのですけども、先日も本州の大型バスで観光客の団体が訪

れていました。たまたまそのバスが、その日の夕方にアイヌ記念館に来ていたので、私も、アイヌ記念館で会議があったものですから、副館長に伺うと、本州からだということでした。ツアーの名前ははっきりしないのですけども、カムイと共に生きるとかというような、カムイというネーミングされたツアー名だったらしく、本州客だったそうです。

ネットで旅行会社のツアーを見ますと、「カムイへの祈り－北海道アイヌ信仰をたどる－３日間」というようなネーミングのツアーもあるようです。恐らく、海外または道外の観光客の関心も非常に高いのではないかなというふうに思いますが、私たち旭川に住む市民の足元はどうなのかなということをいつも気にしています。

先ほど、市民の主体的な活動促進ということに触れられていました。先日、えびな委員にも紹介していただきましたが、嵐山で観察できる野鳥を何とか皆さんに認識してもらいたいということで自分も関わっていこうかなと思って取り組んでいるのですけど、いろんな方が様々な取組を行い、裾野を広げてほしいなということです。別に私の冊子を紹介してほしいという意味ではないのですけども、大事な財産がたくさんあると私は思っていますので、その一助になればなというふうに思っています。

それから、先日、神居古潭にも行ってきました。カムイリンクスのゴンドラに乗った後に神居古潭に寄ってきたのですけども、南山商店が閉店してしまって、駅の対岸側にはトイレもないという状況でした。ただ、神居大橋周辺の改修工事等が行われているような様子はありました。

ただ、旧駅舎も非常に古いままですし、中の展示も大分古くなっているので、サイクリングロードも含めた周辺の整備にぜひ期待したいです。アイヌ神話の重要な聖地という位置づけをぜひこれからも大事にしていっていただきたいなと思います。

それから、３つ目に、市内の各所にアイヌ文化を象徴する建物、遺産等があるのですけども、市の中心部に、アイヌ文化を象徴するような、例えば、モニュメントのようなものだとか、建物の外観にアイヌ文様があるものだとか、そういった象徴になるようなものがずっとないなと気にしていました。やっぱり、道外や海外から訪れる方は、旭川に来ればそういうものが見られる、体験できるということを期待してくるのだと思うのです。ほかの道内のまちと同じような駅前の風景だけでいいのかなというような思いもありますので、ぜひそんなことも検討していただきたいと思います。

それから、毎年言っていました知里幸恵資料室を今後どうしていくのかです。

私は北門町の敷地内に別棟をみたいなことをずっと言っていたのですけども、様々な方から他のいろんな意見も伺っているところでもありますので、もう少し広い議論をこれからしていただければなというふうに思います。

それから、アイヌ記念館友の会という団体があります。私もちょっと関わらせていただいて、そこのメンバーになっているのですけども、今年からボランティア活動を組織化するという取組を行っています。

アイヌ記念館の維持管理が、川村館長、副館長からつながる皆さんだけでは非常に大変だということで、例えば、草刈りですとか、これから冬は除雪のこともお願いしたいというようなこともあり、そうやって市民が支える仕組みをつくろうというふうにしています。

モデルになったのは三浦綾子記念文学館のボランティア組織なんだそうですが、そういった裾野を広げる取組もぜひ考えていただければいいなと思います。

最後に、午前中に植木委員が取り上げていただいた社会科の副読本についてです。

私も、この間、学務課からお借りして中を見せていただいて、アイヌ文化、アイヌ民族に関わる記述を検証しましたけども、逆に旭川のアイヌ民族のことを、この一冊があれば端的に理解できるというものが残念ながらないんですよね。いろんなものに断片的に記載されているものはたくさんあるのですけども、この一冊をよりどころにして、そこを入り口にして研究や探求を広げていくというような資料や本が必要なのではないかなというふうに思います。

旭川には旭川叢書という市の財産もありますので、そこに１冊加えるような取組もぜひ地域計画に取り入れていただきたいなと、あわせて、子ども向けのものをもう一冊ということで期待しています。

お願いをするばかりではなく、私自身が個人としてできること、また、仲間とできることをこれからも追求していきたいと思いますので、市と教育委員会とともにいろいろ考えさせていただきたいということを申し述べて、この質問を終わりたいと思います。

残りは全て学校教育部に関わって、大きく９点を取り上げたいと思います。

１０分ぐらいずつやると９０分になるかなと思います。

それでは、議員になってから、毎年、予算、決算で取り上げてきた特別支援教育推進費を活用した補助指導員の配置について、今年も検証をさせていただきたいと思います。

まず、昨年度の事業内容と決算の概要を御説明ください。

**○江渕学校教育部学務課長**　特別支援教育推進費につきましては、特別支援教育の推進を図ることを目的として、特別な教育的ニーズのある児童生徒に適切な支援を行うため、特別支援教育補助指導員を各学校へ配置し、支援体制の充実を図るものでございます。

決算額は２億６千８２万９千５３４円で、財源につきましては、特別支援教育補助指導員のうち、医療的ケアを実施する看護師の配置に係る経費については、国の教育支援体制整備事業費補助金を活用し、事業費の３分の１の１千５５０万２千円が措置されているほかは一般財源となっております。

**○横山委員**　では、補助指導員の実際の配置状況についてはどのようになっているでしょうか。各学校の配置の要望にどの程度応えているのか、また、配置の考え方等について御説明ください。

**○江渕学校教育部学務課長**　令和６年度の特別支援教育補助指導員の配置につきましては、６８校から１５７名の配置要望があった中、特別な教育的ニーズのある児童生徒の状況を踏まえ、令和５年度の８６名から増員し、５７校に１０１名を配置いたしました。

配置された補助指導員については、各学校の状況に応じながら、特別支援学級や通常の学級において対応しているところでございます。

なお、１０１名のうち、１２校に配置した１７名につきましては、看護師等の資格を持ち、医療的ケアが必要な児童生徒に対応しているところでございます。

**○横山委員**　医療的ケアを行う看護師資格を持つ補助指導員以外については一般財源で配置していると。２０１８年に伺ったときは８１人だったんですよね。１９６名の配置要望が現場からあって、８１人ですから、４０％ぐらいの実現だったのですけども、昨年度は１５７名の希望に対して１０１名、６４％ということで、教育委員会として御努力をいただいたということについては高く評価させていただきたいと思います。

ただ一方で、ニーズが増えており、支援学級在籍の児童生徒を増やすということで、結局、ずっと補助指導員の数が追いつかないということになっていくのではないかなというふうに思います。

また、現場からは、補助指導員の方が単独で子どもを指導できないということなので、例えば、教員免許を有する支援員についても検討すべきなんじゃないかなということで、今後の予算等の中でぜひ議論をしていただきたいというふうに思います。

直接、特別支援教育のことではないのですけども、実は、近年、外国籍の児童生徒が増えている、または、日本語使用に困難を抱えている児童生徒が増えてきているというような話を聞きます。全国的にはかなり深刻な問題になっている自治体もあるようですが、旭川市の実態はどのようになっているのでしょうか。

日本語指導に特別な配慮が必要な子どもたちの実態をどのように押さえて、どのような指導体制を市教委としては考えて取り組んでいるのか、御説明ください。

**○江渕学校教育部学務課長**　市内小中学校に在籍する外国籍の児童生徒数につきましては、令和７年３月末現在で、小学校で１８人、中学校で１２人の合計３０人となっております。

そのうち、日本語指導及び支援が必要な児童生徒数につきましては、小学校で１２人、中学校で４人の合計１６人であり、加配された教員や特別支援教育補助指導員、あるいは、日本語ボランティアが対応している状況にございます。

**○横山委員**　何年か前に伺ったときには１０名ぐらいと言っていたような気がするのですけども、現在は３０名ということで、恐らく、これはこれからも増えていくのではないかなというふうに思います。

国籍等の内訳も情報として教えていただきましたけども、ネパールからの方が多いというようなことでした。ネパールの方は何語で対応すればいいのかということも話させていただいたと思いますが、それに対して、加配教員ですとか、特別支援の補助指導員の方が対応している、言語によっては日本語のボランティアが対応しているというようなことも伺っています。

ただ、現場任せとか、その場対応、または、ボランティア頼みになっていないかというのが懸念されます。既にこういった問題がクローズアップされている自治体では、大人から子どもまで、日本語に困難を抱えている方の対応をする窓口をつくって、言語別にスタッフをそろえているというような話も伺ってきましたので、対象の子どもがまだ少ないうちに何らかの体制を整えておくことが必要ではないかということだけは指摘させていただきたいと思います。

続きまして、就学援助制度と特別支援教育就学奨励費について伺いたいと思います。

議会の中で私が取り上げるのは初めてかもしれないのですけども、この２つの制度の概要、あわせて、昨年度の決算の状況について御説明ください。

**○江渕学校教育部学務課長**　就学援助制度は、教育の機会均等を目的とした教育奨励の取組として、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を支給する制度であり、本市においては生活保護基準の１．３２倍の所得基準までの世帯を対象としております。

また、特別支援教育就学奨励費につきましては、旭川市立小中学校の特別支援学級に在籍または通級指導教室に通級している児童生徒の保護者に対し、経済的負担を軽減するため、保護者が負担した費用の一部を支給する国の制度であり、支給費目ごとに世帯の所得状況に応じて実費の全額ま

たは２分の１の額を限度額の範囲内で支給する制度となっております。

令和６年度の決算額は、就学援助制度で、小学校が２億５７４万３千３８６円、中学校が１億７千８７７万８千６９１円、特別支援教育就学奨励費で、小学校が３千５６万８千２７６円、中学校が１千７４６万５千９０４円となってございます。

**○横山委員**　それでは、その各制度の支給内容、費目等はどのようになっていますか、御説明ください。

**○江渕学校教育部学務課長**　就学援助制度につきましては、学用品費、新入学用品費、体育実技用具費、修学旅行費、通学費、宿泊研修費、医療費、学校給食費、ＰＴＡ会費、生徒会費、クラブ活動費などとなっており、定額または実費の全額を限度額の範囲内で支給しております。

また、特別支援教育就学奨励費につきましては、学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費、体育実技用具費、修学旅行費、通学費、校外活動費、学校給食費などとなっており、実費の全額または２分の１の額を限度額の範囲内で支給しているところとなってございます。

**○横山委員**　様々な費目に充てられているということも分かりましたが、医療費は旭川市では高校生まで無料になりましたので、実質、これからは外れているのかもしれませんが、近年、物価高騰で、学用品など、様々な費用が値上がりをしています。当然、保護者の経済的負担は大きいということは誰しもが理解をしているところだと思いますが、支給単価の見直し等はされているのでしょうか。

**○江渕学校教育部学務課長**　就学援助制度のうち、定額支給分につきましては、国が定める要保護児童生徒援助費補助金の予算単価に準じており、これまでも国の見直しに合わせて支給単価の引上げを行ってきております。

一方、特別支援教育就学奨励費につきましては、国の制度であるため、これまでも国の見直しに合わせて支給単価の引上げを行ってきているところでございます。

**○横山委員**　特別支援教育の就学奨励費のことについてです。

実際に学校で特別支援学級を担当している教員からこういう相談がありました。結局、保護者の実費負担に対してお金を支給するということになっているので、報告書を作成して、レシート等の提出が必要となると。その整理を担当者がやっていて、非常に作業が煩雑である、何とかならないのかということで相談を受けたことがあります。

保護者もレシートを全部ためていなきゃいけないし、たまったものを学校に出して、それをまとめて報告書を作るということになるのだと思いますので、その辺の事務負担を軽減するような方法、例えば、定額支給にすると。就学奨励費は定額支給のものもあると思いますので、そういったことで事務負担を軽減するようなことはできないのか、見解を伺います。

**○江渕学校教育部学務課長**　事業の実施主体であります自治体が、地域や学校の保護者負担の実情などを踏まえ、通常必要とする学用品の購入費等について整理した上で定額支給を行うことは認められているものの、財政負担が増えるため、課題があるものと認識してございます。

実費負担額の報告に関して負担が生じていることは承知しているところであり、報告書の作成の簡素化を図るなど、事務負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

**○横山委員**　特別支援学級在籍の児童生徒が増えている現状を踏まえると、簡素化、負担軽減はや

っぱり必要なことだと思いますので、ぜひ早急に検討をいただきたいなと思います。これについては終わりたいと思います。

次に、いじめ問題対策推進費について伺います。

これについては、昨日、上野委員も若干取り上げていましたが、特にいじめ対策コーディネーターのことについて伺いたいと思っています。

その前に、事業の概要と昨年度の決算状況について、まずは御説明ください。

**○田村学校教育部主幹**　いじめ問題対策推進費につきましては、いじめの防止等の対策を推進するため、学校、教育委員会及び関係機関等と連携し、様々ないじめ防止等の取組を進めることを目的としており、決算額につきましては２千２万７千７２８円となっております。

主な内訳としましては、いじめの重大事態に関する調査費用として８９９万４千３０３円、いじめ対策コーディネーターの配置として８３２万７千７９５円、人権教育プログラムの実施として１４４万８千２０円などとなっております。

**○横山委員**　それでは、そのうち、いじめ対策コーディネーターの配置の状況と業務内容について伺いたいと思います。

**○田村学校教育部主幹**　いじめ対策を専属的に行う職員として令和５年度より配置しているいじめ対策コーディネーターにつきましては、令和６年度から１名増員し、３名体制としております。

業務内容としましては、定期的な学校訪問による各学校のいじめ対応や未然防止の取組の状況の把握のほか、重大化につながるおそれがある事案が発生した際には、学校いじめ対策組織会議に参加し、学校が策定するいじめの解消までの対処プランについての助言を行うなど、学校におけるいじめ対応への直接的な支援を行っております。

**○横山委員**　昨年度から１名増員して３名体制ということで、７０何校ありますので、ざっと割れば１人２０数校ということになりますね。そう単純な話ではもちろんないと思うのですけども、一方で、いじめの認知件数が７千件を超えていて、全てにいじめ対策コーディネーターが関わっているわけではないと思いますけども、実際にどれぐらい担当件数として関わっているのかというような課題もあるんじゃないかなと思います。

この３名の配置による成果、一方で、課題について、それぞれどのような認識でいるか、伺いたいと思います。

**○田村学校教育部主幹**　配置による成果につきましては、校長として実務経験のある退職教員をいじめ対策コーディネーターとして任用しておりますことから、法の定義を踏まえつつ、学校経営経験に基づく専門的な知見から学校支援に当たることができており、学校の対応状況や経過を踏まえて継続的な助言を行うことにより、いじめの重大化や長期化の防止が図られているものと考えております。

課題につきましては、学校での積極的な認知への意識が徹底され、令和６年度の認知件数が７千４９８件となっており、３名のいじめ対策コーディネーターの担当する事案数が膨大となっていることが挙げられます。

学校への支援をより充実したものとしていくためには、コーディネーター業務を担う一定数の配置が必要であると考えておりますことから、いじめ対策コーディネーターの任用形態や人員確保についての検討を進めるとともに、いじめ対策専門教諭の学校への配置について、引き続き国や道へ

の要望を行ってまいります。

**○横山委員**　課題として挙げられていたように、膨大な事案数にどう対応するかという課題があるということのようです。

これまで、いじめ対応について、対策推進部も含め、教育委員会とも様々情報交換をしてきたのですけども、最終的な解決はやっぱり学校現場が中心になるべきだという認識でいるんだということはずっと伺ってきました。ただ、私が現場にいたときに思ったのは、これは学校と保護者の間ではどうしても動かないなというものについては第三者的に誰かが関わる、そういった体制が必要だということで、そういうふうに機能していくのであれば、学校としては非常にありがたい対応になっていくんじゃないかなと。ただ、そのためには、３名という人数は果たしてどうなのかなと思うのです。

今は、多分、そういう事態が起きたら対応するということなのでしょう。以前、予算や決算の分科会で話したことがあると思いますが、名古屋市がスクールカウンセラーを中学校区ごとに１人ずつ配置したとお話ししたことがありますよね。例えば、こういう対策コーディネーターのような方を中学校区ごとに配置し、小学校も含め、地域の子どもたちを全体的に見ていく、その中で、重大事態、または、重大事態につながるものに積極的に関わっていくというような体制を組むことも必要なのではないかなというふうに思っています。

今日、ここで答弁は求めませんけども、様々な課題認識を踏まえて、今後、いじめ対応をどうしていくのかについてぜひ検討を進めていただきたいなということをお願いして、これについての質問を終わりたいと思います。

続いて、部活動指導員配置促進費について、これも、毎年、経過を伺って、少しずつ指導員が増えているという説明も伺っているのですけども、現状、どうなっているのかも含め、幾つか伺いたいと思います。

まず、事業の内容と昨年度の決算の状況について御説明ください。

**○山下学校教育部教職員課長**　部活動指導員の配置については、適切な練習や休養の設定など、部活動の適正化を進めることで学校における教員の働き方改革の推進と部活動指導の一層の充実を図ることを目的としております。

令和６年度の決算額については、指導員の報酬として５９３万２千８００円、同じく通勤費用として２０万４千４４５円、合計で６１３万７千２４５円となっております。

なお、事業費のうち、指導員に支払う報酬が北海道の補助対象となっており、補助率は３分の２で、３９５万４千円の補助金を受けております。

**○横山委員**　総額で６００万円少しというお答えをいただきました。

では、その指導員の配置の状況ですとか、これまでも人材確保で課題があるというような話もありましたし、外部指導者と何が違うのかというような声もありましたので、その状況、課題等々について、るる御説明をいただきたいと思います。

**○工藤学校教育部教育指導課長**　部活動指導員の配置状況につきましては、いずれも中学校の数字となりますけれども、令和元年度に６校に６名を配置後、段階的に配置数を拡充しており、令和６年度につきましては１０校に２１名の指導員を配置しております。

令和７年度につきましては１３校に２４名の指導員を配置し、内訳は、卓球部等の運動部活動に

２１名、美術部等の文化部活動に３名となっております。

部活動指導員については、外部指導者と異なりまして、顧問の教員が不在であっても単独で生徒の指導や大会引率の業務を担うことができることとなっております。

このことから、実施要綱に定める部活動指導の経験がある者、指導員として適格性があると校長が認める者などの任用の要件を満たすとともに、平日の部活動の時間帯に指導可能な人材の確保が課題となっております。

**○横山委員**　１０校に２１名の配置で６００万円ということなので、１人頭年額３０万円ぐらいということになりますね。この報酬で生活できる人がいるとは当然思えないので、ボランティア的な利活用というふうにならざるを得ないのかなと思います。

一方で、経験ですとか、適格性も要件にあります。平日の部活の時間帯だけ空いている人みたいなことを求められるということで、人材確保が課題だということは随分前からも言われていたと思います。そういった問題をはらんでおり、なかなか拡大も難しい。市教委には随分努力をしていただいて、少しずつ数は増えてきています。ただ、市内の全校に行き渡るだけの配置には決してなっていないと思います。

その一方で、部活動の地域移行、今、地域展開と名称が変わっているのですけども、部活動の在り方について、今、どういう検討が進んで、どんな状況なのか、また、市教委としてはどういう考え方で部活動の検討を進めようとしているのか、全体的な状況について御説明をいただきたいと思います。

**○工藤学校教育部教育指導課長**　令和７年５月に国が公表いたしました地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の最終取りまとめでは、学校単位で部活動として行われてきましたスポーツや文化芸術活動を地域全体で支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障するという理念をより的確に表すため、これまでの地域移行から地域展開に名称が変更されるとともに、休日の部活動につきましては、改革実行期間と位置づけた令和８年度から１３年度までの期間内に、原則、全ての学校において地域展開の実現を目指すことなどが示されております。

本市では、部活動指導員の配置拡充に向けた取組とともに、観光スポーツ部において、競技団体等からのモデル校への指導者派遣やスポーツ体験教室の実施など、道の委託事業の取組を進めているところであり、社会教育部では、現在、公民館生涯学習活動団体との連携の下、生徒が文化芸術活動に親しむ機会の確保として、公民館でのサークル活動への参加について検討をしております。

今後は、関係部局の一層緊密な連携の下、競技団体や文化芸術団体、旭川市中学校長会の理解と協力を得ながら、組織体制の整備、費用負担の在り方といった課題の解決策やスケジュールについて協議を進めまして、今年度中に地域展開の実現に向けた方向性を示すことができるよう取組を進めてまいります。

**○横山委員**　今後の方向性についても御説明をいただきました。

様々課題があることは重々分かっているつもりです。簡単にはいかない課題ですし、戦後の教育の中で誰もこれまでやったことがない課題ですよね。ですから、完全な正解がないと思いますし、やりながら試行錯誤を重ねていくしかないと私は思っているのですけども、一番やってはいけないなと思うのは、例えば、今、子どもたちが参加している部活動を全てどこかにお願いし、地域展開するっていう発想だと多分進まないんだと思うんですよね。全ての受皿をつくることは事実上無理

ですということで、どこかできちっと覚悟を決めなきゃいけないんじゃないかなと思います。

それから、現場の教職員からは合同チームの活動がかなり進んできていることも伺っています。部員がいないのでということで、やむにやまれぬ対応ではあるのですけども、隣接する校区、複数の校区で活動をつくっていくような取組を行って、指導者の負担軽減もやっているということなので、そういうことをモデルケースにして地域再編していくような考え方。どこかで話したことがあると思うのですけども、例えば、野球はこの学校で、サッカーはこの学校でみたいに拠点をつくって整備していくような考え方もありではないかなというふうに思います。そういった具体の姿をぜひ見せる努力をしていただければというふうに思います。

様々な部署も関わることだと思いますけども、やっぱり、教育委員会が中心になって検討していかなきゃいけないと思いますので、そこをぜひよろしくお願いします。

先日発行された雑誌には、これは旭川市の例ではありませんけども、地域のスポーツ少年団を運営している、いわゆるスポーツ団体の中では様々な課題があるというようなこともありましたので、やっぱり行政がしっかりイニシアチブを取っていくということが大事なのだと思います。そこのところもぜひよろしくお願いしますということで、部活動については終わりたいと思います。

続いて、学校ＩＣＴ関連の予算について伺います。

植木委員にも取り上げていただいていましたが、ちょっと観点が違うところもありますので、重複するところは申し訳ありません。

まず、昨年度の予算執行の概要について伺いたいと思います。

**○成田学校教育部学務課学校ＩＣＴ担当課長**　令和６年度の学校ＩＣＴ環境整備事業の予算執行状況につきましては、教育用ネットワーク通信の利用料２千６８６万２千円、１人１台端末の運用管理に係る委託料１千２８７万２千６４０円、教材及び授業支援ソフトのソフトウエアの使用料２千１５０万２千３６０円、１人１台端末のフィルタリングソフトの使用料１千２２万６千４９６円など、合計８千３８１万３千４０９円を執行しております。

**○横山委員**　これは端末の代金が入っていませんので、それを加えるとすごい額になると思いますが、８千万円ですね。２万３千台ほどのタブレット端末が市内で使われているということですので、１台当たり４千円弱のお金がかかるというふうに単純に考えていただければいいのかなというふうに思います。その金額がどうなのかというのは様々な評価があると思いますが、その分、ほかの予算が割を食っているんじゃないかなということが一番心配されるところであります。

ただいま説明をいただいた中に教材及び授業支援ソフトの使用料２千万円が計上されています。来年度に向けてタブレット端末の更新が行われるのですけども、それに合わせて学習支援ソフトの更新もあるのではないかというような現場の声がありました。実際、その辺は検討されているのかどうか、現状と課題認識を御説明いただきたいと思います。

**○成田学校教育部学務課学校ＩＣＴ担当課長**　学習支援ソフトウエアについてでございますが、デジタルドリルは小中学校全校で、授業支援ソフトは小学校で日々活用されているところであります。

本市では５年ごとに学習支援ソフトウエアの見直しを行うこととしており、令和４年度に導入後、令和８年度末で５年を経過することから、令和８年度中に教員の意見を聞きながら更新について検討を行ってまいります。

**○横山委員**　５年ぐらいは継続して使うということで導入しているということで、その期限が迫っ

てきていることから、来年度中にはその検討に入るということです。

端末が変わったので、ソフトも変わるのではないかというような懸念の声もありますので、ぜひ、現場の声をしっかり聞いて、検討の材料にしていただきたいと思います。

あわせて、多分、校務支援ソフトも毎年毎年の予算計上になっていると思うのですけども、これについても更新が迫っているのではないかというような話を現場から聞いています。実は、こちらのほうが現場教員からは非常に心配の声が上がっています。

お子さんやお孫さんがいる方は分かると思いますけど、今、通知表は手書きでは来ないので、全てネットワークの中で作られていますし、それは、いわゆる成績処理ソフト等のネットワークの中で作られているものなので、ソフトが動かないと成績も出せないし、通知表も出せないと。それに、指導要録等にも結びついていますし、中学校であれば高校入試の調査書とも連係させている学校もあるようです。

更新は非常に大きな課題になっていくんじゃないかなというふうに思っていますが、これについての現状と課題について、どのような認識でいるのか、御説明ください。

**○成田学校教育部学務課学校ＩＣＴ担当課長**　校務支援システムにつきましては、教員一人一人が受け持っている数多くの業務負担を軽減するために活用されております。

成績管理や保健管理などの教務業務と事務業務をシステムで管理することで手書きによる転記作業が不要になり、書類作成の時間が短縮され、教員が児童生徒と向き合う時間の確保にもつながり、教員の働き方改革を推進する重要な取組の一つであると考えております。

システムで使える有用なアプリは多くありますが、各学校で統一して導入されているものは通知表作成及び成績処理のみであり、その他必要なアプリは各学校が配当予算などで導入していることから、使用環境にばらつきが生じていることが課題となっているものと認識しております。

**○横山委員**　私にはもう関係ないのですけども、かつて私が現場にいたときは５～６年ごとに人事異動で違う学校に行きました。学校が替われば、変わるものもあるし、変わらないものもあって、時間が解決することが多かったのですけども、今、こういうようなＩＣＴ環境の中にあると、４月の最初からそのシステムの中で仕事をしなければいけない。アプリが変わってしまうことで、業務負担、心理的な負担も含めて非常に大きいのではないかなと。そういった環境のばらつきが働き方改革を妨げる一因にもなっているような気がしますので、最低限、現場が必要とするアプリは導入できるように、できれば各学校の希望がかなうような予算措置をぜひしていただきたいという予算措置の期待も含め、指摘をしておきたいと思います。

お金は何ぼあっても足りないのですけれども、どのようにして確保していくのか、皆さんも頭を悩ませているところだと思いますが、ぜひ鋭意検討をいただければというふうに思います。

ＩＣＴ関連については終わりたいと思います。

次は、学校用務員の配置についてです。

実は、これも昨年の決算の分科会でも取り上げましたが、少し観点を変えて伺いたいと思います。

まず、昨年度の学校用務員の配置状況、それから、任用形態、今回は時間外勤務時間数と時間外勤務手当額についてお示しいただきたいと思います。

**○板東学校教育部学校施設課長**　令和６年度決算における用務員の配置人数については、施設管理として１１６人、事務補助として９５人、合計２１１人の会計年度任用職員を配置しております。

また、令和６年度決算の学校用務管理費、小学校、中学校における時間外勤務時間数と時間外勤務手当額については、施設管理の職員が２千８６１時間で３３４万４千７４円、事務補助の職員が１千１０５時間で５４万６千７９円となっております。

なお、用務員１人当たりの時間外勤務時間数については、月平均で、施設管理の職員が約２時間、事務補助の職員が約１時間となっております。

**○横山委員**　月平均でならせば２時間程度ということなのだと思いますが、毎日毎日２時間やっているというわけでは決してないのだと思います。恐らく、季節等によって差が生じていて、２時間では足りない日も発生しているんじゃないかなというふうに思います。

それから、一般質問でも取り上げました学校施設の点検補修などに支障が出ているのは用務員の非正規化が原因ではないかというようなことも指摘をしてきましたが、非正規化して時間外手当を払うと。それでも正職員を配置するよりは経費がかからないということなのかもしれませんけども、何か、ちょっと矛盾したような考え方かなというふうな認識で私はいます。

そもそも時間外勤務はどのような業務によって発生しているのか、御説明ください。

**○板東学校教育部学校施設課長**　施設管理を担う職員の場合は、主に夏期は草刈り作業、冬期は施設内の除雪作業であり、また、事務補助を担う職員の場合は繁忙期に印刷業務を行っております。

**○横山委員**　私が現場で見聞きしていたとおりですけども、今、草刈りも単独ではやらせていないですよね。恐らく、複数で石の飛びはね等を防ぎながらやっていると思います。それから、事務補助を行う職員の場合は印刷業務が繁忙期にあるということで、事務補助は１人の配置の学校も結構多くて、いろんなことをお願いしているときに印刷を頼めば、印刷することにしか手が回らないということになる。中学校でいえば、テストのときにテスト印刷がずっと発生していたので、すみませんけど、印刷に手が回りませんと言われたときもあり、私たちでやったときもありましたし、そういったことが想像されます。やっぱり、人がいないこと、時間の制約があることでこういった状況が生じているのではないかなというふうに思います。私の認識はそういうことですが、もう６年も前に学校現場で経験した話です。

現状、勤務時間の短い会計年度任用職員を配置し、時間外勤務を発生させているという問題があるということだと思います。発生の要因について見解を伺いたいと思います。

**○板東学校教育部学校施設課長**　施設管理の職員については、夏期は、日々、広大な敷地の草刈りを行う職員の熱中症対策、学校の駐車場または学校の敷地に隣接する民間駐車場への車両の駐停車により、日中の作業では飛び石による事故発生の危険性が高まるため、また、冬期は、児童生徒の登校前に通路や玄関付近の除雪作業を行うため、授業時間前に作業を行う場合があります。

事務補助の職員については、主に運動会や学芸会等の行事、学期末、年度末など、印刷物の量が多くなる期間に時間外勤務が必要となっております。

**○横山委員**　想像どおりというか、それ以外にも様々な要因によって時間外勤務が発生しているということも分かりました。

これから降雪期に入り、始業時刻前に除雪を終わらせなきゃいけないということになれば、下手をすれば６時台から除雪を始めなきゃならないような日も出てくるのだと思いますね。それを会計年度任用職員の時間外勤務でさせておいて本当にいいのかどうか、これはぜひ議論をしていただきたいというふうに思います。

例えば、草刈りですとか、除雪でかかりきりになれば、ほかの様々な細かい仕事ができないわけです。ほかの自治体や昔であれば、用務員さん、校務員さんにいろんなところの細かい修理、修繕を行っていただきました。中学生はよく椅子を壊すんですよね。昔は、溶接をして直していただいて、また使って、お礼を言っておいでよみたいなやり取りが随分ありましたが、今、溶接作業もさせていないということも伺いました。

一方で、学校には机、椅子の在庫はないんです。今はどうでしょうかね。私が教員のときにはなかったんですよ。だから、転校生が来たら机や椅子がないんですよ。給食の配膳で使っていた予備の机を回しましたが、それはいい机や椅子じゃないのです。そういったことも巡り巡って子どもにしわ寄せが行っていたのだと思います。

こういった課題となっていることは、全部、子どもの教育、子どもの生活にしわ寄せが行くのだという認識をぜひ持っていただきたいなということをお伝えして、用務員の配置についてはこれからの課題にもさせていただき、引き続き、いろんな場面で細かい部分を検証させていただこうと思っています。

では、用務員の配置については終わりたいと思います。

学校給食支援費について伺います。

今、物価高騰による材料費高騰分を支援しているということが続いていると思いますが、事業の概要と昨年度の決算の状況について御説明ください。

**○池田学校教育部学校保健課長**　近年の食料品価格の上昇が続く中、１食当たりの給食費単価は令和５年度に値上げを行い、保護者の経済的負担を軽減するため、値上げ分の全額を国の臨時交付金を活用して支援を行ったところでございます。

令和６年度は給食費単価を据置きといたしましたが、物価高騰が続いており、前年度に値上げを行った相当分について令和５年度と同様に支援することとし、決算額は１億７７８万２５０円となっております。

**○横山委員**　給食費の高騰は物価高騰のせいですけども、新米が出回れば米価は落ち着くと言っていた大臣もいましたけども、全くそうではないということで見通しが甘かったと思いますし、誰しもがそうならないだろうと内心は予想していたんじゃないかと思いますが、案の定、米価は下がらない。

当然、さらなる値上げも議論しなければならない状況にあるのではないかなというふうに思いますが、今後の給食費の材料費の見通しですとか、これから支援をどうしていくのかというあたりをどのように考えているのか、見解を伺いたいと思います。

**○池田学校教育部学校保健課長**　物価高騰については、今後、ペースは緩やかになるものの、一定の上昇は続くとの予測もありますが、複合的な要因の影響を受ける物価の見通しは不確実性が高まっており、保護者の経済的負担の軽減については、そうした物価上昇の物価の状況のほか、本市の財政状況や国による給食費無償化の動向も踏まえながら対応を検討してまいります。

**○横山委員**　当然、毎年毎年検討されていることだと思います。

石破政権のときに、まだ継続しているか、石破首相の発言で給食の無償化の方向性が出てはきましたけども、現在の政治の不透明な状況の中では実現するのかどうかも非常に危ういんじゃないかと思いますね。

全面無償化が私の希望ですけども、せめて中学校でも先行させるような議論を、これは最後は市長の政治判断になると思うのですけども、そういったところに期待しながら、やっぱり、保護者の負担軽減、特に中学校は非常に重たいので、ぜひ善処していただきたいし、思い切った決断をしていただくことに期待して、継続して様々なところで議論をさせていただきたいと思います。

同じ学校保健課担当のフッ化物洗口について、毎年、予算、決算で様々な課題を指摘して、事業の見直しを求めてきました。

昨年度の事業内容、決算状況はどのようになっているのか、まず、御説明ください。

**○池田学校教育部学校保健課長**　本事業は、市立小学校児童の虫歯予防対策を推進し、永久歯の虫歯を減少させるため、フッ化物の水溶液少量を口に含んでうがいを行うフッ化物洗口を実施するものであります。

令和６年度の決算額は１３２万２千９９２円となっており、内訳としましては、フッ化物洗口用薬剤購入費１１１万２千２３２円、新入学児童への授業説明用のパンフレット印刷費４万３千２９６円、分注ポンプなどの物品購入費１６万７千４６４円となっております。

**○横山委員**　１３０万円、ほかのものと比べれば大した額ではないというのかもしれませんが、厳しい教育予算の中では貴重な１３０万円だと思います。

そもそも、虫歯が全国的に減っている中で、旭川市もずっと減ってきているのですけども、もはや何が何でもやらなきゃならない事業ではないのではないかなということは何度も指摘してきたところです。

保護者説明会の問題も何度かずっと議論してきたところですが、事業を導入するときには学校ごとに保護者説明会をやっていました。市民に対する説明会もやっていたところですが、今、全く行っていないですよね。パンフレットを配布することで済ませているのではないかなと思いますが、就学前に未経験な児童も結構いるんですよね。

みんなが幼稚園や保育所に通っているわけではないし、やっている幼稚園や保育施設ばかりではないわけです。初めてのことをやらせるのに、紙一枚で希望しますかと言われても、何のことだという保護者も一定いるのだと私は思います。少なくとも新１年生には説明会が必要なのではないかなということはずっと主張してきました。

特に、誤飲の緊急対応というのがあるんですね。間違って飲んだ場合については水や牛乳を飲ませて吐き戻させろという対応があります。これは保護者がやるわけではないので、学校の教職員がやらなきゃならないわけです。つまり、おたくのお子さんに何かあったときにこういうことをしますよと。でも、牛乳アレルギーがある子どもに牛乳は飲ませられない。様々な課題をクリアしなければならないので、やっぱり、きちっとした説明会が必要だし、親への周知が必要なのだと私は思っていますが、教育委員会の見解を伺いたいと思います。

**○池田学校教育部学校保健課長**　毎年、初めてフッ化物洗口を実施する１年生の保護者に対し、事業の効果、安全性などを分かりやすく説明したパンフレットの配布を行い、保護者の理解を図ってきたところです。

また、パンフレットには、１回の洗口液を万が一全部飲み込んでしまっても急性中毒を起こす量には達しないため、問題はないことや飲み込んだ場合の対応などについても記載しており、引き続き保護者の皆様の理解を求めながら進めてまいりたいと考えております。

**○横山委員**　全く納得のいかない答弁ですけども、パンフレット一枚で理解は図られないんじゃないかということを指摘しているわけです。

それから、急性中毒は起こさないかもしれないけども、飲み込んだら対応しろと言っているんですよね。つまり、対応しなきゃならない危険性があるよということだと思います。それなのに、それも紙一枚で理解を求めますということでは十分に責任を果たしたとは言えないんじゃないかなというふうに思いますので、せめて新１年生に対しては丁寧な対応を行うべきだと思います。

これは学校の責任ではないんですよね。学校がやりたくて始めたものではありません。結果的に学校保健計画に位置づけさせられましたけども、学校現場が求めた事業ではありませんので、予算のことも含めて、対応の見直しをぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、教職員による洗口液の希釈についても随分問題にしてきました。薬剤師法違反の可能性があるということでの指摘も何度かさせていただきました。ほかの自治体では事故も発生しています。消毒液でうがいさせちゃったというような事故ですね。

学校現場は多忙の中でやっていますので、ヒューマンエラーはあるんですよね。働き方改革の観点からも見直すべきでしょうということをずっと言ってきました。希釈液作成は学校がやらなくてもいいことなんです。それをわざわざなぜさせているのか、これも見直しを行うべきだと常々指摘してきましたが、改めて市教委の見解を伺います。

**○池田学校教育部学校保健課長**　洗口用の医薬品を用法どおりに溶解、希釈することについては法に抵触しない旨、政府の見解が示されております。

現在使用している薬剤は顆粒状で既に分包されているもので、以前使用していた薬剤師による分包が必要な粉末状のものに比べ、教職員にとっても取扱いのしやすいものに変更になっております。

昨年８月、道内の認定こども園において、誤って消毒薬でうがいをさせてしまった事故がありましたが、本市マニュアルでは器具の薬液消毒後はよく水洗いした後に乾燥させるよう定めており、同様のミスは起こりにくいものと考えておりますが、改めて注意喚起を行ってまいります。

**○横山委員**　日本は法治国家なので、法律よりも政府見解が上位にあるということが私にはどうも理解できないんですよね。

市教委は何かあったときに全面的に責任を負うということを宣言しているのであればいいのですけども、何か事故があったときに教職員を守ってもらえるのかと。故意であれば、それは別の話ですけども、先ほども言いましたとおり、ヒューマンエラーは起きる可能性があるんですよね。そこのところをどういうふうに考えているのかなという疑問があります。

それから、何かあったとき、最後は洗口を希望した保護者の責任に帰されるんではないかなというおそれもあります。希望したのはあなたですよねと言われて、戦うすべがない保護者のことが懸念されます。

そもそも、医療はインフォームド・コンセントが成り立たない場で行われるべきものではないはずなのに、なぜか学校のフッ素洗口だけはこのらち外に置かれているということにもう少し問題意識を持つべきではないかなというふうに思います。

おなかが痛くてもおなかの薬をあげることはできませんし、熱があっても解熱剤を与えることを学校ではしないわけですよね。その資格もないし、責任を負えないから学校は携わらないことになっているわけです。

虫歯に予防効果があるのであれば、限りなく医療行為に近い行為、医療行為でないと逃げていますけども、医療行為でないのだったら虫歯に効くと言っちゃいけないんじゃないですかということです。薬事法や薬剤師法に違反するおそれというのはそういうことからも言及しなければならない話だと思います。

６年間ずっと言い続けてきましたが、ほとんど何も変わらない。フッ化ナトリウム試薬の使用だけは止まりましたけども、それ以外、何も変わっておらず、現場から現状変更の強い要望が出ていますので、新年度予算に向けて再考をお願いしたいと思います。

最後になりますが、廃校舎の利活用の現状について触れたいと思います。

一部、校舎の売却等も行われていますが、旭川第２小、それから、嵐山小中など、廃校舎も一方では増えてきている状況があります。

今後、適正配置、統廃合が進めば、さらにそういった施設が増えることも想定されますが、現状、どのようになっているのか、何点か伺います。

昨年の決算にも廃校校舎等跡利用推進費が計上されています。この事業の概要についてお示しください。

**○小松学校教育部教育政策課適正配置担当課長**　本事業では、閉校後の校舎等について、庁内活用が見込まれない場合に購入を希望する方の募集を行うほか、跡利用希望者との折衝、地域住民への説明、募集後の審査など、売却等に至るまでの調整を行っており、令和６年度の事業概要につきましては、跡利用に係る問合せの対応のほか、千代ヶ岡小学校及び千代ヶ岡中学校の売却に向けて、地域の住民２名と庁内関係部長をメンバーとした選定委員会を立ち上げ、跡利用候補者の募集を行いました。

**○横山委員**　廃校校舎の跡利用について、大分前から廃校、閉校の校舎が出てきていると思いますので、それらについての取扱い、対応等がどのようになってきたのか、概要をお示しください。

**○小松学校教育部教育政策課適正配置担当課長**　本市では、昭和４５年以降、これまで、小学校１５校、中学校８校、小中併置校４校、市立高校１校が閉校となっております。

閉校後の校舎等につきましては、昭和６１年閉校の旭川第６小学校のように公民館分館として再利用した例や昭和４５年閉校の中央小学校のように解体後の跡地に市民文化会館を建設した例など、公共施設としての跡利用、平成１９年閉校の旭川第１中学校や平成２１年閉校の雨紛中学校などのように民間に売却され、平成１８年閉校の豊里小中学校のように障害者向けの施設として社会福祉法人への貸与を行うなど、跡利用を進めてきたところでございます。

本年４月１日現在の未利用の廃校校舎は、平成１９年閉校の神居古潭小中学校、平成２０年閉校の千代ヶ岡中学校、平成２３年閉校の北都商業高等学校、平成３１年閉校の千代ヶ岡小学校、令和２年閉校の旭川第２小学校、令和５年閉校の旭川第１小学校、令和７年閉校の嵐山小中学校の７校であり、そのうち、千代ヶ岡小学校と千代ヶ岡中学校は、令和７年４月に跡利用候補者を選定し、本年８月にデンマークを本社とする家具製造事業者に売却を行ったところでございます。

**○横山委員**　デンマークの家具メーカーに千代ヶ岡の小中学校売却ということが最近のニュースでもありましたが、一方で、閉校後かなり経過をしている校舎があると思いますが、そういった校舎で跡利用が進まない要因についてはどのように認識されているでしょうか。

**○小松学校教育部教育政策課適正配置担当課長**　閉校後の廃校校舎等の跡利用は、庁内に活用希望

を確認した上で希望がなければ売却先を探すこととし、売却先が見つからなければ有償での貸付けを検討することとしてございます。

しかし、廃校は市街化調整区域にあることが多く、市街化区域であっても、住居専用地域など、厳しい用途制限があることや、学校の性質上、土地や建物の規模が大きいこと、老朽化等により設備の改修が必要であり、相手方において施設整備に係る費用の負担などが高額になることなどが跡利用が進まない原因であると考えております。

**○横山委員**　比較的新しい校舎に見えていても、このまま放置すると、当然、老朽化は進んでいくわけですよね。現在使っている校舎でさえそうなのですから、一般住宅と同じように、人が使わない、住まないと老朽化がより進むとよく言われますけども、そういう状況にあるのではないかなと思います。

一方で、それらの廃校舎も避難所として指定されている建物なのではないかと思うのですね。管理はどういうふうになっているのか、修繕等はどうなのか、そういったことも非常に気になっているところでありますが、最近、続けて２～３人の方から北都商業はどうなっているのかと随分聞かれたのです。

国道１２号沿いで旭川のちょうど入り口にあるわけで、非常に目立つわけですよ。国道側からはちょっと離れていて、あまりよく見えないのですけども、裏の対岸側からあそこに近づくことが多くて、体育館の屋根が崩落しかかっているような状況を見ると、これはそろそろやばいんじゃないかなということも気になっているところです。また、景観上の問題がありますし、どうするのか、見通しもないのかなというようなこともいろいろ議論をさせていただいたところであります。

現在、廃校の跡利用は市教委が担当しているのですけども、様々な制約がある地域もあるようです。用途制限があるというような御答弁もいただきましたので、そうなると、もう教育委員会の範疇を超えているんじゃないかなと。観光やまちづくりの観点からも市長部局が責任を持って対応するべきではないのかなというふうに私は考えますが、総合的な観点から、ぜひ、ここは副市長に答弁をいただきたいと思います。

**○中村副市長**　今、廃校施設の跡利用というお話がありました。

学校だけではなくて、利用していない市内のいろんな施設を市有施設として使うことがないといった場合はどうするかというような問題がございます。いろんな組織と事業、事務をやる場合、総合的に全部を集約してやる組織で行うほうが効率的なこともあるのですけれども、それぞれのいろんな業務をやりながら今まで施設を管理してきた中で、そういった経過も踏まえながら今後どうするかというような視点がどうしても必要になってくるのかなというふうに思っています。

そこで、市長部局で全てを総合的に管理するのがいいのか、やはり、今まで所管してきたところがどうやって今後その施設を活用していくのがいいのかというようなことがあるかなというふうに考えております。

施設については、今まで使われてきた中で、その地域の人たちの思い入れというのは、学校に限らず、様々あるのかなと。どうしても総合的に行うと機械的にやってしまうということがございます。

私自身も経験がありますけれども、市立の保育所を売却するというときがありました。そのとき、私は保育所の事業の部長で、直接、そこまではやっていなかったのですけど、保育所の担当だった

者に聞くと、地域の思い入れがあって、売却するとき、とにかく人が集まるような施設に何とか生まれ変わってほしい、あるいは、そういうような事業を行ってくれる事業者に売却してほしいというような思いを聞いて、そういったところを見つけたというようなこともございます。

それから、先ほどございました千代ヶ岡小学校、千代ヶ岡中学校がデンマークに本社がある家具メーカーへ売却しました。まさに昨年の暮れだったのですけど、経済部の担当者と私が出張で本州のほうに行っており、この件に関しては、経済部の担当の課長が一生懸命連絡を取って、売却に関していろんな指示を出したりしました。しかし、単純にその部局に全てを任せているというわけではありません。総体的なことの助言というものは行財政改革推進部が行っていますので、やはり、まずは所管していた部局がいろんな経過を持った中でどうすべきかということを考えて、そして、行財政改革推進部が委員から御指摘のあった観光の視点だとかも踏まえ、もう少し丁寧なといいますか、細かい指示あるいは助言をしながら進めていくのが現時点ではいいのかなというふうに考えております。

もちろん、先ほど言いましたとおり、地域的に規制がかかっているところは、やはり、それぞれの所管部局では難しい部分があるのは重々承知しておりますので、ある意味、機械的に行けるところは、例えば、建築部であるとか、農政部であるとかについては、行財政改革推進部が仲立をし、指導しながら取組を進めていくというようなことで。

いずれにしましても、市の財産というのは本当に大切なもので、売却するに当たってもまちづくりの観点から考えていかなければなりませんので、連携をする、その連携の中心は行財政改革推進部が行いながら、今まで管理していた各部ときっちり連携を取って進めていきたいというふうに考えております。

**○横山委員**　学校以外の公共施設の対応についても大きな課題になっているということは理解していますし、当然、市として考えていないことではないのだということはるる理解しているところですけども、一方で、北都商業は市民の声を受けて市が造った学校でもあります。そのため、廃墟として朽ちていくのを見ていられない市民はやっぱり多いんだと思います。

どうしていくかは今、副市長にお答えいただいたようなことでぜひ検討していただきたいと思いますけれども、市街化調整区域や住居専用区域もそうですけど、用途制限があるところは何らかの対応をしていかないと出口が見えないんじゃないかなと、ぜひ早急に検討をしていただければよろしいんじゃないかなというふうに思います。

この議会の一般質問でも教育予算のことを取り上げましたし、今日もほとんどの時間を教育予算に関わることの質疑をさせていただきました。

市教委の最も重要な役割は教育条件整備にあるというふうに思いますが、それは財政の裏づけがあってのことだと思います。学校教育に対する様々な社会からの要請ですとか、施設の老朽化への対応など、必要な事業は拡大しているのに教育予算は増えているわけでありません。総体的には減っているのではないかと見える部分もあります。

子どもの未来が大切だと言いながらも、そういった現状に甘んじているのは自治体として恥ずかしいのではないかなということさえ思っています。教育予算に関する考え方を根本的に見直す議論が必要なのではないかなというふうに思います。

市教委は、限られた予算の中で様々な工夫をしながら新たなことをやります。でも、そのために

は何かを抑えて、または、削ってということで苦労していることをこの６年間ずっと聞いてまいりましたので、答弁はもらいませんけども、市長部局で、教育予算を手厚くと言わないまでも、今、ほぼ５％ぐらいですよね。１％とは言いませんが、０．５％ぐらい積み増し、新たな課題に応えていくことを教育委員会に求めていくことをお願いして、ちょっと時間は早いですけども、私の質疑を終わりたいと思います。

**○笠井副委員長**　少し早いですが、休憩に入ることでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

**○笠井副委員長**　暫時休憩いたします。

休憩　午後２時３８分

---

再開　午後３時１０分

**○品田委員長**　再開いたします。

御質疑願います。

**○えびな委員**　こんにちは。

正面を見ると桝井副市長のお顔が見えますが、久しぶりにお顔を見たような気がします。

私からは、文化財の保存、活用について、まず伺ってまいります。

文化庁によりますと、文化財とは、我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産のことと言われています。

では、財産って何なんでしょうかということですが、文化財には、国が指定するもの、道が指定するもの、そして、市が指定するものがありまして、文化財保護法に定義されています。有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、そして、伝統的建造物群の６つに分類されております。ここからまた細かく分類されていくと思うんですけども、まず、本市におけるその文化財の保存や活用について、文化財の保存、維持管理に係る内容とその決算額についてお示しください。

**○坂本社会教育部文化振興課長**　文化財の保存、維持管理に係る事業としましては、経常費の文化振興費と臨時費であります文化財保存費の２事業がございます。

まず、文化振興費では、主なものとして、養蚕民家の管理人報酬や上川郡農作試験所事務所棟と旧永山戸長役場の機械警備代、それと、養蚕民家と上川郡農作試験所事務所棟の土地借り上げ代などとなっており、そのほか、文化賞の授与に係る経費も含めまして、事業費全体では決算額３８９万１千７８８円となっております。

次に、文化財保存費では、旧永山戸長役場や上川郡農作試験所事務所棟などの修繕、東旭川にあります旧第１小学校の敷地に建っております樹齢１００年を超えると推定されております梅の木や養蚕民家の養生、神居古潭竪穴住居遺跡の草刈りなどに係る経費となっており、事業費全体の決算額で５００万１千５５９円となっております。

**○えびな委員**　それぞれ文化振興費が３８９万１千７８８円、文化財保存費が５００万１千５５９円とのことです。

旭川市が指定する文化財は１３あると伺っております。どういったものがあり、そして、指定した理由などをお聞かせください。

**○坂本社会教育部文化振興課長**　本市が指定しております文化財は、まず、建造物としては、上川郡農作試験所事務所棟と永山屯田兵屋、養蚕民家、旧神居古潭駅舎の４件、史跡としては、近文山国見の碑の１件、天然記念物としては、梅の木と神居古潭おう穴群の２件、歴史資料としましては、旭川兵村中隊記録とその追加分、第七師団関係記録、知里幸恵遺稿ノートの４件、考古資料といたしましては、錦町５遺跡出土の斧柄と蕨手刀の２件があります。

旭川市文化財保護条例では、市にとって特に文化的価値が高いものを所有者等の同意を得て文化財に指定することができると規定しており、指定に当たっては、教育委員会から諮問し、文化財審議会からの答申を得る必要がございます。

指定した理由等についてでございますが、例えば、上川郡農作試験所事務所棟は、明治１９年８月、道庁の農作試験場として建設され、その後、種々の経過を経て、明治２２年、駅逓として開設されており、建物は長年の使用により改造されていますが、かなり原型をとどめており、上川地方に現存する最古の建物であること、養蚕民家は、明治３１年にこの土地に入植した福島団体の方々が明治４２年に郷里の福島地方の養蚕民家を模して建てたもので、現在では、道内ではもちろん、郷里、福島にも見られないほどの原型を保っており、上川開拓に関わる資料として貴重なものであることから、文化財に指定されたものでございます。

**○えびな委員**　本市の文化財と指定した理由について詳しくお答えいただきました。

いずれの文化財も、上川開拓の貴重な資料であったり、歴史を示すアイヌ文化の前の擦文文化、これは１千年以上前の文化なんですけども、そういった考古資料であったりとのことで、市にとって特に文化的価値が高いものを所有者等の同意を得て文化財に指定しているとのことでした。

これらの市の指定文化財をどのように保存しているのでしょうか。

**○坂本社会教育部文化振興課長**　文化財保護条例では、市民、所有者等の心構えとして、文化財が貴重な財産であることを自覚し、その保存に努めるとともに文化的活用に協力しなければならない旨を、また、管理の義務として、市指定文化財の所有者等は、その文化財を管理し、適正な保存または活用に努めなければならない旨を定めており、先ほど答弁しました文化財の所有者は、本市や国、民間の団体など、様々でありますが、それぞれの責任の下、必要な修繕も含め、適切に管理、保存されております。

**○えびな委員**　市指定文化財の所有者等は、その文化財を管理し、適正な保存または活用に努めなければならないと文化財保護条例に定められており、適切に管理、保存されているとのことです。

では、維持管理に当たり、課題や工夫していることはありますでしょうか。

**○坂本社会教育部文化振興課長**　文化財の中でも、特に建造物を適切に維持管理するためには、機械警備代や冬の養生代など、一定の経費が必要となるほか、例えば、上川郡農作試験所事務所棟につきましては、雑草や落ち葉、雪などの日常的な管理に苦慮しているところでございます。

予算の確保も困難となっており、必要な状況が生じたときは職員自らが草刈りや除雪作業を行うなど、その維持管理に努めているところでございます。

**○えびな委員**　課題としては、一定の経費である予算の確保が困難であること、文化財保存費５００万１千５５９円の中から、複数の建物の修繕や養生、草刈りをやりくりしているので、それは大変だと思います。あと、これは工夫と言うのかは分かりませんが、職員が草刈りや除雪作業などをしているとのことです。

文化振興課の坂本課長は草刈りをしているのでしょうか。

**○坂本社会教育部文化振興課長**　私も、ほかの職員と一緒になりまして、これまで何度か草刈り作業を行わせていただいております。

また、令和４年度からは、毎年、青年会議所のメンバーが主体となった有志の方々に上川郡農作試験所事務所棟の敷地の草刈り作業をボランティアで行っていただいており、このようなボランティア活動にも支えられながら文化財の管理が図られている状況でございます。

**○えびな委員**　安心しました。坂本課長も率先してきっと文化財の保存状況等を見極めながら草刈りを行っているということでございますね。愛情を持って作業を行っている職員さんたちに心より感謝を申し上げます。

さて、その毎年草刈りを行っている上川郡農作試験所跡地を含め、ふだんは日の目を見ないものが多いように感じます。保存するだけでは、ただ朽ちていくだけで、市民の目にも触れるよう、将来的に活用を考えていくべきかと思いますが、見解をお示しください。

**○田村社会教育部長**　地域の歴史や文化を知ることは、郷土愛を育み、地域の愛着心の向上にもつながるものでありまして、重要なことであるというふうに認識しているところでございます。

旭川市文化芸術振興基本計画では、地域の歴史的文化遺産の保存及び活用に関することを基本項目として定めておりますが、指定文化財など、次世代に継承すべき歴史的文化遺産を適切に維持管理するとともに、市民が文化財を理解し、親しむ機会の充実を図るため、文化財を公開、活用することとしておりまして、今後につきましては、旧永山戸長役場、上川郡農作試験所事務所棟、また、養蚕民家などにおきまして、現状の変更については種々制限がございますけれども、例えば、カフェですとか、宿泊体験施設など、民間によります活用につきまして、文化財審議会の御意見などもお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

**○えびな委員**　いろいろ検討してまいりたいということで、ぜひよろしくお願いします。

何でそのまちを知ることができるかですが、人口や面積、産業といった表面的なものだけでは分からない部分があって、文化財を通して知る歴史や文化はまちそのものだと言えると思います。

例えば、姉妹都市の南さつま市には、加世田麓という武家屋敷群があり、薩摩藩外城として栄えた町並みが残っています。そして、ほかに視察で行った鹿島市は、酒蔵通りとかやぶきの町並みで構成されている２つの貴重な重要伝統的建造物群保存地区を有する肥前浜宿があり、鹿島酒蔵ツーリズムで大勢の観客が訪れるところであります。また、中核市サミットで行きました宇都宮市も、大谷の奇岩群と採石産業の文化的景観が、自然と石を掘る人々の営みが共生する景観でありまして、重要文化的景観として国の選定を受けており、大変見応えがありました。

こういった文化財を通してそのまちへの愛着が湧くといった効果もあると言えるのではないでしょうか。

２０２４年のユネスコ創造都市サブネットワーク会議で神戸のユネスコ協会からいらしたお客様は旭川市の博物館を見に行かれました。博物館に入っている旭川市の文化財の永山屯田兵屋も見たと思うんですけれども、文化財は長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重なものですから、市民と分かち合える形をぜひつくっていっていただきたいと申し上げ、この項目の質疑を終わります。

続きまして、市民文化会館の利用状況と新文化ホールの計画について、決算状況を把握しながら

現状の整理をしていきたいと思っております。

まず、１０款５項５目市民文化会館費について伺います。

市民文化会館の管理運営に係る決算の概要をお示しください。

**○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長**　市民文化会館の管理運営につきましては、文化会館管理費、文化会館設備費、文化会館補修費の３つの事業がありまして、それぞれの令和６年度の決算額につきましては、文化会館管理費が２億１千９３５万６千７８６円、文化会館設備費が２千４７８万４千９２０円、文化会館補修費が２千２６０万５千円となっております。

**○えびな委員**　市民文化会館の管理運営に係る３つの事業費の決算額をお示しいただきました。

それでは、それぞれの概要についても教えてください。

**○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長**　文化会館管理費は市民文化会館の管理運営に関わる燃料費や光熱水費、小規模修繕、利用者対応や舞台設備の操作、清掃、警備などの各種委託料に係る事業費で、文化会館設備費は文化会館の舞台照明設備や音響設備の賃貸借に係る事業費、文化会館補修費は比較的大きな規模の改修を行うための事業費でありまして、令和６年度におきましては大ホールの幕の改修と非常照明用の蓄電池の取替えを行っているところでございます。

**○えびな委員**　管理費は、燃料費や光熱水費、小規模修繕ほか、清掃、警備など、各種委託料に係る事業費とのお答えでした。

資料要求もいたしましたが、過去１０年間の管理運営費の決算額の推移についてお示しください。

**○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長**　平成２７年度から令和６年度までの決算の推移につきまして、管理運営に関わる経常的な事業費であります文化会館管理費の主な増減の状況について申し上げます。

平成２７年度に１億５千３５５万７千９６９円であったものが、平成３０年度には光熱水費の減等によりまして１億３千３１６万１千６０６円に減少しましたが、その後は上昇に転じまして、１０年間で６千５７９万８千８１７円の増となっております。

**○えびな委員**　この１０年間で約６千５８０万円の管理費が増えたということでございます。

このグラフを見ますと、平成３０年度まで緩やかな減少をした後、令和元年度から再び緩やかに上昇し、特に、令和５年度と令和６年度との増加幅が約４千１８０万円と大きいことが分かると思います。この急激に管理費が上昇した原因についてお答えください。

**○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長**　文化会館管理費が令和５年度の１億７千７５４万２千４６０円から令和６年度２億１千９３５万６千７８６円へと増加した主な理由ですが、市民文化会館のボイラーは旧総合庁舎と７条駐車場との共用となっておりまして、総合庁舎の移転に伴いまして、このボイラーに係る委託業務ですとか燃料費が総務部から移管になったことによるものでございます。

**○えびな委員**　令和６年度の管理費急騰の理由としては旧総合庁舎と７条駐車場と共用していたボイラーに係る費用が文化会館の管理費に切り替わったからとのお答えでした。庁舎建て替えに伴う要因とはいえ、痛い上昇かと思います。

次に、市民文化会館の使用料収入の決算額、大ホール、小ホール、公会堂の利用件数の実績をお示しください。

**○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長**　令和６年度の市民文化会館使用料の決算額につ

きましては、５千５８２万３千８８７円となっております。

また、催事の件数で申し上げますが、令和６年度の利用件数につきましては、大ホールが２２５件、小ホールが２２４件、公会堂が１７８件となっております。

**○えびな委員**　過去１０年間の使用料収入の決算額の推移についてもお尋ねします。

**○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長**　市民文化会館使用料につきましては、平成２７年度に過去１０年間で最も多い６千７３３万７千５２７円を収入しておりましたが、令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和２年度には２千３９１万７千８７５円まで低下しました。その後、感染対策の基準緩和等によりまして営業の回復が図られてきましたが、コロナ禍以前の水準には達していない状況にございます。

**○えびな委員**　こちらも先ほどの資料要求したグラフに記載がありますが、実線の管理費はここ数年で上昇が加速化しているのに比べ、点線の使用料は、令和２年度以降、増加しつつも、令和６年度には伸びが鈍化しています。一概に比べられないのかもしれませんが、平成２７年度は管理費に占める使用料の決算額の比率が半分ほどだったものが、令和６年度は、ボイラー移管の影響があるとはいえ、４分の１まで減ってしまっています。つまり、年間でならすと、１回の利用があったとき、その使用料の倍のコストがかかっていた管理費がこの１０年間で４倍のコストに上昇したと言い換えることができると思います。

次に、過去１０年間の大ホール、小ホール、公会堂の利用件数の推移についてお伺いいたします。

**○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長**　平成２７年度から令和６年度までの各ホールの催事の件数の推移でございますけれども、大ホールにつきましては、平成２７年度から３０年度までは２１０から２２０件台で推移しており、コロナ禍により令和２年度には８０件まで減少しましたが、令和６年度には２２５件となるなど、回復してきたところです。

小ホールにつきましては、平成２７年度の２１９件から減少の傾向にありましたが、コロナ禍を挟んで増加に転じ、令和６年度は１０年間で最多の２２４件の利用があったところです。

公会堂につきましては、平成２７年度から令和元年度までおおむね１５０から１６０件の間で推移しておりましたが、令和６年度は平成３０年度の１８０件に次ぐ１７８件の利用があったところでございます。

**○えびな委員**　こちらも利用件数推移のグラフを作っていただきました。非常に分かりやすく、コロナ禍を挟んでＶ字回復をしています。

令和６年度の利用は、１０年前の平成２７年度と比べて、大ホールは同じく２２５件、小ホールは５件増の２２４件、公会堂は１８件増の１７８件となっています。１０年前は、旭川市の人口も約３４万人でしたから、それを考えると、なおさらよく利用が戻ったなというふうに思います。

さて、過去１０年間の管理運営費や使用料収入、利用件数等の実績や推移を伺ってまいりましたが、これらの受け止めや今後の見通しについてお示しください。

**○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長**　文化会館の維持管理や運営に関わる費用につきましては、近年の物価上昇により燃料費や光熱水費が上昇していること、委託料につきましても、受付対応や舞台操作、清掃、ボイラー保守点検など、人件費の割合が高い業務が多いことから、今後も増加傾向が続くと捉えております。また、施設設備の老朽化による様々な改修費用についても増えていくものと考えております。

利用件数につきましては、先ほどお答えしましたとおり、大ホール、小ホール、公会堂においては、おおむねコロナ禍以前の水準に回復してきておりますので、この状況が続くものと捉えております。

一方で、市民文化会館使用料につきましてはコロナ禍以前の水準には至っていないところでありまして、これにつきましては、令和２年４月１日からの使用料の改定の際に使用料が上がったものもありましたが、小ホールの全使用区分の平均で９．６％、会議室で同じく６１．５％、楽屋が同じく５４．９％と、使用料が下がったものが多かったことが影響しているものと捉えております。

なお、使用料につきましては、全庁的な取組として、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）に基づき、適正なコストを反映させた改定を図るよう、準備を進めているところでございます。

**○えびな委員**　文化会館管理費などは、物価上昇や人件費の影響もあって、今後も増加傾向が続くという見通しでした。また、今年度は２千２６０万円ほどであった補修費についても、老朽化に伴う改修費も上昇は避けられないとのことです。使用料についてもそういったコストを反映させた改定を図っていくとのお答えでした。利用件数が戻っているだけに、本市の文化会館に係る費用の課題というのが見えてきたところです。

旭川はこういった決算状況でありますが、ほかの中核市などの同規模施設の管理運営費や使用料収入について、統計資料などでも構わないのですが、把握していますでしょうか。

**○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長**　他都市の管理運営費や使用料収入については把握していないところでございますが、公益社団法人全国公立文化施設協会の令和６年度劇場・音楽堂等の活動状況に関する調査報告書に掲載されておりました施設の決算に係る調査結果で申し上げます。

貸し館収入は人口３０万人以上の２５の市・特別区の平均で１千９５６万９千円、管理運営費は同じく３０万人以上の２２の市・特別区の平均が１億２千１３９万９千円となっております。

**○えびな委員**　統計資料によると、貸し館収入が約１千９５７万円、管理運営費が約１億２千１４０万円とのお答えです。これは平均なので、どの程度参考になるか分かりませんが、文化会館の運営は基本的に大きなコストがかかっていると言えると思います。ただ、統計の平均ですと１施設当たり１億円ほどの赤字で済んでいますが、旭川は管理費だけでも１億６千３００万円の赤字ということで、次回伺う際には同規模の施設の経営状況について詳細を調べ、そして、比べていただきたいなというふうに思います。

このコストが上昇している理由の一つに運営方法によるものもあるかと思います。市民文化会館は直営方式ですが、他の中核市などの同規模施設の管理運営方法は把握していますでしょうか。

**○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長**　先ほどの質問と同様、公益社団法人全国公立文化施設協会の令和６年度劇場・音楽堂等の活動状況に関する調査報告書の調査結果によりますと、人口３０万人以上の市・特別区の１４４の施設で指定管理制度を導入しているのが１０９施設、直営が３０施設、その他が５施設となっているところでございます。

**○えびな委員**　全国では指定管理者制度を導入しているところが全体の約７５％に上るということでした。直営方式にも指定管理者方式にもメリットとデメリットはありますが、これは新文化ホールにも関わってくる課題だと思いますので、そちらについてもお話を伺ってまいります。

まず、新文化ホールの計画策定に関わる決算の概要についてお示しください。

**○田島社会教育部文化ホール整備担当部長**　（仮称）新文化ホールの計画策定に関わる決算額につきましては文化施設等整備費として８３２万５千８１４円となっており、その内容は新文化ホールの整備に向けた基本計画策定に係る検討会運営などの委託費や他都市施設の調査費などとなっております。

**○えびな委員**　建て替えに向けたこれまでの検討経過についてもお示しください。

**○田島社会教育部文化ホール整備担当部長**　現在の市民文化会館ですが、約１千５００席の大ホールのほかに小ホールや展示室などを有する施設としまして、市民のほか、周辺地域の方々にも利用される文化芸術活動の拠点としまして長く親しまれております施設でございます。

開館から５０年が経過しまして、施設の老朽化が進んでいることや耐震性能の不足などへの対応が必要でありますことから、令和４年度に学識者や利用団体などで構成します市民文化会館の在り方検討会を立ち上げ、大改修と建て替えについて議論しまして、費用面なども含めた双方の利点や課題などを整理しまして、また、専門機関による評価なども踏まえまして、建て替えする方向で検討を進めることとなりました。

その後の令和５年度には次世代へつなげる文化交流活動の拠点を基本理念とします基本構想を策定し、目的がなくても施設を訪れることのできる日常利用やまちづくりの観点から整備を行うなどの７つの基本的な役割の実現と鑑賞、活動、交流、発信の４つの機能を備えることを目指し、昨年度より、基本計画の策定に向け、検討会にて議論をするなどの取組を進めているところでございます。

**○えびな委員**　これまで、令和４年度には市民文化会館の在り方検討会を立ち上げ、建て替えを行うという結論を導き出し、昨年度より基本構想を基に基本計画検討会を行っているとのことでした。では、その検討状況についてお聞かせください。

**○田島社会教育部文化ホール整備担当部長**　昨年度は、検討会での議論を踏まえ、建設予定地を旧総合庁舎跡地と決定し、その後、検討会では、各委員による建設予定地の現地見学を行い、周辺施設の状況や歩行者動線などのアクセス性、また、大型の搬入車両の利便性などについて調査や議論を行いました。

検討会では、このような取組と他都市の最新施設の事例などを踏まえまして、ホールやエントランスなども含めた各部屋が利便性よく利用できるための工夫など、各委員が理想とする施設の在り方について２つのグループでワークショップを行いまして、議論の内容を形にしたイメージ模型をそれぞれ作成したところでございます。

**○えびな委員**　建設予定地を旧総合庁舎跡地に決定し、２つのグループに分かれてワークショップを行い、議論の内容をイメージ模型に落とし込んだということです。文化会館や市庁舎の１階で私も拝見いたしました。この中には御覧になった方も多いと思います。

今後、新文化ホールの規模や内容はどのように決まっていく予定でしょうか。

**○田島社会教育部文化ホール整備担当部長**　基本計画の策定に向けましては、昨年度の検討会の議論を踏まえ、作成しました２つのイメージ模型を活用しまして、検討状況の説明とともに、多くの市民の意見や要望などを収集するために、今年度より、説明会の開催や模型を展示し、あわせて、建て替えへ向けた議論を行っていることについて、できるだけ多くの市民の方々へ知っていただけ

るようにＰＲをしてまいりました。

これまでいただきました幅広い意見や要望の反映とともに、基本構想で定めた施設機能や役割を果たす施設となるように、引き続き、検討会での意見を伺いながら、実現可能性を踏まえ、施設規模や内容の検討を進めていきたいと考えております。

**○えびな委員**　基本計画検討会でさらに幅広い意見を聞きながら、実現可能性を踏まえて施設規模や内容の検討を進めるとのお答えでした。多くの市民にも２つの模型を見ていただいたとのことです。この模型を見た市民からはどのような反応が見られたのでしょうか。

**○田島社会教育部文化ホール整備担当部長**　２つのイメージ模型ですが、検討会の意見を参考としまして、施設の外観のほかに、個々の部屋の大きさや役割など、それぞれの特徴について分かりやすくなるように工夫を加えたほか、施設の利用のされ方や活動の様子なども分かるように、利用する人、また、テーブル、椅子などの模型も配置しまして作成したところです。

今年４月から文化会館のエントランスホールに展示しまして、説明会の開催ですとか、市役所本庁舎、旭川駅、また、イオンモールなどにも一定期間展示させていただきまして、文化会館へイベントなどで訪れる児童生徒の皆さんにも説明する機会をいただきながら意見や要望などを伺っているところでございます。

このイメージ模型につきましては、新しい施設でどのような文化芸術活動をしたいのか、市民の皆さんから意見や要望を集めるためのものでございまして、実際の施設設計には関係はございませんが、模型を活用して、見える形でＰＲすることでこれまで文化会館を利用されたことがない方などにも興味を持っていただけたものと認識しております。

例えば、エントランスホールを展示空間などとして利用すること、活動内容が外から見えるようにして文化芸術活動を発信すること、また、大きな部屋を多目的に利用できるようにして、様々な活動に対応できるようにすることなど、模型を通して施設の利用方法について提案することで多くの御意見をいただいておりますので、今後の計画策定に生かしていきたいと考えております。

**○えびな委員**　２つのグループのワークショップの結果が模型になっているわけですから、模型にもいい部分があると思います。実際には、あくまでもイメージ模型であり、施設の設計とは関係ないとのお答えでありますが、よいアイデアは計画策定に盛り込むことも検討していいのではないかと思います。

さて、話は替わって、７条地下駐車場ですが、ボイラーのコストが上がっているということが先ほど話に出てきました。新文化ホールの整備によっては影響が出てくることと思いますが、今後どうなる予定でしょうか。

**○田島社会教育部文化ホール整備担当部長**　新文化ホールの計画ですが、施設の規模や内容も決定していない基本計画の策定段階でございますので、施設の整備が現在の７条地下駐車場に影響するのかどうかにつきましては現段階でまだ判断できない状況にございます。

今後、基本計画の策定などから施設規模や位置などが明らかになっていくものと考えておりますが、地下駐車場は、老朽化が進み、継続して利用する場合には令和１６年度までに改修整備するなどの対応が必要であると担当部から伺っておりますので、新しい施設の規模や施設の決定などの検討では地下駐車場を管理する担当部と調整を図りながら進めていきたいと考えております。

**○えびな委員**　継続利用するのであれば、タイムリミットは令和１６年度とのことでした。雪や雨

の影響を受けない地下駐車場というのはいいんですけれども、２２時から朝８時までは止められないですし、冬季の夜間は消防設備がある関係で暖房を入れていると聞いております。ランニングコストや今後の改修整備に予算がかかることも含めて検討していただきたいと思います。

文化会館の話に戻りますと、決算質疑を通していろいろなことが見えてきました。１０年間という短いスパンの中で、使用料に対する運営コストが１件の利用につき２倍近くに上昇しています。利用者数は増加傾向にありますが、土日、祝日だけではなく、平日に喜んで使っていただけるような施策も必要かと思います。

今後、人口減少が進む中で、ハードの整備の計画だけではなく、管理運営の側面からも考えながら持続可能な新文化ホールの在り方を検討すべきではないかと思います。教育長に見解をお伺いいたします。

**○野﨑教育長**　管理運営の側面からも考えて持続可能な新文化会館の在り方を検討すべきという質問でありました。イメージ模型を活用し、いただいた意見や要望の中には、施設の管理や運営方法に関わる内容についても多く御意見をいただいたところであります。市民の皆さんも管理運営については関心が高い項目であると改めて認識をしたところであります。

基本構想においては、次世代へつなげる文化交流活動の拠点ということで、将来を見据えたふさわしい施設となるように、基本的な役割の一つとしてコストパフォーマンスを掲げているところであります。単に効率のみを重視するのではなくて、新たな魅力や価値を創出するための持続的なサービスの質の向上を目指していこうという考え方であります。施設の整備に関わるイニシャルコストと運営に関わるランニングコストの適正化を図りたいという趣旨であります。

そのため、新たな施設の規模や内容の検討とともに、例えば、コンサートなどの誘致をするプロモーターへのヒアリングや施設の稼働率が高い他都市の施設について調査研究しながら、新しい文化ホールを多くの方が利用をしたくなる、使いやすくなるよう、管理や運営に関わる内容についても検討会で十分議論しながら計画の策定を進めていきたいというふうに考えております。

**○えびな委員**　教育長から、新文化ホール基本構想、次世代へつなげる文化交流活動の拠点についてもお話がありました。

今の文化会館を建てるとき、旭川市には十分な予算がなく、せめてどんちょうは長く市民の宝になるようなものにしたいとの思いで、当時の五十嵐広三市長が芸術家の棟方志功さんに乱舞する７人の天女の絵をお願いしたそうです。ちなみに、この７人の天女は北斗七星の化身だとのことで、今も大ホールにつり下げられています。

在り方検討会の意見を見ましても、費用をかけて建て替えるのであれば、夢のあるもの、子どもたちに伝わっていくものを造っていただきたいです。また、実際の使用者となる子どもたちが使用したいと思えるような施設の建て替えを想定し、準備していくことが必要とありましたが、こちらの意見には私も共感をいたしております。

令和５年に福岡県柳川市へ行政視察をしてまいりました。柳川市は川下りが有名なのですが、川下りとは、昔ながらの掘り割り、約４２０年前に柳川城築城の際に整備された人工の堀をどんこ舟に揺られながら巡ることです。柳川は、近代日本を代表する詩人、北原白秋が生まれ育ったまちでもあります。

その日本国指定名勝、文化財ですが、それにも指定された水郷柳河の掘り割り沿いに水都やなが

わという文化会館が令和２年に完成しております。そこが視察の目的地だったわけですけれども、メインの白秋ホールは、客席後方の壁を開放すると、ロビーや掘り割りと連続した空間をつくることができ、掘り割りに着いた舟から役者がホールに入ってくる演出も可能です。

例えば、そちらが客席でこちらが舞台だとすると、そちらの後ろの壁が開いてホールにつながります。また、ホールから窓ガラスが見えるんですけど、そこの窓ガラスも開いて掘り割りにつながるというような空間なんですね。延べ床面積は約５千９００平方メートルと、旭川市の今の文化会館からすると約半分の面積、半分の規模ですけれども、実に町並みや歴史、そして、文化を取り入れたホールでございました。

コストはしっかりと意識しながら、市民の誇りと愛着を育む道北のランドマークである新文化ホールの検討を進めていただくことをお願いし、私の質疑を終わります。

**○品田委員長**　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午後３時４９分

---

再開　午後３時５０分

**○品田委員長**　再開いたします。

御質疑願います。

**○石川厚子委員**　私の会派の質疑の残り時間は５８分ということなので、時間内に終わるように質疑を進めていきたいと思います。

初めに、学校教育部に教育支援センター運営費についてお伺いします。

ゆっくらすという名称は、ゆっくりゆったり過ごせる心の居場所づくりを目指して命名されたとこのように伺っておりますが、まず、事業概要と決算額をお示しいただきたいと思います。特に、令和６年度はどういった事業を実施したのかもお知らせいただきたいと思います。

**○中山学校教育部教育指導課主幹**　教育支援センター運営費につきましては、不登校及びその傾向のある児童生徒に対し、心の居場所づくりや学校への登校再開に向けて支援するとともに、豊かな情操や社会性の育成を図るため、学校、家庭、関係機関と連携を図りながら、カウンセリングや教育相談、体験活動や学習支援、集団活動等を行うことを目的として実施しているものであります。

令和６年度の決算額につきましては１千７９０万６千円であり、主な内訳につきましては、専任指導員の報酬等が１千７１１万円、消耗印刷費等が４９万１千円などとなっております。とりわけ、令和６年度につきましては、通所児童生徒に対する支援を充実させるため、自宅等にいる入所児童生徒に対し、ＩＣＴを活用した遠隔による学習支援や教育相談を実施することができる環境を整備したところであります。

**○石川厚子委員**　ＩＣＴを活用した遠隔による学習支援や教育相談を実施したとのことです。

日章小学校から発信していると伺っておりますが、利用した児童生徒数とその効果についてお示しいただきたいと思います。

**○中山学校教育部教育指導課主幹**　ＩＣＴを活用した遠隔による支援につきましては、通所することができない状況にあった児童生徒５人が、個々のペースに応じ、自宅から学習支援や教育相談を受けたところであり、遠隔による支援を経て通所することができるようになったケースもあることから、児童生徒の社会的自立に向けた支援の充実につながったものと考えております。

**○石川厚子委員**　通所することができるようになったケースもあったということで、一定の効果はあったのかなというふうに思います。

そこで、令和６年度の不登校の児童生徒数と昨年度から開始したＩＣＴを含むゆっくらすを利用した児童生徒数をお示しいただきたいと思います。

**○中山学校教育部教育指導課主幹**　本市小中学校における令和６年度の不登校児童生徒数につきましては、現時点では国が調査結果を公表していないため、具体的な数値は申し上げられませんが、速報値では依然として５００人を超えている状況にあります。

ゆっくらすについては、６４人が入所し、個々の状況に応じて、通所による支援やＩＣＴを活用した支援を行っております。

**○石川厚子委員**　不登校児５００人以上のうち、ゆっくらすを利用した方は６４人にすぎないということですね。この通所、利用ができない理由はどこにあると考えられますか。

**○中山学校教育部教育指導課主幹**　ゆっくらすに入所しているものの、通所が難しい児童生徒については、不登校の状況にありますことから、複数の要因が複雑に絡み合っているものと思われます。主な要因といたしましては、不安や緊張等、心理的な原因や昼夜逆転等による生活リズムの乱れなどが考えられるところでございます。

**○石川厚子委員**　複数の要因が複雑に絡み合っているということですね。

ゆっくらすに通所するには保護者の送迎が必要なのでしょうか。

**○中山学校教育部教育指導課主幹**　ゆっくらすへの通所手段につきましては、職員と児童生徒及び保護者による入所面談の際、児童生徒の発達段階や居住地からの距離等を踏まえ、保護者が決定することとしており、今年度につきましては、保護者による送迎が約７割を占めているものの、公共交通機関の利用や自転車により通所している児童生徒もいる状況であります。

**○石川厚子委員**　保護者の送迎が７割を占めているということですね。歩いて通える小学校と違って、ゆっくらすからは遠いところに住んでいらっしゃる方も多いと思います。

ゆっくらすに通わせたいのだが、仕事の都合で送迎できないという声を聞きました。特に、小学校低学年の場合、学校に通えない子がバスに乗ってゆっくらすまで通うというのは大変難しいと思います。送迎できない保護者はＩＣＴを活用するしかないということなのでしょうか。

**○中山学校教育部教育指導課主幹**　通所手段を保護者の送迎としていたものの、都合により通所できなくなった場合には、ＩＣＴを活用した遠隔による支援のほか、職員が当該児童生徒の自宅を訪問するアウトリーチ支援を行うことが可能となっております。

**○石川厚子委員**　アウトリーチ支援が可能とのことですが、自宅に訪問してもらいたくないなどの理由で難しいということも聞いております。

以前に不登校特例校を設置すべきと質問したことがありましたが、市は統廃合になる学校の校舎を利用した小中一貫の義務教育学校を念頭に多様化学校の開校を目指す、そのように報道されております。

多様化学校の開校により不登校は解消される見込みなのか、お答えいただきたいと思います。

**○工藤学校教育部教育指導課長**　様々な要因により登校が困難となっております児童生徒に対しては、不登校の状況に応じて、地域での居場所づくりを含めました多様な教育機会を確保するための取組を総合的に進めていくことが重要であります。このため、ゆっくらすに加えまして、校内教育

支援センターを中学校２校に新設し、登校再開へつなげる支援を開始したほか、いじめ防止対策推進部と連携し、相談窓口やフリースクール等の周知などに取り組んでおります。

学びの多様化学校では、授業時数を減らし、ゆとりある柔軟な教育課程の編成ができ、また、少人数できめ細かな支援も可能となるため、不登校改善の効果を期待できることから、教育委員会職員を対象といたしまして、学びの多様化学校の詳細について研修を行ったところであります。

**○石川厚子委員**　少人数できめ細やかな支援が可能ということですね。

不登校の原因は、学校生活にやる気が出ないですとか、友人関係、親子関係、いじめなど、多岐にわたるというふうに思います。以前は子どもが学校に行き渋りますとどなりつけてでも行かせたものですが、今は様子を見よう、そういった風潮になっているかなと思います。ただ、そんな場合であっても不登校のお子さんを抱える保護者は不安な日々を過ごされていることと思います。

多様化学校の開校により、そんな保護者の不安に少しでも寄り添うことができればと期待いたしまして、この項目は終わらせていただきます。

続きまして、同じ学校教育部に高台小学校ＰＦＩ整備費についてお伺いします。

まず、事業概要と決算額をお示しください。

**○板東学校教育部学校施設課長**　高台小学校ＰＦＩ整備事業の概要については、民間事業者が資金を調達し、建物の設計、建設を行い、市に所有権を移転させた上で維持管理までを一括して行うものであります。

令和６年度の決算額は、ＰＦＩ方式による高台小学校の移転、増改築に係る施設整備費の割賦払い及び維持管理業務の委託料として７千３０６万７千６３１円となっております。

**○石川厚子委員**　決算額は７千３００万円余りということですね。

高台小学校が市内で初めてＰＦＩ事業に取り組むことになった経緯をお示しいただきたいと思います。

**○板東学校教育部学校施設課長**　高台小学校へのＰＦＩ事業の導入については、平成１８年３月に策定した旭川市ＰＦＩ活用指針に基づき、ＰＦＩ導入可能性調査を実施した結果、従来方式と比較して本市の財政負担の縮減や単年度負担額の平準化が見込まれること、また、民間事業者のノウハウの活用による施設の質や施設サービスの向上が図られることから、高台小学校整備事業を旭川市ＰＦＩ活用指針における特定事業として選定しました。

**○石川厚子委員**　ＰＦＩ活用指針に基づき、ＰＦＩでできるものはＰＦＩを導入せよ、そういうことだったと思います。

そこで、事業範囲と事業期間についてお示しいただきたいと思います。

**○板東学校教育部学校施設課長**　事業範囲については、ＰＦＩ事業者による学校施設の設計、建設、旧学校施設の解体、撤去を行う施設整備業務、施設や設備の保守管理、警備、小規模修繕、清掃等の維持管理業務となっております。また、事業期間は契約を締結した平成２０年１２月１９日から令和７年３月３１日までとなっております。

**○石川厚子委員**　設計・建設業務、維持管理業務、旧学校施設解体・撤去業務で、維持管理期間は２０２５年、今年の３月３１日までとのことでした。維持管理期間が終了したわけですね。そこで、改めて旭川市立高台小学校ＰＦＩ整備事業審査報告を読ませていただきました。

当時、提案グループ１と提案グループ２があり、事業計画に関する事項は同点でした。業務計画

に関する事項では、安心、安全な学校づくりに関する事項以外の４項目で提案グループ２が高く評価され、提案グループ２の荒井建設グループが最優秀提案者となっております。

提案グループが２つしかなかったというのは少な過ぎるのではないかと思います。結果的に地元企業のグループが落札したことは地域経済の面からはよかったかもしれませんが、ＰＦＩ事業の実績、経験、ノウハウはありませんでした。もっと広く募集すべきではなかったでしょうか。

**○板東学校教育部学校施設課長**　ＰＦＩ事業者の募集については、平成２０年２月２２日に要求水準書を公表し、同年５月９日には現地説明会を開催したほか、入札公告は同年４月３０日から８月２７日までとし、十分な募集期間を確保してまいりました。

一方で、学校という施設の性質上、収益を求めるものではないことから、事業者にとっては、経営リスクが少なく、参入しやすい事業であった反面、大きな収益を見込めないことから、インセンティブが低いと判断されたことが結果として応募者が少なかった要因ではないかと考えております。

**○石川厚子委員**　事業者としては大きな収益を見込めないため、応募者が少なかったということですね。

２０１０年８月から２０２５年３月までの１５年間にわたり維持管理していたわけなんですが、トータルで維持管理費用は幾らかかったでしょうか。１年間にすると幾らになるでしょうか。

また、高台小学校と同程度の小学校の１年間の維持管理費用はどの程度なのでしょうか、併せてお答えください。

**○板東学校教育部学校施設課長**　事業費については、平成２０年１２月に２９億５千９８５万５千５００円で当初契約を締結し、契約期間中に割賦利息の改定等があったことから、最終的な総支払い額は２９億４千１５６万５千８７４円となります。このうち、維持管理費用の総額は２億７千３４５万８千２６４円であり、これを１年当たりに換算しますと、年間で１千８６４万４千８８１円となります。

また、高台小学校と児童生徒数や校舎面積が同程度の同規模の小学校における維持管理費は、各年度で増減がありますが、令和６年度実績では年間約３００万円となっております。

**○石川厚子委員**　事業費は３０億円弱、このうち、維持管理費が年間１千８６４万円、高台小学校と同程度の小学校の維持管理費は年間３００万円とのことなので、６倍以上かかっていることになりますね。果たしてＰＦＩ事業で進めたことがよかったのかどうなのか、疑問です。

委員長、行財政改革推進部の出席を要請したいので、取り計らいをお願いします。

**○品田委員長**　ただいま、石川厚子委員から行財政改革推進部に対する出席要求がありましたけれども、出席を求めることでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

**○品田委員長**　暫時休憩いたします。

休憩　午後４時０６分

---

再開　午後４時０７分

**○品田委員長**　再開いたします。

御質疑願います。

**○石川厚子委員**　それでは、早速、行財政改革推進部にお聞きします。

ＰＦＩ事業のメリットとデメリットを挙げてください。

**○梶山行財政改革推進部行政改革課長**　ＰＦＩ事業導入のメリットについてでございますけれども、一般的には、導入によって民間のノウハウを幅広く生かすことができることに加えまして、ＰＦＩ事業では、設計、建設、維持管理、運営を一括で発注し、性能を満たしていれば細かな手法は問わない性能発注方式が採用されておりますことから、民間による創意工夫が発揮されることで質の高い公共サービスが提供されること、一括発注や性能発注による事業費全体のコスト管理が効率的に行われることによる事業費の削減が期待できること、ＰＦＩ事業者が施設整備等の初期投資に必要な費用を調達することにより、市は施設整備費相当額を事業期間中にサービスの対価として分割して支払うこととなるため、財政支出の平準化が可能となる、これまで市が行ってきた業務を民間に委ねるため、新たな事業機会が創出され、経済の活性化に貢献することなどの効果が挙げられております。

デメリットといたしましては、民間に幅広い業務を任せることになりますので、行政がこれまで以上に民間の業務状況を把握し、管理や指導をしなければ、公共サービスの品質の低下を招く可能性があります。また、受託業者選定に当たっては、価格だけではなく、企業の持つノウハウですとか、事業計画の内容についても評価しなければならないことから、従来方式に比べて事前の手続に要する業務が増え、時間がかかるといった点が考えられます。

**○石川厚子委員**　そこで、以前にも質問させていただいたんですが、旭川市立高台小学校ＰＦＩ事業総括報告書より何点かお尋ねします。

事業執行体制について、教育委員会側体制では、ＰＦＩ基本方針の策定や導入可能性調査を担当した企画財政部企画課が関わることなく、教委側でＰＦＩ事業を進めることになるなど、教委側でのノウハウや経験の不足などから事務処理等の停滞があった、このように記されております。

市教委はＰＦＩのノウハウや経験が不足しているのは当時から明らかだったのではないでしょうか。なぜ当時の企画財政部は関わらなかったのでしょうか。

**○板東学校教育部学校施設課長**　当該報告書は平成２３年１月に策定されており、ＰＦＩ導入の検討を開始した平成１５年度から高台小学校の供用を開始した平成２２年度までの経過について取りまとめたものであります。

平成１８年３月に策定した旭川市ＰＦＩ活用指針では、ＰＦＩ導入を決定するまでの手順として、当時の企画財政部が事務局を担い、庁内にＰＦＩ導入検討会議を設置して、ＰＦＩ導入可能性調査を実施し、ＰＦＩ導入の妥当性について総合的な検証を行うこととなっております。

このことから、当時の企画財政部の役割としましては、導入可能性調査の実施や、その調査結果に基づき、ＰＦＩ導入の妥当性を判断することであり、導入決定後については事業担当部局である教育委員会が事業実施についての主体的な役割を担うことになっていたと認識しております。

**○石川厚子委員**　当時の企画財政部の役割はＰＦＩを導入するまでであり、導入後は教育委員会に丸投げというのはあまりにも無責任ではないかと思いますが、見解をお伺いします。

**○板東学校教育部学校施設課長**　事業はいろいろありますけども、全ての事業を一つの部局でやり切るというのはなかなか難しい部分があると思いますので、今回の高台小学校のＰＦＩについては、進捗管理とか導入可能性の妥当性の判断を企画財政部が行いまして、予算づけがされた後については契約、そして、事業の執行を行うなど、通常、学校教育部の事業でありますことから、学校教育

部が所管し、必要なアドバイスなどを求めることはあっても、一義的な責任というのは教育委員会にあるという認識でございます。

**○石川厚子委員**　その次ですけれども、技術部局との協力体制について、ちょっと長くなりますが、読ませていただきます。

行政手法や技術的な助言などの提言もあり、一定の連携は図られたものの、タイムリーな対応がなされなかったことが、事務の停滞にも繋がった。

設計段階では、ＰＦＩ事業における設計を管理・監督する立場にはないので、直接的な指導等ができないことから、審査書類のチェック、設計協議への参加、技術的相談にとどまり、事前チェックがなされず、効率的・合理的な業務遂行とならなかった。

建設段階では、工事監理についてはＰＦＩ事業の工事監理者（設計者）が行うこととなり、市教委からの報告を受け、技術的な相談や助言がなされたが、ほとんどが事後処理となった。

工事監理は、他の公共施設との整合性や関連性もあることから、一定程度、市が関与すべきであった。

引渡し段階では、竣工後、引き渡しを受ける際、市として完成を確認する必要があったが、建設段階と同様、管理・監督する立場にないことから、確認方法の技術的助言にとどまった。その結果、完成確認業務の一部を外部発注せざるを得なく、非効率的な事務執行となった。

今読み上げましたように、よくもこれだけ出てくるというほど否定的な言葉が連なっております。これら多くの反省に基づき、どういった検証を行ってきたのでしょうか。

**○板東学校教育部学校施設課長**　当時、ＰＦＩ事業はまだあまりなじみがなかったのかなというふうに認識しておりますけども、ＰＦＩ事業は、設計、建設、維持管理の一括性能発注であることから、従来方式の整備方法とは異なりまして、技術部局の関わり方が明確に定まっていなかったこと、また、本事業は本市で初めての事例であり、当時はＰＦＩ事業に従事する人員も十分に確保できていなかったことも円滑な事務執行に至らなかった要因と認識しております。

現在では、学校施設課の耐震化や増改築事業、また、ただいま進めております冷房設備整備等を進めるに当たり、必要な業務量を適切に把握することで当課に技術職員を配置するなど、必要な人員の確保に努めているところであります。

**○石川厚子委員**　当時はＰＦＩ事業に従事する人数も十分に確保できなかったということでしたが、よくそんな中で初めてＰＦＩを導入したなというふうにあきれてしまいます。

そこで、実際のＰＦＩの中身はどうだったのかです。

先ほど、ＰＦＩ導入のメリットとして、民間のノウハウを幅広く生かすことができるという答弁がありました。しかし、基本・実施設計について、ＰＦＩそのものが期待した民間の活力や創意工夫は特に認められなかった、このように記されております。

行政改革推進部はこれをどう受け止めますか。

**○梶山行財政改革推進部行政改革課長**　ＰＦＩそのものが期待した民間の活力や創意工夫は特に認められなかったと記載された理由として、設計期間が短期間に設定されたこと、学校建設が国庫補助事業であることから柔軟な民間事業者の提案が補助基準に合致しない場合もありといった記載もございますことから、なかなか創意工夫を発揮しにくい内容になっていた可能性があるのかなというふうに考えております。

一方で、そのような状況の中でも、地域住民や学校の要望も取り入れながら、高低差のある地形を活用し、エコやＩＣＴ環境に配慮しつつ、地域交流の場、安全、安心な学習環境が確保されたことといった評価できる点もこの報告書には掲げられておるところでございます。

また、この報告書のはじめにには記載されておりますけれども、完成した高台小学校は、子どもたちにとって親しみやすく、教育環境の教材として活用される工夫も凝らされ、快適な学習空間が提供されたものと認識していると記されておりますことから、ＰＦＩ事業によるメリットはあったものというふうに考えております。

**○石川厚子委員**　続いて、事業費のアドバイザリー業務、推進支援業務及び完成確認業務で、今後、ＰＦＩの取組を進めるに当たっては、これら委託業務の必要性について精査が必要であると記されております。この受け止めについても行政改革推進部にお尋ねします。

**○梶山行財政改革推進部行政改革課長**　ＰＦＩ導入に当たりましては、導入可能性調査ですとか、それに続く事業者の選定、契約に至る関係事業の実施については、その業務の特殊性から、金融、法務、技術等の多岐にわたる専門知識を必要とする取組となるものでございますことから、当該業務の支援を行う外部アドバイザーを活用することは有効であるというふうに考えております。

一方で、高台小学校のＰＦＩにつきましては、先ほど来答弁させていただいておりますとおり、本市として初めて実施しましたＰＦＩ事業ということもありまして、手探りな部分も多々あったのかなというふうに思いますので、このような意見が出されたのではないかというふうに受け止めております。

**○石川厚子委員**　本市として初めて実施したＰＦＩ事業なので、手探りな部分もあったと苦しい言い訳が出てまいりました。

同じ事業費の一括払いの項目で財政負担の平準化が図られたとは言い難い面があると記されております。これでＰＦＩで実施した意味があるのでしょうか、行政改革推進部にお尋ねします。

**○梶山行財政改革推進部行政改革課長**　一般的に、ＰＦＩ事業導入によりまして財政支出の平準化が図られるといったメリットが生じるものとされておりますけれども、国庫補助の対象となる施設につきましては、補助の制度上、建物等が完成する年度に支払いが集中することとなるものと考えております。

このことは、平成１５年４月に文部科学省が定めております公立学校施設整備ＰＦＩ事業のための手引書におきましても公立学校施設の整備や維持管理に関わる地方公共団体の負担額の平準化につきましては国庫補助対象以外の部分について想定されているものというふうに読み取っているところでございます。

また、報告書におきましては維持管理業務や一部の割賦払い分については平準化が図られたと読み取れる記載もございますことから、財政負担の平準化が図られたものというふうに考えております。

**○石川厚子委員**　今、答弁の中で国庫補助ということをおっしゃっておられましたけれども、総合評価で、国庫補助金制度や税制等が必ずしもＰＦＩ事業に適応していないとあります。これは何を意味するのでしょうか。また、国庫補助の金額というのは従来方式の場合と同額なのでしょうか。

**○板東学校教育部学校施設課長**　まず、国庫補助金の部分でございます。

国庫補助金については、ＰＦＩ事業に適応していないという記述が確かにあるんですけども、

我々が高台小学校を整備するに当たっては、ＢＴＯ方式ということで、建設して、所有権を移転して、維持管理をする中で所有権を市に移転しておりますので、市の所有物の学校に対しては補助金が適用されます。

一方で、ＢＯＴ方式のように、建てて、維持管理をしていただいて、最後にその建物を市が取得する場合については、建物が市の持ち物にはならないため、文部科学省のホームページの補助金の学校分野では補助金の対象にならないという記述があります。

また、税制の部分については、同じく、消費税の取扱いとか、変わってくるものもあるはずなんですけども、代表的なものとしましては、ＢＴＯ方式という我々の取った方式ですと、市が所有しておりますので、例えば、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、そういった代表的な税がかかりません。

一方で、ＢＯＴ方式という民間事業者に所有権を移転というか、所有権を持ってもらったまま維持管理する場合につきましては、不動産取得税、固定資産税など、そういったものが発生するというふうになっております。

そして、最後の補助金の金額につきましては、基本的に、文部科学省の補助金は学校の面積に対して補助が交付されますので、面積の上限を満たす満たさないということについては、ＰＦＩでやろうと、通常の従来方式で整備しようと、単価の差はございません。

**○石川厚子委員**　同じ総合評価の中に、ＰＦＩ方式は、公と民とのパートナーシップの構築という目標もあるが、実際には考え方の相違点も多く、意思疎通は難しい面もある、このように記されております。

そもそも、学校教育施設にＰＦＩを導入したことに無理があるのではないでしょうか、教育長の見解をお伺いします。

**○野﨑教育長**　学校に対するＰＦＩ方式の導入でありますけれども、学校という性質から、収益性があるような施設ではないというところもありまして、民間のノウハウを活用した運営について、効果は限定的になるのかなというところであります。

一方で、高台小学校ＰＦＩ事業を実施したことで、本市が従来方式で整備した施設よりも整備期間が大幅に短縮されました。また、その後の質の高い維持管理が継続されてきたということがありまして、総事業費の削減効果も一定程度確認できたことから、学校施設へのＰＦＩ事業の導入については一定の効果はあったものというふうに認識しているところであります。

**○石川厚子委員**　今、教育長から質の高い維持管理が継続された、このような答弁がありましたが、１５年間なんですよね。高台小学校は、この後、閉校するわけではなく、使い続けていかなければなりません。学校でも一般の住宅でもそうだと思うんですが、修繕が必要になってくるのは１５年を過ぎたあたりからだと思うんですよ。

そもそも、維持管理期間はなぜ１５年間なのでしょうか。

**○板東学校教育部学校施設課長**　どうして１５年という期間にしたのかという詳細については、国の補助金の要綱において、１５年以内に所有権を変えるといったことが発生するとよくないとあります。あと、学校施設をＰＦＩで行った事例はあまり多くないんですけども、先行事例を参考に検討し、先ほど出たアドバイザリー契約の中でアドバイスとかもいただきながら、１５年という期間を設定したと認識しております。

**○石川厚子委員**　国の補助金などの関係から１５年に設定したということなんですけれども、高台小学校というのは、先ほど教育長の答弁にありましたように、ほかの学校に比べてメンテナンスがしっかりしている、このように伺っております。それはそうだろうと思うんですよ。年間１千８００万円もの維持管理費をかけているのですからね。しかし、この後、１０年、２０年、３０年とたつと、一体どうなるのかと心配します。

昨日、上野委員から、修繕が必要な学校になかなか予算がつかない、こういった質疑がありました。高台小学校も、今後、そういったかわいそうな学校の一つになってしまうのではないかと危惧するのですが、見解をお伺いします。

**○板東学校教育部学校施設課長**　すみません。先ほどの答弁で補助金の関係から１５年と発言申し上げましたけども、詳細を確認しなきゃいけない部分があります。補助金は確かに受けておりますので、１０年以内に補助金を受けたものを処分するといったものはできないので、１５年ではなく、例えば、８年とか９年といった期間を設定することはなかったのかなというふうに認識しています。

しかし、補助金の部分については、申し訳ありませんが、詳細の確認が不足しておりました。

ただ、アドバイザリー契約といったものの中で、事業期間、１０．６％のバリュー・フォー・マネーが出る期間などを専門家に計算していただき、減価償却も考慮した結果、事業期間が１５年になったというふうに認識しておりますので、その点についての答弁は訂正させていただきたいと思います。

あと、今御質問いただきました高台小学校がどんどん老朽化していくのではないか、かわいそうな学校になるのではないかということについてです。

現状、高台小学校は、先ほど教育長の答弁にもありましたとおり、とてもいい状態で維持されております。確かに、委員がおっしゃるとおり、給水の配管の中であるとか、暖房の天井の中であるとか、そういった通常は手の届かない部分のメンテナンスというのはなかなか難しい部分があります。そういったことからいきますと、学校が老朽化し、本当に改修が必要になるというのは３０年、４０年たってからとなり、ＰＦＩ方式で整備しようと、従来方式で整備しようと、大規模改修というのはいずれかの時点で必ず発生するものというふうに我々としても認識しております。

ただ、この分科会でも何名もの委員の方に御質問をいただきましたし、一般質問でも、学校の修繕、老朽化、グラウンドの整備、そういったものにもっとお金をかけるべきだという話をいただきました。確かに、維持管理費というのは高台小学校は非常に高く、先ほどの私の答弁のとおり、１千８００万円です。通常の学校ですと、年によってちょっと違うんですけども、３００万円とか、５００万円とか、そのぐらいしかかけることができませんし、修繕費がその大部分を占めております。用務員の人件費とか、そういったものは除いていますけども、実際に修繕費で大きな差がついております。

この分科会でもいろいろ指摘を受けましたが、現状、高台小学校というのは非常にいい状態です。本当はもっとお金をかけなければいけないのかなというのもありまして、今、事後評価というものを進めております。こういった評価の中でも整理していかないといけないと思うんですけども、決してかわいそうな学校というわけではなくて、非常にいい状態が保たれている学校だと認識しております。

**○石川厚子委員**　今、国の補助金の関係で１５年かどうかははっきりしないということだったんで

すけど、そこを深追いしていると時間がなくなるので、次に行きます。

確かに、現状を見ると、高台小学校は決してかわいそうな学校ではないと思いますよ。ほかの学校に比べてメンテナンスのしっかりした学校ですからね。ただ、これから１０年、２０年、３０年、４０年とたっていったら、やはり修繕が必要になってくるっていうのはほかの学校と変わらないんですよ。ＰＦＩで建てようが、従来方式で建てようが、そこは変わらないということだと思うんです。

私は、前半の分科会で中園の最終処分場のことを取り上げました。中園は、埋立て後、２１年間にわたって維持管理を行ってきました。今後も調査を継続していくとのことです。

よく耳にする言葉に、銀行は、晴れた日に傘を貸し、雨が降ると取り上げるというものがあります。高台小学校もこれに通じるのではないかと危惧いたします。

今までの質疑を通して、総合的な評価を副市長にお伺いしたいと思います。

**○中村副市長**　現在、教育委員会では、事後評価の報告書の取りまとめを行っているということですので、最終的な評価というのはそれを見てからになりますが、今回の事例を通じまして、学校施設へのＰＦＩ事業導入については、施設の性質上、期待される効果に対する課題も見えてきたのかなというふうに認識しております。

ただ、当時を思い返してみますと、高台小学校をＰＦＩで整備するといったのは平成１７年だとか１８年で、そのあたりからの検討になります。今思い返すと、本当に旭川市の財政状況が厳しい状況でした。今持っている財政調整基金が１桁の額で、予算が足りないといって財政調整基金で充当できるかというとそれもできない、赤字になる、夕張になるんじゃないかというような状況を実際に経験してきた時代であります。

そのように、総事業費が削減される中で老朽化していた当時の高台小学校を改築していかなければならないというようなことをいろんな視点から判断して、こういった手法を取ったということであります。

評価ということでありますけれども、先ほど教育長からの答弁もありましたように、施設整備の期間の短縮、維持管理の質、そして、今申し上げたとおり、総事業費の削減といったものについては一定のメリットが見られたということで考えておりますし、全体としてＰＦＩ事業導入の効果というものは一定程度あったのかなというふうに考えております。

**○石川厚子委員**　財調が１桁になったということです。私も当時は議員でなかったと思いますけど、そういう時代があったということは記憶しております。

確かに、その財調が１桁で、もうそれ以上取り崩せない中でＰＦＩを実施したということだと思うんですよね。でも、今、副市長から、期待される効果に対する課題が見えてきた、そういった答弁もございました。課題が見えてきていながら、ＰＦＩ事業導入の効果があったというふうに言い切るのは納得できません。

委員長、総括質疑の取り計らいをお願いします。

**○品田委員長**　ただいまの御発言につきましては、総括質疑のお申出ということで取り扱わせていただきます。

引き続き、御質疑願います。

**○石川厚子委員**　学校教育部については以上で終わります。

続いて、子育て支援部に保育についてお尋ねします。

保育士確保事業費の概要と決算額をお示しください。

**○島子育て支援部こども保育課保育推進担当課長**　保育士確保事業は、市内における保育士不足の解消及び離職率の低下を図るため、保育士資格取得に要する費用や養成校卒業後に市内の保育施設等に勤務する若手保育士向けに施設が借り上げる宿舎の家賃に対する補助事業のほか、養成校に通う学生を対象とした保育施設等の見学・体験ツアー、学生や求職者のための進学・就職説明会などを実施いたしました。

予算現額６千３６２万４千５６２円に対して、支出済額は４千５６６万３千４２５円、財源は、国庫支出金３千７８１万８千円、一般財源７８４万５千４２５円となっております。

**○石川厚子委員**　そこで、令和６年の４月１日現在と１０月１日現在の待機児童数と潜在的待機児童数をお示しください。

**○熊谷子育て支援部こども保育課長**　令和６年４月１日現在での待機児童数はゼロ人で、潜在的待機児童数は２６人となっており、同年１０月１日現在での待機児童数は７人で、潜在的待機児童数は７６人となっております。

**○石川厚子委員**　この数年間、待機児童数ゼロと言われておりますが、１０月１日現在の待機児童は７人ということで、潜在的待機児童数はなかなか減らない現状です。

一方、少子化によって定員割れする保育所もあると聞いております。少子化による定員割れ対策としてどういった対策を取っておられるのでしょうか。

**○熊谷子育て支援部こども保育課長**　認可保育所や認定こども園等の利用定員につきましては、各施設からの申請に基づき、子ども・子育て審議会での審議を経て本市が設定することになりますが、近年では利用定員を減らしたいといった相談や申請が増加しております。

利用定員を減らす要因としましては、少子化等による就学前児童数の減少や地域の保育ニーズの変化に伴う定員充足率の低下のほか、利用定員に対しまして必要な保育士配置基準を満たせないといったことが考えられます。

認可保育所等の主な収入は利用者から徴収する保育料と市が支給する給付費でありまして、利用児童数の減少が収入減に直結する一方で、給付費につきましては、基本的に、利用定員が少ないほど、子ども１人当たりの単価が高く設定されていることから、利用実態に応じた利用定員を設定し、利用児童数との差を極力小さくすることで施設運営に対する影響を最小限に抑えられるものと考えております。

**○石川厚子委員**　４月１日というのは待機児童が１年で一番少ない日ですが、先ほどの答弁にありましたように、１０月には増えております。子どもが成長しますと、早生まれ、遅生まれの差というのはあまりなくなってくると思いますが、ゼロ歳児では生後１か月と生後１１か月ではまるで違いますよね。

私の孫は４月生まれなので、生後１１か月のとき、ゼロ歳児で入園し、入園後、間もなく１歳になりました。これが３月生まれですと、３月の翌４月からは入園できません。しかし、途中から入園することを見込んで保育士を確保しなければなりません。

ゼロ歳児の給付費について、９月までは定員に基づく公定価格で給付すべきと思いますが、いかがでしょうか。

**○熊谷子育て支援部こども保育課長**　出生率の低下、また、育児休業制度の充実といった社会環境や子育て意識の変化などによりまして、多くの施設で年度当初におけるゼロ歳児の入所が定員を下回っておりまして、年度途中のゼロ歳児の利用増加に備えて、年度当初から保育士を確保しなければならない現状にありますことから、当該人件費が施設運営の大きな負担となる施設もあると伺っております。

今後につきましては、各保育施設の現状を把握するとともに、引き続き保育施設として安定的な運営を確保できる施策を検討してまいりたいと考えております。

**○石川厚子委員**　次に、令和６年度から４、５歳児の保育士の配置基準が３０対１から２５対１になりましたが、旭川市はこれを実施できているのでしょうか。

**○熊谷子育て支援部こども保育課長**　令和５年１２月２２日に政府において閣議決定されたこども未来戦略に基づき実施するこども・子育て支援加速化プランの主な施策として、幼児教育及び保育の質の向上のため、令和６年度から４、５歳児の保育士の配置基準について３０対１から２５対１へ改善されたことを受け、本市が条例で定めている幼児教育及び保育に直接従事する職員の配置基準について所要の改正を行いまして、令和６年４月より配置基準の改善を行っております。

なお、国では、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間は従前の基準により運営することも妨げない旨の経過措置を設けることとした上で、配置基準の改善が可能な施設については給付費の加算を設けておりまして、本市においても令和６年度から適用しているところであります。

令和６年度の給付費における４、５歳児の配置基準の改善に係る加算取得状況については、対象施設９４施設中１９施設、取得率にして２０％となっております。

**○石川厚子委員**　取得率２０％とのことですが、配置基準の２５対１が実施できていない理由をお示しいただきたいと思います。

**○熊谷子育て支援部こども保育課長**　実施できていない主な理由といたしましては、全国的な傾向と同様に、保育士の新たな確保が極めて難しい状況にあります。

保育士資格を有していても、結婚、出産などを機に離職した後に復職していない、いわゆる潜在保育士が多いことや、新規採用が思うように進まないことにより、既存の職員体制の中でシフトを組まざるを得ず、十分な人員配置を確保することが困難となっていることが背景と考えられます。

**○石川厚子委員**　保育士不足に対して、先ほど家賃の補助事業などを挙げられましたが、ほかにどんな対策を取っていらっしゃるのでしょうか。

**○島子育て支援部こども保育課保育推進担当課長**　保育士の確保については、新たに保育士資格を取得して市内保育所に勤務を開始した方を対象に、施設が借り上げる宿舎の家賃に対する補助を行うなど、就職後の生活支援を実施しております。

また、保育士を目指す方に対しては資格取得に要する費用補助を行うほか、養成校に通う学生を対象に保育施設等の見学・体験ツアーを開催しております。

保育士資格を有しながら離職している方に対しては、再就職を支援するセミナーや保育現場での体験会を実施し、潜在保育士の掘り起こしも行っております。

さらに、旭川市立大学やハローワークと連携し、養成校や保育施設、幼稚園などが一堂に会する進学・就職説明会を開催することで学生や求職者と現場をつなぐ機会を設けております。今年度に

おきましては、内容をリニューアルいたしまして、あさひかわ　ほいくミライテラスとして、進学・就職説明会に加え、新たに、保育体験コーナーや保育施設等の利用を予定する児童の保護者向けに施設選びなどに関する相談コーナー、保育施設ＰＲコーナーなどを設け、より保育士の仕事をイメージしやすい取組として、保育士確保に向けて様々な方にアプローチを行っております。

**○石川厚子委員**　様々な方にアプローチを行っているとのことでした。

以前、市内の女性保育士さんと市内に住む転勤のない男性との合コンを市が主催してやっていたと思うんですが、その概要をお示しいただきたいと思います。また、この事業は今も継続しているのでしょうか。

**○島子育て支援部こども保育課保育推進担当課長**　令和４年度に実施した保育士離職防止事業につきましては、結婚に伴う市外転出による保育士の離職防止を目的として、市内の保育施設に勤める女性保育士と地元企業などに勤める男性との出会いの場の提供などを図ったものであります。

当日は、男性１８名、女性１６名の計３４名が参加いたしまして、５組１０名のカップルが成立したほか、その後の参加者へのアンケート調査でも一部で交際への発展が確認できましたが、一方で、事業の目的であります離職防止や転出の抑制という点において効果測定が困難であることや女性保育士のみを対象とした実施手法など、一定の課題があったことから、令和４年度限りの試行的な取組とし、令和５年度以降はほかの手法による離職防止策を検討、実施していくこととしたものでございます。

**○石川厚子委員**　保育士離職防止事業は議会の中でも評判が悪かったと記憶しております。それが理由かどうか、１年でやめたとのことですね。

この後、医療的ケア児の保育支援費についても質問を予定しておりましたが、時間の関係で割愛いたします。

子どものための教育・保育給付費の目的と決算額については、昨日、中村のりゆき委員の質問に対して答弁がありました。

そこで、以前にも質問いたしましたが、３歳未満児の保育料について、札幌市や函館市、あの北見市でさえ第２子以降は無償にしております。仮に旭川市が年齢に関係なく同一世帯の子どもの第２子以降の保育料を無償にすると、費用はいかほどになるのでしょうか。

**○熊谷子育て支援部こども保育課長**　第２子の保育料の無償化に伴う子どものための教育・保育給付費の影響額につきましては、令和７年９月１日時点で算出しますと、歳入では、市が徴収する認可保育所の保育料収入がおよそ２千５００万円減少しまして、歳出では、認定こども園等の施設が徴収する保育料収入の減少分の補填としておよそ５千２００万円の増加となります。影響額の総額は、およそ７千７００万円となっています。

**○石川厚子委員**　７千７００万円ということで、以前にも指摘いたしましたが、年収約６４０万円未満の世帯ですと、上に小学生のお子さんがいて、下の子が２歳だと、その２歳児は第２子とカウントされるわけです。しかし、年収６４０万円を超えますと、同じ小学生と２歳児でも、この２歳児は第１子とカウントされるわけなんですよね。年収によってカウントの仕方が変わるのはおかしいと思います。

３歳未満児の保育料を全て無償にすべきと思いますが、昨日の答弁ではあと４億２千５００万円ほど必要とのことなので、せめて第２子以降を無償とすべきと思いますが、いかがでしょうか。

**○向井子育て支援部長**　保育料の無償化に関しての御質問でございます。

本市の保育料につきましては、条例により、国で定められている保育料の基準額よりも保育料を低く定めており、保護者の経済的負担の軽減を図っているところでございます。

また、多子世帯の保育料につきましても、第２子の負担軽減率を国の基準である２分の１から４分の１とするほか、世帯年収が一定額以下の世帯には第２子以降を無料とする本市独自の軽減策を講じているところでございます。

また、本年８月からは子ども医療費の助成を高校生年代までに拡充したところでございますが、安心して子どもを産み育てられる環境の充実に向けては子育て世帯への切れ目のない経済的な負担軽減策が必要であるというふうに考えております。

３歳未満児の保育料の無償化につきましては、委員からも今御指摘のございました段階的な無償化ということも含めまして、国の動向を注視しながら、本市の財政状況を踏まえ、総合的に検討してまいりたいと考えております。

**○品田委員長**　石川厚子委員、時間が過ぎていますので、お願いします。

**○石川厚子委員**　３歳未満児の第２子以降の無償化はぜひやっていただきたいと申し述べまして、私の総括を除いた質疑を終わらせていただきます。

**○品田委員長**　それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前１０時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

---

散会　午後４時５０分

**○令和７年１０月１７日（金）**

開議　午前１０時００分

閉会　午後　１　時３１分

**○出席委員（１６名）**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 品田　ときえ | 委員 | 塩尻　英明 |
| 副委員長 | 笠井　まなみ | 委員 | 中野　ひろゆき |
| 委員 | 横山　啓一 | 委員 | えびな　安信 |
| 委員 | 中村　みなこ | 委員 | 菅原　範明 |
| 委員 | 上野　和幸 | 委員 | 石川　厚子 |
| 委員 | 植木　だいすけ | 委員 | 高見　一典 |
| 委員 | たけいし　よういち | 委員 | 中村　のりゆき |
| 委員 | 沼﨑　雅之 | 委員 | 松田　卓也 |

**○出席議員（１名）**

議長　福居　秀雄

**○説明員**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 副市長 | 中村　寧 | 社会教育部長 | 田村　司 |
| 子育て支援部長 | 向井　泰子 | 社会教育部次長 | 松野郷　正文 |
| 子育て支援部次長 | 岩崎　昌美 | 社会教育部社会教育課主幹 | 前川　典宏 |
| 子育て支援部子育て助成課長 | 田上　裕隆 | 社会教育部文化振興課長 | 坂本　剛 |
| 子育て支援部おやこ応援課長 | 柴田　一彦 | 博物館長 | 沼田　聡 |
| 子ども総合相談センター所長 | 草野　健一 | 監査事務局長 | 酒井　睦元 |
| 教育長 | 野﨑　幸宏 | | |

**○事務局出席職員**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局次長 | 林上　敦裕 | 議事調査課主査 | 岡本　諭志 |
| 議事調査課長補佐 | 小川　智之 | 議事調査課書記 | 桐山　未悠 |

**○品田委員長**　ただいまから、決算審査特別委員会民生子育て文教分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

それでは、昨日に引き続き、認定第１号の分担部分のうち子育て文教常任委員会所管分、認定第５号及び認定第７号の以上３件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

**○菅原委員**　改めまして、おはようございます。

早速、質疑に入らせていただきます。

今日ですが、質問というよりは、確認事項であったり、要望事項であったり、そういった趣旨のことが多いかなと思いますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

それでは最初に、３款２項１目のおやこ応援施設管理費及び３款２項３目の子ども総合相談センター管理費について伺ってまいります。

初めに、１条のツルハ旭川中央ビルにあるｗａｋａ・ｂａについて聞いてまいります。

決算額を見ると８千２００万円ほどあるわけでありますが、そのうち、施設管理費がおおむね６千万円ということであります。月額にするとおおむね５００万円ということになりますが、施設賃借料がおおむね約７３％を占めているということであります。

賃借料のおおむね６千万円に関し、現在の契約内容について確認をする意味で伺ってまいりたいと思います。

**○柴田子育て支援部おやこ応援課長**　おやこ応援施設管理費におけるツルハ旭川中央ビルの契約内容につきましては定期建物賃貸借契約となっており、使用目的は旭川市子育て支援部おやこ応援課及びそれに付随する施設として使用し、他の用途には使用してはいけないこと、借上げ面積は当該ビルの２階部分の延べ床面積１千２５７．４８平方メートル、３８０．３９坪、賃料は１坪当たり税込み１万２千４３０円の月額４７２万８千２４７円、共益費は１坪当たり税込み６６０円の月額２５万１千５７円となっており、賃料と共益費の合計は月額４９７万９千３０４円となっております。

賃貸借期間につきましては令和４年９月１日から令和２４年８月３１日の２０年間となっておりますが、令和４年第１回定例会で附帯決議が付されましたことから、期間２０年の中間年で中途解約が可能となる契約条項を追加し、利用者の声や社会経済情勢等を踏まえて検証及び見直しを行うこととした契約内容となっております。

**○菅原委員**　このことにつきましては、今御答弁があったとおり、令和４年第１回の定例会で附帯決議が出されて可決されたということでありますので、何ら問題はないと思います。

使用については子育て支援部おやこ応援課のみで使ってくださいということで、ちょっと不自由さを感じないわけではありませんが、このことについてもおおむね理解しております。

契約内容については理解ができましたが、では、おやこ応援施設管理費で行っている事業の内容についてはどのようになっているか、伺います。

**○柴田子育て支援部おやこ応援課長**　おやこ応援施設管理費については、妊娠期から子育て期にか

けて切れ目のない相談支援を行うため、施設の適切な維持管理のほか、令和６年６月から、北海道新聞社への委託により、おやこサポート事業も実施しております。

おやこサポート事業は、毎週、土・日曜の１０時から１４時まで、おやこ応援課ｗａｋａ・ｂａプレイルームにおいて、妊婦や親子が気軽に滞在できる場所として、おもちゃを設置したおやこわくわくひろば、保護者の子育てスキルの向上を図るとともに楽しさや安心を提供できるよう、育児等に関する講座を実施するおやこ応援プログラムを実施しています。

**○菅原委員**　さらに聞いてまいります。

それでは、おやこサポート事業の利用者数はどのようになっているのか、伺います。

**○柴田子育て支援部おやこ応援課長**　おやこサポート事業の利用者につきましては、令和６年度は、１０か月間で１千４１６組、延べ３千８０４人で、１日平均では約４４人の利用となっており、６月の事業開始より、徐々に認知度が向上し、利用者が増えている状況でございます。

**○菅原委員**　実は、ついこの間、ｗａｋａ・ｂａへ視察に行ってまいりました。どんなことになったのかなという思いもあったのですが、非常に活発で明るい雰囲気で、子どもたち、それから、お母さんも一緒に遊んでいたりして、大変よい雰囲気でありました。職員の方も明るく接しておりまして、何ら問題はないな、本当にいい場所を提供していただいたものだな、そんな感じを受けて帰ってまいりました。

計算したのですけど、例えば、行われている事業の中のおやこサポート事業は８７日間で１日平均おおむね４４人、トータルで３千８００人ほど、おやこわくわくひろばは５７日間で１日平均４９人、トータル２千７７４人、おやこ応援プログラムは３０日間で１日平均３５人、トータルで１千３０人ということであります。

各事業につきましても非常に活発にやられていて、御家族というか、お父さん、お母さん、それから、子どもさんも本当に楽しくやっており、いい事業だなと思って見学してまいりました。

一定の利用者があって、増加傾向にあることも理解できたわけでありますが、一方で、見方はちょっと変なのでありますが、費用対効果を見ていくと、どうも納得のいかない部分が出てくるんですね。要するに、家賃が月額にすると５００万円に対し、１か月の事業にかかる経費と事業費がおおむね１８６万円となります。この数字だけ見ますと、この事業を把握していない市民にとってはちょっといびつに映るのではないかと個人的に思うのであります。

現在、ｗａｋａ・ｂａに施設の利用を委ねているわけですよね。言い方は悪いのでありますが、いびつな形に見える決算のままでよいか否か、検討する必要性をやはり感じるんですね。そのことについて見解を伺います。

**○柴田子育て支援部おやこ応援課長**　おやこ応援課のｗａｋａ・ｂａにおきましては、先ほど来、質疑のありましたおやこ応援施設管理費に関わる事業のほか、母子手帳の交付や乳幼児健康診査の実施、子育てや不妊治療に関する相談など、妊娠期から出産、子育て期までの切れ目のない相談支援を行っており、安心して産み育てられる体制整備に努めているところであります。

また、旭川市こども向け屋内遊戯場もりもりパークとの回遊性やｗａｋａ・ｂａ近隣の買物公園等における商業施設の利用など、外出時の利便性の向上、中心市街地の活性化にも寄与するものであると考えており、施設賃借料と事業の費用対効果をはかることは難しいところでありますが、今後も、魅力のあるイベントの実施やソフト事業の充実など、多くの子育て世代の方に利用していた

だけるような取組や利用者の満足度が高まるような検討を行いながらｗａｋａ・ｂａの運営を行ってまいります。

**○菅原委員**　例が悪いのでありますが、企業にしてみれば、その事務所として借りている家賃が仮に５００万円であって、事業費が１０万円であると大赤字なわけです。そんな形に見えて仕方がないということなんです。定例会で可決されており、それを承認したわけでありますから問題はないのでありますが、どうもちょっといびつに見える部分があるのかな、そんなふうに思っておりました。

ところで、現在のｗａｋａ・ｂａについてでありますが、収益性を見込める新たな事業などに転換することなどについては可能なのでしょうか、伺います。

**○向井子育て支援部長**　おやこ応援課のｗａｋａ・ｂａについての御質問でございます。

ｗａｋａ・ｂａにつきましては令和４年１０月から現在の場所にて事業を開始しておりますが、先ほど委員からもございましたし、先日、御覧になっていただきましたが、事務のスペースに加えまして、乳幼児健診等で使用しているプレイルームや診察室、相談室などがあって、土日もおやこサポート事業として開放しており、事業以外に活用できるスペースなどが現時点ではない状況でございます。また、契約における使用目的からも、御提案をいただきました収益性を見込める事業を新たに実施することは現段階では難しいところでございますが、附帯決議も付されております。また、先ほど課長からも御答弁させていただきましたが、費用対効果をしっかりはかるということは難しいところではありますけれども、やはり、税金を使って事業をしてございますので、どの事業も費用対効果は常に念頭に置く必要があるというふうに考えております。

そうしたところではありますけれども、引き続き、ｗａｋａ・ｂａにつきましては、利用者の声や社会経済情勢も踏まえて、検証を行いながら安定的なサービスを提供していくとともに、実際にお越しいただく保護者や子どもさんにとって満足度が高く、魅力のある施設となるよう、妊娠期から子育て期の方にとって必要な新たな事業やニーズがある場合には迅速に検討していきたいと考えております。

**○菅原委員**　先ほど申し上げたとおり、何ら問題はないし、見学した限りでは、もう既に狭さも感じたりして、それはそれでよいことかな、そんなふうに思っておりました。

一方で、１０条１１丁目に子ども総合相談センターがありますよね。表現は的確ではないのですが、子ども総合相談センターとコラボし、事業が展開できないかなと考えました。

旭川市子ども総合センターの事業概要、役割について伺ってまいります。

**○草野子ども総合相談センター所長**　子ども総合相談センターは、令和６年度から児童福祉法に基づくこども家庭センターの児童福祉機能を担う機関と位置づけておりまして、子育て支援相談員等の専門職を配置して子どもや家庭に関わる様々な相談対応を行うほか、児童虐待防止に関わる普及啓発、児童相談所と連携をした通告事案への対応、要保護児童対策地域協議会の調整機関として個別ケース検討会議の開催事務などを担っております。

また、社会資本整備総合交付金を活用して整備した公共施設でありまして、平成２８年度に供用開始して以降、その一部を地域に開放されたスペースや研修・会議室として利用していただいているところであります。

**○菅原委員**　子ども総合センターも見学させていただきましたが、事務室にエアコンがないのです

ね。皆さん、暑い中でお仕事をしておりましたので、エアコンをつけてあげたいなと思っております。よろしくお願いします。

今、御答弁があったとおり、非常に充実した施設だなと思っております。

先ほど申し上げたｗａｋａ・ｂａと子ども総合相談センターの両方ともがさらに充実するような事業の活用をするために、旭川市子ども総合相談センターの事業形態とｗａｋａ・ｂａの事業形態との相互関係を見直し、構築していくことで何か新しい方向性の糸口といいますか、そういったものが見えてくるのではないかと考えたのでありますが、見解を伺ってまいります。

**○草野子ども総合相談センター所長**　おやこ応援課と子ども総合相談センターは、先ほど御答弁いたしましたこども家庭センターとして一層の連携を深めているところでありまして、個別ケース支援に関わる定例会議を毎週開催したり、支援対象の御家庭におやこ応援課の保健師や子ども総合相談センターの相談員が同行して訪問するなど、双方の強みを生かした支援に努めているところです。

こうした両課の一体的な運営を推進していくに当たって、ｗａｋａ・ｂａを拠点に展開をしている事業につきましても、子育て世代の利便向上ですとか、中心市街地の活性化といった政策的な意義を損なうことがない場合は子ども総合相談センターを会場として事業を実施するということも選択肢の一つとなると考えておりまして、それぞれの拠点の優位性を生かしたよりよい事業手法の検討に努めてまいります。

**○菅原委員**　視察してまいりましたが、子ども総合相談センターには立派な会議室あるいは研修室が備えられております。ただし、使用率を見てみると、残念ながら大変低いのであります。ここに令和２年度、３年度、４年度、５年度、６年度の資料がありますが、２０％前後の使用率になっておりまして、これはどういうことなのかなと思っております。

低迷している原因はいろいろあると思いますが、研修室、会議室など、貸室の稼働率の低迷について、改善策などは考えておられるのか、伺います。

**○草野子ども総合相談センター所長**　子ども総合相談センター研修・会議室の稼働状況につきまして、過去５年の利用件数及び稼働率の推移を申し上げますと、令和２年度に５６３件、稼働率１７．４２％だったものが、コロナ禍の令和３年度には８５８件、稼働率は２６．５６％まで上昇いたしましたが、その後、減少に転じて、昨年度、令和６年度は５０９件、稼働率１５．７５％という過去５年で最も低い稼働率となったところです。

御指摘をいただきましたとおり、近隣における同じような会議室の稼働率と比べましても低い数字となっておりまして、公共施設の活用という観点からは課題と受け止めております。

施設を利用いただいている団体の方とのやり取りの中では、Ｗｉ－Ｆｉの設備を設置してほしいとか、駐車スペースを確保してほしいといったハード面の整備に対する御要望がある一方で、我々としましても、地域の方々が利用できる施設としての周知が不足しているということも稼働率が低い要因の一つと認識しております。

そのため、今年度の取組ですけれども、学校の長期休業中におきまして、空き会議室を中高生の自習室として開放を始めたほか、今後も長期休業以外の期間にも学習などのために立ち寄れる施設であるということを発信していきたいと考えております。

また、徒歩圏内の地域に焦点を絞りながら、身近な地域で集会等の場として活用いただける施設だということの周知に努め、公共施設としてのさらなる活用につなげてまいりたいと思っておりま

す。

**○菅原委員**　稼働率の低さにつきましては、こう言ってはなんですが、ＰＲ不足も否めないなと思っております。

ただ、研修室、会議室につきましては、どうしても研修で使う、あるいは、何かの会議で使うということではなく、もっと幅広く、例えばダンス教室でもいいではないですか、そういったことで少し柔軟に考えて使用率を上げていったらどうかなと思います。

それから、先ほどｗａｋａ・ｂａのお話を少しさせていただきましたけど、ｗａｋａ・ｂａで何か事業的に日程的に詰まるようなことがあれば、子ども総合相談センターの会議室を使う、そんなことも考えていくと両方の事業がもっとうまくいくのかな、そんな感じを受けたわけであります。

見学する限り、あそこは駐車場が非常に少ないんですよね。会議室に１００人が入っても、駐車台数が１０台とか５台とかだと、これはどうしたもんかなあ、そんなふうに思います。

しっかり調べたわけではありませんが、駐車場の確保はできないものなのでしょうか、伺います。

**○草野子ども総合相談センター所長**　子ども総合相談センターにおいては、施設の正面、側面に最大２５台の駐車スペースを整備しております。

ただ、実際の運用に当たりましては、貸室利用者以外の施設利用者や相談などでお越しをいただく方もいらっしゃいますので、そうした方向けの駐車スペースを確保する必要がありまして、施設の予約に際しては駐車スペースが２０台程度であることや公共交通機関の利用や乗り合いによる来館を促しているような現状にあります。

施設の周辺に適当な空き地がないということもありますし、駐車場確保に係る費用対効果という観点を踏まえると、現時点で施設の外に別に駐車場を確保することは難しいというふうに認識しております。

現状においては、参集予定者の数を勘案しながら、駐車スペースの確保が必要な場合には、前段の御案内に加えまして、隣接する学校施設等への駐車許可をその都度打診するような対応を行って、必要な駐車スペースの確保に努めていきたいと思います。

**○菅原委員**　今、るる質問してまいりましたけど、ｗａｋａ・ｂａと子ども総合相談センターの事業については何ら問題ないと申し上げました。しかし、２つの施設がうまくコラボして事業をしていくともっとスムーズに進んでいくことがあるのかなという感じがしたので、質問をさせていただいたということであります。引き続き職員の皆さんには子どものために頑張っていただきたい、そんな思いです。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

昨日も質問がございました優佳良織のことについて質問をしてまいります。

１０款５項１目でありますが、一部ダブる部分もございます。ただ、微妙に内容が違いますので、質問をさせていただきたいなと思っております。

まず、優佳良織普及促進事業補助金の目的とその決算額について伺います。

**○坂本社会教育部文化振興課長**　優佳良織普及促進事業補助金は、旭川発祥の毛織物、優佳良織を継承する合同会社優佳良織工房が実施する織り子の育成を補助するとともに、市民や観光客を対象とした織り体験事業を側面から支援することで同社の安定的な運営と認知度向上を図り、優佳良織工芸の観光資源、地域産業としての発展を目指すことを目的としており、令和６年度の決算額は３

３０万５千円となっております。

**○菅原委員**　現在、優佳良織というのは一つの企業だと思います。

明確な数字等については分かれる部分が多いと思いますが、優佳良織の売上げなどはどのようになっているのか、分かる範囲で構いませんので、お答えいただきたいと思います。

**○坂本社会教育部文化振興課長**　優佳良織に対する支援につきましては令和元年度から行っておりますが、その間の販売元である合同会社優佳良織工房の売上げについて、令和２年度から令和４年度は、コロナ禍による観光需要の低迷により、当初想定の４分の１ほどに落ち込み、苦しい状態が続いておりました。令和５年度以降は、観光需要の回復に伴い、売上げも上昇したようですが、ここ最近は、インバウンドの増加や物価高に押され、主な購買層である国内の観光客の来店が減少しており、低迷していると伺っております。

**○菅原委員**　これはあくまで個人企業のことでありますから、余計な心配をしないでもいいのかなと思いますが、商品の売上げがないと企業としては成り立たないと思います。

どこまで介入といいますか、口出しといいますか、していいのか分かりませんが、現在の優佳良織のデザインは北海道の大自然や草花を題材としていますよね。しかし、多種多様なデザインの見直しなどの検討はできないのか、あるいは、新商品の開発やそのアイデアなどは検討されているのか、これも分かる範囲で構いませんので、伺いたいと思います。

**○坂本社会教育部文化振興課長**　優佳良織の知的財産権は創設者である木内綾氏の御遺族が所有しており、優佳良織工房の一存でデザインの改変や開発はできず、御遺族との協議により認められるような内容のものであれば新たなデザインをつくることは可能とのことであり、これまで有名アパレルブランドとのコラボによる新たなバッグやお薬手帳のカバーといった商品を開発、販売していると優佳良織工房からは伺っております。

**○菅原委員**　いろいろな商品開発がされているということであります。

旭川市にとって優佳良織というのは伝統工芸でありますので、やはり潰すわけにいかないということだと思います。しかし、まだまだＰＲも足りないなというふうに思っております。

例えば、帯広のお菓子屋さんの六花亭でありますけど、六花亭の包装紙なんかは坂本直行さんの図柄ですよね。坂本直行さんというと、坂本龍馬のおいの孫に当たる方だと思いますけど、あの包装紙はすごく印象に残るんですよね。

例えば、昔からある三越の包装紙なんかも高級感があって、三越の袋を持っていると何かいいものを買ったのかなとなります。

そこで、有楽町にある北海道のアンテナショップでは、例えば、旭川の商品についてはそういった優佳良のデザインをした包装紙で包んでもらうとか、商品だけでなく、そういったことも考えられるのかなと思っておりました。いろんな商品の開発があるでしょうけど、伝統工芸を守っていくという観点から、もっとアドバイスが必要じゃないかと思うんですね。そういったアイデアを市からどんどん提供していくといったことが求めるのかな、そんなふうに感じております。

今申し上げたとおりでありますけど、そもそも企業として成り立っており、スタッフというのはそろっているんでしょうか、そういうことも聞きたいと思います。

**○坂本社会教育部文化振興課長**　優佳良織工房の人員体制についてですが、今年度当初は、代表の方のほか、講師１名、織り子１名という最低限の体制でスタートしたところです。しかし、本事業

で補助している織り体験を機に、継続して織りの練習に通われている方が一定数いらっしゃることから、そのうちの２名の方をパート雇用し、新たな織り子候補として育成を開始したと聞いております。

売上げ低迷による厳しい経営判断が必要な状況下において、本市が人員体制のよしあしを判断することはできませんが、今後の文化保存の観点から新たな織り子の育成が開始されたことは望ましいことであると考えております。

**○菅原委員**　思うんでありますが、先ほど申し上げたとおり、市の伝統工芸という観念からいうと、優佳良織を全国に発信しなきゃいけない、そんな思いが強いのであります。

そのＰＲは市独自でできないものなのでしょうか、再度お聞きします。

**○坂本社会教育部文化振興課長**　優佳良織を対外的にＰＲすることは、旭川の文化の発信のみならず、観光や地域経済の振興に寄与するものであると考えており、当面は、優佳良織普及促進事業補助金による宣伝広告費への補助を継続するとともに、全国はもとより、市民への周知も重要であるため、広報誌への取組掲載や他部局との連携により、織り体験参加者の増加に向けた地域へのＰＲなど、旭川発祥の染め織工芸である優佳良織の市内外における認知度の向上に取り組んでまいります。

**○菅原委員**　いろんなことがあって、今、優佳良織については低迷をしているわけでありますけど、伝統工芸品としてしっかりその地位を確保していただきたいな、そんな思いがあります。

旭川市としてのなお一層の協力体制が必要ではないかと考えますが、今後のバックアップ体制はどのように考えているのか、伺います。

**○田村社会教育部長**　優佳良織の支援につきましては、これまで、文化保存の観点から、織り子育成による技術伝承としての支援、補助を社会教育部が主体となって実施してきたところでありまして、これも継続してまいりますけれども、やはり、文化保存のためには唯一の担い手であります優佳良織工房の安定的な経営といったものが必要でございます。そのためには一定の売上げ確保も必要でありますことから、今後は、経済部など、関係部局との連携強化を図りながら、先ほど課長からお答えしたような他の企業とのタイアップ商品のさらなる開発、あるいは、ホテル等の施設、店舗での活用といった企業間取引での新たな販路開拓などを取り次ぐといった支援を検討してまいります。

**○菅原委員**　市がどんどん介入をして、何とかみんなで盛り上げていただきたいと思います。それは市に返ってきますので、何とか頑張っていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の質問に参ります。

１０款５項１目の文化振興費について質問してまいります。

文化振興に力を注ぐということはまちづくりの観点では未知数とはいえ、文化振興に果たす役割やその影響は計り知れないものと考えております。そういったことの流れによって、今まで見えてこなかったものが緩やかに顕在化していくのかな、そんな思いもしております。

決算額が３８９万１千円ほどありますが、文化振興費の内容について伺います。

**○坂本社会教育部文化振興課長**　文化振興費は、本市の芸術文化の振興及び文化財の保全を図る事業でございまして、具体的内容としましては、旭川市文化賞の授与に係る経費として、賞金などの

報償費、贈呈式用品の消耗印刷費、選考委員会委員への報酬などで４４万８千２７５円、文化財の管理保全に係る経費として、養蚕民家の管理人報酬や上川郡農作試験所事務所棟と旧永山戸長役場に係る機械警備代、それに文化財敷地の土地借り上げ代などで３３８万６千４４８円となっており、そのほか、教育長賞の授与に係る経費なども含めまして、合計で３８９万１千７８８円となっております。

**○菅原委員**　今説明があったとおりでありますけど、市の文化賞の授与に要するもののほか、文化財の管理保全に要した金額が３３８万円であったということであります。ただ、私が思うに、３３８万円をもって旭川に文化振興が浸透していき、また、文化が根づいていくのか、そんな疑問を抱きました。

あえてここでお聞きしますが、文化という広義的に捉えたとき、文化振興の意識や考え方などについてどのような見解をお持ちなのか、伺います。

**○坂本社会教育部文化振興課長**　旭川市文化芸術振興条例では、「文化芸術は、人々の創造性を高め、感性を豊かにし、暮らしに潤いと安らぎをもたらすとともに、すべての人々に感動と生きる力を与えるものであり、活発な文化芸術活動は、地域への愛情と誇りを人々の心に育て、活力ある地域社会の形成に資するものである。」と定めております。

また、文化は、最も広く捉えると、人間が自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身につけていく立ち居振る舞い、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観等、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味しており、具体的な事例で申し上げますと、音楽、文学、美術、演劇などの文化芸術のみならず、アイヌ古式舞踊や地域にある獅子舞などの郷土芸能、茶道や書道などの生活文化、囲碁や将棋などの国民娯楽、有形、無形の文化財、さらには、映画や漫画などのメディア芸術、若者を中心としたサブカルチャー、ポップカルチャーなど、非常に広範囲に及ぶものであります。

**○菅原委員**　ただいま大変御丁寧に説明をしていただいたと思います。

文化というものでありますけど、人間が生活をしていく上で切っても切れない大変大切なものであると認識しております。

今るる説明をしていただきましたが、さらに言いますと、伝統工芸や技術、音楽、絵画、歴史的な建物の保存、それから、博物館、彫刻美術館といったミュージアム、さらには、旭川においては、旭川家具もあれば、北彩都ガーデンなんかもそうでありましょう。それから、旭川市の有名な橋である旭橋や並木など、全てを文化として捉えることができるのかなと思いますし、そういった文化というものは無数にある、そんな感じを受けているところであります。

この項目の３８９万円については広義的に捉えると文化振興費なのでありますが、中身を説明していただいたとおり、ただ単に文化財管理保全費でよいのではないかと思うのでありますが、見解を伺います。

**○坂本社会教育部文化振興課長**　本市の文化芸術の振興に関わる事業は、文化振興費のみならず、指定文化財をはじめとする貴重な文化遺産の修繕や養生などの維持管理を行う文化財保存費があるほか、井上靖記念館や彫刻美術館の管理運営に係る事業、市民ギャラリーや文学資料館の運営や文化芸術活動団体への補助などを計上している文化芸術活動振興費、旭川ミュージックウィーク開催負担金、アイヌ文化の振興に関するアイヌ施策推進費、優佳良織普及促進事業補助金など、経常費、

臨時費を合わせて令和６年度で１７事業ございまして、今後につきましても、各事業の目的を踏まえた適切な事業費の計上と必要な予算の確保に努めるとともに、旭川市文化芸術振興条例に定める基本理念にのっとり、文化芸術の振興を図り、全ての市民が心豊かに充実した生活を営むことのできるまちづくりを推進してまいります。

**○菅原委員**　これまでも文化振興についていろいろ質問をしてきましたけれども、もっと必要な予算を確保して文化の振興を図るべきだ、そんなふうにずっと述べてまいりました。しかし、言い方はよくないのでありますが、予算の確保については残念ながら脆弱で、十分とは言えないと思っております。

先ほど予算の確保に努めるとの御答弁をいただきました。再度、文化の振興に対する意見を伺いたいと思います。

今日は決算審査の委員会ということで発言をしているわけでありますから、予算案についての発言はどうかなと思いますが、文化振興のほかに事業をつけるぐらいなら、もう少し予算を回そうよというようなことで事は進んでいかないのかと思っておりますが、見解を伺います。

**○田村社会教育部長**　委員の御質問に関しましては、私ども社会教育部を非常に応援していただいているとの認識でございます。

私ごとながら、今年４月に初めて社会教育部に参りまして、文化や芸術の振興に関します予算がなかなか思うようになっていないという現状を知りました。

限られた財源で、市全体としても厳しい財政状況にありまして、文化財の維持管理に関わる予算が十分でない中、昨日のえびな委員の御質疑でもお答えいたしましたが、職員自らが草刈りや除雪を行ったり、神居古潭で長きにわたって展示しております蒸気機関車、ＳＬですけれども、あれも大分さびてきており、腐食も目立つということで、昨年度ですか、前社会教育部長の陣頭指揮の下、職員総出でペンキを塗るなど、そういったような対応をしている状況もございます。

しかしながら、国の文化芸術推進基本計画にも定められておりますとおり、文化芸術は心豊かな活力ある社会の形成にとって非常に重要な意義を持つものであると考えております。さきのコロナ禍におきまして様々なことが制限された経験を経まして、文化芸術活動は不要でもなければ不朽でもなく、人が生きていく上で必要不可欠なものであるということが明らかになったというふうに感じているところでございます。

そうしたことも踏まえますと、文化芸術の振興は比較的財政状況等の影響を受けやすい分野ではありますけれども、今後におきましても、必要な予算の確保にしっかりと努めて、文化芸術の振興や郷土芸能の保存、伝承等を通じ、本市の総合計画にもありますとおり、個性豊かな北国らしい文化の振興を図ってまいりたいと考えております。

**○菅原委員**　目を外に向けてみますと、土木関係のことやら、建築関係のことやら、自然やら、いろいろありますが、総体を文化として捉えております。

予算もつきづらく、後回しでもいいのではないかという考えもなきにしもあらずでありますけど、そういった文化の匂いのするまちをつくっていくという観点からいえば、少なくとも少しずつ予算をつけていき、その少ない予算を有効に使っていく、そういった考えに変えていっていただければ、色あせない、色がついてくるまちになってくるのかな、そんなふうに感じております。

今後の予算のときには、毎年、しっかり予算づけをして、少しずつ前進させていただければ、そ

んな思いをしていたところであります。

以上、質疑を終わらせていただきます。

**○品田委員長**　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時４３分

---

再開　午前１０時４５分

**○品田委員長**　再開いたします。

御質疑願います。

**○たけいし委員**　改めまして、おはようございます。

クライマックスシリーズファイナルステージを品田委員長は昨晩も御覧になったかと思いますけれども、まだ今日があります。共に応援してまいりましょう。

さて、旭川市も大勝負所で、来年度予算へつながる決算審査特別委員会です。旭川市民の生活の勝利のため、最終日である本日も共に張り切ってまいりましょう。

私からは、１項目、１０款５項１目、ジオパーク構想推進費から博物館にも少し触れさせていただきながら質疑を進めたいと存じます。

先月、美瑛町、上富良野町で９月２４日から２８日の日程で行われた第１５回日本ジオパーク全国大会十勝岳大会は、約７００人が訪れ、貴重な地質遺産を大地の恵みとして観光や教育へ活用するとともに、防災、減災の取組も強化していくことを確認した大会でもありました。

分散開催で会場が両町に分かれ、ボランティアも奮闘する小さなまちでの大きな大会は大盛況だったようです。地元新聞には、「十勝岳発　大地の鼓動発進」と大見出しがつけられ、大会期間中は、口頭発表やポスター発表、様似町のアポイ岳ジオパークのかんらん岩展示などで両町のホテルや公共施設をフル活用したそうであります。また、関係者向けには、噴火口を望める十勝岳望岳台をはじめ、火山活動を形づくった丘陵地など、十勝岳ジオパーク内を巡る５種類のツアーも実施されました。

各会場の運営は、市民ボランティアも延べ約１００人が担ったり、各地の特産品が販売された物産販売会場では、上富良野高校の生徒が来場者にパンフレットを手渡したり、会場の案内や会議室のマイクの受渡しなどで活躍したそうであります。

実行委員長を務めた角和美瑛町長は、上富良野町保健福祉総合センターかみんでの閉会式で多くの町民や子どもたちが地域に誇りを感じてもらえたと意義を語りました。来年は、１９２６年、大正１５年の十勝岳噴火による大正泥流から１００年の節目を迎えるそうです。今大会で得た学びや各地との絆を今後にも生かしたいと述べました。

十勝岳エリアを巡るツアーも行われ、美瑛町の十勝岳望岳台では地元ガイドが火口を望みながら噴火の歴史を紹介して、参加者の一人はかつての泥流なのだと思うと見え方が変わってくると話したそうであります。

また、上富良野町役場前で開かれた物産展、丘と彩りのふれあいマルシェでは、豊かな大地が育んだ野菜の詰め放題が人気で、もちろん、旭川市などでつくる大雪山カムイミンタラジオパーク構想推進協議会のブースも出展したそうであります。この大会には我が会派のえびな委員も顔を出しておられたとのことで、後ほどじっくりと感想を聞かせていただきたいと思います。

一方で、私は先月末から喧騒の中に置かれておりまして、大会の参加は自粛をいたしました。

仕事をしましょう。質疑に入らせていただきます。

１０款５項１目、ジオパーク構想推進費の概要、令和６年度の決算及びその内訳について、まずお示しください。

**○前川社会教育部社会教育課主幹**　１０款５項１目、ジオパーク構想推進費の概要につきましては、本市及び周辺地域におけるジオパーク構想を推進するため、推進体制の整備及び普及事業を行うものでございます。

令和６年度の決算は、予算現額１千４３０万４９５円に対し、決算額が７０７万２千５００円で、不用額が７２２万７千９９５円となっております。

また、決算額７０７万２千５００円の内訳としましては、周辺７町及び関係７団体で構成する大雪山カムイミンタラジオパーク構想推進協議会への負担金７００万円のほか、ジオパーク専門員の任用に係る費用が７万２千５００円となっております。

**○たけいし委員**　今お聞きした中で不用額７２２万７千９９５円は多いと感じましたが、その理由は何か、確認させてください。

**○前川社会教育部社会教育課主幹**　不用額の理由につきましては、ジオパーク構想推進の体制強化のため、地域おこし協力隊制度を活用したジオパーク専門員２名を採用する予定でしたが、都市部から地方部への移住要件に合わないなどの理由で採用に至らず、専門員の給料や住居賃借料等が不執行となったためでございます。

なお、本年４月からは専門員１名を採用することができ、ガイドやＳＮＳによる情報発信など、様々な活動を行っております。

**○たけいし委員**　４月から専門員１名を採用することができたとの御答弁でありました。

カナダ出身のサザーランド・アレクサンダーさんですね。カナダの大学で地理を学び、ＡＬＴとして来日、三笠市内で働きながら、既に一帯が認定されている三笠ジオパーク普及活動にも関わった方で、地質遺産の魅力を広く知り伝えたいと旭川市の協力隊に応募したとのことであります。

愛称はザンさんですね。登山やキャンプのほか、侍や忍者も大好きとのことであります。頼もしい仲間が増えました。

さて、話を戻しますが、令和６年度は具体的にどのような事業や活動に取り組んできたのか、お伺いをいたします。

**○前川社会教育部社会教育課主幹**　これまで１市７町の地域資源を題材とした講座やツアーを開催しており、令和６年度も、小学３年生から中学３年生までを対象とした大雪山の成り立ちを学ぶ連続講座や石狩川でラフティングを取り入れたジオツアーを引き続き実施したほか、新たに大雪カムイミンタラＤＭＯが主催するまちなかアクティビティにアイヌ文様の缶バッジを作るブースの出展、本市と比布町にまたがる突哨山、当麻町にある当麻山と当麻鍾乳洞を題材としたジオツアー、鷹栖町のお米農家さんでの脱穀体験、地元の食材を楽しむデイキャンプなど、本地域の地形や地質、自然文化を学び、地元を楽しむ事業を行ってジオパーク構想の取組の充実を図ってきたところでございます。

**○たけいし委員**　大雪カムイミンタラＤＭＯは頑張っていると思います。

くだんの美瑛、上富良野での全国大会では減災と観光を分科会で報告したり、全国のジオパーク

関係者によるテーマごとの分科会が美瑛、上富良野の両町で行われ、ジオパークと体験型観光のアドベンチャートラベルを組み合わせた取組の報告や全国の中学生が両町の魅力を探る実地調査もあったそうであります。

火山が生み出した独特の景観を楽しむアドベンチャートラベルのツアーの要素が加わることで観光コンテンツの幅を広げているということでございました。

この実地調査には、中高生が８つのグループに分かれて、美瑛、上富良野の両町の観光スポットや資料館を訪問し、十勝岳の噴火の歴史や景観への影響について学んだそうであります。

島根県のシジミや和歌山県の梅など、全国のジオパーク地域の特産品販売もあったり、この大会はバラエティーに富んだ企画がめじろ押しで、最終日には「わたしたちの地球とこれから」と題したパネルディスカッションも行われたそうであります。

これは子どもたちの目がきらきらで、わくわくするような大会であります。先に認定された十勝岳がうらやましいです。さて、次は絶対大雪であります。負けていられません。

お答えをいただいた事業について、どのような成果があったか、認識をここでお伺いいたします。

**○松野郷社会教育部次長**　事業後に実施しました参加者アンケートでは、自分の住んでいるまちの知らない面を知ることができた、子どもたちは楽しく自然に触れる機会につながった、個人ではできない貴重な体験だった、いろいろな人と交流を深めることができた、勉強になった等の御意見をいただいており、多くの方々からまた参加したいとの声もいただいております。

これらジオパークの事業を通じ、地域の地質や歴史を学ぶのみならず、地域の特徴を生かしたアクティビティーや特産品についても知っていただいたことで、地域への愛着や交流人口の増加など、地域の活性化に対して一定の成果があったものと認識しております。

**○たけいし委員**　大雪山ジオパーク構想は、認定へ向けて、こつこつと精いっぱい頑張っていると思いますが、そもそも、ジオパーク構想はいつから取り組んできたものか、簡単に経緯を御説明ください。

**○前川社会教育部社会教育課主幹**　平成１９年に神居古潭峡谷の変成岩が日本の地質百選に選定されたことをきっかけに、平成２４年度に市民団体あさひかわジオパークの会が結成され、ジオパークの普及活動やジオサイト調査などが実施されてきました。

平成２６年１２月にこの会からジオパーク構想の推進、日本ジオパーク認定に係る要望が本市に提出され、神居古潭を中心としたジオパーク構想の推進を求める決議が平成２７年第１回定例会において採択されております。

これを受け、平成２７年度から庁内ワーキンググループで活動を開始し、平成２９年度に協議会の前段階として準備会を立ち上げ、平成３０年度に現在の大雪山カムイミンタラジオパーク構想推進協議会が発足しております。

**○たけいし委員**　平成１９年に神居古潭峡谷の変成岩が日本の地質百選に選定されたことをきっかけにとの御答弁がございました。

神居古潭の地層は、ＮＨＫの人気番組ブラタモリでも思いっ切り特集をされていましたけれども、神居古潭という地は、明治の初め頃から、それまで豊かな石炭層が発見されていた空知、市来知、今の三笠ですが、その付近までは小樽、札幌に次いで比較的早い時期に開発が進んだのに対して、そこから先の内陸部、特に上川地域は地形の調査すら大きく遅れておりました。

その要因は、何といっても主要な交通路であった石狩川が神居古潭の急流と渓谷によって阻まれていたからでありまして、神居古潭付近は川縁から急傾斜の渓谷になっているため、川から上がって歩くことすらままならぬ難所でありました。アイヌの方々も、この渓谷をニッネカムイ、魔神の住む里として恐れ、数々の神話を生み出しています。上川に入ろうとするごく限られた和人たちもアイヌの方々の協力なしにここを乗り越えることはできませんでした。

神居古潭は上川の入り口に立ちはだかる非常に厄介な存在でありましたけれども、いよいよ本格的な開拓に先立って、渓谷沿いに樺戸集治監、囚人使役による上川道路が開削され、さらに開拓が進んで、道路の対岸には鉄道も通され、ようやく交通路としての厄介者から解放されると一転して、その険しい地形ゆえに景勝地として価値が見いだされるようになりました。

特に、明治３４年に停車場が設置されてからは、景勝見物に加え、花見や紅葉狩りなど、旭川市民や旭川以外の住民にとってもよき観光レクリエーションの場となりました。旭川の歴史は、川上ではなく、川下の神居古潭から始まったのであります。

さて、平成３０年に大雪山カムイミンタラジオパーク構想推進協議会が発足してから今年で７年が経過しました。

ジオパークの認定に至らなかった理由を御教示ください。

**○松野郷社会教育部次長**　当初は、令和２年度の認定を目指し、様々な活動を進めてまいりましたが、当時、協議会に当麻町が参画していなかったため、本構想地域の形がドーナツ型となっており、日本ジオパーク委員会の新規認定の審査方針に示すユネスコ世界ジオパークの考え方の一筆書きの境界となっていなかったこと、また、ジオパーク活動の活動主体が一部に限られていたことなどの状況を総合的に勘案しまして認定申請を見送っております。

その後、コロナ禍を経て、令和５年度に当麻町が協議会に参画し、さらに、本年４月からはジオパーク専門員を採用するなど、現在、活動を活発化させておりまして、認定に向けた環境づくりを進めているところでございます。

**○たけいし委員**　地域が一つの固まりとなって審査を目指すことによって認定に勝機が出てくるといったような御答弁だったかと思います。

当麻町に加入いただき、地域が一体となって観光振興に取り組む体制を整える、また、ジオパーク専門員は、先ほど御紹介したカナダ出身のザンさんですが、大変心強いと思います。

さて、そもそも国内で認定されたジオパークは何地域あるのでしょうか。また、ジオパークの認定を目指している地域は何地域ありますか。

**○前川社会教育部社会教育課主幹**　日本ジオパークに認定された地域は、本年１０月６日時点で４８地域あり、そのうち、１０地域がユネスコ世界ジオパークに認定されております。

また、本地域をはじめ、古関東深海盆、那須烏山、せとうち讃岐、やまなし上野原の５地域が日本ジオパークを目指しているところです。

**○たけいし委員**　全国で日本ジオパークが４８地域あり、この地域のほかにも認定を目指しているというような御答弁でありました。

そもそも、日本ジオパークの認定要件はどのようなものであるか、改めてお伺いをいたします。

**○前川社会教育部社会教育課主幹**　日本ジオパークの認定についてですが、日本ジオパーク委員会審査基本方針によりますと、申請に当たっては、優れた地質・地形遺産を持つ地域で活動主体が日

本ジオパークネットワーク準会員であること、ジオパークを運営する組織体制が確立されており、地質・地形遺産に関する保全・研究・教育普及活動やジオツアーなどを１年以上行っている地域であることなどが要件とされております。

また、新規認定審査で評価するポイントとしましては、地域の地質遺産について理解、保全し、その価値を伝えているか、ジオツーリズムなどの方法によって地質遺産などの地域資源の活用を図ろうとしているかなどが示されております。

**○たけいし委員**　認定審査の評価ポイントで地域の地質遺産について理解や価値を伝えているかとありましたが、旭川市の博物館は、上川盆地の地質や地形をはじめ、動植物についても様々展示されています。

博物館はジオパークの情報発信を行う拠点施設として捉えられるのではないでしょうか。

**○沼田博物館長**　当博物館の常設展示では、上川盆地の形成過程を紹介する上川盆地の生い立ちコーナーをはじめ、旭川の自然環境を森の自然と川の自然に分け、それぞれに生息する動物たちを展示する旭川の自然コーナー、また、大雪山国立公園における植生の変遷や動物の分布、生活様式などを紹介する大雪山自然コーナーなどを設けております。

これらの展示は地域の成り立ちや自然環境について深く学ぶことができる内容となっており、委員が御指摘のとおり、ジオパークの情報発信を行う拠点施設として捉えることができると考えております。

**○たけいし委員**　博物館についてですが、今津市長２期目の公約にシビックプライドの醸成や観光資源、ジオパーク構想の拠点施設としての博物館のリニューアルというものがございました。

市長は、陰に陽に、演説会等でも博物館は旭川の歴史を感じられるものにと市民の皆さんに訴えておりました。

私は、市営の博物館というのは旭川プライドの総本山でなければならないと思っています。そこを訪れた市民が旭川市民であることに誇りを感じられる施設であることが大切で欠かせないものだとも感じております。

同じ建物内にある、例えば大雪クリスタルホールなどは、開基１００年の頃にオープンしたかと思いますけども、あの頃は既に国際会議場を備えておりました。同時通訳のシステムも整っていました。まだＭＩＣＥなんていう言葉が一般化するはるか前の話であります。実は、あの建物は先駆的な建物だったわけでありまして、私はこういったところを見るにつけ、旭川はまだまだやれる、最近はそう感じることが多くなってきました。

しかしながら、博物館の展示内容は全体的に相当前から変わっていないようですが、いつから今のような内容なのでしょうか。

**○沼田博物館長**　旭川市博物館は、平成５年９月１日に旧偕行社の建物から旭川市大雪クリスタルホール内に移転、オープンをしております。その後、１階部分の展示につきましては、平成２０年度に１度リニューアルを行い、アイヌ関連の展示を更新しています。また、地階部分の自然系展示につきましては、適宜、展示品の入替えは実施しておりますけれども、基本的な展示構成については、平成５年の開館以来、大きな変更を加えておりません。

なお、自然系展示に限りませんけれども、新たな知見等については年に数回実施する企画展等において紹介することで常設展示の役割を補完するよう努めているところでございます。

**○たけいし委員**　ただいま企画展のお話がございました。

現在、博物館では、第１０２回企画展「移りゆく街・旭川」と題して、旭川の記憶を撮影し続けてきた今年で結成６０年を迎えるフォト集団北限による写真で振り返る写真展が開催されています。

どうしても道楽的趣味のように一般に思われているが、現在の写真は社会と密着した一つの運動にまで発展しなければならない時代であり、我々は、この北国の厳しい条件の中で自分らの生活を築き上げていく人間の異常なエネルギーをカメラを通じて見詰めていきたいと念願している、北限の言葉の中にはそんな気持ちを託してつけたものである、これはフォト集団北限創立の言葉からでございます。

この北限さんの写真展は、６０年前の旭川の写真から最近の北口榛花さんのパレードの写真まで、旭川の近代の歴史を鮮やかに切り取っています。１０月２６日まで開催中だそうであります。

さて、先ほど市長が博物館は旭川の歴史を感じられるものにと語ったと申し上げましたが、都市の形成を考える上で見過ごせないものに風水というものがあります。京都に開かれた平安京の時代から風水が用いられ、都づくりには欠かせません。旭川にも京都を模して都を築こうとした大変大きな歴史の節目があります。世に言う北京・上川離宮計画であります。

風水は、もともと、都市や住居、お墓などの方角について吉凶を探るため、中国で古くから用いられてきた手法でありますが、御承知のとおり、日本でも京都や江戸の都市建設で応用された歴史を持ちます。

そして、風水で重要視されるのが四神獣という概念であります。東西南北それぞれの方角を守る神獣、神の獣のことでありまして、奈良のキトラ古墳の壁画が有名でありますけれども、北の方角を守る玄武、亀、東を守る青龍、龍、西を守る白虎、虎、南を守る朱雀、鳳凰です。

地形的には、主に北の玄武は丘や山、東の青龍は川の源流、西の白虎は西日を遮る山や丘、そして、南の朱雀は池や沼を表すもので、それらに囲まれた都市が環境が好ましいというふうにされています。

平安京が置かれた場所には、北の玄武として貴船山や鞍馬山、丹波高地などの山々があり、東の青龍には比叡山の藤ノ木川、西の白虎には嵐山が存在をしています。南の朱雀には巨椋池が当てはまり、これらがバランスよく配置され、千年の都の平和と繁栄をもたらしたとも言われているわけです。

風水的な観点で旭川を捉えてみますと、東に石狩川源流、青龍の象徴、西には京都と同じ名前のついた、それも西日を遮る嵐山の白虎、北の玄武としては突哨山がありまして、北の守りとしての役割を果たします。北の玄武の方角には突哨山以外にも北鎮師団と呼ばれます陸上自衛隊第２師団がありまして、文字どおり、北を鎮め、守る役割というような位置に師団は鎮駐しているようなところであります。

２０１０年に北部方面隊で行われた演習は玄武演習と命名され、そのマスコットマークは亀と蛇を組み合せた玄武がデザインされています。しかしながら、長い間、この旭川には、南の朱雀を表す位置にあるべき池、沼がなかったのです。東の青龍には石狩川源流、北の玄武には突哨山、西の白虎には嵐山ですが、南の朱雀、池、沼の象徴とのところに池、沼がなく、惜しいまちだなと思っていました。南の位置に池、沼があれば、風水的にほぼ完璧になるのにと常日頃から思っておりましたけれども、御承知のとおり、何と驚くことに、南の守りの位置に池ができました。

旭川の都市計画史上最大の事業、北彩都事業において、後に鏡池と言われる忠別川の水位が上昇した際に活用する調整池が何と人工的に造成されました。これは何かしらの神の見えざる手といいますか、市役所の皆さんの中にどなたかそういう方がいらっしゃって、ここに池がなきゃいけないんじゃないかと思われたのか、ともかく、何かしらの見えざる力が働いているかなというふうに感じてしまいました。

これで旭川は土地柄的に、風水的に完璧になりました。あとは、ここにいる私たちと市民の皆さんが共に手を携えて、このまちを何とかするだけなのでありまして、試されているというふうに申し上げたいと思います。

ちなみに、旭川風水都市伝説は私の自説です。朝まで話せますけれども、時間がないので、やめます。

さて、話をジオパーク、博物館のリニューアルの話に戻しますが、活用の方向性を変えて再活用していくことはとても大事であります。博物館をジオパークの普及としての位置づけにできるようであれば、今後、バージョンアップしていく必要もあるのではないでしょうか。

**○沼田博物館長**　博物館としましても、常設展示のバージョンアップの必要性については認識をしており、今後、そのための課題や方針について整理をし、検討を進めていく予定です。

検討に当たっては、アイヌ文化を含めた旭川の歴史、文化、自然に関わる内容を充実させ、さらに、ジオパークの要素を取り入れることで博物館が市民の郷土愛醸成に寄与する役割を果たすとともに、多くの市民、観光客等が地域に対する関心、理解を深める施設としての機能を高め、かつ、ジオパーク構想の拠点施設としても機能することを目指して進めてまいります。

**○たけいし委員**　先ほどの御答弁で、大雪山カムイミンタラジオパーク構想が日本ジオパークの認定を目指しているとのことでありますが、認定申請はいつ頃に行う予定でしょうか。

**○松野郷社会教育部次長**　認定申請に関する御質問ですけれども、当麻町の協議会への参画やジオパーク専門員の採用など、日本ジオパーク認定に必要な環境が整いつつあると認識しているところでありまして、できるだけ早期の認定申請を目指しております。

**○たけいし委員**　ジオパークの認定と博物館のリニューアルは車の両輪だと思います。

例えば、知床の世界遺産センターは、ＶＲなどを駆使して、知床の自然をダイナミックに来館者へ見せています。環境省は本当にお金があるのだなというふうに感じるようなすばらしい施設であります。

本市は、旭山動物園に関連して、ＶＲで見せるというようなことは既に実施済みだったかと思いますけれども、ドローンとか、ＶＲとか、ＡＩとか、旭川市博物館にもまだまだ無限の可能性があるなというふうに感じております。お金はないですから、様々な補助金等をにらみながら、ぜひともすばらしいものをつくり上げ、認定を目指していただきたいというふうに考えてございます。

川下から始まった旭川の歴史が川上からはるか世界へ向かおうとしております。認定に向けた今後の取組についてお伺いをいたします。

**○田村社会教育部長**　大雪山カムイミンタラジオパーク構想の地域は、大雪山から上川盆地、神居古潭に至る大地やその生態系の成り立ちとともに、人々の生活や文化と自然をつなぐ歴史がございます。

今後も、こうした魅力をより多くの方々に知っていただくために、貴重な地域資源の保全を図り

ながら、教育やツーリズムの取組をしっかりと進めていくとともに、日本ジオパークの認定に向け、構想地域１市７町の連携をさらに深めてまいります。

**○たけいし委員**　ここから数年が勝負かと思います。

ジオパーク認定のスケジュール感も含めて、博物館のリニューアルも大いに活用しながら、数年後に日本ジオパークの全国大会、大雪大会が盛大に開催されますことを切に願い、私の質疑を終わります。

**○品田委員長**　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時１４分

---

再開　午後　１　時００分

**○品田委員長**　再開いたします。

御質疑願います。

**○笠井委員**　改めまして、こんにちは。

午前中、システム障害がありましたが、午後は無事に再開できるということで、よろしくお願いいたします。

子育て文教の最後の質疑となります。

私からは２つの項目を取り上げたいと思っております。

給付型奨学金についてです。

育英事業特別会計のうち、１款１項２目の育英資金給付型奨学金について質問をいたします。

本事業は、当該年度に高等学校へ入学した生徒の保護者等で所定の要件を満たした方を対象とした奨学金と翌年度に大学や専門学校に進学する予定の学生で所定の要件を満たした方を対象とした奨学金であり、いずれも返還の必要がない給付型の奨学金であることから、生徒や学生、そして、その保護者にしっかりと支援を行っている奨学金と考えております。

まずは、本事業の令和６年度決算概要がどのようになっているのか、伺います。

**○田上子育て支援部子育て助成課長**　育英資金給付型奨学金の決算概要につきましては、予算現額６千５６０万９千円に対しまして、支出済額５千７３７万６千４７９円、不用額８２３万２千５２１円、執行率は８７．４５％となっております。

なお、本事業の財源は、全額、育英事業基金からの繰入金となっております。

**○笠井委員**　全額、育英事業基金からの繰入れということは多くの方々からの寄附で支えられているという事業でありまして、寄附者の思いにしっかり応えていかなければなりません。過去の多くの質疑において、その寄附者の思いに応えるとして給付型奨学金を創設したという認識でございます。

その奨学金について、令和６年度は５千５２９万円を支出していると決算事項別明細書で分かりますが、高校１年生向けと大学等の給付型奨学金それぞれの内訳について、予算に対してどのような結果となっているのか、具体的に伺います。

**○田上子育て支援部子育て助成課長**　給付型奨学金の決算状況についてですが、まず、高校１年生向けの給付型奨学金につきましては１８０人分、１千２６０万円を予算計上しておりましたが、１０１人分、６１９万円の支出となっております。

次に、大学等の給付型奨学金につきましては、入学前に一時金として支給する入学準備金として１００人分、５千万円、大学等の入学後２年目から卒業まで年額１０万円を支給する奨学金として令和５年度に先行しました工業高等専門学校の４年生３人分、３０万円、計５千３０万円を予算計上しておりました。支給実績といたしましては、入学準備金が１２０人に対して４千８８０万円、奨学金が３人に対して３０万円、計４千９１０万円となっております。

**○笠井委員**　大学等の給付型奨学金については予算の範囲内で多くの方へ支給されているということが分かりました。教育に係る経済的負担の軽減を十分に図れたと思っております。

一方で、高校１年生向けの給付型奨学金の実績は予算より大幅に下回っています。

過去の実績はどうだったのか、本奨学金を開始した令和２年度からの支給人数の推移について伺います。

**○田上子育て支援部子育て助成課長**　高校１年生向けの給付型奨学金の支給人数につきましては、令和２年度は１５２人、令和３年度は１２０人、令和４年度は１０８人、令和５年度は１０４人となっております。

**○笠井委員**　令和２年度は１５２人、令和３年度１２０人、令和４年度は１０８人、令和５年度は１０４人ということで、支給の人数が、年々、減少傾向にあると数字から見えます。

ちなみに、今年度、令和７年度の受付はもう終了しておりますが、申請はどのような状況なのか、お伺いします。

**○田上子育て支援部子育て助成課長**　本年度の状況につきまして、当初の申請期限である９月３０日時点で申請件数は１０６件となっており、予算で見込んでいた１８０件に対して申請件数に余裕がある状況でありましたことから、支給期限が１１月中であることを踏まえ、昨年度と同様に、受付期間を１０月１５日まで延長いたしましたが、申請件数は１１７件にとどまり、今年度も予算時の見込みを下回る結果となっております。

**○笠井委員**　受付期間を延長して対応されたということでしたが、今年度も申請が多くないようであります。

これまで申請件数が減少傾向であることを踏まえ、令和６年度はどのような考えで周知を行っていたのでしょうか、お伺いします。

**○田上子育て支援部子育て助成課長**　令和６年度の主な周知といたしましては、各学校に協力いただき、チラシの配布やメールでの周知、広報誌「あさひばし」への掲載のほか、市内全戸に配布されるフリーペーパーに、７月に高校１年生向け、８月、９月には高校１年生及び大学等入学予定者向けの内容の計３回掲載し、幅広く情報を届けるよう努めてまいりました。その結果、フリーペーパー掲載後には問合せ件数が増加しており、一定の効果が得られたものと考えております。

また、周知の方法につきましては、特に保護者の皆様へ直接情報を届けることを意識し、各高校に学校を通じて保護者へのメールでの周知をお願いしたほか、本市の公式ＳＮＳを活用し、広く情報を発信してまいりました。

**○笠井委員**　制度の周知を様々な方法で工夫されているものの、申請件数は依然として横ばいである状況ということが分かりました。

現行の制度では受付の開始が８月となっておりまして、支給が１１月となっております。しかしながら、多くの家庭では、入学前、入学後すぐの時期に教材費のほか、諸費用で支出が増える傾向

があると認識をしております。このため、早い段階で必要な支援が行われることが対象家庭の負担軽減につながると考えられます。

また、別に北海道が実施している高校生等奨学給付金の対象とならない一定程度の所得の家庭を対象としていることから、支給時期の前倒しには限界があるのは十分理解をしております。それでもなお、対象家庭の負担軽減を目指して、可能な範囲で支給時期を早めることに向けた取組を進めていただければと考えております。

この点について御見解を伺います。

**○向井子育て支援部長**　今後の取組についてでございます。

まず、制度の周知に関しましては、これまでも、市内全戸配布のフリーペーパーへの掲載でありますとか、公式ＳＮＳを活用した情報発信、さらに、保護者への直接的なメールの連絡など、様々な工夫を行ってまいりましたが、申請件数が横ばいの状況であるという点につきましては課題であるというふうに考えており、今後、さらに制度の認知度を向上させる取組についても検討してまいりたいと考えております。

また、今御提案のありました支給時期の前倒しということですけれども、現行のスケジュールが申請過程における入学直後また入学前の制服とか、ジャージとか、靴とか、入学の前後に費用がかかるということがあります。しかし、今の状況ですと、そこに十分応えられていないということは私たちも認識しております。

そうしたことから、給付型奨学金制度は北海道の制度との関わりもありますので、一定程度、運用上の制限というのはありますけれども、その上でも、やはり可能な限り、対象家庭の負担軽減を図るべく、支給時期の前倒しについて、具体的な実現可能性を検討し、対象家庭のニーズに即した支援が行えるよう検討を進めてまいります。

**○笠井委員**　前倒しの検討を進めていただけるということでした。地域の方々の温かい寄附ということですから、ぜひ一層の周知と運営の改善を進めていただきたいと思います。また、経済的な事情にも左右されず、全ての子どもたちが安心して学びに向かえる環境づくりを今後も期待し、この項目の質問は終わります。

続いて、愛育センター管理費です。

これまで何度も取り上げております愛育センターですが、昨年からずっと取り組んでまいりました園庭整備も今年に整備開始ということで、非常に期待をしておりますし、通園している保護者の方からも喜びの声が届いております。ホームページには進捗状況が今日も掲載されているようで、早速、保護者の方からこんなホームページができているよという声があり、私も見せていただきました。とても期待をしております。

今回は決算ですので、令和６年度の事業について振り返っていこうと思います。

愛育センター管理費の決算の概要をお示しください。

**○岩崎子育て支援部次長**　愛育センター管理費の決算につきましては、児童発達支援センターとして地域における中核機能を発揮することを目的に、職員の資質向上を図り、利用者の特性に応じた適切な支援の提供及び効果的な施設運営のため、会計年度任用職員の人件費や職員の専門技術向上のための研修費、施設の維持管理等に係ります費用として、予算現額１億６千１０４万２千円に対しまして、支出済額１億５千４４２万６千４０３円となっております。

**○笠井委員**　市内全体の児童発達支援事業所を利用している数を調べてみました。

実利用者数は、過去５年の推移で、令和２年度が４千５９８人、令和３年度が４千５８４人、令和４年度が５千９８４人、令和５年度が６千２７２人、令和６年度が６千５３５人と、こちらは増加傾向にあります。

ほかの事業所と併用されているということで人数も多いのかなとも思うのですが、愛育センターに通所している児童の過去５年間の推移についてもお示しください。

**○岩崎子育て支援部次長**　児童数の推移につきましては、親子通所、単身通所を合わせた各年度末の合計で申し上げますと、令和２年度が１９８人、令和３年度が２０１人、令和４年度が２０８人、令和５年度が１７７人、令和６年度が１６３人となっております。

**○笠井委員**　市内の児童発達支援事業所を利用されている方は増加傾向ということですが、一方で愛育センターの通所児童数が減少しているということは分かりました。

通われている児童数が減少している点についてはどのように考えているのでしょうか。

**○岩崎子育て支援部次長**　愛育センターの通所児童数の減少傾向につきましては、少子化に加え、市内の障害児支援事業所数が増加していること、また、医療的ケアを含めた特別支援保育を行う保育所や認定こども園が設置されるなど、児童の特性や保護者のニーズに合った施設を選択できるようになったことも要因の一つであると考えております。

**○笠井委員**　毎年、事業所評価を行っていると思いますが、利用者の満足度はどうだったのでしょうか、お伺いします。

**○岩崎子育て支援部次長**　令和６年度の事業所評価における満足度に関する項目につきましては、子どもは安心感を持って通所していますか、子どもは通所を楽しみにしていますか、事業所の支援に満足していますかの設問に対しまして、９４％の方々が満足と回答されております。

**○笠井委員**　利用者の満足度は高いということでしたが、一方で、施設整備については、夏に利用した際にエアコンがなく、子ども、職員も大変そうでしたという空調設備に関しての御意見があったと事業所評価を見て分かります。

令和６年度、施設改修でエアコンの設置状況はどうなっているのでしょうか、伺います。

**○岩崎子育て支援部次長**　令和６年度は、親子通所指導室２室と機能訓練室にエアコンを設置し、その費用は５４８万９千円となっております。

なお、今年度につきましてはプレールーム３か所にエアコンを設置することになりまして、子どもたちが療育を受ける部屋全てにエアコンが設置されることとなります。

**○笠井委員**　エアコンの設置は順調に進んでいるということで理解いたしました。

愛育センターは開設から４４年が経過をしており、施設全体に老朽化が進んでいることから、修繕が必要な箇所も多い状況にあるかと思います。また、送迎に使用しているバスについても課題がございます。昨年には、冬だったかな、突然の故障によって運行ができないということになってしまい、急遽、もう一台の小型のバスを活用することで対応したものの、修理期間中は自力で送迎できる保護者の方々の協力を得て、何とか運行を継続したという事例もございました。

また、トイレを改修してほしいという御意見もございました。

全ての修繕や新しく設備をつけるとなるとまた経済的に厳しいと思いますが、整備に関し、今後、愛育センターで計画というのはどのように考えているのでしょうか、お伺いします。

**○岩崎子育て支援部次長**　愛育センターにつきましては、障害のある児童が安心して利用できるよう、その機能を維持するため、令和４年３月に策定しました愛育センター機能維持計画を勘案し、財政状況や施設整備における優先順位なども踏まえながら適切な維持管理に努めているところでございます。

**○笠井委員**　利用者を今後増やしていくためには、施設の環境整備と併せて、愛育センターで提供される機能の強化も必要であると考えます。

令和６年度改正の児童福祉法により、児童発達支援センターの役割として、地域における障害児支援の中核としての役割が今求められております。令和６年度の実施状況についてお聞きします。

発達支援や保護者への支援、専門相談など、令和６年度はどのようなことを行ってきたのでしょうか。乳幼児期の早期支援や発達支援相談の取組についてはどのように実施したのかも伺います。

**○岩崎子育て支援部次長**　令和６年度は、専門相談員による障害児相談支援につきまして、６０件の支援計画を作成いたしました。また、乳幼児健診など、母子保健分野との連携によりまして、発達支援相談の入り口としての相談に対応をしております。

なお、乳幼児期の早期支援、発達相談の充実に向けましては、乳幼児健診後の幼児相談会場に当センターの専門職員を派遣し、保護者の困り感に寄り添った相談対応を行っております。

**○笠井委員**　愛育センターでは、子ども一人一人に合わせた支援を行うため、職員の専門性や対応力の向上も欠かせないと考えております。

特に、発達支援や虐待防止、危機管理など、幅広い知識と実践力が求められる分野であることから、職員研修やスキルアップの機会をどのように確保しているのでしょうか、お聞かせください。

**○岩崎子育て支援部次長**　令和６年度につきましては、児童発達管理責任者研修などの専門研修を１４人が受講しており、関係機関研修には、オンライン受講も含めまして５４回、延べ１５４人が受講をしております。

また、センター内でも、全職員を対象として、外部講師を招きました療育に関する研修、虐待防止、危機管理に関する研修を実施しております。

**○笠井委員**　愛育センターが地域の中で果たす役割として、関係機関や地域との連携は非常に重要だと考えます。特に、発達や育ちに課題を抱える子どもたちを地域の保育現場でどのように支えていくかという点についてはセンターと各園との情報共有や専門職の関わりが大きな鍵になると思います。

こうした園や地域との連携は具体的にどのように行われているのか、また、地域とのつながりをどのように深めているのか、お伺いします。

**○岩崎子育て支援部次長**　保育所等との連携につきましては、事業所への訪問指導や専門職を研修講師として派遣を行っております。

また、令和６年度は、愛育センターの強みでもあります多様な専門職である理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が乳幼児健診や幼児相談、市内の各地域子育て支援センターなどにおいて延べ２７２件の相談を受けております。

**○笠井委員**　様々な場面で相談対応しているということが分かりました。

私自身、愛育センターに子どもを通わせていただき、現場で感じてきたことがございまして、センターの保育士の皆さんは、障害のある子どもたちとの関わりについて、非常に豊富な経験と知識、

そして、確かなノウハウをお持ちだと思います。

子どもとの関わりを通じて障害の特性を的確に捉え、家庭でできる療育の方法を教えていただくなど、ほかの保育園では得られないような学びの機会を数多くいただきました。子ども自身もたくさん成長させていただいており、専門職が身近にいることの強みを実感しています。

例えば、嚥下障害のある子どもには多様な食形態が、しかし、これはほかの保育園では対応していただけませんでした。そして、聾学校も給食の相談した際には食の形態が変えられないということで入学を諦めたという経緯もございます。こういった細かいところに対応してくださるのはすごく強みなのかなと感じております。

食形態は、ペースト、刻み、一口サイズ、スライスまで、そして、誤嚥しやすいお子さんにはとろみ剤をつけたり、本当にきめ細かく用意してくださいます。栄養士、理学療法士、作業療法士、言語の先生も、毎日、各教室を巡回して、この子にはこの食の形がいいねとか、この椅子が姿勢保持しやすいよねとか、食器だったりとか、そういった環境まできめ細かく指導をしてくださっております。

こうした保育と療育が両方できる愛育センターの優れた知識や実践ノウハウをほかの保育園、認定こども園、幼稚園にもぜひ共有していただきたいと考えます。

実際に地域の保育園に親御さんが連れていって、通いたいと言っても、現場に行ったら、やっぱり断られてしまうんですよね。それは保育士に経験がなかったり、どう対応していいか分からない、または、環境がしっかり整備されていないということもあると思うのですが、まずは、こういった保育の現場でしっかり情報を共有していただきたいと考えております。

地域の保育現場全体で障害のある子どもを受け入れる体制の基盤を整えるという観点からもこれは非常に重要な取組だと思います。実際に、センターでは保育所等訪問支援事業も行われており、その事業評価を見ても多くの好意的な意見が寄せられております。しかし、これほどすばらしい療育を行っているにもかかわらず、愛育センターの存在や取組はまだ一般の市民の方々に十分知られていないというのが現状ではないでしょうか。

そこで、伺います。

センターの広報や周知について、これまでどのような取組を行ってこられたのか、お聞かせください。

**○岩崎子育て支援部次長**　愛育センターにつきましては、保育所等訪問支援事業の指定を受けまして、保護者の依頼により、令和６年度は、延べ３２回、各園の訪問を実施したほか、近隣の保育所等との交流保育や、実習生や中学校の職業体験を受け入れるなど、センターの事業についての理解を深めているところでございます。

しかしながら、これまで愛育センターの強みや特徴を知っていただく機会が少なかったことも児童数減少の一因であると考えられますことから、情報が必要な方にしっかりと伝わるように乳幼児健診会場や児童センターなどでの周知を行うほか、今年度につきましては園庭整備リニューアルによる認知度向上にも取り組んでいるところであり、今後につきましても様々な機会を通じ愛育センターの認知度向上に取り組んでまいります。

**○笠井委員**　では、最後の質問になります。

施設の老朽化対策、機能の充実、職員体制の強化など、総合的な課題を踏まえた上で今後の愛育

センターの方向性をどのように描いているのか、伺います。

特に、地域のインクルージョン推進の中核拠点としての将来像について、市としての考えをお聞かせください。

**○向井子育て支援部長**　愛育センターの今後の方向性についてでございます。

愛育センターは公立の児童発達支援センターとしては市内唯一の施設でございまして、障害の程度にかかわらず、どのようなお子さんでも受け入れるというセーフティーネットであることに加え、旭川市こども計画の理念である「すべてのこども・若者が将来にわたって生き生きと健やかで幸せな生活を送ることができるまち」の実現を目指すために果たす役割は大きいものと考えております。

そのため、まずは、先ほど次長からも御答弁いたしましたが、愛育センターを知ってもらい、利用してもらうという認知度の向上に努めるとともに、職員の質の向上や旭川市保育センター、乳幼児健診等とのさらなる連携の強化などのソフト面の充実も必要であるというふうに考えております。

また、先ほど委員からお話がありました園庭の整備工事も進んでおりますけれども、昨年度までは、使用できない遊具が多く、園庭に小石があったり、雨の後はぬかるんだり、安全で適切な療育環境には程遠いようなところもありました。しかし、今、一歩ずつですけれども、適切な療育環境に向けて進み始めたのではないかなと考えております。

しかし、老朽化の部分でいうと、園庭だけではなく、施設全体で、先ほど車の話もありましたけれども、年数がたっておりますので、こうした施設、ハード面につきましても適切な維持管理を計画的に行いながら、関係部局や市民、企業、教育、ＮＰＯなどの地域の多様な主体との協働により、愛育センターのきめ細かな対応、指導など、これらを強みと考えておりますので、その強みを生かしながら地域のインクルージョンを推進してまいりたいと考えております。

**○笠井委員**　愛育センターは、長年にわたり、多くの子どもたちと障害のある御家庭を支えてこられました。まさに旭川の発達支援の拠点であり、地域の宝だと感じております。

現場の職員の皆さんが培ってこられた専門性と実践を積み重ね、今後はさらに、アドバイザリー的な立ち位置として、ほかの保育園、幼稚園、認定こども園の保育園の先生方にもノウハウを共有していただき、障害の有無にかかわらず全ての子どもたちが安心して育つ旭川市内になったらいいな、こういった実現につながっていくよう期待をしております。

今後も、インクルージョンの中核拠点として機能を強化しながら、子どもと御家庭に寄り添った支援の充実をお願いし、私の子育て文教の質疑は終了といたします。

**○品田委員長**　他に御質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**○品田委員長**　他に御質疑がなければ、以上で、認定第１号の分担部分のうち子育て文教常任委員会所管分、認定第５号及び認定第７号の以上３件に対する質疑は、終了いたしました。

なお、石川厚子委員からございました高台小学校ＰＦＩ整備事業の評価についての総括質疑のお申出につきましては、その旨、本分科会閉会後、決算審査特別委員会委員長に報告することといたします。

以上で、総括質疑を除き、本分科会に分担を受けております各号議案に対する質疑は、終了いたしました。

それでは、これをもちまして、決算審査特別委員会民生子育て文教分科会を閉会いたします。

閉会　午後１時３１分